

平成29年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

電子出願制度に関する 調査研究報告書

平成30年2月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

背景

特許庁では、1990年代から電子出願システムを導入し、時代に応じて様々な改善を行ってきた。日本政府による行政手続のオンライン化促進という流れの中で、電子出願制度の更なる利用促進や利便性向上に向けた取組を講じることが望まれており、今後のシステム整備の検討を行うにあたって、制度ユーザーの意見や要望を広く収集する必要がある。

目的

電子出願システムについてのユーザーニーズを調査し、電子出願制度の利用促進や利便性向上の検討に関する基礎資料とする。

■ 国内質問票調査

対象：

インターネット出願ソフトのユーザーである企業・特許事務所又は個人 1027 者
回答は 577 者

■ 国内ヒアリング調査

1. 国内ユーザー：
上記質問票回答者から 10 者
2. 国内専門家：
電子申請に関する専門家 4 者

■ 国内外公開情報調査

1. 日本国特許庁の電子出願システムに関する意見
2. 日本国特許庁以外の政府機関の電子申請システムに関するシステム環境等（10 システム）
3. 海外知財庁の電子申請システムの環境等（22 の国又は地域（24 知財庁））

■ 海外質問票調査

1. 海外知財庁

WEB ブラウザ方式と専用ソフト方式のシステムを併用する知財庁及びその他の知財庁：7 者

2. 海外申請人

WEB ブラウザ方式と専用ソフト方式を併用する国の申請人：2 か国各 3 者

■ アドバイザー会合

委員：5 名（調査に関する助言）

まとめ

- ・ 国内の電子申請システムや海外知財庁の電子出願システムでは、ユーザーの属性や利用態様及び求められるセキュリティレベルに合わせた様々な態様のシステムが提供されている。
- ・ 電子証明書の取扱い、書式チェック時のエラーメッセージ、電子で対応可能な手続範囲の拡大等への更なる改善要望が比較的強い。
- ・ WEB ブラウザ方式のシステム導入にはユーザーの立場によって様々な意見があり、電子証明書による認証方法も含め総合的な検討が必要。

I. 本調査研究の概要

1. 調査研究内容及び実施方法

(1) 公開情報調査

書籍、論文、調査研究報告書及びインターネット情報等を利用して、本調査研究の内容及び政府機関の電子申請システムに関する文献等（海外の文献等を含む）を収集、整理及び分析し、結果を取りまとめた。調査は、以下に例示するような観点から行った。

(i) 特許庁の電子出願システム

日本国特許庁の電子出願システムにおける国内の改善ニーズ・問題意識を調査する（特に、①電子出願システムの環境における WEB ブラウザの採用、②電子出願システムにおいて電子証明書を利用することに関する意見、など）。

(ii) 特許庁の電子出願システム以外の政府機関の電子申請システム

特許庁の電子出願システム以外の政府機関の電子申請システムについて、年間申請件数が多い主な電子申請システム 10 システムにおいて、電子申請の環境（WEB ブラウザ利用、専用ソフト利用など）、各種電子証明書の利用の有無、電子申請率、システムの仕組み・特徴、利用方法、等の調査を行った。

(iii) 海外知財庁の電子出願システム

特許・実用新案・意匠・商標の電子出願システムにおいて、22 の国又は地域における 24 の知財庁に対し、電子出願システムの環境（WEB ブラウザ利用、専用ソフト利用など）、出願時の電子証明書の利用の有無、電子出願率等について調査を行った。

(2) 国内質問票調査

電子出願システムを活用して電子出願を行っている国内企業・弁理士事務所等のユーザー1027 者に対し、下記の観点に基づいて電子出願システムに関する質問票調査を実施した。

- ・ 電子出願システムに関する課題及び改善ニーズ

- ・WEB ブラウザをベースとした電子出願システムの導入ニーズ
- ・電子出願システムにおける電子証明書の利用に関する意見

(3) 国内ヒアリング調査

(i) 国内ユーザーヒアリング調査

本調査研究の内容に関する論点について、国内質問票調査の調査結果を元に、国内企業・弁理士事務所等のユーザー10か所に対してヒアリングを行った。選定の際には、自社で電子出願を行っている企業・弁理士事務所の中から選定し、年間出願件数が大規模な箇所から小規模な箇所まで、網羅的に選定した。

(ii) 国内専門家ヒアリング調査

国内の電子申請に関する専門家、4名に対して、電子申請においてWEB ブラウザをベースとした電子申請システムの導入態様、各種電子証明書の利用をせず電子申請を受け付ける場合の課題（技術的課題、セキュリティ上の課題など）、について、ヒアリング調査を行った。

(4) 海外質問票調査

(i) 海外知財庁質問票調査

専用ソフト方式のシステムとWEB ブラウザ方式のシステムの両方を採用している国又は地域の知財庁に対し、その理由や背景についての情報を得るため、併用している国又は地域の知財庁に対し、質問票を送付した。

加えて、WEB ブラウザ方式のシステムであって複数の異なるシステムを採用している国又は地域の知財庁、近年WEB ブラウザ方式のシステムを採用して運用を開始した国又は地域の知財庁に対し、その理由や背景についての情報を得るため、質問票を送付した。

送付した国又は地域の知財庁は以下のとおりである。

- ・ドイツ、欧州（EPO、EUIPO）、ブラジル、ロシア、米国、フィリピン

(ii) 海外申請人質問票調査

専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムの両方を採用している国又は地域における電子出願システムの使い勝手や使用感についての意見を収集するため、当該国又は地域の電子出願システムのユーザーに対し、質問票を送付した。

送付した国又は地域は以下のとおりである。各国についてそれぞれ 3 者について質問票を送付した。

- ・ドイツ、中国

2. 調査結果の概要

(1) 公開情報調査結果

(i) 特許庁の電子出願システム

これまでにパブリックコメント、文献等において表明されている意見・提言において、ユーザーインターフェースの改善を求める意見のなかで、WEB ブラウザ方式のシステムの採用が求める意見があった。また、電子証明書の利用に関する意見に関しては、現行の電子証明書に代わる日本国特許庁専用の電子証明書の発行や、日本国特許庁独自の認証システムによる本人確認に関する意見があった。

(ii) 特許庁の電子出願システム以外の政府機関の国内電子申請システム

① 電子申請システムの環境

調査対象とした 10 の電子申請システムは、WEB ブラウザ方式のシステムを備えるが、専用ソフトの環境も併用しているシステムは、4 つのシステムであった。併用しているシステムにおいては、WEB ブラウザ方式のシステムを軽微な手続用に使用しているもの、専用ソフトと WEB ブラウザとが同じ機能を有するもの、専用ソフトで一部の手続のみ対応し、WEB ブラウザ方式のシステムでほとんどの手続を行うものと様々な態様があった。

② 各種電子証明書の利用の有無

電子証明書を必要とするシステムが 5、不要とするシステムが 5 であった。前者は、納税や社会保険等、個人情報や秘匿すべき情報を取り扱うシステムであり、後者については、輸出入の申告や漁獲高の報告など、比較的秘匿の必要性の低い情報について取り扱うシステムであった。後者の場合の認証方法は、ユーザー ID とパスワードを利用する方法が多数を占めた。

③ 電子申請率

電子申請率に関しては、電子申請率が 100%又は 100%に近いシステムは 3、80%以上であるものが 2、50%～60%台であるものが 3、それ以下であるものが 2 であった。権利の登録等に関するものや、特定の業界や利用者を対象としているものなどについては電子申請

率が高い傾向にあった。

④ システムの仕組み・特徴

利用者登録の有無、手数料等の支払方法及び利用環境の特徴について調査したところ、利用登録を不要としているシステムは1のみで、これ以外はすべて利用登録を必要としていた。また、手数料等の支払には、電子納付を採用しているシステムが多く、7つのシステムで採用されている。その他、口座振替や現金納付も選択可能としているシステムもあった。クレジットカードやデビットカードを利用するシステムは1のみであった。

⑤ 利用方法

マイナンバーや法人番号について調査したところ、マイナンバーで申請可能とするシステムは、納税等を扱う e-Tax や社会保険等の総合窓口である e-Gov のみであった。法人番号を使用できるシステムは6つあり、様々な目的で利用されている。

(iii) 海外知財庁の電子出願システム

① 電子出願システムの環境

電子出願システムの環境では、専用ソフト方式のシステムのみを採用しているのは日本のみであった。専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとを併用している知財庁は、EPO（欧州：特許）、SIPO（中国：専利¹⁾、ドイツ、オーストラリア、台湾、ロシア、韓国及び WIPO（PCT）の8つの知財庁であった。これら以外の知財庁ではすべて WEB ブラウザ方式のシステムのみを採用している。

併用の態様は、専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとで同様の機能を利用可能としているもの、専用ソフトでほとんどの手続に対応しつつも WEB ブラウザ方式のシステムについては一部の手続又は法域に限定して提供しているもの、専用ソフトで出願や中間対応、審判請求などの主要な手続を行い、その他の手続を WEB ブラウザから行うもの、WEB ブラウザを一般、個人用として位置付け、主に単件処理に対応させ、その一方で専用ソフトは業務用として位置付けて大量案件一括処理に対応する機能を提供しているものなどがあつた。

使い分けの傾向としては、WEB ブラウザ方式のシステムを個人一般向けとしてユーザー

¹⁾ 「専利」は、日本でいう特許、実用新案及び意匠を指す。

フレンドリーなインターフェースによる手続を可能とし、専用ソフトは業務用として、大量案件の処理等の弁理士らの使用態様に沿った機能を提供している。WEB ブラウザからでも、CSV ファイルを読み込むことで一部の手続については大量案件の一括処理に対応する知財庁もあった。

加えて、WEB ブラウザ方式のシステムを採用又は併用する多くの知財庁では、WEB ブラウザを通して補助的なサービスを提供する。例えば、ログオン後のユーザーエリアにおいて、手続履歴や支払履歴の確認、予納口座等の残高照会、知財庁からの通知の受信、期限や登録した案件に関する権利変動の通知などのサービスを提供している。

WEB ブラウザ方式のシステムのみを採用している知財庁では、その多くが事前にシステムへの利用登録が必要であり、ログオン後のユーザーエリアで手続を行う態様であった。

② 出願時の電子証明書の要否について

専用ソフト方式のシステムの場合、すべての知財庁で電子証明書が必要であるが、WEB ブラウザ方式のシステムの場合は、電子証明書が不要な知財庁もあった。

まず、WEB ブラウザ方式のシステムであって出願時に電子証明書が不要である知財庁は、米国、EPO (Web-form filing)、タイ、フィリピン、ARIPO、イギリス、カナダ、ブラジル、WIPO (ハーグ) の 9 の知財庁であった。米国を除くこれらの知財庁では、システムの利用登録をユーザーに要求し、システムへのログオン時にユーザーID とパスワードを要求することで本人確認を行っている。

米国では、出願時にシステムへのログオンが不要であり、また電子証明書も必須ではないが、その後の手続を行う場合などにシステムへの利用登録とともに電子証明書が必要となる。出願時の本人確認は、出願人の入力情報とともに要求される電子サインにより行っている。

WEB ブラウザ方式のシステムを採用している知財庁で電子証明書が必要な場合、電子証明書を使用するタイミングに幾つかの態様がみられた。具体的には、システムへのログオン時に電子証明書が必要となる場合や、ログオン時はユーザーID とパスワードでよいが手続を行う際（送信時など）に電子証明書が必要となる場合があった。

(2) 国内質問票調査結果

(i) 電子出願システムに関する課題及び改善ニーズ

現在のインターネット電子出願ソフトの使い勝手に関し、「満足している、変更の必要はない」との回答をした者が 29.7%、「満足しているが、変更/追加したい機能がある」と回

答した者が 37.2%であった。全体の 66.9%の者が現在の使い勝手について満足しているとの回答であった。

一方で、使い勝手に不満又は何らかの変更若しくは追加したい機能があると回答した者は、上記の「満足しているが、変更/追加したい機能がある」の 37.2%に加え、「やや不満だが大きな変更はして欲しくない」が 22.7%、「不満であり、積極的に変更して欲しい」が 6.0%であった。合計で 65.9%の者が現在のインターネット電子出願ソフトに対し、何らかの形で改善して欲しいというニーズがあることが分かった。

「満足している、変更の必要はない」と回答した者以外の者に対し、具体的な改善要望項目について複数回答可能として質問したところ、電子証明書の取扱いに関する要望が 48.9%、書式チェック時のエラーメッセージに関する要望が 53.3%、紙の書面のみでしかできない手続があるとしたのが 53.0%であった。電子証明書、エラーメッセージ、対応可能な手続の拡大といった項目に改善要望が集中した。

(ii) WEB ブラウザをベースとした電子出願システムの導入ニーズ

WEB ブラウザ方式のシステムの導入に関しては、すべて又は一部の機能で導入を希望すると回答した者は 21.9%であった。一方で、「あまり導入して欲しくない」が 18.4%、「絶対に導入して欲しくない」が 4.7%であり、否定的な回答をした者は、23.1%であった。WEB ブラウザ方式のシステムの導入については、肯定的意見と否定的意見とを比較すると、若干否定的意見が高いものの、肯定的意見と否定的意見とがほぼ拮抗している。なお、「どちらでもよい」とした者は最も多く、36.2%であった。

この結果をユーザーの企業又は事務所の観点からみると、「すべての機能で導入して欲しい」と回答した者は、事務所全体で 11.5%、企業全体で 18.8%であり、事務所よりも企業の方が WEB ブラウザ方式のシステムの導入ニーズが高い傾向を示した。これは、企業と事務所の規模別（大規模、中規模及び小規模）でみても同様の傾向を示している。逆に、「あまり導入して欲しくない」と回答した者は、事務所全体で 25.2%、企業全体で 11.2%であった。事務所では WEB ブラウザ方式のシステムの導入には比較的積極的ではないという傾向をみせた。

法域別の一部導入という観点でみると、「すべて又は一部の機能で導入して欲しい」と回答した者は、全体で、特許が 21.9%、意匠が 20.8%、商標が 26.0%であり、商標が若干高い傾向を示した。逆に「あまり導入して欲しくない」及び「絶対に導入して欲しくない」と回答した者は、特許が 28.4%、意匠が 29.9%、商標が 34.4%であり、否定的意見が若干高い傾向を示した。

(iii) 電子出願システムにおける電子証明書の利用に関する意見

電子出願システムにおける電子証明書の必要性については、「必要だと思う」という回答が52.3%であり、「できれば使いたくない」の17.5%、「不要だと思う」の5.7%と比較しても、多くの者が電子証明書は必要であるとの認識であることが分かった。

「よく分からない」と回答した者は全体で9.5%であったが、規模別で見ると、小規模の企業で29.2%、小規模の事務所で13.5%の者が「よく分からない」を選択していた。

電子証明書が必要又は不要である理由については、「手順をする者を特定し、なりすましを防ぐ」とした回答が59.2%を占めた。ただし、電子証明書の扱いに関する「電子証明書の管理が面倒」、「電子証明書の取得や更新に費用がかかる」、「電子証明書の取得方法が分かりにくい」の回答がそれぞれ22.9%、20.4%、10.4%であり、電子証明書の目的は理解するが電子証明書の扱いに一定程度の困難を感じているユーザーが存在するという傾向を示した。

また、各種手続における電子証明書の必要性に関する質問に関して、「出願審査請求」が40.7%、「特許料/登録料の納付」が64.4%、「ファイル記録の閲覧申請」で57.6%の者が電子証明書は必要ではないと思われると回答した。

(3) 国内ヒアリング調査結果

(i) 国内ユーザーヒアリング調査

① 現行システムの課題

現在のインターネット電子出願ソフトの機能面や操作性の点に関する改善要望としては、書式チェック後のエラーメッセージ、一括処理対応、データのとり込みや合成時の要望があった。また、システム全体に関する改善要望としては、紙の書面のみによる手続の電子化、電子証明書の取扱い等への要望があった。

② 電子出願システムに求めること

回答では、効率性、安定性及び信頼性を挙げるユーザーが多かった。特に効率性については、時間的制約がなくなり、いつでも手続が可能という時間的側面、手続後の処理の側面、経費削減等の費用的側面など、様々な点で効率化が果たされているという評価を得た。

現在又は今後の電子出願システムに関しても、効率性を求める声が比較的多く、安全性、外部システムとの連携のしやすさなどを求める声もあった。

WEB ブラウザ方式のシステムの導入に関しては、否定的意見と肯定的意見の両方があった。もし導入されるのであれば、現在のインターネット電子出願ソフトとの継続性を維持し、操作面等について大きな変化を望まないという意見も複数挙げられた。商標のみにおける導入、一部機能についてのみ導入、現在のインターネット出願ソフトの操作環境や機能のすべてを実現した形での WEB ブラウザ方式の導入、など、条件付きの肯定意見もみられた。

③ 電子証明書の取扱い

電子証明書の取扱いに関しては、その必要性は認めるものの、電子証明書の取得又は期限切れによる再取得の手續に負担を感じるという声が多く得られた。その他、電子証明書を使用しないで行える手續があるのではないか、電子証明書に代わるより使い勝手のよい代替手段があるのではないか、という意見があった。

(ii) 国内専門家ヒアリング調査

① 電子申請において WEB ブラウザをベースとした電子申請システムの導入態様

政府が促進する手續の電子化の流れは今後も続くため、電子出願システムに関しても同様にその方向性は維持すべきである。手續に関しては、電子化されていない手續の電子化が必要となるだろうとの意見を得た。

WEB ブラウザ方式のシステムへの移行を考える場合、考慮すべき点は多く、セキュリティの観点やシステムの観点からの検討が必要となる。システムの観点からは、全面移行と一部移行とで異なる検討が必要であり、全面移行の場合は、データの保存場所、ハードの負担、印刷や大量案件の一括処理などの機能面での補充等を考慮する必要がある。また一部移行では、ユーザーがシステムの移行により効率面などのメリットを享受できる法域又は手續を検討する必要がある。その他、WEB ブラウザ方式のシステムを導入できれば、スマートフォンやタブレットでの操作の可能性も出てくるため、ユーザーに応じたシステムの提供も視野に入るとの意見があった。

② 各種電子証明書の利用をせずに電子申請を受け付ける場合の課題等

単純に電子証明書を利用するか否かといった検討ではなく、電子出願システムに必要なセキュリティレベルはどのようなものかを設定し、そのセキュリティレベルを達成する為に必要な手段として電子証明書が適しているかを考えるべきではないかという意見が挙げられた。加えて、電子証明書で何を保証するのも考慮すべきであるという意見もあった。すなわち、本人性と原本性のどちら又は両方を保証するのか、それにふさわしい手段は何かを検討する必要があるのではないかという意見であった。また、電子証明書は、企業の社印や個人の実印相当であるという扱いであることから、日本の行政手続における押印の取扱いについても言及があった。

電子証明書以外を利用した認証方法を採用する申請様式としてはドイツの認証付き電子書留での申請などの例が挙げられた。ただし、電子証明書以外の認証方法を採用することは、これまでの電子出願システムの経緯を考えると、逆行するのではないかという意見があった。

(4) 海外調査票調査結果

(i) 海外知財庁質問票調査結果

① 両方のシステムを採用している理由及びその利点

併用している理由としては、多様なユーザーの需要に対応するため、歴史的な事情によるものといった回答を得た。利点としては、WEB ブラウザ方式では常に最新版の状態を維持することができる。専用ソフト方式では、オフライン環境でも作業が可能であるといった点が挙げられた。一方で併用によるデメリットとしては、両システムの運用コストやユーザー側のアップデート対応等が一律ではないといった点が挙げられた。

② 今後の電子出願システムの環境整備に関する方向性

過去に併用していた知財庁も含め、多くの知財庁で WEB ブラウザ方式のシステムに移行している又は移行する予定であるとの回答であった。なお統合する予定はないと回答した知財庁はドイツのみであった。

(ii) 海外申請人質問票調査結果

① 専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムの使用感

WEB ブラウザ方式では、専用ソフトに比べて入力などに時間がかかること、また、WEB ブラウザ方式のシステムであってもその習熟等に時間やコストがかかると。このため、使用者としては併用によるメリットは特になく、専用ソフト方式のシステムの方が効率性といった点や様々なニーズに対応できるという点で専用ソフト方式のシステムを主に使用しているとの回答が多くを占めた。

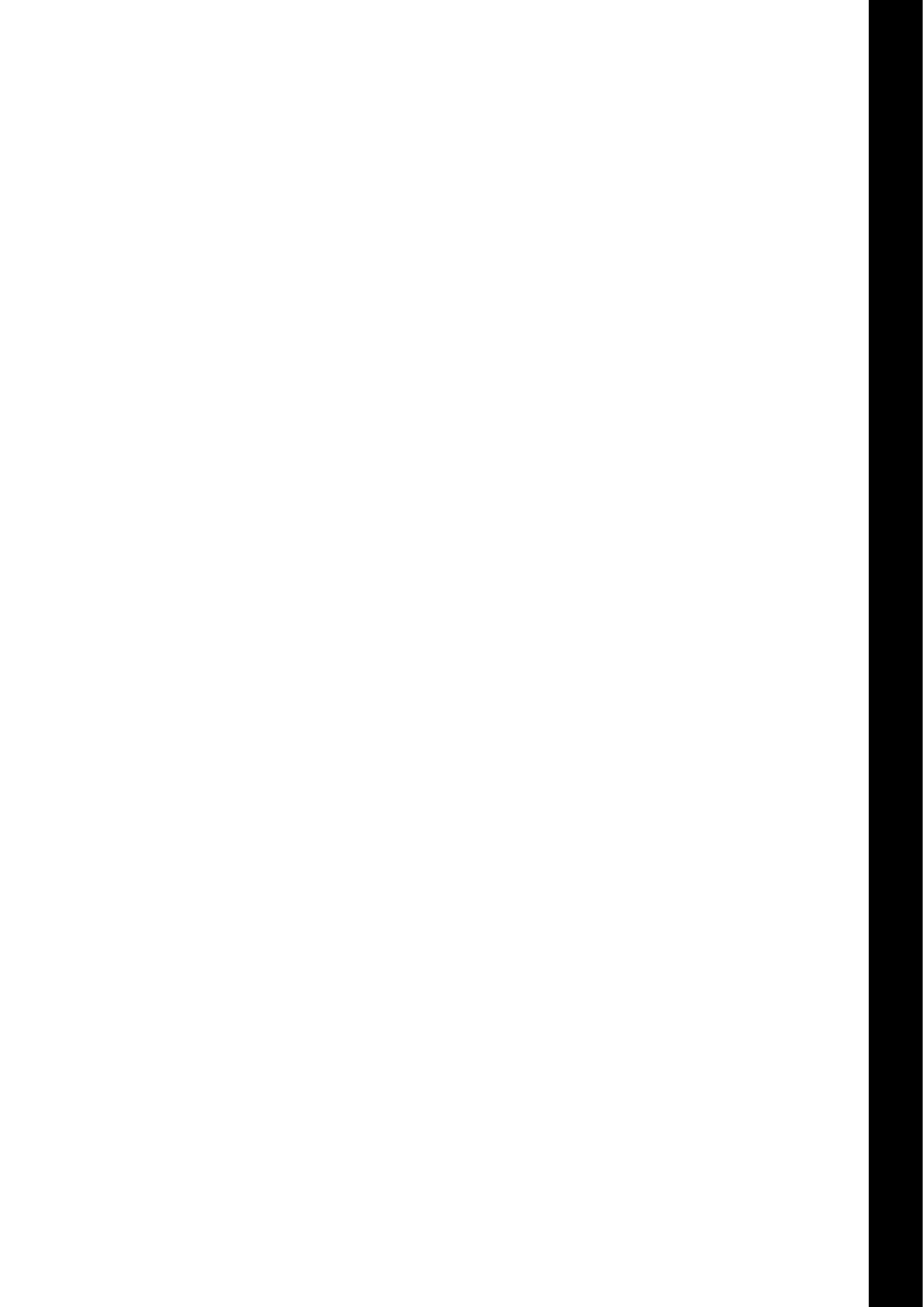
② WEB ブラウザ方式のシステムの利点や欠点

WEB ブラウザ方式のシステムはアップデート等の管理や場所による制限から解放され、出願人によっては使いやすいと考えるという回答を得た。ただし、多くの案件を処理するには向かず、対象者の多くが専用ソフトを使用しているとの回答であった。

(5) 総括

本調査から、現在の日本における電子出願システムは、一定以上の評価を得ている一方で、操作や機能面において更なる改善要望があり、今後の利用促進や利便性向上について検討の余地があることが分かった。ユーザーの意見としても、企業や事務所の規模や個人といった立場の違いにより、多様な意見や要望が存在する。そのような中で、より多くのユーザーの利便性を向上すべく、検討を重ねていくことが必要となるであろう。

加えて、WEB ブラウザ方式のシステムに関しても、専用ソフト方式のシステムに向いている機能を生かしつつ、様々な態様で併用している国内電子申請システムや海外知財庁があることが分かった。セキュリティを始めとして今後の技術開発により実現可能となる機能も含め、どのような態様で運用することがユーザーの利用促進や利便性向上に役立つのかについて、専用ソフト方式か WEB ブラウザ方式か、又は電子証明書を使用するか否かといった二者択一というものではなく、ユーザーの利用促進や利便性向上を実現できる今後の電子出願システムの在り方といった観点から適した方式やセキュリティ、機能の選択などの検討が求められる。



はじめに

特許庁では、1990年に専用端末を用いたオンライン出願と、書類データを格納したフレキシブルディスク（FD）を特許庁に提出するFD出願の二種類の電子出願システムを導入し、当該電子出願システムの導入に伴い、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」（特例法）を制定して法整備も実施した。

そして、電子出願システムの導入後も、1998年にISDN回線を利用したパソコン電子出願の導入、2005年にインターネット出願の導入など、ユーザーの利便性の向上に向けた取組を行っており、出願に占める電子出願の割合は年々向上し、現在では94%（特許・実用新案・意匠・商標）ととても高い割合となっている。

また、日本国政府は、オンライン手続の推進に向けて「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）」を制定し、さらなる行政手続のオンライン利用の普及拡大のため、2008年度～2010年度の間は「オンライン利用拡大行動計画」（2008年IT戦略本部決定）、2011年度～2013年度の間は「新たなオンライン利用に関する計画」（2011年IT戦略本部決定）、2014年度以降は、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（2014年各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を策定することにより、行政手続のオンライン化推進に向けた取組を進めている。

ここで、特許庁では、上述のように、これまでに様々な取組を行ってきたが、政府の方針に従い、さらなる電子出願制度の利用促進や利便性向上に向けた取組を講じることが求められており、当該利用促進や利便性向上に向けた取組においては、制度ユーザーの意見・要望を把握することは欠かせない。

しかしながら、現状、電子出願制度の利用促進や利用支援のために、パソコン出願ソフトユーザー連絡会の開催、電子出願ソフトサポートサイトの設置等を行うことにより、個別の国民・企業等制度ユーザーとの接点は存在するものの、大規模な意見・要望をまとまった形で収集する機会を十分に有しておらず、制度ユーザーの意見・要望を広く取り入れた電子出願制度の改善検討は難しい。

一方、特許庁では、平成25年に改定した「特許庁業務・システム最適化計画」（以下、「最適化計画」という。）を実施しており、当該最適化計画の第Ⅱ期（平成30年度～平成34年度）においては、出願人等の手続について、ユーザー利便性を向上させるためのシステム整備の検討を進める予定である。

そこで、このような状況を踏まえ、本調査研究では、電子出願システムについてのユーザーニーズを調査し、電子出願制度の利用促進や利便性向上の検討に関する基礎資料とすることを目的とする。

本報告書の作成にあたり、国内外での調査にご協力いただいた企業、法律・特許事務所の方々にこの場を借りて深く感謝する次第である。

平成 30 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN



目 次

要約

はじめに

I. 序	1
1. 調査研究の目的	1
2. 調査研究内容及び実施方法	2
(1) 公開情報調査	2
(2) 国内質問票調査	3
(3) 国内ヒアリング調査	3
(i) 国内ユーザーヒアリング調査	3
(ii) 国内専門家ヒアリング調査	3
(4) 海外質問票調査	4
(i) 海外知財庁質問票調査	4
(ii) 海外申請人質問票調査	4
II. 公開情報調査	5
1. 日本国特許庁の電子出願システム	5
(1) 調査対象文献	5
(2) パブリックコメントに寄せられた意見	5
(3) ユーザー団体の意見の整理	8
(i) 日本弁理士会	8
(ii) 一般社団法人日本知的財産協会	9
(iii) 一般社団法人発明推進協会	10
(4) 抽出したパブリックコメント及び団体意見の分析	11
(i) 権限管理に関する意見	11
(ii) 電子証明書に関する意見	11
(iii) システム連携 (API 提供) に関する意見	12
(iv) 情報・データ提供に関する意見	12
(v) ユーザーインターフェースに関する意見	14
(vi) 納付方法に関する意見	16
(vii) オンライン対象範囲拡大に関する意見	16
(viii) 書類フォーマットに関する意見	17
(ix) エラーチェックに関する意見	17
(x) データ交換に関する意見	18

(5) WEBブラウザの採用、電子証明書利用に関する意見.....	18
(i) 電子出願システムの環境におけるWEBブラウザの採用に関する意見の詳細	18
(ii) 電子出願システムにおいて電子証明書を利用することに関する意見の詳細	18
2. 日本国特許庁以外の国内電子申請システム	21
(1) 調査対象手続選定の考え方	21
(2) 調査対象手続	22
(i) 調査対象としたシステム	22
(ii) 対象項目	23
(iii) 調査方法・文献等	23
(3) 特許庁の電子出願システム	24
(i) システムの概要	24
(ii) 電子申請の環境	25
(iii) 各種電子証明書の利用有無	26
(iv) システムの仕組み・特徴	27
(v) 利用方法	34
(vi) 手続促進の取組	39
(4) 各システムの調査結果	40
(i) 総括表	40
(ii) 登記・供託オンライン申請システム	57
(iii) 登記情報提供システム	90
(iv) 海上・航空通関情報処理システム (NACCS)	103
(v) 国税電子申告・納税システム (e-Tax)	120
(vi) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) (社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概 算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口)	137
(vii) 自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS)	153
(viii) 総務省電波利用電子申請・届出システム (無線局免許申請等手続の窓口)	167
(ix) 漁獲管理情報処理システム (海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口)	181
(x) 政府統計の総合窓口 (e-survey)	186
(xi) 特殊車両オンライン申請システム	209
(5) 電子申請システムの環境	225
(i) WEBブラウザを利用する場合の導入態様	225
(ii) 電子証明書 (電子署名) を利用せずに電子申請を受け付ける場合の課題と対 策動向	226

3. 海外知財庁の電子出願システム	251
(1) 米国	251
(i) 概要	251
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	251
(iii) 電子証明書について	256
(iv) 手数料等の納付について	257
(v) 電子出願率	258
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	258
(2) 欧州 1 (欧州特許庁)	260
(i) 概要	260
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	260
(iii) 電子証明書について	264
(iv) 手数料等の納付について	265
(v) 電子出願率	265
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	266
(3) 欧州 2 (欧州連合知的財産庁)	269
(i) 概要	269
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	269
(iii) 電子証明書について	272
(iv) 手数料等の納付について	272
(v) 電子出願率	272
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	273
(4) 中国 1 (SIPO)	275
(i) 概要	275
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	275
(iii) 電子証明書について	277
(iv) 手数料等の納付について	277
(v) 電子出願率	278
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	278
(5) 中国 2 (SAIC)	280
(i) 概要	280
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	280
(iii) 電子証明書について	281
(iv) 手数料等の納付について	281
(v) 電子出願率	282

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	282
(vii) 電子出願システムに関する議論・方針	283
(6) 韓国	285
(i) 概要	285
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	285
(iii) 電子証明書について	289
(iv) 手数料等の納付について	289
(v) 電子出願率	290
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	290
(7) インドネシア	292
(i) 概要	292
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	292
(iii) 電子証明書について	293
(iv) 手数料等の納付について	293
(v) 電子出願率	293
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	294
(8) シンガポール	295
(i) 概要	295
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	295
(iii) 電子証明書について	297
(iv) 手数料等の納付について	298
(v) 電子出願率	298
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	298
(9) タイ	300
(i) 概要	300
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	300
(iii) 電子証明書について	302
(iv) 手数料等の納付について	303
(v) 電子出願率	303
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	303
(10) フィリピン	307
(i) 概要	307
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	307
(iii) 電子証明書について	309
(iv) 手数料等の納付について	309

(v) 電子出願率	310
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	310
(1 1) ベトナム	315
(i) 概要	315
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	315
(iii) 電子証明書について	317
(iv) 手数料等の納付について	318
(v) 電子出願率	318
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	318
(1 2) マレーシア	320
(i) 概要	320
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	320
(iii) 電子証明書について	322
(iv) 手数料等の納付について	322
(v) 電子出願率	323
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	323
(1 3) アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)	325
(i) 概要	325
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	325
(iii) 電子証明書について	327
(iv) 手数料等の納付について	328
(v) 電子出願率	328
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	328
(1 4) イギリス	330
(i) 概要	330
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	330
(iii) 電子証明書について	332
(iv) 手数料等の納付について	332
(v) 電子出願率	332
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	333
(1 5) インド	337
(i) 概要	337
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	337
(iii) 電子証明書について	339
(iv) 手数料等の納付について	340

(v) 電子出願率	340
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	340
(16) オーストラリア	343
(i) 概要	343
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	343
(iii) 電子証明書について	347
(iv) 手数料等の納付について	348
(v) 電子出願率	348
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	348
(17) カナダ	351
(i) 概要	351
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	351
(iii) 電子証明書について	354
(iv) 手数料等の納付について	354
(v) 電子出願率	355
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	355
(18) 台湾	358
(i) 概要	358
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	358
(iii) 電子証明書について	362
(iv) 手数料等の納付について	362
(v) 電子出願率	363
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	363
(19) ドイツ	365
(i) 概要	365
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	365
(iii) 電子証明書について	371
(iv) 手数料等の納付について	371
(v) 電子出願率	372
(vi) 電子出願システムに関する情報提示の構成について	372
(20) ブラジル	375
(i) 概要	375
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	375
(iii) 電子証明書について	378
(iv) 手数料等の納付について	379

(v) 電子出願率	379
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	379
(2 1) フランス	383
(i) 概要	383
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	383
(iii) 電子証明書について	385
(iv) 手数料等の納付について	386
(v) 電子出願率	386
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	386
(2 2) メキシコ合衆国	389
(i) 概要	389
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	389
(iii) 電子証明書について	391
(iv) 手数料等の納付について	391
(v) 電子出願率	392
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	392
(2 3) ロシア連邦共和国	395
(i) 概要	395
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	395
(iii) 電子証明書について	397
(iv) 手数料等の納付について	398
(v) 電子出願率	398
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	398
(2 4) W I P O	401
(i) 概要	401
(ii) 電子出願システムの環境及び構成	402
(iii) 電子証明書について	406
(iv) 手数料等の納付について	407
(v) 電子出願率	408
(vi) 電子出願システムに関する情報提示について	408
(2 5) 小括：海外の電子出願システム	411
(i) 最近の動向について	411
(ii) 電子出願システムの構成について	411
(iii) 電子証明書の取扱いについて	412
(iv) 一覧表：仕様等	414

(v) 一覧表：システム構成（IP5 及び ASEAN 一部）	419
(vi) 一覧表：システム構成（ASEAN 一部、その他の国・地域）	421
III. 国内質問票調査	425
1. 国内質問票調査の方法	425
(1) 調査対象の選定	425
(i) 概要	425
(ii) 調査方法	426
(iii) 調査対象	426
(2) 調査内容	429
(i) 調査項目	429
(ii) 具体的な質問事項	429
(iii) 調査項目と各質問事項との関係	432
2. 国内質問票調査結果の整理・分析	434
(1) 回答受領結果及び回答者基本情報	434
(i) 回答受領結果	434
(ii) 回答者基本情報	437
(2) 調査項目別の回答結果	450
(i) 電子出願システムに関する課題及び改善ニーズ	450
(ii) WEB ブラウザをベースとした電子出願システムの導入ニーズ	493
(iii) 電子出願システムにおける電子証明書の利用に関する意見	508
(iv) その他（申請人特定情報の検討）	520
IV. 国内ヒアリング調査	525
1. 国内ヒアリング調査の調査方法	525
(1) ヒアリング対象者について	525
(i) 国内ユーザーヒアリング調査	525
(ii) 国内専門家ヒアリング調査	525
(2) 質問内容について	525
(i) 国内ユーザーヒアリング調査	525
(ii) 国内専門家ヒアリング調査	525
2. 国内ヒアリング調査の調査結果	526
(1) 調査結果の概要	526
(i) 国内ユーザーヒアリング調査について	526
(ii) 国内専門家ヒアリング調査について	526
(2) 国内ユーザーヒアリング調査結果の詳細	527
(i) 質問 1 について	527

(ii) 質問 2 について	536
(iii) 質問 3 について	539
(iv) 質問 4 について	543
(v) 質問 5 について	547
(vi) 質問 6 について	551
(vii) 質問 7 について	552
(3) 国内専門家ヒアリング調査結果の詳細	554
(i) 質問 1 について	554
(ii) 質問 2 について	559
(iii) 質問 3 について	565
(iv) 質問 4 について	567
V. 海外質問票調査	571
1. 海外質問票調査の調査方法	571
(1) 海外質問票調査の対象者について	571
(2) 質問の内容	571
2. 海外質問票調査の調査結果	572
(1) 調査結果の概要	572
(i) 海外知財庁への質問票調査結果について	572
(ii) 海外申請人質問票調査結果について	572
(2) 海外知財庁質問票調査結果の詳細	573
(i) 電子出願システムについて	573
(ii) 本人確認（電子証明書の取扱い）について	577
(iii) その他の項目	586
(3) 海外申請人質問票調査について	593
(i) 電子出願システムについて	593
(ii) 欧州独自の運用について	601
(iii) 手数料の納付について	606
(iv) 本人確認（電子証明書の取扱い）について	607
(v) その他	608
VI. まとめ	611
1. 公開情報調査結果	611
(1) 特許庁の電子出願システム	611
(2) 特許庁の電子出願システム以外の政府機関の国内電子申請システム	611
(i) 電子申請システムの環境	611
(ii) 各種電子証明書の利用の有無	611

(iii) 電子申請率	611
(iv) システムの仕組み・特徴	612
(v) 利用方法	612
(3) 海外知財庁の電子出願システム	612
(i) 電子出願システムの環境	612
(ii) 出願時の電子証明書の要否について	613
2. 国内質問票調査結果	614
(1) 電子出願システムに関する課題及び改善ニーズ	614
(2) WEB ブラウザをベースとした電子出願システムの導入ニーズ	614
(3) 電子出願システムにおける電子証明書の利用に関する意見	615
3. 国内ヒアリング調査結果	616
(1) 国内ユーザーヒアリング調査	616
(i) 現行システムの課題	616
(ii) 電子出願システムに求めること	616
(iii) 電子証明書の取扱い	616
(2) 国内専門家ヒアリング調査	617
(i) 電子申請において WEB ブラウザをベースとした電子申請システムの導入態様	617
(ii) 各種電子証明書の利用をせずに電子申請を受け付ける場合の課題等	617
4. 海外調査票調査結果	618
(1) 海外知財庁質問票調査結果	618
(i) 両方のシステムを採用している理由及びその利点	618
(ii) 今後の電子出願システムの環境整備に関する方向性	618
(2) 海外申請人質問票調査結果	618
(i) 専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムの使用感について	618
(ii) WEB ブラウザ方式のシステムの利点や欠点	618
5. 総括	619

調査にあたっては当該分野に精通した弁護士、弁理士、産業界有識者及び学識経験者によるアドバイザー会合を編成した。アドバイザー会合では、本調査研究を実施するにあたり、専門家としての知見に基づく各種意見を得た。アドバイザー会合委員の弁理士、産業界有識者、オブザーバーの方々及び事務局は以下のとおりである。

「電子出願制度に関する調査研究」アドバイザー会合委員名簿

委員（五十音順・敬称略）

伊藤 國久 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 総務部長
斎藤 美晴 日本弁理士会 特許制度運用協議委員会 副委員長
(斎藤特許事務所 所長 弁理士)
園 充 株式会社 NTT データアイ 第一事業部推進部長
中馬 真子 一般社団法人 日本知的財産協会 情報システム委員会 副委員長
(パナソニック株式会社)
松本 良平 株式会社 NTT データ 第一公共事業本部 営業担当部長

オブザーバー

沖田 孝裕 特許庁 総務部総務課情報技術統括室
室長補佐（情報技術調査班長）
石井 徹 特許庁 総務部総務課情報技術統括室 室長補佐

事務局

川上 溢喜 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会国際法制研究所
所長
南 政江 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会国際法制研究所
主任研究員（主担当（第Ⅲ部を除く））
増田 一郎 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会国際法制研究所
主任研究員（副担当、第Ⅲ部担当）

<ご協力いただいた企業、事務所等>

調査にあたって次の関係機関・関係者（敬称略）に多大なるご協力・ご助言をいただいた。ここに改めて感謝の意を表する。

米国特許商標庁（USPTO）

欧州特許庁（EPO）

欧州連合知的財産庁（EUIPO）

ドイツ特許商標庁（DPMA）

ブラジル知的財産庁（INPI）

ロシア特許庁（ROSPATENT）

フィリピン知的財産庁（IPOPHL）

Vossius & Partner

Winter, Brandl, Fürniss, Hübner, Röss, Kaiser, Polte – Partnerschaft

BOEHMERT & BOEHMERT

北京銀龍知識産権代理有限公司

北京林達劉知識産権代理事務所（Linda Liu & Partners）

中科專利商標代理有限責任公司

青和特許法律事務所

創英国際特許法律事務所

特許業務法人 津国

権澤特許事務所

株式会社NTTデータ

カゴメ株式会社

ダイキン工業株式会社

日本電産株式会社

ビルマテル株式会社

三菱電機株式会社

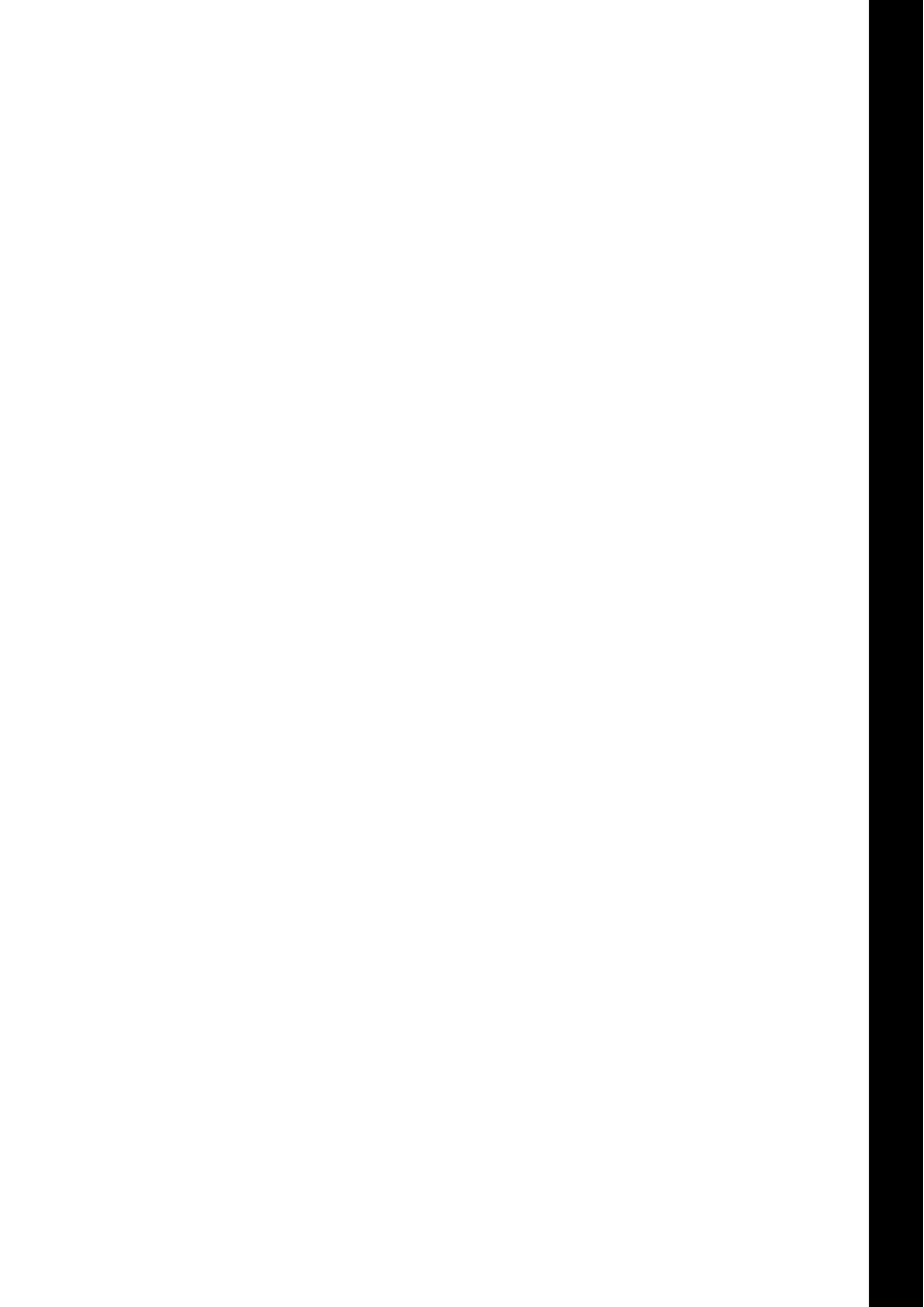
株式会社ロボテック

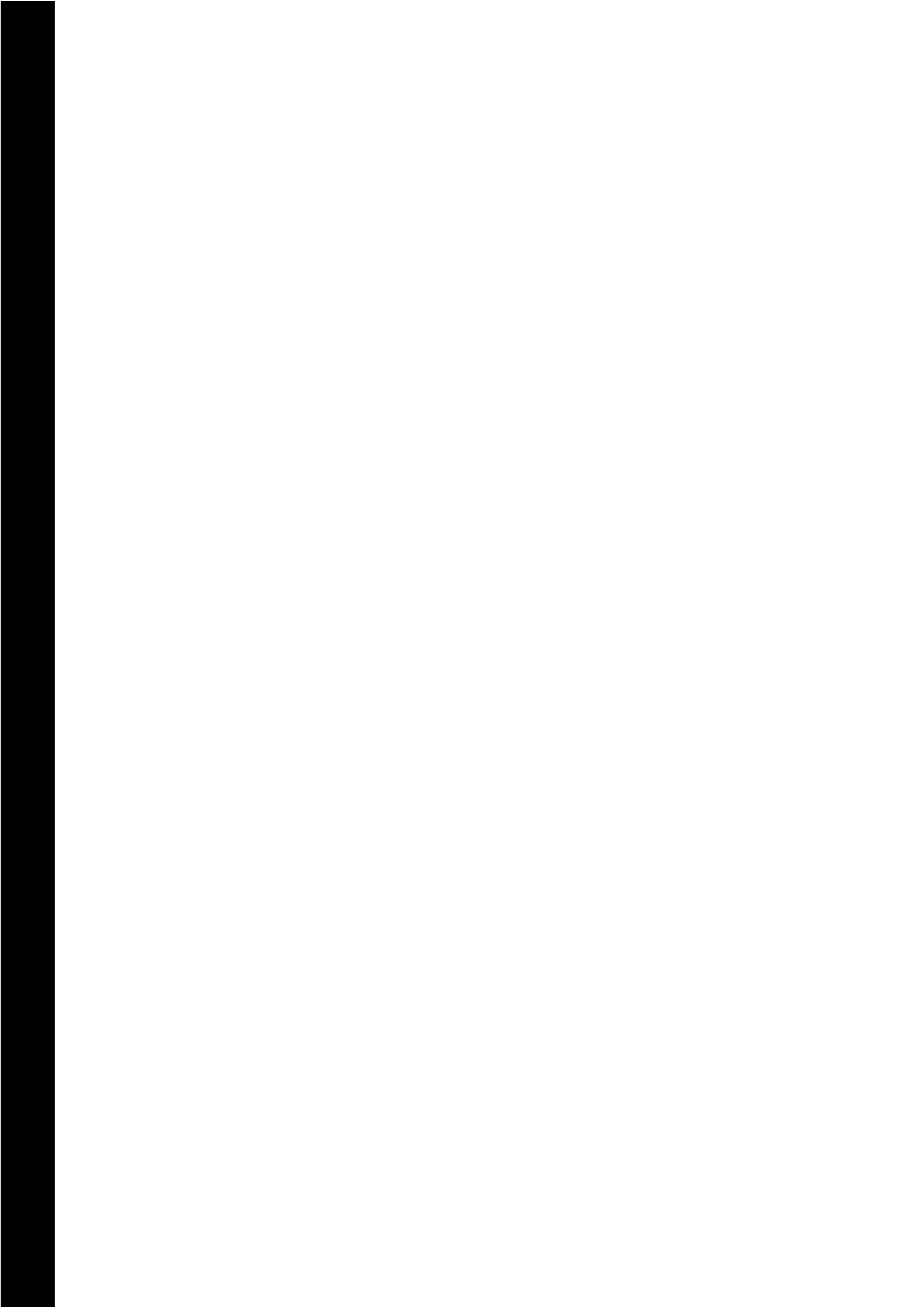
国立大学法人東京工業大学 科学技術創成研究院 教授 大山永昭

専修大学法科大学院 教授 米丸 恒治

経済産業省CIO補佐官 平本 健二

富士通株式会社 青木 鉄男





I. 序

1. 調査研究の目的

特許庁では、1990年に専用端末を用いたオンライン出願と、書類データを格納したフレキシブルディスク (FD) を特許庁に提出する FD 出願の二種類の電子出願システムを導入し、当該電子出願システムの導入に伴い、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」(特例法) を制定して法整備も実施した。

そして、電子出願システムの導入後も、1998年に ISDN 回線を利用したパソコン電子出願の導入、2005年にインターネット出願の導入など、ユーザーの利便性の向上に向けた取組を行っており、出願に占める電子出願の割合は年々向上し、現在では94% (特許・実用新案・意匠・商標) ととても高い割合となっている。

また、日本国政府は、オンライン手続の推進に向けて「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成 14 年法律第 151 号)」を制定し、さらなる行政手続のオンライン利用の普及拡大のため、2008 年度～2010 年度の間は「オンライン利用拡大行動計画」(2008 年 IT 戦略本部決定)、2011 年度～2013 年度の間は「新たなオンライン利用に関する計画」(2011 年 IT 戦略本部決定)、2014 年度以降は、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(2014 年各府省情報化統括責任者 (CIO) 連絡会議決定) を策定することにより、行政手続のオンライン化推進に向けた取組を進めている。

ここで、特許庁では、上述のように、これまでに様々な取組を行ってきたが、政府の方針に従い、さらなる電子出願制度の利用促進や利便性向上に向けた取組を講じることが求められており、当該利用促進や利便性向上に向けた取組においては、制度ユーザーの意見・要望を把握することは欠かせない。

しかしながら、現状、電子出願制度の利用促進や利用支援のために、パソコン出願ソフトウェアユーザー連絡会の開催、電子出願ソフトサポートサイトの設置等を行うことにより、個別の国民・企業等制度ユーザーとの接点は存在するものの、大規模な意見・要望をまとめた形で収集する機会を十分に有しておらず、制度ユーザーの意見・要望を広く取り入れた電子出願制度の改善検討は難しい。

一方、特許庁では、平成 25 年に改定した「特許庁業務・システム最適化計画」(以下、「最適化計画」という。) を実施しており、当該最適化計画の第Ⅱ期 (平成 30 年度～平成 34 年度) においては、出願人等の手続について、ユーザー利便性を向上させるためのシステム整備の検討を進める予定である。

そこで、このような状況を踏まえ、本調査研究では、電子出願システムについてのユーザーニーズを調査し、電子出願制度の利用促進や利便性向上の検討に関する基礎資料とすることを目的とする。

2. 調査研究内容及び実施方法

(1) 公開情報調査

書籍、論文、調査研究報告書及びインターネット情報等を利用して、本調査研究の内容及び政府機関の電子申請システムに関する文献等（海外の文献等を含む）を収集、整理及び分析し、結果を取りまとめた。

調査は、以下の観点から行った。

<特許庁の電子出願システム>

・日本国特許庁の電子出願システムにおける国内の改善ニーズ・問題意識を調査した（特に、①電子出願システムの環境における WEB ブラウザの採用、②電子出願システムにおいて電子証明書を利用することに関する意見、など）。

<特許庁の電子出願システム以外の政府機関の電子申請システム>

・特許庁の電子出願システム以外の政府機関の電子申請システムについて、年間申請件数が多い主な電子申請システム 10 システムにおいて、電子申請の環境（WEB ブラウザ利用、専用ソフト利用など）、各種電子証明書の利用の有無、電子申請率、システムの仕組み・特徴、利用方法、等の調査を行った。

<海外知財庁の電子出願システム>

・特許・実用新案・意匠・商標の電子出願システムにおいて、以下に示す調査対象国の知財庁に対して、調査を行った。

■調査対象国

○IP5

米国、ヨーロッパ（EPO、EUIPO）、中国（SIPO、SAIC）、韓国

○ASEAN

インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア

○その他

アフリカ（ARIPO）、イギリス、インド、オーストラリア、カナダ、台湾、ドイツ、ブラジル、フランス、メキシコ、ロシア、WIPO

■主な調査項目

- ・電子出願システムの環境（WEB ブラウザ利用、専用ソフト利用など）
- ・出願時の電子証明書の利用の有無
- ・電子出願率

<その他>

電子申請システムの環境として、WEB ブラウザを利用する場合の導入態様、各種電子証明書の利用をせず電子申請を受け付ける場合の課題（技術的課題、セキュリティ上の課題など）について、網羅的に調査した。

（2）国内質問票調査

電子出願システムを活用して電子出願を行っている国内企業・弁理士事務所等のユーザー1000 か所程度を対象にして、電子出願システムに関する質問票調査を実施した。

■主な調査項目

- ・電子出願システムに関する課題及び改善ニーズ
- ・WEB ブラウザをベースとした電子出願システムの導入ニーズ
- ・電子出願システムにおける電子証明書の利用に関する意見

（3）国内ヒアリング調査

（i）国内ユーザーヒアリング調査

本調査研究の内容に関する論点について、国内質問票調査の調査結果を元に、国内企業・弁理士事務所等のユーザー10 か所に対してヒアリングを行った。選定の際には、自社で電子出願を行っている企業・弁理士事務所の中から選定し、年間出願件数が大規模な箇所から小規模な箇所まで、網羅的に選定した。

（ii）国内専門家ヒアリング調査

国内の電子申請に関する専門家、4 名に対して、電子申請において WEB ブラウザをベースとした電子申請システムの導入態様、各種電子証明書の利用をせず電子申請を受け付ける場合の課題（技術的課題、セキュリティ上の課題など）、について、ヒアリング調査を行った。

(4) 海外質問票調査

(i) 海外知財庁質問票調査

特許・実用新案・意匠・商標の電子出願システムとして、WEB ブラウザ及び専用ソフトの両者を採用している調査対象国 7 カ国の知財庁に対して、質問票調査を実施した。

■調査対象国

- ・中国、ドイツ、ブラジル、ロシア、米国、フィリピン、欧州 (EPO、EUIPO)

■主な調査項目

- ・電子出願システムの環境として WEB ブラウザ及び専用ソフトの両方を採用している理由及びその利点。
- ・今後の電子出願システムの環境整備に関する方向性 (WEB ブラウザに一本化する等)。

(ii) 海外申請人質問票調査

特許・実用新案・意匠・商標の電子出願システムとして、WEB ブラウザ及び専用ソフトの両者を採用している調査対象国 2 ヶ国において、電子出願システムを活用して海外の自国に電子出願・電子申請を行っている海外企業・弁理士事務所等の申請人各国 3 箇所を対象にして、質問票調査を実施した。

■対象国

- ・中国、ドイツ

■主な調査項目

- ・電子出願システムの環境として WEB ブラウザと専用ソフトのそれぞれの使用感
- ・電子出願システムの環境として WEB ブラウザを利用することの専用ソフトを利用することと比べた利点及び欠点。

II. 公開情報調査

1. 日本国特許庁の電子出願システム

日本国特許庁の電子出願システムにおける国内の改善ニーズ・問題意識を調査するため、パブリックコメント、文献等において表明されている意見・提言を収集した。

(1) 調査対象文献

特許庁が把握する課題等とユーザー意見の整合性を確認するとともに、多く表明されているユーザー属性毎の意見動向などを分析・把握するため、これまでに実施されたパブリックコメントの結果、及び特許庁への意見・提言等が掲載されているユーザー団体の機関誌を対象文献として調査した。

(2) パブリックコメントに寄せられた意見

一般から寄せられた利用者の意見動向についても分析・把握するため、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」²において公開されているパブリックコメントを集計した。

検索対象として、現行のシステム等に対する意見の動向を把握する観点から、直近10年間³に実施されたものを対象とし、それぞれのパブリックコメントより、システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見を抽出した（表1）。

表1 特許庁システム等に関して実施されたパブリックコメント（過去10年）

記号	パブリックコメント結果のタイトル	公開時期	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関するコメント件数
a	特許庁 業務・システム最適化計画（改訂版）に基づく新事務処理システムの設計・開発に対する意見募集結果について	平成19年11月5日	12件
b	「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案」に対する意見募集の結果について	平成20年9月30日	2件
c	「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について	平成22年1月6日	1件

² パブリックコメント案件検索 「電子政府の総合窓口（e-Gov）」HP (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) [最終アクセス日：2017年11月24日]

³ 直近10年間 平成19年11月から平成29年7月の間に公開されたパブリックコメント案件検索のうち、キーワード検索にて「電子出願」の結果が30件、「特許庁」及び「出願」の結果236件の計266件より抽出。「電子政府の総合窓口」HP (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) [最終アクセス日：2017年11月24日]

記号	パブリックコメント結果のタイトル	公開時期	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関するコメント件数
d	「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び特許法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について	平成 22 年 6 月 22 日	1 件
e	「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について	平成 22 年 11 月 5 日	1 件
f	「特許庁業務・システム最適化計画（改定案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について	平成 25 年 3 月 15 日	22 件
g	産業構造審議会 知的財産分科会「とりまとめ」（案）に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方	平成 26 年 2 月 24 日	3 件
h	「特許法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集	平成 29 年 7 月 6 日	1 件
計			43 件

以下に各パブリックコメントに寄せられたシステムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要を整理し、どのような事項に対する意見かを判別しやすいよう意見の類型分けを行った。

類型の結果、「ユーザーインターフェース」及び「情報・データ提供」に関するコメントが全体の 1/3 以上の割合を占めており、公表時期の経過に左右されず、恒常的なニーズ・問題意識がみられた。なお、パブリックコメントには意見提出元が公開されていないため、ユーザー毎の類型は不可能であった。

表 2～表 9 に、各パブリックコメントに寄せられたシステムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要及びその類型を整理する。

表 2 「特許庁 業務・システム最適化計画（改訂版）に基づく新事務処理システムの設計・開発に対する意見募集結果について（平成 19 年 11 月 5 日公表）」の概要

項番	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要	類型
1	権限管理の多様化（申請可能権限、作成等のみ権限）	権限管理
2	大容量公報データの一括ダウンロード可能化	情報・データ提供
3	インタラクティブ申請実現時における API の提供	システム連携（API 提供）
4	特許庁からの提供機能に関する API インターフェース仕様書及び提供スケジュールの早期提示	システム連携（API 提供）
5	特許庁からの提供機能に関する API の提供	システム連携（API 提供）
6	申請者の社内システム等、外部から活用できるような機能の実装	システム連携（API 提供）
7	申請者の社内システム等、外部から活用できるような認証機能の実装	システム連携（API 提供）
8	作成支援機能の充実	ユーザーインターフェース
9	複数の申請書を一括で処理可能なインターフェースの実現	ユーザーインターフェース
10	インタラクティブ申請実現時におけるオンライン／オフライン書類作成機能の併存	ユーザーインターフェース

項番	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要	類型
11	特許庁保有の最新データを利用したエラーチェックの実現	エラーチェック
12	インタラクティブ申請実現によるチェック機能の向上	エラーチェック

表3 「「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案」に対する意見募集の結果について（平成20年9月30日公表）」の概要

項番	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要	類型
1	納付時における口座振替結果の確認簡易化	情報・データ提供
2	特許出願等に関する情報提供時の開示範囲制御	情報・データ提供

表4 「「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について」の概要

項番	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要	類型
1	電子メールによる出願人への通知	情報・データ提供

表5 「「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び特許法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について」の概要

項番	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要	類型
1	電子メールによる出願人への通知	情報・データ提供

表6 「「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について」の概要

項番	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要	類型
1	アクセスコード提供方法の多様化	ユーザーインターフェース

表7 「「特許庁業務・システム最適化計画（改定案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について」の概要

項番	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要	類型
1	権限管理の多様化（申請可能権限、参照のみ権限）	権限管理
2	特許庁専用電子証明書の導入	電子証明書
3	特許庁からの提供機能に関する API インターフェース仕様書及び提供スケジュールの早期提示	システム連携（API 提供）
4	発送書類の電子ファイル提供	情報・データ提供
5	特許庁が保持するデータのリアルタイム提供	情報・データ提供
6	翻訳辞書データ、翻訳後文献の提供	情報・データ提供
7	出願書類の表示・印刷用 PDF 提供	情報・データ提供
8	移転登録申請後のリアルタイム閲覧対応	情報・データ提供
9	複数件一括処理化対応（審査請求や年金納付など）	ユーザーインターフェース
10	インタラクティブ申請実現の早期化	ユーザーインターフェース
11	web ブラウザベースによる出願手続の実施	ユーザーインターフェース
12	出願時に使用するソフトの一本化（国内／国際、日本語／英語）	ユーザーインターフェース
13	オンライン発送書類取得方法の柔軟性向上	ユーザーインターフェース
14	クレジットカード決済の導入	納付方法

項番	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要	類型
15	国際出願手数料の納付方法多様化	納付方法
16	登録証等のオンライン通知化	オンライン対象範囲拡大
17	登録後の表示変更申請、移転登録申請のオンライン化	オンライン対象範囲拡大
18	発送書類の電子化範囲拡大（登録番号通知等）	オンライン対象範囲拡大
19	出願システム・受付システムにおける文字コードの汎用化対応	書類フォーマット
20	書類の形式の一本化（SGML 廃止）	書類フォーマット
21	中間コードの拡充	書類フォーマット
22	国際連携におけるデータ交換のメディアレス化	データ交換のメディアレス化

表 8 「産業構造審議会 知的財産分科会「とりまとめ」（案）に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方」の概要

項番	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要	類型
1	API の提供	システム連携（API 提供）
2	経過情報のリアルタイム提供	情報・データ提供
3	提供データの項目拡充、XML ダウンロードの促進	情報・データ提供

表 9 「特許法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集」の概要

項番	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要	類型
1	アクセスコード提供方法の多様化	ユーザーインターフェース

（3）ユーザー団体の意見の整理

ユーザー団体によるシステムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見の把握・分析のため、各ユーザー団体の公式ホームページ及び機関誌に掲載された意見・提言から、システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見を抽出した。以下に、各団体における意見概要及びその類型を整理する。

（i）日本弁理士会

公式ホームページ及び機関誌に掲載された意見・提言から、システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見を抽出した。抽出した意見の件数については以下のとおりである。また、抽出した意見の概要及びその類型について示す（表 10）。

- ・公式ホームページ掲載分⁴：21 件（公表時期：平成 24 年 1 月～平成 29 年 7 月）
- ・機関誌掲載分⁵：0 件（調査対象期間中の機関紙において、システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見は見受けられなかった。）

⁴ 日本弁理士会の活動＞意見・声明 日本弁理士会 HP (<http://www.jpaa.or.jp/opinion/>) [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

⁵ 知的財産最新情報＞月刊パテントのご案内 日本弁理士会 HP (http://www.jpaa.or.jp/info/monthly_patent/) [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

表 10 日本弁理士会が公表したシステムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見

項番	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要	類型
1	移転登録申請後のリアルタイム閲覧対応	情報・データ提供
2	特許庁が保持する手続データの提供（出願人によるデータバックアップ負担の軽減）	情報・データ提供
3	情報提供サービスの継続的な提供（IPDL 廃止時の対応）	情報・データ提供
4	情報提供サービスの継続的な提供（保守期間中のアクセス不可回避）	情報・データ提供
5	審判の審理資料の参照対応	情報・データ提供
6	審決取消しや原簿閉鎖となった特許情報の継続的な提供外国語特許文献の的確な翻訳及びタイムリーな提供	情報・データ提供
7	情報閲覧サービスの一元化	情報・データ提供
8	審査書類情報、経過情報の迅速な提供	情報・データ提供
9	過去の包袋情報の電子的提供	情報・データ提供
10	意匠、商標の審査経過書類の照会方法拡充（案件番号からの照会）	ユーザーインターフェース
11	意匠検索での提供情報拡充及び検索方法の多様化	ユーザーインターフェース
12	商標検索での提供情報拡充及び検索方法の多様化	ユーザーインターフェース
13	オンライン発送書類取得方法の柔軟性向上	ユーザーインターフェース
14	国際出願時に使用するインターフェースの共通化、一本化	ユーザーインターフェース
15	web ブラウザベースによる出願手続の実施	ユーザーインターフェース
16	特許、実用新案出願時におけるカラー図面への対応	ユーザーインターフェース
17	意匠図面の作図エリア拡大	ユーザーインターフェース
18	国際出願手数料納付方法の多様化	納付方法
19	登録証等のオンライン通知化	オンライン対象範囲拡大
20	登録後の表示変更申請、移転登録申請のオンライン化	オンライン対象範囲拡大
21	当事者系審判のオンライン化	オンライン対象範囲拡大

(ii) 一般社団法人日本知的財産協会

公式ホームページ及び機関誌に掲載された意見・提言から、システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見を抽出した。抽出した意見の件数については以下の通りである。また、抽出した意見の概要及びその類型について示す（表 11）。

- ・公式ホームページ掲載⁶：14 件（公表時期：平成 24 年 1 月～平成 29 年 7 月）
- ・機関誌⁷：2 件（公表時期：平成 27 年 11 月、平成 28 年 11 月）

⁶ 情報発信＞提言・意見 一般社団法人 日本知的財産協会 HP
http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/teigen_iken/12teigen_iken.html [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

⁷ 機関紙＞「知財管理」誌概要 一般社団法人 日本知的財産協会 HP
<http://www.jipa.or.jp/kikansi/gaiyou.html> [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

表 11 一般社団法人日本知的財産協会が公表したシステムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見

項番	システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見概要	類型
1	権限管理の多様化（申請可能権限、参照のみ権限）	権限管理
2	特許庁専用電子証明書の導入	電子証明書
3	特許庁からの提供機能に関する API インターフェース仕様書及び提供スケジュールの早期提示	システム連携（API 提供）
4	リアルタイムでの情報提供	情報・データ提供
5	過去の包袋情報の電子的提供	情報・データ提供
6	過去書類の提供範囲拡充	情報・データ提供
7	出願人が必要な情報（応答期限など）を XML 情報で提供することによる管理負担の軽減	情報・データ提供
8	インタラクティブ申請実現時における、作成願書の外部ファイル保存対応	ユーザーインターフェース
9	インタラクティブ申請実現時におけるオンライン／オフライン書類作成機能の併存	ユーザーインターフェース
10	複数の申請書を一括で処理可能なインターフェースの実現	ユーザーインターフェース
11	手続件数や習熟度に応じたユーザーインターフェースの提供	ユーザーインターフェース
12	公報検索時の検索条件多様化対応	ユーザーインターフェース
13	特定事件に関する情報、書類の一括取得、操作の簡便化	ユーザーインターフェース
14	中間コードの拡充	書類フォーマット
15	グローバルな出願の増加に伴い、出願人が各国知財庁に散在する出願情報を効率的かつ確実に管理できるような書類や項目のコード化、共通化	書類フォーマット
16	特許庁保有の最新データを利用したエラーチェックの実現	エラーチェック

(iii) 一般社団法人発明推進協会

公式ホームページ及び機関誌の調査を行ったが、システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見は見受けられなかった。

- ・公式ホームページ掲載⁸：0 件
- ・機関誌⁹：0 件（調査対象期間中の機関紙において、システムに対する改善ニーズ・問題意識に関する意見は見受けられなかった。）

⁸ 発明推進協会 HP 公益社団法人 発明協会 (<http://koueki.jiii.or.jp/index.html>) [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

⁹ 「発明」誌 発明推進協会電子図書目録 一般社団法人発明推進協会 (https://www.hanketsu.jiii.or.jp/store/top_f.jsp) [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

(4) 抽出したパブリックコメント及び団体意見の分析

パブリックコメント及び団体意見（ホームページ、業界誌）について、類型ごとにまとめなおし、類型毎の意見の傾向を整理した。また、団体意見のうち、パブリックコメント向け意見として掲載されている意見についてはパブリックコメントと一部重複するため、出典欄にその旨を記載している。なお、パブリックコメント等を通じ、既に特許庁に提出されている意見が多い。

(i) 権限管理に関する意見

実施する作業レベルに応じた権限を設定可能にするなど、権限管理の多様化による使い勝手の向上を求める意見が寄せられている（表 12）。

表 12 権限管理に関する意見の概要

項番	意見概要	出典	備考
1	権限管理の多様化（申請可能権限、作成等のみ権限）	パブリックコメント a 「特許庁 業務・システム最適化計画（改訂版）に基づく新事務処理システム的设计・開発に対する意見募集結果について」	
2	権限管理の多様化（申請可能権限、作成等のみ権限）	パブリックコメント f 「「特許庁業務・システム最適化計画（改定案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について」	
3	権限管理の多様化（申請可能権限、作成等のみ権限）	一般社団法人日本知的財産協会 HP（パブリックコメント提出意見の掲載）	

(ii) 電子証明書に関する意見

電子証明書について、特許出願等専用手続専用の電子証明書を求める意見が寄せられている（表 13）。

表 13 電子証明書に関する意見の概要

項番	意見概要	出典	備考
1	特許庁専用電子証明書の導入	パブリックコメント f 「「特許庁業務・システム最適化計画（改定案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について」	
2	特許庁専用電子証明書の導入	一般社団法人日本知的財産協会 HP（パブリックコメント提出意見の掲載）	

(iii) システム連携（API 提供）に関する意見

特許庁からの提供機能に関して API を提供し、申請者の社内システム等、外部から活用できるように実装することを求める意見が寄せられている（表 14）。

表 14 システム連携（API 提供）に関する意見の概要

項番	意見概要	出典	備考
1	インタラクティブ申請実現時における API の提供	パブリックコメント a 「特許庁 業務・システム最適化計画（改訂版）に基づく新事務処理システム的设计・開発に対する意見募集結果について（平成 19 年 11 月 5 日公表）」	
2	特許庁からの提供機能に関する API インターフェース仕様書及び提供スケジュールの早期提示	パブリックコメント a 「（同上）」	
3	特許庁からの提供機能に関する API の提供	パブリックコメント a 「（同上）」	
4	申請者の社内システム等、外部から活用できるような機能の実装	パブリックコメント a 「（同上）」	
5	特許庁からの提供機能に関する API インターフェース仕様書及び提供スケジュールの早期提示	パブリックコメント f 「「特許庁業務・システム最適化計画（改定案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について」	
6	API の提供	パブリックコメント g 「産業構造審議会 知的財産分科会「とりまとめ」（案）に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方」	
7	特許庁からの提供機能に関する API インターフェース仕様書及び提供スケジュールの早期提示	一般社団法人日本知的財産協会 HP（パブリックコメント提出意見の掲載）	

(iv) 情報・データ提供に関する意見

多様な意見が寄せられているが、大きく分類すると、入手操作をより簡易に実施できるように要望する意見、提供をより迅速・リアルタイムに実施できるように要望する意見、提供範囲の拡大を要望する意見について多く寄せられている（表 15）。

表 15 情報・データ提供に関する意見の概要

項番	意見概要	出典	備考
1	大容量公報データの一括ダウンロード可能化	パブリックコメント a 「特許庁 業務・システム最適化計画（改訂版）に基づく新事務処理システム的设计・開発に対する意見募集結果について（平成 19 年 11 月 5 日公表）」	

項番	意見概要	出典	備考
2	納付時における口座振替結果の確認簡易化	パブリックコメント b 「「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案」に対する意見募集の結果について」	
3	特許出願等に関する情報提供時の開示範囲制御	パブリックコメント b 「(同上)」	
4	電子メールによる出願人への通知	パブリックコメント c 「「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について」	
5	電子メールによる出願人への通知	パブリックコメント d 「「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び特許法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について」	
6	発送書類の電子ファイル提供	パブリックコメント f 「「特許庁業務・システム最適化計画(改定案)」に関する意見募集(パブリックコメント)の結果について」	
7	特許庁が保持するデータのリアルタイム提供	パブリックコメント f 「(同上)」	
8	翻訳辞書データ、翻訳後文献の提供	パブリックコメント f 「(同上)」	
9	出願書類の表示・印刷用 PDF 提供	パブリックコメント f 「(同上)」	
10	移転登録申請後のリアルタイム閲覧対応	パブリックコメント f 「(同上)」	
11	経過情報のリアルタイム提供	パブリックコメント g 「産業構造審議会 知的財産分科会「とりまとめ」(案)に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方」	
12	提供データの項目拡充、XML ダウンロードの促進	パブリックコメント g 「(同上)」	
13	情報提供サービスの継続的な提供 (IPDL 廃止時の対応)	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出意見の掲載)	IPDL 廃止後は、J-PlatPat に役割を継承
14	情報提供サービスの継続的な提供 (保守期間中のアクセス不可回避)	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出意見の掲載)	
15	審判の審理資料の参照対応	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出意見の掲載)	
16	審決取消しや原簿閉鎖となった特許情報の継続的な提供	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出意見の掲載)	
17	外国語特許文献の的確な翻訳及びタイムリーな提供	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出意見の掲載)	中韓翻訳システムを提供
18	情報閲覧サービスの一元化	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出意見の掲載)	
19	審査書類情報、経過情報の迅速な提供	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出意見の掲載)	
20	過去の包袋情報の電子的提供	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出意見の掲載)	

項番	意見概要	出典	備考
21	特許庁が保持する手続データの提供（出願人によるデータバックアップ負担の軽減）	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出意見の掲載)	
22	移転登録申請後のリアルタイム閲覧対応	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出意見の掲載)	
23	リアルタイムでの情報提供	一般社団法人日本知的財産協会 HP(パブリックコメント提出意見の掲載)	
24	過去書類の提供範囲拡充	一般社団法人日本知的財産協会 HP(パブリックコメント提出意見の掲載)	
25	出願人が必要な情報（応答期限など）を XML 情報で提供することによる管理負担の軽減	一般社団法人日本知的財産協会 機関誌	

(v) ユーザーインターフェースに関する意見

ユーザーとの接点が最も多い部分であり、多岐に渡る意見・要望が寄せられている。提出書類の作成のしやすさ向上に関する要望、処理や操作のしやすさ、検索のしやすさに関する要望が多く寄せられている（表 16）。

表 16 ユーザーインターフェースに関する意見の概要

項番	意見概要	出典	備考
1	作成支援機能の充実	パブリックコメント a 「特許庁 業務・システム最適化計画（改訂版）に基づく新事務処理システム的设计・開発に対する意見募集結果について（平成 19 年 11 月 5 日公表）」	
2	複数の申請書を一括で処理可能なインターフェースの実現	パブリックコメント a 「（同上）」	
3	インタラクティブ申請実現時におけるオンライン/オフライン書類作成機能の併存	パブリックコメント a 「（同上）」	
4	願書様式におけるよく使う項目の配置場所工夫	パブリックコメント c 「「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について」	
5	アクセスコード提供方法の多様化	パブリックコメント e 「「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について」	
6	複数件一括処理化対応（審査請求や年金納付など）	パブリックコメント f 「「特許庁業務・システム最適化計画（改定案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について」	
7	インタラクティブ申請実現の早期化	パブリックコメント f 「（同上）」	
8	web ブラウザベースによる出願手続の実施	パブリックコメント f 「（同上）」	

項番	意見概要	出典	備考
9	出願時に使用するソフトの一本化 (国内/国際、日本語/英語)	パブリックコメント f 「(同上)」	PCT-SAFE 廃止及び インターネット 出願ソフト への一本 化を実施
10	オンライン発送書類取得方法の柔軟性向上	パブリックコメント f 「(同上)」	
11	複数件一括処理化対応(審査請求 や年金納付など)	パブリックコメント f 「(同上)」	
12	アクセスコード提供方法の多様化	パブリックコメント h 「(同上)」	
13	意匠、商標の審査経過書類の照会 方法拡充(案件番号からの照会)	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出 意見の掲載)	
14	意匠検索での提供情報拡充及び検 索方法の多様化	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出 意見の掲載)	
15	商標検索での提供情報拡充及び検 索方法の多様化	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出 意見の掲載)	
16	オンライン発送書類取得方法の柔軟性向上	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出 意見の掲載)	
17	国際出願時に使用するインターフ ェースの共通化、一本化	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出 意見の掲載)	出願ソフト にて英語出願機 能対応を 実施
18	web ブラウザベースによる出願手 続の実施	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出 意見の掲載)	
19	特許、実用新案出願時におけるカ ラー図面への対応	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出 意見の掲載)	
20	意匠図面の作図エリア拡大	日本弁理士会 HP(パブリックコメント提出 意見の掲載)	
21	インタラクティブ申請実現時にお ける、作成願書の外部ファイル保 存対応	一般社団法人日本知的財産協会 HP(パブリ ックコメント提出意見の掲載)	
22	インタラクティブ申請実現時にお けるオンライン/オフライン書類 作成機能の併存	一般社団法人日本知的財産協会 HP(パブリ ックコメント提出意見の掲載)	
23	複数の申請書を一括で処理可能な インターフェースの実現	一般社団法人日本知的財産協会 HP(パブリ ックコメント提出意見の掲載)	
24	手続件数や習熟度に応じたユーザ ーインターフェースの提供	一般社団法人日本知的財産協会 HP(パブリ ックコメント提出意見の掲載)	
25	公報検索時の検索条件多様化対応	一般社団法人日本知的財産協会 HP(パブリ ックコメント提出意見の掲載)	
26	特定事件に関する情報、書類の一 括取得、操作の簡便化	一般社団法人日本知的財産協会 HP(パブリ ックコメント提出意見の掲載)	

(vi) 納付方法に関する意見

国際出願手数料の納付方法多様化及び、クレジットカード決済の導入について求める意見が寄せられている（表 17）。

表 17 納付方法に関する意見の概要

項番	意見概要	出典	備考
1	国際出願手数料納付方法の多様化	パブリックコメント f 「「特許庁業務・システム最適化計画（改定案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について」	PCT 国際出願手数料について、引き落とし対応実施
2	クレジットカード決済の導入	パブリックコメント f 「（同上）」	
3	国際出願手数料の納付方法多様化	日本弁理士会 HP（パブリックコメント提出意見の掲載）	PCT 国際出願手数料について、引き落とし対応実施

(vii) オンライン対象範囲拡大に関する意見

登録証や登録後の表示変更、移転登録に関する申請についてオンライン化を求める意見が寄せられている（表 18）。

表 18 オンライン対象範囲拡大に関する意見の概要

項番	意見概要	出典	備考
1	登録証等のオンライン通知化	パブリックコメント f 「「特許庁業務・システム最適化計画（改定案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について」	
2	登録後の表示変更申請、移転登録申請のオンライン化	パブリックコメント f 「（同上）」	
3	発送書類の電子化範囲拡大（登録番号通知等）	パブリックコメント f 「（同上）」	
4	登録証等のオンライン通知化	日本弁理士会 HP（パブリックコメント提出意見の掲載）	
5	登録後の表示変更申請、移転登録申請のオンライン化	日本弁理士会 HP（パブリックコメント提出意見の掲載）	
6	当事者系審判のオンライン化	日本弁理士会 HP（パブリックコメント提出意見の掲載）	

(viii) 書類フォーマットに関する意見

書類に記載する情報を汎用的に利用できるよう、コードや項目の共通化、拡充に関する要望が寄せられている（表 19）。

表 19 書類フォーマットに関する意見の概要

項番	意見概要	出典	備考
1	出願システム・受付システムにおける文字コードの汎用化対応	パブリックコメント f 「「特許庁業務・システム最適化計画（改定案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について」	
2	書類の形式の一本化（SGML 廃止）	パブリックコメント f 「（同上）」	
3	中間コードの拡充	パブリックコメント f 「（同上）」	
4	中間コードの拡充	一般社団法人日本知的財産協会 HP（パブリックコメント提出意見の掲載）	
5	グローバルな出願の増加に伴い、出願人が各国知財庁に散在する出願情報を効率的かつ的確に管理できるような書類や項目のコード化、共通化	一般社団法人日本知的財産協会 機関誌	

(ix) エラーチェックに関する意見

特許庁が保有する最新データを用いて、インタラクティブ（双方向）でのチェック機能を要望する意見が寄せられている（表 20）。

表 20 エラーチェックに関する意見の概要

項番	意見概要	出典	備考
1	特許庁保有の最新データを利用したエラーチェックの実現	パブリックコメント a 「特許庁 業務・システム最適化計画（改訂版）に基づく新事務処理システム的设计・開発に対する意見募集結果について（平成 19 年 11 月 5 日公表）」	
2	インタラクティブ申請実現によるチェック機能の向上	パブリックコメント a 「（同上）」	
3	特許庁保有の最新データを利用したエラーチェックの実現	一般社団法人日本知的財産協会 HP（パブリックコメント提出意見の掲載）	

(x) データ交換に関する意見

国際連携におけるデータ交換のメディアレス化に関する要望が寄せられている(表21)。

表21 データ交換に関する意見の概要

項番	意見概要	出典	備考
1	国際連携におけるデータ交換のメディアレス化	パブリックコメントf「「特許庁業務・システム最適化計画(改定案)」に関する意見募集(パブリックコメント)の結果について」	

(5) WEBブラウザの採用、電子証明書利用に関する意見

パブリックコメント及び団体意見(ホームページ、業界誌)のうち、①電子出願システムの環境におけるWEBブラウザの採用、②電子出願システムにおいて電子証明書を利用することに関する意見について、より詳細を把握するため、意見内容の原文を以下に整理する。

(i) 電子出願システムの環境におけるWEBブラウザの採用に関する意見の詳細

インターネットが普及している昨今の状況を考慮し、WEBブラウザベースの出願手続の導入を求める意見が寄せられている(表22)。

表22 電子出願システムの環境におけるWEBブラウザの採用に関する意見の詳細

項番	意見内容(原文のとおり)	出典
1	インターネットのホームページの閲覧インフラや技能習熟が進んでいる昨今、ウェブベースの出願による出願手続が可能になれば、出願がより身近で安全なものになると思われます。さらに、今後のWIPOの追加手続にも連動すると考えます。	・パブリックコメントf「「特許庁業務・システム最適化計画(改定案)」に関する意見募集(パブリックコメント)の結果について」 ・日本弁理士会HP(パブリックコメント提出意見の掲載)

(ii) 電子出願システムにおいて電子証明書を利用することに関する意見の詳細

他国の事例や電子証明書失効期間中の利便性を高める手法として、特許手続専用の証明書発行を求める意見が寄せられている(表23)。

表 23 電子出願システムにおいて電子証明書を利用することに関する意見の詳細

項番	意見内容	出典
1	現電子証明書による本人認証ではなく、他国のように特許庁専用の認証システムの導入をお願いします。	パブリックコメント f 「「特許庁業務・システム最適化計画（改定案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について」
2	現状のインターネット出願手続では、常に電子証明書の認証があるため、電子証明書が失効し再取得するまでに手続が出来ない問題が生じています。現行の仕組みでは、空白期間がないとご説明いただいておりますが、ユーザー側の実務実態ではご説明いただいた理論上の手続はできず空白が生じており不自由を強いられています。そこで、例えば特許庁自身がユーザーに対し特許手続専用の証明書を発行いただき、その特許庁が発行する証明書の発行申請時のみ法人証明書を利用すれば、特許庁側は電子証明書の仕組みを利用でき、また、ユーザー側は従前の識別ラベル、印鑑による手続とほぼ同等の運用を享受できると考えます。	パブリックコメント f 「（同上）」

2. 日本国特許庁以外の国内電子申請システム

(1) 調査対象手続選定の考え方

本調査では、調査対象システムとして、電子政府の総合窓口 (e-Gov) ウェブサイト内「各府省の申請・届出等を取扱う主な電子申請システム¹⁰⁾」として掲載されているシステム、及び「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針 (平成 26 年 4 月 1 日各府省 CIO 連絡会議決定) 別表¹¹⁾」にて「改善促進手続」として掲げられたシステムから、年間申請件数を考慮して選定を行った。

改善促進手続とは、「ア 国民・企業等が広く利用するオンライン手続のうち、利用頻度が高い年間申請等件数が 100 万件以上のもの及び主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続であってオンライン手続の利用率の向上を引き続き図るべきもの、イ 総務省の「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査結果に基づく勧告 (一般手続関連)」 (平成 25 年 11 月) の対象となっている手続のうちオンライン手続の負担軽減に関するものであって、行政手続のオンライン利用率のみならず、オンライン手続の利便性向上に向け、行政サービスと事務処理の改善に取り組んでいるもの。」として、上記の「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」の別表に掲げる手続をいう¹²⁾。

そこで、改善促進手続から対象選定を行うことが、本調査の目的でもある「電子出願制度の利用促進や利便性向上の検討」に関する情報を効果的に収集することにつながると考えた。

¹⁰⁾ 主な電子申請システム「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」HP 電子政府の推進について>行政手続のオンライン利用の促進> (<http://www.e-gov.go.jp/doc/facilitate/system.html>) [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

¹¹⁾ 「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針 (平成 26 年 4 月 1 日各府省 CIO 連絡会議決定)」
「別表改善促進手続」P8 (首相官邸) (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai55/siryoul_2a.pdf)
[最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

¹²⁾ 「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針 (平成 26 年 4 月 1 日各府省 CIO 連絡会議決定)」P2 (首相官邸)
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai55/siryoul_2a.pdf) [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

(2) 調査対象手続

(i) 調査対象としたシステム

上述の観点から、以下の 10 システムを今回の調査対象とした。

- ・ 登記・供託オンライン申請システム
- ・ 登記情報提供システム
- ・ 海上・航空通関情報処理システム (NACCS) (輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続の窓口)
- ・ 国税電子申告・納税システム (e-Tax) (国税申告等手続の窓口)
- ・ 電子政府の総合窓口 (e-Gov)
- ・ 自動車保有関係手続のワンストップサービス (自動車の新車新規登録等手続の窓口)
- ・ 総務省電波利用電子申請・届出システム (無線局免許申請等手続の窓口)
- ・ 漁獲管理情報処理システム (海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口)
- ・ 政府統計の総合窓口 (e-survey) 《政府統計オンライン調査総合窓口》
- ・ 特殊車両オンライン申請システム (特殊車両通行許可申請等手続の窓口)

上記のうち、登記情報提供システムは、「各府省の申請・届出等を取扱う主な電子申請システム」に掲載されていないが、改善促進手続において最もオンライン利用件数の多い「登記・供託オンライン申請システム」の件数中に「登記情報提供サービスの利用件数も含む」との記載があることからこれを対象とした。

また、「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」については、複数の省庁で管轄する手続が利用可能となっており、この中で特に利用件数の多い厚生労働省が管轄する手続 (社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口) を対象とした。現時点での各府省での利用状況 (平成 27 年度時点) を以下に示す (表 24)。

表 24 各府省での e-Gov 利用状況¹³

府省	オンライン利用件数	全手続数
厚生労働省	14,487,987	172,841,894
金融庁	1,404,360	1,499,984
経済産業省	41,981	133,644
国土交通省	22,989	571,216
環境省	143	1,878
文部科学省	89	89
総務省	0	67

(ii) 対象項目

各システムにおける調査項目として、以下の項目を中心に整理した。

- ・電子申請の環境
- ・電子証明書利用の有無
- ・電子申請率
- ・システムの特徴
- ・利用方法

(iii) 調査方法・文献等

本調査では、各システムの Web サイト等で公開されている公式な資料、文献等を基礎に調査した。

¹³ 本表の数字は「各行政機関における行政手続オンライン化等の実施状況」（総務省）http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/administrative_organs_20170201.pdf [最終アクセス日：2017年9月24日]に示される各府省のオンライン化実施状況報告から集計をした結果である。

(3) 特許庁の電子出願システム

本項では、比較調査の観点から、特許庁における電子出願システムについても、同様の観点から調査した結果を示す。

(i) システムの概要

① システム名：

電子出願システム

② 対象となる法令

- ・特許法
- ・実用新案法
- ・意匠法
- ・商標法

③ 対象手続

本システムの対象となる手続を以下に示す（表 25）。

表 25 対象とした手続

対象権利	対象書類・手続
特許	願書、中間書類、登録（納付書）、PCT、PCT中間書類、審判、請求関係
商標	願書、中間書類、登録（納付書）、審判、請求関係
意匠	願書、中間書類、登録（納付書）、審判、請求関係
実用新案	願書、中間書類、登録（納付書）、PCT、PCT中間書類、審判、請求関係

④ 利用件数・電子申請率

平成 27 年度における本システムの対象手続の総件数及びシステムの利用件数、電子申請率を以下に示す（表 26）。

表 26 利用件数・電子申請率

手続件数(件) : a	オンライン利用件数(件) : b	電子申請率(b/a)
2,631,618	2,480,848	94.3%

⑤ 利用者

本システムの利用者を以下に示す（表 27）。

表 27 本システムの利用者

利用者種別	利用の有無
個人	○
法人	○
専門職（ ）内は専門職名	○（弁理士）

(ii) 電子申請の環境

① 電子申請のユーザーインターフェース

本システムでは、専用のソフトウェア「インターネット出願ソフト」を用いて電子申請を行う。WEB ブラウザ方式は採用していない。

② 電子申請に必要なユーザーの利用環境

本システムで電子申請を行うために必要なユーザーの利用環境を以下に示す（表 28）。PC が利用環境として必須とされており、タブレット端末などの利用は想定されていない。また OS の違いにより、手続の制限がある。

表 28 電子申請に必要なユーザーの利用環境

OS	利用可能なバージョン
Windows	Windows 7、8.1、10
Mac OS	最新のインターネット出願ソフトは10.11以降 ※MacOSの場合には国際出願には対応していない

(iii) 各種電子証明書の利用有無

① 本人認証の方法

本システムでは、電子証明書を利用した本人認証を行っている。電子証明書の PIN (Personal Identification Number) を入力して、本人認証を行う。電子証明書の格納形態により、画面が異なる (図 1)。

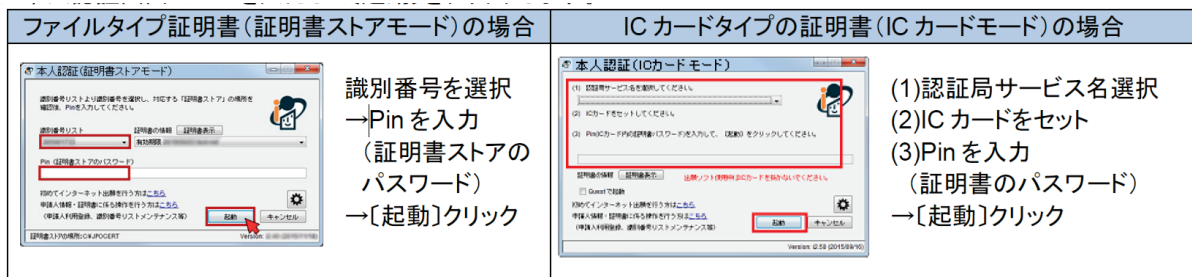


図 1 電子証明書を使った認証画面

② 利用可能な電子証明書

本システムで利用できる電子証明書は指定された発行機関が発行するものに限られている。利用可能な電子証明書の発行機関及び利用形式を以下に示す (表 29)。

表 29 利用可能な電子証明書の発行機関及び利用形式¹⁴¹⁵

利用可能な電子証明書の発行機関	利用形式
公的個人認証サービス	ICカード
商業登記認証局	ファイル
株式会社帝国データバンク	ICカード (ただしダウンロード可)
東北インフォメーション・システムズ	ICカード

¹⁴ 「主な電子認定業者及び利用形式」(特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト)
http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/step-1_2_kojin.html [最終アクセス日: 2017年11月24日]

¹⁵ 「主な電子認定業者及び利用形式」(特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト)
http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/step-1_1_hojin.html [最終アクセス日: 2017年11月24日]

利用可能な電子証明書の発行機関	利用形式
株式会社	
日本電子認証株式会社	ICカード
株式会社NTTネオメイト（旧株式会社NTTアプリエ）	ICカード
セコムトラストシステムズ株式会社	ICカード ファイル
ジャパネット株式会社	ICカード ファイル

(iv) システムの仕組み・特徴

① 利用者登録の有無

本システムの利用にあたっては、利用者登録が必要である。

② 手数料の支払方法

本システムを利用して行った手続の手数料については、申請人は以下の方法のいずれかで支払うことができる。

- ・電子現金納付
- ・口座振替
- ・予納
- ・現金納付

(a) 電子現金納付

電子現金納付とは、特許庁への手続を行う前に、インターネット出願ソフトを利用して手数料の納付が必要な手続ごとに納付番号を取得し、その納付番号でPay-easy(ペイジー)が利用できる金融機関のインターネットバンキング又はATMから手数料を払い込む方法である。

詳細には、インターネット出願ソフトで予め「電子現金納付専用パスワード」と「電子現金納付者カナ氏名」を登録しておき、手続を行う前に納付番号請求を行う。そして、納付番号を取得したのち、その納付番号を使用してPay-easy(ペイジー)が利用できる金融機関のインターネットバンキング又はATMで手数料の払い込みを行う。その後、インターネット出願ソフトでオンライン出願を行う(図2)。

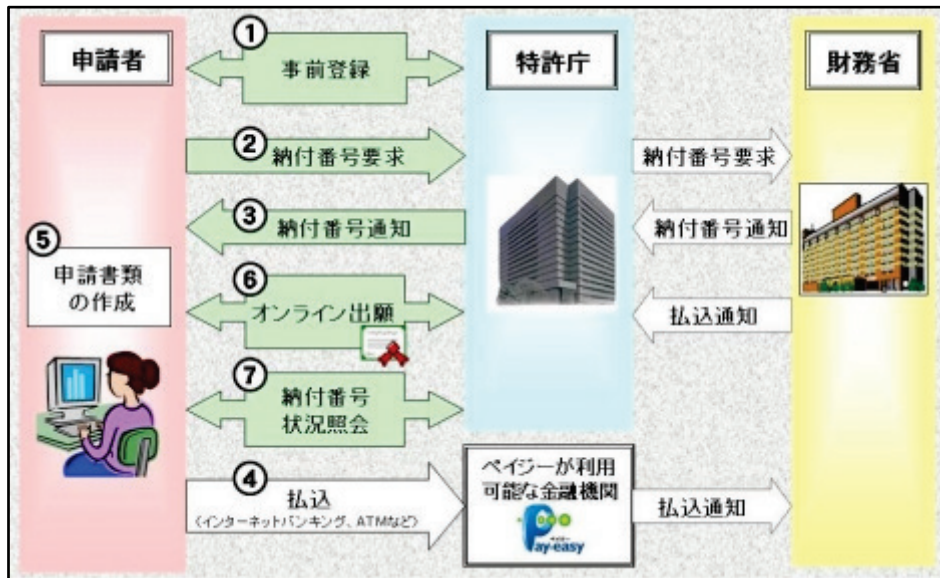


図2 電子現金納付 イメージ図 (④部分が納付手続)¹⁶

(b) 口座振替

口座振替とは、特許庁への手続を行う前に、特許庁への口座振替が可能な金融機関に口座を開設しておき、あらかじめ申出人・金融機関・特許庁の三者間契約での契約に基づき登録することにより、特許庁が指定口座から手続ごとに必要な手数料を引き落とす方法である¹⁷。

詳細には、特許庁へ事前に「特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替納付申出書兼特許料等手数料ダイレクト方式預金口座振替依頼書(新規)」(以下、『申出書』という。)を提出する。すると、3～4週間後に「振替番号通知」が特許庁から送付される。その後は、手続を行う申請書類で【手数料の表示】の欄を設け、その欄に通知された振替番号と納付金額を記載し、そのままオンライン手続を行うと、記載された金額が口座から引き落とされる。なお、この口座振替による納付は、納付後の確認をインターネット出願ソフトで行うことができる(図3)。

¹⁶ 「電子現金納付、電子現金納付イメージ図」(特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト)
<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/pcinfo/outline/payment/pay-easy.htm> [最終アクセス日: 2017年11月24日]

¹⁷ 「手数料の納付方法、口座振替」(特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト)
<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/pcinfo/outline/payment/account-transfer.htm> [最終アクセス日: 2017年11月16日]

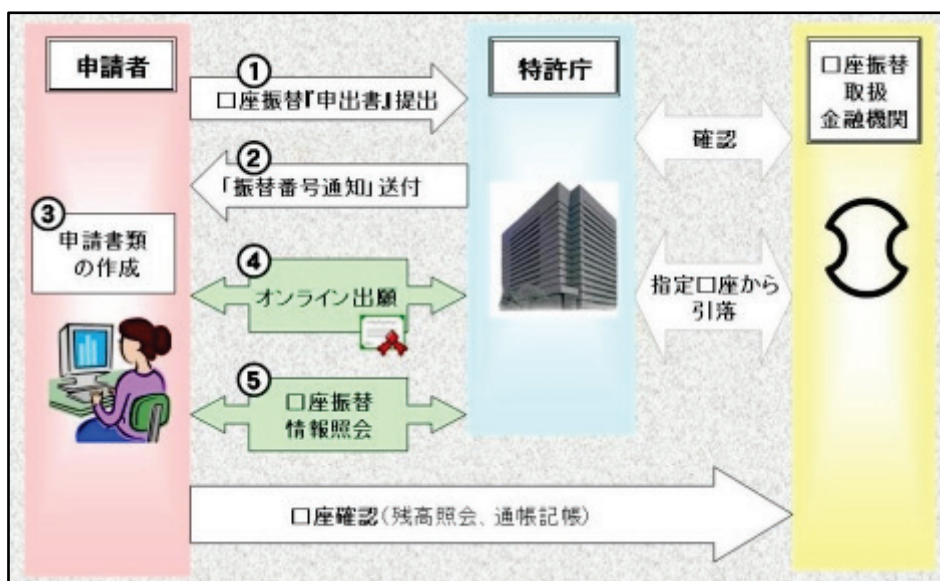


図3 口座振替 イメージ図¹⁸

(c) 予納

予納とは、納付すべき手数料の見込額を、「予納書」に特許印紙を貼り付けて書面で特許庁に提出しておき、手続きをするたびに必要な手数料を予納残高から特許庁が引き落とすことで納付する方法である。

詳細には、インターネット出願ソフトで最初の申請人利用登録時に予納台帳番号を取得しておき、「予納届」を特許庁に提出すると、「予納台帳番号通知」が特許庁から送付される。その後、特許印紙を貼り付けた予納書を特許庁に提出すると、予納残高に加算され、手続きをするたびに必要な手数料が予納残高から引き落とされる(図4)¹⁹。なお、この予納による納付では、予納残高の確認をインターネット出願ソフトで行うことができる。

¹⁸ 「手数料の納付方法、口座振替」(特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト)
<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/pcinfo/outline/payment/account-transfer.htm> [最終アクセス日: 2017年11月16日]

¹⁹ 「手数料の納付方法、予納」(特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト)
<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/pcinfo/outline/payment/deposit.htm> [最終アクセス日: 2017年11月24日]

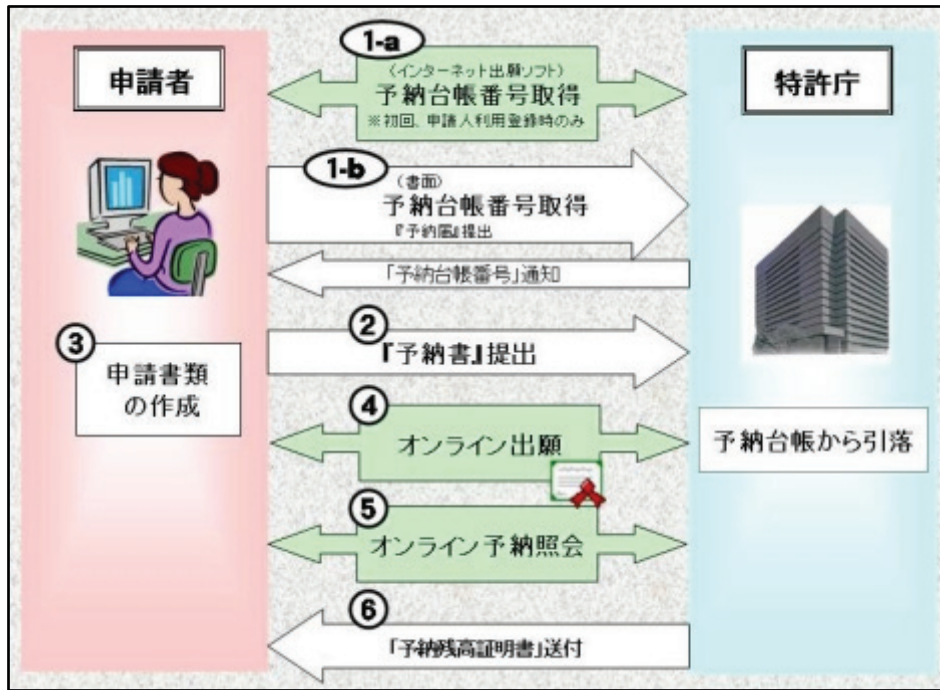


図4 予納による納付 イメージ図²⁰

(d) 現金納付

現金納付とは、手続を行う前に「納付書」を用いて銀行や郵便局の窓口から必要な手数料を振り込む方法をいい、インターネット出願ソフトを用いて手続を行ったのち、手続の日から3日以内に手続補足書により納付済証を特許庁に提出する必要がある²¹。

③ 手続利用状況等の確認方法

本システムでは、手続を行った利用履歴を直接、一覧化して閲覧できる機能はないが、過去にオンライン閲覧した閲覧書類については、インターネット出願ソフト経由で特許庁からのファイル記録事項の閲覧等を行うことができる(図5)。

²⁰ 「手数料の納付方法、予納」(特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト)
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/pcinfo/outline/payment/advance_payment.htm [最終アクセス日: 2017年11月16日]

²¹ 「手数料の納付方法、現金納付」(特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト)
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/pcinfo/outline/payment/cash_payment.htm [最終アクセス日: 2017年11月24日]

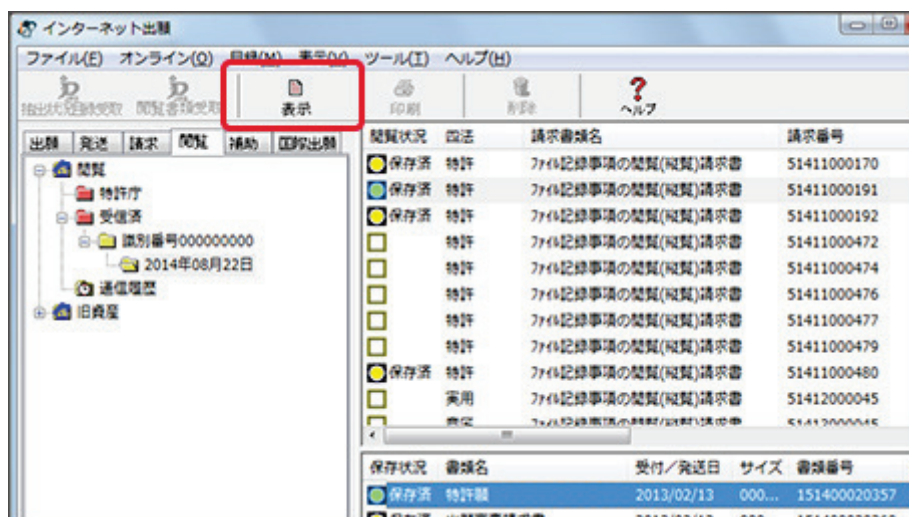


図5 オンライン閲覧により閲覧した書類の一覧²²

④ 利用可能期間²³

本システムの利用時間は次のとおりである。

原則 24 時間 365 日

一部の手続につき、開庁日の午前 9 時から午後 10 時

⑤ ユーザー支援の状況

本システムでのユーザー支援に関しては、「電子出願ソフトサポートサイト」において、初心者向けに「はじめての方へ」というページが用意されており、手続の概要が示されている（図6）。また「かんたん願書作成」による願書作成支援ツールも用意されている（図7）。

²² 「ユーザーガイド、詳細」（特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト）
http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_inet/1_operation/guide_09_03_inspect.html [最終アクセス日：2017年11月24日]

²³ 「特許庁サーバーの稼働状況」（特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト）
http://dl-sv1.pcinfo.jpo.go.jp/docs/error/server_status.html [最終アクセス日：2017年11月24日]

HOME > はじめての方へ > はじめて出願される方へ

はじめての方へ

法人の方へ | 個人の方へ | 手数料の納付方法 | 事前準備の流れ

はじめて出願される方へ

制度、出願手続の流れを知りたい方、支援してほしい方

以下、関連サイトを参照いただくか、相談窓口にご相談ください。

- はじめての方へ～私たちの身の回りのアイデア、デザインなど～
【特許庁サイトへ】
- 申請書類の書き方ガイド
 - 特許出願フロー（通常）
 - 実用新案登録出願フロー（通常）
 - 意匠登録出願フロー（通常・部分・関連・秘密）
 - 商標登録出願フロー（通常・団体・地域団体・防護）
- 知財総合支援窓口【外部サイトへ】
都道府県ごとに設置された支援窓口です。出願の支援を行っています。
- 特許に関する一般的な相談
独立行政法人 工業所有権情報・研修館 相談部
代表電話03-3591-1101(内線2121～2123)
電話受付時間 開庁日 8時30分～19時

電子出願と書面（紙）申請、どちらにするか迷っている方

出願料、登録料は、どちらの方法で提出しても同じです。
大まかな相違は、以下です。
手続書類の款、頻度を考慮してご確認ください。

電子出願	<ul style="list-style-type: none"> 電子証明書の購入が必要 手数料等は、特許庁サイトを参照ください。 → 個人の電子証明書（ファイル形式） → 個人の電子証明書（ICカード形式） → 法人の電子証明書（ファイル形式のみ） → 官公庁の電子証明書（ICカード形式のみ） → 地方公共団体の電子証明書（ICカード形式のみ） パソコンの準備 パソコンをお持ちでない方は、知財総合支援窓口で電子出願ができます。
書面（紙）	<ul style="list-style-type: none"> 電子化手数料が、別途必要です。 詳細は、特許庁サイトへを参照ください。 → 書面で手続する場合の電子化手数料について → 電子化手数料の納付を必要とする手続一覧

[→ 戻る](#)

申請書類の作成

- 申請書類の書き方ガイド
- ひな型より作成
- かんたん願書作成
- Wordをご利用の方へ

インターネット出願ソフト

- ユーザガイド
- 操作マニュアル
- ダウンロード
- よくあるQ&A

特許庁サーバの稼働状況

特許庁サイト

- 工業所有権情報・研修館サイト
- 中小企業・個人の皆様へ
- 問い合わせ一覧
- 旧)パソコン出願ソフト

インターネット出願ソフトの環境設定・操作方法・仕様・障害等に関するお問い合わせ先
電子出願ソフトサポートセンター

- 受付時間 平日9:00～2:00
- TEL(東京) 03-5744-8534
- TEL(大阪) 06-6346-5070
- FAX 03-3582-0610

図6 「はじめての方へ」のページ画面²⁴

²⁴ 「はじめて出願される方へ」（特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト）

http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/0_sinsei.html [最終アクセス日：2017年11月24日]

申請書類の書き方ガイド	ひな型より作成	かんたん願書作成
<h3>かんたん願書作成</h3>		
<p>「かんたん願書作成」は、画面に入力するだけで「かんたん」に電子出願用の一部の書類を作成することが出来ます。作成した書類を、インターネット出願ソフトを使い、特許庁へ電子出願します。</p> <p>「かんたん願書作成」の導入、使用に複雑な手順は必要ありません。</p> <p>初めてご利用になる方は、必ず使用許諾書を確認してください。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続の内容によっては、「かんたん願書作成」で作成できない場合や項目が不足する場合があります。手続の内容に合わせてご利用ください。 ・ 「かんたん願書作成」では、手続上の是非はチェックできません。 ・ 「かんたん願書作成」は、基本的には個人の方や国内中小企業の方向けです。 		
<p>書類作成や、電子出願の前に、以下をご確認ください。</p> <p>※準備に時間がかかるものがあります。早目にご準備ください。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> → 事前準備(電子証明書の購入・インターネット出願ソフトダウンロード等) → 識別番号について → 手数料の納付方法について 		
	<p>以下の書類が作成できます。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ● Windowsのみ対応しています。 → 詳細は、動作環境をご覧ください。 ● 詳細は「インストール手順」をご覧ください。 ● 自動的にインストールが開始されない場合は、「手動インストール」をお試しください。 ● インストール後は、デスクトップに「かんたん願書作成」アイコンが作成されます。このアイコンをダブルクリックするとかんたん願書作成が起動します。 <p>《注意》 以下のメッセージが出る場合は、現在入っているバージョンをアンインストールしてから(実行)してください。 アンインストールしても、作成済の書類は削除されません。</p>	<p>電子出願専用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許願 ・ 実用新案登録願 ・ 意匠登録願 ・ 意匠登録願(関連意匠) ・ 商標登録願(通常商標、標準文字、立体商標のみ) ・ 地域団体商標登録願 ・ 出願審査請求書(特許) ・ 早期審査に関する事情説明書(特許・意匠・商標) 	
<p>エラーが発生しました。 インストーラーが正しく構成されていないのでアプリケーションをインストールできませんでした。アプリケーションの作成者にお問い合わせください。 [閉じる]</p>	<p>書面(紙)申請専用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求料減免申請書(特許) ・ 審査請求料軽減申請書(特許) ・ 実用新案登録料減免申請書 ・ 実用新案登録料猶予申請書 <p>※以下手続に対応していません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人による手続 ・ 優先権主張 ・ 分割出願 ・ など 	

図7 かんたん願書作成のトップ画面²⁵

²⁵ 「かんたん願書作成」(特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト) <https://dl-sv1.pcinfo.jpo.go.jp/sfm/> [最終アクセス日: 2017年11月24日]

(v) 利用方法

① 電子申請のトップ画面

本システムを利用するための専用ソフトをダウンロードできる WEB サイトのトップ画面は以下のようにになっている (図 8)。



図 8 電子出願システムトップ画面²⁶

²⁶ 「電子出願ソフトサポートサイト トップ画面」(特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト)
<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html> [最終アクセス日: 2017年10月10日]

② 概要

本システムにおける利用の流れを以下に示す（図9）。インターネット出願は、以下の流れで行われる。

- ・ 事前準備（STEP-1 電子証明書の購入、STEP-2 PC 機器等の準備、STEP-3.4 インターネット出願ソフトのダウンロード・インストール）
- ・ STEP-5 申請人利用登録
- ・ STEP-6 申請書類の作成
- ・ STEP-7 出願

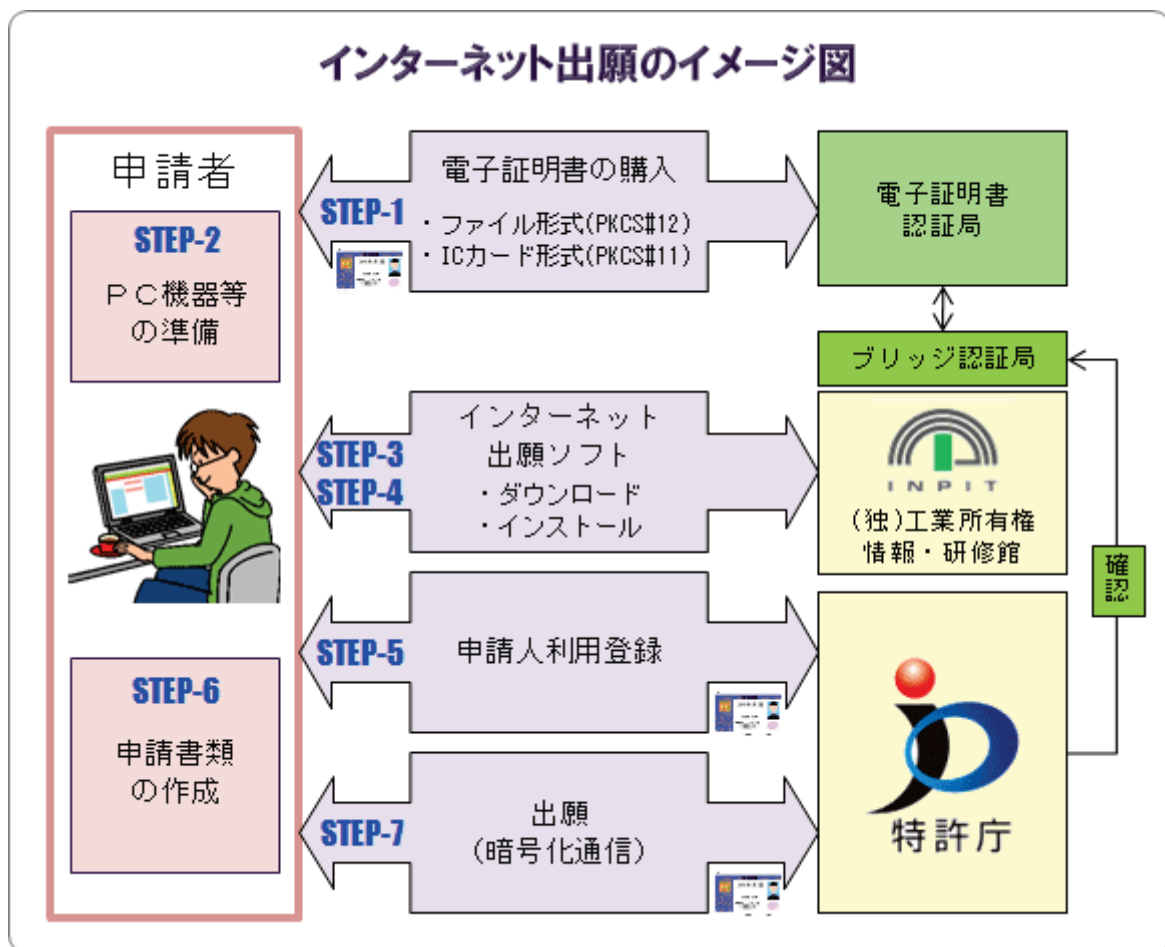


図9 インターネット出願の流れ²⁷

²⁷ 「インターネット出願のイメージ図」 http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/step-0_4_preparation.html
[最終アクセス日：2017年10月10日]

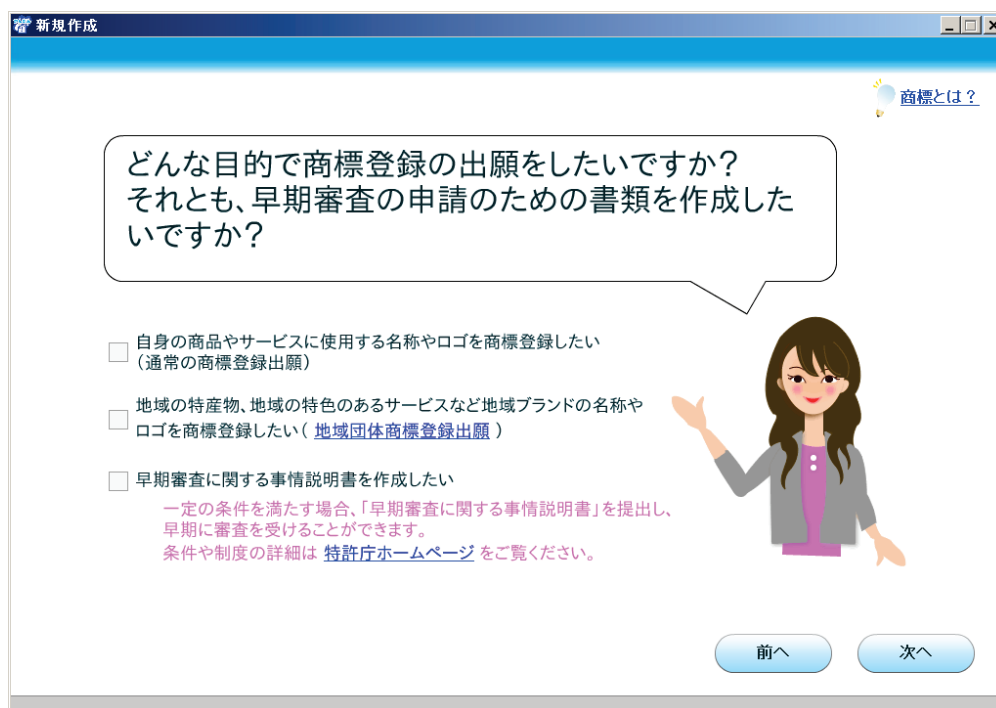
③ 「かんたん出願作成ソフト」を利用した申請書類作成の流れ

「かんたん出願作成ソフト」は、インターネット出願ソフトによる出願を行う際に、申請書類の作成部分を初心者等が容易に行えるように、ダイアログを示して、書類作成を支援するソフトである。この流れを以下に示す²⁸。

「かんたん出願作成ソフト」の初期画面から、特許、実用新案など、出願対象となる種別を選んだ後、以下のような流れで書類を作成する。なお、以下では、商標を選択した場合の例を示す。

(a) 「かんたん出願作成」の流れ (1) 出願目的の選択

出願目的を確認することにより、出願における手続の種類を選択を支援する (図 10)。



新規作成

商標とは?

どんな目的で商標登録の出願をしたいですか?
それとも、早期審査の申請のための書類を作成したいですか?

自身の商品やサービスに使用する名称やロゴを商標登録したい
(通常の商標登録出願)

地域の特産物、地域の特色のあるサービスなど地域ブランドの名称や
ロゴを商標登録したい([地域団体商標登録出願](#))

早期審査に関する事情説明書を作成したい
一定の条件を満たす場合、「早期審査に関する事情説明書」を提出し、
早期に審査を受けることができます。
条件や制度の詳細は [特許庁ホームページ](#) をご覧ください。

前へ 次へ

図 10 出願目的の選択²⁹

²⁸ 「かんたん出願」のソフトウェアのインストールから利用の流れについては、https://dl-sv1.pcinfo.jpo.go.jp/sfm/4_sousa/index.html 参照 [最終アクセス日：2017年11月24日]

²⁹ 「申請書類の作成」「2.願書の作成」(特許庁HP電子出願ソフトサポートサイト)

http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/step-0_4_preparation.html [最終アクセス日：2017年10月10日]

(b) 「かんたん出願」の流れ(2)－書類パターンの選択

書類パターンを確認することにより、具体的に作成すべき書類の種類を選択を支援する(図11)。

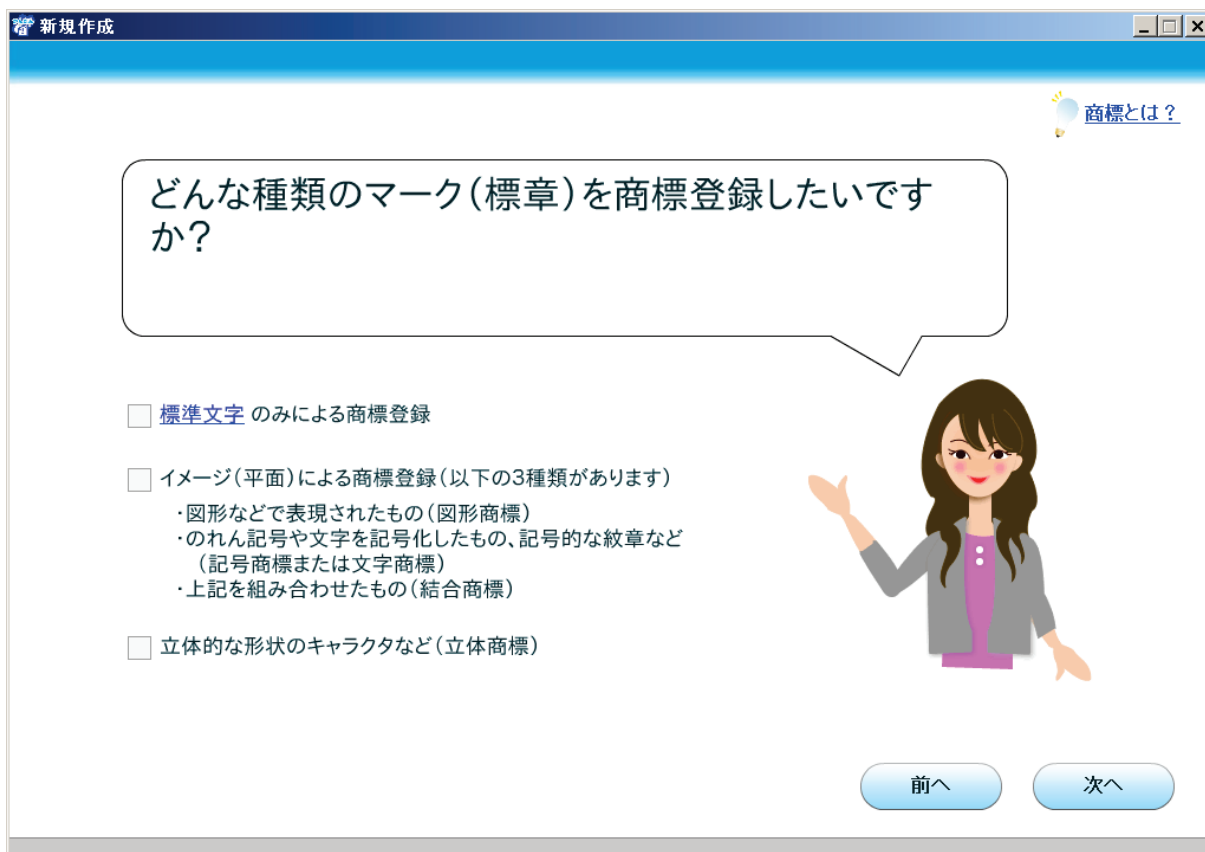


図11 書類パターンの選択画面³⁰

(c) 「かんたん出願」の流れ(2)－項目内容を編集

画面上に示される、編集すべき部分の入力を行い、出願等の書類の作成を進める。(図12)。

³⁰ 「申請書類の作成」「2. 願書の作成」(特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト)

http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/step-0_4_preparation.html [最終アクセス日: 2017年10月10日]

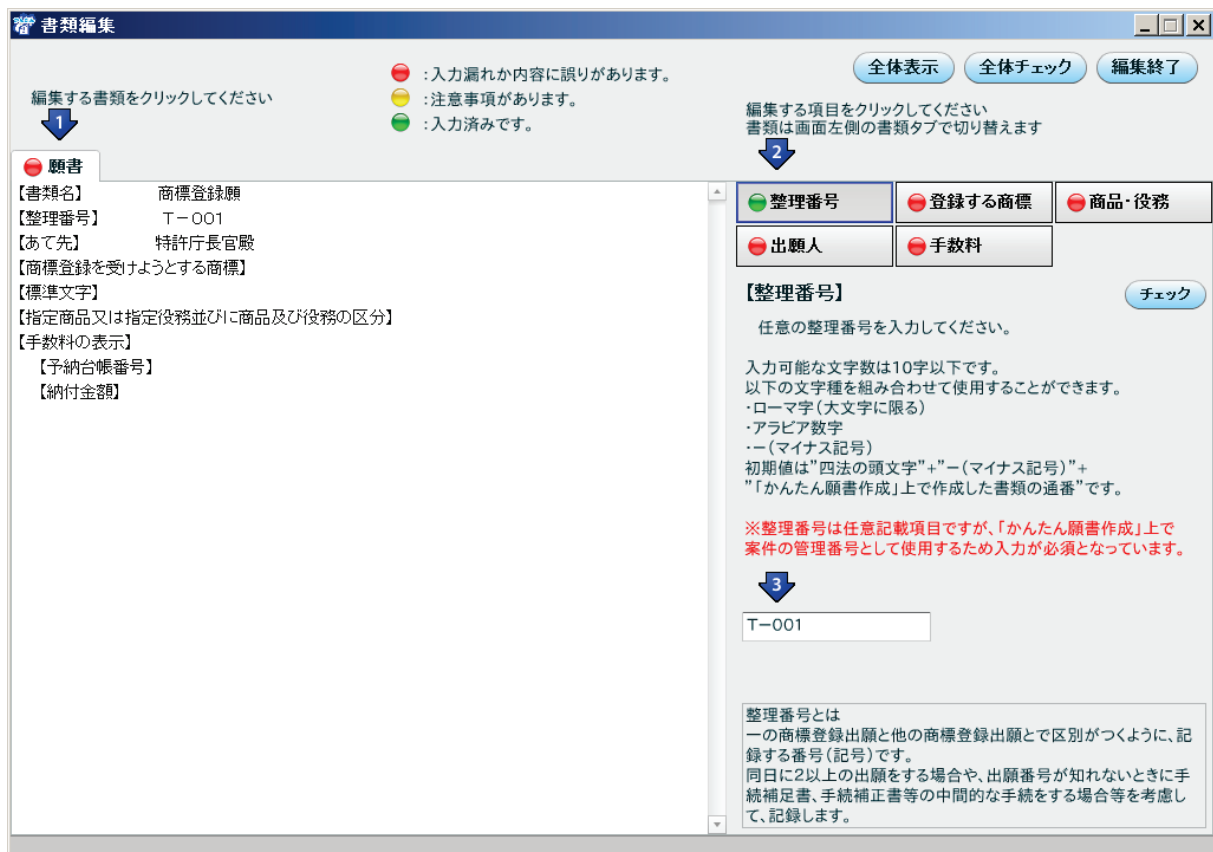


図 12 項目の編集画面³¹

(d) 「かんたん出願」の流れ (3) - インターネット出願ソフト取込用のフォーマット出力

作成したデータを、インターネット出願ソフトで取り込めるように、HTML 出力を行い、インターネット出願ソフトで取り込み、オンライン出願を行う。

④ インターネット出願ソフトを利用した出願手続

インターネット出願ソフトで行うことができる処理は、主に「出願」、「発送」、「請求」及び「閲覧」といったカテゴリに分けられている (図 13)。

「出願」のカテゴリは、特許や商標等の出願手続やその他中間処理のための意見書等の書面の提出を行う処理であり、「発送」は特許庁から申請人への通知を受信する処理である。受信する書面としては例えば、拒絶理由通知や登録査定などが代表的である。「請求」のカテゴリでは、主として、特許庁へのファイル記録の閲覧請求や証明請求などの処理を

³¹ 「申請書類の作成」 「2. 願書の作成」 (特許庁 HP 電子出願ソフトサポートサイト)

http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/step-0_4_preparation.html [最終アクセス日: 2017年10月10日]

行う。この「請求」カテゴリで行った特許庁への請求手続に応じて、特許庁からファイル記録などを受信するのが「閲覧」カテゴリの処理となる。

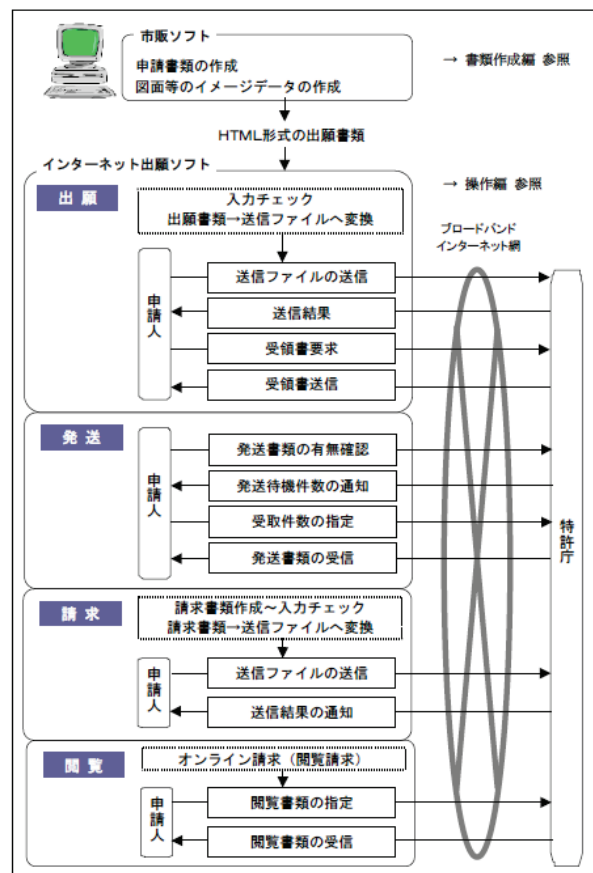


図13 インターネット出願ソフトを用いた手続の流れ³²

(vi) 手続促進の取組

本システムでは、手続の促進の観点から、以下の内容の取り組み等がなされている。

- 電子出願を利用することにより、書面出願時に必要となる出願書類の電子化費用が不要となり、出願費用の軽減メリットを享受できる。

³² 「インターネット出願ソフト操作マニュアル 全機能版 操作マニュアル(第03.10版)1. I. 概要編」P1-4 (特許庁電子出願ソフトサポートサイト) http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_inet/2_manual/index.html [最終アクセス日：2017年11月24日]

(4) 各システムの調査結果

(i) 総括表

本調査により整理した特許庁電子出願システム及びその他 10 システムの調査結果につき、以下に総括表として整理し、その概況をまとめる。

① 対象となる法令・対象手続

各電子申請システムの対象となる法令、手続を以下に整理する（表 30）。

表 30 対象となる法令、手続の一覧

システム名	対象となる法令	対象手続
特許庁システム	<ul style="list-style-type: none"> ・特許法 ・商標法 ・意匠法 ・実用新案法 	<ul style="list-style-type: none"> ・願書 ・中間書類 ・登録(納付書) ・PCT、PCT 中間書類 ・審判 ・請求関係
登記・供託オンライン申請システム	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記法 ・商業登記法 ・動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律等 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記手続 ・商業・法人登記手続 ・動産譲渡登記手続 ・債権譲渡登記手続 ・成年後見登記手続 ・供託手続 ・電子公証手続
登記情報提供システム	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第 1 条 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記及び債権譲渡登記に係る情報のオンライン提供 ・不動産登記情報 ・地図情報 ・図面情報 ・商業・法人登記情報 ・動産譲渡登記事項概要ファイル情報及び債権譲渡登記事項概要ファイル情報
海上・航空通関情報処理システム (NACCS) (輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続の窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関手続 (財務省・税関) ・港湾手続 (国土交通省 海上保安庁) ・乗員上陸許可手続 (法務省) ・貿易管理 (経済産業省) ・動植物検疫手続 (農林水産省) ・検疫手続 (厚生労働省) ・食品衛生手続 (厚生労働省) ・医薬品医療機器等手続 (厚生労働省)
国税電子申告・納税システム (e-Tax) (国税申告等手続の窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税法 ・法人税法 ・酒税法 ・印紙税法 ・消費税法 ・国税通則法不動産登記法 	<p>433 手続 (主な手続は以下のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告 (所得税確定申告等、贈与税申告、法人税確定申告等、消費税確定申告等、復興特別法人税申告等、酒税納税申告、印紙税納税申告) ・申請・届出等 (所得税関係、相続税・贈与税関係、法人税関係、復興特別法人税関係、消費税関係、間接諸税関係、酒税関係、納税証明書交付関係、納税関係、法定調書関係、その他)

システム名	対象となる法令	対象手続
電子政府の総合窓口 (e-Gov) (社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口)	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法 職業安定法 国民年金法 	353 手続 (主な手続は下記のとおり) <ul style="list-style-type: none"> 従業員の安全(労災関係ほか) 従業員の健康管理(一部労災関係) 賃金・労働条件(就業規則、時間外労働管理等) 健康保険(健康保険、船員保険等各種健康保険制度手続) 雇用保険(雇用保険に関する各種手続) 年金(国民年金、厚生年金等に関する各種手続) 労働保険(労働保険に関する各種手続)
自動車保有関係手続のワンストップサービス(自動車の新車新規登録等手続の窓口)	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法(第145条第1項) 道路運送車両法(第97条の2第2項) 道路運送車両法施行令(第12条) 	<ul style="list-style-type: none"> 警察署へ申請する自動車の車庫証明に関する手続 運輸支局等へ申請する自動車の登録に関する手続 都道府県税事務所へ申告する税に関する手続 申請・届出等 新規登録(新車、中古車) 移転登録・変更登録 抹消登録(一時、永久、移転一時、移転永久、変更一時) 継続検査
総務省電波利用電子申請・届出システム(無線局免許申請等手続の窓口)	<ul style="list-style-type: none"> 電波法 	<ul style="list-style-type: none"> 無線局に係る申請・届出 基準認証に係る申請・届出 電波利用料に係る申請・届出 伝搬障害防止に係る手続 その他の手続 ※アマチュア局の電波利用に係る手続は ID、パスワードを利用した「Lite」で実施可能
漁獲管理情報処理システム (海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口)	<ul style="list-style-type: none"> 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則 第11条～第13条 	採捕の数量の報告
政府統計の総合窓口 (e-survey)《政府統計オンライン調査総合窓口》	<ul style="list-style-type: none"> 統計法第5条2項 国勢調査令、住宅・土地統計調査規則等、各種規則 	経産省、総務省統計局、財務省、農水省における各種調査
特殊車両オンライン申請システム(特殊車両通行許可申請等手続の窓口)	<ul style="list-style-type: none"> 道路法 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊車両(車両の構造が特殊な車両、あるいは特殊な貨物を輸送する車両)の通行許可申請、通行経路表及び経路図等の申請書類の作成手続 申請支援システムで作成した申請データの国の申請事務取扱窓口への送信手続

② 利用件数・電子申請率

各電子申請システムにおける利用件数、電子申請率³³を以下に整理する（表 31）。

表 31 利用件数、電子申請率の一覧³⁴

システム名	手続件数(件) : a	オンライン手続件数(件) : b	電子申請率(b/a)
特許庁システム	2,631,618	2,480,848	94.3%
登記・供託オンライン申請システム	212,904,803	140,976,266	66.2%
登記情報提供システム	121,510,929	121,510,929	100.0%
海上・航空通関情報処理システム(NACCS)(輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続の窓口)	—	H28年 2943万件(輸出許可) 1631万件(輸入許可)	H28年 99.1%(輸入許可) 98.2%(輸出許可)
国税電子申告・納税システム(e-Tax)(国税申告等手続の窓口)	40,089,107	21,116,349	52.7%
電子政府の総合窓口(e-Gov)(社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口)	1,943,337	80,326	4.1%
自動車保有関係手続のワンストップサービス(自動車の新車新規登録等手続の窓口)	1,365,627	837,336	61.3%
総務省電波利用電子申請・届出システム(無線局免許申請等手続の窓口)	237,585	194,891	82.0%
漁獲管理情報処理システム(海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口)	110,831	110,605	99.8%
政府統計の総合窓口(e-survey)《政府統計オンライン調査総合窓口》	3,509,130	406,426	11.6%
特殊車両オンライン申請システム(特殊車両通行許可申請等手続の窓口)	301,538	268,904	89.2%

一般的な傾向として、権利の登録等に関するものや、特定の申請者・利用者の業種を対象としていると考えられるもの(特許、登記、NACCS、自動車登録関係、電波利用関係、漁業関係、特殊車両関係)などは、電子申請率は高くなる傾向にある。他方、不特定多数の

³³ 注記がない限り平成 27 年度の値

³⁴ 本表の数字は「各行政機関における行政手続オンライン化等の実施状況」(総務省) http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/administrative_organs_20170201.pdf [最終アクセス日: 2017 年 9 月 24 日] に示される各府省のオンライン化実施状況報告などから集計をした結果である。なお「海上・航空通関情報処理システム(NACCS)」については「関税レポート」「資料」(税関 2017) http://www.customs.go.jp/zeikan/pamphlet/report/pdf/report_008j.pdf [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日] による。

申請者を対象とするような手続（社会保険関係、統計調査回答等）に関しては、電子申請率は低い傾向にある。

③ 各システムの利用者

各電子申請システムにおける利用者について、以下に整理する（表 32）。

利用対象は、手続の性格や目的に基づき異なっている。総じて、法人は全システムで利用者として想定されているが、法人等事業者のみを対象とし、個人は対象外となるシステムも存在する。その他、専門職が利用者として関与する場合もある。

表 32 利用者の一覧

システム名	利用者		
	個人	法人	専門職（()内は主に利用する専門職が場合の専門職名）
特許庁システム	○	○	○(弁理士)
登記・供託オンライン申請システム	○	○	○(司法書士、行政書士、土地家屋調査士)
登記情報提供システム	○	○	○(司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士等)
海上・航空通関情報処理システム(NACCS)(輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続の窓口)	○	○	○(通関士)
国税電子申告・納税システム(e-Tax)(国税申告等手続の窓口)	○	○	○(税理士)
電子政府の総合窓口(e-Gov)(社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口)	○	○	○(社会保険労務士)
自動車保有関係手続のワンストップサービス(自動車の新車新規登録等手続の窓口)	○	○	○(行政書士)
総務省電波利用電子申請・届出システム(無線局免許申請等手続の窓口)	○	○	×
漁獲管理情報処理システム(海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口)	×	○	×
政府統計の総合窓口(e-survey)《政府統計オンライン調査総合窓口》	○	○	×
特殊車両オンライン申請システム(特殊車両通行許可申請等手続の窓口)	×	○	○(行政書士)

④ 電子申請の環境

各電子申請システムにおける電子申請時のユーザーインターフェースについて、以下に整理する（表 33）。

全般的には全ての手続について Web 対応とするケースが多くなっている。専用ソフトを利用しているのは、特許庁システム、登記・供託オンライン申請システム、海上・航空通関情報処理システム（NACCS）、国税電子申告・納税システム（e-Tax）である。

Web と専用ソフトの関係についてみると、専用ソフトがある場合には、全部、あるいは大多数の手続を専用ソフトで行うものとして、軽微な手続（例えば「登記・供託オンライン申請システム」における請求など）だけを Web で行うとするものが多い。ただし e-Tax のように、専用ソフトが用意されているものの Web でも全ての手続ができるものや、NACCS のように、一部の手続以外は Web で対応できるものも見られる。

表 33 電子申請時のユーザーインターフェースの一覧

システム名	電子申請のユーザーインターフェース		
	WEB ブラウザ方式の有無	専用ソフトの有無	WEB ブラウザと専用ソフトの対応関係
特許庁システム	無し	有り（インターネット出願ソフト）	専用ソフトのみ
登記・供託オンライン申請システム	請求関係など一部に対応	有り（申請用総合ソフト）	専用ソフトで全て対応（WEB は請求関係など一部のみ対応）
登記情報提供システム	全てのオンライン手続に対応	なし	WEB のみ
海上・航空通関情報処理システム（NACCS）（輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続の窓口）	ほとんどの手続で対応しているが一部不可	有り（Nacccs パッケージソフト）	WEB、専用ソフト両方に対応（一部手続で WEB と専用ソフトを棲み分けて対応）
国税電子申告・納税システム（e-Tax）（国税申告等手続の窓口）	全てのオンライン手続に対応	有り（e-Tax ソフト）	WEB、専用ソフト両方に対応（全手続に WEB と専用ソフトが対応）
電子政府の総合窓口（e-Gov）（社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口）	全てのオンライン手続に対応	なし	WEB のみ
自動車保有関係手続のワンストップサービス（自動車の新車新規登録等手続の窓口）	全てのオンライン手続に対応	なし	WEB のみ
総務省電波利用電子申請・届出システム（無線局免許申請等手続の窓口）	全てのオンライン手続に対応	なし	WEB のみ
漁獲管理情報処理システム（海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口）	不明	不明	不明
政府統計の総合窓口（e-Stat）《政府統計オンライン調査総合窓口》	全てのオンライン手続に対応	なし	WEB のみ

システム名	電子申請のユーザーインターフェース		
	WEB ブラウザ方式の有無	専用ソフトの有無	WEB ブラウザと専用ソフトの対応関係
特殊車両オンライン申請システム (特殊車両通行許可申請等手続の窓口)	全てのオンライン手続に対応	有り (オフラインでの申請書作成プログラム)	WEB のみ (専用ソフトでは作成のみできる)

⑤ 手続利用状況等の確認方法

各電子申請システムにおける利用者の手続利用状況等の確認方法及び確認可能な環境について、以下に整理する (表 34)。

表 34 利用者の手続利用状況等の確認方法及び確認可能な環境の一覧

システム名	手続利用状況等の確認方法	確認可能な環境		
		PC※	Mac	スマホ等
特許庁システム	・手続を行った利用履歴を直接、一覧化して閲覧できる機能はない。特許庁からの発送書類の受信、ファイ記録事項の閲覧等を行うことが可能	○	○ (機能制限あり)	×
登記・供託オンライン申請システム	処理状況表示画面により、申請情報の処理状況やシステムからのお知らせを確認することができる。	○	×	×
登記情報提供システム	利用者 ID に応じた利用者の利用履歴等を表示できるページが用意されている。	○	×	×
海上・航空通関情報処理システム (NACCS) (輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続の窓口)	システム利用を通じた手続の申請状況などは、ローカルのデータにより管理	○	×	×
国税電子申告・納税システム (e-Tax) (国税申告等手続の窓口)	利用者登録番号に応じて、利用者ごとのメールボックスが作られる。これを利用することにより、税務署からのお知らせの受け取り、還付金の処理状況の確認が可能	○	○	スマートフォン (機能限定(基本的には照会関係のみ))
電子政府の総合窓口 (e-Gov) (社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口)	履歴一覧などにより、申請を行った手続の状況などを照会可能	○	×	×
自動車保有関係手続のワンストップサービス (自動車の新車新規登録等手続の窓口)	利用者 ID に応じた利用者の利用履歴等を表示できるページはない。 処理状況などについては、確認可能	○	×	×
総務省電波利用電子申請・届出システム (無線局免許申請等手続の窓口)	利用者 ID に応じた利用者の利用履歴等を表示できるサービスが用意されている	○	×	×
漁獲管理情報処理システム (海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口)	不明	不明	不明	不明

システム名	手続利用状況等の確認方法	確認可能な環境		
		PC※	Mac	スマホ等
政府統計の総合窓口（e-survey） 《政府統計オンライン調査総合窓口》	回答・送信した調査について、その受付状況や、これまでの送信状況等を確認することが可能	○	×	×
特殊車両オンライン申請システム（特殊車両通行許可申請等手続の窓口）	申請者 ID により、申請状況などを確認することができる。	○	×	×

※ PC とは MS-Windows が稼動するものを指す。

手続利用状況等の確認方法は、全般的には何らかの形での利用履歴が利用できるようにされている。利用者 ID や利用者識別番号に紐付けて、利用履歴を見られるようにするケースと、利用者 ID は用意しないものの、手続後の ID 等により、処理状況などを把握できるようにするケースなどが見られる。

サービスで利用可能な機器については、全体的に Windows が稼動する PC を想定するものが中心である。一部の手続では Mac などの OS によるパソコンの利用が可能となるものもある。

スマートフォンによるものは、e-Tax における一部の手続のみ対応している³⁵。ただしスマートフォンでは、電子署名を必要としない情報の照会等に限定されている。

⑥ 利用可能時間及びサポートデスクの設置状況

各電子申請システムにおける利用時間について、以下に整理する。利用時間に関しては、全体的には、24 時間 365 日（メンテナンス等による停止時間除く）が多い。

サポートデスクの設置状況についてみると、多くのシステムで、電話によるサポートデスクが設置されている。この場合、対応時間は開庁日や平日などの業務時間帯（例えば 9:00～18:00 など）とするものが多くなっている。

問い合わせ内容については、システムの利用方法や、専用ソフト等の設定方法などに関する質問などが多く見られる。手続自体の内容（申請項目の記載方法等）に関する受付を想定しているものは少ない（表 35）。

³⁵ 「スマートフォン等の普及や利用者からの意見要望を受けて、利便性の向上を図るため」、スマートフォンに対応したものとされる（国税庁ホームページ） http://www.e-Tax.nta.go.jp/topics/topics_smartphonesite.htm

表 35 利用可能時間及びサポートデスクの設置状況の一覧

システム名	利用可能時間	サポートデスクの設置状況
特許庁システム	<ul style="list-style-type: none"> 原則 24 時間 365 日。 一部の手続につき、開庁日の 9:00~22:00 	<p>開設時間： 開庁日 9:00~20:00</p> <p>問い合わせ内容(対象)： インターネット出願ソフトの環境設定・操作方法・仕様・障害など技術的な問い合わせに関すること</p>
登記・供託オンライン申請システム	<ul style="list-style-type: none"> 月曜日から金曜日まで（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）8:30~21:00。 上記利用時間内であっても、システムのメンテナンス等により、予告なくシステムの運用の停止、休止、中断等を行うことがある 	<p>開設時間： 月曜日から金曜日まで 8:30~19:00 （国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）</p> <p>問い合わせ内容(対象)： - 登記・供託オンライン申請システムの運用・操作全般に関する問い合わせ - 登記・供託オンライン申請システムのホームページからダウンロード可能なソフトウェア等（ダウンロードページ）に関する問い合わせ - 商業登記に基づく電子認証制度に係る会社・法人の電子証明書を取得するための専用ソフトウェア「商業登記電子認証ソフト」（法務省提供）に関する問い合わせ</p>
登記情報提供システム	<ul style="list-style-type: none"> 平日 8:30~21:00 土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は休止 	<p>開設時間： 平日 8:30~18:00（土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）の期間を除く。）</p> <p>問い合わせ内容(対象)： - 登記情報提供サービスに関する問い合わせ - 地番検索サービスに関する問い合わせ</p>
海上・航空通関情報処理システム（NACCS）（輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続の窓口）	<ul style="list-style-type: none"> 原則 24 時間 365 日利用可能（計画停止時間除く） 	<p>開設時間：24 時間</p> <p>問い合わせ内容(対象)：NACCS・NSS システムの操作、パッケージソフトの使用方法、ネットワーク、デジタル証明書、利用契約申込方法、その他問い合わせ</p>
国税電子申告・納税システム（e-Tax）（国税申告等手続の窓口）	<p>【通常期】（受付日：月曜日～金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除く）／5月、8月、11月の最終土曜日及び翌日の日曜日） 8:30~24:00</p> <p>【所得税等の確定申告時期】（全日（土日祝日等を含む。））24 時間</p>	<p>開設時間： 月曜日～金曜日（祝日等及び12月29日～1月3日を除く。）9:00~17:00</p> <p>問い合わせ内容(対象)：e-Tax ソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関する問い合わせ</p>
電子政府の総合窓口（e-Gov）（社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口）	<ul style="list-style-type: none"> 原則 24 時間 365 日利用可能 	<p>開設時間： 4~7月 平日 9:00~19:00 土日祝日 9:00~17:00 8~3月 平日・土日祝日 9:00~17:00</p> <p>問い合わせ内容(対象)：e-Gov が提供する各種サービスに関する問い合わせ</p>
自動車保有関係手続のワンストップサービス（自動車の新車新規登録等手続の窓口）	<ul style="list-style-type: none"> 原則 24 時間 365 日利用可能 	<p>開設時間： 受付時間 8:30~17:00（年末年始を除く平日）</p> <p>問い合わせ内容(対象)： 自動車保有関係手続のワンストップサービスに関する意見・質問等</p>
総務省電波利用電子申請・届出システム（無線局免許申請等手続の窓口）	<ul style="list-style-type: none"> 原則 24 時間 365 日利用可能 	<p>開設時間： 月曜日から金曜日（祝日法に定める休日、及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の8:30~17:00</p>

システム名	利用可能時間	サポートデスクの設置状況
		問い合わせ内容(対象)： ・ ホームページの記載内容 ・ 推奨環境における本システムの操作方法、運営に関する質問
漁獲管理情報処理システム (海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口)	【大臣管理漁業】：随時利用(送信)可能 【知事管理漁業】：各都道府県のシステム運用状況による(日時送信)：報告データの送信ルートも各都道府県による。	不明
政府統計の総合窓口(e-Stat) 《政府統計オンライン調査総合窓口》	・ 原則 24 時間 365 日利用可能	開設時間：メールのみ(開設時間の記載：無) 問い合わせ内容(対象)：質問内容やエラーメッセージについての問い合わせ。説明が難しい場合には、該当箇所の画面のコピーを添付。また、統計調査の名称、調査票名、調査対象年(月)も併せて記載
特殊車両オンライン申請システム (特殊車両通行許可申請等手続の窓口)	・ 原則 24 時間 (ただし、日曜日 23:00～月曜日 7:00 及びシステムメンテナンスに伴う停止を除く)	開設時間：開庁日の 9:15～18:00 問い合わせ内容(対象)： - オンライン申請システムの操作方法と簡易な手続の流れ等に関するお問い合わせ - オンライン申請システムに関するご意見・ご要望 - 電子申請書作成システム 道路情報便覧表示システム 道路情報便覧付図表示システムの操作方法に関するお問合せ

⑦ 認証方法及び電子証明書の利用状況

各電子申請システムにおける認証方法及び電子証明書の利用状況について、以下に整理する（表 36）。

表 36 認証方法及び電子証明書の利用状況

システム名	認証方法	電子証明書の利用状況		
		要否	利用可能な電子証明書の発行機関	利用形態
特許庁システム	識別番号 +電子証明書	必要	公的個人認証サービス	IC カード
			商業登記認証局	ファイル ³⁶
			株式会社帝国データバンク	IC カード (ただしダウンロード可)
			東北インフォメーション・システムズ株式会社	IC カード
			日本電子認証株式会社 (AOSign サービス)	IC カード
			株式会社 NTT ネオメイト (旧株式会社 NTT アプリエ)	IC カード
			セコムトラストシステムズ株式会社 (一般向け電子証明書)	IC カード ファイル
			ジャパンネット株式会社	IC カード ファイル
登記・供託オンライン申請システム	手続に応じて以下の認証 ・ ID+PW ・ 電子証明書	必要 (一部不要)	特許庁システムで利用可能な証明書に加え以下の証明書 セコムトラストシステムズ株式会社 (司法書士電子証明書、行政書士電子証明書、土地家屋調査士電子証明書)	ファイル
登記情報提供システム	ID+PW	不要	—	—
海上・航空通関情報処理システム (NACCS) (輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続の窓口)	ID+PW	不要	—	—
国税電子申告・納税システム (e-Tax) (国税申告等手続の窓口)	電子証明書 (H31 より個人は ID+PW で可能)	必要 (スマートフォン版は不要)	特許庁システムで利用可能な証明書に加え以下の証明書	
			日本税理士会 (税理士用電子証明書)	IC カード
電子政府の総合窓口 (e-Gov) (社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口)	電子証明書	必要	特許庁システムで利用可能な証明書に加え以下の証明書	
			セコムトラストシステムズ株式会社 (社会保険労務士電子証明書)	ファイル
自動車保有関係手続のワンストップサービス (自動車の新車新規登録等手続の窓口)	・ パスワード + 到達番号 ・ 電子証明書	必要	公的個人認証サービス	IC カード
			商業登記認証局	ファイル
			セコムトラストシステムズ株式会社 (行政書士電子証明書)	ファイル

³⁶ ただし、これを IC カードに入れて利用できるようにする民間サービス (法人認証カードサービス (日本電子認証株式会社)) もある。

システム名	認証方法	電子証明書の利用状況		
		要否	利用可能な電子証明書の発行機関	利用形態
総務省電波利用電子申請・届出システム（無線局免許申請等手続の窓口）	Lite(アマチュア無線) ・ID+PW その他 ・ID+PW ・電子証明書	必要 (Liteのみ不要)	特許庁システムで利用可能な証明書に加え以下の証明書	
			官職証明書	ファイル
漁獲管理情報処理システム（海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口）	不明	不明	不明	—
政府統計の総合窓口（e-survey）《政府統計オンライン調査総合窓口》	ID+確認コード	不要	—	—
特殊車両オンライン申請システム（特殊車両通行許可申請等手続の窓口）	ID+PW	不要	—	—

利用者の権利の登録・設定、資格の得喪等に関するもの（各種登記の申請、税務申告、社会保険の資格申請、自動車の保有登録）は、現状は、電子署名を求めている³⁷。それ以外には、権利の設定（電波関係）、特殊車両の通行などの許認可に関する申請において、電子署名が求められている。

他方、単なる情報の照会（登記情報提供）や、報告（政府統計オンライン調査）などについては、電子署名は必要とせず、IDとパスワードによる本人確認のみとされている。

NACCSは電子署名が必要とされていない。NACCSは、主に専門の利用者により日常的に反復継続して利用が行われるため、利便性を考慮して、ID、パスワードによる認証方式が採用されているものと考えられる。

アマチュア無線局の申請（総務省電波利用電子申請）については、申請者がアマチュア無線従事者免許証を取得していることが前提であることから、実在性が担保されていること、利用料の支払が申請手続上必要であること、申請後の審査が生じることなどと、アマチュア無線局の利用（開局等）とのバランスから、利用者の利便性を考慮して、現時点ではID、パスワードによる認証方式が採用されているものと考えられる³⁸。

³⁷ 税務申告に関しては平成31年より、税務署における厳格な本人確認を踏まえて発行されるID及びパスワードによるオンライン手続が可能となる。ただしこれは、「マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応（導入後、概ね3年を目途に見直し）として行う」ものとされている（http://www.e-Tax.nta.go.jp/topics/topics_290510_kanbenka.htm）。e-Taxについては、「平成28年度における国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用に関するアンケート」においても、e-Taxを利用していない理由として「ICカードリーダーライターの取得に費用や手間がかかるから」が34.1%、「電子証明書の取得（更新）に費用や手間がかかるから」が32.2%などと挙げられており、利用者負担の軽減を目的に、認証の多様化を図っているものと考えられる。

³⁸ 「総合無線局監理システムにおけるユーザビリティ向上計画」P2（総務省総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室、平成22年12月）（<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/fees/purpose/user.pdf>）では、「利用者の利便性を高めるためアマチュア局に限定」して、ID、パスワード方式による認証を導入したことを示す。

⑧ システムの仕組み・特徴

各電子申請システムにおける利用者登録の有無、手数料等の支払方法、利用環境の特徴などについて、以下に整理する（表 37）。

表 37 利用者登録の有無、手数料等の支払い方法の一覧

システム名	利用者登録	手数料の支払方法
特許庁システム	必要 (署名用電子証明書と合わせて登録し、識別登録番号の発行を受ける)	・電子納付 ・予納 ・口座振替 ・現金納付
登記・供託オンライン申請システム	必要 (申請書の作成だけであれば不要)	・電子納付 ・収入印紙 ・現金納付 (領収証書)
登記情報提供システム	必要 (一時利用のみ不要)	クレジットカード、デビットカード
海上・航空通関情報処理システム (NACCS) (輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続の窓口)	必要	・自動振替用の口座 (リアルタイム口座振替方式) ・電子納付
国税電子申告・納税システム (e-Tax) (国税申告等手続の窓口)	必要	・電子納付 ・ダイレクト納付 (口座振替)
電子政府の総合窓口 (e-Gov) (社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口)	必要	電子納付
自動車保有関係手続のワンストップサービス (自動車の新車新規登録等手続の窓口)	必要	電子納付
総務省電波利用電子申請・届出システム (無線局免許申請等手続の窓口)	必要	電子納付
漁獲管理情報処理システム (海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口)	不明	不明
政府統計の総合窓口 (e-survey) 《政府統計オンライン調査総合窓口》	不要 (ID は調査対象に払い出される)	不要
特殊車両オンライン申請システム (特殊車両通行許可申請等手続の窓口)	必要	電子納付

利用者登録については、多くのシステムでは必要あるいは可能とされている。ただし、一時的な利用などの場合には、利用者登録なしでの利用を可能とするシステムも見られる。

なお、番号制度の創設にあたって運営される「マイナポータル」については、現状、e-Tax が対応しており、これにより個人については、e-Tax で必要とされる利用者識別番号の取得手続の省略などがなされている。

手続にかかる手数料等の納付については、電子納付で対応するものが最も多い。電子納付では、納付番号を取得し、Pay-easy（ペイジー）が利用できる金融機関のインターネットバンキング又は ATM から払い込みを行う。そのほか、クレジットカード等による支払いや、口座振替などによるものも見られる。

⑨ マイナンバー・法人番号の利用状況

各電子申請システムにおけるマイナンバー・法人番号の利用状況について、以下に整理する（表 38）。

表 38 マイナンバー・法人番号の利用状況

システム名	申請項目における番号制度の利用※		利用者登録・利用における番号制度の利用	
	マイナンバー	法人番号	マイナンバー	法人番号
特許庁システム	×	×	×	×
登記・供託オンライン申請システム	×	○	×	○ (番号で検索可能)
登記情報提供システム	×	○	×	○ (番号で検索可能)
海上・航空通関情報処理システム (NACCS) (輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続の窓口)	×	○	×	○ (番号で検索可能)
国税電子申告・納税システム (e-Tax) (国税申告等手続の窓口)	○	○	×	×
電子政府の総合窓口 (e-Gov) (社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口)	○	○	×	×
自動車保有関係手続のワンストップサービス (自動車の新車新規登録等手続の窓口)	×	×	×	×
総務省電波利用電子申請・届出システム (無線局免許申請等手続の窓口)	×	×	×	×
漁獲管理情報処理システム (海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口)	不明	不明	不明	不明
政府統計の総合窓口 (e-survey)《政府統計オンライン調査総合窓口》	×	○	×	○ (登録時に使用)
特殊車両オンライン申請システム (特殊車両通行許可申請等手続の窓口)	×	×	×	×

※一つでも各番号を利用する手続があれば「○」とした。

番号制度は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」）³⁹に規定する個人番号(以下「マイナンバー」)と、法人番号などの活用等を内容とする制度である。

マイナンバーは、「社会保障制度、税制及び災害対策」に関する分野での利用で、番号法等が定める利用目的以外での提供・取得・利用等が禁じられている。したがって、申請内容とする場合にも番号法等で明示することが必要であり、例えばシステムでの利用 ID など、番号法が定める目的以外での利用は、現時点では禁止されている。

これに対して法人番号は、商業登記簿においても会社法人等番号が記されており、国税庁からも公開されている情報であり、利用については制限が設けられていない。したがって、申請内容とすることや、システムでの利用などについても、各府省や民間事業者の判断で決定することができる。

現状の番号制度への対応についてみると、マイナンバーについては、申請内容については、税の申告や社会保険における資格の得喪等、番号法で定められた範囲で、申請項目とされている。したがって、今回調査したシステムでは、「e-Tax」及び「社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口」における手続の申請項目として、マイナンバーを記載するケースが見られた。また、システム等での利用に関しては、前述のとおり、現状では法律上認められていないため、一切の利用が見られなかった。

法人番号における申請内容についてみると、「e-Tax」及び「社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口」のほか、「登記・供託オンライン申請システム」、「登記情報提供システム」、「NACCS」、「政府統計オンライン調査総合窓口」などにおいて、申請項目とされている。またシステム等での利用についてみると、いくつかのシステムにおいて、法人番号による検索を行えるようになっているほか、「政府統計オンライン調査総合窓口」では、登録者として法人番号を入力するケースも見られる。

法人番号については、オープンデータであり、府省間や民間との情報連携で活用することにより、業務の効率化や、高度な情報活用に資するという観点から、政府が利用を推進しているところから、府省共通のシステムや、法人番号の所管である国税庁(財務省)などにおいて、特に推進しているものと考えられる。

³⁹ 平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号

⑩ ユーザー支援の状況・手続促進の取組

各電子申請システムにおけるユーザー支援の状況及びオンライン手続を促進するための取組について、以下に整理する（表 39）。

表 39 ユーザー支援の状況及びオンライン手続推進の取組の一覧

システム名	マニュアルや FAQ 以外に特筆すべきユーザー支援情報	オンライン手続を促進するための取組
特許庁システム	<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめての方へ」ページを用意 ・作成支援ツール「かんたん願書作成」を用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面出願時に必要となる電子化費用が不要
登記・供託オンライン申請システム	<ul style="list-style-type: none"> ・「初めてご利用になる方へ」ページを用意 ・申請ソフト等の体験版の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・かんたん手続の導入（簡易な手続を一時的に利用する利用者向けに、かんたんな利用システムを用意） ・受付費用の調整（一部のオンライン手続における請求費用の割引）
登記情報提供システム	<ul style="list-style-type: none"> ・「初めての方へ」ページを用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続利用料納付のクレジットカード対応
海上・航空通関情報処理システム (NACCS) (輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続の窓口)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用による手続のワンストップ化
国税電子申告・納税システム (e-Tax) (国税申告等手続の窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・体験版の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・還付手続の期間短縮 ・幅広いユーザーインターフェースへの対応（スマートフォンへの対応） ・マイナポータルへの対応による手続の簡略化
電子政府の総合窓口 (e-Gov) (社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・「e-Gov 電子申請システムを初めて使う方へ」ページにて体験コーナーを用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用による手続のワンストップ化
自動車保有関係手続のワンストップサービス (自動車の新車新規登録等手続の窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめての方」向けページを用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用による手続のワンストップ化
総務省電波利用電子申請・届出システム (無線局免許申請等手続の窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・初心者用入門ページを用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請による申請手数料の引き下げ ・アマチュア無線手続の場合に簡易な認証の導入
漁獲管理情報処理システム (海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口)	不明	不明
政府統計の総合窓口 (e-survey) 《政府統計オンライン調査総合窓口》	<ul style="list-style-type: none"> ・体験版の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン回答による記載の手間軽減
特殊車両オンライン申請システム (特殊車両通行許可申請等手続の窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請に必要なデータの確認・作成ができるユーザー支援ツールの用意 ・「初めてオンライン申請される方」ページを用意 	<ul style="list-style-type: none"> ・「初めてオンライン申請される方」ページにてオンライン申請のメリットを説明

ユーザー支援に関しては、体験版などを用意して、初めての利用者に、具体的な手続の流れを説明するケースがいくつか見られる。そのほか、初心者用のページやマニュアルなどが用意されているケースも見られる。

手続促進の取組についてみると、まず電子申請の利用により、経済的なインセンティブを提供しているケースがある。例えば「登記・供託オンライン申請システム」における一部請求手続や「総務省電波利用電子申請・届出システム」における電波利用申請における手数料の割引や、「e-Tax」における還付の期間短縮などが挙げられる。これらは、利用者に対して直接的な、利用のインセンティブを供与することになるため、利用促進としての効果は高いといわれている。

次に個人など、幅広い利用者が見込まれるシステムでは、利用者を広く取り込むための対応が採られている。例えば「登記・供託オンライン申請システム」におけるかんたん請求や、「e-Tax」、「社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口」の体験版コーナーなどが挙げられる。これらの取組により、個人をはじめとする行政手続になじみが薄い者を、オンラインでの手続の利用者として取り組むことにつなげていると考えられる。

主に事業者向けと想定される「NACCS」や「自動車保有関係手続のワンストップサービス」では、手続のワンストップ化を図ることにより、利用者の利便性の向上を図り、利用促進につなげているものと考えられる。

(ii) 登記・供託オンライン申請システム

① システムの概要

(a) システム名

登記・供託オンライン申請システム

(b) 対象となる法令

- ・不動産登記法
- ・商業登記法
- ・動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律等

(c) 対象手続

本システムの対象となる手続は、以下のものである。

表 40 登記・供託オンライン申請システムの対象手続

開始時期	対象手続
平成 23 年 2 月 14 日から	<ul style="list-style-type: none">・不動産登記手続・商業・法人登記手続・動産譲渡登記手続・債権譲渡登記手続
平成 24 年 1 月 10 日から	<ul style="list-style-type: none">・成年後見登記手続・供託手続・電子公証手続

② 利用件数・電子申請率

(a) 利用件数・電子申請率

本システムの対象手続の総件数及びシステムの利用件数、電子申請率を以下に示す。

表 41 利用件数・電子申請率⁴⁰

手続件数(件) : a	オンライン利用件数(件) : b	電子申請率(b/a)
212,904,803	140,976,266	66.2%

(b) 利用者

本システムの利用者を以下に示す。本システムについては、個人、法人のほか、専門職として司法書士等による利用が見込まれる。

表 42 本システムの利用者

利用者種別	利用の有無
個人	○
法人	○
専門職	○ (司法書士、行政書士、土地家屋調査士等)

③ 電子申請の環境

(a) 電子申請のユーザーインターフェース

本システムでは、基本的に「申請用総合ソフト」を利用して手続を行う必要があるが、一部の手続については WEB ブラウザを利用した手続（「かんたん証明書請求」、「供託かんたん申請」）が可能である。WEB ブラウザで可能な手続と申請用総合ソフトで可能な手続の対応関係を以下に示す（表 43）。

表 43 各手続と Web で可能な手続・申請用総合ソフトによる手続の対応関係

手続分類	手続名	WEB ブラウザで可能な手続 (かんたん証明書請求・供託かんたん申請)	申請用総合ソフトによる手続
不動産登記関係	不動産登記の申請	×	○
	登記識別情報に関する証明請求	×	○
	登記識別情報の失効の申出	×	○
	登記識別情報通知・未失効照会	×	○
	登記事項証明書等の交付請求	○	○
商業・法人	商業・法人登記の申請	×	○

⁴⁰ 「法務省における行政手続等のオンライン化等の状況」 「表 3 : 独立行政法人等の法令に基づく申請等手続のオンライン化等の状況」 (法務省) <http://www.moj.go.jp/content/001129907.pdf> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 24 日]

手続分類	手続名	WEBブラウザで可能な手続(かんたん証明書請求・供託かんたん申請)	申請用総合ソフトによる手続
登記関係	登記事項証明書の交付請求	○	○
	印鑑証明書の交付請求	×	○
	登記事項の提出	×	○
動産譲渡登記関係	動産譲渡登記の申請(動産譲渡登記、延長登記、抹消登記)	×	○
	登記事項概要証明書の交付請求(登記番号指定検索、当事者指定検索、譲渡人複数指定検索)	○	○
	登記事項証明書の交付請求(登記番号・動産通番による検索、登記番号・動産を特定する事項による検索、譲渡人・譲受人・動産を特定する事項による検索)	×	○
	概要記録事項証明書の交付請求	○	○
債権譲渡登記関係	債権譲渡登記の申請(債権譲渡登記・質権設定登記、延長登記、抹消登記)	×	○
	登記事項概要証明書の交付請求(登記番号指定検索、当事者指定検索、譲渡人複数指定検索)	○	○
	登記事項証明書の交付請求(登記番号・債権通番による検索、登記番号・債権を特定する事項による検索、譲渡人・譲受人・債権を特定する事項による検索)	×	○
	概要記録事項証明書の交付請求	○	○
成年後見登記関係	登記申請(変更の登記)	×	○
	登記申請(終了の登記)	×	○
	登記事項証明申請	×	○
	登記されていないことの証明申請	×	○
供託関係	供託申請	○	○
	供託物払渡請求	×	○
電子公証関係	電磁的記録の認証の嘱託	×	○
	日付情報の付与の請求	×	○
	情報の同一性に関する証明の請求	×	○
	同一の情報の提供の請求	×	○
	執務の中止の請求	×	○

(b) 電子申請に必要なユーザーの利用環境

本システムでの電子申請に必要なユーザーの利用環境を以下に示す(表 44)。PC が利用環境として必須とされており、タブレット端末などの利用は想定されていない。

表 44 電子申請に必要なユーザーの利用環境

電子申請に必要なユーザーの利用環境		WEB ブラウザ (かんたん証明書請求・供託かんたん申請)の利用環境	専用ソフト (申請用総合ソフト)の利用環境
ハードウェア	CPU	800MHz 以上推奨 (又はその相当品)	
	メモリ	1GB 以上推奨	
	ディスプレイ解像度	1024×768 以上を推奨	
	ハードディスク	—	300MB 以上の空き容量
ソフトウェア	OS	MS-Windows7、8.1、10 ⁴¹ の各バージョンで最新セキュリティパッチに対応したもの	
	ブラウザ	IE 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ IE 11 ・ .Net Framework⁴² 4.5.2 以降 (ただし Windows10 は最新版のみ対応) ・ Adobe Acrobat⁴³/Reader

④ 各種電子証明書の利用有無

(a) 本人認証の方法

本システムでは、電子証明書を利用した本人認証と、ID とパスワードを用いた認証の双方を利用している。登記事項証明書等の交付請求及び供託申請の一部については、ID とパスワードを用いた認証としており、その他の手続については、電子証明書を用いた認証を行っている。登記・供託オンライン申請システムの各手続における認証方法について、以下に示す(表 45)。

⁴¹ MS-Windows は米国 Microsoft 社の登録商標 (以下「Windows」)

⁴² Net Framework は米国 Microsoft 社の登録商標

⁴³ Adobe Acrobat 米国 Adobe 社の登録商標

表 45 登記・供託オンライン申請システムの各手続における認証方法⁴⁴

手続		認証方法
不動産登記関係	登記事項証明書等の交付請求	・ ID+パスワード
商業・法人登記関係	登記事項証明書等の交付請求	
動産譲渡登記関係	登記事項概要証明書の交付請求	
	概要記録事項証明書の交付請求	
債権譲渡登記関係	登記事項概要証明書の交付請求	
	概要記録事項証明書の交付請求	
供託関係	供託申請(一部)	
上記以外の手続		・ 電子証明書(署名検証用)+PIN

(b) 利用可能な電子証明書

本システムで利用できる電子証明書は指定された発行機関が発行するものに限られている。利用可能な電子証明書の発行機関及び利用形式を以下に示す(表 46)。

表 46 登記・供託オンライン申請システムで利用可能な電子証明書の発行機関と利用形式⁴⁵

利用可能な電子証明書の発行機関	利用形式
公的個人認証サービス	IC カード
商業登記認証局	ファイル ⁴⁶
株式会社帝国データバンク	IC カード(ただしダウンロード可)
東北インフォメーション・システムズ株式会社	IC カード
日本電子認証株式会社	IC カード
株式会社 NTT ネオメイト(旧株式会社 NTT アプリエ)	IC カード
セコムトラストシステムズ株式会社 (一般向け電子証明書、司法書士電子証明書、行政書士電子証明書、土地家屋調査士電子証明書)	ファイル
ジャパンネット株式会社	IC カード

⁴⁴ 「オンラインによる申請・請求が可能な手続」(法務省) (http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/whats/tetsuzuki_list.html) [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

⁴⁵ 「電子証明書を発行している認証機関」(法務省) (https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/cautions/security/riyokano_syoumei.html) [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

⁴⁶ ただしこれを IC カードに入れて利用できるようにする民間サービス(法人認証カードサービス(日本電子認証株式会社))もある。

⑤ システムの仕組み・特徴

(a) 利用者登録の有無

本システムの利用にあたっては、利用者登録が必要である。ただし、申請書の作成だけであれば、利用者登録せずにサービスの利用が可能である。

(b) 手数料の支払い方法

本システムを利用して行った手続の手数料は、以下の方法で払い込むことができる。

- ・Pay-easy (ペイジー) が利用できる金融機関のインターネットバンキング又はATMからの払い込み
- ・収入印紙
- ・現金納付 (領収証書)

(c) 利用可能期間⁴⁷

本システムの利用時間を以下に示す。

- ・月曜日から金曜日まで (国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。) の8時30分から21時まで。
- ・上記利用時間内であっても、システムのメンテナンス等により、予告なくシステムの運用の停止、休止、中断等を行うことがある

(d) 手続利用状況等の確認方法

本システムでは、処理状況表示画面により、申請情報の処理状況やシステムからのお知らせを確認することができる (図14)。

⁴⁷ 出所：登記・供託オンライン申請システム「利用時間」(法務省) (<http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/condition.html>)

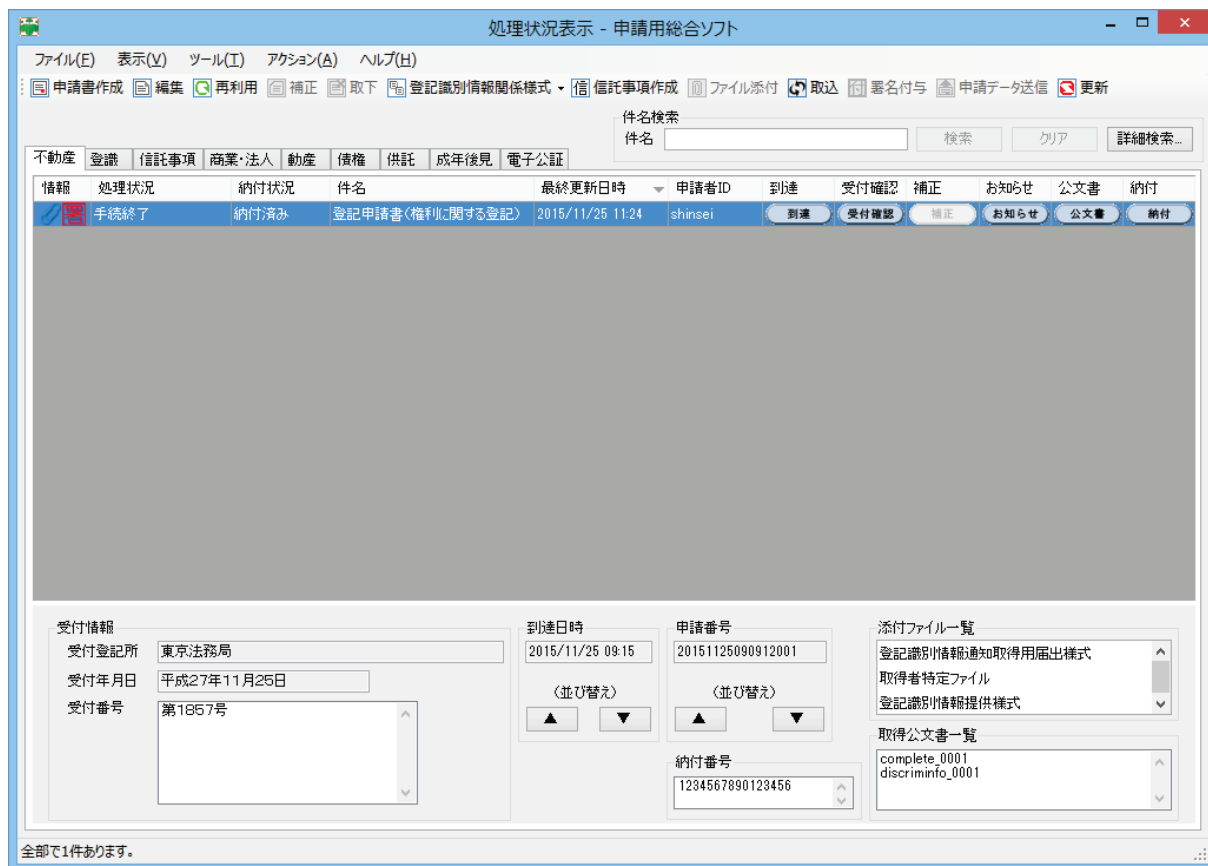


図 14 処理状況表示画面⁴⁸

また、登記・供託オンライン申請システムからの通知機能として、処理手続状況などの通知がメールで行われる。通知内容について以下に示す（表 47）。

表 47 システムからのメール通知内容

通知カテゴリ		通知の内容
手続の処理状況に関するもの	受付のお知らせ	申請の受付がされた旨を通知
	補正通知のお知らせ	補正の通知が発行された旨を通知
	法務局からのお知らせ	以下の内容が通知 <ul style="list-style-type: none"> 申請又は請求が到達した旨 お知らせが発行された旨 申請手続が終了した旨 補正が完了した旨 取下が完了した旨 申請又は請求が中止／却下された旨
	公文書発行のお知らせ	電子公文書の発行がされたことを通知

⁴⁸登記・供託オンライン申請システム 申請者操作手引書 ～不動産登記申請 申請用総合ソフト編～ 第 5 処理状況の確認等 P. 313

通知カテゴリ		通知の内容
	納付情報のお知らせ	納付に必要な情報が発行されたことを通知
IDの登録・削除に関する通知	ID発行の通知	申請者情報を登録し、IDを登録した旨の通知
	申請者情報削除の通知	登記・供託オンライン申請システムでは、最終利用から1年が経過した利用者に対して、申請者情報削除警告の通知

(e) ユーザー支援の状況

本システムの利用に際してのユーザー支援のためのサービスとして、利用環境によらずFAQは用意されている。そのほか、簡単証明書請求では、体験版コーナー、申請用総合ソフトでは各種マニュアル、体験版により、ユーザー支援の対応が行われている（表48）。

表48 本システムの利用に関するユーザー支援対応

利用環境	ユーザー支援の内容
共通	FAQなどにより、情報を提供
かんたん証明書請求	<ul style="list-style-type: none"> 体験版コーナーを用意し、利用イメージを事前につかめるように対応している
申請用総合ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 申請総合ソフトについては、ソフトウェアのインストールや利用手順、手続きごとの利用方法に関するマニュアルが、用意されている。 申請総合ソフト体験版が用意されており、利用イメージを知ることができるようにされている。

⑥ 利用方法

(a) 電子申請のトップ画面

本システムを利用するためのトップ画面では、主に以下のメニューが示されている（表49）。また、トップ画面のイメージを図15に示す。

表 49 「登記・供託オンライン申請システム」のトップ画面メニュー

サービス等	内容
かんたん証明書請求ログイン	登記に関するオンライン手続のうち、Web 画面から行える請求手続用のサービスへのログイン
供託かんたん申請ログイン	供託に関するオンライン手続のうち、Web 画面から行える請求手続用のサービスへのログイン
処理状況照会ログイン	「かんたん証明書請求」「供託かんたん申請」「申請用総合ソフト」から行った申請・請求の処理状況照会
申請者情報登録	これから利用を開始する方のための申請者情報登録
運転状況・お知らせ	システムの運転状況及びお知らせ
登記・供託オンライン申請のご紹介	初めての利用者への案内、かんたん証明書請求、申請用総合ソフトの紹介
登記・供託オンライン申請の操作体験	かんたん証明書請求、供託かんたん申請、申請用総合ソフトの体験コーナー
登記ねっと	「登記・供託オンライン申請システム」で取り扱う不動産登記，商業・法人登記，動産譲渡登記，債権譲渡登記，成年後見登記及び電子公証についてのオンライン申請の手続案内
供託ねっと	供託手続に関する情報提供及びオンライン供託手続の案内



トップページ

すでにご利用されている方

ログイン

かんたん証明書請求

供託かんたん申請

処理状況照会

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで

運転状況

お知らせ

平成29年12月16日 [【お知らせ】Adobe Acrobat 2017 \(Standard, Pro\) のご利用について](#)

平成29年12月8日 [【お知らせ】Adobe Acrobat 2017 の対応予定日について](#)

平成29年12月1日 [【重要】申請用総合ソフトのバージョンアップ \(4.9B→5.0A\) について](#)

平成29年12月1日 [【お知らせ】指定公証人の変更について](#)

平成29年11月29日 [【お知らせ】電子納付の一時利用制限について](#)

[お知らせ一覧](#)

登記・供託オンライン申請のご紹介

初めてご利用になる方へ

かんたん証明書請求

かんたん証明書請求とは	ご利用環境の確認	かんたん証明書請求の事前準備
-------------	----------	----------------

申請用総合ソフト

申請用総合ソフトとは	ご利用環境の確認	申請用総合ソフトの事前準備・ダウンロード
------------	----------	----------------------

登記・供託オンライン申請の操作体験

かんたん証明書請求 体験コーナー

供託かんたん申請 体験コーナー

【体験版】申請用総合ソフトダウンロード

※ 申請用総合ソフトの利用方法を体験することができます(実際の申請はできません。)

これからご利用を開始する方

申請者情報登録

登記・供託オンライン申請のご利用のためには申請者情報の登録が必要です。

申請者情報変更 ※

パスワード更新 ※

※ ログインが必要となります。

登記事項証明書等の手数料

登記情報提供サービス

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

法務局
Legal Affairs Hubs

twitter
登記ねっと 供託ねっと

図 15 登記・供託オンライン申請システムトップ画面⁴⁹

⁴⁹ 「登記・供託オンライン申請システムトップ画面」 (<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>) [最終アクセス日：2017年11月24日]

(b) 利用システムの選択概要

本システムでは、まず利用者が行う手順の内容や状況に応じて、利用する環境（Web かソフトか）の選択を行う。

例えば、供託手続の例についてみると、以下の設問に解答することで、申請用総合ソフトによる申請か、供託かんたん申請による申請かを選択できる（図 16）。

- ・ 申請の種類
- ・ 電子署名が必要であるか、否か
- ・ 3 か月以前の申請書情報の管理や再利用を行うか、否か
- ・ 電子公文書を受け取るか、否か

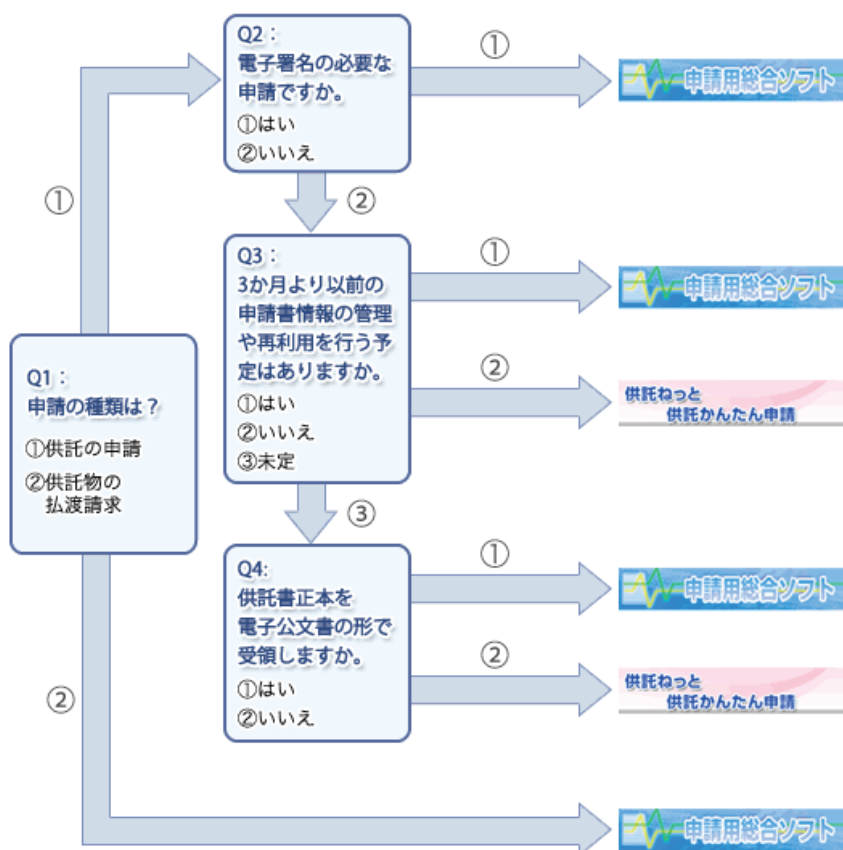


図 16 利用環境の選択例（供託の場合）⁵⁰

⁵⁰ 「供託ねっと」「申請方法に迷ったら」（法務省）<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/kyoutakunet/match.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

(c) 申請用総合ソフトによる手続の流れ

1) 申請用総合ソフトによる手続の概要

申請用総合ソフトでは、申請用総合ソフトの起動・登記・供託オンライン申請システムへのログインの後、申請書の作成、添付書類の付与を行った後、電子署名を施して申請書を「登記・供託オンライン申請システム」に送信する。送信後、「登記・供託オンライン申請システム」からの到達通知を取得し、申請書が到達したことを確認し、登録免許税の納付や書面で作成された添付情報の提供を行う。登記完了時に電子公文書が通知され、取得することができる（図 17）。

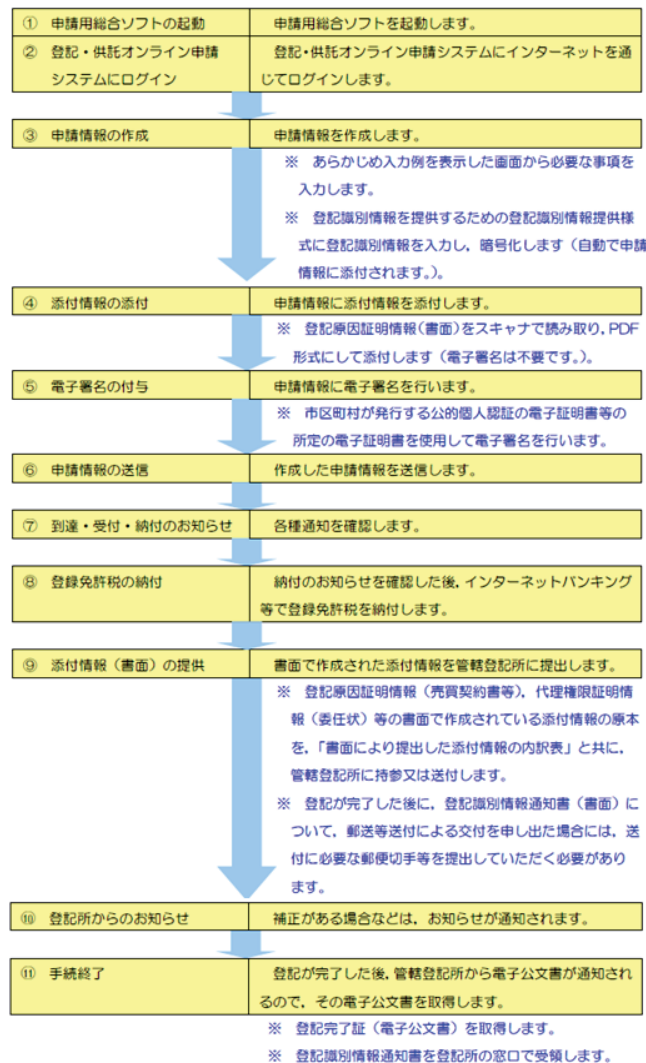


図 17 申請用総合ソフトを利用した手順の流れ⁵¹

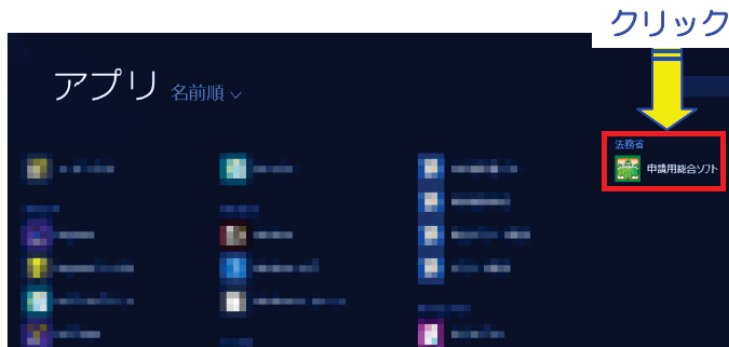
⁵¹ 「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記申請 申請用総合ソフト編）～売買による所有権の移転の登記のオンライン申請～2.1 版」（以下「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記・所有権移転）」）（法務省）P5～P6 （法務省）
http://t-k-download.moj.go.jp/application/manual/fudousan_sougou_baibai.pdf [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

2) 申請用総合ソフトの起動・登記・供託オンライン申請システムへのログイン

利用者が、インストールした申請書総合ソフトを起動する。

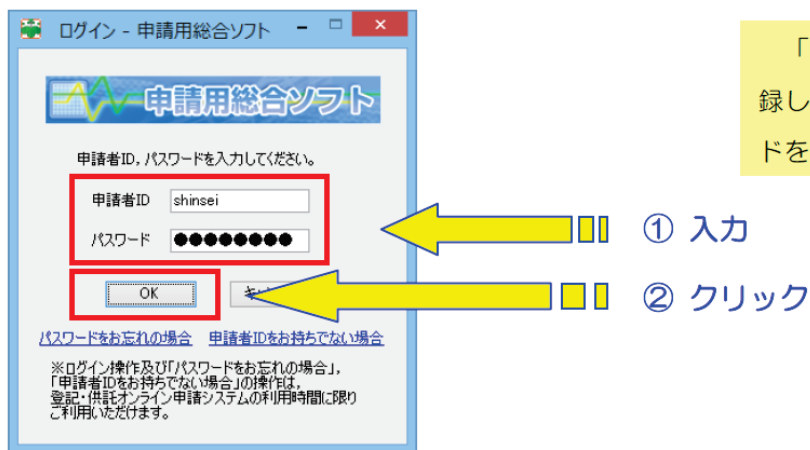
その上で、表示されるログイン画面からログインを行う（図 18）。ただし申請書作成まではログインせずに、利用することができる。

（PCのデスクトップ）



「スタート」メニューから「申請用総合ソフト」を起動します。

（「ログイン」画面）



「申請者情報登録」の際に登録した申請者ID及びパスワードを入力します。

図 18 申請用総合ソフトの起動・ログイン画面 ⁵²

⁵²「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記・所有権移転）」P7

3) 申請書様式の指定

申請しようとする申請書の様式を、一覧画面から選択する。一覧画面では、申請用総合ソフトで申請が可能な様式の一覧が表示されるため、こちらから該当する様式を選択し、選択ボタンにより選択する（図 19）⁵³。

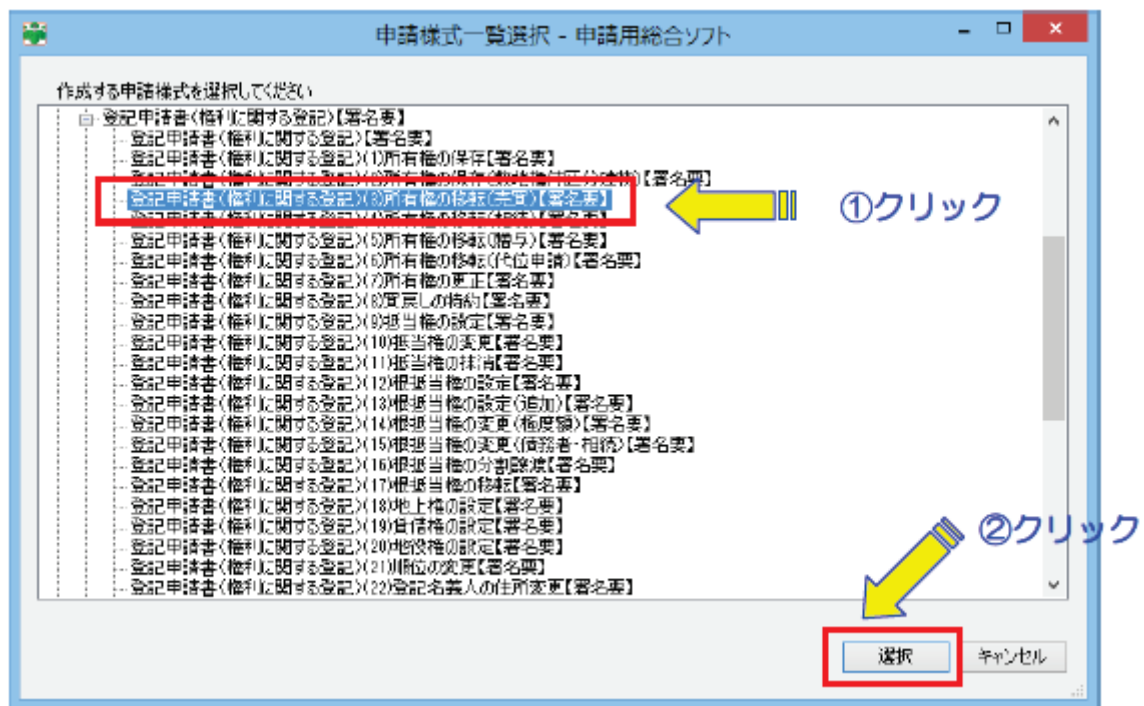


図 19 申請用総合ソフトの手続等選択画面⁵⁴

⁵³ 「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記・所有権移転）」P8

⁵⁴ 「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記・所有権移転）」P8

4) 申請内容の入力、申請データの保存・確認

選択した申請書の様式等に従い、申請内容を入力する。図 20 は、不動産登記における登記申請書の記入項目の一部である。この画面の場合には、①～⑥の赤いボックスで囲われている部分について、申請内容に合わせて、申請者が入力を行う。

図 20 申請用総合ソフトの申請内容入力画面例（不動産登記申請）⁵⁵

各項目を入力した後、入力内容の形式的なチェックを行うためのチェックボタンが用意されている。チェックの結果、形式的なミスがある場合には、該当箇所及びその内容が表示される（図 21）。

チェックの後、必要な修正を施した後、作成した申請書を保存する。

⁵⁵ 「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記・所有権移転）」P10

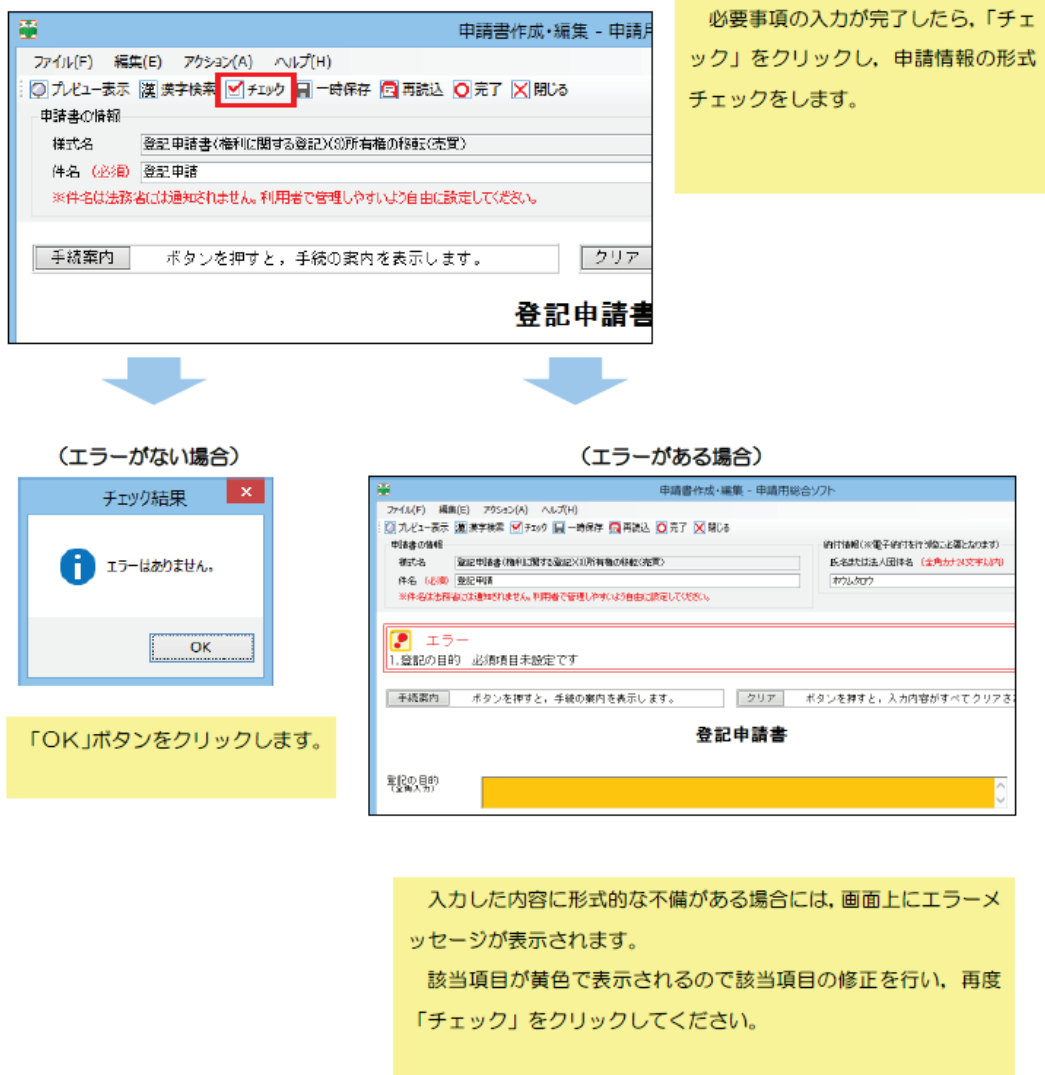


図 21 入力内容のチェック画面⁵⁶

⁵⁶ 「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記・所有権移転）」P10

5) 添付書類の確認・添付

申請項目の入力後、「処理状況表示」の画面から、「ファイル添付」の画面を選択肢、添付書類の添付を行う。添付書類については、「ファイル添付一覧」の画面から該当するファイルを選択し、添付状況を一覧から確認する（図 22）。

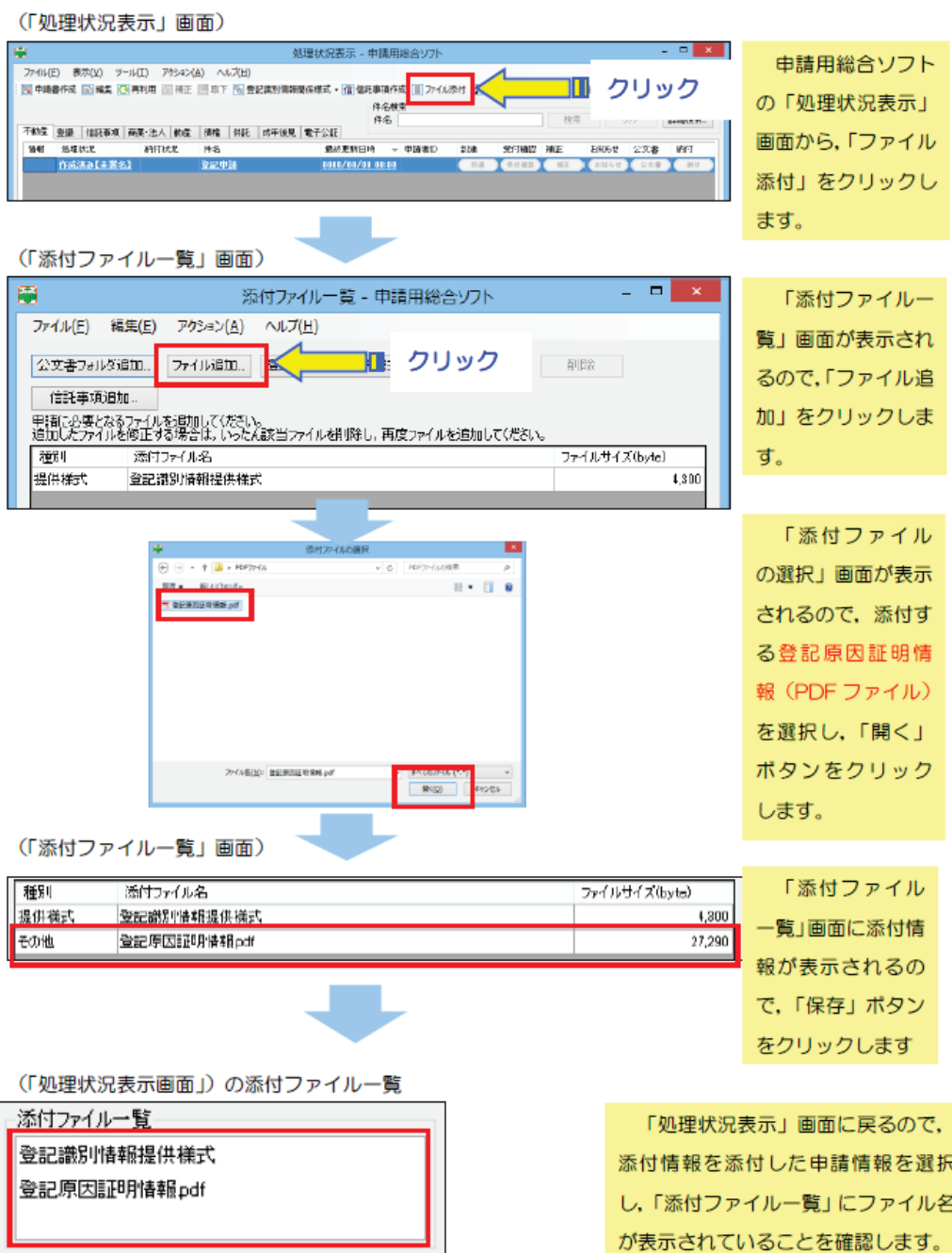


図 22 申請用総合ソフトの添付資料確認画面例（不動産登記申請）⁵⁷

⁵⁷ 「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記・所有権移転）」P25

6) 電子署名の付与

電子署名付与のメニューを選び、電子署名手続を行う。作成した申請書のうち、電子署名を付与する対象となるものを選択する。

ICカードに格納された電子証明書を使用する場合には、ICカードをセットし、電子証明書を選択すると、電子証明書を確認した旨が表示されるので、電子証明書のPINを入力して、電子署名を付与する。

ファイル方式の電子証明書を使用する場合には、電子証明書が保存されている格納場所から、使用する電子証明書を選択し、同様にPINを入力して電子署名を付与する(図23)。

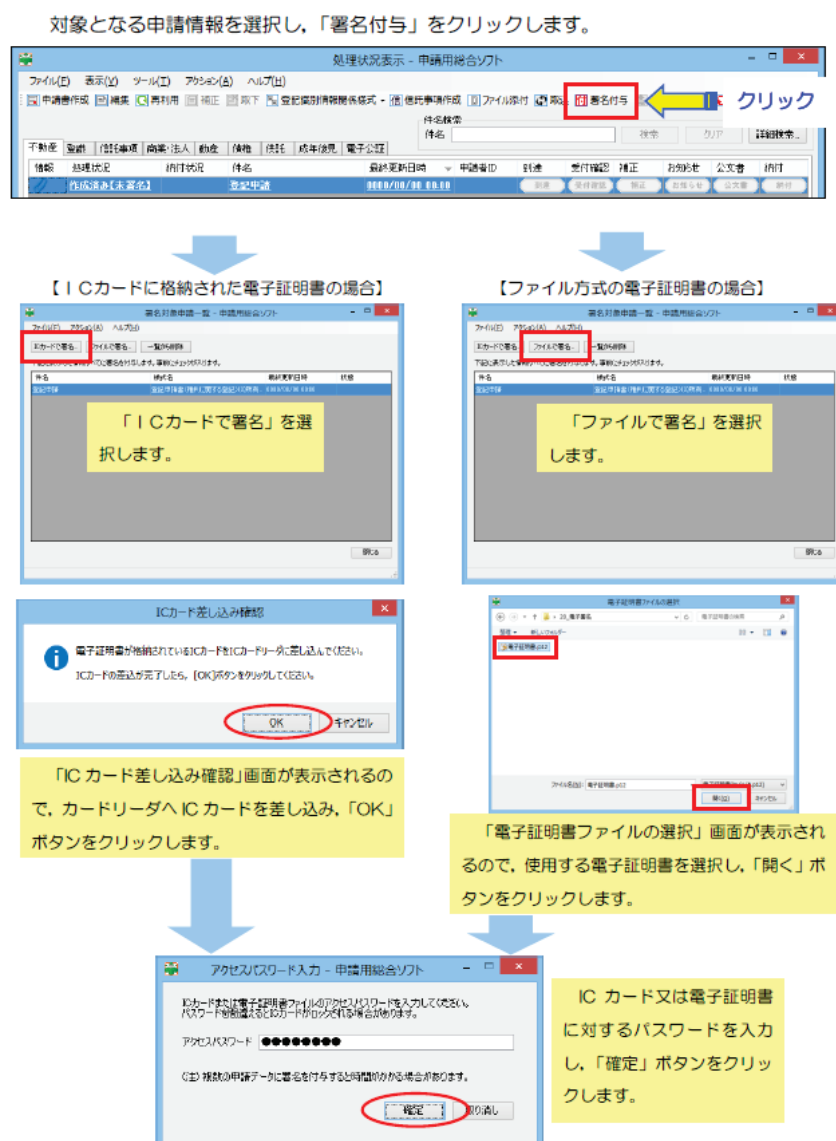


図23 申請用総合ソフトの電子署名付与画面⁵⁸

⁵⁸ 「【簡易版】申請者操作手引書(不動産登記・所有権移転)」P26

7) 作成したデータ及び添付資料に関するファイルの一括送信

電子署名後のデータを申請サイトへ一括送信する。申請対象となる申請情報を選択し、その内容を確認の後、送信ボタンを押すことにより、申請書等の情報が、「登記・供託オンラインシステム」のサーバーに送信され、送信が完了した旨が表示される（図 24）。

対象の申請情報を選択し、「申請データ送信」をクリックします。

申請を行う申請情報の「送信対象」欄をチェックし、「送信」ボタンをクリックすると、「送信確認」メッセージが表示されるので、「OK」ボタンをクリックします。

入力した物件情報に誤りがない場合は、そのまま送信されます(誤りがある場合はダイアログが表示され、送信されません。誤りのある申請情報の「申請書作成・編集」画面に戻り、「完了」ボタンをクリックしてエラー内容を確認の上、修正してください。)

送信後、状態が「送信完了」であることを確認し、「戻る」ボタンをクリックし、「処理状況表示」画面に戻ります。

図 24 申請用総合ソフトのデータ送付画面⁵⁹

⁵⁹ 「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記・所有権移転）」P28

8) 登録免許税の納付

申請データを送信した後、登録免許税の納付を行う。登録免許税の納付は、電子納付による方法と、収入印紙・現金で納付する方法がある。

電子納付による場合には、納付対象となる申請情報を選択し、納付ボタンを押すと、歳入金電子納付システムに、納付情報として登録される。その上で納付ボタンを押すと、電子納付を行う画面（e-Gov 電子納付情報 Web サイト）が表示されるので、これに従って納付手続を行う（図 25）。

(1) 電子納付する場合

納付情報を確認する申請情報の「納付」ボタンをクリックします。

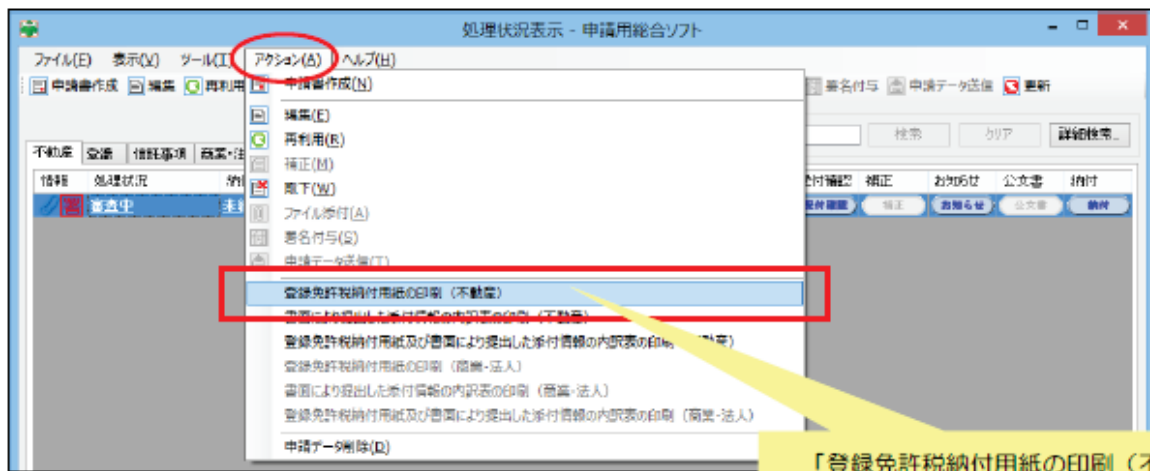
歳入金電子納付システムに納付情報が登録されると、電子納付を行うことができます。電子納付を行う納付情報の「納付」ボタンをクリックします。

電子納付を行う Web ページが表示されるので、画面の案内に従い、インターネットバンキング等により、登録免許税の電子納付を行います。

図 25 登録免許税の納付画面の流れ（電子納付）⁶⁰

⁶⁰ 「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記・所有権移転）」P30

収入印紙・現金（領収証書）で納付する場合には、納付対象となる申請情報を選択し、「登録免許税納付用紙の印刷」をアクションメニューから選択する。これにより、納付用紙が印刷されるため、これに収入印紙又は領収証書の添付を行って、納付手続を行う（図26）。



「登録免許税納付用紙の印刷（不動産）」をクリックすると、登録免許税納付用紙が印刷されます。

※ 登記所で申請情報を受け付けられた後に印刷すると、受付年月日及び受付番号が同用紙に転記されます。

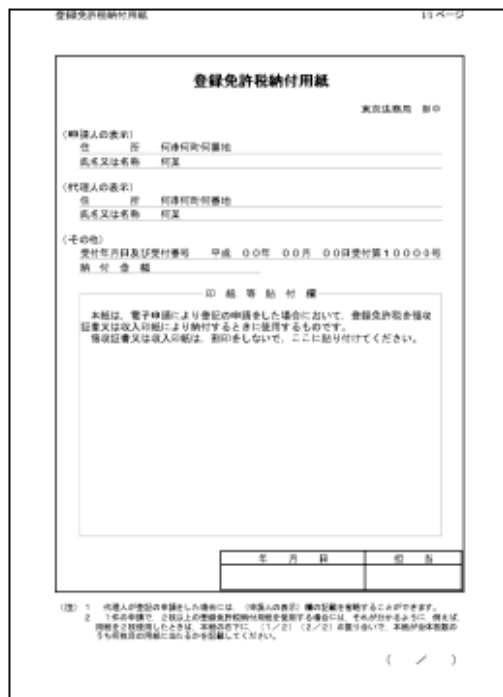


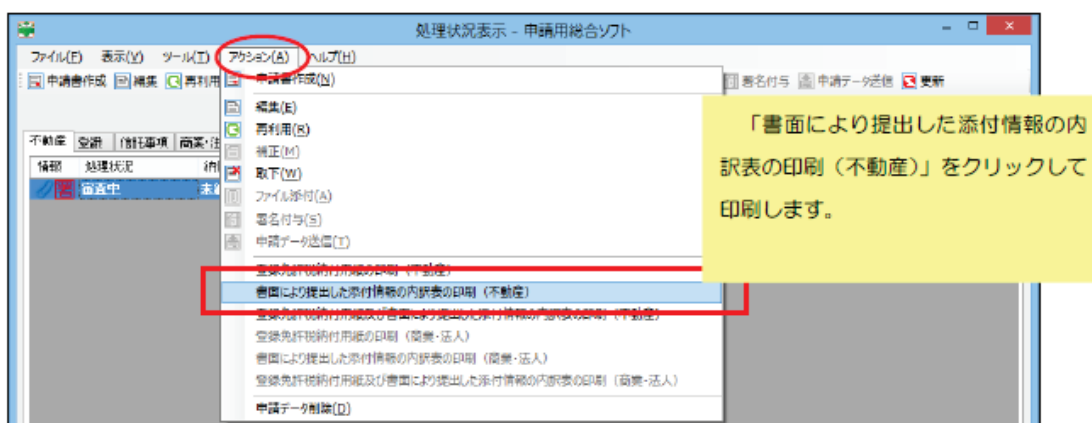
図26 登録免許税の納付画面の流れ（収入印紙・現金（領収証書）で納付する場合）⁶¹

⁶¹ 「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記・所有権移転）」P31

9) 「書面により提出した添付情報の内訳表」と書面で作成された添付情報の登記所への提出

不動産登記手続の場合には、例えば不動産登記の根拠となる売買契約書など、書面で提供する添付情報が生じるケースがある。このような場合、書面により提出した添付情報の内訳表を作成し、対象となる添付情報を、登記所に提出する。

この場合、申請用総合ソフトでアクションメニューから「書面により提出した添付情報の内訳表」の作成を選択する。これにより、書面により提出した添付情報の内訳表が印刷される（図 27）。



書面により提出した添付情報の内訳表

登記所の番号	東京法務局
申請の受付の日付	平成〇〇年〇〇月〇〇日
受付番号	第1〇〇〇〇号
書面により提出した添付情報の表	〇〇〇〇 〇〇〇〇
申請人又は代理人の氏名又は名称（申請人又は代理人が個人であるときはその代表者の氏名を含む。）及び電話番号その他の連絡先	株式会社 電話番号その他の連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（後 務 局 使 用 欄）

書面通知	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計	通
登記簿別添付通知書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
通知の方法	<input type="checkbox"/> オンライン通知	<input type="checkbox"/> 窓口通知	<input type="checkbox"/> 送付通知									
添付書類の原本送付	<input type="checkbox"/> 窓口送付	<input type="checkbox"/> 送付通知										
その他（送付書種別）												

平成 年 月 日 受付 受付番号 号 ~ 受付番号 号 通件

図 27 書面により提出した添付情報の内訳表の印刷⁶²

⁶² 「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記・所有権移転）」P28

10) 申請情報の補正

申請した内容に補正が必要な場合、登記所から補正に関する通知がなされる。これに基づき、申請用総合ソフトにより、補正手続を行う。

補正ボタンにより、登記所からの「補正のお知らせ」により、内容を確認して、補正情報を入力する。その上で、申請同様の手順で、作成したデータを送信する（図 28）。

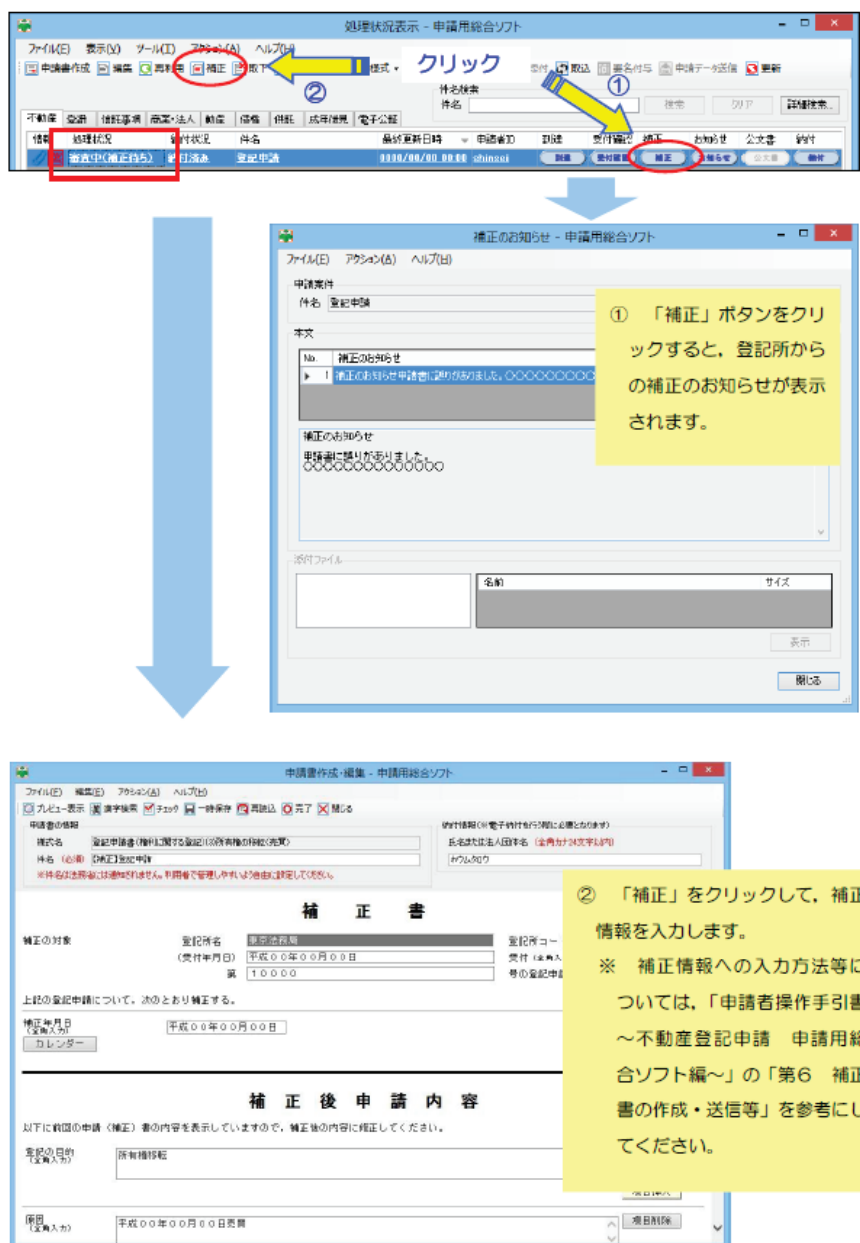


図 28 補正手続画面⁶³

⁶³ 「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記・所有権移転）」P33

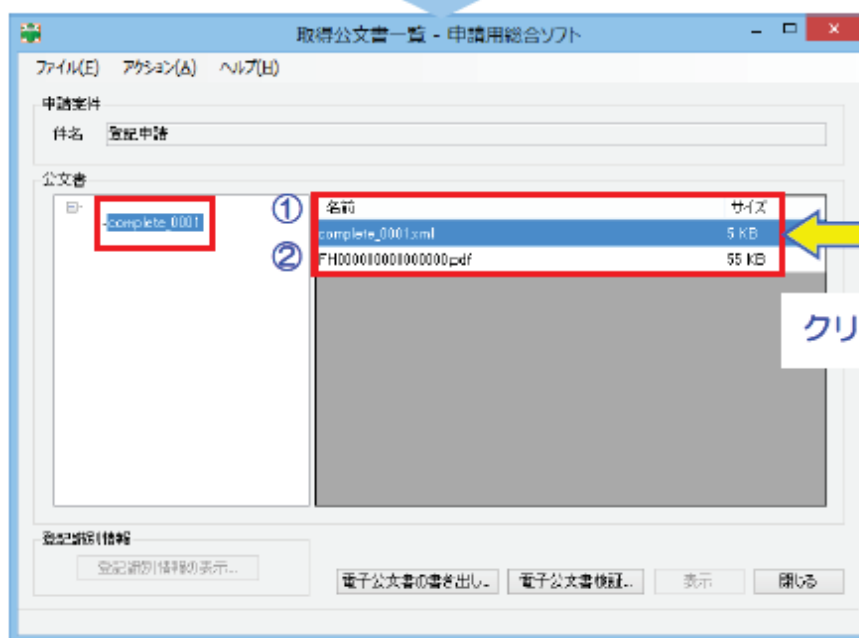
1 1) 登記完了証（電子公文書）の取得

手続終了後、登記所から手続完了の通知が送信される。この通知を取得した後に、申請用総合ソフトの「公文書」画面から、登記所交付される 登記完了証（電子公文書）電子公文書を取得する（図 29）。



「公文書」ボタンをクリックすると、登記完了証（電子公文書）の内容及びその真正性を確認することができます。

なお、登記完了証（電子公文書）については、登記の手続が終了した後、新たに申請用総合ソフトにログインするか、又は「更新」ボタンをクリックした時に、自動的に取得（PCに保存）されます。



①をクリックすると、登記完了証（電子公文書）の真正性を確認することができます。

②をクリックすると、登記完了証（電子公文書）の内容が表示されます。

図 29 電子公文書の取得手続の画面⁶⁴

⁶⁴ 「【簡易版】申請者操作手引書（不動産登記・所有権移転）」P34

(d) かんたん証明書請求の利用の流れ

1) かんたん証明請求の手続の概要

かんたん証明書請求の場合には、ブラウザから図 30 に示す 1. ～ 5. の手続手順（請求手続の選択、請求書柵瀬、納付情報の入力、送信処理、到達通知確認）のステップごとにサイトにアクセスしながら、手続を進める。

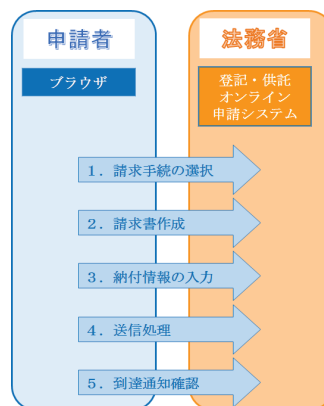


図 30 かんたん証明書請求を利用した手順のステップ⁶⁵

2) システムログイン

「かんたん証明請求」による手続では、「かんたん証明請求」のページを選択し、申請者 ID とパスワードを入力して、システムにログインする。（図 31）。



図 31 かんたん証明請求におけるログイン⁶⁶

⁶⁵ 「申請・請求の方法「かんたん証明書請求」」 http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/flow/flow_top.html [最終アクセス日：2017年11月24日] より作成

⁶⁶ 「登記・供託オンライン申請システム 申請者操作手引書 ～不動産かんたん証明書請求編～ 第2.5版」P5（法務省、平成29年10月）（以下「申請者操作手引書（不動産かんたん証明書請求）」）（法務省）http://t-k-download.moj.go.jp/application/manual/fudousan_kantan.pdf [最終アクセス日：2017年11月24日]

3) 請求書請求メニューの選択

ログインの後、「請求書請求メニュー」が表示される。このメニューから請求する証明書を選択する。例えば、不動産登記情報の請求をする場合には、不動産のメニューを選択する（図 32）。



図 32 請求メニューの選択画面⁶⁷

⁶⁷ 「申請者操作手引書（不動産かんたん証明書請求）」P6

4) 請求情報の入力

請求する証明書を選択した後、さらに具体的な請求の対象を選択する。請求対象を選択するために、請求対象の情報の入力が必要となるため、これを特定するために、検索を行う。

検索は直接、請求対象の情報を入力して特定する方法と、検索条件により、一定の情報を入力して、絞り込みながら特定する方法がある。例えば不動産登記の場合には「オンライン物件検索」による絞り込みを行う（図 33）。



図 33 請求対象の特定方法の選択⁶⁸

⁶⁸ 「申請者操作手引書（不動産かんたん証明書請求）」P7

検索条件による検索を行う場合には、検索画面に請求対象となる物件の情報を入力する。検索条件の入力に際しては、具体的な検索方法を入力の上、これに従った検索項目ごとに、特定したい対象の情報を入力する。例えば不動産登記であれば、所在指定による検索方法を選択した上で、対象の種別（土地/建物）、所在地などの情報を入力して、特定を行う（図34）。その結果、検索された内容で、対象を特定する（図35）。

対象を特定した後、請求に必要な情報（証明書の通数等）を入力する。

オンライン登記情報検索サービス

文字サイズ変更 小 中 大 ご利用環境 ? 使い方 ⓘ お知らせ

不動産登記情報の検索

検索条件入力

検索方法 ? 所在指定 不動産番号指定 土地からの建物検索指定 閉鎖物件 ?

▼ 所在指定

種別 土地 建物

所在 ? 先に都道府県を選択してください。直接入力の場合は、市区町村以下を入力してください。
(例: 千代田区霞が関1丁目)なお、外字は入力できません。
都道府県 ▼ 所在選択 直接入力

地番・家屋番号 ? 読点[.、]又は空白で区切ることで、最大10件まで複数入力ができます(例:1-1、1-2、1-3、1-4)。
地番・家屋番号一覧

> 検索

選択された物件

No.	種別	所在/不動産番号	地番・家屋番号	閉鎖	削除?
選択された物件はありません					

戻る ? 確定 ?

物件情報ファイルをダウンロードする場合は、こちらをクリックしてください。

本サービスご利用にあたって サービス提供時間 よくある質問

図34 対象となる物件の検索⁶⁹

オンライン登記情報検索サービス

文字サイズ変更 小 中 大 ご利用環境 ? 使い方 ⓘ お知らせ

不動産登記情報の検索

検索条件入力

検索方法 ? 所在指定 不動産番号指定 土地からの建物検索指定 閉鎖物件 ?

▼ 所在指定

種別 土地 建物

所在 ? 先に都道府県を選択してください。直接入力の場合は、市区町村以下を入力してください。
(例: 千代田区霞が関1丁目)なお、外字は入力できません。
東京都 ▼ 所在選択 直接入力 千代田区霞が関1丁目

地番・家屋番号 ? 読点[.、]又は空白で区切ることで、最大10件まで複数入力ができます(例:1-1、1-2、1-3、1-4)。
地番・家屋番号一覧

> 検索

選択された物件

No.	種別	所在/不動産番号	地番・家屋番号	閉鎖	削除?
1	土地	東京都千代田区霞が関1丁目	1-1	-	×

戻る ? 確定

物件情報ファイルをダウンロードする場合は、こちらをクリックしてください。

本サービスご利用にあたって サービス提供時間 よくある質問

図35 検索結果による選択対象の表示⁷⁰

⁶⁹ 「申請者操作手引書（不動産かんたん証明書請求）」P25

⁷⁰ 「申請者操作手引書（不動産かんたん証明書請求）」P29

5) 証明書交付請求情報の入力

証明書の対象の特定及び発行に必要な通数等を入力した後、交付方法等について、入力を行う（図 36）。

Step 1-3 交付情報の入力

画面の説明に従って、必要な情報を入力又は選択します。

申請者情報の登録時に入力した情報が初期表示されます。

※ 商業・法人の証明書の場合も同様です。

交付方法として「郵送」を選択します。

書留、簡易書留又は速達を選択する場合には、その額が実費として手数料金額に加算されます。

請求先登記所を選択してください。

請求先登記所 東京地務局

登記所コード 0106

次へ 戻る (請求情報の入力)

図 36 交付情報入力画面⁷¹

⁷¹ 「申請者操作手引書（不動産かんたん証明書請求）」 P20

6) 納付情報の登録

請求内容を作成した後、納付情報（納付者の氏名・法人名等）を入力し、確定する（図37）。

登記ねっと
かんたん証明書請求

証明書請求 納付申請 処理状況開示 パスワード更新 申請者情報変更 申請者情報検索 ヘルプ ダウンロード(ソフトウェア) (操作手引書) ご利用環境 FAQ お問い合わせ ログアウト

Step1 請求書作成 >>> Step2 納付情報入力 >>> Step3 返送確認 >>> Step4 返送完了

電子納付に関する情報を確認してください。
氏名又は法人団体名（全角カナ24文字以内）
※電子納付発行の際に必要となります。

ネコム9030

確定 戻る（請求書作成）

図 37 納付情報の登録画面⁷²

⁷² 「申請者操作手引書（不動産かんたん証明書請求）」 P39

7) 請求内容の送信

納付情報の登録後、請求内容確認画面が表示される。この画面において手続分類、手続名、請求書様式等の情報について確認し、送信する（図 38）。送信後、到着確認画面が表示される（図 39）。



図 38 請求情報確認画面⁷³



図 39 到着確認画面⁷⁴

⁷³ 「申請者操作手引書（不動産かんたん証明書請求）」P39

⁷⁴ 「申請者操作手引書（不動産かんたん証明書請求）」P40

8) 納付（電子納付）

送信の結果、処理状況確認画面を確認すると、請求内容が表示される。この画面から、納付のボタンを押して、電子納付を行う（図 40）。

Step1 処理状況照会 Step2 照会内容確認

確認する申請・請求の条件を入力してください

検索条件: 申請番号(完全一致) 処理状況確認番号(完全一致) 照会

※「処理状況」や「納付状況」を更新するには、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報		
					到達通知	お知らせ	納付
登記申請/地租・固定資産税交付請求書	20151209223125001	2015/12/09 13:50:42	手続終了	納付済み	到達通知	お知らせ	納付
登記申請/地租・固定資産税交付請求書	20151203219258001	2015/12/03 09:24:57	処理中	未納付	到達通知	お知らせ	納付

証明書請求メニューへ 供託申請メニューへ

※電子納付等に関する注意事項

- ▶ 送信完了後は、手数料を電子納付する必要があります。
本画面から処理状況を確認し、手数料を納付してください。「納付期限最終年月日」までに納付をされない場合、自動的に「中止/却下」となります。「納付」ボタンが表示されない場合は、少し時間を空けて、画面上部の「処理状況照会」ボタンをクリックしてください。
- ▶ 電子納付には、インターネットバンキング、モバイルバンキング又はペイジーマークのあるATMを利用する方法があります。
詳細は「電子納付による手数料等のお支払いについて」をご確認ください。
- ▶ 当日の受付は、午後5時15分までです。
午後5時15分から午後9時までに請求した場合は、処理状況は「到達・受付待ち」から更新されません。この場合、翌日（翌業務日）の午前8時30分以降に受け付けられ、処理状況の更新により納付情報が発行されます。
- ▶ 証明書は納付後に発送（交付）されます。
発送（交付）のスケジュールについては請求先の法務局にご確認ください。
- ▶ 証明書の請求を取り下げたい場合は、電子納付をしないでください。
「納付期限最終年月日」までに納付をされない場合、自動的に「中止/却下」となります。
納付済みの場合はオンラインで取り下げができないため、請求先の法務局にご確認ください。
- ▶ 納付期限切れの場合は、新たに請求してください。
納付期限切れの請求は納付や再利用ができません。

図 40 処理状況確認画面

⑦ 手続促進の取組

本システムでは、手続の促進の観点から、以下の内容の取り組み等がなされている。

(a) かんたん手続の導入

何度も利用することを想定していない利用者向けに、利用者登録なしで利用できる簡易なシステムを導入し、一部の手続で利用可能としている。

(b) 受付費用の調整

不動産登記関係の閲覧請求など、一部の手続については、請求費用をオンラインの場合には、安くするなどすることにより、利用者の利便性・インセンティブ向上を図っている。

(iii) 登記情報提供システム

① システムの概要

(a) システム名

登記情報提供システム

(b) 対象となる法令

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条

(c) 対象手続

本システムの対象となる手続を以下に示す（表50）。

表50 登記情報提供システムが対象とする手続

対象手続
<ul style="list-style-type: none">不動産登記，商業・法人登記，動産譲渡登記及び債権譲渡登記に係る情報のオンライン提供不動産登記情報（全部事項）（コンピュータ化後の閉鎖登記簿の閲覧可）不動産登記情報（所有者事項）（所有者の氏名・住所・持分）地図情報（地図又は地図に準ずる図面）図面情報（土地所在図／地積測量図，地役権図面及び建物図面／各階平面図）商業・法人登記情報（現存会社等の場合は履歴事項の全部，閉鎖会社等の場合は閉鎖事項の全部）動産譲渡登記事項概要ファイル情報及び債権譲渡登記事項概要ファイル情報（現在事項又は閉鎖事項の全部、それらの事項がない旨の情報）

② 利用件数・電子申請率

(a) 利用件数・電子申請率

本システムの対象手続の総件数及びシステムの利用件数、電子申請率を以下に示す（表51）。

表 51 利用件数・電子申請率⁷⁵

手続件数(件) : a	オンライン利用件数(件) : b	電子申請率 (b/a)
121, 510, 929	121, 510, 929	100. 0%

(b) 利用者

本システムの利用者を以下に示す(表 52)。本システムについては、個人、法人のほか、専門職として司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士等による利用が見込まれる。

表 52 本システムの利用者

利用者種別	利用の有無
個人	○
法人	○
専門職	○ (司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士等)

③ 電子申請の環境

(a) 電子申請のユーザーインターフェース

本システムは、WEB ブラウザで利用可能である。専用のソフトウェアなどの利用はない。

(b) 電子申請に必要なユーザーの利用環境

本システムでの電子申請に必要なユーザーの利用環境を以下に示す(表 53)。PC が利用環境として必須とされており、タブレット端末などは想定されていない。

表 53 電子申請に必要なユーザーの利用環境

電子申請に必要なユーザーの利用環境		
ソフトウエア	OS	Windows 7、8.1、10
	ブラウザ	IE 11
	PDF	Adobe Reader XI Adobe Reader DC

⁷⁵ 「法務省における行政手続等のオンライン化等の状況」 「表 3 : 独立行政法人等の法令に基づく申請等手続のオンライン化等の状況」 (法務省) <http://www.moj.go.jp/content/001129907.pdf> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 24 日]

④ 各種電子証明書の利用有無

(a) 本人認証の方法

本人認証の方法は、ID とパスワードによる。

(b) 利用可能な電子証明書

本人認証の方法として、電子証明書は利用されていない。

⑤ システムの仕組み・特徴

(a) 利用者登録の有無

本システムの利用にあたっては、利用者登録が必要である。ただし、利用者登録しない一時利用も可能である（一時利用では利用者履歴のマイページは使えない）。

(b) 手数料の支払い方法

本システムを利用して行った手続の手数料は、クレジットカード、デビットカード等により支払う。

(c) 利用可能期間⁷⁶

本システムの利用時間は、次のとおり

- ・ 平日 午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
- ・ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は 休止

(d) 手続利用状況等の確認方法

本システムでは、手続利用状況等の確認方法を表示できるページが用意されている。クレジットカード情報などの決済情報も登録されている。

⁷⁶ 「登記情報提供サービス」「サービス概要」「利用時間」（一般財団法人民事法務協会）
http://www1.touki.or.jp/service/index.html#service_04 [最終アクセス日：2017 年 11 月 25 日]

表 54 利用者履歴照会による機能⁷⁷

機能	具体的内容
請求・未請求履歴の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・登記情報の請求を行った日から3か月後の月の末日まで、登記情報の請求を行った「請求履歴」及び請求せずにマイページに登録しておいた「未請求履歴」を一覧で確認することが可能。 ・一覧の「ステータス」欄から、登記情報を取得済であること、登記手続中のため登記情報を取得できなかったこと、未だ請求を行っていないこと等、操作後の状態が確認可能。
登記情報の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・請求又は未請求履歴の最新の情報を請求が可能。
再利用	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに登記情報を請求可能 ・請求又は未請求履歴を一つ選択し「再利用」ボタンをクリックすると、その請求を行ったときの請求又は検索条件が複写された画面（「不動産請求」、「商業・法人請求」又は「動産・債権（概要ファイル）請求」タブの請求又は検索画面）に移り、請求又は検索の条件の一部を変更するだけで、登記情報の請求を行うことが可能。
登記情報の表示・保存	<ul style="list-style-type: none"> ・登記情報（PDF ファイル）をパソコンに表示する操作、パソコンに保存する操作等を行える。 ・登記情報を取得している（ステータス欄が「請求済」）請求履歴を選択し、「表示・保存」ボタンをクリックすることで、登記情報の表示、印刷、パソコンに保存することが可能。 ・登記情報を取得した日及び翌業務日から3業務日の間行える。
請求・未請求履歴の検索	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な請求又は未請求履歴を検索することが可能 ・一覧の左上のドロップダウンリストから選択した条件で一覧を絞り込んで表示可能。 ・「表示条件の詳細設定」より詳細に絞り込んで検索可能。 ・なお、一覧の項目の「△」又は「▽」をクリックすると、表示の並びを変えることができ（ソート）、簡易に必要な履歴を探せる。
請求・未請求履歴の削除	<ul style="list-style-type: none"> ・削除した請求・未請求履歴を一覧に戻す。 ・請求又は未請求履歴を削除可能。また、削除を行った請求又は未請求履歴を、再度マイページに戻すことが可能。
明細の確認・印刷・領収書の印刷	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の件数、金額等を確認可能。 ・画面左上の「月別明細」をクリックすると、登記情報を取得した請求（課金された請求）について登記情報の種類別に件数、金額、明細（所在・地番、商号・名称等）を確認可能 ・利用明細の印刷（領収書の印刷を行える）。

⁷⁷ 「マイページ」 <http://www1.touki.or.jp/operate/02-02.html> （一般財団法人民事法務協会）[最終アクセス日：2017年11月25日]

(e) ユーザー支援の状況

「初めての方へ」というページ⁷⁸により、サービスの概要について、解説するページを設けているほか、FAQのコーナーを設けて、簡易な質問に対応できるようになっている。

⑥ 利用方法

本システムでは、申込手続、情報の検索・表示手続が可能である。

(a) 電子申請のトップ画面

本システムでは、利用者ごと（個人、法人、公共機関）のメニューと、一時利用などのメニューが用意されており、利用者は利用目的に応じて、メニューを選択する（後述のように、一時利用以外は、利用者登録が必要）。その他、本システムを利用するのに必要な情報なども提供されている（図41）。

⁷⁸ 「登記情報提供サービス」「初めての方へ」（一般財団法人民事法務協会）
<http://www1.touki.or.jp/beginner/index.html> [最終アクセス日：2017年11月25日]



図 41 登記情報提供サービストップ画面⁷⁹

(b) 申込手続

本システムの利用に際して利用者登録手続を行う。ただし、一時利用の場合には不要である。登録方法、内容は個人と法人、公共機関等で異なる。

1) 個人の利用者登録

登録情報は、個人情報（利用者氏名、住所、連絡先、ログイン情報等）の登録のほか、決済に必要なクレジットカード等の情報などを登録する（図 42）。

利用者登録画面で必要な情報を入力すると、利用者登録確認画面が表示される（図 43）。確認後、送信すると利用者登録完了画面が表示される（図 44）。

⁷⁹ 「登記情報提供サービス」「トップ画面」（一般財団法人民事法務協会）<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html> [最終アクセス日：2017年11月25日]

登録情報提供サービス 文字サイズ変更 小 中 大 推奨環境 ? 使い方

個人利用者登録 ▶ 個人利用者登録確認 ▶ 個人利用者登録完了

個人利用者登録

以下の各項目に必要な事項を入力後、「次へ」ボタンをクリックしてください。

氏名【必須】	フルネームを全角で入力してください。姓と名の間は1文字分空けてください(例:情報 太郎)。
氏名カナ【必須】	フルネームを全角で入力してください。姓と名の間は1文字分空けてください(例:ジョウホウ タロウ)。
パスワード【必須】	<ul style="list-style-type: none"> 半角英数字記号で8文字以上14文字以下としてください。 英字(A~Z,a~z)と数字は必ず使用してください。 セキュリティ強化のため、英字(A~Z,a~z)、数字及び記号を混在させることを推奨します(例:Ab880K02*46Ea5)。 セキュリティ強化のため、特定の文字列は、パスワードに使用できません。 ※パスワードをお忘れの場合は、再度利用登録をやり直すこととなりますのでご注意ください。
パスワード確認【必須】	確認のため、もう一度入力してください。
性別【必須】	性別を選択してください。 <input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
生年月日【必須】	生年月日を選択してください。 年 月 日
郵便番号【必須】	半角数字で入力してください(例:111-1111)。 -
住所【必須】	クレジットカード会社に届けている住所を全角で入力してください。登録完了通知書はこの住所に郵送されます。 <small>(例:東京都千代田区霞が関)</small> <small>(例:1-1-1)</small> <small>(例:法務ビル7階)</small>
電話番号【必須】	半角数字で入力してください(例:00-0000-0000)。
FAX番号	半角数字で入力してください(例:00-0000-0000)。
E-MAIL	半角英数字で入力してください(例:jyohutarou@jyohutarou.ne.jp)。
職業	該当する職業を選択してください。その他を選択した場合は、入力欄にも入力してください(例:税理士)。 <input type="radio"/> 司法書士 <input type="radio"/> 土地家屋調査士 <input type="radio"/> 金融機関等 <input type="radio"/> 不動産業等 <input type="radio"/> その他
カード会社【必須】	該当するカード会社を選択してください(例:MASTER)。 カード会社選択
カード番号【必須】	半角数字で入力してください(例:9999-9999-9999-9999)。 - - -
カードの有効期限【必須】	該当する年月を選択してください。 月 年

閉じる クリア ? 次へ >> ? Click

登録情報提供規約 個人情報取り扱いについて

図 42 個人利用者登録画面⁸⁰

⁸⁰ 「登録情報提供サービス」「個人利用者登録」(一般財団法人民事法律協会) <http://www1.touki.or.jp/use/00-02.html> [最終アクセス日: 2017年11月25日]



図 43 利用者情報録確認画面⁸¹

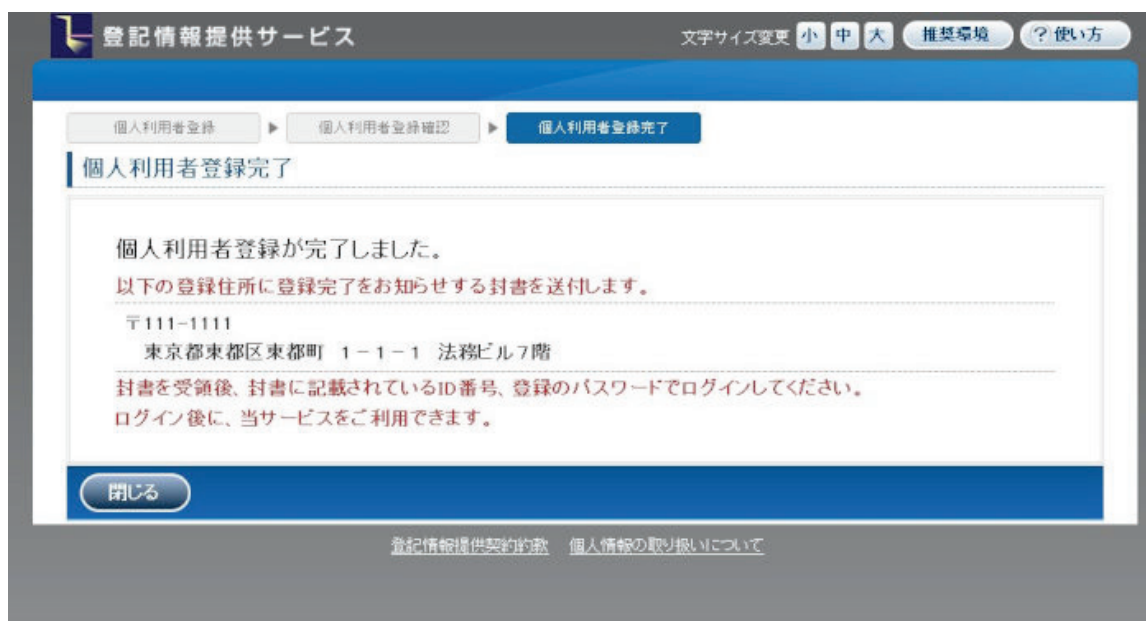


図 44 利用者情報録完了画面⁸²

⁸¹ 「登記情報提供サービス」「個人利用者登録確認」（一般財団法人民事法務協会）<http://www1.touki.or.jp/use/00-02.html> [最終アクセス日：2017年11月25日]

⁸² 「登記情報提供サービス」「個人利用者登録完了」（一般財団法人民事法務協会）<http://www1.touki.or.jp/use/00-02.html> [最終アクセス日：2017年11月25日]

2) 一時利用登録

一時利用登録は、利用者氏名、住所、連絡先ログインパスワード、メールアドレス等を登録することで利用できる。個人利用者の登録とは異なり、クレジットカード等の決済情報に関する登録は不要である(ただし利用額の上限が定められている)。

The screenshot displays the '一時利用登録' (Temporary User Registration) page. At the top, there is a navigation bar with the title '登記情報提供サービス' and options for font size (小, 中, 大) and a '推奨環境' (Recommended Environment) button. Below the navigation bar, a progress indicator shows the current step: '一時利用登録' (Temporary User Registration), followed by '一時利用登録確認' (Temporary User Registration Confirmation), '一時利用登録受付' (Temporary User Registration Acceptance), 'メール受信' (Receive Email), and '一時利用登録完了' (Temporary User Registration Complete). The main content area is titled '一時利用登録' and includes the instruction: '以下の各項目に必要な事項を入力後、「次へ」ボタンをクリックしてください。' (After entering the necessary information for each item below, click the 'Next' button). The registration form consists of several sections:

- 氏名【必須】** (Name [Required]): Full name in all caps, with a space between last and first name. Example: 情報 太郎 (Information Taro).
- 氏名カナ【必須】** (Name Kana [Required]): Full name in all caps Kana. Example: ジョウホウ タロウ (Johhou Taro).
- パスワード【必須】** (Password [Required]): 6 to 14 alphanumeric characters. Must include uppercase and lowercase letters. Security note: Do not use specific characters like 'Aa888iQZ'40Eo6'.
- パスワード確認【必須】** (Password Confirmation [Required]): Re-enter the password for confirmation.
- 性別** (Gender): Radio buttons for '未選択' (Not Selected), '男' (Male), and '女' (Female).
- 生年月日** (Date of Birth): Dropdown menus for year, month, and day.
- 郵便番号** (Postal Code): Half-width numeric input. Example: 111-1111.
- 住所** (Address): Full-width input for address. Examples: 東京都千代田区霞が関 (Tokyo Chiyoda-ku Kojimachigai), 1-1-1 (1-1-1), 法務ビル7階 (Law Office Building 7F).
- 電話番号【必須】** (Phone Number [Required]): Half-width numeric input. Example: 00-0000-0000.
- FAX番号** (FAX Number): Half-width numeric input. Example: 00-0000-0000.
- E-MAIL【必須】** (Email [Required]): Half-width alphanumeric input. Example: johoutarou@johoutarou.ne.jp.
- E-MAIL確認【必須】** (Email Confirmation [Required]): Re-enter the email address for confirmation.

At the bottom of the form, there are buttons for '閉じる' (Close), 'クリア' (Clear), and '次へ >>' (Next >>). A 'Click' button is also visible in the bottom right corner.

図 45 一時利用登録画面⁸³

⁸³ 「登記情報提供サービス」「一時利用者登録」(一般財団法人民事法務協会) <http://www1.touki.or.jp/use/00-01.html> [最終アクセス日: 2017年11月25日]

3) 法人の利用者登録

法人の利用者登録は、Web から行うことはできず、書面の提出が必要となる。法人の利用登録の場合には、所定の Web ページ⁸⁴から必要書類をダウンロードして、記入の後、運営団体である「一般財団法人民事法務協会」に提出する。

提出する書類は以下に示すものである。

- ・ 登記情報提供サービス法人利用申込書
- ・ 預金口座振替依頼書
- ・ 会社の登記事項証明書（登記簿謄本）
- ・ 会社の実印の印鑑証明書

4) 公共機関利用

公共機関の利用者登録は、Web から行うことはできず、書面の提出が必要となる。法人の利用登録の場合には、所定の Web ページ⁸⁵から必要書類をダウンロードして、記入の後、運営団体である「一般財団法人民事法務協会」に提出する。

提出する書類は以下に示すものである。

- ・ 登記情報提供サービス公共機関 利用申込書

(c) 請求手続

1) ログイン

トップ画面等から本システムのログインページを表示し、ID 番号及びパスワードを入力してログオンを行う（図 46）。

⁸⁴ 「登記情報提供サービス」「法人利用」（一般財団法人民事法務協会）<http://www1.touki.or.jp/use/00-04.html>
[最終アクセス日：2017 年 11 月 25 日]

⁸⁵ 「登記情報提供サービス」「公共機関利用」（一般財団法人民事法務協会）<http://www1.touki.or.jp/use/00-05.html>
[最終アクセス日：2017 年 11 月 25 日]



図 46 ログイン画面⁸⁶

2) 登録情報請求

ログインの後、「請求情報受付メニュー」から、請求対象となる登録情報の種別を選択する。例えば不動産登記に関する請求であれば、「不動産請求」のボタンを押す(図 47)。

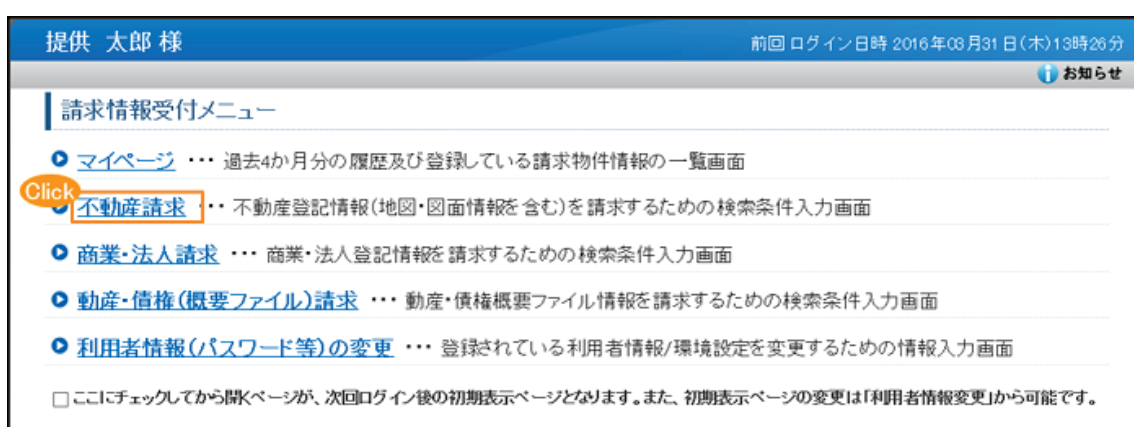


図 47 メニュー選択画面⁸⁷

各登記の請求メニューに入った後、請求対象を特定する。請求対象の特定では、例えば不動産登記の場合には、「所在指定」、「不動産番号指定」、「土地からの建物検索指定」などの方法により指定を行う(図 48)。

⁸⁶ 「登録情報提供サービス」 「ログイン」 (一般財団法人民事法務協会) <http://www1.touki.or.jp/operate/index.html> [最終アクセス日: 2017年11月25日]

⁸⁷ 「登録情報提供サービス」 「請求情報受付メニュー」 (一般財団法人民事法務協会) <http://www1.touki.or.jp/operate/03-03.html> [最終アクセス日: 2017年11月25日]

図 48 請求対象検索画面⁸⁸

検索後、対象の一覧が表示される。その表示された内容から、請求の対象を選択し、請求を行う（図 49）。

Nb.	請求種別	種別	所在及び地番・家屋番号 / 不動産番号	共同担保目録	信託目録	閉鎖 / 事件	照会番号	金額(円)
<input type="checkbox"/>	1	全部事項	土地 東京都千代田区霞が関1丁目1-1	不要	不要		-	0
<input type="checkbox"/>	2	地役権図面	土地 東京都千代田区霞が関1丁目1-1	-	-	事件	-	0

図 49 特定した対象の請求画面⁸⁹

⁸⁸ 「登記情報提供サービス」 「請求事項入力」 <http://www1.touki.or.jp/operate/03-03.html> [最終アクセス日：2017年11月25日]

⁸⁹ 「登記情報提供サービス」 「不動産一覧」 <http://www1.touki.or.jp/operate/03-04.html> [最終アクセス日：2017年11月25日]

⑦ 手続促進の取組

本システムでは、手続の促進の観点から、以下の内容の取り組み等がなされている。

(a) クレジットカードの利用への対応

手続に伴う利用料の納付が、クレジットカードでも利用できるように対応することにより、利用者の利便性を高めている。

(iv) 海上・航空通関情報処理システム (NACCS)

① システムの概要

(a) システム名

海上・航空通関情報処理システム (NACCS)

(b) 対象となる法令

- ・電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律

(c) 対象手続

本システムの対象となる手続は、以下のものである⁹⁰。

- ・税関手続 (財務省・税関)
- ・港湾手続 (国土交通省 海上保安庁)
- ・乗員上陸許可手続 (法務省)
- ・貿易管理 (経済産業省)
- ・動植物検疫手続 (農林水産省)
- ・検疫手続 (厚生労働省)
- ・食品衛生手続 (厚生労働省)
- ・医薬品医療機器等手続 (厚生労働省)

② 利用件数・電子申請率

(a) 利用件数・電子申請率

本システムの対象手続の総件数及びシステムの利用件数、電子申請率を以下に示す(表55)。

⁹⁰ 財務省資料、(http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/review/2017/28002300_zaimusho_shiryo.pdf) [最終アクセス日：2017年11月25日]

表 55 利用件数・電子申請率⁹¹ (数値は平成 28 年)

手続件数(件) : a	オンライン利用件数(件) : b	電子申請率(b/a)
—	2,943 万件 (輸出許可)	99.1% (輸入許可)
—	1,631 万件 (輸入許可)	98.2% (輸出許可)

(b) 利用者

本システムの利用者を以下に示す(表 56)。個人(個人事業主)、法人のほか、専門職として通関士による利用が見込まれる。

表 56 本システムの利用者

利用者種別	利用の有無
個人	○ (個人事業主)
法人	○ (税関官署、運輸業者、通関業者、倉庫業者、航空会社、船会社、船舶代理店、金融機関等)
専門職	○ (通関士)

③ 電子申請の環境

(a) 電子申請のユーザーインターフェース

本システムでは、専用パッケージソフトを利用して手続を行う必要があるが、一部の手続については WEB ブラウザを利用した手続 (WebNACCS) が可能である。WEB ブラウザで可能な手続と専用パッケージソフトで可能な手続の対応関係を以下に示す(表 57)。

⁹¹ 出所:「関税レポート」「資料」(税関 2017)

http://www.customs.go.jp/zeikan/pamphlet/report/pdf/report_008j.pdf [最終アクセス日:2017年11月25日]

表 57 WEB ブラウザで可能な手続と専用パッケージソフトで可能な手続の対応関係

WebNACCS		パッケージソフト			
業務名	業務コード		業務名	業務コード	
船舶基本情報等事前登録	船舶基本情報登録	WBX	⇔	船舶基本情報登録	VBX
				船舶基本情報訂正	VBY
				船舶基本情報訂正呼出し	VBY11
	船舶運航情報登録	WBX	⇔	船舶運航情報登録	VTX01
				船舶運航情報登録呼出し	VTX11
	乗組員情報登録	WBX	⇔	乗組員情報登録	VTX02
				乗組員情報登録呼出し	VTX12
	旅客情報登録	WBX	⇔	旅客情報登録	VTX03
				旅客情報登録呼出し	VTX13
	船用品情報登録	WBX	⇔	船用品情報登録	VTX04
				船用品情報登録呼出し	VTX14
	外航 (運航情報)	入港前統一申請	WPT	⇔	入港前統一申請
入港前統一申請呼出し					VPX11
入港届等		WIT	⇔	入港届等	VIX
				入港届等呼出し	VIX11
出港届等		WOT	⇔	出港届等	VOX
				出港届等呼出し	VOX11
外航	入港前統一申請	WPT	⇔	—	—
	入港届等	WIT	⇔	—	—
	移動届	WMR	⇔	移動届	VMR
				移動届呼出し	VMR11
出港届等	WOT	⇔	—	—	
内航	船舶基本情報登録	WBX		—	—
	入港前統一申請	WPT	⇔	—	—
	入港届等	WIT		—	—
	移動届	WMR	⇔	—	—
	出港届等	WOT	⇔	—	—
港湾管理者向け	入港料減免・還付申請	WER	⇔	—	—
	船舶運航動静通知	WMT	⇔	—	—
	海側施設使用許可申請	WST	⇔	—	—
	陸側施設使用許可申請	WLT	⇔	—	—
	ファイル申請	WFT	⇔	ファイル申請	KFT
税	とん税等納付申告	WPC	⇔	とん税等納付申告	TPC

WebNACCS			パッケージソフト			
業務名		業務コード		業務名	業務コード	
	不開港出入許可申請	WCP	⇔	不開港出入許可申請	CPC	
	船舶資格変更届	WKC	⇔	船舶・航空機資格変更届	KPC01	
	船舶資格変更届呼出し	WKS	⇔	船舶・航空機資格変更届呼出し	KPC	
				指定地外／船陸／船舶間交通許可申請	APA	
				指定地外／船陸／船舶間交通許可申請呼出し	APB	
	照会	書類状態確認	WVS	⇔	入出港届等照会	IVS
		船舶コード照会	WVK	⇔	船舶コード照会	IVK
船舶管理情報照会		WVC	⇔	船舶管理情報照会	IVC	
不開港出入許可申請照会		WPP	⇔	不開港出入許可申請照会	IPP	
入出港日別一覧照会		WVD	⇔	入出港日別一覧照会	IVD	
船舶資格変更届照会		WKP	⇔	船舶資格変更届照会	IKP	
—		—	⇔	指定地外／船陸／船舶間交通許可申請照会	IAP	
その他	帳票確認	WNC	⇔	—	—	
	一時保存情報呼出し	WSC	⇔	—	—	
	C S Vアップロード	WUD	⇔	—	—	
	宛先設定	WAS	⇔	—	—	
	錨地指定一覧	—	⇔	錨地指定一覧	—	
	利用者情報登録	URYOW	⇔	利用者情報登録	URY	
	—	—	⇔	船舶管理情報登録	VCA	

(b) 電子申請に必要なユーザーの利用環境

本システムでの電子申請に必要なユーザーの利用環境を以下に示す。PCが利用環境として必須とされており、タブレット端末などの利用は想定されていない。

利用できるブラウザはIE11のみである。

表 58 電子申請に必要なユーザーの利用環境⁹²

電子申請に必要なユーザーの利用環境		
ハードウェア	CPU	Intel 社製 Pentium4 1.8GHz 当以上を推奨
	メモリ	2GB 以上推奨
	ディスプレイ解像度	1024×768 以上を推奨
	外部ドライブ	CD-ROM
	ネットワークインターフェース	10BASE-T/100BASE
	ハードディスク	300MB 以上の空き容量
ソフトウェア	OS	Windows 7、8.1、10 の各バージョンで最新セキュリティパッチに対応したもの
	ブラウザ	IE 11

④ 各種電子証明書の利用有無

(a) 本人認証の方法

本システムの利用に際しては、ID、パスワードによる認証を行っている。併せて、端末認証を行うために、デジタル証明書の格納が求められる。

(b) 利用可能な電子証明書

本人認証の方法として、電子証明書は利用されていない。

⑤ システムの仕組み・特徴

(a) 利用者登録の有無

本システムの利用にあたっては、利用者登録が必要である。

⁹² 「7.パッケージソフト」 「7.1.1 パソコン本体の仕様」 「表 7-1-1 パソコンの動作環境」より作成
http://www.naccscenter.com/data/edi/7_1.pdf [最終アクセス日：2017年11月25日]

(b) 手数料の支払い方法

本システムを利用して行った手続の手数料は、予め自動振替用の口座からの引き落としが行われている。このほか、Pay-easy（ペイジー）が利用できる金融機関のインターネットバンキング又はATMからの払い込みによる方法も可能である。

NACCSにおける手数料納付方法⁹³は、次のとおりである。

- ・一般口座から自動的に口座振替で関税等が納付される。
- ・登録、利用に手数料等は生じない。
- ・NACCSを利用していない企業等でも登録可能（通関業者による立替払いが不要）
- ・システムから口座振替の明細の出力が可能。

(c) 利用可能期間

本システムの利用時間は、メンテナンスのための計画停止時間以外、24時間である。

(d) 手続利用状況等の確認方法

本システムでは、システム利用を通じた手続の申請状況などについては、パッケージソフトにより、ローカルのデータとして管理されている。

NACCSサポートシステムでは、利用者IDに応じて、NACCSサービスの利用状況（NACCSを利用することによるシステム利用料の状況）などを照会することができる。

(e) ユーザー支援の状況

一般的なマニュアルは整備されているが、その他特筆すべきユーザー支援に関する情報は、見受けられない。

⁹³ 「リアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式）の導入 2. ダイレクト方式の概要」より作成
http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/mpn/mpn_direct.htm [最終アクセス日：2017年11月25日]

⑥ 利用方法

(a) 電子申請のトップ画面

本システム利用するための専用パッケージソフト(Naccs パッケージソフト)や WebNACCS については、利用者登録が必要であり一般には公開されていない。そのため、公開されている WebNACCS 操作説明書に掲載されている WebNACCS のトップ画面を以下に示す(図 50)。



図 50 WebNACCS トップ画面⁹⁴

⁹⁴ WebNACCS 操作説明書 P.17 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/data/webnaccs/sousa_setumei.pdf [最終アクセス日：2017年11月24日]

(b) 利用準備

NACCS 利用に先立ち、利用準備をおこなう。利用準備は以下のステップで行う（図 51）。

- ステップ 1：仮 ID・仮パスワード取得
- ステップ 2：詳細情報入力
- ステップ 3：内容確認・申込書郵送
- ステップ 4：システム情報入力
- ステップ 5：デジタル証明書の取得
- ステップ 6：パッケージソフトの設定

ステップ 1【仮ID・仮パスワード取得】



NACCSサポートシステムを使用する為の手続きを行います。

①NACCSサポートシステム(略 NSS)から、システム利用規程を一読の上、同意した後、申込担当者の情報を登録する。

②仮ID・仮パスワード登録完了メールが申込担当者に送付されます。

注)当メールを受信後、48時間を経過するまでにステップ2に進んでください。(48時間経過すると仮ID・仮パスワードは利用できなくなります。)

ステップ 2【詳細情報入力】



利用契約に関する手続きを行います。

①仮ID・仮パスワードでNSSにログインする。
②事業所・契約者・請求先などの詳細情報の入力を行い申込登録する。

③NACCSセンター側で審査を行い内容に問題がなければ審査完了メールが申込担当者及び管理責任者に送付されます。

注)お客様の入力に問題があれば申込担当者に訂正依頼メールを送信しますのでNSSで通知内容確認の上、訂正入力を行い再登録をお願い致します。

ステップ 3【内容確認・申込書郵送】



利用契約に関する内容確認と申込書の郵送を行います。

①仮ID・仮パスワードでNSSにログインする。
②本ID・本パスワード・利用者コードなどの確認を行う。
注)本パスワードは参照可能期間内(利用開始日の翌営業日まで)に、必ず印刷の上、お手元に保管願います。

③システムサービス利用申込書を出し、役職印を押印してNACCSセンター(利用契約課)宛てに郵送する。

ステップ 4【システム情報入力】



システム設定に関する手続きを行います。

①NACCS掲示板からシステム設定書類をダウンロードし、書類を作成する。
②本ID・本パスワードでNSSにログインする。
③①で作成したシステム設定書類の添付を行い申込登録する。
④企業名・管理責任者など(欧文)の入力を行い申込登録する。

⑤NACCSセンター側で審査を行い内容に問題がなければ審査完了メールが申込担当者及び管理責任者に送付されます。

注)お客様の入力に問題があれば申込担当者に訂正依頼メールを送信しますのでNSSで通知内容確認の上、訂正入力を行い再登録をお願い致します。

ステップ 4 手順書

NACCS掲示板 → 申込手続(NSS) → 4.NSSの利用(システム設定) → 1システム設定の前にをご確認ください。

ステップ 5【デジタル証明書の取得】



デジタル証明書の取得を行います。

①NACCSセンターよりデジタル証明書発行完了メールが管理責任者に送付されます。

②本ID・本パスワードでNSSにログインする。
③認証コード1.2.3・論理端末名・端末アクセスキーの確認を行う。
④お客様側でNACCS掲示板から手順書を参照し取得を行う。

ステップ5 手順書

NACCS掲示板 → パッケージソフト・デジタル証明書 → デジタル証明書取得手順書をご確認ください。

ステップ 6【パッケージソフトの設定】



パッケージソフトインストールを行います。

①お客様側でNACCS掲示板から手順書を参照しインストールを行う。

ステップ6 手順書

NACCS掲示板 → パッケージソフト・デジタル証明書 → パッケージソフト初期導入手順書をご確認ください。

図 51 NACCS の利用に際しての準備手続⁹⁵

⁹⁵ 「新規申込から利用開始までの流れについて」(NACCS、初出不明)

https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/_files/00080804/riyoukaishimade.pdf [最終アクセス日: 2017年11月25日]

(c) 利用の流れ

1) NACCS を利用した申請の流れ

NACCS を利用した申請の流れについて、入港前の手続を例に示す。

NACCS に登録する各種情報を基に、各関係機関への申請・情報提供を行う。申請・情報提供先となる各関係機関は以下のように多岐にわたる（図 52）。

- ・ 税関
- ・ 入国管理局
- ・ 港湾管理者
- ・ 港長
- ・ 港内交通管制室
- ・ 海上保安部署
- ・ 地方運輸局
- ・ 海上交通センター
- ・ 検疫所

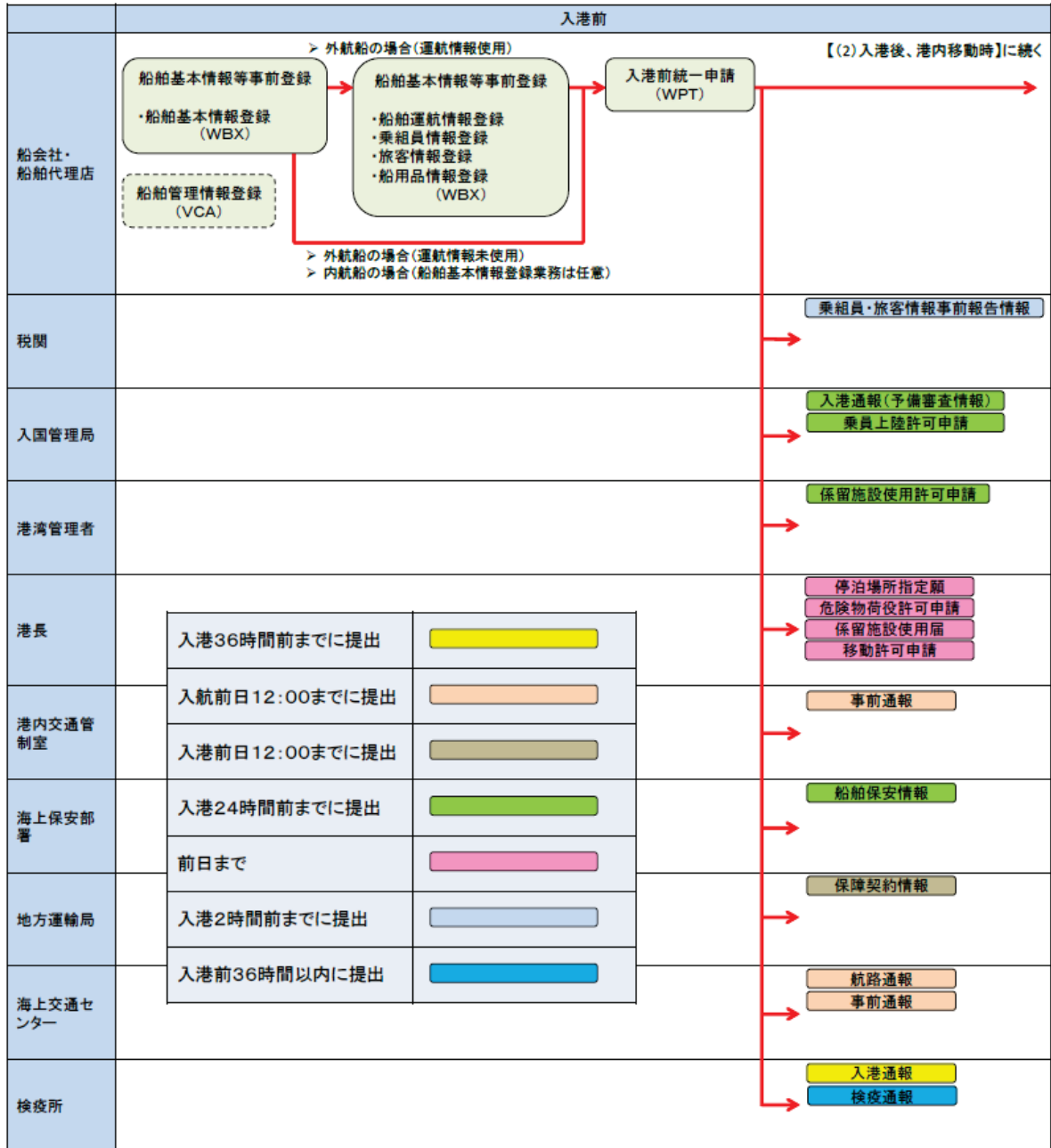


図 52 入港前申請手続の流れ⁹⁶

⁹⁶ WebNACCS 利用マニュアル 1-2-1-1 <https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/data/webnaccs/manual/1.2.1.pdf>
[最終アクセス日：2017年11月24日]

2) 申請メニューの選択

ログイン後のメインメニュー画面から、利用する申請メニューを選択する。以下、入港前統一申請を例に示す。

「入港前統一申請 (WPT)」の「登録」をクリックする (図 53)。

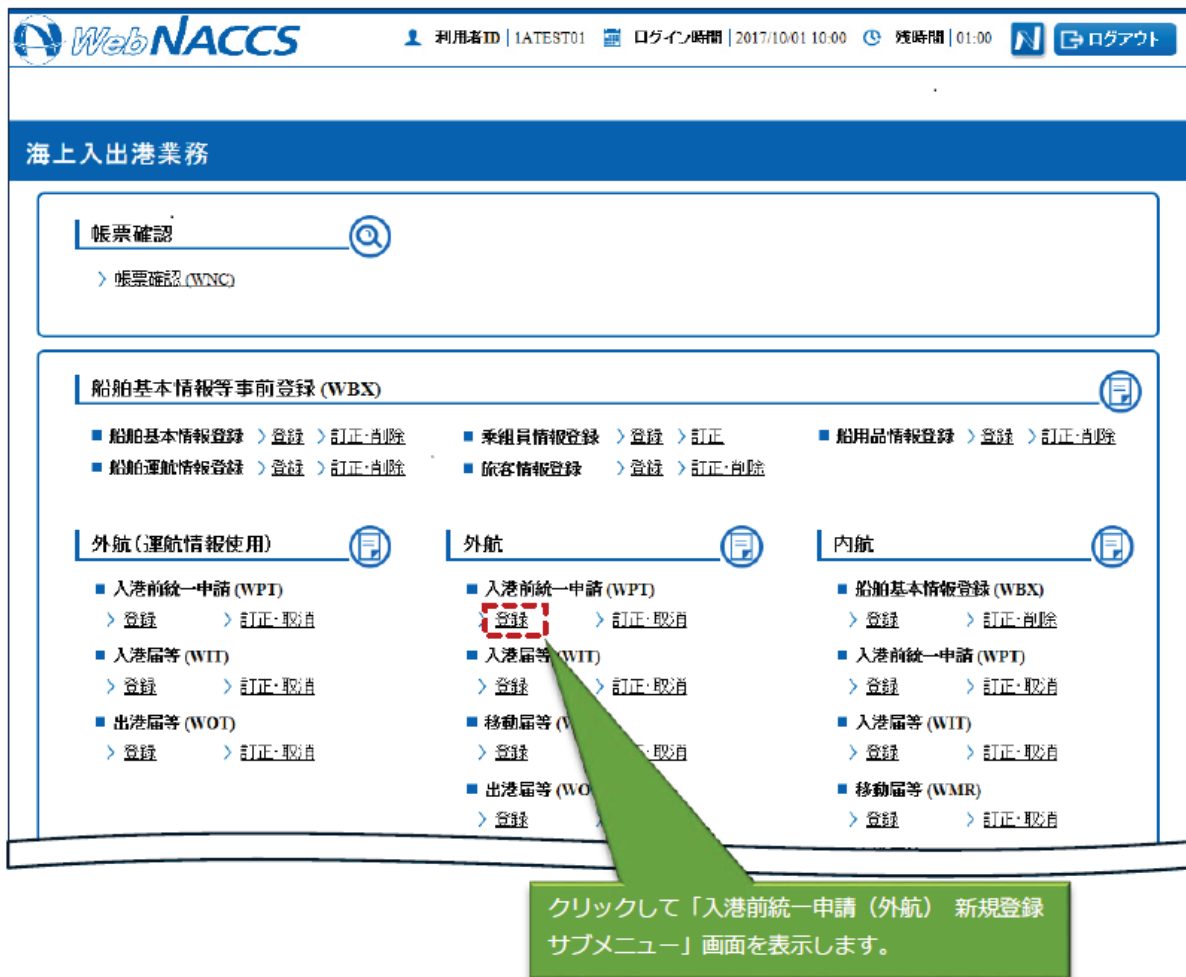


図 53 メインメニュー画面

3) 申請書類の選択

申請を行う宛先官庁の申請書類のリンクが表示される（図 54）。以下、本例では、税関への「乗組員・旅客情報事前報告情報」を選択した場合の例を示す。

「乗組員・旅客情報事前報告情報」をクリックする。

The screenshot displays the 'WebNACCS' interface for '入港前統一申請(WPT)'. The page title is '入港前統一申請(外航) 新規登録サブメニュー'. There are buttons for '申請等呼出' and 'ファイル読込'. A green callout box contains the text: '書類のリンクをクリックして入港前統一申請の新規登録画面を表示します。' The page is divided into sections for different authorities:

- 税関 (Customs):** 乗組員・旅客情報事前報告情報
- 港長 (Port Director):** 危険物取扱許可申請, 停泊場所指定願, 移動許可申請, 係留施設使用届
- 入国管理局 (Immigration):** 入港通報(予備審査情報), 乗員上陸許可申請
- 検疫所 (Quarantine):** 入港通報, 検疫通報
- 地方運輸局 (Local Transport Authority):** 保摩契約情報
- 港湾管理者 (Port Manager):** 係留施設使用許可申請
- 港内交通管制室 (Port Traffic Control Room):** 事前通報
- 海上保安部署 (Maritime Security Force):** 船舶保安情報
- 海上交通センター (Maritime Traffic Center):** 事前通報, 航路通報

At the bottom, there are buttons for '戻る' (Back), 'エラーチェック' (Error Check), and '送信' (Send). The footer contains the copyright notice: 'Copyright © Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System, (NACCS) Inc. No reproduction or republication without written permission.'

図 54 入港前統一申請新規登録サブメニュー

4) 申請内容の入力

「乗組員・旅客情報事前報告情報」の新規登録画面の例を以下に示す（図 55～図 58）。画面に表示される様式に従い申請内容を入力する。「乗組員・旅客情報事前報告情報」の新規登録画面では、申請先、船舶情報、乗組員等情報、本邦入港前外国の寄港地情報、当港入港前本邦寄港地情報、入港港情報、旅客情報を入力する。入力事項についてあらかじめ決まった情報については、プルダウンでの選択や一覧データからの参照で入力可能となっている。

Web NACCS 利用者ID | 1ATEST01 ログイン時間 | 2017/10/01 10:00 残時間 | 01:00 ログアウト

入港前統一申請(WPT) クリックすると入力ガイドが表示されます。

乗組員・旅客情報事前報告情報(外航) 新規登録 ?

プルダウンをクリックすると、宛先設定で設定した申請先が表示されます。

船舶情報 プルダウンをクリックすると、選択可能な情報処理識別が表示されます。

乗組員等情報 プルダウンをクリックすると、選択可能な情報処理識別が表示されます。

プルダウンをクリックすると、選択可能な情報処理識別が表示されます。 クリックすると船舶情報に移動します。 クリックすると本邦入港前外国の寄港地情報に移動します。

図 55 「乗組員・旅客情報事前報告情報」新規登録画面 (1/4)

本邦入港前外国の寄港地情報				
項番	寄港地コード	寄港地名	入港年月日	出港年月日
1	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧参照"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="button" value="+ 追加入力"/>				

港の一覧を表示します。

クリックすると入力フィールドが追加され、本邦入港前外国の寄港地を追加で入力できます。

当港入港前本邦寄港地情報			
項番	寄港地コード*	入港年月日*	出港年月日*
1	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧参照"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="button" value="+ 追加入力"/>			

港の一覧を表示します。

クリックすると入力フィールドが追加され、当港入港前本邦寄港地を追加で入力できます。

入港港情報	
入港港コード*	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧参照"/>
ひょう泊(予定)場所コード(入港時)	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧参照"/>
ひょう泊(予定)年月日時刻(入港時)	<input type="text"/>
着岸(予定)場所コード(入港時)	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧参照"/>
着岸(予定)年月日時刻(入港時)	<input type="text"/>
船舶代理店コード*	<input type="text"/>
船舶代理店名称	<input type="text"/>

港の一覧を表示します。

施設の一覧を表示します。

図 56 「乗組員・旅客情報事前報告情報」新規登録画面 (2/4)

乗組員情報	
アップロードした情報を使用して入力することができます。31件以上入力したい場合は必ずアップロード情報を使用してください。	
<input type="button" value="アップロード情報を使用"/>	
1	<input type="text"/>
乗組員氏名ラストネーム*	<input type="text"/>
ファーストネーム	<input type="text"/>
ミドルネーム	<input type="text"/>
性別識別*	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧参照"/>
職名コード*	<input type="text"/>
生年月日*	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧参照"/>
国籍コード*	<input type="text"/>
身分証明書等識別*	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧参照"/>
身分証明書等番号*	<input type="text"/>
乗船港コード	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧参照"/>
乗船年月日	<input type="text"/>
下船港コード	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧参照"/>
下船年月日	<input type="text"/>
備考	<input type="text"/>
<input type="button" value="+ 追加入力"/>	

職名の一覧を表示します。

プルダウンをクリックすると選択可能な性別識別が表示されます。

プルダウンをクリックすると選択可能な身分証明書等識別が表示されます。

港の一覧を表示します。

国籍の一覧を表示します。

クリックすると入力フィールドが追加され、乗組員情報を追加で入力できます。乗組員情報は30件まで手入力できます。

図 57 「乗組員・旅客情報事前報告情報」新規登録画面 (3/4)



図 58 「乗組員・旅客情報事前報告情報」新規登録画面 (4/4)

5) 送信

必要事項の入力後、送信ボタンをクリックすることで提出される (図 59)。



図 59 入力後の送信画面

⑦ 手続促進の取組

本システムでは、手続の促進の観点から、以下の内容の取り組み等がなされている。

- ・複数の関連組織へ必要な手続について、一元的に手続が可能なワンストップサービスを実現しており、利用者の利便性向上が図られている。

(v) 国税電子申告・納税システム (e-Tax)

① システムの概要

(a) システム名

国税電子申告・納税システム (e-Tax)

(b) 対象となる法令

- ・ 所得税法
- ・ 法人税法
- ・ 酒税法
- ・ 印紙税法
- ・ 消費税法
- ・ 国税通則法不動産登記法

(c) 対象手続

本システムの対象となる手続は、433 手続に及ぶ。主な手続を以下に示す。

- ・ 申告 (所得税確定申告等、贈与税申告、法人税確定申告等、消費税確定申告等、復興特別法人税申告等、酒税納税申告、印紙税納税申告)
- ・ 申請・届出等 (所得税関係、相続税・贈与税関係、法人税関係、復興特別法人税関係、消費税関係、間接諸税関係、酒税関係、納税証明書交付関係、納税関係、法定調書関係、その他)

② 利用件数・電子申請率

(a) 利用件数・電子申請率

本システムの対象手続の総件数及びシステムの利用件数、電子申請率は表 59 のとおりである。

表 59 利用件数・電子申請率

手続件数(件) : a	オンライン利用件数(件) : b	電子申請率(b/a)
40,089,107	21,116,349	52.7%

(b) 利用者

本システムの利用者は表 60 のとおりである。本システムについては、個人、法人のほか、専門職として税理士による利用が見込まれる。

表 60 本システムの利用者

利用者種別	利用の有無
個人	○
法人	○
専門職	○ (税理士)

③ 電子申請の環境

(a) 電子申請のユーザーインターフェース

本システムでは、専用のソフトウェア (e-Tax ソフト) と Web ブラウザ (「e-Tax ソフト「web 版」) の双方を利用可能であり、両者で可能な手続に差はない。

またスマートフォンで利用するために、e-Tax (SP 版) が用意されており、これを用いることで、手続の状況確認や一部の請求 (電子署名を必要としないもの) が可能となっている (表 61)。

表 61 スマートフォン（e-Tax（SP版））で可能な手続⁹⁷

利用者情報の登録・確認・変更	
申告・申請等データの基本情報となる氏名、住所等の情報、「税務署からのお知らせ」等を受信するメールアドレスの登録・確認・変更（法人利用者については、利用者情報の確認機能のみご利用が可能。）	
納税	
納付情報登録依頼（税目、納付金額等の納付情報データの作成及び送信等）、ダイレクト納付、インターネットバンキング（金融機関等サイト）へのリンク、クレジットカード納付専用の外部サイトへのリンク （注） 納付情報登録依頼について、税理士等による代理送信は利用不可	
メッセージボックスの確認	
e-Tax に送信した申告・申請等データの送信結果、「税務署からのお知らせ」等の確認	
還付金処理状況の確認	
e-Tax を利用して還付申告を行った場合の、還付金の処理状況の確認	
振替納税結果の確認	
振替納税を利用された方のうち、e-Tax を利用して申告を行った場合の振替納税結果の確認	
納税証明書の交付請求	
納税証明書（署名省略分）の交付請求	
徴収高計算書の提出	
各種徴収高計算書の提出 （注） 徴収高計算書の提出について、税理士等による代理送信は利用不可	

(b) 電子申請に必要なユーザーの利用環境

本システムでの電子申請に必要なユーザーの利用環境を以下に示す(表 62)。PC のほか、スマートフォン・タブレット端末にも対応している(表 63)。

表 62 電子申請に必要なユーザーの利用環境（PC の利用環境）^{98, 99}

電子申請に必要なユーザーの利用環境	PC の利用環境	
ハードウェア	CPU	Pentium4(1.6GHz)以上推奨
	メモリ	512MB 以上推奨
	ディスプレイ解像度	1024×768 以上を推奨
	ハードディスク	2GB 以上の空き
	OS	Windows 7、8.1、10
	ブラウザ	IE 11

⁹⁷ 「e-Tax ソフト(SP版)について」「e-Tax ソフト(SP版)でできること」(国税庁) (<http://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp.htm>) [最終アクセス日: 2017年10月10日]

⁹⁸ 「1システム利用のための環境等」「(2) e-Tax ソフトを使用する際に必要なパソコンの推奨環境」(国税庁) (<http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo1.htm>) [最終アクセス日: 2017年11月10日]

⁹⁹ 「確定申告書作成コーナー」については、Mac OS による利用が可能

電子申請に必要なユーザーの利用環境		PCの利用環境
ソフトウエア	PDF	Adobe Reader XI Adobe Reader DC
	Java	—

表 63 電子申請に必要なユーザーの利用環境（スマートフォン・タブレット端末の利用環境）¹⁰⁰

電子申請に必要なユーザーの利用環境	Androidの利用環境	iOSの利用環境
バージョン	Android ¹⁰¹ 5.0～6.0	iOS ¹⁰² 6.0～9.3
ブラウザ	Android Browser	iOS Safari

④ 各種電子証明書の利用有無

(a) 本人認証の方法

原則として、電子証明書による本人認証が必要となる¹⁰³。ただし、スマートフォン・タブレット端末（SP版）の利用においては、IDとパスワードによる認証となっている（表64）。

表 64 e-Tax を利用する際の本人認証方式¹⁰⁴

手続	認証方法
e-Tax が行える全手続	利用者登録番号 + 暗証番号 電子証明書（署名検証用）+PIN
SP版による手続	利用者登録番号 + 暗証番号

¹⁰⁰ 「e-Tax ソフト(SP版)を利用するに当たって」「2 スマートフォン等の推奨環境」(国税庁) (<http://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp1.htm>) [最終アクセス日：2017年11月10日]

¹⁰¹ Androidは米国Google社の登録商標

¹⁰² iOSは米国Apple社の登録商標

¹⁰³ 平成31年1月より、税務署における対面での本人確認により、IDとPWによる認証の利用が可能となる予定。

¹⁰⁴ 「4利用者識別番号等の取得」「開始届出書を書面で提出した場合」(国税庁) (<http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo4.htm>) [最終アクセス日：2017年11月10日]

(b) 利用可能な電子証明書

本システムで利用できる電子証明書は指定された発行機関が発行するものに限られている。利用可能な電子証明書の発行機関及び利用形式を以下に示す(表 65)。なお、一般の利用とは別に、e-Tax では代理人による手続を行う際には、税理士用電子証明書が必要となる。

表 65 e-Tax で利用できる電子証明書の発行機関と利用形式¹⁰⁵

利用可能な電子証明書の発行機関	利用形式
公的個人認証サービス	IC カード
商業登記認証局	ファイル ¹⁰⁶
株式会社帝国データバンク	IC カード (ただしダウンロード可)
東北インフォメーション・システムズ株式会社	IC カード
日本電子認証株式会社	IC カード
株式会社 NTT ネオメイト (旧株式会社 NTT アプリエ)	IC カード
セコムトラストシステムズ株式会社	ファイル
ジャパンネット株式会社	IC カード
日本税理士会 (税理士用電子証明書)	IC カード

⑤ システムの仕組み・特徴

(a) 利用者登録の有無

本システムの利用にあたっては、利用者登録が必要である(ただし申告書作成コーナーだけであれば不要)。利用にあたっては、「電子申告・納税等開始届出書」を事前に提出し「利用者識別番号」を取得する必要がある¹⁰⁷。

¹⁰⁵ 「2 電子証明書の取得」「e-Tax で利用できる電子証明書」(<http://www.e-Tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo2.htm>) (国税庁) [最終アクセス日: 2017 年 10 月 10 日]

¹⁰⁶ ただしこれを IC カードに入れて利用できるようにする民間サービス (法人認証カードサービス (日本電子認証株式会社)) もある。

¹⁰⁷ e-Tax ホームページ 「3 開始届出書の提出」 <http://www.e-tax.nta.go.jp/systemriyo/systemriyo3.htm> (国税庁) [最終アクセス日: 2017 年 10 月 10 日]

(b) 手数料の支払い方法

本システムを利用して行った手続の手数料は、以下の方法で払い込むことができる。

- ・Pay-easy (ペイジー) が利用できる金融機関のインターネットバンキング又は ATM からの払い込み

- ・ダイレクト納付による納付 (事前に税務署へ届出等をしており、e-Tax を利用して電子申告等又は納付情報登録をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により納付する方法)

(c) 利用可能期間

本システムの利用時間は、通常期と確定申告時期で異なる対応がなされている。詳細は以下に示す。

【通常期】(受付日: 月曜日～金曜日 (祝日等及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く) / 5 月、8 月、11 月の最終土曜日及び翌日の日曜日)

8 時 30 分～24 時

【所得税等の確定申告時期】 (全日 (土日祝日等を含む。))

24 時間 (メンテナンス時間を除く。)

(d) 手続利用状況等の確認方法

本システムでは、利用者登録番号に応じて、利用者ごとのメールボックスが作られる。これを利用することにより、税務署からのお知らせの受け取り、還付金の処理状況の確認などができる。

(e) ユーザー支援の状況

本システムでのユーザー支援として、マニュアル類のほかに、「e-Tax ソフト (WEB 版) 体験版」が用意されており、初めての利用者でも体験することができるようになっている (図 60)。



図 60 e-Tax ソフト (WEB 版) 体験版 トップ画面 ¹⁰⁸

¹⁰⁸ 「e-Tax ソフト (WEB 版) 体験版」 http://www.e-Tax.nta.go.jp/sanko/sanko_exp_web.htm
 年 11 月 24 日]

[最終アクセス日 : 2017

⑥ 利用方法

(a) 電子申請のトップ画面

e-Tax のトップ画面では、主に以下のメニューが示されている（図 61）。

- ・ 手続に関するお知らせ
- ・ e-Tax により手続を行うための画面へのバナー
- ・ e-Tax を利用するための事前準備に関する情報
- ・ 操作上のサポート情報
- ・ 電子納付を行うための画面の入り口
- ・ 利用者登録したのちに国税庁・税務署から送付されるメッセージを見るメッセージボックス



図 61 国税電子申告・納税システム (e-Tax) トップ画面¹⁰⁹

¹⁰⁹ 「e-Tax トップ画面」(国税庁) (<http://www.e-Tax.nta.go.jp/index.html>) [最終アクセス日: 2017年11月24日]

(b) 概要

e-Tax による手続では、以下の流れで、行われる（図 62）。

- ・ 事前手続（開始届出書の提出、利用者識別番号、登録審査及び暗証番号の登録通知）
- ・ 申告申請手続（申告データの送信、受信の確認、補正等）
- ・ 納付手続

事前手続は、税務署へ提出して行い（オンライン送信可）、利用者登録後は、e-Tax システムだけで、手続を行うことができる。

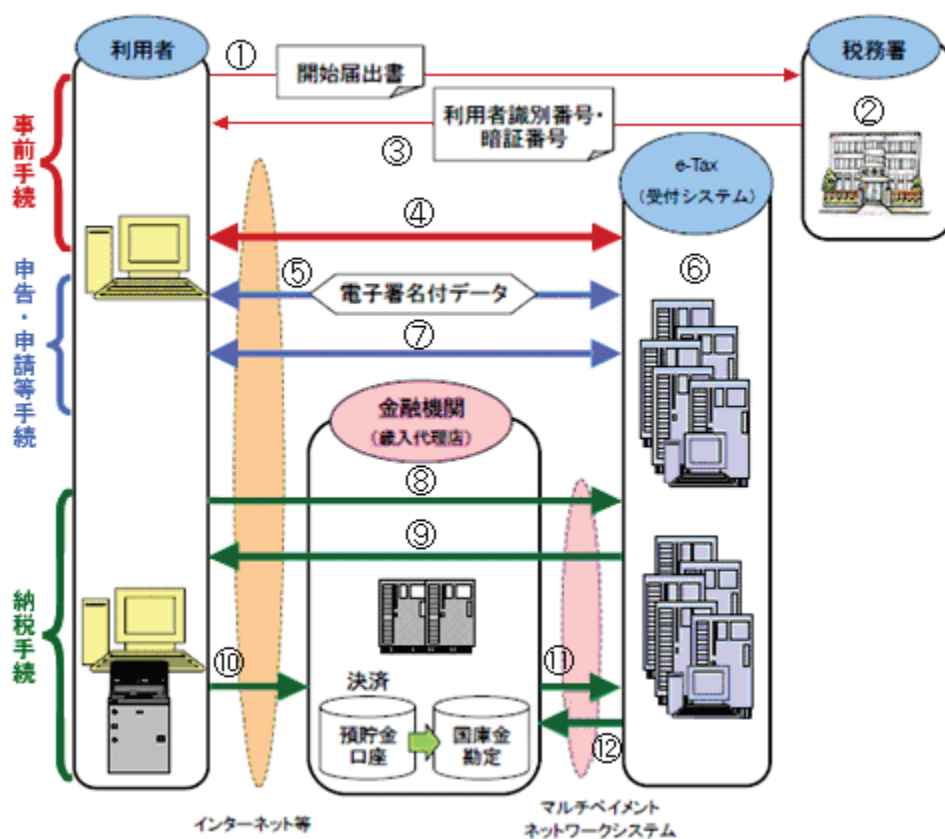


図 62 e-Tax における手続の流れ¹¹⁰

¹¹⁰ 「2システム利用の流れ」(国税庁) (<http://www.e-Tax.nta.go.jp/gaiyo/gaiyo2.htm>)

[最終アクセス日：2017年11月24日]

(c) 事前手続

事前手続は、開始届出書の提出、審査・登録、利用者における利用者識別番号及び暗証番号の取得などから行われる。以下に詳細を示す。

1) 開始届出書の提出 (図 62 の①)

e-Tax の利用に当たっては、事前に開始届出書を所轄税務署に提出 (送信) する。オンラインによる提出画面を以下に示す (図 63)。

さらに便利に使いやすく
国税電子申告・納税システム
e-Tax

よくある質問

開始届出(個人の方用) 新規

氏名等の入力 → 納税地及び提出先税務署の入力 → 暗証番号等の入力 → 入力内容の確認 → 利用者識別番号等の通知

氏名等の入力
以下の項目を入力し、『次へ』をクリックしてください。

氏名(フリガナ) ※必須	セイ: コウゼイ (90コウゼイ)	メイ: タロウ (90タロウ (全角カタカナ))
氏名 ※必須	姓: 国税 (90国税)	名: 太郎 (90太郎 (全角))
生年月日 ※必須	昭和 55 年 1 月 1 日 (平角数字)	
電話番号	- - - (平角数字)	
職業(事業内容) ※必須	会社員 (全角)	
屋号(フリガナ)	(全角カタカナ)	
屋号 ④屋号とは	(全角)	

戻る 次へ

ページ先頭へ

Copyright © 国税庁

● 利用者識別番号の取得 利用者識別番号の取得

◀ 前の操作へ

申告・申請データの基本情報となる氏名等の情報を登録します。
ここで登録した情報は、申告・申請等を作成する場合、自動的に帳票の該当欄に表示されます。

図 63 事前登録における情報入力画面¹¹¹

¹¹¹ 「e-Tax ソフト(WEB 版)体験版」 「開始届出(個人の方用) 新規」 (国税庁) http://www.e-Tax.nta.go.jp/sanko/sanko_exp_web.htm [最終アクセス日: 2017 年 10 月 23 日]

2) 審査、登録 (図 62 の②)

税務署では、開始届出書の提出を受け、審査及び所要の処理を実施する。

3) 利用者識別番号及び暗証番号の取得 (図 62 の③)

開始届出書をオンラインで提出した場合は、利用者識別番号等がオンラインで発行され、通知される (図 64)。

なお、開始届出書を書面で提出した場合は、後日、税務署から、利用者識別番号及び暗証番号が記載された通知書 (特定納税専用手続を選択した場合は、利用者識別番号、納税用確認番号及び納税用カナ氏名が記載された通知書) が送付される。

The screenshot shows the '開始届出(個人の方用) 新規' (New Start Declaration for Individuals) page. It features a progress bar with steps: '氏名等の入力' (Input of name etc.), '納税地及び提出先 税務署の入力' (Input of tax jurisdiction and tax authority), '暗証番号等の入力' (Input of PIN etc.), '入力内容の確認' (Confirmation of input content), and '利用者識別番号等の通知' (Notification of user identification number etc.).

利用者識別番号等の通知
送信された内容を受け付けました。
受付番号 : 20130322161235322927
提出年月日 : 平成25年3月22日
提出先 : 豊田税務署
国税 太郎 様

国税電子申告・納税システムへ登録いただき、ありがとうございました。

国税電子申告・納税システムをご利用いただくために必要な利用者識別番号と暗証番号は以下のとおりです。
この画面を「保存」または「印刷」しておくことをお勧めします。

利用者識別番号 (半角数字・16桁)	1111	1111	1111	1111
暗証番号	暗証番号は登録済みのものをご使用願います。			

利用者識別番号を確認します。
次へ▶▶

利用者識別番号の取得 利用者識別番号の取得 ◀◀ 前の操作へ

利用者識別番号が表示されます。
ログインする場合に必要となりますので、大切に保管してください。
保存又は印刷しておくことをお勧めします。

図 64 税務署からの利用者識別番号の通知画面 ¹¹²

¹¹² 「e-Tax ソフト (WEB 版) 体験版」 「開始届出 (個人の方用) 新規」 (国税庁) http://www.e-Tax.nta.go.jp/sanko/sanko_exp_web.htm [最終アクセス日 : 2017 年 10 月 23 日]

4) 初期登録 (図 62 の④)

初期登録では使用する電子証明書等の登録を行う (図 65)。

図 65 電子証明書の登録¹¹³

(d) 申告・申請等手続

申告手続・申請手続は、以下の流れで行う。

1) 申告・申請等データ (電子署名付) の送信/データを受信した旨の通知 (図 62 の⑤)

e-Tax ソフト等を利用して申告等データを作成し、内容の確認を行う (図 66、図 67)。内容を確認すると、申告結果の確定画面が表示され、申告内容の入力を完了する (図 68)。申告内容の入力を完了した後、申告データの送信を行う。送信に際しては、以下の情報入力を行う (図 69)。

¹¹³ 「e-Tax ソフト (WEB 版) 体験版」 「開始届出 新規登録確認」 (国税庁) http://www.e-Tax.nta.go.jp/sanko/sanko_exp_web.htm [最終アクセス日: 2017 年 10 月 23 日]

- ・マイナンバー（個人の場合）
- ・利用者識別番号
- ・電子証明書及びPIN

e-Tax送信体験版(所得税及び復興特別所得税の確定申告書)
※ 体験版のため、実際に送信されません。

【送信までの手続の流れ】
① 送信体験版(トップ画面) ② 作成開始 ③ 事前準備 ④ 所得等の入力 ⑤ 送信前 ⑥ 送信完了後 ⑦ データの保存・読み込み方法

【操作ガイド】 ① 各項目の「入力する」ボタンから、所得に関する内容を入力します。
e-Tax送信体験版では、給与所得及び雑所得(公的年金等)の入力が可能です。
② 入力を終えたら、「入力終了(次へ)」ボタンをクリックします。

トップ画面 → 事前準備 → 申告書等の作成 → 申告書等の送信・印刷 → 送信・印刷後の確認事項 → 終了

入力方法選択 → 申告書の作成をはじめめる前に → 収入金額・所得金額入力 → 所得控除入力 → 税額控除・その他の項目の入力 → 計算結果確認 → 住民票等入力 → 住所・氏名等入力

e-Tax

収入金額・所得金額入力

収入金額・所得金額に関する項目の入力を行います。
入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。
必要な項目の入力が終了したら、画面下の「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。
→ 入力の流れを確認する

総合課税の所得 (単位:円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (?から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得(営業・農業) <input checked="" type="checkbox"/>	入力する		(?)
不動産所得 <input checked="" type="checkbox"/>	入力する		(?)
利子所得 <input checked="" type="checkbox"/>	入力する		(?)
配当所得 <input checked="" type="checkbox"/>	入力する		(?)
給与所得 <input checked="" type="checkbox"/>	入力する		(?)

図 66 申告書の入力画面 ¹¹⁴

e-Tax送信体験版(所得税及び復興特別所得税の確定申告書)
※ 体験版のため、実際に送信されません。

【送信までの手続の流れ】
① 送信体験版(トップ画面) ② 作成開始 ③ 事前準備 ④ 所得等の入力 ⑤ 送信前 ⑥ 送信完了後 ⑦ データの保存・読み込み方法

【操作ガイド】 ① これまでに入力された内容から、計算結果が表示されます。
② 内容確認後、「次へ>>」ボタンをクリックします。

トップ画面 → 事前準備 → 申告書等の作成 → 申告書等の送信・印刷 → 送信・印刷後の確認事項 → 終了

入力方法選択 → 申告書の作成をはじめめる前に → 収入金額・所得金額入力 → 所得控除入力 → 税額控除・その他の項目の入力 → 計算結果確認 → 住民票等入力 → 住所・氏名等入力

e-Tax

計算結果確認

還付される金額は、 円 です。

これまでに入力された内容から申告書様式で計算結果を表示しています。
確認を終えられたら、画面下の「次へ>>」ボタンをクリックしてください。

収入金額等			税金の計算(税額控除等)		
事業	営業等	(ア)	課税される所得金額 (9)-(25) 又は第三表	(26)	1,452,000
	農業	(イ)	上の(26)に対する税額 又は第三表(86)	(27)	72,600
不動産		(ウ)	配当控除	(28)	
利子		(エ)			

図 67 入力結果の計算結果確認画面 ¹¹⁵

¹¹⁴ 「確定申告書等作成コーナー e-Tax 送信体験版」(以下「体験コーナー」)「収入金額・所得金額入力」(国税庁) https://www.keisan.nta.go.jp/h28/ta_top.htm#bsctrl [最終アクセス日: 2017年10月23日]

¹¹⁵ 「体験コーナー」「収入金額・所得金額入力」(国税庁) https://www.keisan.nta.go.jp/h28/ta_top.htm#bsctrl

e-Tax送信体験版(所得税及び復興特別所得税の確定申告書)
※ 体験版のため、実際に送信されません。

【送信までの手続の流れ】
① 送信体験版(トップ画面) ② 作成開始 ③ 事前準備 ④ 所得等の入力 ⑤ 送信前 ⑥ 送信完了後 ⑦ データの保存・読み方法

【操作ガイド】 ① 住所や氏名など、以下の各欄に入力を行います。
② 入力を終えたら、「**入力終了(次へ)**」ボタンをクリックします。

住所・氏名等入力 (3/3)

還付金額	あなたの還付金額は、71,276 円です。 還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください(申告される方ご本人名義の口座に限りま)。)
受取方法 【必須】	還付金の受取方法を選択し、表示される項目に金融機関名等を入力してください。 入りに誤りがあった場合、還付金の支払手続に時間がかかる場合があります。 選択してください

※ 作成を中断する場合は、「入力データの一時保存(作成を中断する場合)」をクリックすると、現在までの入力内容を一時保存でき、一時保存したデータを読み込んで作成を再開することができます。 → [詳細はこちら](#)

図 68 申告手続の計算結果表示画面 ¹¹⁶

e-Tax送信体験版(所得税及び復興特別所得税の確定申告書)
※ 体験版のため、実際に送信されません。

【送信までの手続の流れ】
① 送信体験版(トップ画面) ② 作成開始 ③ 事前準備 ④ 所得等の入力 ⑤ 送信前 ⑥ 送信完了後 ⑦ データの保存・読み方法

【操作ガイド】 ① 以下に表示される画面の案内にしたがって送信の手続を行います。
※ 1 e-Tax送信体験版では、「保存」機能など一部の機能についてご利用になれないものがあります。
※ 2 e-Tax送信体験版では暗証番号等の入力は不要です。
② 受信通知の画面が表示されたら、内容を確認の上、画面右下に表示される「送信終了(次へ)」ボタンをクリックします。

申告書等送信

ICカードの準備

- ICカード発行元の認証局サービス名を選択してください。
※ 各ICカードの認証局サービス名は、以下のとおりです。
・住民基本台帳カードの場合、「公的個人認証(住民基本台帳カード)」
・マイナンバーカードの場合、「公的個人認証(マイナンバーカード)」

認証局サービス名:

- 上で選択した内容をご確認いただき、「次へ」ボタンをクリックしてください。

図 69 申告内容送信画面 ¹¹⁷

[最終アクセス日: 2017年10月23日]

¹¹⁶ 「体験コーナー」 「収入金額・所得金額入力」 (国税庁) https://www.keisan.nta.go.jp/h28/ta_top.htm#bsctrl

[最終アクセス日: 2017年10月23日]

¹¹⁷ 「体験コーナー」 「申告書等送信」 (国税庁) https://www.keisan.nta.go.jp/h28/ta_top.htm#bsctrl [最終アクセス日: 2017年10月23日]

2) 申告・申請等データを受信した旨の通知（図 62 の⑤⑥⑦）

e-Tax では、送信直後に申告等データのデータ形式等のチェックを行い、受付番号及び受付時間等を送信者のパソコン画面に即時通知として表示される。

e-Tax により申告されたデータは、データ形式等のチェックとは別に、送信された申告等データの基本的事項（納税者名、住所等）に係る内容確認を実施し、確認の結果が、受信通知として e-Tax 内に用意される利用者ごとのメッセージボックスに格納される。利用者はその内容を確認することができる。

即時通知の確認後、一定時間経過後、再度 e-Tax へログインし、e-Tax 内に用意される利用者ごとのメッセージボックスを見ることにより、受信通知の内容を確認することができる（図 70）。

e-Tax送信体験版(所得税及び復興特別所得税の確定申告書)

※ 体験版のため、実際に送信されません。

【送信までの手順の流れ】

①送信体験版（トップ画面） ②作成開始 ③事前準備 ④所得等の入力 ⑤送信前 ⑥送信完了後 ⑦データの保存・読み方法

【操作ガイド】

- ① 以下に表示されている内容について確認します。
※ e-Tax送信体験版では、「メッセージボックスの確認」リンクはご利用になれません。
- ② 確認を終えたら、「送信・印刷後の確認終了（次へ>）」ボタンをクリックします。

```
graph LR; A[トップ画面] --> B[事前準備]; B --> C[申告書等の作成]; C --> D[申告書等の送信・印刷]; D --> E[送信・印刷後の確認事項]; E --> F[終了]; G[送信後の確認事項] --> E;
```

送信後の確認事項

電子申告等データ送信後に確認する事項について、以下をご確認ください。

1 納期限・納付方法

- [納期限・納付方法](#)

2 添付書類等の提出

- [添付書類等の提出](#)

3 メッセージボックスの確認

- [メッセージボックスの確認](#)

e-Taxにて送信したデータが正常に受信されているか、また、エラーがないかなどを確認することができます。

図 70 送信後の確認事項の表示画面 ¹¹⁸

¹¹⁸ 「体験コーナー」「送信後の確認事項」（国税庁）https://www.keisan.nta.go.jp/h28/ta_top.htm#bsctrl [最終アクセス日：2017年10月23日]

- 134 -

(e) 納税手続

納税手続は、以下の流れで行う。

1) 収納機関番号、利用者識別番号、納税用確認番号及び納付区分番号を送信 (図 62 の⑧)

インターネットバンキングの I D やパスワードによって金融機関のシステムにログインし、インターネットバンキングの画面上から、利用者識別番号、納税用確認番号及び納付区分番号を入力して金融機関に送信する。利用できる金融機関は、Pay-easy (ペイジー) が利用できる必要がある。

2) 納税者氏名、税目、課税期間及び納付金額等を通知 (図 62 の⑨)

e-Tax より納税者氏名、税目、課税期間及び納付金額等が通知される。

3) 納付指図 (図 62 の⑩)

画面に表示された情報に誤りがないことを確認し、インターネットバンキングの画面から、利用者自身の預金口座から納付金額に見合う金額を国庫金勘定に振り替えるよう指示する。

4) 領収済データの連絡 (図 62 の⑪)

金融機関は、納付指図のあった預金口座から国庫金勘定に納付税額を振り替え、領収済データを e-Tax に送信する。

5) 領収済データ受信の通知 (図 62 の⑫)

e-Tax では、金融機関から送信された領収済データを確認した後、金融機関に領収済データ受信の通知を送信する。

⑦ 手続促進の取組

本システムでは、手続の促進の観点から、以下の内容の取り組み等がなされている。

(a) 還付手続の期間短縮

本システムを利用して還付請求した場合には、対面での手続に比べて、大幅に短い期間での還付がなされる。

(b) 幅広いユーザーへの対応

利用したことがない者向けに体験コーナーを用意して、利用イメージを提供するなどして、利用のためのハードルを下げている。

またスマートフォンなどにも対応した受付メニューを用意して、幅広い利用環境の提供を行っている。

(c) マイナポータル対応

マイナポータルに対応することで、利用者識別番号の取得手続を省略できるようにするほか、医療費控除に関する資料を一元的に管理することができる。

(vi) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) (社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口)

① システムの概要

(a) システム名

電子政府の総合窓口 (e-Gov) ¹¹⁹

(b) 対象となる法令

- ・健康保険法
- ・職業安定法
- ・国民年金法 等

(c) 対象手続

「社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等」に関する手続対象は、以下のものである。

開始時期	対象手続
平成 13 年度から	353 手続 (ただしメニュー画面から誘導されているのは 64 手続) 主な手続 ・従業員の安全 (労災関係ほか) ・従業員の健康管理 (一部労災関係) ・賃金・労働条件 (就業規則、時間外労働管理等) ・健康保険 (健康保険、船員保険等各種健康保険制度手続) ・雇用保険 (雇用保険に関する各種手続) ・年金 (国民年金、厚生年金等に関する各種手続) ・労働保険 (労働保険に関する各種手続)

¹¹⁹ 「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」については、複数の省庁で管轄する手続が利用可能となっており、この中で特に利用件数の多い厚生労働省が管轄する手続 (社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口) を対象として調査した。

② 利用件数・電子申請率

(a) 利用件数・電子申請率

対象手続の総件数及びシステムの利用件数、電子申請率を以下に示す（表 66）。

表 66 利用件数・電子申請率

手続件数(件) : a	オンライン利用件数(件) : b	電子申請率(b/a)
1,943,337	80,326	4.1%

(b) 利用者

利用者は以下表 67 のとおりである（表 67）。個人（個人事業主）、法人のほか、専門職として社会保険労務等による利用が見込まれる。

表 67 本システムの利用者

利用者種別	利用の有無
個人	<input type="radio"/> （一人親方等個人事業主）
法人	<input type="radio"/>
専門職	<input type="radio"/> （社会保険労務士）

③ 電子申請の環境

(a) 電子申請のユーザーインターフェース

本システムには、専用のソフトウェアはなく、WEB ブラウザを利用して手続を行う。ただし Java を利用するために、専用のクライアントモジュール（電子申請用プログラム）をインストールする必要がある¹²⁰。

¹²⁰ 「電子申請用プログラムのインストール方法について」（総務省）<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html> [最終アクセス日：2017年11月25日]

(b) 電子申請に必要なユーザーの利用環境

本システムでの電子申請に必要なユーザーの利用環境を以下に示す（表 68）。PC が利用環境として必須とされており、タブレット端末などの利用は想定されていない。

表 68 電子申請に必要なユーザーの利用環境

電子申請に必要なユーザーの利用環境		
ハードウェア	CPU	1.0GHz 以上
	メモリ	2GB 以上
ソフトウェア	OS	Windows 7、8.1（デスクトップモード）、10（32bit、64bit 両対応）
	ブラウザ	IE 11

④ 各種電子証明書の利用有無

(a) 本人認証の方法

本システムでは、電子証明書と PIN による本人認証を利用している。

(b) 利用可能な電子証明書

本システムで利用できる電子証明書は指定された発行機関が発行するものに限られている。利用可能な電子証明書の発行機関及び利用形式を以下に示す（表 69）。なお、手続によって利用できる電子証明書は異なる。

表 69 e-Gov で利用できる電子証明書の発行機関と利用形式¹²¹

利用可能な電子証明書の発行機関	利用形式
公的個人認証サービス	IC カード
商業登記認証局	ファイル ¹²²
株式会社帝国データバンク	IC カード（ただしダウンロード可）
東北インフォメーション・システムズ株式会社	IC カード
日本電子認証株式会社	IC カード
株式会社 NTT ネオメイト（旧株式会社 NTT アプリエ）	IC カード
セコムトラストシステムズ株式会社 （一般向け電子証明書、社会保険労務士証明書）	ファイル
ジャパンネット株式会社	IC カード

⑤ システムの仕組み・特徴

(a) 利用者登録の有無

本システムの利用にあたっては、利用者登録が必要である。利用者登録を行う画面では、主に利用者に関する情報、連絡先等の登録を行う（図 71）。

¹²¹ 「e-Gov で利用可能な電子証明書と主要手続一覧」（総務省）<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/pdf/d-certificate.pdf> [最終アクセス日：2017年11月24日]

¹²² ただしこれを IC カードに入れて利用できるようにする民間サービス（法人認証カードサービス（日本電子認証株式会社））もある。

e-Gov 電子申請システム

e-Gov ヘルプ 本問合せ

step.1 手続選択 >> step.2 基本情報 >> step.3 申請入力 >> step.4 申請意思 >> step.5 到着届出 終了する

基本情報入力

申請者・届出者および連絡先に関する情報などの基本情報を入力してください。複数の申請を一度に行う場合は、全ての申請に基本情報を入力してください。

手順を表示 操作の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください

申請一覧 **ガイドライン?** 基本情報の入力

申請届出する申請の手続の基本情報を入力してください。

現在選択中の申請について、基本情報を入力してください。左側申請一覧で現在入力中の申請で訂正と表示されている申請が、現在選択中の申請です。

申請番号	申請名
1	労働保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、国民健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/電子申請

現在入力中の申請です

■ 申請者・届出者に関する情報

氏名(法人・団体の場合は代表者氏名)
氏名の漢字・フリガナを入力する際は、姓と名の間に全角スペースを入力してください。

漢字 **必須** <全角256文字以内>
フリガナ **必須** <全角256文字以内>

法人・団体の名称
漢字 <全角256文字以内>
フリガナ <全角256文字以内>

部門の名称
漢字 <全角256文字以内>
フリガナ <全角256文字以内>
役職名 <全角256文字以内>

郵便番号
郵便番号や住所、事業所名で検索をして入力することができます。 **郵便番号・住所検索**
下記の入力欄に郵便番号を7桁入力すると、対応する住所を自動で反映します。
日本国外の住所を入力する場合は、「0000000」を入力してください。なお、日本国外の住所を入力する際は、郵便番号・住所検索機能は利用できません。入力欄に直接記入してください。

郵便番号 **必須** <半角7文字以内、ハイフンは入れないでください> 例: 1234567

住所
都道府県名から入力してください。

漢字 **必須** <全角256文字以内>
フリガナ **必須** <全角256文字以内>
電話番号 **必須** <半角20文字以内> 例: 012-345-6789
FAX番号 <半角20文字以内> 例: 012-345-6789
メールアドレス <半角英数字128文字以内> 例: aaa@aa.p

■ 連絡先に関する情報

代理申請する場合は代理人の情報を入力してください。
 申請者・届出者に関する情報を複写する場合はチェックを入れてください。

氏名(法人・団体の場合は代表者氏名)
氏名の漢字・フリガナを入力する際は、姓と名の間に全角スペースを入力してください。

漢字 **必須** <全角256文字以内>
フリガナ **必須** <全角256文字以内>

法人・団体の名称
漢字 <全角256文字以内>
フリガナ <全角256文字以内>

部門の名称
漢字 <全角256文字以内>
フリガナ <全角256文字以内>
役職 <全角256文字以内>

郵便番号
郵便番号や住所、事業所名で検索をして入力することができます。 **郵便番号・住所検索**
下記の入力欄に郵便番号を7桁入力すると、対応する住所を自動で反映します。
日本国外の住所を入力する場合は、「0000000」を入力してください。なお、日本国外の住所を入力する際は、郵便番号・住所検索機能は利用できません。入力欄に直接記入してください。

郵便番号 **必須** <半角7文字以内、ハイフンは入れないでください> 例: 1234567

住所
都道府県名から入力してください。

漢字 **必須** <全角256文字以内>
フリガナ **必須** <全角256文字以内>
電話番号 **必須** <半角20文字以内> 例: 012-345-6789
FAX番号 <半角20文字以内> 例: 012-345-6789
メールアドレス **必須** <半角英数字128文字以内> 例: aaa@aa.p

■ 提出先に関する情報

提出先を選択してください。

提出先の選択 **必須**

図 71 利用者登録（申請者基本情報の入力）¹²³

¹²³ 「e-Gov 電子申請システム」 「基本情報入力」 (総務省) <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/introduction/page16.html> [最終アクセス日: 2017年11月24日]

また e-Gov のシステムでは、パーソナライズ登録するためのアカウントを開設することで、複数の登録を一括に行うためのデータ一括送信の実施が可能となる。このパーソナライズ ID と個々の手続を紐付けることにより、e-Gov で行う全ての申請手続の状況を一覧化するなども可能となる。

パーソナライズ登録は ID 及びパスワードの設定により行う（図 72、図 73）。

e-Gov 電子申請システム

step.1 開設 >> step.2 開設確認 >> step.3 開設完了

終了する

パーソナライズ開設

利用者個人向けページを新規に開設します。ログインに必要なIDとパスワードを作成します。

手順を表示 操作の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください

パーソナライズID

パーソナライズIDは8～12文字で、半角の英字と数字の両方を含めて入力してください。
大文字、小文字は区別します。

パスワード

パスワードは8～12文字で、半角の英字と数字の両方を含めて入力してください。
また、半角の英字と数字の他に以下の記号を使用することができます。
+ * # \$ % ? ' () [] !
大文字、小文字は区別します。
推測されやすい単語 (password など) は避けてください。
パスワードにパーソナライズIDを含ませないでください。
(例) パーソナライズID : user1234
パスワード : user12345678
パスワードは定期的に変更してください。

パスワード

パスワード確認

進む >>

図 72 パーソナライズ登録画面¹²⁴

e-Gov 電子申請システム

step.1 開設 >> step.2 開設確認 >> step.3 開設完了

終了する

パーソナライズ開設確認

入力されたパーソナライズIDを新規に登録し、パーソナライズ開設を行います。表示された登録確認番号を入力後、画面下の【登録】ボタンを押してください。
登録確認番号を音声で確認する場合は、【音声確認】ボタンを押してください。

手順を表示 操作の手順を確認する場合は、「手順を表示」ボタンをクリックしてください

パーソナライズID: freee1234567を新規に登録します。

以下の登録確認番号入力欄に登録確認番号を入力してください。
登録確認番号は半角数字で1文字ずつ入力してください。

登録確認番号 2 3 4 5 6 7 8 3

登録確認番号入力

戻る << 登録

図 73 パーソナライズ登録確認画面¹²⁵

¹²⁴ 「e-Gov 電子申請システム」 「パーソナライズ開設」 (総務省) <https://shinsei.e-gov.go.jp/Shinsei/main.jsp?egovparam=PK010J0001> [最終アクセス日: 2017年11月24日]

¹²⁵ 「e-Gov 電子申請システム」 「パーソナライズ開設確認」 (総務省) <https://shinsei.e-gov.go.jp/Shinsei/main.jspl> [最終アクセス日: 2017年11月24日]

(b) 手数料の支払い方法

本システムを利用して行った手順の手数料は、以下の方法で払い込むことができる。

- Pay-easy（ペイジー）が利用できる金融機関のインターネットバンキング又はATMからの払い込み

(c) 利用可能期間

本システムの利用時間は、メンテナンス等の時間を除き、365日24時間となっている。

(d) 手順利用状況等の確認方法

本システムでは、利用者IDに応じた利用者の利用履歴等を表示できる「履歴一覧」画面で、申請、届出以降現時点までの処理履歴を一覧表示できる（図74）。なお、手続した処理状況に関しても、「状況照会」画面で確認が可能となっている（図75）。

The screenshot shows the '履歴表示' (History Display) page in the e-Gov system. At the top, there are navigation links for 'step.1 状況確認' and 'step.2 履歴表示', along with a '終了する' (End) button. Below the title, there is a '手続を表示' (Show Procedure) button and a note: '操作の手続きを確認する場合は、「手続を表示」ボタンをクリックしてください。' (If you want to check the operation procedure, click the 'Show Procedure' button.)

申請番号 : 9002014000000491
手続名 : e-Gov電子申請手続/電子申請

①区分が「送信」の場合は申請者から政府機関への送信、区分が「受信」の場合は申請者が政府機関から受信したことを示しています。

項番	日付	区分	処理履歴	申請状況	納付番号	納付状況	納付額	納付期限
1	2014年05月12日 21時14分11秒	送信	新規申請	到着				
2	2014年05月12日 21時18分38秒	受信	審査開始通知	審査中				
3	2014年05月12日 21時18分31秒	受信	審査終了通知	審査終了				
4	2014年05月12日 21時26分08秒	受信	公文書発出通知	審査終了				
5	2014年05月12日 21時26分08秒	受信	公文書発出通知	審査終了				
6	2014年05月12日 21時45分01秒	受信	手続終了通知	手続終了				

Navigation buttons: << 戻る (Back) and このページの先頭へ (Go to top of page)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.

図 74 履歴表示画面¹²⁶

¹²⁶ 「e-Gov 電子申請システム」 「履歴表示」 (総務省) <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/manual/help416.html>
[最終アクセス日: 2017年11月24日]



図 75 状況確認画面¹²⁷

(e) ユーザー支援の状況

本システムでは、ユーザー支援について、「e-Gov 電子申請システムを初めて使う方へ」というコーナーを用意し、利用イメージを事前につかめるような、コンテンツを用意している（図 76）。

¹²⁷ 「e-Gov 電子申請システム」「状況確認」（総務省）<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/manual/help411.html>
 [最終アクセス日：2017年11月25日]

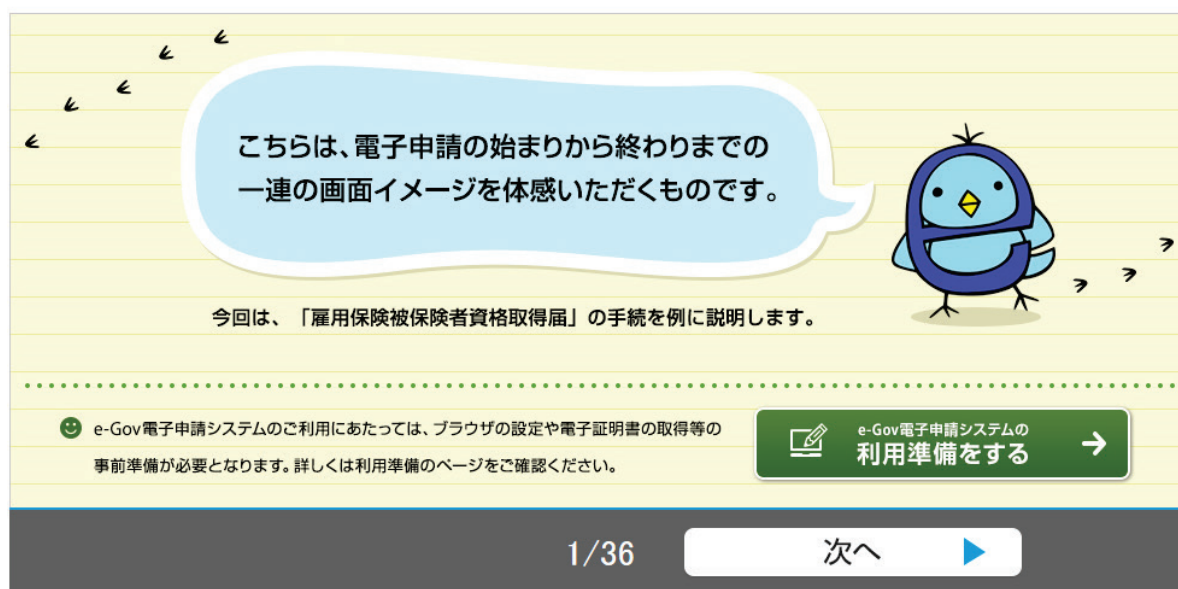


図 76 「e-Gov 電子申請システムを初めて使う方へ」のトップ画面¹²⁸

⑥ 利用方法

(a) 電子申請のトップ画面

e-Gov 電子申請システムのトップ画面では、主に以下のメニューが示されている(図 77)。

- ・ 電子申請メニュー (手続を行うための画面へのリンク)
- ・ 重要なお知らせ
- ・ e-Gov 電子申請システムを初めて使用する方へ
- ・ 各府省及び e-Gov からのお知らせ
- ・ パーソナライズログイン
- ・ 運転状況
- ・ 電子申請関連リンク

¹²⁸ 「e-Gov 電子申請システム」「e-Gov システムをはじめて使う方へ:はじめに」(総務省) <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/introduction/index.html> (画面番号 1/36) [最終アクセス日: 2017 年 11 月 25 日]

e-Gov電子申請システム

各府省およびe-Govからのお知らせ 電子申請メニュー

重要なお知らせ

- 2017年10月18日 [Java実行環境\(Java9\)について\(予告\)10/18追記](#)
- 2017年10月18日 [Java実行環境の更新について](#)
- 2017年3月29日 [外部連携API経由による証明書情報追加・更新に関するお知らせ](#)

e-Gov電子申請システムを初めて使用する方へ

e-Gov電子申請システムを初めて使う方へ

電子申請の始まりから終わりまでの一連の操作の流れをイメージいただけます。

- 電子申請システムとは
- 申請・届出の流れ

e-Gov電子申請システムの利用準備をする

ご利用環境のセットアップなどを、手順に沿ってご案内いたします。

- e-Gov電子申請システムご利用ガイド
- e-Gov電子申請講習会資料

各府省およびe-Govからのお知らせ

- 2017年12月26日 [電子申請 e-Gov システムメンテナンスのお知らせ\(2018年1月9日\(火\)～1月29日\(月\)\)](#)
- 2017年12月21日 [【国土交通省 申請システム停止のお知らせ】12月31日\(日\)8:50分～1月2日\(火\)6:35](#)
- 2017年12月19日 [電子申請 e-Gov e-Govオンライン申請講習会\(2018/1/19\)の開催について](#)
- 2017年12月15日 [【労働保険適用徴収関係手続】年末年始のシステムメンテナンスについて\[厚生労働省\]](#)
- 2017年12月14日 [システムメンテナンス等に伴う電子申請受付の停止について\[厚生労働省\]](#)

パーソナライズ

パーソナライズログイン →

- パーソナライズとは
- パーソナライズパスワードを忘れた方

パーソナライズの開設 →

電子申請システム 運転状況

正常稼働中

停止予定

e-Gov →
厚生労働省 → 国土交通省 →

電子申請 関連リンク

- 到達番号照会 問合せ番号再発行依頼 →
- e-Gov電子申請システムご利用ガイド →
- e-Gov電子申請システム利用者マニュアル →
- 一括申請 仕様公開 (ソフトウェア開発事業者の方へ) →
- 外部連携API 仕様公開 (ソフトウェア開発事業者の方へ) →


図 77 e-Gov 電子申請システムトップ画面

(b) 利用の流れ

1) 手続の選択

本システムで手続を行うために、まず、対象となる手続の検索を行う。企業が行う手続の場合には、予め類型化されたメニュー項目が用意されており、この中から、対象となる手続があると考えられるものを選択して、手続をおこなう(図 78)。

○ ビジネス 企業・事業者向け手続分類

 **手続が見当たらない場合** e-Govに登録されている全ての手続を対象に用語で検索できます

企業・事業者向け手続分類

- ▶ [会社の設立や会社関係で変更があった場合](#)
- ▶ [登記/供託](#)
- ▶ [役員関係で変更があった場合](#)
- ▶ [従業員](#)
- ▶ [決算](#)
- ▶ [税](#)
- ▶ [雇用・福利厚生・社会保険](#)
- ▶ [共済制度・組合](#)
- ▶ [貿易・輸出入](#)
- ▶ [知的財産権](#)
- ▶ [国家資格](#)
- ▶ [設備・機器](#)
- ▶ [事業計画・報告](#)
- ▶ [中小企業支援](#)
- ▶ [民事手続](#)
- ▶ [公安委員会](#)
- ▶ [調査統計](#)
- ▶ [活動終了](#)
- ▶ [各サービス分野固有の手続](#)

図 78 企業・事業者向けの手続分類の選択画面 ¹²⁹

本システムで、「雇用・福利厚生・社会保険」を選択すると、詳細のメニュー画面が表示される。この中からさらに、個々の手続名が表示され、これを選択して手続を行う（図 79）。

¹²⁹ 「e-Gov 電子申請システム」「企業事業者向け手続分類」（総務省）<http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=MENU1&kbn=20> [最終アクセス日：2017年11月25日]

e-Gov [イーガフ]
電子申請はこちら

ビジネス
企業・事業者向け
手続案内

会社の設立や会社関係で変更があった場合

- 登記/供託
- 役員関係で変更があった場合
- 従業員
- 決算
- 税
- 雇用・福利厚生・社会保険
- 共済制度・組合
- 貿易・輸出入
- 知的財産権
- 国家資格
- 設備・機器
- 事業計画・報告
- 中小企業支援
- 民事手続
- 公安委員会
- 調査統計
- 活動終了
- 各サービス分野固有の手続

雇用・福利厚生・社会保険

手続が見当たらない場合 e-Govに登録されている全ての手続を対象に用語で検索できます

従業員の安全

- 管理者を選任したとき
- 災害・疾病等が発生したとき
- 施設・設備等を設置/変更したとき

[このページの先頭へ ↑](#)

従業員の健康管理

- 従業員の健康を管理・報告するとき
- 健康診断を実施したとき

[このページの先頭へ ↑](#)

賃金・労働条件

- 賃金調査に回答するとき
- 労働時間の協定を結んだとき
- 預貯金管理を行っているとき

[このページの先頭へ ↑](#)

健康保険

- 事業所が資格を取得したとき
- 被保険者が資格を取得したとき
- 被保険者の報酬月額を算定/変更するとき
- 被保険者に賞与を支払ったとき
- 事業所が移転/変更したとき
- 被保険者について変更が生じたとき

図 79 電子政府の総合窓口 (e-Gov) の雇用・福利厚生・社会保険の手続選択画面¹³⁰

2) 申請内容の入力と確認

申請書のデータ入力画面に沿って申請内容を入力後、入力チェックを行い、内容を確認する (図 80、図 81)。

¹³⁰ 「e-Gov 電子申請システム」 「雇用・福利厚生・社会保険」 (総務省) <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=MENU23&menSeqNo=0000000610> [最終アクセス日: 2017年11月25日]

e-Gov電子申請システムを初めて使う方へ:申請書入力(2/4)

図 80 申請内容の入力画面 131

e-Gov電子申請システムを初めて使う方へ:申請書入力(3/4)

図 81 申請内容のチェック 132

3) 電子署名と申請データの送信

申請データの入力完了後、電子証明書をセットした上で、PINの入力を行い、電子署名を付与する(図 82)。電子署名の付与後、申請データを送信する(図 83)。

¹³¹ 「e-Gov 電子申請システム」 「e-Gov システムをはじめて使う方へ:申請書入力(2/4)」 (総務省) <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/introduction/index.html> (画面番号 19/36) [最終アクセス日: 2017年11月25日]

¹³² 「e-Gov 電子申請システム」 「e-Gov システムをはじめて使う方へ:申請書入力(3/4)」 (総務省) <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/introduction/index.html> (画面番号 20/36) [最終アクセス日: 2017年11月25日]

e-Gov電子申請システムを初めて使う方へ:電子署名(2/3)

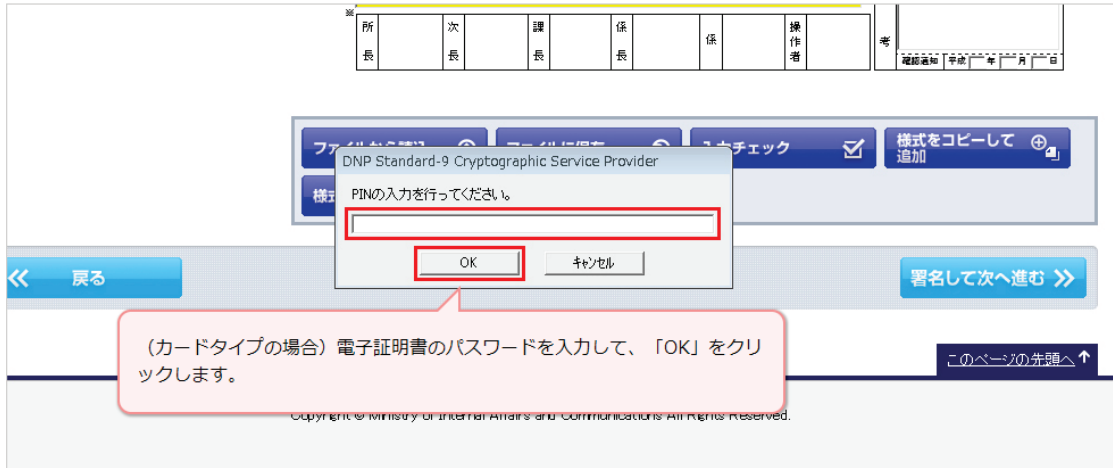


図 82 電子署名の付与¹³³

e-Gov電子申請システムを初めて使う方へ:申請意思確認(3/3)

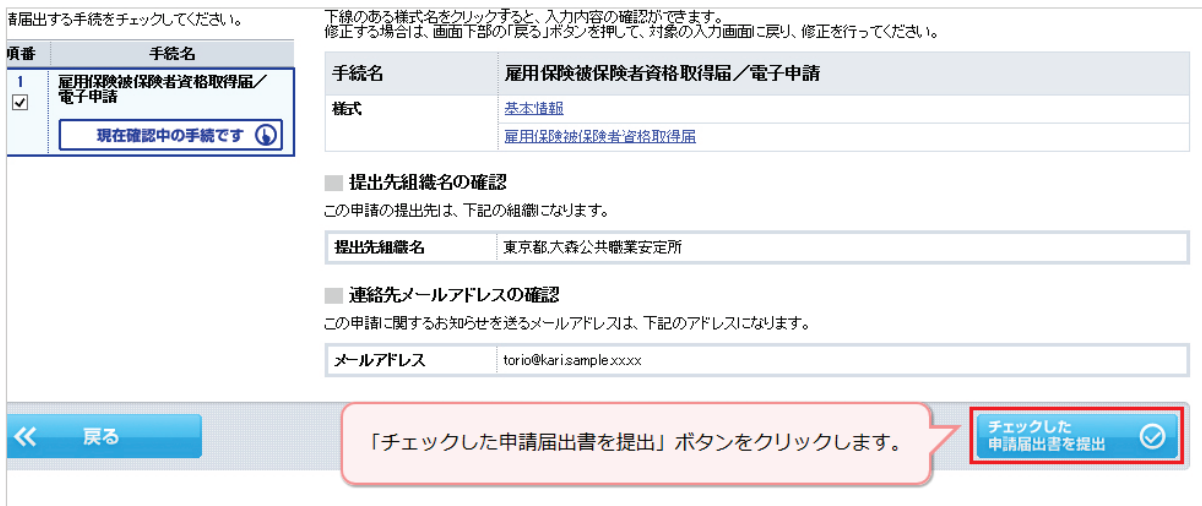


図 83 申請データ送信画面¹³⁴

¹³³ 「e-Gov 電子申請システム」 「e-Gov システムをはじめて使う方へ：電子署名（2／3）」（総務省） <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/introduction/index.html> （画面番号 23/36） [最終アクセス日：2017年11月25日]

¹³⁴ 「e-Gov 電子申請システム」 「e-Gov システムをはじめて使う方へ：申請意思確認（3／3）」（総務省） <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/introduction/index.html> （画面番号 27/36） [最終アクセス日：2017年11月25日]

4) 到達番号、問い合わせ番号の確認

送信の後、到達番号・問い合わせ番号などが表示され、手続きが完了する（図 834）。

到達番号、問合せ番号の確認	
手続名	雇用保険被保険者資格取得届/電子申請
到達番号	201503131955137680
問合せ番号	WmXT8B6ToFyU1C3Q
到達結果	到達
申請者名	トリお 貞
受付府省	厚生労働省
受付窓口	東京都大森公共職業安定所
申請区分	新規
到達日時	2015年03月13日 19時55分13秒
申請様式	雇用保険被保険者資格取得届
物理ファイル名	49500002032502984_01.xml

図 84 到達番号、問い合わせ番号の確認 ¹³⁵

5) 手続状況の照会・公文書の取得

申請の受付・進捗状況は、状況照会のページから確認することができる（図 85）。申請の審査等が完了して、公文書が作成されている場合には、これをダウンロードして取得することができる（図 86）。

文書一覧	公文書・コメント通知一覧画面						
頁番	発行日時	件名	ファイル名	取得期限	取得日時	署名有無	
1	2015年03月13日 20時33分32秒	署名付き公文書1	0000_0000_1111101.xml	2015年03月13日		あり	取得
2	2015年03月13日 20時33分32秒	署名付き公文書2					取得

図 85 状況照会による進捗状況の確認 ¹³⁶

¹³⁵ 「e-Gov 電子申請システム」 「e-Gov システムをはじめて使う方へ：到達確認画面（1／2）」（総務省） <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/introduction/index.html> （画面番号 28/36） [最終アクセス日：2017年11月25日]

¹³⁶ 「e-Gov 電子申請システム」 「e-Gov システムをはじめて使う方へ：公文書・コメント通知一覧画面」（総務省） <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/introduction/index.html> （画面番号 34/36） [最終アクセス日：2017年11月25日]

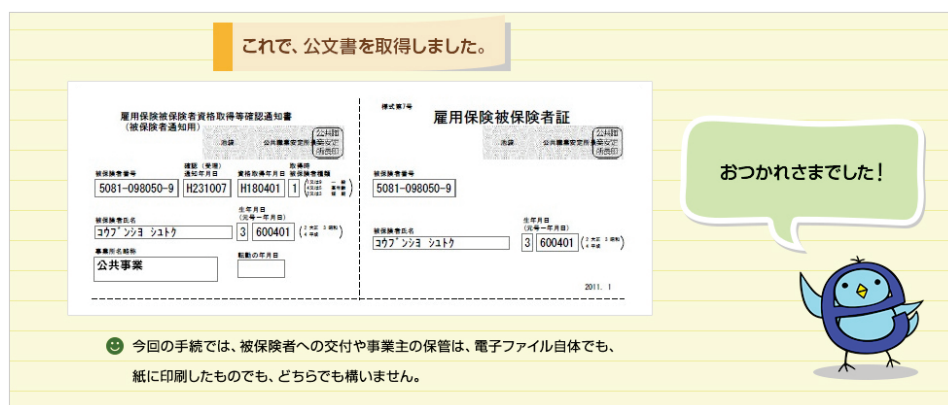


図 86 状況確認・公文書の取得（ダウンロード）¹³⁷

⑦ 手続促進の取組

本システムでは、手続の促進の観点から、以下の内容の取り組み等がなされている。

- ・本システムを利用することにより、企業が行うさまざまな社会保険手続を一元的にワンストップで実施できるとともに、その状況についても一元管理できることなどから、利用者の利便性の向上を図っている。

¹³⁷ 「e-Gov 電子申請システム」「e-Gov システムをはじめて使う方へ：ダウンロードした公文書ファイル」（総務省）
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/introduction/index.html>（画面番号 35/36）[最終アクセス日：2017 年 11 月 25 日]

(vii) 自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS)

① システムの概要

(a) システム名

自動車保有関係手続のワンストップサービス (以下「OSS」)

(b) 対象となる法令：

- ・ 地方税法 (第 145 条第 1 項)
- ・ 道路運送車両法 (第 97 条の 2 第 2 項)
- ・ 道路運送車両法施行令 (第 12 条)

(c) 対象手続

本システムの対象となる手続を以下に示す (表 70)。

表 70 対象手続

開始時期	対象手続
平成 24 年度から	主な手続 ・ 警察署へ申請する自動車の車庫証明に関する手続 ・ 運輸支局等へ申請する自動車の登録に関する手続 ・ 都道府県税事務所へ申告する税に関する手続 申請・届出等 新車新規登録、中古車新規登録、移転登録、変更登録、 一時抹消登録、永久抹消登録、移転一時抹消登録、移転 永久抹消登録、変更一時抹消登録、継続検査

② 利用件数・電子申請率

(a) 利用件数・電子申請率

本システムの対象手続の総件数及びシステムの利用件数・電子申請率を以下に示す（表 71）。

表 71 利用件数・電子申請率

手続件数(件) : a	オンライン利用件数(件) : b	電子申請率(b/a)
1,365,627	837,336	61.3%

(b) 利用者

本システムの利用者を以下に示す（表 72）。本システムについては、個人、法人のほか、専門職として行政書士等による利用が見込まれる。

表 72 本システムの利用者

利用者種別	利用の有無
個人	○（申請代理人も可）
法人	○
専門職	○（行政書士等）

③ 電子申請の環境

(a) 電子申請のユーザーインターフェース

本システムには、専用のソフトウェアはなく、WEB ブラウザを利用して手続を行う。利用環境

(b) 電子申請に必要なユーザーの利用環境

本システムでの電子申請に必要なユーザーの利用環境を以下に示す（表 73）。PC が利用環境として必須とされており、タブレット端末などの利用は想定されていない。

表 73 電子申請に必要なユーザーの利用環境

電子申請に必要なユーザーの利用環境		
ソフ	OS	Windows 7、8.1、10
トウ	ブラウザ	IE 11
エア		

④ 各種電子証明書の利用有無

(a) 本人認証の方法

本システムでは、到達番号とパスワードに加え、電子証明書を用いた認証を行っている（表 74）。

表 74 自動車保有関係手続のワンストップサービスにおける認証方法^{138, 139}

対象手続		認証方法
本人	手続全般	・電子証明書 + PIN
代理人 ¹⁴⁰	手続全般	・電子証明書 + PIN

(b) 利用可能な電子証明書

本システムで利用できる電子証明書は指定された発行機関が発行するものに限られている。利用可能な電子証明書の発行機関及び利用形式を以下に示す（表 75）。

表 75 OSS で利用可能な電子証明書の発行機関と利用形式¹⁴¹

利用可能な電子署名	利用形式
公的個人認証サービス	ICカード
商業登記認証局	ファイル
セコムトラストシステムズ株式会社 (行政書士用電子証明書)	ファイル

¹³⁸ 「自動車保有関係手続のワンストップサービス「はじめての方」「よくあるご質問」「事前準備に関する質問」：
<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/faq/index.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

¹³⁹ なお、申請後は、照会番号として到達番号及びパスワードが発行され、これにより照会する（「はじめての方」「よくあるご質問」「事前準備に関する質問」<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/faq/index.html>）

¹⁴⁰ 代人申請の場合には、申請のための要件として・委任者情報ファイル又は委任状が必要となる。

¹⁴¹ 「自動車保有関係手続のワンストップサービス」「はじめての方」「ご利用可能な電子証明書」「OSSが利用できる電子証明書」<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/jizen-junbi/denshi-shoumei/index.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

⑤ システムの仕組み・特徴

(a) 利用者登録の有無

本システムの利用にあたっては、利用者登録が必要である（ただし申請書の作成だけであれば不要）。

(b) 手数料の支払い方法

本システムを利用して行った手続の手数料は、以下の方法で払い込むことができる。

- ・ Pay-easy（ペイジー）が利用できる金融機関のインターネットバンキング又は ATM からの払い込み

(c) 利用可能時間

本システムの利用時間は、次のとおり。

- ・ 原則 24 時間 365 日利用可能¹⁴²（ただし、メンテナンス等のため、一時的に利用できない場合あり。計画的に停止する場合は、トップページ「お知らせ」で周知される。
- ・ 送信された申請についての各行政審査は、各行政機関の開庁日に行う。

(d) 手続利用状況等の確認方法

本システムでは、利用履歴等を表示できるページなどのサービスは用意されていない。なお、手続中の処理状況に関しては申請状況確認画面より確認できる（図 87）。

¹⁴² 「自動車保有関係手続のワンストップサービス」「はじめての方」「よくあるご質問」「サービス全般に関する質問」（国土交通省）<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/faq/index.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

自動車保有関係手続のワンストップサービス

状況照会 申請状況確認 新車新規登録

1. 申請準備 2. 警察署への手続 3. 運輸支局等への手続 4. 郵便局等郵便事務所への手続 5. 交付

現在の申請状況

保管場所証明申請中
状況更新日時：平成 25年 06月 06日 14時 42分 13秒

申請年月日	平成 25年 05月 25日
受付番号	9999 9999 9999 99999
申請者名	株式会社〇〇横浜
所有者名	松川 太郎
所有者名（高水準）	
使用者名	自動車 太郎
使用者名（高水準）	

保管場所審査情報

警察署名、警察内管理番号は、保管場所証明審査が開始されたのち設定されます。
保管場所標準番号は、保管場所標準が交付されたのち設定されます。

警察署名	
警察内管理番号	
保管場所標準番号	

車台番号取得状況

車台番号取得依頼日時は、登録情報処理機関へ車台番号の取得を依頼したのち設定されます。

取得状況	未取得
取得依頼日時	

車台番号情報

車台番号は、車両特定番号による申請の場合、登録情報処理機関から取得したのち設定されます。
車台番号による申請の場合、申請を受け付けたのち設定されます。

車台番号	
------	--

添付書類取得状況

希儲番号予約済証	未取得
完成検査終了証兼検査証明書	未取得
白濁貞保険（共済）証明書	未取得

運輸支局等審査状況

審査完了年月日、登録番号は、運輸支局等審査が完了したのち設定されます。

審査完了年月日	
登録番号	

→ 終了

図 87 申請状況確認画面¹⁴³

¹⁴³ 「自動車保有関係手続のワンストップサービス」「はじめての方」「状況照会の手順（新車新規登録）」「ステップ1 申請状況の確認」(国土交通省) <http://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/shinsei-nagare/joukyoushoukai/index.html?s=1> [最終アクセス日：2017年11月24日]

(e) ユーザー支援の状況

OSS でのユーザー支援に関する情報の提供は、初めての利用者向けのものと、事前の準備が済んでいる者向けのものが用意されている。初心者向けには、「はじめての方」というページを用意し、以下の説明を参照することができる（図 88）。

- ・ OSS の概要
- ・ 対象手続
- ・ 申請をするための条件
- ・ 事前準備
- ・ 申請の流れ
- ・ よくある質問
- ・ 用語集



図 88 「はじめての方」向けのページ¹⁴⁴

¹⁴⁴ 「自動車保有関係手続のワンストップサービス」「はじめての方」（国土交通省）
<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/index.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

⑥ 利用方法

(a) 電子申請のトップ画面

本システムを利用するためのトップ画面では、主に以下のメニューが示されている（図89）。

- ・「はじめての方」向けの説明コンテンツへのリンク
- ・「準備が済んでいる方」向けの申請ボタン（「手続を開始」、「状況の紹介」、「中断から再開」）
- ・お知らせ
- ・よくある質問へのリンク
- ・用語集へのリンク
- ・問い合わせ電話番号



図 89 自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) システムトップ画面¹⁴⁵

(b) 利用の流れ

OSS では、自動車の登録・利用に必要な、運輸関係の手続（検査登録等）、警察関係の手続（保管場所証明申請等）と税等の手続（検査登録手数料、保管場所証明申請手数料、自動車税等の納付）をインターネット上で、一括して行うことができる（図 90、表 76）。

¹⁴⁵ 「ワンストップサービスとは」「はじめての方」（国土交通省）<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/index.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

自動車保有関係手続のワンストップサービス

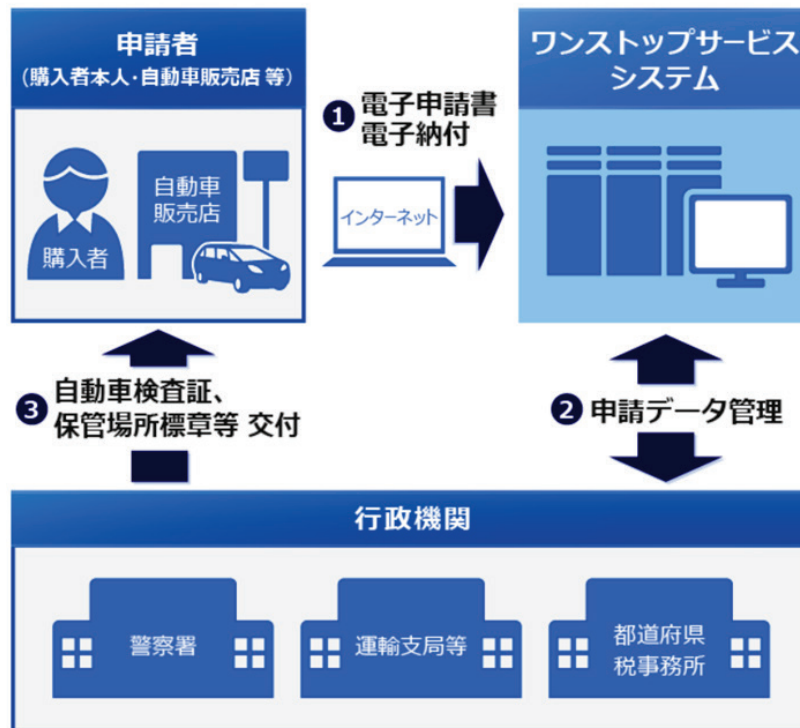


図 90 OSS サービス概要図¹⁴⁶

表 76 OSS において提供されるサービス等¹⁴⁷

サービス等	内容
新車新規登録	自動車登録を受けていない新車の登録に関するオンライン手続のうち、Web 画面から行える申請手続用のサービス
中古車新規登録	利用が一時的に中止されている車両を、再度中古車として利用しようとするときに必要となるオンライン手続のうち、Web 画面から行える申請手続用のサービス
移転登録	自動車が発買等によって譲渡、譲受され、名義変更（所有者の変更）が必要となった場合に行うオンライン手続のうち、Web 画面から行える申請手続用のサービス
変更登録	引っ越しや車庫の場所変更等によって、車両の所有者の氏名・住所、使用の本拠の位置等を変更した場合に必要な手続のうち、Web 画面から行える申請手続用のサービス
一時抹消登録、永久登録抹消	長期出張や海外渡航等、なんらかの理由により車両の利用を一時的に中止する場合若しくは車両をリサイクル事業者等に引渡し、解体処分した場合等に必要となる手続のうち、Web 画面から行える申請手続用のサービス

¹⁴⁶ 「はじめての方」「ワンストップサービスとは」「自動車保有関係手続のワンストップサービスの概要」（国土交通省）<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/osstowa/index.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

¹⁴⁷ 「はじめての方」「申請が行える手続の種類」「手続の詳細」（国土交通省）<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/tetsuduki-shurui/index.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

サービス等	内容
移転一時抹消登録、移転永久登録抹消	所有者等の変更を行う「移転登録」と「一時抹消登録」若しくは「永久抹消登録」を同時に行う手続のうち、Web画面から行える申請手続用のサービスのうち、Web画面から行える申請手続用のサービス

以下、本システムにおける利用の流れについて、新車新規登録を行う場合を例に流れを説明する。

1) 利用者種別の選択

「トップページ」画面より、「手続を開始」ボタンを押す（図 91）。



図 91 手続開始画面¹⁴⁸

2) 本人申請か、代理申請かの選択

「ご自身で申請される方」を選択する（図 92）。

¹⁴⁸ 「はじめての方」「申請書の作成・送信の手順（新車新規登録）」「所有者による申請/所有者と使用者が同じ場合」「ステップ1 手続を選択する」（国土交通省）<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/shinsei-nagare/shinsei/sakusei-soushin/index.html?s=1> [最終アクセス日：2017年11月24日]



図 92 申請者選択画面 149

3) 新車新規登録

例えば新車新規登録にあたり、申請者自身による申請可能かどうかを確認したい場合には、「申請条件の簡易チェック」を押して、事前のチェックを行う（図 93 の枠③）。申請を開始する場合は、「新車新規登録」を押す（図 93 の枠④）。



図 93 本人申請画面 150

¹⁴⁹ 「はじめての方」「申請書の作成・送信の手順（新車新規登録）」「所有者による申請/所有者と使用者が同じ場合」「ステップ1 手続を選択する」（国土交通省）<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/shinsei-nagare/shinsei/sakusei-soushin/index.html?s=1> [最終アクセス日：2017年11月24日]

¹⁵⁰ 「はじめての方」「申請書の作成・送信の手順（新車新規登録）」「所有者による申請/所有者と使用者が同じ場合」「ステップ1 手続を選択する」（国土交通省）<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/tetsuduki/kouyousha/index.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

4) 申請データ入力

画面の指示に従い申請データの入力を行う。各項目の入力にあたってのヘルプ情報や参考情報についてリンクボタンが設けられており、確認しながら入力することができる（図94の枠①②）。



図94 申請データ入力画面¹⁵¹

5) 入力内容の確認

申請内容を入力した後、内容を確認するための画面が表示される。内容が正しいことを確認した後、チェックボックスにチェックをいれて、「次へ」に進む。誤りなどがある場合には、「修正」ボタンを押した後、該当箇所の修正を行ったうえで、次へ進む（図95の枠①②）。



図95 申請内容確認画面¹⁵²

¹⁵¹ 「はじめての方」 「申請書の作成・送信の手順（新車新規登録）」 「所有者による申請/所有者と使用者が同じ場合」 「ステップ3 申請データを入力する」 (国土交通省)

<https://www.oss.mlit.go.jp/newapp/Shinsei/FN1216201BLogicAction.do?SHINSEISYAFLG=0> [最終アクセス日：2017年11月24日]

¹⁵² 「はじめての方」 「申請書の作成・送信の手順（新車新規登録）」 「所有者による申請/所有者と使用者が同じ場合」 「ステップ4 申請データを確認する」 (国土交通省) [最終アクセス日：2017年11月24日]

6) 電子署名の付与及び申請書の送信

電子署名の付与ボタン（図 96 の枠①）を押し、電子署名が正常に行われると図 96 の枠②のチェックボックスにチェックが入る。申請書を送信するには、「申請書送信ボタン」（図 96 の枠③）を押し。



図 96 電子署名付与・申請書送信画面 153

7) 到達確認

送信後、正常に到達した場合には、到達確認の画面が表示される。表示された到達番号を控える（図 97）。



図 97 到達確認の画面 154

153 「はじめての方」申請書の作成・送信の手順（新車新規登録）「所有者による申請/所有者と使用者が同じ場合」「ステップ5 電子署名を付与し、申請書を送信する」（国土交通省）[最終アクセス日：2017年11月24日]

154 「はじめての方」申請書の作成・送信の手順（新車新規登録）「所有者による申請/所有者と使用者が同じ場合」「ステップ6 正常に到達したことを確認する」（国土交通省）<http://www.oss.mlit.go.jp/portal/beginner/shinsei-nagare/shinsei/sakusei-soushin/index.html?s=1> [最終アクセス日：2017年11月24日]

⑦ 手続促進の取組

本システムでは、手続の促進の観点から、以下の内容の取り組み等がなされている。

(a) ワンストップ対応

OSS は、警察、運輸、税に関する手続をワンストップで行えるところに大きな特徴がある。本システムを利用することにより、自動車に関する手続をワンストップで申請し、その状況についても一元管理できることなどから、利用者の利便性の向上を図っている。

(viii) 総務省電波利用電子申請・届出システム（無線局免許申請等手続の窓口）¹⁵⁵

① システムの概要

(a) システム名

総務省電波利用電子申請・届出システム

(b) 対象となる法令

電波法

(c) 対象手続

本システムの対象となる手続を以下に示す（表 77）。

表 77 対象手続

開始時期	対象手続
平成 5 年度から	<ul style="list-style-type: none">・無線局に係る申請・届出・基準認証に係る申請・届出・電波利用料に係る申請・届出・伝搬障害防止に係る手続・その他の手続 ※アマチュア局の電波利用に係る手続は ID、パスワードを利用した「Lite」で実施可能

② 利用件数・電子申請率

(a) 利用件数・電子申請率

本システムの対象手続の総件数及びシステムの利用件数・電子申請率を以下に示す（表 78）。

¹⁵⁵ 本項の調査結果は、「総務省電波利用電子申請・届出システム」（総務省）
https://www.denpa.soumu.go.jp/public/prep/pre001_1.html [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日] に基づく。

表 78 利用件数・電子申請率

手続件数(件) : a	オンライン利用件数(件) : b	電子申請率(b/a)
237,585 (無線局申請)	194,891 (無線局再申請)	82.0 %

(b) 利用者

本システムの利用者を以下に示す(表 79)。

表 79 本システムの利用者

利用者種別	利用の有無
個人	○(無線従事者・アマチュア無線利用者)
法人	○(無線従事者・無線局利用者)

③ 電子申請の環境

(a) 電子申請のユーザーインターフェース

本システムでは、「電波利用電子申請・届出システム」及び電波利用電子申請・届出システム Lite (以下「Lite」) が用意されている。いずれも Web ブラウザを利用して手続が行えるもので、専用ソフトウェアは不要である。ただし「電波利用電子申請・届出システム」では、利用者の端末において、「java」を動かすのに必要なクライアントモジュールが必要である。

なお「電波利用電子申請・届出システム」は、全手続に対応しているが、Lite はアマチュア無線の手続に限定されている。

(b) 電子申請に必要なユーザーの利用環境

本システムでの電子申請に必要なユーザーの利用環境を以下に示す(表 80)。PC が利用環境として必須とされており、タブレット端末などの利用は想定されていない。

表 80 電子申請に必要なユーザーの利用環境

電子申請に必要なユーザーの利用環境		総務省電波利用電子申請・届出システムの利用環境	総務省電波利用電子申請・届出システム Lite の利用環境
ハードウェア	CPU	400MHz 以上推奨 インテル Pentium ¹⁵⁶ II	—
	メモリ	128MB 以上推奨	—
	ハードディスク	100MB 以上の空き容量	—
ソフトウェア	OS	Windows 7, 8, 8.1 8, 8.1 はデスクトップモードで利用	Windows 7, 8.1, 10 8.1, 10 はデスクトップモードで利用
	ブラウザ	・IE 7, 8, 9, 10, 11 ・Firefox ¹⁵⁷ 34.0 以上	・Microsoft Edge ¹⁵⁸ ・IE 11 ・Firefox 49.0 以上

④ 各種電子証明書の利用有無

(a) 本人認証の方法

「総務省電波利用電子申請・届出システム」では、ID 及びパスワードに加えて電子証明書を利用した本人認証を行っている。一方、「Lite」では、ID とパスワードを用いた認証が採用されている。本システムの利用に係る本人認証の方法を以下に示す（表 81）。

表 81 電波利用電子申請・届出システムにおける認証方法

	手続	認証方法
電波利用電子申請・届出システム Lite	アマチュア局の開局申請、再免許申請、変更申請（届出）、廃止届	ID+パスワード
電波利用電子申請・届出システム	<ul style="list-style-type: none"> ・無線局に係る申請・届出 ・基準認証に係る申請・届出 ・電波利用料に係る申請・届出 ・伝搬障害防止に係る手続 ・その他の手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ID+パスワード ・電子証明書+PIN

¹⁵⁶ Pentium は米国 Intel 社の登録商標

¹⁵⁷ Firefox は米国 Mozilla 社の登録商標

¹⁵⁸ Microsoft Edge は米国 Microsoft 社の登録商標

(b) 利用可能な電子証明書

「電波利用電子申請・届出システム」で利用できる電子証明書は指定された発行機関が発行するものに限られている。利用可能な電子証明書の発行機関及び利用形式を以下に示す(表 82)。

表 82 「電波利用電子申請・届出システム」で利用可能な電子証明書の発行機関と利用形式¹⁵⁹

利用可能な電子証明書の発行機関	利用形式
公的個人認証サービス	IC カード
商業登記認証局	ファイル ¹⁶⁰
株式会社帝国データバンク	IC カード (ただしダウンロード可)
東北インフォメーション・システムズ株式会社	IC カード
日本電子認証株式会社	IC カード
株式会社 NTT ネオメイト (旧株式会社 NTT アプリエ)	IC カード
セコムトラストシステムズ株式会社 (一般向け電子証明書)	ファイル
ジャパンネット株式会社	IC カード
官職認証局	ファイル

¹⁵⁹ 「総務省電波利用電子申請・届出システム」「電子証明書の取得先」(総務省)

https://www.denpa.soumu.go.jp/public/prep/pre001_1.html [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

¹⁶⁰ ただしこれを IC カードに入れて利用できるようにする民間サービス (法人認証カードサービス (日本電子認証株式会社)) もある。

⑤ システムの仕組み・特徴

(a) 利用者登録の有無

本システムの利用にあたっては、利用者登録が必要である。

(b) 手数料の支払い方法

本システムを利用して行った手順の手数料は、以下の方法で払い込むことができる。

・Pay-easy (ペイジー) が利用できる金融機関のインターネットバンキング又は ATM からの払い込み

(c) 利用可能時間

本システムの利用時間について、以下に示す。

- ・24 時間 365 日
- ・上記利用時間内であっても、システムの保守等のため、システムの運用の停止等を行うことがある¹⁶¹。

(d) 手続利用状況等の確認方法

本システムでは、照会・変更ページにおいて、利用者 ID に応じた利用履歴等を表示できるサービスが用意されている。なお、履歴の項目は Lite とは項目に違いはない。申請履歴照会ページでは、既に行った申請の一覧が表示され、各申請の処理状況なども表示される (図 98)。

¹⁶¹ 「電子申請入門」(総務省) P2: <http://www.denpa.soumu.go.jp/public/guide.pdf> [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]



図 98 申請履歴照会画面¹⁶²

(e) ユーザー支援の状況

ユーザー支援に関する情報の提供はいずれも初めて利用する者向けのページや資料を用意するほか、ヘルプデスク、FAQなどを用意するなどの対応をしている（表 83）。

表 83 ユーザー支援の内容

利用環境	ユーザー支援の内容
総務省電波利用電子申請・届出システム及び Lite	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの初心者用ホームページや資料を用意 ヘルプデスクを設置 FAQ などにより情報提供

⑥ 利用方法

(a) 電子申請のトップ画面

本システムを利用するためのトップ画面では、主に以下のメニューが示されている（図 99）。

¹⁶² 「総務省電波利用電子申請・届出システム」「申請履歴照会 1」「5. 申請履歴照会」（総務省）
http://www.denpa.soumu.go.jp/public/help/op_history_a_001.html [最終アクセス日：2017年11月24日]

- ・ 重要なお知らせ
- ・ はじめる前に（「電子申請とは?」、「電子申請の準備」、「電子申請入門」）
- ・ 利用する（総務省電波利用電子申請・届出システム及びLiteへのリンク）
- ・ 最新のお知らせ
- ・ 困ったときは（「操作手順」、「良くあるご質問」、「お問い合わせ」）
- ・ 関連リンク



図 99 総務省電波利用電子申請・届出システムトップ画面 163

(b) 手続の流れ

本システムでの手続の流れについて、「総務省電波利用電子申請・届出システム」を使った場合の例を示す。

¹⁶³ 「総務省電波利用電子申請・届出システム」「トップ画面」（総務省）
<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

1) 申請・届出内容の選択

申請・届出内容を申請・届出の項目一覧画面から選択する（図 100、表 84）。

総務省 電波利用
電子申請・届出システム

本サイトは、電波利用に係る手続をインターネットで受け付けるシステムのご案内を目的として運営されています。

トップ お知らせ ヘルプ 問い合わせ先 サイトマップ 利用規約

利用する 電子証明書を利用して電子申請・届出を行う方

申請・届出準備

- 新規ユーザー登録

登録の前には電子申請の準備をお読みいただき必要な準備をご確認ください。

申請・届出

該当する項目をクリックしてください。

- 無線局に係る申請・届出
- 基準認証に係る申請・届出
- 登録検査等事業者等に係る申請・届出
- 電波利用料に係る手続
- 伝搬障害防止に係る手続
- その他の手続

その他

- 照会・変更
- ID・パスワードを確認

※はじめてご利用になる方はID発行後、こちらからパスワードを取得してください。

- 電子委任状の作成・登録
- 追加別送
- 補正後提出
- 一括送信 ※一括送信について
- 取下げ願
- 旧様式XMLの表示

▼旧FD作成プログラムで作成した旧様式CSVデータ
を旧様式XMLデータへ変換する場合はこちら
[CSV→XMLデータ変換について](#)

※アマチュア局関係の手続きは、電子証明書が不要な、[総務省 電波利用 電子申請・届出システム Lite](#)もご利用できます。

Copyright © 2008 Ministry of Internal Affairs and Communications. All rights reserved.

はじめる前に

- 電子申請とは？
- 電子申請の準備
- 電子申請入門 PDF

利用する

- 申請・届出

困った時は

- 操作手順
- よくあるご質問
- その他
- お問い合わせ

関連リンク

- 免許申請手数料一覧
- 電子納付について
- 免許状の郵送について
- 総務省ホームページ
- 電波利用ホームページ

図 100 申請・届出項目選択画面 ¹⁶⁴

¹⁶⁴ 「総務省電波利用電子申請・届出システム」「電子証明書を利用して電子申請・届出を行う方」（総務省）
<https://www.denpa.soumu.go.jp/public/list/index.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

表 84 「総務省電波利用電子申請・届出システム」において可能な申請・届出等

申請・届出	内容
無線局に係る申請・届出	無線局に係るオンライン手続のうち、Web 画面から行える申請・届出手続及び各様式に応じた AP を用いる申請・届出手続の 94 種のサービス
基準認証に係る申請・届出	基準認証に係るオンライン手続のうち、Web 画面から行える申請・届出手続の 19 種のサービス
登録検査等事業者等に係る申請・届出	登録検査等事業者等に係るオンライン手続のうち、各様式に応じた AP を用いる申請・届出手続の 3 種のサービス
電波利用料に係る申請・届出	電波利用料に係る Web 画面から行える申請・届出手続の 2 種のサービス
伝搬障害防止に係る申請・届出	伝搬障害防止に係る申請・届出に係る Web 画面から行える申請・届出手続の 10 種のサービス

2) 対象手続の選択

項目選択の画面の中から、対象となる手続に関する項目を選択すると、申請・届出一覧の画面が表示される（図 101 は無線局の申請・届出一覧の例）。

一覧画面の中から、申請・届出を行おうとする手続を選択する（図 101）。



総務省 電波利用

電子申請・届出システム

本サイトは、電波利用に係る手続をインターネットで受け付けるシステムのご案内を目的として運営されています。

トップ お知らせ ヘルプ 問い合わせ先 サイトマップ 利用規約

申請・届出の流れ 申請・届出手続の選択 申請・届出項目の入力 署名・送信 送信完了

無線局に係る申請・届出一覧

申請・届出を行う手続名を押してください。
(各手続名を押すと手続に関する説明が表示されます。[申請・届出]ボタンを押すと、申請・届出の入力画面が表示されます。)

なお、下記の申請・届出を行われる方は [インターネット申請アプリケーション](#) をダウンロードしてご利用ください。

- 無線局の免許申請
- 無線局の再免許申請
- 無線局の変更申請(届)
- 予備免許中の変更申請(届)
- 無線局の廃止届
- 特定無線局(携帯電話基地局等)に係る手続
- 無線局の登録の申請
- 無線局の再登録の申請
- 変更登録の申請(届)
- 登録局の廃止の届出
- その他無線局の登録に係る手続

※[AP一覧](アプリケーション一覧)ボタンを押すと、各手続に応じたアプリケーションの一覧画面が表示されます。

No.	手続	申請・届出
1	無線局の免許申請	AP一覧
2	開設計画に係る特定基地局の周波数の指定変更	申請・届出
3	認定計画の有効期間の延長	申請・届出
4	無線通信の秩序維持等確保のための報告	申請・届出
5	呼出符号又は呼出名称の指定の申請	申請・届出
6	特定基地局の開設計画に係る一部の公示事項の変更の届出	申請・届出
7	電波法第35条第2号の措置を他の者に委託する場合の要件に必要な書類の提出	申請・届出
8	主任無線従事者の選任、解任の届出	申請・届出
9	無線従事者の選任、解任の届出	申請・届出
10	法令の抄録の認定の申請	申請・届出
11	無線局の現状を示す書類の証明の申請	申請・届出

はじめる前に

- 電子申請とは?
- 電子申請の準備
- 電子申請入門 PDF

利用する

- 申請・届出

困った時は

- 操作手順
- よくあるご質問
- その他
- お問い合わせ

関連リンク

- 免許申請手数料一覧
- 電子納付について
- 総務省ホームページ
- 電波利用ホームページ

図 101 申請・届出一覧画面¹⁶⁵

3) クライアントモジュールのダウンロード

本システムでは、手続に応じて対応するクライアントモジュールをダウンロードする必要があります。そのため、インターネット申請アプリケーション一覧の画面から、該当するアプリケーションを選択して、ダウンロードする(図 102)。

¹⁶⁵ 「総務省電波利用電子申請・届出システム」「無線局に係る申請・届出一覧」(総務省)
<https://www.denpa.soumu.go.jp/public/list/listd.html> [最終アクセス日: 2017年11月24日]



インターネット申請アプリケーション一覧

利用するアプリケーション又はコードファイルをダウンロードしてください。
(各アプリケーション名を押すとアプリケーションに関する説明が表示されます。[ダウンロード]ボタンを押すと、アプリケーションのダウンロードができます。)

- インターネット申請アプリケーションでは、無線局の免許申請・再免許申請・変更申請(届)・予備免許中の変更申請(届)・廃止届、特定無線局(携帯電話基地局等)に関する各種届出の他、無線局の登録、登録検査等事業者等に関する手続が行えます。
- 市区町村の統廃合等によりアプリケーションで使用している「市区町村コード」等が変更されることがあります。その場合はコードファイルが変更になるため、既にアプリケーションをご利用の方はコードファイルの更新が必要となります。「コードファイル」をダウンロードして更新してください。ただし、市区町村の統廃合に該当しない方はコードファイルの更新は必要ありません。
- また、インターネット申請アプリケーションには最新のコードファイルが含まれていますので、最新のアプリケーションをダウンロードした場合は別途コードファイルの更新は必要ありません。
- インターネット申請アプリケーションの工事設計書で入力した数値データを図面表示する場合は、「空中線指向図/宇宙通信系概念図/周波数配列図の表示」をダウンロードしてください。図面表示が可能な工事設計書の様式は、別表第二号の第二1・別表第二号の第二5・別表第二号の第二9・別表第二号の四です。詳しい説明は下記のページをご覧ください。
 - [図面表示について](#)
- ダウンロードしたファイル(インストーラ)が正常に動作しない場合は、ダウンロードが正常に完了できていない可能性があります。ファイルのプロパティにて「サイズ」をお確かめの上、ファイルサイズが下表のサイズと異なる場合は再度ダウンロードを行ってください。
- インターネット申請アプリケーションおよび、コードファイルのインストール方法については、下記のページをご覧ください。
 - [インターネット申請アプリケーションのインストールについて](#)
 - [アプリケーション用コードファイルのダウンロード](#)
- Javaアプリケーションのバージョン番号の見方については、下記のページをご覧ください。
 - [Javaアプリケーションのバージョン番号について](#)

No.	AP区分	アプリケーション名	サイズ(バイト)	
1	免許局	無線局インターネット申請(アマチュア局、パーソナル無線、特定無線局以外の局種)	12,664,432	ダウンロード
2		アマチュア局インターネット申請	10,067,088	ダウンロード
3		パーソナル無線インターネット申請	10,854,568	ダウンロード
4		特定無線局インターネット申請	10,129,992	ダウンロード
5		特定無線局開設届(携帯電話基地局等)インターネット申請	9,935,528	ダウンロード

図 102 申請アプリケーション一覧¹⁶⁶

はじめる前に

- [電子申請とは?](#)
- [電子申請の準備](#)
- [電子申請入門 PDF](#)

利用する

- [申請・届出](#)

困った時は

- [操作手順](#)
- [よくあるご質問](#)
- [その他](#)
- [お問い合わせ](#)

関連リンク

- [免許申請手数料一覧](#)
- [電子納付について](#)
- [総務省ホームページ](#)
- [電波利用ホームページ](#)

¹⁶⁶ 「総務省電波利用電子申請・届出システム」「インターネット申請アプリケーション一覧」(総務省)
<https://www.denpa.soumu.go.jp/public/prog/index.html> [最終アクセス日: 2017年11月24日]

4) 申請用アプリケーションの起動

ダウンロードした申請用アプリケーションを起動し、行いたい申請・届出における対応を選択する（図 103）。

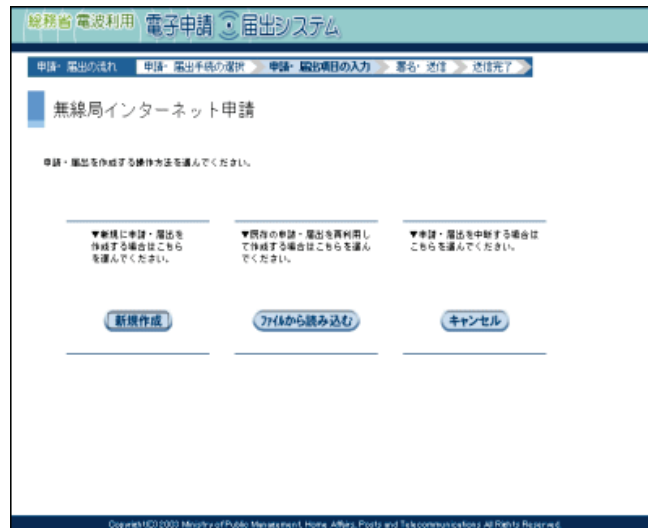


図 103 申請用アプリケーションの起動後の画面¹⁶⁷

5) 申請事項の入力

申請用アプリケーションにより、申請事項の画面が表示された後、申請内容の入力を行う（図 104）。

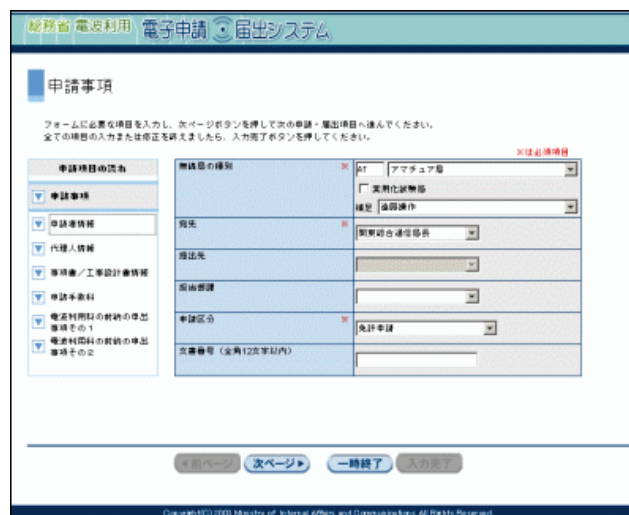


図 104 申請者情報入力¹⁶⁸

¹⁶⁷ 「総務省電波利用電子申請・届出システム」 「申請・届出（アプリケーション編） 2」（総務省）
https://www.denpa.soumu.go.jp/public/help/op_entry_b_002.html [最終アクセス日：2017年11月24日]

¹⁶⁸ 「総務省電波利用電子申請・届出システム」 「申請・届出（アプリケーション編） 2」（総務省）
https://www.denpa.soumu.go.jp/public/help/op_entry_b_002.html [最終アクセス日：2017年11月24日]

6) 入力 of 完了

必要な申請項目の入力の後、入力を確定し、内容の確認を行う（図 105）。

図 105 申請・届出内容確認¹⁶⁹

7) 電子署名の実施と送信

電子署名に使用する証明書を選択し、送信ボタンを押す（図 106）。

図 106 電子証明書の選択と送信

¹⁶⁹ 「総務省電波利用電子申請・届出システム」 「申請・届出（アプリケーション編） 3」（総務省）
https://www.denpa.soumu.go.jp/public/help/op_entry_b_003.html [最終アクセス日：2017年11月24日]

8) 送信完了

送信が完了すると問い合わせ番号が画面に表示される（図 107）。



図 107 送信完了画面

⑦ 手続促進の取組

本システムでは、手続の促進の観点から、以下の内容の取り組み等がなされている。

(a) 電子申請による申請手数料の引き下げ

本システムの導入により、従来の手数料から 30%割引¹⁷⁰され、これにより利用の促進が図られている。

(b) 一部手続に簡易な認証の導入

手続に応じて電子署名を必要とするものと、ID/パスワードによる簡易な認証とする手続を分けており、簡易な手続についてオンラインでの申請がしやすい方策が講じられている。

¹⁷⁰ 「免許申請手数料一覧（平成 20 年 4 月 1 日 施行）」（総務省）
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/feestab/index.htm> [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

(ix) 漁獲管理情報処理システム（海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口）

① システムの概要

(a) システム名

漁獲管理情報処理システム（海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口）
（正式名：広域資源管理情報処理システム（採捕数量等の報告））

(b) 対象となる法令

- ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 17 条第 1 項
- ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則 第 11 条～第 13 条

(c) 対象手続

本システムの対象となる手続は、採捕の数量の報告である。

② 利用件数・電子申請率

(a) 利用件数・電子申請率

本システムの対象手続の総件数及びシステムの利用件数、電子申請率を以下に示す（表 85）。

表 85 利用件数・電子申請率¹⁷¹

手続件数(件) : a	オンライン利用件数(件) : b	電子申請率(b/a)
110,831	110,605	99.8%

¹⁷¹ 「農林水産省が扱う手続のオンライン化状況について」（農林水産省）

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/densi_seihu/online_jokyo.html [最終アクセス日：2017年10月01日]

(b) 利用者

本システムの利用者を以下に示す（表 86）。本システムについては、主に法人（各種漁業団体、都道府県等）による利用が見込まれる。

表 86 本システムの利用者

利用者種別	利用の有無
個人	－（農林水産省令で定める指定漁業等を営む者） ¹⁷²
法人	○（各種漁業団体、漁協、漁連、市場、都道府県）

③ 電子申請の環境

(a) 電子申請のユーザーインターフェース

本システムは、インターネット、あるいはLG-WANなどを用いて、データ送付を行うものであるが、ユーザーインターフェースに関する情報は公開されていないため不明である。

(b) 電子申請に必要なユーザーの利用環境

本システムでの電子申請に必要なユーザーの利用環境は公開されていないため不明である。

④ 各種電子証明書の利用有無

(a) 本人認証の方法

本システムの認証情報に関する情報は公開されていないため不明である。

¹⁷² 法律上の手続は、個人（漁業者）も含まれているが、漁業者の報告は紙により行うこととされており、システムでの利用はない。

(b) 利用可能な電子証明書

本システムの利用に係る電子証明書の要否は、情報が公開されていないため不明である。

⑤ システムの仕組み・特徴

(a) 利用者登録の有無

本システムにおける利用者登録に関する情報は、公開されていないため不明である。

(b) 手数料の支払い方法

本システムにおけるは手数料の支払い方法は、公開されていないため不明である。

(c) 手続利用状況等の確認方法

手続利用状況等の確認方法は、公開されていないため不明である。

(d) 利用可能期間

本システムの利用時間は、公開されていないため不明である。

(e) ユーザー支援の状況

ユーザー支援に関する情報は、公開されていないため不明である。

⑥ 利用方法

(a) 電子申請のトップ画面

本システムは、報告業務のプロセスは Web 上では表示されていない。本システムのページでは報告結果等のみが表示されている（図 108）。



図 108 漁獲管理情報処理システム (TAC) の web 画面¹⁷³

(b) 概要

本システムにおける報告の流れを以下に示す (図 109)。農林水産大臣報告、都道府県知事報告それぞれの経路があり、最終的には JAFIC が受託して管理するデータベースに格納される。

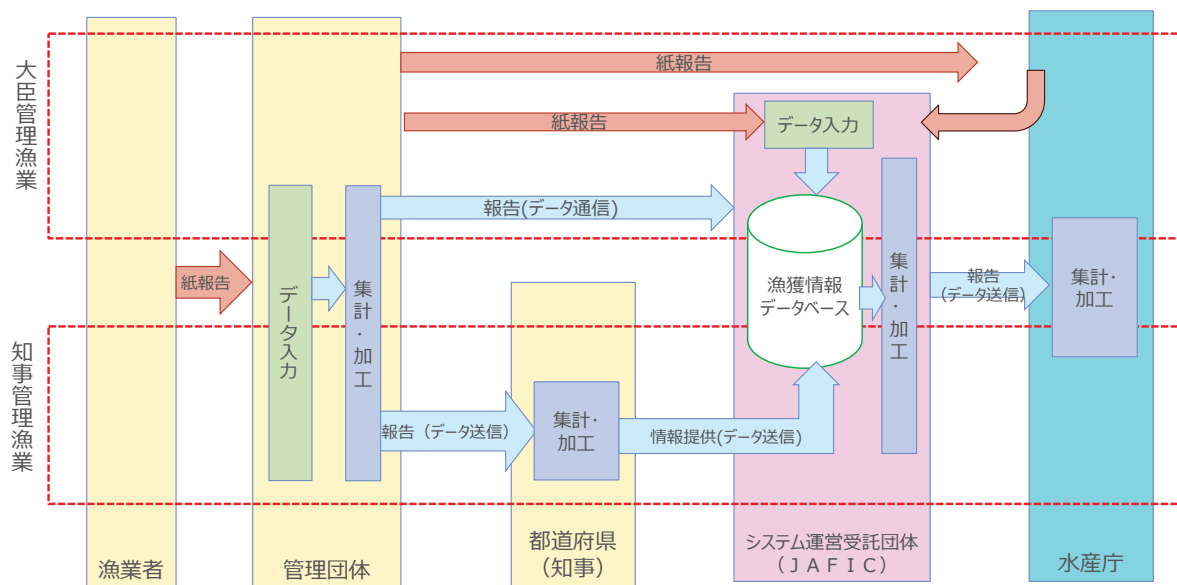


図 109 漁獲管理情報処理システムの情報処理の流れ¹⁷⁴

¹⁷³ 「TAC」 漁獲管理システム (一般社団法人 漁業情報サービスセンター)
<http://www.jafic.or.jp/tac/index.html> [最終アクセス日: 2017年10月01日]

¹⁷⁴ 「漁獲管理情報処理システム (TACシステム) 構成図」 (水産庁管理課 (TAC班)、初出不明) より作成
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/densi_seihu/d_online_kaikaku/pdf/online_kaikaku_30.pdf [最終アクセス日: 2017年10月01日]

(c) システム構成

本システムにおけるシステム構成の詳細は、公表されていないため、不明である。
水産庁や各都道府県、漁業団体等からの情報を基に集計、解析、加工を行っていると考えられる（図 110）。

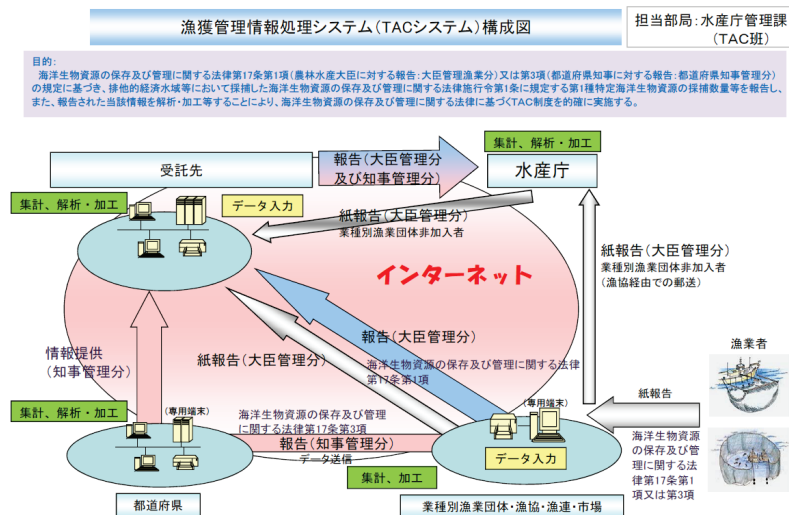


図 110 漁獲管理情報処理システムのシステム構成図¹⁷⁵

都道府県内においては、漁協などからデータ送付が行われ、集計したデータが県庁から水産省に送信されると推測される。下記の図 111 は島根県におけるシステムの構成である。

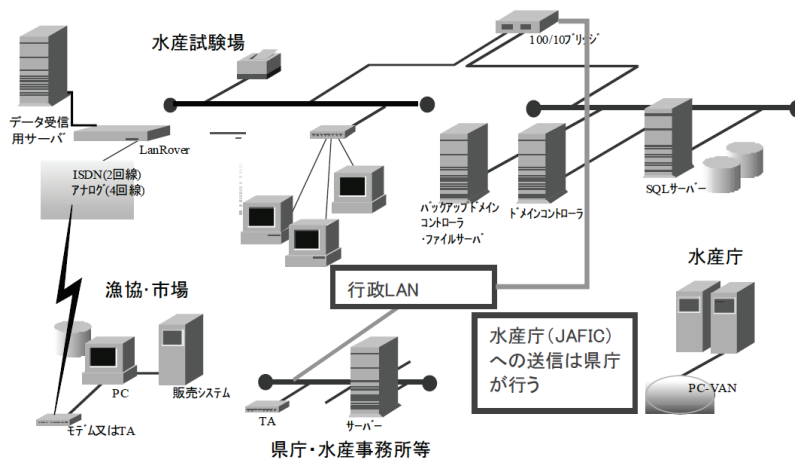


図 111 知事管理漁業における漁獲管理情報処理システムのシステム構成イメージ(島根県)¹⁷⁶

¹⁷⁵ 「漁獲管理情報処理システム (TAC システム) 構成図」(水産庁管理課 (TAC 班)、初出不明)

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/densi_seihu/d_online_kaikaku/pdf/online_kaikaku_30.pdf [最終アクセス日: 2017年10月01日]

¹⁷⁶ 「漁獲管理情報処理システムの開発」(村山・若林・安木・沖野晃・伊藤薫・林博文「島水試研報 12」P67)

(x) 政府統計の総合窓口 (e-survey)

① システムの概要

(a) システム名

政府統計の総合窓口 (e- survey)

(b) 対象となる法令

- ・統計法第5条2項
- ・国勢調査令、住宅・土地統計調査規則等、各種規則

(なお政府統計共同利用システムによることについては、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議で決定された「統計調査等業務の業務システム最適化計画」に基づき平成20年4月から運用)

(c) 対象手続

本システムの対象となる手続を以下に示す(表87)。本システムは統計調査の回答をWeb上で受け付けることを目的としており、手続も各種調査が対象となる。

表 87 対象手続

開始時期	対象手続
平成20年4月 運用開始	主要な調査 経済産業省企業活動基本調査 経済産業省工業統計調査 経済産業省生産動態統計調査 経済産業省特定業種石油等消費統計 商業統計調査 商業動態統計調査 特定サービス産業実態調査 統計情報の収集(民間給与実態統計調査) 科学技術研究調査 住宅・土地統計調査

② 利用件数・電子申請率

(a) 利用件数・電子申請率

本システムの対象手続の総件数、及びシステムの利用件数・電子申請率を以下に示す(表 88)。

表 88 利用件数・電子申請率

府省	総件数	電子申請件数	電子申請率
総務省	2,979,254	240,263	8.10%
経済産業省	489,406	162,165	33.10%
財務省	23,768	3,329	14.00%
農林水産省	16,702	669	4.00%
国土交通省	0	0	0%
合計	3,509,130	406,426	11.6%

(b) 利用者

本システムの利用者は以下のとおりである(表 89)。本システムについては、個人、法人による利用が見込まれる。

表 89 本システムの利用者

利用者種別	利用の有無
個人	○
法人	○

③ 電子申請の環境

(a) 電子申請のユーザーインターフェース

本システムでは、直接 Web 上のフォームに回答する形式のものほか、PDF、EXCEL¹⁷⁷などアプリケーションを利用した回答様式が用意されており、これに回答して送信することとなる。いずれの利用に際しても、Web ブラウザ上の画面から利用しており、専用のソフトウェアは用意されていない。

¹⁷⁷ Microsoft office Excel は米国 Microsoft 社の登録商標(以下「MS-office Excel」)

(b) 電子申請に必要なユーザーの利用環境

本システムでの電子申請に必要なユーザーの利用環境を以下に示す(表 90)。PC が利用環境として必要とされており、タブレット端末などの利用は想定されていない。

また本システムで利用するブラウザは、IE のほか、Mozilla Firefox、Google Chrome、Microsoft Edge など各種ブラウザが利用できるようになっている。

表 90 電子申請に必要なユーザーの利用環境

電子申請に必要なユーザーの利用環境		
ソフトウェア	HTML 調査票	<ul style="list-style-type: none">• IE 11• Mozilla Firefox 55.0• Google Chrome¹⁷⁸ 61.0• Microsoft Edge 40
	Excel 調査票	上記に加えて、下記のいずれか。 <ul style="list-style-type: none">• Microsoft Office Excel 2016• Microsoft Office Excel 2013• Microsoft Office Excel 2010• Microsoft Office Excel 2007
	PDF 調査票	<ul style="list-style-type: none">• IE 11(32 ビット版のみ)• Safari 11.0• Mozilla Firefox ESR 52.3(法人向け延長サポート版) の上記 3 つのブラウザのいずれに加えて、下記のいずれか。 <ul style="list-style-type: none">• Adobe Reader XI• Adobe Acrobat Reader DC

¹⁷⁸ Google Chrome は米国 Google 社の登録商標

④ 各種電子証明書の利用有無

(a) 本人認証の方法

本システムの利用に際して、事前に配布される政府統計コード、調査対象者 ID、確認コードの 3 点により、本人認証を行う。

(b) 利用可能な電子証明書

本人認証の方法として、電子証明書は利用されていない。

⑤ システムの仕組み・特徴

(a) 利用者登録の有無

本システムの利用にあたり、利用者登録は不要である。調査対象となる利用者に対しては、調査を行う行政機関から調査対象 ID 等が発行される。

(b) 手数料の支払い方法

調査の回答入力利用のため、利用者側の手数料等は発生しない。

(c) 手続利用状況等の確認方法

本システムでは、回答・送信した調査について、その受付状況や、これまでの送信状況等を確認することが可能。

(d) 利用可能時間¹⁷⁹

本システムは原則 24 時間 365 日利用可能

¹⁷⁹ 政府統計共同利用システム (e-Stat, オンライン調査システム等) に関するお問い合わせ窓口で電話確認 [確認日 : 2017 年 11 月 24 日]

(e) ユーザー支援の状況

本システムでのユーザー支援については、Q&Aにより対応している。

⑥ 利用方法

(a) 電子申請のトップ画面

本システムを利用するためのトップ画面では、主に以下のメニューが示されている（図112）

- ・おしらせ
- ・「初めてこのサイトをご利用になる方へ」の情報へのリンク
- ・ログイン画面へのリンク



The screenshot shows the top page of the Government Statistics Online Survey System. At the top, there is a dark blue header with the logo and name '政府統計オンライン調査総合窓口' (Government Statistics Online Survey System) on the left, and 'Q&A よくあるご質問' and 'お問い合わせ' on the right. Below the header, there is a navigation bar with 'オンライン調査トップ'. The main content area has a light gray background with the text '政府統計 オンライン調査総合窓口へようこそ'. A white box contains '重要なお知らせ' (Important Notice) with three bullet points regarding software support (Microsoft Office Excel 2007 and Adobe Reader XI) and 'お知らせ' (Notice) with a plus icon. Below this is a blue link '初めてこのサイトをご利用になる方へ' (For those who use this site for the first time) with a plus icon, and a blue button 'ログイン画面へ' (To login screen). A note states 'ログイン画面以降の通信は、SSLにより暗号化され、保護されています。' (Communication from the login screen onwards is encrypted with SSL and protected). A small box with a bar chart icon and the text 'このマークは、統計法に基づく国の統計調査であることを示し、提出いただいた調査票情報の秘密の保護に万全を期することを約束するものです。' (This mark indicates that the survey is conducted under the Statistics Act, and we promise to protect the confidentiality of the survey data you submit to the utmost extent) is present, with a link '詳細はこちら' (Details here). At the bottom, there is a gray footer with links: 'このサイトについて' (About this site), '利用規約' (Terms of use), '利用に当たってのお願い' (Please read before using), '安全な通信を行うために' (For secure communication), and '回答情報の保護' (Protection of response information). A final note reads '当サイトは各府省等の参画のもと、総務省統計局が中心となり開発を行い、独立行政法人統計センターが運用管理を行っております。' (This site was developed with the participation of various ministries, led by the Statistics Bureau, and is managed by the Center for Statistics).

図112 政府統計 オンライン調査総合窓口 システムトップ画面¹⁸⁰

¹⁸⁰ 「政府統計共同利用システム」 「オンライン調査トップ画面」 (総務省統計局) https://www.e-survey.go.jp/top1/GD09010101V.do?first_request=on [最終アクセス日: 2017年11月24日]

(b) 概要

本システムは、各府省で区々に整備されてきている統計関係の情報システムを集約し、全府省が共同で利用する全部で13のシステムから構成するものである(図113)。2008年度(平成20年度)から本格運用開始をしている。

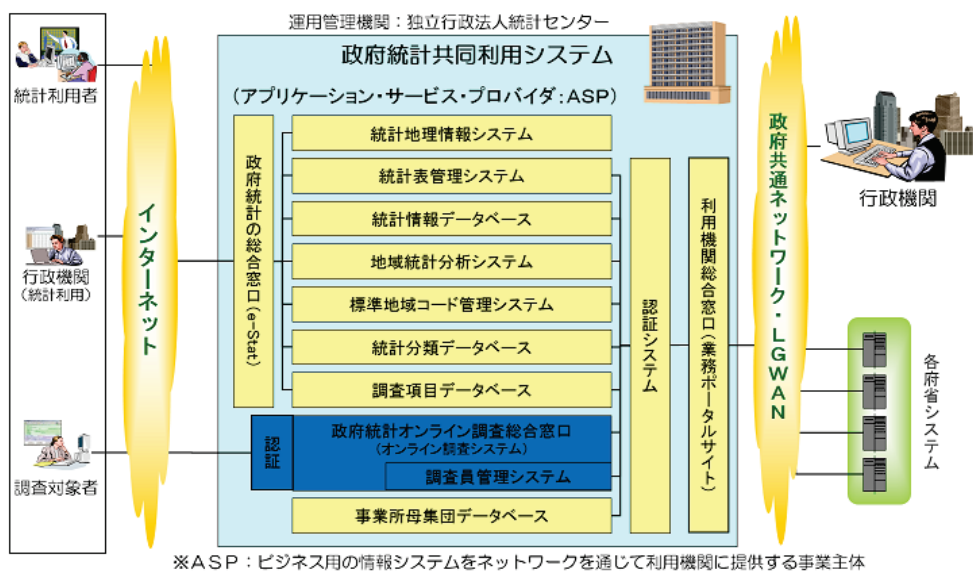


図113 政府統計共同利用システムの概要¹⁸¹

(c) 利用の流れ

本システムは、以下の流れで利用する。

1) システムへのログイン

あらかじめ、国や地方公共団体から配布されているログインに必要な

- ・ 政府統計コード
- ・ 調査対象者 ID
- ・ 確認コード

の3つのログイン情報を入力し、オンライン調査システムにログインする(図114)。

¹⁸¹ 「政府統計統計オンライン調査総合窓口」「このサイトについて」「政府統計共同利用システム」(総務省統計局)
<https://www.e-survey.go.jp/Static/online/guide/site.html> [最終アクセス日: 2017年11月24日]

政府統計オンライン調査総合窓口

Q&A
よくあるご質問

お問い合わせ

[ホーム](#) [オンライン調査トップ](#) → [ログイン](#)

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

重要なお知らせ

- 平成29年医療施設静態調査「歯科診療所票」に不具合が生じていますので、該当調査についてはオンラインによる回答をお控えください。
- 政府統計コード、調査対象者ID、確認コードはすべて半角で入力してください。
- マイクロソフト社のサポート終了に伴い、平成29年10月11日(水)以降、Microsoft Office Excel 2007につきましては、オンライン調査システムの利用環境の対象外となります。
- アドビ システムズ社のサポート終了に伴い、平成29年10月16日(月)以降、Adobe Reader XIにつきましては、オンライン調査システムの利用環境の対象外となります。

お知らせ [+](#)

ログインする

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。

政府統計コード	必須	<input type="text"/>	統計調査を選択してください	<input type="checkbox"/> 次回から入力省略
調査対象者ID	必須	<input type="text"/>		<input type="checkbox"/> 次回から入力省略
確認コード	必須	<input type="text"/>		<input type="checkbox"/> 確認コードを表示する

[確認コードを忘れてしまった場合はこちらへ](#)

! ログインに必要な情報は、統計調査によって異なります。
ログインに必要な情報をお持ちでない方は、システムを利用いただけません。

ログイン

ログイン画面以降の通信は、 [SSLにより暗号化](#)され、保護されています。

このサイトについて	利用規約	利用に当たってのお願い	安全な通信を行うために	回答情報の保護
---------------------------	----------------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------

当サイトは各府省等の委嘱のもと、[総務省統計局](#)が中心となり開発を行い、[独立行政法人統計センター](#)が運用管理を行っております。

図 114 政府統計の総合窓口 (e-survey) システムトップ画面¹⁸²

2) 入力対象となる調査票の選択

調査対象者が回答する統計調査の電子調査票、その提出期限、受付番号、回答日を一覧で表示する画面から選択する。具体的には、一覧の最左欄の「選択」欄から、回答する電子調査票にチェックを入れ、右上にある「調査票の取得」ボタンをクリックする(図 115)。

¹⁸² 「政府統計統計オンライン調査総合窓口」「2 ログイン画面」(総務省統計局) <https://www.e-survey.go.jp/Static/online/guide/help.html> [最終アクセス日: 2017年11月24日]

政府統計オンライン 調査総合窓口

Q&A よくあるご質問 | お問い合わせ | ヘルプ | ログアウト

オンライン調査トップ → ログイン → 調査票の一覧

調査票の一覧

注意事項

- 確認コード・連絡先情報を変更したい場合 : [確認コード・連絡先情報の変更](#)
- 保存した回答 (XML・CSV) を一括登録したい場合 (単数登録も可) : [回答の登録](#)
- 複数統計調査の調査対象者IDを統合したい場合 : [統合IDへ追加](#)

テスト調査

回答する調査票を選択し、「調査票の取得」ボタンをクリックしてください。

[調査票の取得](#)

選択	家族姓	電子調査票	ファイル形式	提出期限	受付番号	回答日	記入例	回答確認
<input type="checkbox"/>	確認テスト	確認用1	HTML形式	2017/12/31				

このサイトについて | 利用規約 | 利用に当たってのお願い | 安全な通信を行うために | 回答情報の保護

当サイトは各府省等の参画のもと、[総務省統計局](#)が中心となり開発を行い、[独立行政法人統計センター](#)が運用管理を行っております。

図 115 回答対象選択画面¹⁸³

3) 調査票への入力

選定した調査票に、データの入力を行う。調査票は以下の3つのタイプのものが、調査に応じて用意されている。入力の後、回答データの送信を行う。なお回答形式によっては、利用者がPC等へファイルを保存する必要があるケースがある。

- ・電子調査票画面 (PDF 形式) (図 116)
- ・電子調査票画面 (HTML 形式) (図 117)
- ・電子調査票画面 (Excel 形式) (図 118)

¹⁸³ 「政府統計オンライン調査総合窓口」「1 2 調査票の一覧画面」(総務省統計局) <https://www.e-survey.go.jp/Static/online/guide/help.html> [最終アクセス日: 2017年11月24日]

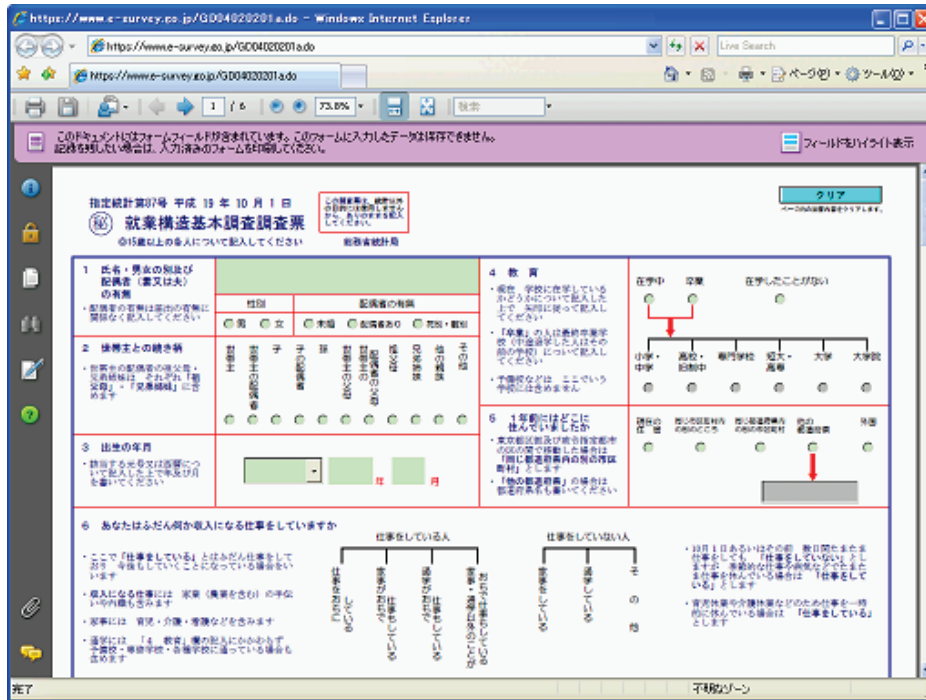


図 116 電子調査票画面 (PDF 形式) 184



図 117 電子調査票画面 (HTML 形式) 185

184 政府統計統計オンライン調査総合窓口「1 2 調査票の一覧画面」●ブラウザ画面で開いた電子調査票から送信 (PDF 形式) (総務省統計局) <https://www.e-survey.go.jp/Static/online/guide/help.html> [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

185 政府統計統計オンライン調査総合窓口「1 2 調査票の一覧画面」●ブラウザ画面で開いた電子調査票から送信 (HTML 形式) (総務省統計局) <https://www.e-survey.go.jp/Static/online/guide/help.html> [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

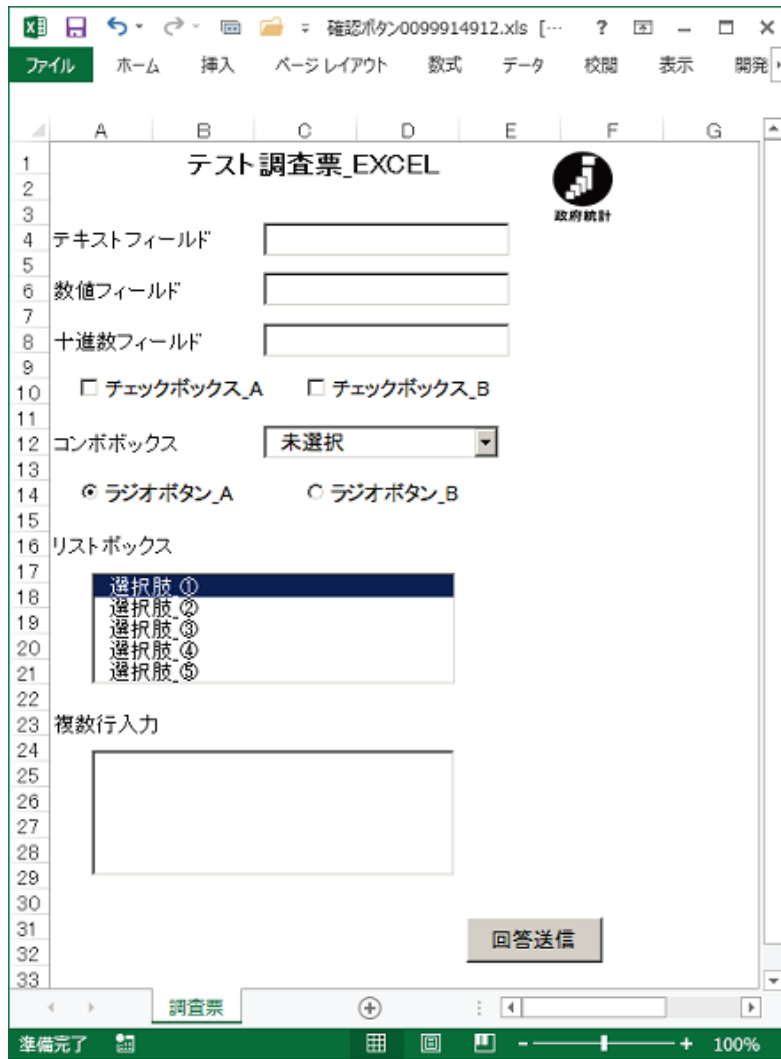


図 118 電子調査票画面 (Excel 形式) ¹⁸⁶

4) 回答の受付状況の確認

回答データを送信した結果の受付状況を確認する (図 119)。

「連絡先情報の登録」においてメールアドレスを設定した場合には、「調査票回答の受付状況」メールが登録されたメールアドレスに到着し、利用者が確認することもできる。

¹⁸⁶ 政府統計統計オンライン調査総合窓口「1 2 調査票の一覧画面」「●EXCEL で開いた電子調査票から送信 (EXCEL 形式)」(総務省統計局) <https://www.e-survey.go.jp/Static/online/guide/help.html> [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

政府統計オンライン調査総合窓口

Q&A よくあるご質問

お問い合わせ

ヘルプ

ログアウト

オンライン調査トップ → ログイン → 調査票の一覧 → 調査票回答の受付確認

調査票回答の受付状況

下記「調査票回答の受付状況」にて受付結果を確認してください。

調査票回答の受付状況

統計調査名	●●調査
実施時期	時期
調査票名	●●調査票
調査対象者ID	TEST001
キー項目	000010001
受付番号	0FBQH5432001
受付結果	調査票回答を受け付けました。ご回答ありがとうございました。

注意事項

回答状況の確認

- 回答いただいた調査票の状況を、上記「調査票回答の受付状況」で確認してください。
 - ※ メールアドレスを登録していただいた方には、受付状況をお知らせするメールも送信しています。
 - ※ 「受付番号」欄は調査に回答していただいた証となるものです。
- 「受付結果」欄に、調査票回答が受け付けられたメッセージが表示されない場合には、右上の「ヘルプ」をご確認いただき、もう一度回答の送信をお願いします。
 - ※ 状況が変わらない場合には、「お問い合わせ」で表示される問い合わせ先に連絡してください。

次の処理

- 引き続き同じ統計調査の別の調査票に回答いただく場合には、「調査票の一覧へ」ボタンをクリックしてください。それ以外の場合は、右上の「ログアウト」をクリックして処理を完了させてください。
 - ※ ログアウトして処理を完了させた後、回答状況を確認する必要がある場合には、再度ログインし「調査票の一覧」画面で確認することができます。

アンケートについて

- 「アンケート回答へ」ボタンが表示されている場合は、アンケートにも協力をお願いいたします。

調査票の一覧へ アンケートに回答

このサイトについて 利用規約 利用に当たってのお願い 安全な通信を行うために 回答情報の保護

当サイトは各府省等の参画のもと、総務省統計局が中心となり開発を行い、独立行政法人統計センターが運用管理を行っております。

図 119 受付状況確認画面¹⁸⁷

5) 受付後の調査票の一覧画面の確認

回答データを送信され、回答データが正常に受け付けられた場合、受付番号及び回答日が表示される。これにより、手続きが完了していることを確認する（図 120）。

¹⁸⁷ 「政府統計統計オンライン調査総合窓口」「1 1 調査票回答の受付状況」（総務省統計局）<https://www.e-survey.go.jp/Static/online/guide/help.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

図 120 受付後調査票一覧画面¹⁸⁸

⑦ 手続促進の取組

本システムでは、手続の促進の観点から、以下の内容の取り組み等がなされている。

(a) オンライン回答による記載の負担軽減

オンラインでの回答により記載の負担を軽減できるよう、入力、回答送信までの流れをわかりやすく示し、利用者の利便性向上を図っている。

¹⁸⁸ 「政府統計統計オンライン調査総合窓口」「6. 調査票の一覧画面」（総務省統計局）<https://www.e-survey.go.jp/Static/online/guide/help.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

【参考】政府統計の総合窓口（e-Stat）

統計情報については、統計調査の回答ではなく、統計調査結果の表示を目的とする「政府統計の総合窓口（e-Stat）」も用意されている。

以下では、この e-Stat についての整理結果を示す。

① システムの概要

(a) システム名

政府統計の総合窓口（e-Stat）

(b) 対象となる法令

対象となる法令なし（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議で決定された「統計調査等業務の業務システム最適化計画」に基づき平成 20 年 4 月から運用）

(c) 対象手続

本システムでは、約 100 の指標を閲覧することができる（表 91）。

表 91 対象手続

開始時期	対象手続
平成 20 年 4 月 運用開始	主要な統計指標（約 100 指標） ・メールによる新着情報配信サービス ・マイページ機能（指定した統計分野・統計調査のコンテンツを集めてユーザー専用のトップページを作成）

② 利用件数

(a) 利用件数

本システムの対象手続の総件数及びシステムの利用件数を以下に示す（表 92）。

表 92 利用件数

手続件数(件) : a	オンライン利用件数(件) : b	電子申請率(b/a)
—	6, 740, 000, 000	—

(b) 利用者

本システムについては、個人、法人による利用が見込まれる（表 93）。

表 93 本システムの利用者

利用者種別	利用の有無
個人	○
法人	○

③ 電子申請の環境

(a) 電子申請のユーザーインターフェース

本システムでは、Web ブラウザ上での利用を行うことが想定されているが、API を利用したデータ提供も可能となっている。API に対応した提供データの状況を以下に示す(表 94)。

表 94 API に対応した提供データの状況

政府統計コード	統計調査名	作成機関名
00100409	国民経済計算	内閣府
00200211	地方公務員給与実態調査	総務省
00200251	地方財政状況調査	総務省
00200351	通信・放送産業動態調査	総務省
00200356	通信利用動向調査	総務省
00200357	情報通信業基本調査	総務省
00200521	国勢調査	総務省
00200522	住宅・土地統計調査	総務省
00200523	住民基本台帳人口移動報告	総務省
00200524	人口推計	総務省
00200531	労働力調査	総務省

政府統計コード	統計調査名	作成機関名
00200532	就業構造基本調査	総務省
00200533	社会生活基本調査	総務省
00200541	個人企業経済調査	総務省
00200543	科学技術研究調査	総務省
00200544	サービス産業動向調査	総務省
00200545	サービス業基本調査	総務省
00200551	事業所・企業統計調査	総務省
00200552	経済センサスー基礎調査	総務省
00200553	経済センサスー活動調査	総務省
00200561	家計調査	総務省
00200563	貯蓄動向調査	総務省
00200564	全国消費実態調査	総務省
00200565	家計消費状況調査	総務省
00200566	全国単身世帯収支実態調査	総務省
00200571	小売物価統計調査	総務省
00200572	全国物価統計調査	総務省
00200573	消費者物価指数	総務省
00200603	産業連関表	総務省
00200511	地域メッシュ統計	総務省
00200502	社会・人口統計体系（都道府県・市区町村のすがた）	総務省
00250011	出入国管理統計	法務省
00250012	在留外国人統計（旧登録外国人統計）	法務省
00350600	法人企業統計調査	財務省
00350620	景気予測調査	財務省
00351000	民間給与実態統計調査	国税庁
00400001	学校基本調査	文部科学省
00400002	学校保健統計調査	文部科学省
00400003	学校教員統計調査	文部科学省

政府統計コード	統計調査名	作成機関名
00400004	社会教育調査	文部科学省
00400202	地方教育費調査	文部科学省
00450011	人口動態調査	厚生労働省
00450012	生命表	厚生労働省
00450021	医療施設調査	厚生労働省
00450022	患者調査	厚生労働省
00450061	国民生活基礎調査	厚生労働省
00450071	毎月勤労統計調査	厚生労働省
00450091	賃金構造基本統計調査	厚生労働省
00450151	薬事工業生産動態統計調査	厚生労働省
00450437	社会保障費用統計	厚生労働省
00500201	農業経営統計調査	農林水産省
00500209	農林業センサス	農林水産省
00500210	漁業センサス	農林水産省
00500215	作物統計調査	農林水産省
00500216	海面漁業生産統計調査	農林水産省
00500217	木材統計調査	農林水産省
00500222	畜産統計調査	農林水産省
00500225	牛乳乳製品統計調査	農林水産省
00550010	工業統計調査	経済産業省
00550020	商業統計調査	経済産業省
00550030	商業動態統計調査	経済産業省
00550040	特定サービス産業実態調査	経済産業省
00550100	経済産業省企業活動基本調査	経済産業省
00550110	外資系企業動向調査	経済産業省
00550200	経済産業省生産動態統計調査	経済産業省
00550210	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査	経済産業省
00550300	鉱工業生産・出荷・在庫指数	経済産業省

政府統計コード	統計調査名	作成機関名
00550320	生産能力指数・稼働率指数	経済産業省
00551005	エネルギー消費統計調査	資源エネルギー庁
00551020	石油製品需給動態統計調査	資源エネルギー庁
00551040	石油設備調査	資源エネルギー庁
00551130	ガス事業生産動態統計調査	資源エネルギー庁
00600120	建築着工統計調査	国土交通省
00600130	建設工事統計調査	国土交通省
00600140	建設関連業等の動態統計調査	国土交通省
00600150	建設業活動実態調査	国土交通省
00600280	港湾調査	国土交通省
00600300	造船造機統計調査	国土交通省
00600310	鉄道車両等生産動態統計調査	国土交通省
00600320	船員労働統計調査	国土交通省
00600330	自動車輸送統計調査	国土交通省
00600340	内航船舶輸送統計調査	国土交通省
00600470	法人土地・建物基本調査	国土交通省
00600480	法人建物調査	国土交通省
00600590	水害統計調査	国土交通省
00600630	住宅市場動向調査	国土交通省
00600640	空家実態調査	国土交通省
00600650	住生活総合調査	国土交通省
00600880	設備工事業に係る受注高調査	国土交通省

(b) 電子申請に必要なユーザーの利用環境

本システムでの電子申請に必要なユーザーの利用環境を以下に示す（表 95）。PC が利用環境として必須とされており、タブレット端末などの利用は想定されていない。ブラウザは、主な各社の最新のブラウザに対応している。

表 95 電子申請に必要なユーザーの利用環境

電子申請に必要なユーザーの利用環境		
ソフ	OS	Windows、Macintosh
トウ	ブラウザ	Windows : IE6/7/8/9/10、Firefox 25、Google Chrome 31
エア		Macintosh : Safari 7、Firefox 25、Google Chrome 31、 Adobe Acrobat/Reader

④ 各種電子証明書の利用有無

(a) 本人認証の方法

本システムの利用に係る本人認証は不要である。

(b) 利用可能な電子証明書

本人認証の方法として、電子証明書は利用されていない。

⑤ システムの仕組み・特徴

(a) 利用者登録

本システムでは利用者登録をせずに、誰でも自由に各コンテンツを閲覧できるが、登録を行うことにより以下の機能が使用できるようになる。

- ・マイページにて、あらかじめ設定した統計分野や統計調査に絞って統計データ検索、新着情報・公表予定等を表示できる。

- ・電子メールによる新着情報配信サービスにより、あらかじめ設定した統計分野や統計調査の統計データの新着情報等を電子メールにより配信される。

(b) 手数料の支払い方法

本システムの利用は無料である。

(c) 手続利用状況等の確認方法

本システムでは、指定した統計分野・統計調査のコンテンツを集めたユーザー専用のマイページを表示することが可能。

(d) 利用可能時間¹⁸⁹

本システムは原則 24 時間 365 日利用可能

(e) ユーザー支援の状況

本システムでのユーザー支援は、Web 上で利用イメージを提供するほか、API の利用方法に関する情報提供などがなされている。その他 FAQ も設けられている（表 96）。

表 96 本システムのユーザー支援に関する状況

利用環境	ユーザー支援の内容
共通	FAQ などにより、情報を提供
WEB サイト	活用に特化したホームページ ¹⁹⁰ を用意し、利用イメージを事前につかめるように対応している
API	API 機能の専用ホームページ ¹⁹¹ において、利用ガイドや開発支援情報が提供されている。

¹⁸⁹ 「政府統計共同利用システム（e-Stat, オンライン調査システム等）に関するお問い合わせ窓口で電話確認」（総務省統計局）[最終アクセス日：2017年11月24日]

¹⁹⁰ 「政府統計の総合窓口（e-Stat）の活用術」（総務省統計局）<http://www.e-stat.go.jp/estat/guide/index.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

¹⁹¹ 「政府統計の総合窓口（e-Stat）API 機能」（総務省統計局）<http://www.e-stat.go.jp/api/> [最終アクセス日：2017年11月24日]

⑥ 利用方法

(a) 電子申請のトップ画面

本システムを利用するためのトップ画面では、主に以下のメニューが示されている（表 97、図 121）。

表 97 「政府統計の総合窓口（e-Stat）」において提供される主なサービス

サービス等	内容
統計データを探す	各府省が登録した統計表ファイルの検索について、Web画面から行えるサービス
地図や図表で見る	主要な統計指標（約 100 指標）の表やグラフの提供について、Web画面から行えるサービス
調査項目を調べる	標準産業分類等の統計分類、統計用語、市区町村統廃合に関する情報について、Web画面から調べることができるサービス
統計サイト検索・リンク集	キーワードを使った統計サイトの検索実施や関係リンク集の提供サービス
統計を学ぶ	統計学習関係について、Webサイト ¹⁹² において学習できるサービス
利用ランキング	日次等での利用件数ランキング

¹⁹² 「総務省統計局「統計学習サイト」」（総務省統計局）<http://www.stat.go.jp/edu/index.htm> [最終アクセス日：2017年11月24日]



図 121 政府統計の総合窓口 (e-Stat) システムトップ画面¹⁹³

¹⁹³ 「政府統計の総合窓口 (e-Stat) ウェブサイト」「トップ画面」(総務省統計局) <https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do> [最終アクセス日: 2017年11月24日]

(b) コンテンツの利用

本システムでは、まず利用者が必要とする統計分野・統計調査の内容や状況に応じて、利用するメニューの選択を行う。メニューに応じて表示される統計情報を、利用者が希望する形式でダウンロードし、利用する（図 122、図 123）。



図 122 政府統計の総合窓口（e-Stat）コンテンツ選択方法¹⁹⁴

¹⁹⁴ 「政府統計の総合窓口（e-Stat）ウェブサイト」「トップ画面」（総務省統計局）<https://www.e-stat.go.jp/estat/guide/basic/index.html>（総務省統計局）[最終アクセス日：2017年11月24日]

[統計データを探す](#)
[地図や図表で見る](#)
[調査項目を調べる](#)
[統計サイト検索・リンク集](#)
[ログイン](#)

[主要な統計から探す](#)
[政府統計全体から探す](#)
[キーワードで探す](#)

[トップページ](#) > [統計データを探す](#) > [主要な統計から探す](#)

主要な統計から探す

基幹統計から探す(統計分野表示)

基幹統計とは、統計法により定められた、国勢調査によって作成される国勢統計、国民経済計算(SNA)などの行政機関が作成する重要な統計です。統計(調査)名をクリックすると、統計(調査結果)一覧を表示します。

- | | | | | |
|--|--|---|--|--|
| <p>○人口・世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国勢調査 ▶ 人口推計 ▶ 人口動態調査 ▶ 生命表 ▶ 国民生活基礎調査 | <p>○労働・賃金</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 労働力調査 ▶ 就業構造基本調査 ▶ 民間給与実態統計調査 ▶ 毎月勤労統計調査 ▶ 賃金構造基本統計調査 ▶ 船員労働統計調査 | <p>○農林水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 農業経営統計調査 ▶ 農林業センサス ▶ 漁業センサス ▶ 作物統計調査 ▶ 海面漁業生産統計調査 ▶ 木材統計調査 ▶ 牛乳乳製品統計調査 | <p>○鉱工業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 鉱山工業生産動態統計調査 ▶ 工業統計調査 ▶ 経済産業省生産動態統計調査 ▶ 生産動態統計 ▶ 鉱工業生産・出荷・在庫指数 ▶ 製造工業生産能力・稼働率指数 ▶ 埋蔵鉱量統計調査 ▶ 造船造船統計調査 ▶ 鉄道車両等生産動態統計調査 | <p>○商業・サービス業</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 商業統計調査 ▶ 商業動態統計調査 ▶ 特定サービス産業実態調査 ▶ 石油製品需給動態統計調査 |
| <p>○企業・家計・経済</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 国民経済計算 ▶ 個人企業経済調査 ▶ 経済センサス-基礎調査 ▶ 経済センサス-活動調査 ▶ 家計調査 ▶ 全国消費実態調査 ▶ 小売物価統計調査 ▶ 全国物価統計調査 | <p>○住宅・土地・建設</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 住宅・土地統計調査 ▶ 建築着工統計調査 ▶ 建設工事統計調査 ▶ 法人土地・建物基本調査 | <p>○エネルギー・水</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 経済産業省特定業種石油等消費統計 ▶ ガス事業生産動態統計調査 | <p>○運輸・観光</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 港湾調査 ▶ 自動車輸送統計調査 ▶ 内航船舶輸送統計調査 | <p>○情報通信・科学技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 科学技術研究調査 |

図 123 統計情報選択画面

(xi) 特殊車両オンライン申請システム

① システムの概要

(a) システム名：

特殊車両オンライン申請システム

(b) 対象となる法令

道路法

(c) 対象手続

本システムの対象となる手続は、以下のとおりである（表 98）。

表 98 対象手続

開始時期	対象手続
平成 25 年度から	<ul style="list-style-type: none">・特殊車両（車両の構造が特殊な車両、あるいは特殊な貨物を輸送する車両）の通行許可申請、通行経路表及び経路図等の申請書類の作成手続・申請支援システムで作成した申請データの国の申請事務取扱窓口への送信手続

② 利用件数・電子申請率

(a) 利用件数・電子申請率

本システムの対象手続の総件数及びシステムの利用件数・電子申請率は以下のとおりである（表 99）。

表 99 利用件数・電子申請率

手続件数(件) : a	オンライン利用件数(件) : b	電子申請率(b/a)
301, 538	268, 904	89. 2%

(b) 利用者

本システムの利用者は以下のとおりである（表 100）。本システムについては、専門職として行政書士による利用が見込まれる。

表 100 本システムの利用者

利用者種別	利用の有無
個人	×（システム入力に法人情報が必須となっている）
法人	○（会社名・代表者名等の入力必須）
専門職	行政書士（申請代理人として）

③ 電子申請の環境

(a) 電子申請のユーザーインターフェース

本システムでは、WEB ブラウザ上で、特殊車両通行許可申請・通行経路表・経路図等の申請書類（申請データ）の作成等を行うことができる。

(b) 電子申請に必要なユーザーの利用環境

本システムでの電子申請に必要なユーザーの利用環境を以下に示す（表 101）。PC が利用環境として必須とされており、タブレット端末などの利用は想定されていない¹⁹⁵。

¹⁹⁵ 「平成 27 年度特殊車両オンライン申請システム説明資料 1 月版」（国土交通省）
http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/explanatorymaterial_201601.pdf [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

表 101 電子申請に必要なユーザーの利用環境¹⁹⁶

電子申請に必要なユーザーの利用環境				
OS の種別	WindowsVista (SP2)	Windows7 (SP1)	Windows8.1	
ハードウェア	画面表示	・Home Basic : DirectX 9 相当のグラフィックデバイス対応 ・Home Basic 以外 : Windows Aero 対応のグラフィックデバイス対応	Windows Display Driver Model (WDDM) 1.0 以上のドライバーを搭載した DirectX 9 グラフィックプロセッサ対応	Microsoft DirectX 9 グラフィックデバイス (WDDM ドライバー付き) 対応
	CPU	800MHz 以上、32 ビット (x86) のプロセッサ、又は 800MHz 以上、64 ビット (x64) のプロセッサ	1GHz 以上の 32 ビット (x86) プロセッサ又は 64 ビット (x64) プロセッサ	PAE、NX、SSE2 をサポートする 1GHz 以上のプロセッサ
	メモリ	1GB 以上	1GB (32 ビット) 又は 2GB (64 ビット) 以上	1GB (32 ビット) 又は 2GB (64 ビット) 以上
	ハードディスク空き容量	15GB 以上	16GB (32 ビット) 又は 20GB (64 ビット) 以上	16GB (32 ビット) 又は 20GB (64 ビット) 以上
	ネットワーク環境	インターネット接続が可能なこと。		
	必要な周辺機器	オンライン申請を行う場合は、添付資料 (車検証の写しや未収録経路図など) を電子化できるスキャナ等の機器が必要。 ※ 添付資料については、郵送や FAX で別送することも可能。		
ソフトウェア	ブラウザソフト Microsoft IE 9	Microsoft IE 11	Microsoft IE 11	

④ 各種電子証明書の利用有無

(a) 本人認証の方法

本システムでは、ID とパスワードを用いて本人認証が行われる (表 102)。

¹⁹⁶ 「お使いになるパソコン環境の確認」 (国土交通省)

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/201601_readme.pdf

[最終アクセス日 : 2017 年 11 月 24 日]

表 102 特殊車両オンライン申請システムの各手続における認証方法¹⁹⁷¹⁹⁸

手続		認証方法
通行許可申請関係	申請書類の作成手続	・ ID+パスワード
	申請書類の送信手続	

(b) 利用可能な電子証明書

本人認証の方法として、電子証明書は利用されていない。

⑤ システムの仕組み・特徴

(a) 利用者登録の有無

本システムの利用にあたっては、利用者登録が必要である。

(b) 手数料の支払方法

本システムを利用して行った手続の手数料は、以下の方法で払い込むことができる。

- ・Pay-easy (ペイジー) が利用できる金融機関のインターネットバンキング又は ATM からの払い込み

(c) 利用可能期間¹⁹⁹

本システムは原則、24 時間申請書の送信が可能となっている(ただし、日曜日 23:00～月曜日 7:00 及びシステムメンテナンスに伴う停止を除く)。

(d) 手続利用状況等の確認方法

本システムでは、ユーザーID に応じた照会画面が用意されている。

¹⁹⁷ 「平成 27 年度特殊車両オンライン申請システム説明資料 1 月版」 「9. 申請データの作成」 「10. 申請データの提出 (オンライン送信)」 (P24、P57) (国土交通省)
http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/explanatorymaterial_201601.pdf [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

¹⁹⁸ 申請書類の送信手続に際しては、併せて一般旅客自動車運送事業の免許証の写しの送付が求められる。

¹⁹⁹ 「平成 27 年度特殊車両オンライン申請システム説明資料 1 月版」 「2. オンライン申請のメリット」 (P4) (国土交通省) http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/explanatorymaterial_201601.pdf [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

申請者 ID に紐付けられた申請について、「申請状況一覧画面」が表示され、その表示にある個々の申請を選択すると、処理状況の詳細を閲覧することが可能となる（図 124）。また、申請手続状況についての通知機能として、審査終了のお知らせをメールにて受信することが可能である。

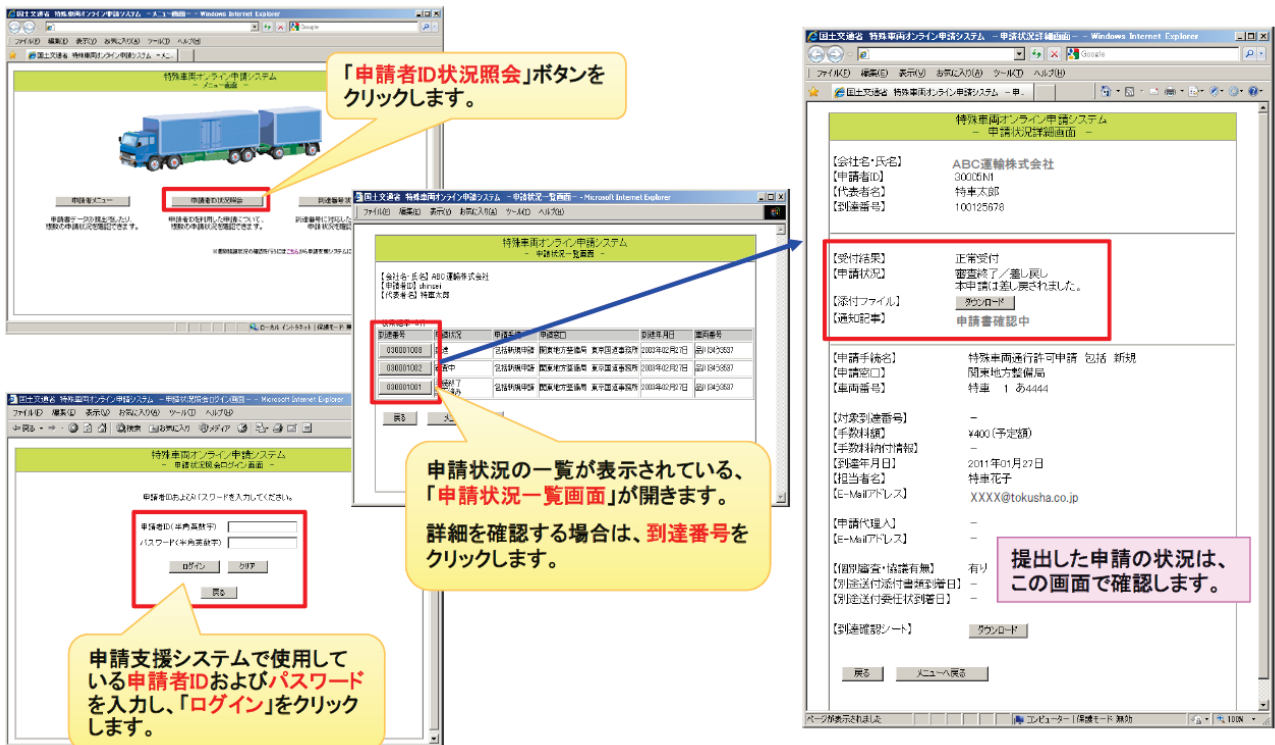


図 124 申請状況照会画面²⁰⁰

²⁰⁰ 「平成 27 年度特殊車両オンライン申請システム説明資料 1 月版」 「1 0. 申請データの提出（オンライン送信）」 「1 0. 7 申請状況照会」 (P63) (国土交通省)

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/explanatorymaterial_201601.pdf [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

(e) ユーザー支援の状況

本システムでのユーザー支援として、FAQ やマニュアルなどのほか、申請に必要なデータの確認・作成ツールが用意されている。主なものについて以下に示す（表 103）。

表 103 主なユーザー支援ツール²⁰¹

分類	名称	概要
オフライン用プログラム及び操作マニュアル	電子申請書作成システム	インターネットに接続することなくパソコンで特殊車両通行許可申請書を作成するためシステム
	道路情報便覧表示システム	特殊車両通行許可申請における通行経路表の作成に必要な交差点番号を確認することができるプログラム。
	便覧更新用データ(mdb)	道路情報便覧表示システムの最新の道路情報が収録されたデータ更新用のファイル。
	電子申請書作成システム操作マニュアル[PDF]	最新のオフライン用システムの操作マニュアル。
	道路情報便覧付図表示システム	特殊車両通行許可申請における通行経路を地図上で作成するプログラム。
	道路情報便覧表示システム更新データ	道路情報便覧付図表示システムの最新の道路情報が収録されたデータ更新用のファイル。
	特殊車両通行許可申請書類作成要領[PDF]	特車申請の申請書作成解説書。手書き用であるが、システム入力に応用できるため参考提供。
申請書作成補助ツール	連結最小回転半径計算シート[Excel形式]	連結車（セミトレーラ・フルトレーラ等）の特殊車両通行許可申請時に記載する、連結時の最小回転半径を計算するツール。
	荷台に積載できる総重量の計算シート[Excel形式]	複数の車両で1件の許可となっている場合に、個別の車両ごとに許可証の総重量からどれだけ積めるか計算するツール。
	車両諸元一覧表[Excel形式]	オンライン申請を始める前に、「車両諸元一覧表」へ申請時の値を事前に用意しておくことで、申請書作成が円滑に行える。

また、初心者向けに「初めてオンライン申請をされる方」ページを用意し、「制度の説明」、「オンライン申請の概要」と「オンライン申請のメリット」、「申請を行うための準備」など、初心者に必要な情報が順に追って確認できるように整備されている（図 125）。

²⁰¹ 「特殊車両通行許可システム」各種ダウンロード（国土交通省）
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/index.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

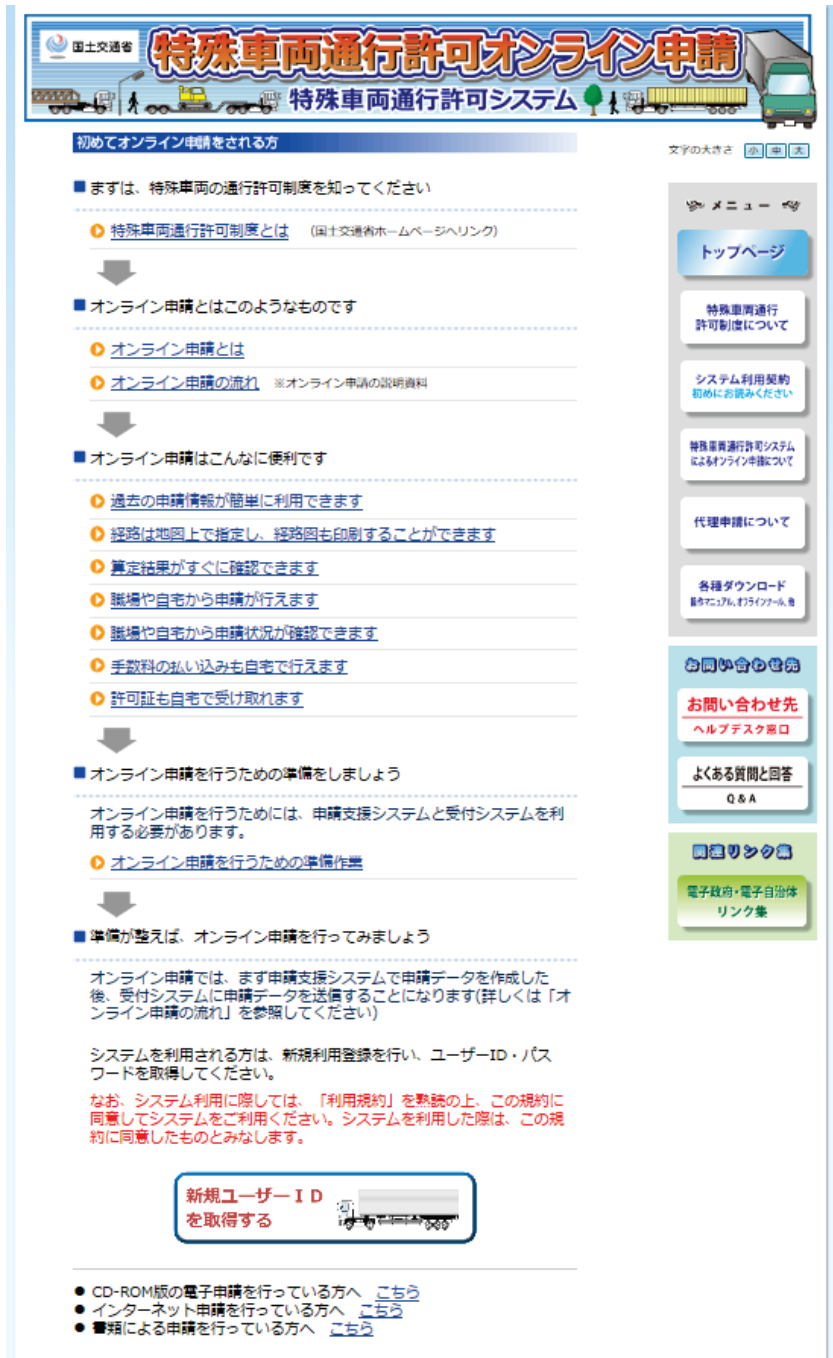


図 125 初めてオンライン申請をされる方向けの情報提供画面

⑥ 利用方法

(a) 電子申請のトップ画面

本システムのトップ画面では、主に以下のメニューが示されている（図 126）。

- ・ 初めてオンライン申請を利用される方向けの説明ページへのリンク

- ・既に利用されている方（ユーザーIDを持っている方）向けのメニューボタン（「申請データを作成する」、「作成したデータを算定する」、「申請データを提出する」）
- ・走行前にご確認ください（特殊車両に係る全国の通行規制情報や大型車誘導区間、重さ指定及び高さ指定道路の箇所が確認できる情報リンク）
- ・メンテナンス情報
- ・重要なお知らせ
- ・お問い合わせ先
- ・関連リンク集



特殊車両通行許可オンライン申請






本サイトでは、インターネットを利用した特殊車両通行許可申請について紹介しています。
新規登録後すぐ利用でき（ユーザーID・パスワードの取得は無料です。）、国の窓口に向くことなく会社や自宅から申請データをいつでも提出できます。是非とも、ご利用ください！

初めてオンライン申請を利用される方

はじめにお読みの上、新規利用登録を行い、ユーザーID・パスワードを取得してください。

必ずお読みください

「オンライン申請」とは？

※推奨パソコン環境について

**既に利用されている方
(ユーザーID・パスワードが必要です)**

申請データを作成する

作成したデータを算定する
提出前にご確認ください

申請データを提出する
(倉庫状況照会・許可証受取はこちら)

走行前にご確認ください

特殊車両に係る全国の通行規制情報を確認できます。



特車通行規制

大型車誘導区間、重さ指定及び高さ指定道路の箇所が確認できます。

大型車誘導区間
重さ・高さ指定道路
ガイドマップ

メンテナンス情報

現在、システムは正常に稼働しています。

重要なお知らせ

- 平成29年10月3日「ETC2.0簡易化制度を利用した申請に関するお知らせ」NEW
ETC2.0簡易化制度を利用した申請において、9月15日～9月17日に申請書作成予約登録をいただいている条件につきましては、システムトラブルにより大型車誘導区間算定結果の出力が不可となっております。
本件により大型車誘導区間算定結果結果のダウンロードができなかった申請者におかれましては、運用事務局より別途メール等にてご案内を差し上げます。
- 平成29年6月12日「ETC2.0簡易化制度を利用した申請に関するお知らせ」
ETC2.0簡易化制度を利用した申請において、3月15日～3月24日に申請書作成予約登録をいただいている条件につきましては、便覧更新時の影響により大型車誘導区間算定結果の出力が不可となっております。
大型車誘導区間算定結果結果の出力が必要な申請者におかれましては、お手数ですが再度作成予約を行っていただけるようお願いいたします。
なお、現在、大型車誘導区間算定結果結果の作成に時間を要しています。結果の出力までしばらくお待ちいただけるようお願いいたします。
- 平成29年3月30日「デジタル地図データに関するお知らせ」[詳細はこちら](#)
- 平成29年3月24日「オフライン用プログラムおよび操作マニュアル」をリリースしました。
詳細は、[各種ダウンロード](#)から
- 平成29年3月22日「わかりやすいオンライン申請マニュアル」をリリースしました。
詳細は、[各種ダウンロード](#)から
- [特車審査の基本的手続き方について（平成29年2月22日）](#)
- [ETC2.0簡易化制度申請窓口の拡大について（平成29年1月27日）](#)
- 平成28年1月25日より、ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡易化制度の運用が開始されました（[詳細はこちら](#)）
 - ・ ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡易化制度 Q&Aを更新しました（平成28年8月5日）
 - ・ ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡易化制度における特車システム操作説明資料を更新しました（平成29年1月27日）
 - ・ ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡易化制度利用規約を掲載しました（平成29年6月2日）
 - ・ ETC2.0装着車への特殊車両通行許可簡易化制度における特定プローブ情報の利用及び取り扱い方針を掲載しました（平成29年6月2日）
- 平成26年10月27日より、大型車誘導区間の指定に係わる特車システムの申請手続きの運用が開始されました（[詳細はこちら](#)）
- [「道徳の委行化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」](#)について（[報道資料](#)）

※ 現在、国道事務所への申請急増により窓口が混雑しており、事務処理に時間を要しております。
鋭意審査を続けているところですが、ご迷惑をお掛けしておりますこと深くお詫言申し上げます。

お問い合わせ先

お問い合わせ先

ヘルプデスク窓口

よくある質問と回答

Q & A

関連リンク集

電子政府・電子自治体
リンク集

メニュー

トップページ

特殊車両通行許可制度について

システム利用契約
初めにお読みください

特殊車両通行許可システム
によるオンライン申請について

代理申請について

各種ダウンロード
特車マニュアル、オフラインプログラム、他

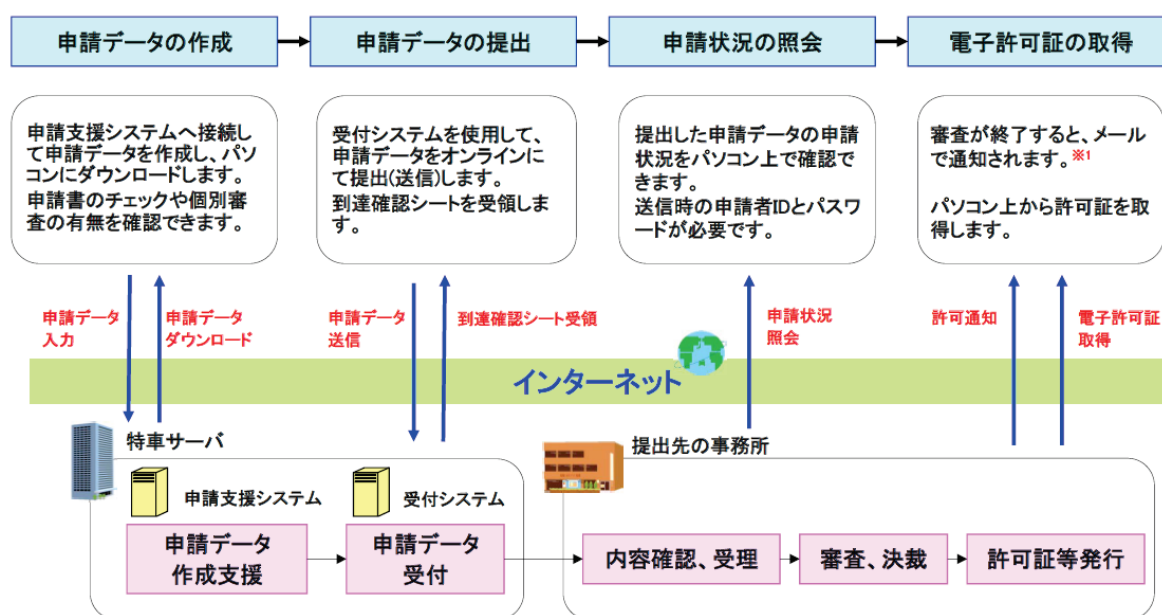
図 126 特殊車両オンライン申請システムトップ画面²⁰²

²⁰² 「特殊車両通行許可システム」「トップ画面（特殊車両通行許可オンライン申請）」（国土交通省）
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html> [最終アクセス日：2017年11月24日]

(b) 利用の流れ

本システムでは、以下の流れで利用する（図 127）。

- ・ 申請データの作成
- ・ 申請データの提出
- ・ 申請状況の照会
- ・ 電子許可証の取得



※1 メールを受信するには、申請データの申請者情報にメールアドレスを入力する必要があります。

図 127 システム利用の流れ²⁰³

(c) 申請支援システムを利用した申請データ作成

1) 特殊車両システムのメニュー画面の表示

システムのトップページより「申請データを作成する」ボタンを押し「申請支援システム」にログインする。申請支援システムでは、以下のメニューが選択できる（図 128）。

- ・ 申請データ作成

²⁰³ 「平成 27 年度特殊車両オンライン申請システム説明資料 1 月版」「7. オンライン申請の手順ー 手続全体の説明ー」(P15) (国土交通省) http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/explanatorymaterial_201601.pdf [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

- ・ 申請書作成状況（作成した申請データのダウンロード）
- ・ 個別協議状況の確認
- ・ 経路図作成状況一覧（作成した経路図のダウンロード）
- ・ 担当者の情報変更
- ・ 申請書提出
- ・ 申請状況照会

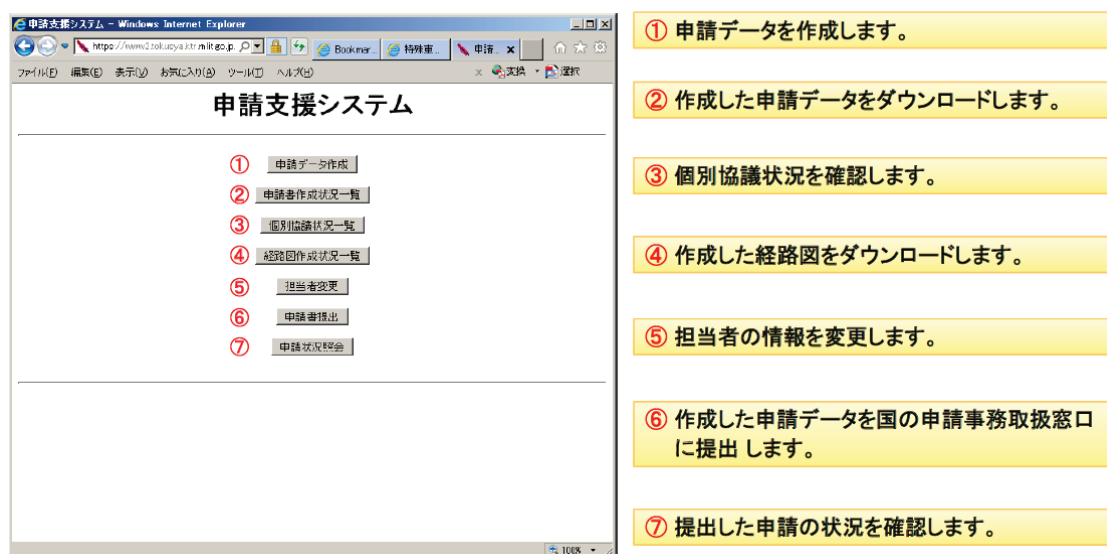


図 128 メニュー画面²⁰⁴

2) 申請データの作成

画面に従い、積載貨物情報、車両情報、経路情報等の各種入力を行う。(図 129～図 132)。

²⁰⁴ 「平成 27 年度特殊車両オンライン申請システム説明資料 1 月版」 「9.3 過去に許可証を取得している場合」 (P25) (国土交通省) http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/explanatorymaterial_201601.pdf [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

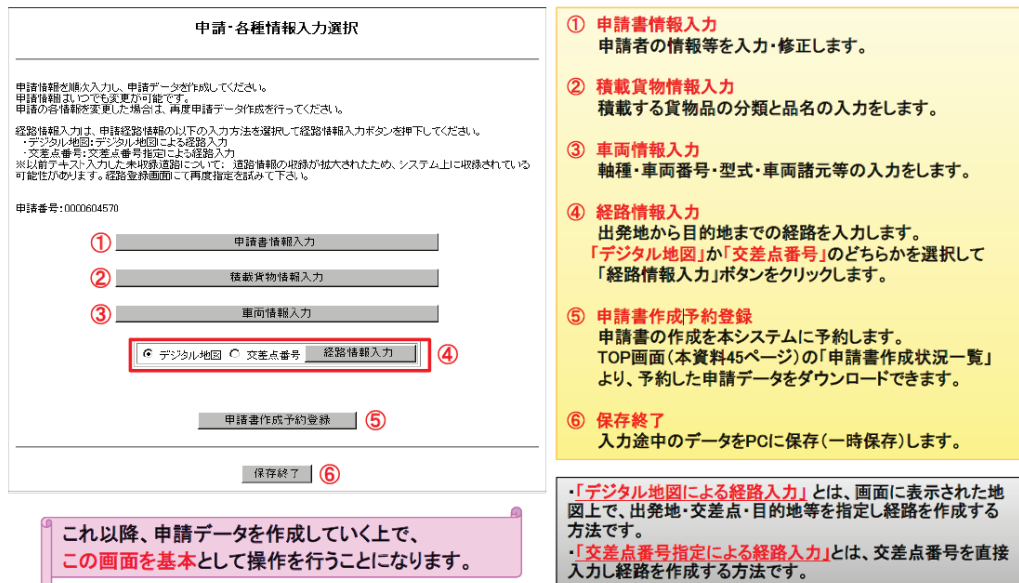


図 129 申請・各種情報入力画面 205

●申請・各種情報入力選択画面から、積載貨物情報の入力画面に移動します。
この画面では積載する貨物品の**分類と品名、寸法**を入力します。

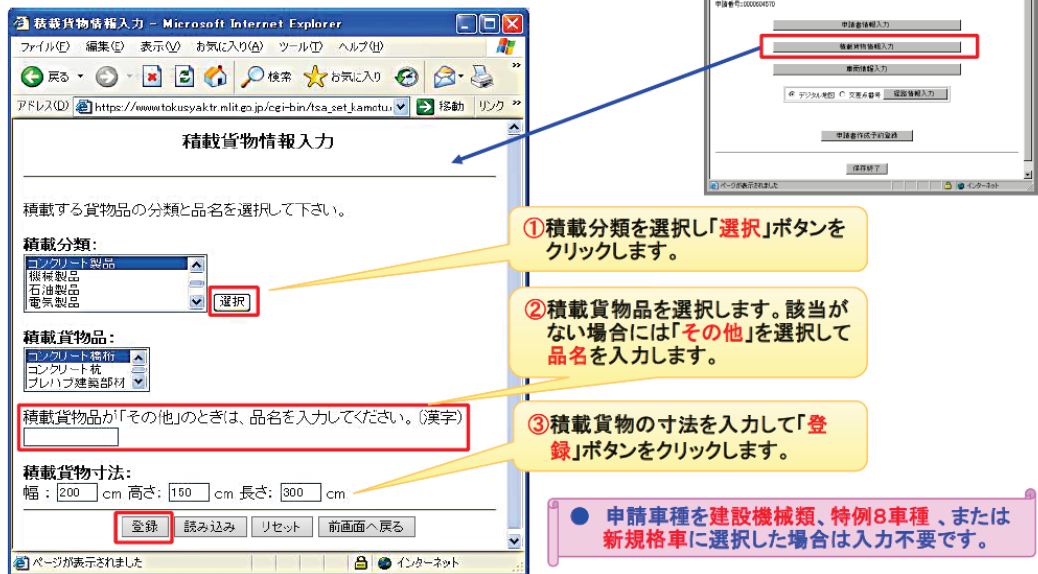


図 130 積載貨物情報入力画面 206

205 「平成 27 年度特殊車両オンライン申請システム説明資料 1 月版」9.4 申請・各種情報入力選択 (P. 30) (国土交通省) http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/explanatorymaterial_201601.pdf [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

206 平成 27 年度特殊車両オンライン申請システム説明資料 1 月版」9.5 積載貨物情報入力 (P31) (国土交通省) http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/explanatorymaterial_201601.pdf [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

- 申請・各種情報入力画面から、「車両情報入力」ボタンをクリックすると、「申請車両情報登録メニュー」へと画面が変わります。

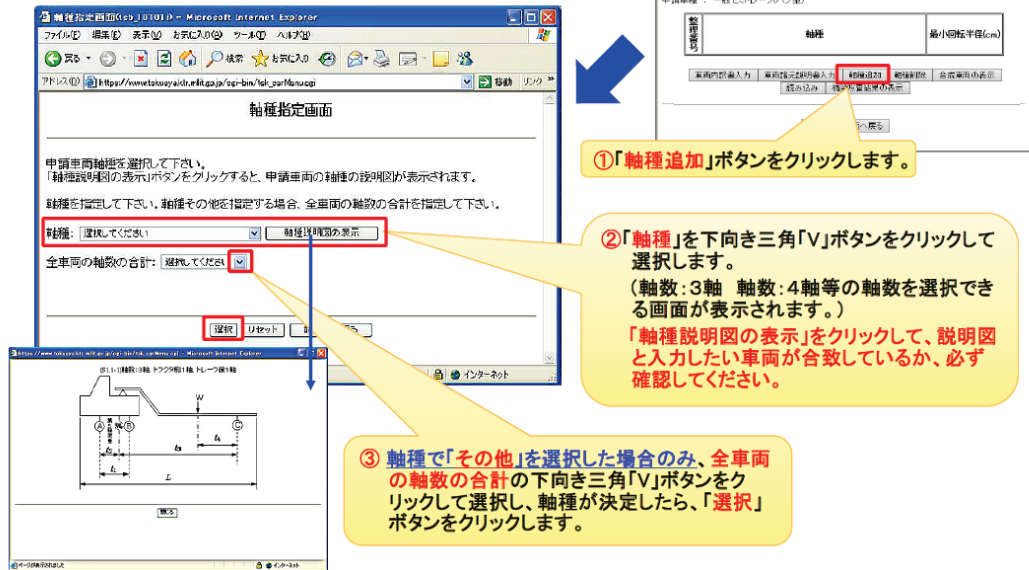


図 131 車両情報入力画面の例

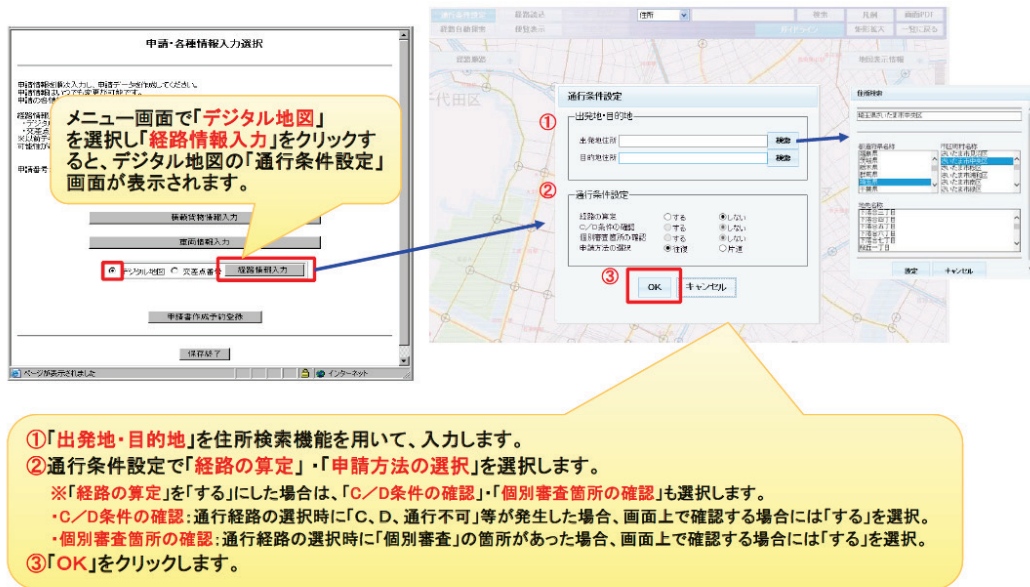


図 132 経路情報入力画面の例²⁰⁷

²⁰⁷ 平成 27 年度特殊車両オンライン申請システム説明資料 1 月版」[9.7 経路情報入力] (P43) (国土交通省)
http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/explanatorymaterial_201601.pdf [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

3) 申請書作成予約登録

車両情報及び経路情報等の入力完了後、オンライン送信できるデータを作成するため、申請書作成予約登録を行う（図 133）。

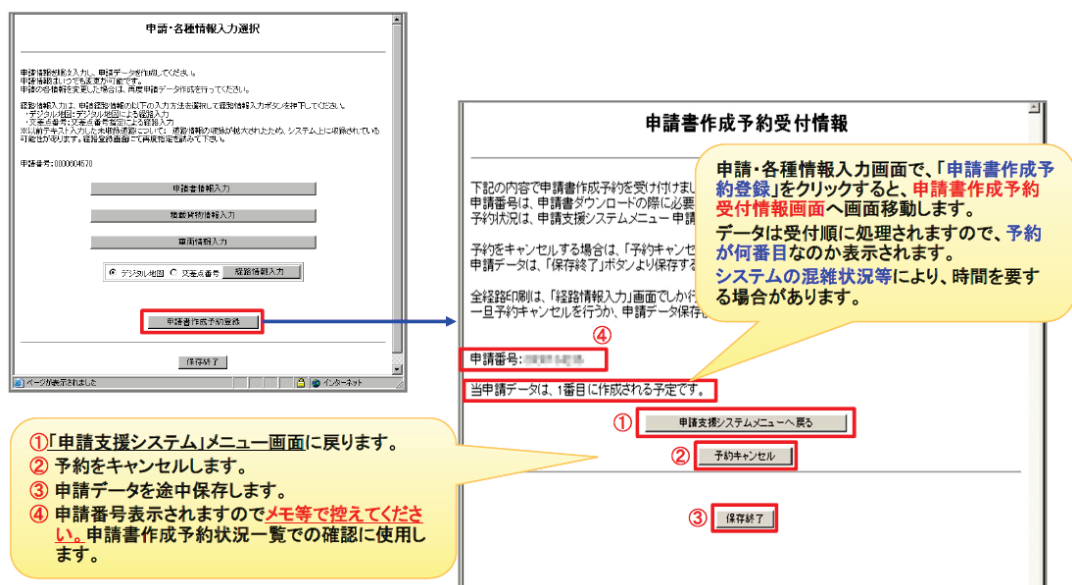


図 133 申請者作成予約受付情報画面 ²⁰⁸

4) 申請データの提出

完成した申請書データの提出を行う（図 134）。提出に際しては、作成した電子データ以外に、窓口に直接提出しなければならないものがある場合は、併せて登録する（図 135）。これらを確認したうえで提出し、申請データが正しく到達したことを確認する（図 136）。

²⁰⁸ 「平成 27 年度特殊車両オンライン申請システム説明資料 1 月版」 「9.8 申請書作成予約登録」 (P48) (国土交通省) http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/explanatorymaterial_201601.pdf [最終アクセス日: 2017 年 11 月 24 日]

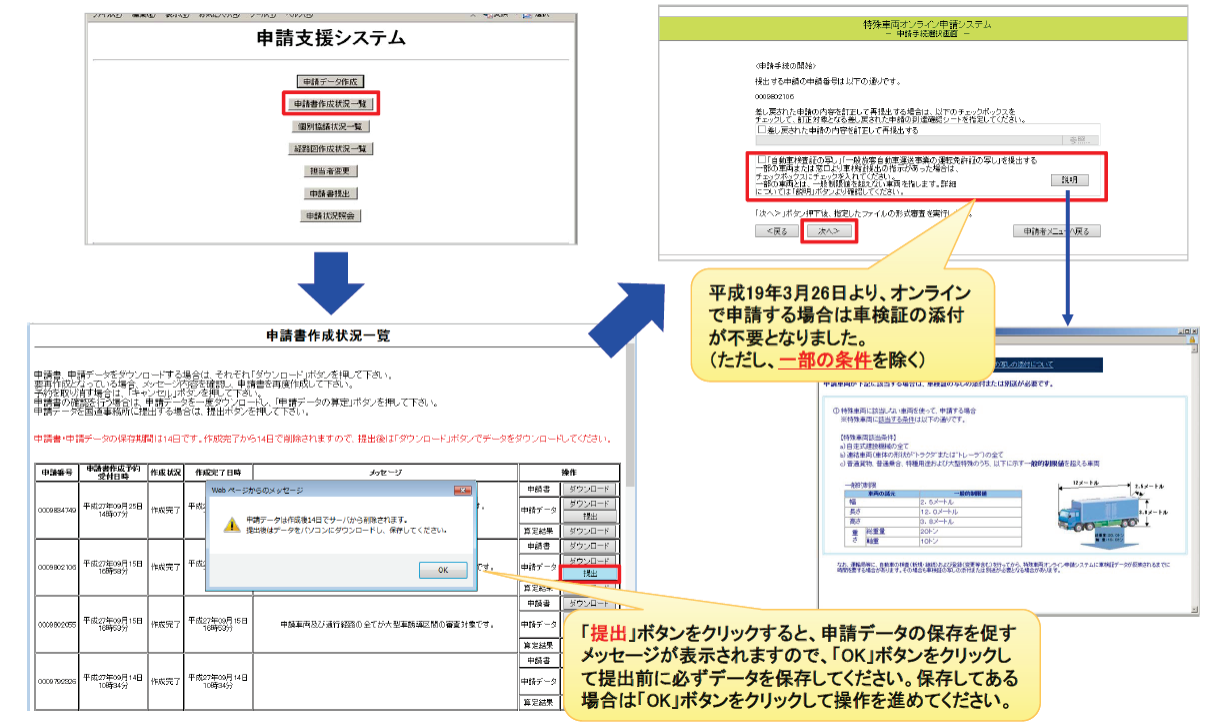


図 134 申請データ提出画面 (1/3) 209

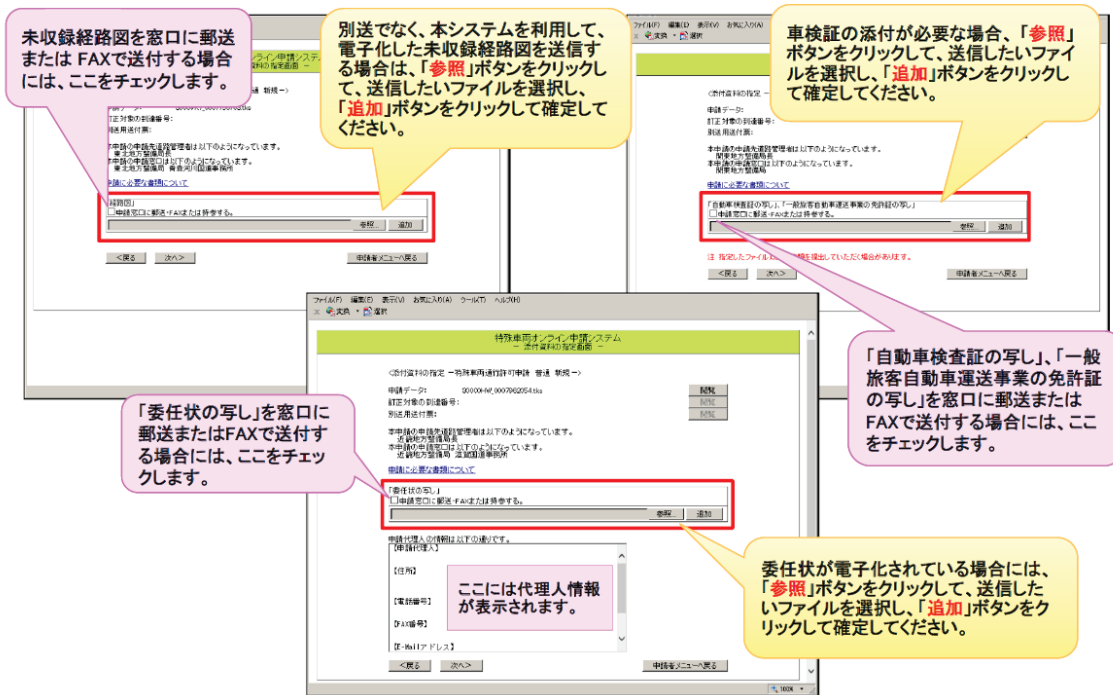


図 135 申請データ提出画面 (2/3) 209

209 「平成 27 年度特殊車両オンライン申請システム説明資料 1 月版」10.5 申請データの提出（申請支援システムからの提出）(P56～58)（国土交通省）

http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/download/explanatorymaterial_201601.pdf [最終アクセス日：2017 年 11 月 24 日]

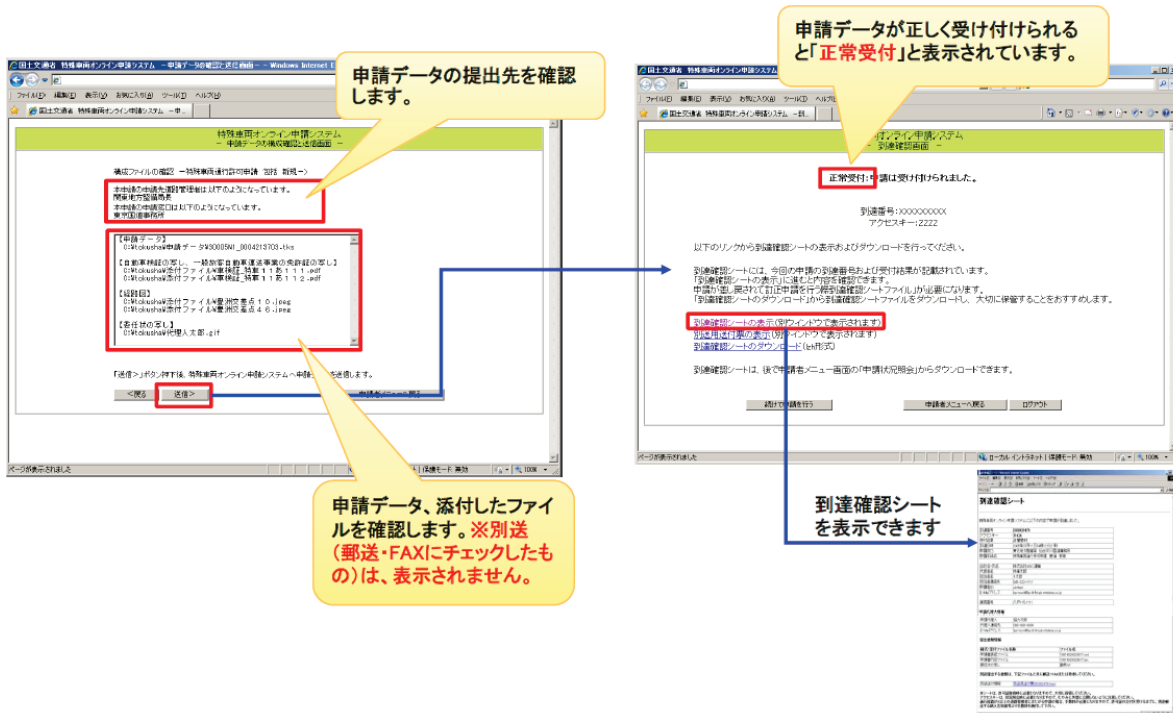


図 136 申請データ提出画面 (3/3) 209

⑦ 手続促進の取組

(a) 利用者にわかりやすい手順の紹介

FAQ、や手続の流れに関する画面を取り入れたマニュアルのほか、初心者向けに「初めてオンライン申請をされる方」ページを用意し、「制度の説明」、「オンライン申請の概要」、「オンライン申請のメリット」、「申請を行うための準備」など、初心者に必要な情報が順を追って確認できるように整備し、手続の促進を図っている（図 125）。

(5) 電子申請システムの環境

(i) WEB ブラウザを利用する場合の導入態様

電子申請システムの環境として WEB ブラウザを利用する場合の導入態様について、前述の電子申請システムの事例を基に整理した。

① 他の電子申請システム的事例

他の電子申請システム的事例をもとに検討した結果、電子申請システムの環境としては、専用ソフトを用いるもの、WEB ブラウザを用いるもの、双方を用いるもので構成されている。各電子申請システムのユーザーインターフェースについて以下に整理する（表 104）。

表 104 電子申請時のユーザーインターフェースの一覧

システム名	電子申請のユーザーインターフェース		
	WEB ブラウザ方式の有無	専用ソフトの有無	WEB ブラウザと専用ソフトの対応関係
特許庁システム	無し	有り（インターネット出願ソフト）	専用ソフトのみ
登記・供託オンライン申請システム	請求関係など一部に対応	有り（申請用総合ソフト）	専用ソフトで全て対応（WEB は請求関係など一部のみ対応）
登記情報提供システム	全てのオンライン手続に対応	なし	WEB のみ
海上・航空通関情報処理システム（NACCS）（輸入申告・輸出申告、入出港の届出等手続の窓口）	ほとんどの手続で対応しているが一部不可	有り（Naccs パッケージソフト）	WEB、専用ソフト両方に対応（一部手続で WEB と専用ソフトを棲み分けて対応）
国税電子申告・納税システム（e-Tax）（国税申告等手続の窓口）	全てのオンライン手続に対応	有り（e-Tax ソフト）	WEB、専用ソフト両方に対応（全手続に WEB と専用ソフトが対応）
電子政府の総合窓口（e-Gov）（社会保険・労働保険関係手続、概算・増加概算・確定保険料申告書の提出等手続の窓口）	全てのオンライン手続に対応	なし	WEB のみ
自動車保有関係手続のワンストップサービス（自動車の新車新規登録等手続の窓口）	全てのオンライン手続に対応	なし	WEB のみ
総務省電波利用電子申請・届出システム（無線局免許申請等手続の窓口）	全てのオンライン手続に対応	なし	WEB のみ
漁獲管理情報処理システム（海洋生物資源の採捕数量等の報告等手続の窓口）	不明	不明	不明
政府統計の総合窓口（e-Stat）《政府統計オンライン調査総合窓口》	全てのオンライン手続に対応	なし	WEB のみ
特殊車両オンライン申請システム（特殊車両通行許可申請等手続の窓口）	全てのオンライン手続に対応	有り（オフラインでの申請書作成プログラム）	WEB のみ（専用ソフトでは作成のみできる）

② WEB ブラウザを利用する場合の導入態様

上記事例をもとに整理すると、WEB ブラウザを利用する場合の導入態様については以下のパターンに大別される。

- ・WEB ブラウザのみを利用
- ・専用ソフトと WEB ブラウザを併用（双方で同一機能を持つ）
- ・専用ソフトと WEB ブラウザを併用（それぞれの機能を棲み分けつつ、一部機能は双方対応）
- ・専用ソフトと WEB ブラウザを併用（専用ソフトが主であるが、WEB ブラウザでも一部機能を利用可能）

(ii) 電子証明書（電子署名）を利用せずに電子申請を受け付ける場合の課題と対策動向

電子証明書（電子署名）を利用する場合のメリットを整理したうえで、これを利用しない場合の課題を明らかにした。また、対策の動向として、民間事業者における電子証明書（電子署名）を用いない手続・取引における考え方を調査した。

① 電子証明書（電子署名）を利用した手続によるメリット

一般的に、オンライン手続における脅威として、

- ・他人になりすまして申請される(なりすまし)
- ・申請後に申請内容を改ざんされる(改ざん)
- ・実際には申請済みであるにもかかわらず、その事実を否認される(事実否認)

などが挙げられる²¹⁰。

電子証明書（電子署名）を利用することにより、その技術的特性と法的効果によりこれらのリスクを低減することが期待される。具体的には、電子証明書（電子署名）を利用することで以下の形でリスク低減が見込まれる（表 105）。

²¹⁰ 「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」P28（各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定(2010年(平成22年)8月31日)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/guide_line/guideline100831.pdf [最終アクセス日：2017年11月4日]

表 105 電子証明書により回避・低減するリスク

リスク	電子証明書（電子署名）によるリスク回避・低減
なりすましリスク	電子署名により利用される電子証明書（署名検証用）により、電子署名使用者の氏名等が含まれていること、電子証明書は本人のみが利用できる PKI 秘密鍵（+PIN）に紐づいていることなどから、電子署名を付して行われた申請が、電子証明書に記載された者によることが推認できる。
改ざんリスク	PKI 方式により電子署名が施されたデータについては、ハッシュ関数を用いた暗号化技術が採用されており、ハッシュ値の検出により改ざんの有無が検出される。
否認リスク	電子署名法第 3 条により「当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」と規定されており、民事訴訟法第 228 条第 4 項において「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」と紙文書に対して規定している内容と同等の法的効果を得ることができる。

② 電子証明書（電子署名）を利用しない場合の課題

① で見たように、オンライン手続で挙げられている脅威に対して、電子証明書（電子署名）を利用することにより、技術的及び法的にリスク回避・低減をすることが可能となる。一方、電子証明書（電子署名）を利用しない場合には、以下の観点で電子証明書（電子署名）を用いたときほどはリスク回避・低減が図られないこととなる。

技術的観点としては、電子証明書（電子署名）を用いることでリスクに対する総合的な対策となりうるのに対し、電子証明書（電子署名）を用いない場合は、各リスクに対する技術的対策を個別に用意する必要がある。

法的観点としては、電子署名法第 3 条により「当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」と規定されており、民事訴訟法第 228 条第 4 項において「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」と紙文書に対して規定している内容と同等の法的効果を得ることができるが、電子証明書（電子署名）を用いない場合は、これらの法的効果を得ることができない。

③ 電子証明書（電子署名）を利用しない場合の対策

「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」では、電子署名によらない手続で対策を講じる場合には、「証跡の記録保管を担うシステムや運用者の信頼性の確保策が重要となる」とされる²¹¹。そのため、「認証方式の合理的な選択、設計の

²¹¹ 前掲「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」P29

ためには、各技術の特性と適用対象となるシステムの要件を踏まえた慎重な検討が求められる」とされており、実際に利用する手続などのリスクを踏まえたうえで、認証に用いる技術の選定や、証拠保管により対応することになる。

オンライン手続におけるリスクへの対応について、電子証明書（電子署名）による対策と、それ以外の認証方法による対策の比較を示す²¹²（表 106）。

表 106 各脅威に対する認証による対策及び電子署名による対策

脅威	認証を主に用いた対策例	電子署名を用いた対策例
なりすまし	(認証) 認証によって、申請元（アクセス元）の身元識別情報を特定する	(電子署名) 申請情報に付与された電子署名の検証によって身元識別情報を特定する
改ざん	(認証+証拠) 申請元（アクセス元）を認証した上で、当該申請者の申請内容を証拠として保管する（※送受信中の改ざんに対しては暗号通信により対処）	(電子署名) 申請情報に付与された電子署名の検証によって改ざんの有無を検出する
事実否認	(認証+証拠) 申請元（アクセス元）を認証した上で、当該申請者の申請記録（操作記録）を証拠として保管する	(電子署名) 申請情報に付与された電子署名の検証によって身元識別情報が表す主体による申請事実を確認

④ 民間事業者における電子証明書（電子署名）を利用しない手続・取引の動向

③ で示したように、オンラインでの手続で生じるリスクについて、一定の対応策を施すとともに、具体的にリスクを甘受する範囲を検討することにより、電子証明書（電子署名）によらない認証方法等を採用することが考えられる。

民間事業者においては、この観点から電子証明書（電子署名）によらない方策を採用している。以下に、本人確認の重要性が高い手続や取引、あるいは経済的な権利義務関係に直接関わるリスクが認められる手続や取引における民間事業者における事例を概観する。

²¹² 前掲「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」P29

(a) インターネットバンキングにおける事例

1) 制度的な概要

金融機関（銀行）の場合、インターネットバンキングに関しては、金融庁より、「主要行等向けの総合的な監督指針」（平成 29 年 6 月）が示されており、この中でインターネットバンキングにおける認証等セキュリティ対応についての指針が示されている。ここでは、利用者保護の観点から

- ・固定型の ID/PW 以外の認証方式の導入
- ・二要素認証等の導入

などの認証のなりすまし防止に係る対応のほか、

トランザクション認証等による盗聴防止等の対応などが示されている。

表 107 「主要行等向けの総合的な監督指針」（金融庁 平成 29 年 6 月）における
インターネットバンキングに関する指針²¹³

III 主要行等監督上の評価項目
III - 3 - 7 - 1 - 2 主な着眼点
(5) サイバーセキュリティ管理
⑦インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、III-3-8-2（2）によるセキュリティの確保を講じているか。 認証方式や不正防止策として、全国銀行協会の申し合わせ等には、以下のようなセキュリティ対策事例が記載されている。
・可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式
・取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証
・ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション認証
・取引時においてウィルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供
・利用者のパソコンのウィルス感染状況を金融機関側で検知し、警告を発するソフトの導入
・電子証明書を IC カード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用
・不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者に連絡する体制の整備 等
III - 3 - 8 インターネットバンキング

²¹³ 「Ⅲ 主要行等監督上の評価項目」「Ⅲ-3-7-1-2 主な着眼点」及び「Ⅲ-3-8 インターネットバンキング」（金融庁）
<http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/city/03c2.html> [最終アクセス日：2017 年 11 月 4 日]

III - 3 - 8 - 2 主な着眼点

(2)セキュリティの確保

情報セキュリティに関する検討会の検討内容等を踏まえ、体制の構築時及び利用時の各段階におけるリスクを把握した上で、自らの顧客や業務の特性に応じた対策を講じているか。また、個別の対策を場当たりに講じるのではなく、効果的な対策を複数組み合わせることによりセキュリティ全体の向上を目指すとともに、リスクの存在を十分に認識・評価した上で対策の要否・種類を決定し、迅速な対応が取られているか。

以下抄

(4)その他

インターネットバンキングが非対面取引であることを踏まえた、取引時確認等の顧客管理態勢の整備が図られているか。

2) 各行の対策の概要

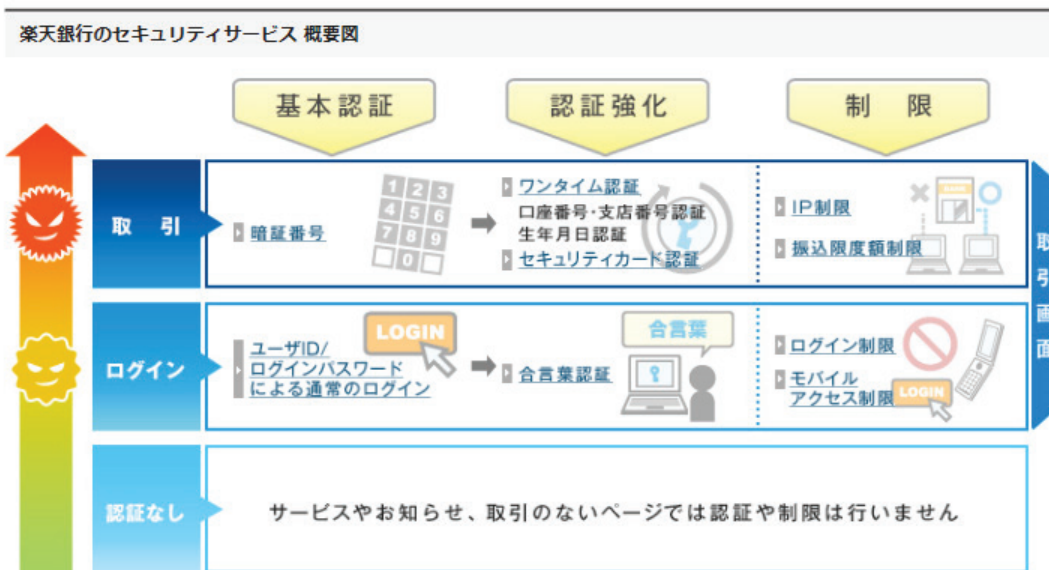
インターネットバンキングの場合、認証は以下の二段階で行われることが多い。

- ・取引情報の閲覧・登録情報の変更：ユーザーID + パスワード
- ・出金を伴う取引（振込）：上記の認証に加え、追加的な認証の措置

これは、出金を伴う取引の場合には、上述の金融庁の指針を踏まえて対応する趣旨によるものである。

なお上記以外に、セキュリティの強化が必要であると金融機関が判断した場合には、追加的なセキュリティ方策を講じることで、なりすましリスクや改ざんリスクへの対応（あるいはこれを補完する対応）を行っている。

例えば楽天銀行における対応策の全体像を以下に示す（図 137）。



※ 取引の内容によって、必要な認証や設定可能な制限機能は異なります。

図 137 楽天銀行におけるセキュリティの概要²¹⁴

3) サービスメニューへのログイン

サービスメニューへログインする際の認証情報を下記に整理した。事前に登録しているユーザーID及びパスワードにより認証が行われるケースが多く見られる。

ユーザーIDについては、金融機関から指定された番号などを利用するケースが多いが、ネット専業銀行では、ユーザーが設定するケースも見られる。

パスワードについては、固定型のパスワードによる認証が多い。桁数は6桁以上の英数字とするものが多い。三井住友ダイレクトのように、固定型パスワードとワンタイムパスワードの併用によるものもある。

²¹⁴ 「セキュリティの設定」(楽天銀行) <https://www.rakuten-bank.co.jp/security/howto/> [最終アクセス日: 2017年11月4日]

表 108 各ネットバンキングにおける本人認証方法

銀行名	ID (名称、ルール等)	パスワード	備考
楽天銀行	ユーザーID 8～12桁 (半角英数字) (ユーザーが設定)	6～12桁 (半角英数字) 最初の利用時にユーザーが設定	—
三菱東京 UFJ ダイ レクト	契約者番号 8～10桁 (半角数字) (金融機関が指定)	8～16桁 (半角英数字・記号) 最初の利用時にユーザーが設定	—
三井住友ダイレク ト	契約者番号 10桁(数字) (金融機関が指定) あるいは 店番号+口座番号	4～8桁 (英数字) 最初の利用時にユー ザーが設定 +ワンタイムパスワード (6桁数字) ※	※ワンタイムパスワー ドは利用者の希望によ り認証対象とする
みずほダイレクト	お客様番号(10桁数字) (金融機関が指定)	6桁～32桁 (英数字) 最初の利用時にユーザーが設定	パスワードに代えて生 態認証による認証も可 能 (スマホアプリのみ) (指紋・虹彩・顔)

サービスメニューへのログインにより利用可能なサービスメニューは主に以下が挙げられる。

- ・ 預金残高の確認等、取引の状況
- ・ 登録情報の確認 (変更)

サービスメニューへのログインの際にワンタイムパスワードを用いる三井住友ダイレクトのように、全てのサービスが利用できるケースもある。

また、ネットバンキングの利用に際して、通常利用している環境以外からのログインを試みる場合に、事前に登録した「合言葉」の入力を求めるケースがある (図 138)。

これは、「お客様番号」(アカウント ID) を入力した段階で、利用者のアクセス環境を確認し、通常の利用環境とは異なる場合に、本人確認の補強として行われる。

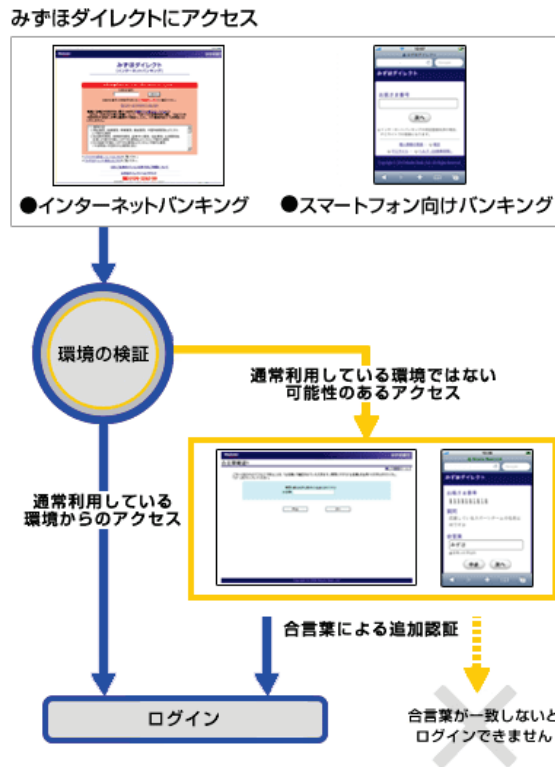


図 138 みずほ銀行におけるログイン時の環境別追加情報の入力条件²¹⁵

この場合、下記に示すような他のサイト経由でアクセスする場合も通常の利用環境とは異なるものとされ、事前に合言葉の設定がないと、サイトへのログインができない。

- ・加盟店・収納機関のウェブサイト経由でログインする場合
- ・Pay-easy（ペイジー）税金・料金払込みサービス
- ・ネット振込決済サービス
- ・ネット口座振替受付サービス

4) 追加的な認証方法の採用

メニュー画面の中から、さらに一定の取引や手続を行う場合には、各銀行のインターネットバンキングでは、追加的な認証が行われている。

各ネットバンキングにおける追加的な認証方法を以下に整理する（表 109）。

²¹⁵ 「ログイン環境の分析」「ログイン環境の判定」（みずほ銀行）

<https://www.mizuho-bank.co.jp/direct/help/security/bunseki.html> [最終アクセス日：2017年11月4日]

表 109 各ネットバンキングにおける追加的な認証方法等

銀行名	必要な追加認証情報	取得方法	必要場面
楽天銀行	ワンタイムキー (4桁 (半角数字))	予め利用者が登録するメールアドレスに送信	対象取引都度
	暗証番号 (4桁～12桁 (半角数字))	登録初期に定める、ATMでの出金に用いる番号。	対象取引都度 ※ワンタイムキーと併せて必要
三菱東京 UFJ ダイレクト	ワンタイムパスワード (6桁)	スマホアプリあるいはワンタイムパスワードカードによる生成	対象取引都度
	乱数表	事前に郵送	ワンタイムパスワードが利用できない一部取引都度
	ワンタイムパスワード (6桁)	予め利用者が登録するメールアドレスに送信	銀行が必要と判断したケースのみ (なりすましリスクがあると判断された場合)
三井住友ダイレクト	ワンタイムパスワード (6桁数字)	スマホアプリあるいはワンタイムパスワードカードによる生成	対象取引都度
みずほダイレクト	ワンタイムパスワード (6桁/8桁)	スマホアプリあるいはワンタイムパスワードカードによる生成	対象取引都度 ※第2暗証番号に代替して利用
	第2暗証番号	事前に郵送されるお客様カードに記載	対象取引都度
	ワンタイムパスワード (6桁)	予め利用者が登録するメールアドレスに送信	銀行が必要と判断したケースのみ (なりすましリスクがあると判断された場合)

上記の追加的な認証が必要な取引や手続の一覧を以下に示す (表 110)。全体的には振込や契約の解約、限度額変更、登録情報の変更などが対象となっている。

表 110 各ネットバンキングで追加的な認証方法を求める際の取引等

銀行名	必要な追加認証情報	
楽天銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・振込 ・かんたん振込（メルマネ） ・楽天銀行かんたん決済プラスでの支払 ・定期預金中途 解約 ・各種セキュリティ設定の変更 ・ワンタイム認証に利用するメールアドレスの設定変更 	
三菱東京 UFJ ダイレクト	ワンタイムパスワード	乱数表
三井住友ダイレクト (ワンタイムパスワード)	<ul style="list-style-type: none"> ・振込 ・住所・連絡先変更 ・外国送金 ・税金・各種料金払込 ・e ペイメント ・ネット振込（EDI） ・Suica チャージ ・ご利用限度額変更 ・宝くじ（ロト・ナンバーズ）購入 ・E メールアドレス変更/E メール通知サービス登録 ・ダイレクトパスワード再登録(インターネット手続時) ・即時振込サービスの登録・振込操作時間の設定 ・円定期預金 満期日前解約 	
みずほダイレクト	<ul style="list-style-type: none"> ・振込 ・振替 ・外貨取引 ・投信取引 	

全ての銀行において、振込や解約等の特定の取引等については、ワンタイムパスワードによる追加的な認証が必要とされている。ワンタイムパスワードの提供方式については、メガバンクでは、スマートフォンを利用したワンタイムパスワードアプリや、ワンタイムパスワードカード（生成用専用機）による方法を採用しており²¹⁶、楽天銀行では、メールによる提供が行われている。

ワンタイムパスワードアプリを利用する場合、本人との紐付けは、例えば図 139 に示すような形で行われる。アプリケーションで最初にログインする際に、金融機関に口座開設の際に登録してある情報との突合により、アプリケーション利用者が口座開設者本人であ

²¹⁶ 以前はトークンによる方法も採用されていたが、現状は、セキュリティ等の理由から採用されていない。

ることの紐付けを行う。ワンタイムパスワードカードによる場合には、カード発行の時点で利用者に紐付けたものが送付される。

ワンタイムパスワード以外の追加的な認証方法として、事前に送付しているカードに記載されている乱数表や、第2暗証番号が利用されるケースも見られる。

上記以外に、金融機関が利用者の本人性に疑義を有する状況の場合（通常の利用環境外からの接続など）については、さらに追加的に金融機関から、利用者が事前に登録したメールアドレスに対して送付されるワンタイムパスワードによる認証が求められることもある。

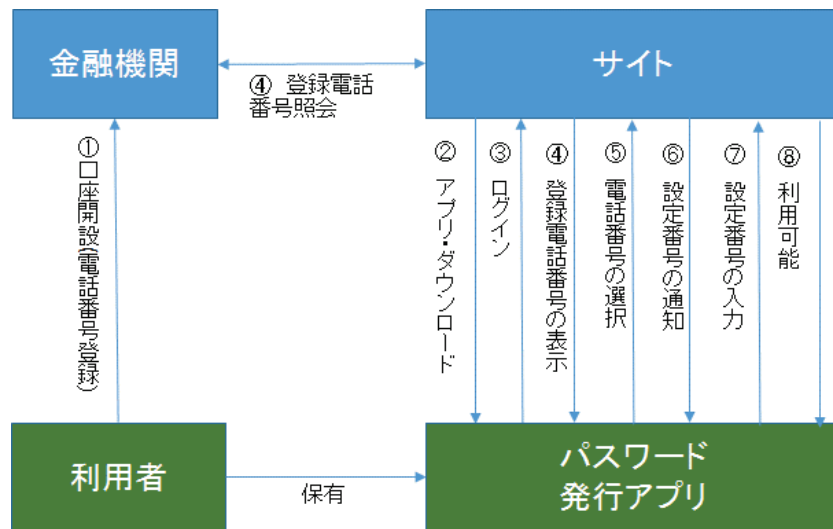


図 139 ワンタイムパスワードアプリにおける本人確認手順

5) 実在性の確認

金融機関における取引は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」と記す)²¹⁷」の対象となっているため、口座の開設に当たっては、実在性が担保されている公的写真付証明書（自動車運転免許証、マイナンバーカード）の本人情報の部分や、2つ以上の証明書等（健康保険証など）の提示が求められる。インターネットバンキングの利用者はこれにより、実在性が担保されている。

利用者がIDやパスワードを忘れた際に、ログイン情報の再発行を求める手続について整理したものが下表である。ログイン情報の再発行等が容易に行われると、なりすましが容易になるため、本人確認などの対応が重要となる。

インターネットバンキングでは、利用者がパスワードやアカウント用IDや情報登録に不可欠な暗証番号を失念した場合には、インターネット上での手続ではなく、自宅への郵送などにより行われるケースが多く見られる。

表 111 各ネットバンキングにおけるID/パスワード喪失の対応

銀行名	ID 忘れ	パスワード忘れ	両方忘れた場合	備考
楽天銀行	初期化 (支店番号+口座番号)	ログインパスワード 設定用番号の受取 (オンライン/郵送)	設定用の番号の送付 (郵送)	・ワンタイムパスワードの設定等がない場合のログインパスワード設定用番号の受取は郵送
三菱東京 UFJ	郵送(契約者番号:簡易書留)	再設定(オンライン) ※ただし再設定に必要なダイレクトパスワードを忘れた場合、オンライン・電話・書面のいずれかで再登録	ID 忘れの処理を行った腕、パスワード忘れの処理を行う	-
三井住友銀行	契約者番号を失念した場合には、店番号+口座番号でログイン可能	パスワードを忘れた場合は郵送(変更はオンライン)	パスワード情報等の輸送	口座情報を失念した場合には、店舗にて手続
みずほ銀行	お客様番号を失念した場合は、郵送	第1暗証・第2暗証については、郵送 ログインパスワードについては、条件を満たせば(※)メールによる送付が可能	ID、第2暗証が記載されたご利用カードを送付	※ID、第1暗証、第2暗証、解除要の暗証全てそろっていることが条件

²¹⁷ 金融機関等の取引時確認、取引記録保存、及び疑わしい取引の届出等の義務を定める法律。それにより銀行では、顧客が取引する際に、本人であることの確認等を行うこと(取引時確認)が義務付けられている。

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=419AC0000000022&openerCode=1
[最終アクセス日:2017年12月27日]

6) 改ざん防止への対応

電子証明書による場合には、暗号化技術により改ざん防止措置が講じられているが、ID・パスワード方式では、それだけでは送付した情報の改ざん防止措置は講じられない。

インターネットバンキングでは、利用者とサービス提供するサーバーとの間での通信の暗号化 (SSL/TLS 対応) を図ることにより、外部からの盗聴等を防ぎ、経路上での改ざんが生じにくくなるような対応を採るケースが大半である。

そのほか、利用者の端末にマルウェア等が入れられることにより、操作画面とは異なる、別の振込先への入金などを防ぐために、トランザクション認証を導入しているケースも見られる (トランザクション認証とは、予め登録した振込先意外に登録する場合に、振込先情報も加えて、ワンタイムパスワードを発行する認証方式である。通常のワンタイムパスワードを入力して、事前に登録した振込先以外に登録すると、認証されない)。

なおソフトウェアキーボードについては、いわゆる「キー・ロガー」 (タイピング履歴を記録するソフトウェア) による暗証番号等の乗っ取り、盗聴を防ぐ目的のものであり、これらについても対応がなされている。

表 112 各ネットバンキングにおける改ざん防止策

銀行名	・SSL/TLS 対応	ソフトウェア キーボード	トランザクション 認証	備考
楽天銀行	○	○	×	
三菱東京 UFJ ダイ レクト	○	○	×	
三井住友ダイレク ト	○	○	×	
みずほダイレクト	○	○	○	

7) 事実否認への対応

電子署名によらない場合には、文書の真正性が推定されないが、インターネットバンキングにおいては、一般的には契約行為ではなく、弁済行為 (預金の支払) 等に準じる行為が対象となっている。そのため、民法 478 条²¹⁸、民法 480 条²¹⁹による「債務支払者の免責」が認められるか否か、が問題となる。

民法 478 条では、債務者 (金融機関) が弁済を行う際に、無権限者に対する支払は、債務者において故意過失がない場合には、免責されるとされている。インターネットバンキ

²¹⁸ 民法 478 条 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

²¹⁹ 民法 480 条 受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

ングでは、各行とも本人確認について、上記「主要行等向けの総合的な監督指針」に則った本人確認を行うことで、この注意義務を尽くしていると判断していると考えられる。

(b) 証券取引における事例

インターネット証券における事例として、松井証券における認証方法について整理する。

1) 制度的な概要

証券会社の場合、インターネットを利用した証券取引に関しては、金融庁より、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」²²⁰（平成 29 年 10 月）が示されている。従来の同指針においては、セキュリティに関する規定は大きく変更され、詳細が新設されることとなった。本人確認等、利用者の利用との関係では、インターネットバンキングと同様の内容が規定されることとなった。すなわち、

- ・固定型の ID/PW 以外の認証方式の導入
- ・二要素認証等の導入

などの認証のなりすまし防止に係る対応のほか、

トランザクション認証等による盗聴防止等の対応などが示されている。

ただし調査時点（平成 29 年 10 月）では、本指針に基づいた技術的なセキュリティ対策ではなく、表 113「⑤ト（注）」に記載されている方式により、運用されている。

表 113 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針におけるシステム管理態勢の規定

旧指針	新指針
Ⅲ-2-8 システムリスク管理態勢 (新設)	Ⅲ-2-8 システムリスク管理態勢 ⑤ サイバーセキュリティ管理 イ. サイバーセキュリティについて、取締役会等は、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、サイバーセキュリティの重要性を認識し必要な態勢を整備しているか。 ロ. サイバーセキュリティについて、組織体制の整備、社内規程の策定のほか、以下のようなサイバーセキュリティ管理態勢の整備を図っているか。 ・サイバー攻撃に対する監視体制 ・サイバー攻撃を受けた際の報告及び広報体制 ・組織内 CSIRT (Computer Security Incident Response Team) 等の緊急時対応及び早期警戒のための体制 ・情報共有機関等を通じた情報収集・共有体制 等

²²⁰ 「Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）」「Ⅲ-2-8 システムリスク管理態勢」（金融庁）
<http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin/03.html#03-02> [最終アクセス日：2017年11月4日]

旧指針	新指針
	<p>ハ. サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口対策（例えば、ファイアウォールの設置、抗ウイルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入等） ・内部対策（例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な ID の削除、特定コマンドの実行監視 等） ・出口対策（例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等） <p>ニ. サイバー攻撃を受けた場合に被害の拡大を防止するために、以下のような措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・攻撃元の IP アドレスの特定と遮断 ・DDoS 攻撃に対して自動的にアクセスを分散させる機能 ・システムの全部又は一部の一時的停止 等 <p>ホ. システムの脆弱性について、OS の最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。</p> <p>ヘ. サイバーセキュリティについて、ネットワークへの侵入検査や脆弱性診断等を活用するなど、セキュリティ水準の定期的な評価を実施し、セキュリティ対策の向上を図っているか。</p> <p>ト. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような取引のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式 ・取引に利用しているパソコンのブラウザとは別の携帯電話等の機器を用いるなど、複数経路による取引認証 ・ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション認証等 <p>(注) 不正アクセスによる顧客口座からの不正出金を防止するための措置を講じている場合（例えば、振込先金融機関口座（出金先口座）の指定・変更手続において、顧客口座と名義が異なる出金先口座への指定・変更を認めないこととし、更に転送不要郵便により顧客の住所地に口座指定・変更手続のための書面を送付するなどにより、顧客口座と名義が異なる出金先口座への振込みを防止する措置を講じている場合）は、取引のリスクに見合った対応がなされているものと考えられる。</p> <p>チ. インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引を行う場合には、例えば、以下のような業務に応じた不正防止策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引時においてウイルス等の検知・駆除が行えるセキュリティ対策ソフトの利用者への提供 ・利用者のパソコンのウイルス感染状況を金融商品取引業者側で検知し、警告を発するソフトの導入 ・電子証明書を IC カード等、取引に利用しているパソコンとは別の媒体・機器へ格納する方式の採用・不正なログイン・異常な取引等を検知し、速やかに利用者へ連絡する体制の整備 等 <p>リ. サイバー攻撃を想定したコンティンジェンシープランを策定し、訓練や見直しを実施しているか。また、必要に応じて、業界横断的な演習に参加しているか。</p> <p>ヌ. サイバーセキュリティに係る人材について、育成、拡充するための計画を策定し、実施しているか。</p>

2) 概要

証券によるインターネット取引の場合、認証は二段階で行われる。

- ・取引情報の閲覧・登録情報の変更：ユーザーID + パスワード
- ・出金を伴う取引・注文：上記の認証に加え、追加的な認証の措置で行われるケースが多い。

なお上記以外に、セキュリティの強化が必要であると証券が判断した場合には、追加的なセキュリティ方策を講じることで、なりすましリスクや改ざんリスクへの対応（あるいはこれを補完する対応）を行っている。

3) サービスメニューへのログイン

サービスメニューへログインする際の認証情報を以下に整理する（表 114）。事前に登録しているユーザーID 及びパスワードにより認証が行われるケースが多く見られる。

ユーザーID については、口座開設時に設定したものが利用され、変更は認められていない。ID 自体は、口座開設時に利用者が設定するものと、証券会社の方から払いだされるものを用いる場合がある。

パスワードについては、固定型のパスワードによる認証が多い。

表 114 各ネット証券における本人認証方法

証券会社名	ID (名称、ルール等)	パスワード
野村証券（ホームトレード）※	部店コード+口座番号	6文字～16文字（半角英数字（大文字小文字区別）） 最初の利用時に利用者が設定
野村 net & コール※	ユーザーID 6～8桁（半角英数字） （口座開設の申込時に利用者が設定）	6～10桁（半角英数字大文字小文字区別） 最初の利用時に利用者が設定
松井証券	会員ID 7～8桁（半角数字） （金融機関が指定）	6～8桁（半角英数字） 最初の利用時に利用者が設定

※野村証券（ホームトレード）は、実店舗取引を踏まえて注文等を、インターネットを介して取引を行うサービス。野村 net & コールはインターネット専業証券会社（店舗サービスを有しない）。

4) 追加的な認証方法の採用

メニュー画面の中から、さらに一定の取引や手続を行う場合には、各証券会社のインターネット取引では、追加的な認証が行われている。

各証券の追加的な認証方法を以下に整理する（表 115）。

全ての証券会社において、振込や解約等の特定の取引等については、取引暗証番号による追加的な認証が必要とされている。取引暗証番号は、取引都度に入力が求められるものである（1回のログイン中であっても複数の注文を行ったり、出金手続を行ったりする場合には、都度入力が必要とされる）。

ログインパスワードと取引暗証番号の関係について、設定に関する制約や、現状では定められていないケースが多い。ログインパスワードと取引暗証番号は同じものを設定することが可能となっている。

追加的な認証が必要な取引は出金・証券等の売買、解約などが挙げられる。

表 115 各ネット証券における追加的な認証方法

証券会社名	必要な追加認証情報	取得方法	必要場面
野村証券（ホームトレード）	取引パスワード 6文字～16文字（半角英数字記号（大文字小文字区別））	初期パスワードは証券会社が付与 初夏入用時に利用者が変更	注文・出金
野村 net & コール	ユーザーID 6～10桁（半角英数字大文字小文字区別）	初期パスワードは証券会社が付与 初夏入用時に利用者が変更	注文・出金
松井証券	取引暗証番号 6～8桁（半角英数字）	取引に先立ち利用者が設定	注文・出金

5) 実在性の確認

金融商品の取引は、「犯罪収益移転防止法」の対象となっているため、口座の開設に当たっては、実在性が担保されている公的写真付証明書（自動車運転免許証、マイナンバーカード）の本人情報の部分や、2 つ以上の証明書等（健康保険証など）の提示が求められる。証券のインターネット取引の利用者はこれにより、実在性が担保されている。

利用者がアカウント用 ID を失念している場合には、簡易書留による郵送によるケースが多い。実店舗取引を踏まえて、口座番号等が ID となっている野村証券については、店舗又はコールセンターへの問い合わせにより、手交あるいは郵送で ID を受け取る方法となっている。WEB 上での再設定が可能となるように、ワンタイムパスワードが発行される対応もなされている。

出金などに用いる取引暗証番号等を失念した場合は、インターネット専門の事業者においては、郵送により再設定したパスワードが送付される。

表 116 各ネット証券における ID/パスワード忘れへの対応

証券会社名	ID 忘れ	パスワード忘れ	取引暗証番号忘れ	備考
野村証券（ホームトレード）	店舗へ問い合わせ、あるいは電話による問い合わせでの郵送	ログインパスワード設定用番号の受取（オンライン／郵送）	ログインパスワード設定用番号の受取（オンライン／郵送）	
野村 net & コール	郵送（ログイン ID:簡易書留）	電子メールでの送付（事前設定がある場合）あるいは郵送	郵送（ログイン ID:簡易書留）	-
松井証券	郵送（ログイン ID:簡易書留）	郵送もしくはワンタイムパスワード（※）	郵送（ログイン ID:簡易書留）	※顧客の状況に応じて対応

6) 改ざん防止への対応

電子証明書による場合には、暗号化技術により改ざん防止措置が講じられているが、ID パスワード方式では、それだけでは送付した情報の改ざん防止措置は講じられない。

証券のインターネット取引サービスでは、利用者とサービス提供するサーバーとの間での通信の暗号化（SSL/TLS 対応）を図ることにより、外部からの盗聴等を防ぎ、経路上での改ざんが生じにくくなるような対応を採るケースが大半である。

上記のほか、ソフトウェアキーボードも採用されている。

表 117 各ネット証券における改ざん防止策

証券会社名	・SSL/TLS 対応	ソフトウェア キーボード
野村証券（ホーム トレード）	○	○
野村 net & コー ル	○	○
松井証券	○	○

7) 事実否認への対応

電子署名によらない場合には、文書の真正性が推定されないが、証券会社におけるインターネット取引での出金については、インターネットバンキング同様、一般的には契約行為ではなく、弁済行為（預金の支払）等に準じる行為が対象となっている。そのため、民法 478 条²²¹、民法 480 条²²²による「債務支払者の免責」が認められるか否かが考慮される。この部分については、インターネットバンキングと同様に解することができると考えられる。

株式の発注等については、弁済行為ではなく、新たな取引行為であることから、発注手続における真正性の推定がないことが、電子署名によらないことによるデメリットとして考えることができる。この部分については、真正性の推定がないことにより、証券会社側の方に挙証責任がでることから、証券会社におけるシステム上の記録（ログイン記録等やシステムの正常稼動に関する証明などを踏まえて、対応しているものと考えられる。

²²¹ 民法 478 条 債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

²²² 民法 480 条 受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(c) クレジットカードを用いる電子商取引における事例

クレジットカードを用いる電子商取引における事例を元に、認証方法について整理する。

1) 制度的な概要

電子商取引サイトに関するセキュリティルールは、強制力のあるものは現時点では見られない。電子商取引が、一般的には特定商品取引に関する法律（「特商法」）の対象となることから、「通信販売業における電子商取引ガイドライン」²²³が定められているが、下記に示すように具体的な方策は示されていない。

そこで現状では、利用者登録を行ったうえでの ID 及びパスワードによる認証方式を採用しているケースが大半である。

表 118 通信販売業における電子商取引ガイドラインが示すセキュリティ対策

通信販売業における電子商取引ガイドラインにおける項目	記載内容
3-2. 取引に関する電子データ等情報の取り扱い	－ 1. 勧誘に際して提供した情報の保存 事業者は、自ら消費者に対して提供した情報を、一定期間保存すること。 － 2. 取引情報の保存 将来的なトラブルを回避するために事業者は消費者に対し、取引記録を保存することを誘導すること。また事業者は取引記録を一定期間保存すること。 － 3. 取引情報の提供義務 消費者から請求があるときは、当該記録に基づく取引に係わる内容を、消費者に速やかに提出すること。
4. システムの保全義務 4-1. 一般原則	4-1-1. 事業者は、電子商取引に関わる通信をするときは、システム情報への不当なアクセス又は情報の消失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して、十分な安全対策をとらなければならない。事業者が安全対策をとっているにもかかわらず、予期せぬ障害が発生した場合には速やかな復旧に努めると同時に、障害の状況に応じて消費者に対して適切な告知や対応をすること。

なお、電子商取引において事業者がクレジットカードを利用する場合には、PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) への対応が求められている。わが国では日本クレジット協会が主導して「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画－2017－」²²⁴を策定しており、経済産業省の指導など受けながら進めている。

²²³ 「通信販売業における電子商取引のガイドライン」（公益社団法人 日本通信販売協会、平成 13 年 9 月 11 日改訂）
<https://www.jadma.org/abouts/glecommerce/> [最終アクセス日：2017 年 11 月 4 日]

²²⁴ 「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画－2017－【公表版】」（クレジット取引セキュリティ対策協議会、2017 年 3 月 8 日）
http://www.j-credit.or.jp/security/pdf/plan_2017.pdf [最終アクセス日：2017 年 11 月 4 日]

ただしここでも、電子商取引における利用者認証に関する具体的な対応策については定義されていない。

2) 概要

上述のように電子商取引サイトにおいては、概ね ID とパスワードによる対応が中心となっている。そこでここではアマゾン（Amazon）における対応を例に、以下整理する。

アマゾンの場合、認証はアカウント（ID）とパスワードのみで、商品の購入（決済）まで行われる。ただし利用者の希望により、二要素認証などの認証強化設定を行うことができる。

3) 基本認証

アマゾンの場合、アカウントへログインする際に、事前に登録しているアカウント及びパスワードにより認証が行われる（図 140）。

- ・アカウント：利用者が登録したメールアドレスもしくは携帯電話の番号
- ・パスワード：6 文字から 128 文字（半角英数字（大文字小文字区別あり）・記号）

基本認証により、

- ・サイトで提供されている製品・サービスの購入
- ・登録個人情報の確認
- ・購入歴・利用歴等の確認

など、サービス利用全般に関するものを行うことができる。



図 140 Amazon の認証画面²²⁵

4) 追加的認証

基本認証のほかアマゾンの場合には、利用者の希望により二要素認証を導入することができる。これは、ログイン画面において、基本認証以外に、サイトから送信される情報あるいはアプリで生成される情報を別途入力することで、認証の強化を行うものである。

二要素認証の種類として、以下の2パターンが用意されている。

- コードの入力
- 二次元バーコードの読み取り

いずれも、ログイン時に予め設定している携帯電話・SMS等に送信されるもので、ログインの追加情報として入力する（一種のワンタイムパスワード）。

電話番号に届く情報を設定する場合には、登録画面から、認証用のコードを受信する電話番号及び受信方法を設定する（図 141）。

²²⁵ 「サインイン」 (<https://www.amazon.co.jp/>) からログインボタンで表示) (amazon.co.jp)

電話番号 電話にコードを送信

2段階認証のコードを受信する電話番号を入力してください。Amazonのアカウントにサインインする際に、必ずこの電話が必要になります。

受信方法を選択：

- テキストメッセージ (SMS)
- 音声電話

コードを受信する電話番号を入力してください。

日本 +81 : 03- -

コードを受信する

数分以内にコードが届きます。

上記の電話番号に届いたコードを入力してください。

次に進む

通話料が発生する場合があります。

認証アプリ 認証アプリでコードを生成

図 141 電話番号を二要素認証の受信手段とする場合の設定画面 ²²⁶

認証アプリで生成する情報を設定する場合には登録画面から、認証用の二次元バーコードを受信の上、登録する（図 142）。

電話番号 電話にコードを送信

認証アプリ 認証アプリでコードを生成

スマートフォン用の認証アプリ(Google認証システムなど)でコードを取得して入力してください。

1. スマートフォンに認証アプリをダウンロードします。 [認証アプリとは？](#)
2. PCやタブレットをご利用の場合：スマートフォンで認証アプリを起動し、以下のQRコードをスキャンして、認証アプリ内にAmazonのアカウントを追加します。



スマートフォンのみをご利用の場合 *

3. 認証アプリで生成されたコードを入力します。

次に進む

図 142 認証アプリによる二要素認証生成の設定画面 ²²⁷

²²⁶ 「2段階認証を有効にする」(amazon.co.jp) <https://www.amazon.co.jp/gp/help/customer/display.html?nodeId=202073820> [最終アクセス日：2017年11月4日]

²²⁷ 「2段階認証を有効にする」(amazon.co.jp) <https://www.amazon.co.jp/gp/help/customer/display.html?nodeId=202073820> [最終アクセス日：2017年11月24日]

5) 実在性の確認

電子商取引においては、「犯罪収益移転防止法」の対象となっていないため、利用者の実在性を直接担保する必要はない（美術品等、同法の対象となっている取引は除く）。一般的にはクレジットカード取引を行う場合には、クレジットカード契約において必要な本人確認（クレジットカード契約自体についても、「犯罪収益移転防止法」の対象となっている）を行っているため、間接的に実在性を担保することになる。

またアマゾンの場合には、取引の結果、商品等の送付先を事前に登録している場所以外に送付する際には、その都度、クレジットカードに関する情報を入力することになるため、間接的な本人確認（所在確認）を行うことになる。

利用者が ID を失念した場合には、基本的には新規の ID（メールアドレス）で設定することになる。電子商取引に場合には、資産の預かりなどが生じないため、新規の ID による設定で対応することで、利用者側に経済的な損失が生じないことなどが理由であると考えられる。

パスワードを失念した場合には、事前に登録したメールアドレス（ID）へワンタイムパスワード（セキュリティコード）が送信され、これをもって本人確認として、パスワードの再設定を行うようになっている（表 119）。

表 119 アマゾンにおけるパスワード忘れの対応

電子商取引会社	ID 忘れ	パスワード	備考
アマゾン	新規に設定	ワンタイムパスワード（セキュリティコード）を登録メールアドレスに送付の上、再設定	携帯電話でアカウント作成した場合には SMS により通知

6) 改ざん防止への対応

電子商取引のインターネット取引サービスでは、利用者とサービス提供するサーバーとの間での通信の暗号化（SSL/TLS 対応）を図ることにより、外部からの盗聴等を防ぎ、経路上での改ざんが生じにくくなるような対応を採るケースで対応されている。

7) 事実否認への対応

電子商取引については、新たな取引行為であることから、発注手続における真正性の推定がないことが、電子署名によらないことによるデメリットとして考えることができる。この部分については、真正性の推定がないことにより、電子商取引会社側の方に挙証責任がでることから、電子商取引サイトにおけるシステム上の記録（ログイン記録等やシステムの正常稼動に関する証明など）を踏まえて、対応しているものと考えられる。

3. 海外知財庁の電子出願システム

(1) 米国

(i) 概要

米国特許商標庁 (United States Patent and Trademark Office ; USPTO (以下、米国特許商標庁を USPTO と表記する。)) では、すべての手続についてオンライン化されており、すべて WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。WEB ブラウザ方式のシステムは、特許及び意匠特許が主に EFS-Web、商標が TEAS (The Trademark Electronic Application System) というシステムで出願手続が可能である。EFS-Web の場合、電子証明書及び事前登録がなくても出願手続ができるモードと、これらが必要なモードが用意されており、料金の支払も電子証明書等がなくてもできるように配慮されている。商標の場合は、電子証明書及び事前登録は不要であるが、独自の署名が要求される。

表 120 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	—	○	必要 (なくても可)
意匠	—	○	必要 (なくても可)
商標	—	○	不要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

米国では、WEB ブラウザ方式のシステムを複数採用しており、法域や手続等によって WEB ブラウザ方式のシステムを使い分けている。特許及び意匠特許用の出願システムは EFS-Web といい、商標用の出願システムを TEAS (The Trademark Electronic Application System) という。これらのシステムは、基本的に USPTO に対して手続を行うためのシステムであり、USPTO からのオフィスアクションの受領や応答については、別システムとなっている。なお、専用ソフトはどの法域及び手続でも採用されていない。

EFS-Web は、特許及び意匠特許の出願システムであり、登録済みユーザー用の EFS-Web Registered eFiler と、未登録のユーザー用の EFS-Web Unregistered eFiler がある。前者を利用するには、予め電子証明書を取得した上で、USPTO のシステムを利用するための登録が必要となる。後者の場合は、電子証明書や登録は不要であるが、出願手続しかでき

ないなど、機能が制限されている。加えて、EFS-Web が緊急メンテナンスとなった場合に使用できる EFS-Web Contingency Unregistered eFiler がある。

出願後の通知の受領や応答については、Private PAIR というシステムで行うことができる。このシステムを使用するには、電子証明書と USPTO への事前登録が必要となる。なお、公開可能な通知については Public PAIR でも確認可能である。このシステムは一般に公開されており、誰でも利用可能となっている。

TEAS は、商標の出願システムであり、いずれも、出願などの各種手続や手数料の支払などを行うことができる。TEAS は、出願のタイプによって料金の異なる 3 つの出願手続が用意されている。ひとつは、後述の TEAS Reduced Fee の条件を満たし、かつ USPTO が指定する商品又は役務を指定するなど²²⁸最も厳しい条件を満たす出願の場合に選択できる TEAS Plus、二つ目として e-mail などの事前登録が必要な TEAS Reduced Fee、最後に特に条件が課されない TEAS Regular がある。そして、この述べた順に手数料等も異なる。

出願後の通知等は、TSDR (Trademark Status and Document Retrieval) を使用して確認することができる。このシステムでは、何人もアクセスが可能であり、出願人や審査官等が提出した書面を画像で確認することができる。なお、通知は出願手続の途中で連絡用として登録した e-mail アドレスにも送信される。オフィスアクションの応答などの手続は、それぞれ専用の WEB サイトが用意されており、目的とする手続に応じて該当するフォームの WEB サイトにアクセスして必要な情報を入力し、手続をすることができる²²⁹。なお、応答はメールやファクシミリでも行うこともできる。

表 121 システムの全体概要

	特許	意匠特許	商標
手続等	EFS-Web ²³⁰ , ²³¹ (出願、オフィスアクションへの応答) e-Office Action (オフィスアクションの通知) PTAB E2E (審判請求)		TEAS (TEAS Plus、TEAS Reduced Fee (TEAS RF)、TEAS Regular) (出願、中間対応等は TEAS の各専用 WEB サイト) TEASi (国際出願) ESTTA (審判請求)
ステータス確認	Public PAIR/Private PAIR		TSDR
書面作成補助	Electronic Patent Assignment System ²³²		Trademark Information Network (“TMIN”) 説明ビデオ (YouTube)
手数料等の支払	Financial Manager/EFS-Web		Financial Manager/TEAS

²²⁸ 詳しい条件は、TMEP § 819.01 を参照のこと。

²²⁹ 各種手続のリンク一覧は、「Response Forms」というページにある。URL: <https://www.uspto.gov/trademarks-application-process/filing-online/response-forms> [最終アクセス日: 2018年1月3日]

²³⁰ 「About EFS-Web」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/patents-application-process/applying-online/about-efs-web> 最終アクセス日: 2018年1月3日]

²³¹ 「EFS-Web Overview」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/efsweb-overview.pdf> [最終アクセス日: 2018年1月3日]

²³² 「Electronic Patent Assignment System (EPAS)」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://epas.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2018年1月3日]

② 電子出願システムで可能な主な手続

(a) 特許・意匠特許

EFS-Web では、大きく 3 つの手続にカテゴリが分けられている。ひとつが出願等の手続を行う「e-filer」、2つめが出願以外のその他の請求手続を行う「e-Petition」、最後にターミナルディスクレマーの手続を行う「eTerminal Disclaimer」である。e-filerのみ未登録のまま手続可能な Unregistered-e-filer と登録済みのユーザーが利用できる Registered-e-filer がある。その他のカテゴリでは、登録済みのユーザーのみ利用可能となっている。

EFS-Web で手続した内容は数時間以内に Private Pair で確認することができる。Private PAIR は、使用時に電子証明書を必要とし、事前登録が必要である。Private PAIR では、ログインした本人がした手続の情報やステータスに関し未公開の情報等を確認することができる。加えて、オフィスアクションの応答も可能である。Public PAIR は、何人もアクセス可能であり、事前登録は不要である。指定した出願番号や登録番号に係る手続の履歴等を確認することができるが、確認できるのは公開された情報のみである。

また、EFS-Web で提出したドキュメントは紙で再提出する必要はない。なお、優先権証明書の提出はオンラインで行うことはできない。

審判に係る手続は別システムであり、「PTAB E2E (Patent Trial and Appeal Board End to End)」というシステムで各種審判請求及び審判に伴う手続を行うことができる²³³。

(b) 商標

商標では、手続の種類によりそれぞれ「フォーム (form)」として手続用の WEB サイトが用意されており、そのフォームに設けられた入力欄に順次入力していく形式となっている。通常の出願手続は TEAS により行い、オフィスアクションの応答も可能となっている。各フォームで可能な手続は下記表のとおりである。なお、これらのフォームを利用する場合、電子証明書や事前の登録は求められない。

商標を出願した場合、出願人が USPTO に提出した氏名、住所、電話番号、E-mail アドレスはすべて公開されることが示されており、公開したくない情報を含ませないように示されている。これらの情報は基本的には出願人や商標権の権利者を特定するための最小限の情報であるため、公開を拒むことはできない。

²³³ 「Patent Trial and Appeal Board End to End (PTAB E2E)」USPTO WEB サイト内、URL:
<https://www.uspto.gov/patents-application-process/patent-trial-and-appeal-board/trials/patent-trial-and-appeal-board-end.html> [最終アクセス日: 2018年1月4日]

商標の審判に係る手続は別システムであり、「ESTTA (Electronic System for Trademark Trials and Appeals)」というシステムで各種審判請求及び審判に伴う手続を行うことができる²³⁴。

表 122 オンラインで可能な主な手続

法域	主な手続	
特許・実用新案、意匠 ²³⁵	<Unregistered-e-filer> <ul style="list-style-type: none"> 出願手続(遺伝子やコンピュータのリストを含む) Reissue 早期審査請求 (Accelerated Exam) 国際出願 (USPTO を受理官庁とするもの、PCT・ハーグ) 仮出願、再審査請求、 国際出願の国内段階の手続 	<Registered-e-filer> (左欄に加えて) <ul style="list-style-type: none"> 出願後の手続書面の提出 手数料等の支払 出願公開の請求
	<ePetition> <ul style="list-style-type: none"> 出願の放棄、取下げ、特許権の放棄 再審査手続の回復 期限徒過後の納付請求 	<eTerminal Disclaimer> <ul style="list-style-type: none"> ターミナルディスクレイマーの手続
	<PTAB E2E ²³⁶ > <ul style="list-style-type: none"> 審判請求 (IPR, CBM, PGR, DER AIA Review) 検索 	
商標 ²³⁷	<ul style="list-style-type: none"> 出願手続 (TEAS) 国際出願 (TEASi) オフィスアクションの応答 (Response forms) Intent-to Use の提出 (Intent-to-use (ITU) forms) 登録後の補正 (Post-approval/publication/post-notice of allowance (noa) amendment forms) 住所・代理人の変更 (Correspondence and attorney/domestic representative forms) 出願の放棄、取下げ、商標権の放棄 (Petition forms) 自発補正、審査の終了の請求他 (Miscellaneous forms) 商標権の更新 (Registration maintenance/renewal/correction forms) 商標権の譲渡、商標権者の名称変更他 (Assignment forms) 国際出願に係る手続 (Madrid Protocol forms) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 審判請求 (異議、取消、拒絶査定不服) (Electronic System for Trademark Trials and Appeals; ESTTA²³⁸) 	

²³⁴ 「Electronic System for Trademark Trials and Appeals」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://estta.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2018年1月19日]

²³⁵ 「About EFS-Web」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/patents-application-process/applying-online/about-efs-web> [最終アクセス日: 2018年1月4日]

²³⁶ 「Patent Trial and Appeal Board End to End (PTAB E2E)」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/patents-application-process/patent-trial-and-appeal-board/trials/patent-trial-and-appeal-board-end.html> [最終アクセス日: 2018年1月4日]

²³⁷ 「Apply online」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/trademarks-application-process/filing-online> [最終アクセス日: 2018年1月4日]

²³⁸ 「Electronic System for Trademark Trials and Appeals」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://estta.uspto.gov/> [最終アクセス日: 2018年1月4日]

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

推奨されている OS 及びブラウザは以下のとおりである。

表 123 推奨 OS 及びブラウザ (EFS-Web) ²³⁹

Operating Systems	Supported web browsers (with Java Applet)	Supported web browsers (with Java Web Start)
• Microsoft Windows 8 • Microsoft Windows 10	• Microsoft Internet Explorer 11 • Mozilla Firefox 44 through Firefox 51	• Microsoft Internet Explorer 11 • Mozilla Firefox 44 and above • Google Chrome 43 and above
• Mac OS X 10.9 (Mavericks)	• Apple Safari 7 • Mozilla Firefox 44 through Firefox 51	• Apple Safari 7 • Mozilla Firefox 44 and above • Google Chrome 43 and above
• Mac OS X 10.10 (Yosemite) - 10.11 (El Capitan)	• Apple Safari 8 • Mozilla Firefox 44 through Firefox 51	• Apple Safari 8 • Mozilla Firefox 44 and above • Google Chrome 43 and above

商標の TEAS 場合は、Microsoft Internet Explorer、Safari、Firefox、又は Google Chrome が推奨されている ²⁴⁰。

■ 特許・意匠特許 (EFS-Web) ²⁴¹

手続可能なファイル形式は、PDF ファイル、ASCII テキストファイル、PCT-Easy Zip ファイルである。ドキュメントの作成はどのファイル形式でもよいが、システムにアップロードする際には PDF にしなければならない。PDF ファイルは、画像としてのスキャンファイルではなく、ファイルに含まれるテキスト及びイメージが読み取り可能な形式でなければならない。また、ハイパーリンクや WEB ページなども含んではならない。

イメージをスキャンして PDF を作成する場合は、解像度が 300dpi 以上である必要がある。

²³⁹ 「EFS-Web and PAIR system requirements」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/efs-web-and-pair-system-requirements.html> [最終アクセス日: 2018 年 2 月 5 日]

²⁴⁰ 「Browser Information」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/trademarks-application-process/filing-online/browser-information> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 4 日]

²⁴¹ 「Manual of Patent Examining Procedure 502 Depositing Correspondence [R-07.2015]」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s502.html#d0e27008> [最終アクセス日: 2018 年 2 月 5 日]

■ 商標 (TEAS) ²⁴²

PDF ファイルでアップロードする必要がある。PDF ファイルは、EFS-Web での要件と同様である。ファイルサイズは全体で 30MB を超えてはならない。解像度は 300dpi、大きさは 14inch×14inch の範囲内である。PDF ファイルに埋め込むイメージファイルは、GIF、BMP、TIFF、JPG 又は PNG ファイルとなる。

商標を表すイメージファイルは、JPG ファイル、白黒、カラー又はグレースケールのいずれかでよい。その他、新しい商標を出願する場合、音声データとして、wav、wmv、wma、mp3、mpg 又は avi ファイルで 5MB を超えない範囲で提出することができる。ビデオデータの場合は上限が 30MB となっている。

(iii) 電子証明書について

(a) 特許・意匠特許の場合

特許・意匠特許について、EFS-Web Unregistered e-filer 及び Public Pair を使用する場合を除いて手続をする場合に必要となる。商標に係る手続では電子証明書は求められていない。特許・意匠特許及び商標共通で、手数料の支払で Financial Manager を使用する場合、電子証明書が必要となる。

電子証明書は USPTO が発行しており、事前に取得する必要がある。取得方法としては、最初に USPTO の Electronic Business Center (EBC) に電子証明書の請求手続を行い、EBC から認証コードと参照番号を受け取る。そして、そのユーザーは、認証コード等の受領日から 120 日以内に電子証明書をダウンロードすることができる。

電子証明書の有効期限は 27 か月であり、有効期限前 100 日以内にユーザーが電子証明書を使用した場合、自動的にアップデートされる。アップデート後はさらに 27 か月間有効となる。一つの電子証明書で EFS-Web と Private Pair の両方を使用することができる。

また、認証方法として、PKI (Public Key Infrastructure ; 公開鍵認証) も利用することができる。PKI は、USPTO が発行し、登録 Patent Attorney、登録 Patent Agent、個人及び限定認定代理人が手続をする際に必要となる。

²⁴² 「FAQs Trademark Electronic Application System (TEAS) - Basics " Does TEAS have specific PDF requirements?"」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/trademark-faqs#1719>
[最終アクセス日: 2018 年 2 月 5 日]

(b) 商標の場合

商標の手続を行う場合、電子証明書は不要であるが、各フォームによる手続において、署名 (Signature) をする必要がある。この署名の方法は、「直接署名 (Sign Directly)」、「e-mail を利用した署名」及び「手書き署名」の3種類あり、そのなかからいずれかを選択することができる²⁴³。

「直接署名 (Sign Directly)」は、TEAS の出願フォームの該当欄に任意の英数字を入力するものである。文字列の最初と最後に「/」をいれ、スラッシュに挟まれた英数字からなる文字列が署名の代わりとなる。任意の英数字は、出願人の名前や頭文字、数字等、何でもよいとされている。

「e-mail を利用した署名」は、指定した署名者へ向けて、署名用のハイパーリンクを含む e-mail が送信される。e-mail を受信した署名者は、ハイパーリンクのリンク先へアクセスし、「直接署名」と同様の署名を行う。この署名がなされると、署名をリクエストした者へ e-mail がさらに送信される。この e-mail には、当該手続確認用のページへのリンクが含まれており、リクエストした者は、このページから出願手続を終了することができる。

「手書き署名」は、署名用のテキストフォームをプリントアウトし、手書きで署名を行った後、当該フォームを郵送又はファクシミリで送信して行う。この手書き署名は、スキャンされて JPG ファイルとして出願に添付される。

(iv) 手数料等の納付について²⁴⁴

特許又は意匠特許の場合、支払手続用のシステムである Financial Manager にログインするか、EFS-Web で登録ユーザーとしてログインした場合、支払手続を行うことができる。EFS と Financial Manager とは統合されており、同じアカウントでログインすることができる。支払方法は、クレジットカード、預金口座からの引き落とし、EFT (Electronic Funds Transfer) から選択することができ、過去に利用した支払方法や情報を利用することができる。

なお、アカウントがない場合、「ゲスト」でログインして支払手続をすることもできる。支払方法はクレジットカード又は預金口座からの引き落としのいずれかとなる。

商標の場合も Financial Manager 又は TEAS 中のオンライン手続において、支払手続を行うことができる。支払方法は特許又は意匠特許の場合と同様である。

²⁴³ 「Trademark FAQs Trademark Electronic Application System (TEAS) - Basics」USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/trademarks-application-process/filing-online/trademark-electronic-application-system-teas-1> [最終アクセス日: 2018年1月4日]

²⁴⁴ 「Fees and payment」USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment> [最終アクセス日: 2018年1月4日]

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数は下記表のとおりである。なお、2016 年の電子出願率は公表されていないが、本調査により得られた 2017 年の電子出願率を下記表に示した。

表 124 2016 年の出願件数

	特許	意匠特許	商標
出願件数 ²⁴⁵	607,753	40,406	530,270

表 125 2017 年の電子出願率

	特許	意匠特許	商標
電子出願率(2017年 ²⁴⁶)	98%	98%	99%

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

電子出願システムに関する情報は、特許・意匠特許と商標とでそれぞれ「Filing online」、「Apply online」という WEB ページにまとめられている。このページでは、オンラインで可能な手続や EFS-Web、TSDR などのオンラインシステムの解説ページへのリンクが用意されている。

下記の図は、それぞれ、特許及び意匠特許のオンラインシステムの情報を示す「Filing online」と商標のオンラインシステムの情報を示す「Apply online」のページを示す図である。

²⁴⁵ 「2017 Performance and Accountability Report」169 頁、184 頁、USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY17PAR.pdf> [最終アクセス日：2018 年 1 月 4 日]

²⁴⁶ 海外知財庁質問票調査の回答に基づく。

uspto UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

Search uspto.gov

Patents Trademarks IP Policy Learning and Resources Quick links

Home / Patents: Application Process / File Online

File Online

Application process

Search for patents

Learn about patent classification

Filing online

- [EFS-Web](#) - File as a Registered or Unregistered eFiler, view EFS-Web Announcements, and find useful EFS-Web Resources.
- [Prioritized Examination](#) - Read information about filing a Prioritized Examination including FAQs, quick start guides, and other useful resources.
- [Accelerated Examination](#) - Read detailed information about filing an Accelerated Examination including FAQs, guidelines, sample documentation, and other useful resources.
- [First Action Interview \(FAI\)](#) - Read information about the eligibility of the program.
- [Patent Prosecution Highway \(PPH\)](#) - Find fast track examination information including request forms for each of the PPH programs.
- [Priority Document Exchange \(PDX\)](#) - Program for direct electronic priority document exchange with participating foreign intellectual property offices (EPO, JPO, KIPO, and WIPO).

EFS-Web Announcements

FAQS

First Action Interview

New Users

図 143 File Online (特許) ²⁴⁷

uspto UNITED STATES PATENT AND TRADEMARK OFFICE

Search uspto.gov

Patents Trademarks IP Policy Learning and Resources Quick links

Home / Trademarks: Application process / Apply online

Apply online

Tools & links

Apply online (TEAS)

Check application status (TSDR)

Trademark fees

Trademark Trial and Appeal Board

More tools & links

Related

[Watch the TEAS Nuts and Bolts video](#)

Trademark fee changes
See changes that went into effect Jan. 14, 2017.

After you file

First timer? [Get basic information before filing](#) to avoid mistakes that cost you time, money, and potentially your legal rights.

To apply for a trademark or servicemark, **select your form from the table heading below**. Once you select the form, you will be directed to our Trademark Electronic Application System (TEAS) where you can begin filing your application.

Need more help deciding which form to use or how to fill it out? [Watch the TEAS Nuts and Bolts video](#).

Trademark application forms (select one to start) --->	TEAS Plus form	TEAS Reduced Fee form	TEAS Regular form
Filing fee per class of goods/services	\$225	\$275	\$400
E-mail address required for USPTO application-related correspondence?	Yes	Yes	No
Additional submissions, like responses to Office actions, must be filed online?	Yes	Yes	No
Goods/services listing must be selected from the USPTO Trademark Identification (ID) Manual?	Yes	No	No

図 144 Apply online (商標) ²⁴⁸

²⁴⁷ 「File online」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/patents-application-process/file-online> [最終アクセス日: 2018年2月14日]

²⁴⁸ 「Apply online」 USPTO WEB サイト内、URL: <https://www.uspto.gov/trademarks-application-process/filing-online> [最終アクセス日: 2018年2月14日]

(2) 欧州 1 (欧州特許庁)

(i) 概要

欧州特許庁 (European Patent Office; EPO、以下、EPO と表記する。) は、3 つの出願システムを有し、そのいずれかを使用することができる。専用ソフト方式のシステムは Online Filing といい、EP の手続だけでなく、PCT や一部 EPO 加盟国への手続にも対応する。WEB ブラウザ方式のシステムは New online filing と Web-form filing の 2 つあり、前者は EP や PCT の手続に対応し、審判などの手続も可能である。後者は他のシステムに比べ機能が制限されており、他のシステムが使用できないときの代替手段として使用されることが想定されている。手続には EPO が発行する電子証明書が含まれるスマートカードが必要であるが、Web-form filing を使用する場合は不要である。

表 126 概要

システム種別	特許	電子証明書
専用ソフト	○ Online filing (OLF)	必要
WEB ブラウザ	○ New online filing (CMS)	必要
	○ Web-form filing	不要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

EPO では、手続用のシステムとして、専用ソフト方式のシステムが 1 つと、WEB ブラウザ方式のシステムが 2 つの計 3 つのシステムのいずれかを使用することができる。名称は、専用ソフト方式のシステムが「Online Filing (OLF)」、WEB ブラウザ方式のシステムが「New online filing (CMS)」、「Web-form filing」である。EPO は、2015 年 3 月に CMS が導入され、今後このシステムをベースとして支払システムを統合する予定である。

手続用以外のシステムとしては、公開及び非公開の手続履歴を確認することができる「My files」、オンライン支払システムとしての「Paying fees online」、EPO からの通知等を受信する「Mailbox」がある。

現在、専用ソフトウェアで利用可能なほとんどすべての機能が、WEB ブラウザ版でも利用可能になっている。EPO に対する出願に関して WEB 版で依然としてサポートされていない

い主要機能は「特許マネジメントシステム (PMS)」ゲートウェイインターフェース²⁴⁹である。最終的には WEB 版ですべての機能をサポートすることが計画されており、2 年の経過期間後、専用ソフトウェアは廃止予定となっている²⁵⁰。

表 127 オンライン出願システム対比表²⁵¹

	Online filing (OLF)	New online filing (CMS)	Web-form filing
特徴	ユーザー側で定期的なアップデートが必要なクライアントソフトウェア オフラインで PDF ドキュメントを用意する(リクエストを除く) ドキュメントはローカルで保存され、後でいつでも読み出して再利用可能。 受領書は手続の直後に発行される。	WEB ベースのアプリケーション-ユーザー側のアップデートは不要 (スマートカード用の Gemalto ソフトウェアは除く) オフラインで PDF ドキュメントを用意する (リクエストを除く)。ドキュメントは、手続を通して EPO のサーバーで保存され、後でいつでも読み出して再利用可能。 受領書は手続の直後に発行される。	WEB ベースのアプリケーションであり、ユーザー側のアップデートは不要。オフラインで PDF ドキュメントを用意しておき (リクエストを除く)、その後それを提出する。 ドキュメントは保存されず、後で読み出して再利用できない。 受領書は手続の直後に発行される。
可能な手続	<ul style="list-style-type: none"> EP1001 EP1200 (Euro-PCT) EP1038 (審判を含む) PCT DEMAND PCT SFD (後続のアクション) EP OPPO (異議) PCT/RO 101 各国の手続及び IB (PCT RO 101)を含む、数カ国の特許庁への出願をサポートする 	<ul style="list-style-type: none"> EP1001 EP1200 (Euro-PCT) EP1038 (出願、検索、審査、異議、リミテーション及び審判を含む) PCT SFD (すべての PCT の段階、ドキュメントの後続のアクション) PCT/RO 101 各国の庁への手続はサポートしない 	<ul style="list-style-type: none"> EP1001 EP1200 (Euro-PCT) EP1038 (異議、リミテーションの取消、及び審判手続は除く) PCT RO-EPO, PCT ISA-EPO, PCT IPEA 後で提出されるドキュメント PCT RO 101 - 請求 各国の庁への手続はサポートしない
アクセス/セキュリティレベル	ユーザーはスマートカードの有効化が必要。スマートカードは手続のためにのみ必要。	ユーザーはスマートカードの有効化が必要であり、使用前に new online filing (CMS) への登録が必要。	サービスはセキュアなインターネット接続を通して提供される。ユーザーは数分以内に登録してユーザー名とパスワードを取得しなければならない。
ドキュメントのフォーマット	PDF 又は XML フォーマット配列表 (ST25)	PDF 又は XML フォーマット配列表 (ST25)	PDF
対象者	すべてのユーザー	すべてのユーザー	Fax の代替 (品質の低下のない文書の送信を保証) 又は Online Filing (OLF) 及び new

²⁴⁹ 参考 URL: <https://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/interface.html> [最終アクセス日: 2018 年 2 月 5 日]

²⁵⁰ 海外知財庁質問票調査の回答に基づく。

²⁵¹ 「EPO offers 3 online filing options - Which one should I choose? See comparison table which will help you to choose the right option for you」EPO WEB サイト内、URL: [http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/CDC4538605037FD4C1257D9B00344B6E/\\$File/EPO_online_filing_options_comparison_table_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/CDC4538605037FD4C1257D9B00344B6E/$File/EPO_online_filing_options_comparison_table_en.pdf) [最終アクセス日: 2018 年 1 月 5 日] なお、当該図表は、引用元の対比表の仮訳である。

	Online filing (OLF)	New online filing (CMS)	Web-form filing
			online filing (CMS) のフォールバックサービスとして紙で提出するすべてのユーザー
情報へのリンク	Online Filing (OLF) OLF Features and benefits Online Filing tutorial	New online filing (CMS) New online filing features and benefits New online filing (CMS) tutorial	Web-form filing Web-form filing features and benefits

② 電子出願システムで可能な主な手続

OLF は、専用ソフト方式のシステムであり、EP、Euro-PCT 及び PCT 出願とそれに関連する後続の手続、及び審判とそれに関連する後続の手続を行うことができる。また、これに加えて、EPO 加盟国への出願も対応している²⁵²。

CMS は、WEB ブラウザ方式のシステムであり、EP、Euro-PCT 及び PCT 出願とそれに関連する後続の手続、及び異議などの審判とそれに関連する後続の手続を行うことができる。なお、OLF と異なり、EPO 加盟国への直接出願等の手続には対応していない。

Web-form filing は、WEB ブラウザ方式のシステムであり、EP、Euro-PCT 及び PCT 出願とそれに関連する後続の手続をすることができる。なお、異議、リミテーション、手続の取消や、EPO 加盟国への直接出願等の手続には対応していない。

ファクシミリを使った提出の代替又は OLF や CMS で手続できないときのフォールバックサービスとしての使用が想定されている。使用するにはスマートカードは不要であり、事前に登録したユーザー名とパスワードでログインすることができる。

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

CMS を使用する場合には、Internet Explorer 11、Safari 7、Google Chrome 又は、Mozilla Firefox の最新又は最新のひとつ前のバージョンが推奨されている²⁵³。

²⁵² 各国への手続の対応状況については、EPO WEB サイト内の「Online Filing in national offices」URL: <http://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/national.html> [最終アクセス日: 2018年1月5日] を参照のこと。

²⁵³ 「New online filing (CMS) User guide CMS version 1.14」6頁、7頁、EPO WEB サイト内、URL: [http://document.s.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/8DAE7713B5318E3EC1257FAB002B217B/\\$FILE/New_online_filing_CMS_user_guide_1_14_en.pdf](http://document.s.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/8DAE7713B5318E3EC1257FAB002B217B/$FILE/New_online_filing_CMS_user_guide_1_14_en.pdf) [最終アクセス日: 2018年2月5日]

■ 特許・実用新案

CMS の場合、クレーム、明細書、要約及び必要な図面について、基本的に、A4 サイズ、テキストベースの PDF を用意しておく必要がある。その他、すべての書面についても同様である。なお、各種書面のフォームをダウンロードして、利用することができる。その他、利用できるファイル形式は、下記表に示すように、手続の種類によって受付可能なファイル形式が異なる。

イメージファイルの形式は TIFF 又は JFIF (JPEG File Interchange Format) であり、TIFF 形式の場合、解像度は 300 又は 400dpi、白黒又はグレースケール、大きさが最大 A4 又はレターサイズであり、255mm×170mm を超えないことが推奨されている。JFIF 形式の場合、解像度が 300 又は 400dpi、グレースケール、大きさが最大 255mm×170mm である²⁵⁴。

表 128 CMS で受付可能なファイル形式²⁵⁵

File type	Document type	Procedure
PDF	All document types, sequence listings in image format	EP, Euro-PCT, PCT
APP, SEQ, ZIP	Sequence listings in text format	EP, Euro-PCT
TXT	Sequence listings in text format	EP, Euro-PCT, PCT
ZIP	Pre-conversion archives (containing text and image files not converted to PDF)	EP, Euro-PCT, PCT
XML	Technical documents (PatXML files)	Form EPO 1001, Form PCT/RO/101
ZIP	Technical documents (XML/PatXML) with referenced images (TIF, JPG, Annex F-compliant), to be uploaded as one ZIP archive	Form EPO 1001, Form PCT/RO/101

OLF の場合についても、基本的には CMS と同様である。基本的に、A4 サイズ、テキストベースの PDF を用意しておく必要がある。その他、利用できるファイル形式は、下記表に示すように、手続の種類によって受付可能なファイル形式が異なる。

²⁵⁴ 「New online filing (CMS) User guide CMS version 1.14」第 205 頁、EPO WEB サイト内、URL: [http://document.s.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/8DAE7713B5318E3EC1257FAB002B217B/\\$FILE/New_online_filing_CMS_user_guide_1_14_en.pdf](http://document.s.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/8DAE7713B5318E3EC1257FAB002B217B/$FILE/New_online_filing_CMS_user_guide_1_14_en.pdf) [最終アクセス日: 2018 年 2 月 5 日]

²⁵⁵ 「New online filing (CMS) User guide CMS version 1.14」第 203 頁、EPO WEB サイト内、URL: [http://document.s.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/8DAE7713B5318E3EC1257FAB002B217B/\\$FILE/New_online_filing_CMS_user_guide_1_14_en.pdf](http://document.s.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/8DAE7713B5318E3EC1257FAB002B217B/$FILE/New_online_filing_CMS_user_guide_1_14_en.pdf) [最終アクセス日: 2018 年 1 月 5 日] なお、日本語は仮訳である。

表 129 OLF で受付可能なファイル形式²⁵⁶

File type	Document type	Procedure
PDF	All document types, default option	EP, PCT
XML (PatXML)	Patent specification; prepared with the PatXML Software, including referenced JPG or TIF images	EP(1001E2K), PCT/RO/101
TIFF (TIF)	Facsimile signature	EP
JPEG (JPG)	Facsimile signature	EP, PCT
TIFF (TIF)	All document types	PCT
JPEG (JPG)	All document types	PCT
TXT	Sequence listing	EP, PCT
APP, SEQ	Sequence listing, compliant with WIPO Annex C/ST. 25	EP, PCT
ZIP	Pre-conversion archive, sequence listing	EP, PCT

Web-form filing の場合、Annex F に準拠した PDF ファイルを用意しなければならない。ファイル形式等に関して、その他の指定はない²⁵⁷。

(iii) 電子証明書について

EPO は、Web-form filing を除くオンラインで手続をする者に対し、電子署名を使ったスマートカードを発行し、手続時にはこれを使って認証することをユーザーに課している。

スマートカードには、ユーザーの公開鍵と秘密鍵そして公開鍵がユーザーに配布されたことを証明する証明書が含まれる。スマートカードは、EPO が発行し、有効期間は発行された日から最大 5 年である。マニュアルのダウンロードや発行の請求、有効化、更新などは、すべて EPO の WEB サイトから行うことができる²⁵⁸。スマートカードの取得費用やカードリーダー、必要なソフトの費用は無料である。なお、EPO が発行する対象は自然人である²⁵⁹。

ユーザーは、登録時に会社名等を入力した場合、会社ごとのポータルサイトが作成され、同じ会社に属するユーザーを一括管理することができる。管理できるのは、オンライン支

²⁵⁶ 「EPO Online Filing User guide OLF software version 5.11」第 90 頁、EPO WEB サイト内、URL: http://docs.epoline.org/onlinefilingdocs/version5/2017/OLF5-11_UserGuide_EN_170331.pdf [最終アクセス日: 2018 年 1 月 5 日]

²⁵⁷ 「EPO web-form filing User guide」第 13 頁、EPO WEB サイト内、URL: [http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/abc04110710f8c32c1257d62003c6678/\\$FILE/Web-form_filing_user_guide_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/abc04110710f8c32c1257d62003c6678/$FILE/Web-form_filing_user_guide_en.pdf) [最終アクセス日: 2018 年 1 月 5 日]

²⁵⁸ 「Smart cards」EPO WEB サイト内、URL: <http://www.epo.org/applying/online-services/security/smart-cards.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 5 日]

²⁵⁹ 「FAQ - smart cards」EPO WEB サイト内、URL: <http://www.epo.org/applying/online-services/security/faq.html#faq-309> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 5 日]

払システムである「Online Fee Payment」、EPOからの通知や応答を確認できるツールである「Mailbox」及び手続履歴を確認できる「My files」といったオンラインサービスである。

(iv) 手数料等の納付について

手数料等の納付は、Online Fee Payment から行うことができ、OLF 又は CMS で手続を行っている場合は、当該システムからも支払手続を行うことができる。PCT に関しては、WIPO の ePCT や PCT-SAFE から支払手続を行うことができる²⁶⁰。

支払方法は、クレジットカード又は預金口座からの自動引き落としである。前者の場合はクレジットカードを事前に登録する必要があるが、ID とパスワードのみで手続することができ、スマートカードによる認証は不要である²⁶¹。後者の場合はスマートカードによる認証が必要である²⁶²。

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数と電子出願率は以下のとおりである。

表 130 2016 年の出願件数²⁶³

	特許	実用新案	意匠	商標
出願件数	296, 227	—	—	—
電子出願率 ²⁶⁴	95%以上	—	—	—

²⁶⁰ 「Paying fees online - Credit card fee payment」EPO WEB サイト内、URL: <http://www.epo.org/applying/online-services/fee-payment.html#tab3> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 5 日]

²⁶¹ 「Paying fees online - Credit card fee payment」EPO WEB サイト内、URL: <http://www.epo.org/applying/online-services/fee-payment.html#tab3> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 5 日]

²⁶² 「Paying fees online - Using online filing services」EPO WEB サイト内、URL: <http://www.epo.org/applying/online-services/fee-payment.html#tab2> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 5 日]

²⁶³ 「Annual Statistics」TIPO WEB サイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=640384&ctNode=6830&mp=2> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 31 日]

²⁶⁴ 海外知財庁質問票調査の結果に基づく。

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

電子出願システムに関する情報は、EPO WEB サイトの「Online services」というWEB ページにまとめて掲載されている²⁶⁵。ここでは、OLF や CMS、Web-form filing の3つのシステムに関するリンクだけでなく、手続履歴を確認できる My file、支払システムである Paying fees online、EPO からの通知を受信できる Mailbox などのリンクも用意されており、オンラインで使用できるツールの情報を得ることができる。

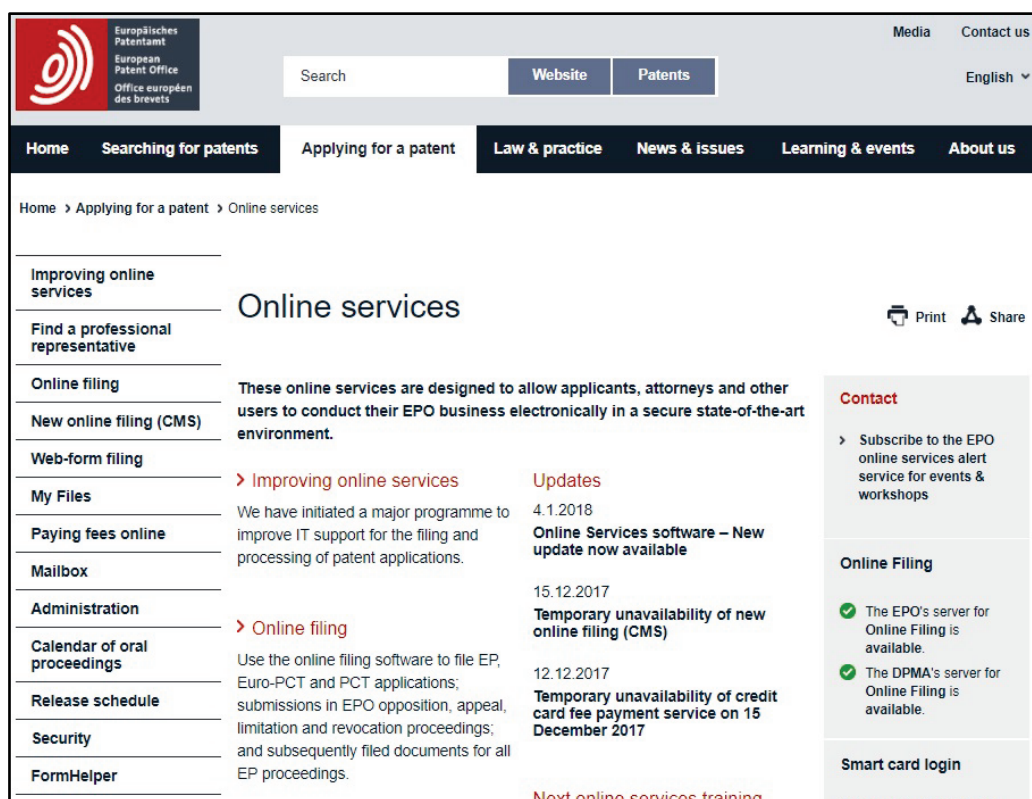


図 145 Online services ページ

OLF や CMS、Web-form filing のページには、それぞれ事前に準備が必要なスマートカードの取得などのように、各システムを利用するために必要な手順とともに、マニュアルやチュートリアルを参照できるリンクも用意され、必要な情報がひとつのページにまとまって掲載されている。

²⁶⁵ 「Online services」EPO WEB サイト内、URL: <http://www.epo.org/applying/online-services.html> [最終アクセス日: 2018年1月5日]

Home > Applying for a patent > Online services > Online filing

Online filing

Use the Online filing software to file EP, Euro-PCT and PCT applications; submissions in opposition, appeal, limitation and revocation proceedings before the EPO; and subsequently filed documents for all EP proceedings. You can also use it to file applications and documents with participating national offices.

You can also use the [EPO new online filing \(CMS\)](#) or the [EPO web form filing](#). See [online filing options comparison table](#) (PDF, 21 KB).

Getting started

- Enrol for a smart card
- Register or renew your smart card
- EPO smart cards
- Features and benefits of Online filing
- What you need to use the Online filing service
- Online filing user guides, manuals and other documentation
- Online filing tutorial - This short e-learning module shows you what Online filing has to offer and gives you some simple exercises to try.

Contact

- Subscribe to the EPO online services alert service for events & workshops

Online Filing

- The EPO's server for Online Filing is available.
- The DPMA's server for Online Filing is available.

図 146 OLF 情報ページ 266

Home > Applying for a patent > Online services > New online filing (CMS)

New online filing (CMS)

The new online filing (CMS) application is now available for filing EP Form 1001 (EP direct), EP Form 1200 (Euro-PCT), PCT/RO/101 and EP Form 1038 (subsequent actions for all EP and PCT procedures, including PCT Chapter II demand, documents in respect of appeal proceedings and notice of opposition (PDF only)).

Accessible from most browsers, new online filing (CMS) stores your data and documents on a secure network hosted by the EPO.

Because the application is web-based, there is no software to install -- except for the smart card software that allows you to log on in a secure environment. Your smart card must first be activated.

Direct access

Smart card access

If you have already registered to new online filing (CMS) you can access it direct. Enter your activated smart card and press the button below.

[Open new online filing \(CMS\)](#)

Getting started with new online filing (CMS)

Contact

- Subscribe to the EPO online services alert service for events & workshops

Related documents

- EPO online filing options comparison table (PDF, 21 KB)

図 147 CMS 情報ページ 267

²⁶⁶ 「Online filing」 EPO WEB サイト内、URL: <http://www.epo.org/applying/online-services/online-filing.html>
[最終アクセス日: 2018年1月5日]

²⁶⁷ 「New online filing (CMS)」 EPO WEB サイト内、URL: <http://www.epo.org/applying/online-services/new-online-filing.html>
[最終アクセス日: 2018年1月5日]

Home > Applying for a patent > Online services > Web-form filing

Web-form filing

Web-form filing is an Internet browser application which allows applicants and representatives to upload and submit Annex F-compliant PDFs relating to:

- PCT/RO/101 (RO-EPO) - request
- PCT RO-EPO subsequently filed documents
- PCT ISA-EPO subsequently filed documents
- PCT IPEA subsequently filed documents
- EP 1001 - Request for grant of a European patent
- Euro-PCT 1200 - Entry into the European phase
- EP subsequently filed documents with the exception of opposition, limitation and revocation proceedings (Articles 99 to 105c EPC) and appeal proceedings (Articles 106 to 112a EPC).

The service is provided via a secure internet connection.

Direct access

[Open web-form filing](#)

[Getting started with web-form filing](#)

Contact

> [Subscribe to the EPO online services alert service for events & workshops](#)

Information

Please indicate the reduced amount of the international filing fee, which shall be EUR 1 177 as from 1 April 2015, when filing the request (Form PCT/RO/101) via Web-form filing. This amount corresponds to the international filing fee of EUR 1 273 which is reduced by EUR 96.

Related documents

[EPO online filing](#)

図 148 Web-form filing 情報ページ 268

²⁶⁸ 「Web-form filing」 EPO WEB サイト内、URL: <http://www.epo.org/applying/online-services/web-form-filing.html> [最終アクセス日: 2018年1月5日]

(3) 欧州 2 (欧州連合知的財産庁)

(i) 概要

欧州連合知的財産庁 (the European Union Intellectual Property Office ; the EUIPO、以下、EUIPO と表記する。) は、意匠及び商標についてすべて WEB ブラウザ方式のシステムを採用している。システムを利用する際の利用登録は必要であるが、この利用登録や手続を行う際に電子証明書は不要である。当該システムでは、出願、更新、オフィスアクション等、各種手続を行うための WEB ページにアクセスするか、システムへのログイン後にアクセスできるユーザーエリアからアクセスして手続を行う。

表 131 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
意匠	—	○ Fast track/Advanced form (出願) 更新、審判等手続別のサイトにアクセス	不要
商標	—	○ Fast track/Advanced form (出願) 更新、審判等手続別のサイトにアクセス	不要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

EUIPO では、商標と意匠の手続を行うことができ、それぞれ WEB ブラウザ方式のシステムを採用している。WEB ブラウザ方式のシステムは、それぞれ出願手続や更新、審判請求等の別の WEB ページにアクセスして手続を行う。出願手続はシステムへの利用登録がなくても可能であるが、商標の国際出願²⁶⁹や EUIPO からの通知の受領や更新、移転手続などはシステムの利用登録後に使用でき、ログイン後のユーザーエリアからもアクセスできる^{270, 271}。また、異議申立てなどの審判手続も同様である²⁷²。

²⁶⁹ 「File an International Trade Mark Application Online」 EUIPO WEB サイト内、URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/apply-for-an-international-application> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 7 日]

²⁷⁰ 「Other filings」 EUIPO WEB サイト内、URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/other-filings> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 7 日]

²⁷¹ 「User Area」 EUIPO WEB サイト内、URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/user-area> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 19 日]

²⁷² 「Online services」 EUIPO WEB サイト内、URL: EUIPO WEB サイト内、URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/online-services> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 7 日] [最終アクセス日: 2018 年 1 月 7 日]

② 電子出願システムで可能な主な手続

商標では、5つのステップで手続を行うことができる Fast track と、Fast track の条件に合致しない場合に利用する Advanced Form とがある。前者の場合は、団体商標などではない通常の商標出願であって、指定商品又は指定役務をリストから選択したものであること、手数料の支払は銀行口座からの引き落とし又はクレジットカードであることなど、基本的に審査官による追加的な調査などが必要ない出願の場合に利用できる。また、Fast track の場合は事前登録は不要であるが、Advanced Form の場合は、事前登録を行い、システムのユーザーエリアにログインする必要がある。

意匠も商標と同様に Fast track と Advanced form とがあり、前者は4つのステップで手続を行うことができる。意匠の Fast track では、意匠の分類を指定されたリスト（欧州ロカルノ分類）で指定する、手数料の支払は銀行口座からの引き落とし又はクレジットカードであるなどの条件を満たす必要がある Advanced Form とがある。

表 132 EUIPO のシステムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続
意匠	<ul style="list-style-type: none">出願手続手続履歴の確認委任状の提出 <ul style="list-style-type: none">手数料等の支払権利の移転審判請求（異議、無効、控訴）
商標	<ul style="list-style-type: none">出願手続国際出願手続履歴の確認委任状の提出 <ul style="list-style-type: none">手数料等の支払権利の移転審判請求（異議、無効、控訴）

③ 出願書面等のフォーマット等²⁷³

■ WEB ブラウザ等

WEB ブラウザは、Internet Explore 9 以降、Firefox 3 以降、Safari 4 以降又は Google Chrome 5 以降が推奨されている²⁷⁴。

²⁷³ 「Technical requirements for attachments to electronic filing and communication」 EUIPO WEB サイト内、URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/attachments> [最終アクセス日: 2018年1月6日]

²⁷⁴ 「System requirements」 EUIPO WEB サイト内、URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/system-requirements> [最終アクセス日: 2018年1月6日]

■ 意匠

受付可能なファイル形式は、JPEG、PDF、OBJ、STL 又は X3D 形式のいずれかである。JPEG 形式の場合、意匠を表すファイルとして推奨されており、最大 5000×5000 ピクセル、解像度が 72 から 300dpi まで、カラーモードの場合は、RGB、グレースケール、白黒又は CMYK が可能である。なお、CMYK の場合は、RGB に変換される。また、JPEG がプログレッシブ形式の場合は、ベースライン形式に変換される。3 次元の動的ビューと静的ビューのアップロードは制限されている。

PDF 形式の場合は、追加情報を提出する場合に推奨され、意匠を表すファイルとしては使用できない。

OBJ、STL 又は X3D 形式は、追加情報として意匠を立体的に表す場合に用いられる。なお X3D 形式は Internet Explore 11 以前ではアップロードできない。

各添付ファイルは最大 2MB (MP4、OBJ、STL 及び X3D ファイルの場合は最大 20MB まで)、添付ファイル全体では最大 20MB までである。

■ 商標

受付可能なファイル形式は、JPEG、PDF、MP3、OBJ、STL 又は X3D 形式のいずれかである。JPEG 形式の場合、商標を表すファイルとして推奨されており、最大 2835×2010 ピクセル、解像度が 96 から 300dpi、カラーモードの場合は、RGB、グレースケール、白黒又は CMYK が可能である。なお、イメージは自動的に 250×250 ピクセルに調整される。

PDF 形式の場合は、追加情報を提出する場合に推奨され、商標を表すファイルとしては使用できない。

MP3 形式の場合は、音の商標を表すファイルとしてのみ提出可能である。サンプリングレートは音声のみの場合 8kHz、サウンドエフェクトの場合 11.025kHz、音楽の場合 44.1kHz であり、ビット深度が 8 又は 16bit、チャンネルは 1 がモノラルで 2 がステレオとなる。

OBJ、STL 又は X3D 形式は、立体商標を表す場合に用いられる。なお X3D 形式は Internet Explore 11 以前ではアップロードできない。

MP4 形式の場合は、動きやホログラムの商標を表す場合に用いられる。ISO 規格は ISO/IEC14496、14:2003 (MPEG 4 Part 14)、ビデオコードは MP4 であり、音声コーデックは H.264 を使用すること推奨されている。オーディオコーデックは MP4 でコーデックは AAC LC を使用することが推奨されている。フレームレートは 24 (23.98)、25、又は 30 (29.97) fps、ビットレートは 1200 及び 8000kbps、メディアタイプは、ビデオが MP4、オーディオが MP4、アプリケーションが MP4 である。

各添付ファイルは最大 2MB (MP4、PBJ、STL 及び X3D ファイルの場合は最大 20MB まで)、添付ファイル全体では最大 20MB までである。

(iii) 電子証明書について

手続を行う際に、電子証明書は不要である。システムの利用登録の場合でも電子証明書は要求されていない。利用登録の際は、ユーザーID とパスワードでよく、最初の利用登録時は、連絡用の e-mail アドレスを入力し、当該アドレスに利用登録用のリンク先が含まれる e-mail が送付され、ユーザーは受信した e-mail のリンクをクリックして利用登録が終了する²⁷⁵。

(iv) 手数料等の納付について²⁷⁶

手数料等の納付は、クレジットカード、銀行振り込み又は EUIPO の予納口座からの引き落としから選択することができる。

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数及び電子出願率は以下のとおりである²⁷⁷。

表 133 2016 年の電子出願率

	特許	実用新案	意匠	商標
出願件数	—	—	90,708	116,512
電子出願率	—	—	96.55%	98.99%

²⁷⁵ 「Sign up」 EUIPO WEB サイト内、URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/sign-up> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 7 日]

²⁷⁶ 「Fees & payments」 EUIPO WEB サイト内、URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/fees-and-payments> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 6 日]

²⁷⁷ 「Annual report Performance data APPENDIX 3 - Performance data」 EUIPO WEB サイト内、URL: https://euipo.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/about_euipo/annual_report/ar_2016_annex_03_en.pdf [最終アクセス日: 2018 年 1 月 7 日]

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

商標及び意匠の法域別にそれぞれ専用のページが設けられており、「商標とは」や「意匠とは」といった商標や意匠に関する基本的な情報や出願を中心とした手続に必要な情報を得られるようになっている。また「Route to registration」には、出願に関するより詳細な情報への説明及びリンクとともに、手続用のサイトへ移動する「Apply online」と表記されたリンクも用意されている。

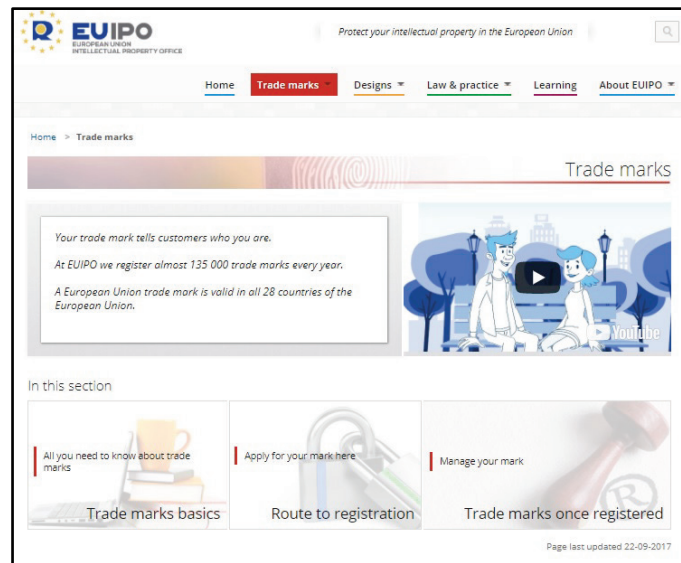


図 149 商標のトップページ 278

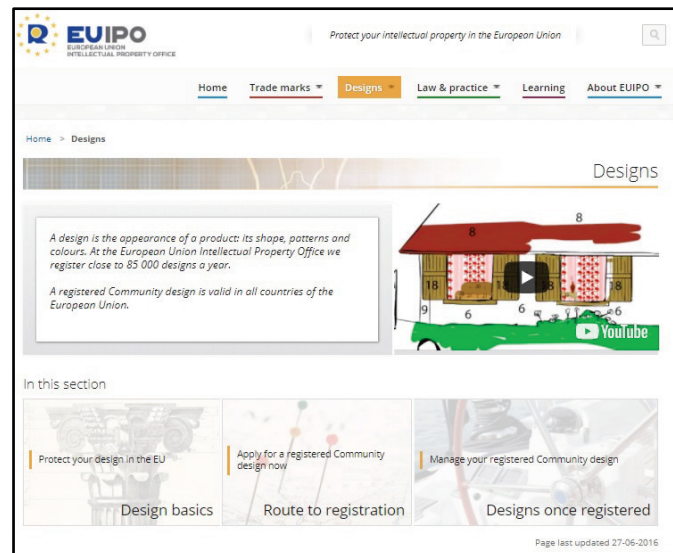


図 150 意匠のトップページ 279

²⁷⁸ 「Trade marks」 EUIPO WEB サイト内、URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/trade-marks> 最終アクセス日: 2018年1月7日]

²⁷⁹ 「Designs」 EUIPO WEB サイト内、URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/designs> [最終アクセス日: 2018年1月7日]

また、EUIPO の WEB サイトでは、下記のように、ヘルプとよくある質問がまとめられており、商標や意匠の出願等、手続に必要な情報を効率よく入手できるようになっている。

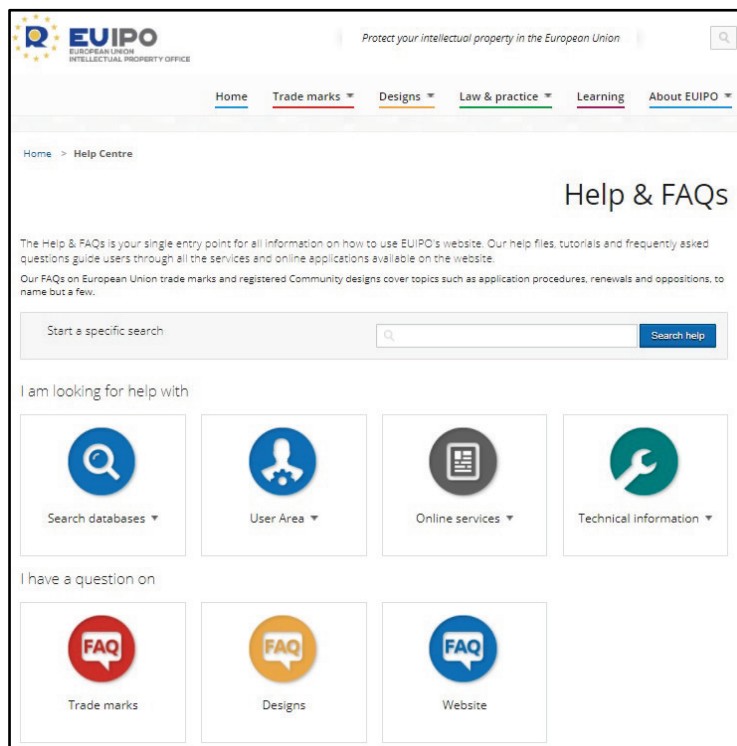


図 151 ヘルプ、よくある質問²⁸⁰

²⁸⁰ 「Help & FAQs」 EUIPO WEB サイト内、URL: <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/help> [最終アクセス日: 2018年1月7日]

(4) 中国 1 (SIPO)

(i) 概要

特許、実用新案及び意匠のいずれも専用ソフト方式のシステム及び WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。どちらを使用するかは予め決めておく必要がある。専用ソフト方式のシステムの場合、それぞれの法域はひとつの専用ソフトから手続を行うことができ、専用ソフト又は WEB ブラウザを使用して手続を行う際には電子証明書が必要となる。電子証明書は中華人民共和国国家知識産権局 (State Intellectual Property Office of the P. R. C ; SIPO、以下 SIPO と表記する。) が発行する。

表 134 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	○	○	必要
意匠	○	○	必要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要 ²⁸¹

特許、実用新案及び意匠 (外観設計) の出願システムは、専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。どちらのシステムを使用するかは、あらかじめ決めておく必要がある ²⁸²。専用ソフトでは、予め XML、Word 又は PDF 形式で書面を作成しておき、これをアップロードする方式と、ソフト内で編集する方式とが用意されている。また、ソフト内での修正も可能である。なお、フォームは SIPO の WEB サイトからダウンロード可能となっている。

専用ソフトを使用して手続をするには、ダウンロード時に SIPO への利用登録及び電子証明書の入手が必要であり、手続を行う際には電子証明書による認証が要求される。

²⁸¹ 「電子申請紹介」 SIPO WEB サイト内、URL: <http://cponline.sipo.gov.cn/apply/851.jhtml> [最終アクセス日: 2018年1月8日]

²⁸² 海外申請人質問票調査の結果に基づく。

② 電子出願システムで可能な主な手続

電子出願システムでは、主に国内及び PCT の国際出願、オフィスアクションの応答、及び審判請求等の手続を行うことができる。なお、専用ソフトから審判の証拠等も提出可能である²⁸³。

WEB ブラウザ方式のシステムでは、通常の手続の他に、案件の管理、費用の管理、アカウントの管理を行うことができる。出願等の手続時の入力、画面に表示されたセルに必要な事項を順次入力する方式であるが、入力中に誤った情報を入力した場合にエラー表示が出たり、関連情報が自動で入力されたりといった機能がある。加えて代理人などの使用者に自動的に通知を行うなどサポート的な機能が充実している²⁸⁴。

表 135 電子出願システムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続
特許・実用新案、意匠	<ul style="list-style-type: none">・出願手続・国際出願 (PCT)・出願審査請求・手続履歴の確認・SIPO からの通知の受信・委任状等の提出・オフィスアクションの応答・権利の移転・審判請求 (拒絶査定不服、異議、無効)・銀行口座振替の履歴照会・強制ライセンスの請求

③ 出願書面等のフォーマット等²⁸⁵

■ ブラウザ等

WEB ブラウザ方式のシステムに関し、推奨する WEB ブラウザについての記載は見当たらなかった。

■ 特許・実用新案

専用ソフトでは、所定のフォームに従って作成したファイルをアップロードする方式又は専用ソフト内のエディタを使用して書面を作成する方式のいずれかを利用できる。前者の場合は、XML、Word 又は PDF 形式を使用できる。なお、Word ファイルのバージョンは、

²⁸³ 「关于电子申请办理纸件通知书、文件副本及证明文件的说明」 SIPO WEB サイト内、URL: <http://cponline.sipo.gov.cn/standard/875.jhtml> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 8 日]

²⁸⁴ 「交互式平台设计思路及功能简介」 SIPO WEB サイト内、URL: <http://cponline.sipo.gov.cn/apply/2816.jhtml> [最終アクセス日: 2018 年 2 月 6 日]

²⁸⁵ 「电子申请文件格式要求说明」 SIPO WEB サイト内、URL: <http://cponline.sipo.gov.cn/standard/874.jhtml> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 8 日]

2003 及び 2007 の .doc 又は .docx 形式を使用でき、PDF は PDF Reference 1.3 以降を使用できる。

XML 形式で提出する場合のイメージファイルは、JPG 又は TIFF 形式で、大きさは、絵又は写真の場合は 150mm×220mm、その他の画像の大きさは 165mm×245mm を超えてはならず、解像度は 72 から 300dpi の範囲内でなければならない。

Word 又は PDF ファイルで提出する場合のイメージは、1 ページ以内の大きさである必要があり、グレースケールとカラーは使用できない。

■ 意匠

意匠の場合、意匠を表すイメージファイルは、JPG 又は TIFF 形式であり、大きさは、150mm×220mm を超えてはならず、解像度は 72 から 300dpi の範囲内でなければならない。なお、カラー及びグレースケール画像でもよい²⁸⁶。その他のファイル形式等については特許・実用新案と同様である。

(iii) 電子証明書について

専用ソフトを使用して手続を行う場合、電子証明書が必要となる。電子証明書を取得するには、電子申請 WEB サイトから取得することができる。この電子証明書は、SIPO が発行し、事前にシステムへの利用登録を行ったのち、当該 WEB サイトにログインする必要がある²⁸⁷。

(iv) 手数料等の納付について

銀行窓口での現金振り込み、オンラインバンキングによる銀行口座からの引き落とし又はクレジットカードによる支払が可能である。オンラインバンキングによる支払手続は、SIPO の電子申請用 WEB サイトから電子決済用のアカウントにログインして行うことができる²⁸⁸。法人も同様の支払手続方法を利用できる²⁸⁹。

²⁸⁶ 「外观设计电子申请视图及简要说明制作与提交规范」 SIPO WEB サイト内、URL: <http://cponline.sipo.gov.cn/standard/876.jhtml> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 8 日]

²⁸⁷ 「电子申请数字证书常见问题」 SIPO WEB サイト内、URL: <http://cponline.sipo.gov.cn/changjianwt/1180.jhtml> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 8 日]

²⁸⁸ 「电子申请注册用户网上缴费操作手册(个人用户)」 SIPO WEB サイト内、URL: <http://cponline.sipo.gov.cn/helpword/1250.jhtml> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 8 日]

²⁸⁹ 「电子申请注册用户网上缴费操作手册(机构用户)」 SIPO WEB サイト内、URL: <http://cponline.sipo.gov.cn/helpword/1249.jhtml> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 8 日]

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数は以下のとおりである²⁹⁰。なお、電子出願率は公表されていない。

表 136 2016 年の出願件数

	特許	実用新案	意匠
出願件数	1, 338, 503	1, 475, 977	650, 344
電子出願率	—	—	—

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

SIPO の WEB サイトとは別に、電子申請用の情報を集めた「中国專利電子申請網」(中国專利電子申請ネットワーク) という WEB サイトが設けられており、電子出願用ソフトウェアや電子証明書取得等、電子申請に関する一連の情報を得ることができる。加えて、「中国專利電子申請網」の右上には、ログインを行うためのスペースが設けられており、WEB ブラウザ方式のシステムで手続を行う場合に、ここからログインすることができる。



図 152 專利電子申請ネットワーク WEB サイトトップページ²⁹¹

²⁹⁰ 「中华人民共和国国家知识产权局 专利统计年报 2016」SIPO WEB サイト内、URL: <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/jianbao/2016nb.pdf> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 8 日]

²⁹¹ 「中国專利電子申請網」SIPO WEB サイト内、URL: <http://cponline.sipo.gov.cn/> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 8 日]

また、SIPOのWEBサイト内には、「国家知识产权局政务服务平台」（国家知识产权局政府サービスプラットフォーム）のページが用意されており、制度や審査に関する手続全般の情報を得ることができる。



图 153 SIPO 政府サービスプラットフォームトップページ²⁹²

²⁹² 「政府サービスプラットフォームトップページ」SIPO WEB サイト内、URL: <http://www.sipo.gov.cn/zfwfpt/index.htm> [最終アクセス日: 2018/02/13]

(5) 中国 2 (SAIC)

(i) 概要

中国商標局 (Trademark Office of The Administration For Industry & Commerce of the People's Republic of China; SAIC、以下 SAIC と表記する) は、商標分野を担当している。SAIC では、商標の出願受付を WEB ブラウザ方式のシステムで行っており、当該システムで手続を行う場合は電子証明書が必要である。

表 137 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
商標	—	○	必要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要²⁹³

商標の出願システムは、WEB ブラウザ方式のシステムが採用されており、受付時間は法定就業日の 8 時から 16 時 30 分までである。出願手続をするには、事前に SAIC への利用登録及び電子証明書を取得しておかなければならない。電子証明書は手続を行う際に必要となる。

② 電子出願システムで可能な主な手続

SAIC の WEB ブラウザ方式のシステムでは、基本的に出願手続を行うことができる。オフィスアクションの通知の受信や応答などは紙書面による手続となっている。優先権書類は、出願と同時であれば PDF ファイルで提出することもできるが、後から提出する場合は、紙で提出する必要がある。

表 138 主な手続

種別/名称	主な手続
商標	<ul style="list-style-type: none">・ 出願手続・ 委任状等の提出・ 優先権証明書の提出 (出願時のみ)

²⁹³ 「電子申請紹介」 SIPO WEB サイト内、URL: <http://cponline.sipo.gov.cn/apply/851.jhtml> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 8 日]

③ 出願書面等のフォーマット等²⁹⁴

■ ブラウザ等

ブラウザは、Microsoft Internet Explore 又は 360 ブラウザが推奨されている²⁹⁵。

■ 商標²⁹⁶

イメージデータは JPG 形式で、サイズは 400×400 から 1500×1500 ピクセルまで、200KB 以内である。カラーの場合は 24 ビットカラー、RGB、大きさは 5×5 センチから 10×10 センチまで、解像度は 300dpi である。また、白黒、カラー又はグレースケールを使用することができる。音の商標の場合、ファイルサイズは 5MB までである。

その他、関連書面を PDF 形式でアップロードすることができる。この場合、ファイルサイズは 2MB までとなっている。

(iii) 電子証明書について

手続を行う際には電子証明書が必要となる。電子証明書を取得するには、電子申請 WEB サイトから取得することができる。この電子証明書は、SAIC が発行する²⁹⁷。また、電子証明書は USB で配布又はシステムからダウンロードすることができる。なお、PIN コードの変更やダウンロードした電子証明書の更新、USB 版電子証明書の配付状況の確認などもシステムへのログオン画面から行うことができる。

(iv) 手数料等の納付について

銀行窓口での現金振り込み、オンラインバンキングによる銀行口座からの引き落とし又はクレジットカードによる支払が可能である。オンラインバンキングによる支払手続は、

²⁹⁴ 「電子申請文件格式要求说明」 SIPO WEB サイト内、URL: <http://cponline.sipo.gov.cn/standard/874.jhtml> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 8 日]

²⁹⁵ 「常见问题解决方案」 SAIC WEB サイト内、URL: <http://wssq.saic.gov.cn:9080/tmsve/tmoas/wssqsy/help/m88.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 10 日]

²⁹⁶ 「商标注册网上申请填写要求」 SIPO WEB サイト内、URL: http://wssq.saic.gov.cn:9080/tmsve/wssqsy_getBullList.xhtml [最終アクセス日: 2018 年 1 月 8 日]

²⁹⁷ 「用户注册申请流程」 SAIC WEB サイト内、URL: http://wssq.saic.gov.cn:9080/tmsve/wssqsy_getBullList.xhtml [最終アクセス日: 2018 年 1 月 10 日]

SAIC の電子申請用 WEB サイトからログインして行うことができ、支払状況の照会も可能である。法人も同様の支払手続方法を利用できる²⁹⁸。

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数及び電子出願率は以下のとおりである²⁹⁹。

表 139 2016 年の出願件数及び電子出願率

	商標
出願件数	22,094,000
電子出願件数	3,001,000
電子出願率	81.29%

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

SAIC では、オンライン手続用のログインページに情報が集約されている。ログインページは下記図に示すとおりである。



図 154 ログインページ

²⁹⁸ 「商标网上申请缴费指南」 SAIC WEB サイト内、URL: http://wssq.saic.gov.cn:9080/tmsve/wssqsy_getBullList.xh [tml](#) [最終アクセス日: 2018 年 1 月 10 日]

²⁹⁹ 「Annual Development Report on China's Trademark Strategy 2016」 8 頁、SAIC WEB サイト内、URL: <http://sbj.saic.gov.cn/sbtj/201709/W020170901344688293241.pdf> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 10 日]

このトップページでは、主な注意などが画面左側に文章で示されており（画面「重要声明」の部分）、さらに「重要提示」と記載されたリンクが画面を移動している。このリンクをクリックすると、主な質問を集めた Q&A 集がポップアップ表示される。

画面右上にログイン用の PIN コードを入力する欄が設けられており、その下には、電子証明書のドライバのダウンロードや、電子証明書を USB で受け取る場合の通知などのリンクがある。

加えて、「重要声明」の一行目に赤字で示された「商标网上申请指南」と記載されている文字列は、オンライン手続のマニュアルが集められたページへのリンクである。当該リンクをクリックすると、下記図に示すようなページへと移動する。



図 155 商標のオンライン申請ガイドページ³⁰⁰

このマニュアル類は、電子証明書の取得やインストール、出願までの手順、オンライン決済の内容が中心となっている。

(vii) 電子出願システムに関する議論・方針

SAIC では、出願や審査品質等の向上とも合わせて、オンラインシステムの利用を促進させるべく、システムの開発及びプロモーションを続けている。新しいオンラインシステム

³⁰⁰ 「网上申请指南」 SAIC WEB サイト内、URL: http://wssq.saic.gov.cn:9080/tmsve/wssqsy_getBullList.xhtml [最終アクセス日: 2018 年 1 月 10 日]

は 2017 年第 1 四半期から利用可能となっている。加えて、商標出願費用を 2017 年 4 月 1 日から 50%引き下げた。

SAIC では、現在、紙による出願も並行して受け付けているが、徐々にその割合が減り、オンラインによる出願の割合が急速に増えている。オンライン出願の割合は、2015 年は 68.9%であったのが 2016 年は 81.29%にまで上がった。SAIC は紙による出願を減らすことを目標として掲げ、徐々にオンラインシステムで可能な手続を増やし、すべての手続をオンライン化することを目的としている。また、電子証明のシステムを確立することで、紙の書面による証明も減ることを期待している³⁰¹。

³⁰¹ 「Annual Development Report on China's Trademark Strategy 2016」 SAIC WEB WEB サイト内、URL: <http://sbj.saic.gov.cn/sbtj/201709/W020170901344688293241.pdf> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 10 日]

(6) 韓国

(i) 概要

韓国では、専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムが併用されている。手続を行う際には、事前に利用登録を行い、特許ユーザー番号を取得する必要がある。また、書面作成用ソフトウェアが配布され、手続は当該ソフトウェアからシステムへ接続し、韓国特許庁 (Korean Intellectual Property Office ; KIPO、以下、KIPO と表記する。) 提出手続を行う方式となっている。電子証明書は、手続及び WEB サイトにログオンする際に必要となる。ユーザー専用ページでは、出願等以外の手続だけでなく、過去案件の検索や提出後のステータスの確認、To-do リストによる 1 か月以内に必要な手続の一覧なども確認することができる。

表 140 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	○ (出願・中間・審判)	○ (出願等以外の手続、ステータス確認他)	必要
意匠			必要
商標			必要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要³⁰²

韓国の電子出願システムは、出願等の手続については、後述する文書作成用ソフトウェアから行い、その他の手続については WEB ブラウザ方式のシステムで行うようになっている。WEB ブラウザ上では、手続後の案件の進捗状況の確認や、各種申請書の申請、1 か月以内に行わなければならない手続を確認することができる。

文書作成用ソフトウェアでは、書面の作成から手続までを一連の流れの中で行うことができ、特許庁の WEB サイトでダウンロードできる。この KIPO が配布する専用の書面作成ソフトウェアを使用して書面を作成し、そのまま当該ソフトウェアから直接 KIPO の出願システムにアクセスして電子証明書による認証を通して各種手続をすることができる。

韓国の出願システムで提供されている特徴的なツールは以下のとおりである。

³⁰² 「特許庁」特許庁 WEB サイト内、URL: <http://www.patent.go.kr/portal/Main.do> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 14 日]

・My 特許

：出願人個別の情報や手続した案件等を確認するツールである。手続用 WEB サイトでログイン後に利用することができる。案件を選択するとそれぞれ案件の詳細を示した情報照会画面や、必要に応じて手続をするための画面に移動し、そのまま手続をすることができる。また、To-do リストが用意されており、ログインしたユーザーがログイン日の1か月以内に処理しなければならない案件が表示される。

・文書作成ソフトウェア

：特許、実用新案、意匠及び商標の出願、中間手続に必要な書面の作成を補助するソフトウェアである（下記表参照）。これらは、個別にダウンロードも可能であるが、別途統合されたツールとしてもダウンロード可能となっている。この統合ソフトウェアは、出願の基本的な書面を作成するための初心者用と、その他頻度の高い手続の書面を作成するツールを含む専門家用とがそれぞれ用意されている。

表 141 書面作成ソフトウェア一覧³⁰³

区分		提供内容
書面作成	書式ビルダー (NKEAPS)	特許、実用新案、デザイン、商標などの出願及び中間手順書（意見書等）及び登録の審判手続等に必要な書式を作成し、特許庁に提出する。
	統合書式ビルダー (PKEAPS)	書式ビルダー（NKEAPS）で提供される機能と国際商標出願（MM）の書式の作成、国際デザイン出願（DM）書式の作成、添付書類の IME の機能を一括提供する。
明細書作成	統合明細書ビルダー (NK-Editor)	明細書、PCT 明細書を作成することができる特許文書作成専用ワープロ型のソフトウェア
その他	通知の閲覧機	特許庁では、オンラインで送信した通知書と証明書類を閲覧し、印刷することができる。
	添付書類の IME	願書、補正書等の書式提出時委任状は、証明書などをスキャンし、変換して書式に簡単に添付できるよう支援する。
	序列リストビルダー (KOPATENTIN)	生命工学関連の特許出願時に配列表を作成するよう支援する。
	序列リストビルダー (PATENTIN)	生命工学関連の特許出願時に配列表を作成する支援する。 ※大容量の序列リストを作成する時に使用する。
	3D Viewer	3D デザイン出願時の図面を確認できる。

これらのソフトウェアは、電子申請システムと連動しており、ソフトウェアの使用中にそのまま提出処理をすることができる。具体的には、書面の作成後、オンライン提出ウイ

³⁰³ 「□□□□ SW □□（電子出願 SW のインストール）」特許庁 WEB サイト内、URL: <http://www.patent.go.kr/jsp/kiponet/ma/websolution/OnlineInstall.jsp> [最終アクセス日：2018年1月12日]

ザードを起動させると、送信用ファイルが自動的に作成され、そのまま電子証明書による認証の上、送信することができる。記録媒体でKIPOに直接提出するための保存用ファイルの作成も同様に行うことができる。

② 電子出願システムで可能な主な手続

ほぼすべての手続がオンラインで手続可能となっている。それぞれの手続は、出願、中間対応及び審判請求等は文書作成用ソフトウェアから行い、WEBサイトでは、通知の受信、手数料の支払等、それぞれ手続別の入口が用意されており、ログインをしてから手続が可能となる。それぞれの手続やシステムへのログインには、電子証明書が必要となる。

表 142 KIPO の電子出願システムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続
特許・実用新案、意匠、商標	<ul style="list-style-type: none"> <専用ソフト> ・国内出願 ・国際出願（PCT、ハーグ、マドプロ） ・委任状等の提出（出願時） ・審判請求（拒絶査定不服、無効、取消、権利範囲確認、特許取消申請） ・オフィスアクションの応答 <ul style="list-style-type: none"> <WEB サイト> ・各種通知の受信 ・年金支払 ・各種証明書等の申請と受領 ・既存案件の管理（一覧で確認の照会可能） ・手数料の支払、払戻しの申請他 ・国有特許・通常実施権の申請 ・代理人情報照会 ・一か月以内に必要な手続のリマインダ ・一括審査請求（特許のみ） ・予備審査請求 ・予納による自動支払の設定、支払履歴の確認

その他、出願又は登録後の必要な手続について e-mail 又は携帯電話の SMS で通知を受け取ることもできる³⁰⁴。

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

ブラウザは、Internet Explore8 以上であり、Edge や Google Chrome はサポートされていない。添付ファイルを PDF で提出することが可能である。

³⁰⁴ 「便利なサービスの申し込み」特許路 WEB サイト内、URL: <http://www.patent.go.kr/jsp/ka/menu/support/main/SupportMain01.jsp> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 16 日]

■ 特許・実用新案

イメージファイルのフォーマットは、解像度 300dpi から 400dpi (300dpi を推奨) で TIFF 形式はモノクロのみとなる。なおカラー又はグレースケールの場合は JPEG でもよい (特許法施行規則第 15 号書式)。図面の場合は大きさが 165×222mm までと指定されている (特許法施行規則第 17 号書式³⁰⁵⁾ ³⁰⁶。

■ 意匠

イメージファイルのフォーマットは、解像度 300dpi から 400dpi (300dpi を推奨) で TIFF 形式はモノクロのみとなる。なおカラー又はグレースケールの場合は JPEG でもよい。図の代わりに写真を提出する場合は、7cm×10cm から 10cm×15cm までの大きさとなる。図面を 3次元モデリングで表す場合は、3DS (3D Studio)、DWG (Drawing)、DWF (Design Web Format)、IGES (Initial Graphic Exchange Specification) 又は 3DM (3 Dimensional Modeling) を使用することができる。また、参考図面として動画ファイル形式を使用することもできる。この場合のフォーマットは、SWF (Small Web Format)、MPEG (Moving Picture Experts Group)、WMV (Window Media Video) 又は Animated GIF (Graphics Interchange Format) ファイルを使用することができる。640×480 のレベルで毎秒の容量が 600 から 700K/sec を超えない範囲とし、1 出願で 200MB までとなる (デザイン保護法施行規則別紙第 4 号書式デザイン図面³⁰⁷⁾。

■ 商標

イメージファイルのフォーマットは、解像度 300dpi から 400dpi (300dpi を推奨) で JPEG 又は PNG を使用することができる。白黒、カラー又はグレースケールのいずれも使用できる。また、色彩又は色彩の組合せの商標は 8cm×8cm の枠内に彩色する必要がある。音の商標の場合は、MP3 (MPEG Audio Layer-3) 又は WAV (WAVE ファイル) のファイル形式で提出する必要があり、ファイルサイズは 3MB までである。ホログラム又は動きの商標の場合は、AVI、MPEG-4 (Moving Picture Experts Group4)、又は WMV のファイル形式で作成する必要

³⁰⁵ 「特許法施行規則」国立法律情報センターWEB サイト内、URL: <http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&subMenu=1&query=%ED%8A%B9%ED%97%88%EB%B2%95+%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99&x=0&y=0#undefined> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 14 日]

³⁰⁶ 実用新案も同様である (実用新案法施行規則別紙第 1 号書式実用新案登録出願願書)

³⁰⁷ 「デザイン保護法施行規則第 4 号書式書面」国立法律情報センターWEB サイト内、URL: <http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&p1=&query=%EB%94%94%EC%9E%90%EC%9D%B8%EB%B3%B4%ED%98%B8%EB%B2%95+%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99&x=0&y=0#undefined> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 14 日]

があり、ファイルサイズは合計 10MB を超えることはできない（商標法施行規則別紙第 3 号書式 願書³⁰⁸）。

（iii）電子証明書について

手続を行う際には、電子証明書が必要である。使用可能な電子証明書は、公認の発行機関から発行された汎用の電子証明書、公認の発行機関から発行された銀行の公認電子証明書、又は韓国貿易情報通信で発行された特許庁専用の電子証明書のいずれかから選択できる³⁰⁹。認証局としては、韓国貿易情報通信の公認認証センターがあり、法人と個人それぞれの電子証明書を発行している³¹⁰。

電子証明書は、初めて KIPO へ手続を行う際に取得する特許ユーザー番号取得時に必要となる。特許ユーザー番号は、KIPO の WEB ブラウザ方式のシステムを使用する場合に共通して使用される番号となる。

特許ユーザー番号を取得するには、個人の場合は住民登録簿本又は戸籍証明書、法人の場合は法人登記事項全部証明書、事業者登録証が必要となる。

（iv）手数料等の納付について

手数料等の納付は、銀行窓口からの銀行振り込み、銀行口座からの自動振替、金融決済院の電子決済サービスの口座振替で行うことができる。又は、KIPO で事前登録した口座からの自動振替、クレジットカードによる支払も可能である³¹¹。

なお、出願システム内で手数料の支払だけでなく、手数料の返還申請や、支払履歴の確認なども行うことができる³¹²。

³⁰⁸ 「商標法施行規則別紙第 3 号書式 願書」国立法律情報センター WEB サイト内、URL: <http://www.law.go.kr/lsSc.do?menuId=0&pl=&query=%EB%94%94%EC%9E%90%EC%9D%B8%EB%B3%B4%ED%98%B8%EB%B2%95+%EC%8B%9C%ED%96%89%EA%B7%9C%EC%B9%99&x=0&y=0#J7280265> [最終アクセス日: 2018 年 2 月 5 日]

³⁰⁹ 「証明書の使用登録—公認証明書」特許路 WEB サイト内、URL: <https://www.patent.go.kr/jsp/ka/pki/kipocertmgr/KCertMgrView.do> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 13 日]

³¹⁰ 「申請手続のご案内」韓国貿易情報通信公認認証センター WEB サイト内、URL: <http://www.tradesign.net/patent/registration.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 13 日]

³¹¹ 「手数料についてのご案内」特許路 WEB サイト内、URL: <http://www.patent.go.kr/jsp/ka/menu/fee/main/FeeMain01.jsp> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 13 日]

³¹² 「手数料の納付」特許路 WEB サイト内、URL: <http://www.patent.go.kr/jsp/ka/menu/fee/main/FeeMain02.jsp> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 13 日]

(v) 電子出願率

2016年のオンライン出願件数及び電子出願率は以下のとおりである³¹³。

表 143 電子出願率 (代理人)

区分	特許 (代理人)	実用新案 (代理人)	デザイン (代理人)	商標 (代理人)	小計 (代理人)
オンライン出願	192997	5652	47095	131760	242108
電子出願率	100%	97%	99%	100%	100%

表 144 電子出願率 (本人出願)

区分	特許 (本人出願)	実用新案 (本人出願)	デザイン (本人出願)	商標 (本人出願)	小計 (本人出願)
オンライン出願	12943	1321	15401	30872	402212
電子出願率	86%	67%	89%	80%	83%

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

電子出願に関する情報を取りまとめた「特許路³¹⁴」というポータルサイトが用意されている。このWEBサイトでは、特許、実用新案、意匠及び商標の出願をはじめとする各種電子手続に関する情報の取得や、ログインをすることで各種手続をすることができる。また、ログインのための利用登録、電子証明書取得の案内や認証局へのリンク、専用ソフトウェアの配布など、電子手続に関するツール等も可能となっている。

³¹³ 「代理人の有無別の電子出願」 KIPO WEB サイト内、URL: <http://ipstat.kipi.or.kr/ipStat/sta/selectStatisticContentsList.do?statID=70003&type=1&sumYN=> [最終アクセス日: 2018年1月7日]

³¹⁴ 「特許路トップページ」 特許路 WEB サイト内、URL: <http://www.patent.go.kr/portal/Main.do> [最終アクセス日: 2018年1月14日]



图 156 特許路トップページ

このトップページ中央のアイコンが並んだ部分では、国内出願、審判請求、提出結果の照会、KIPOからの通知を確認できる受信箱、過去の案件を確認できるアーカイブ、各種証明書の発給申請、申請した証明書の受信箱、手数料の納付といった、各種目的に応じて細かいショートカットが用意されている。それぞれのショートカットを選択すると、各手続に応じた案内表示がなされる。出願等の手続に関しては、書面作成用ソフトウェアから行う必要があるが、その他出願後のステータス確認などの非公開情報へのアクセスはすべてWEBサイトへログオンすることが必要となる。ログオンには、電子証明書に関するソフトウェア等が事前にインストールされている必要があり、ログオンのたびに電子証明書を使用した認証がなされる。

(7) インドネシア

(i) 概要

インドネシアでは、特許、意匠及び商標に関する出願システムは、すべて WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。インドネシア特許庁の WEB サイトでは、各法域の e-filing を行うためのログオン用の WEB ページが用意されている。手続を行うには、事前にシステムの利用登録が必要であり、手続を行うにはログオンが必要となる。ただし、利用登録の方法やシステムの使用方法等を示したマニュアル類は公開されていない。2017 年 8 月 1 日から特許出願に関する手続の受付を開始した。

表 145 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	—	○	不明
意匠	—	○	不明
商標	—	○	不明

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

DGIP では、2017 年 8 月 1 日から特許、意匠、商標及び著作権について WEB ブラウザ方式のシステムが採用され、運用が始まった。システムを使用するには、まずユーザー名とパスワードを登録しておかなければならない。当該ユーザー名とパスワードで各法域共通してシステムを使用することができる。なお、システムの開発には WIPO が協力している。なお、電子出願システムのマニュアルは公開されていない。

② 電子出願システムで可能な主な手続

特許、意匠及び商標についての出願手続及び年金支払を行うことができる。また、出願後の手続も行うことができるとあるが、その詳細はインドネシア特許庁 WEB サイトには掲載されていない。また、著作権に関する手続も行うことができる³¹⁵。

³¹⁵ 「Account Information」インドネシア特許庁 WEB サイト内、URL: <https://registrasi.dgip.go.id/> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 14 日]

表 146 出願システムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続
特許・意匠・ 商標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 年金支払 ・ 出願後の手続

③ 出願書面等のフォーマット等

■ 特許・実用新案

使用可能なファイル形式は、PDF 又は Microsoft Word 形式を使用することができる。また、添付書類として電子ファイルを提出することができるが、上述の形式で CD や USB でも提出することができる³¹⁶。その他の法域については公開されていない。

(iii) 電子証明書について

出願等の手続については、まだ公開された情報がない。なお、商標権の更新申請手続には電子証明書は不要であり、システムにログインするだけで手続を行うことができる³¹⁷。

(iv) 手数料等の納付について

商標の更新登録手続については、銀行窓口での現金による銀行振り込み、インターネット上の銀行振り込み及び銀行の ATM からの支払が可能となっている³¹⁸。

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数は以下のとおりである³¹⁹。なお、2016 年の特許の出願件数と電子出願率は公表されていない。

³¹⁶ 「Inclusion of Electronic Documents in Submission of a Patent Application」インドネシア特許庁 WEB サイト内、URL: <http://www.dgip.go.id/info-terbaru> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 14 日]

³¹⁷ 「平成 27 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 主要国、機関及び台湾における電子出願環境に関する調査研究報告書」164 頁から 170 頁、一般社団法人日本国際知的財産保護協会 (2016 年 3 月)

³¹⁸ 「平成 27 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 主要国、機関及び台湾における電子出願環境に関する調査研究報告書」164 頁から 170 頁、一般社団法人日本国際知的財産保護協会 (2016 年 3 月)

³¹⁹ 「Statistical Country Profiles Indonesia」WIPO WEB サイト内、URL: http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=ID [最終アクセス日: 2018 年 1 月 14 日]

表 147 2016 年の出願件数

	特許	意匠	商標
出願件数	—	2,700	51,041
電子出願率	—	—	—

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

電子出願システムに関する情報は公開されていない。

(8) シンガポール

(i) 概要

シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore ; IPOS、以下 IPOS と表記する。) では、電子出願システムとして、すべての法域で WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。手続には事前の利用登録が必要であり、手続を行う際又は利用登録等の際に電子証明書は要求されていない。また、手続は電子出願ポータルサイトである IP²SG (Intellectual Property to Singapore ; 以下、IP²SG) から行うことができる。

表 148 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	—	○	不要
意匠	—	○	不要
商標	—	○	不要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

シンガポールでは、特許、意匠及び商標に関する出願システムは、すべて WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。システムを使用するには、利用登録を行わなくても検索等での利用は可能であるが、手続等のすべての機能を利用するにはシステムへの利用登録が必要となっている³²⁰。

ログイン後は、ユーザー毎のポータルサイトを利用でき、同じポータルサイトに複数ユーザーを接続可能としたり権限を付与したりできる管理機能や、各案件の追跡やステータスの確認、特許等の年金の期限管理、商標権の更新等の期限、手数料等の履歴の確認も可能となっている³²¹。加えて、弁理士等の代理人用の機能として My Clients' IP というツールも利用できる³²²。これは、異なる出願人の案件や履歴を自分のポータルサイトで確認できるというツールである。また、eAlert というサービスが 2016 年 11 月から開始され

³²⁰ 「FAQ」 IPOS IP²SG WEB サイト内、URL: <https://www.ip2.sg/RPS/FAQ/FAQP.aspx> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³²¹ 「Customer Portal」 IPOS IP²SG WEB サイト内、URL: <https://www.ip2.sg/RPS/WP/UserManual.aspx> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³²² 「Customer Portal (My IP My Clients IP)」 IPOS IP²SG WEB サイト内、URL: <https://www.ip2.sg/RPS/WP/UserManual.aspx> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

た³²³。これは登録した案件について何らかのステータス変動（更新や移転、ライセンスの登録など）があった場合、登録した e-mail アドレスにその旨のアラートが送信されるというサービスである。

② 電子出願システムで可能な主な手続

IPOS のシステムでは、出願手続をはじめとして、中間手続や手数料の納付等を行うことができる。また、利用登録後に使用できるユーザー用のポータルサイトでは、手数料の納付履歴の照会、手続履歴の確認、IPOS からの通知の受信等を行うことができる³²⁴。

表 149 IPOS のシステムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続
特許・実用新案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 国際出願（PCT）、国内移行 ・ 出願審査請求、早期審査請求 ・ 自発補正 <ul style="list-style-type: none"> ・ オフィスアクションの応答 ・ 権利の移転 ・ 審判請求（無効） ・ 訂正 ・ 委任状等の提出
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 出願の補正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠権の放棄
商標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 国際出願（マドプロ） ・ 更新申請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自発補正 ・ 審判請求（異議、無効、取消）
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ IPOS 予納口座の履歴照会 ・ 銀行口座振替の履歴照会 ・ 権利の放棄 ・ IPOS からの通知の受領 <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間延長 ・ 手続履歴の確認 ・ 証明等の請求 ・ 審査官へのアポイントメント

③ 出願書面等のフォーマット等

■ WEB ブラウザ等

使用可能な WEB ブラウザは、Internet Explorer 7 以降、Google Chrome 31 以降、又は Mozilla Firefox 22 以降である³²⁵。

提出書面は、テキスト検索可能な PDF 形式が推奨されている。

³²³ 「Circular No.9/2016 Launch of eAlert Facility in IP2SG」 2016 年 11 月 1 日、IPOS WEB サイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/trade-marks/circulars/2016/2016-circular-9---launch-of-ealert-facility-in-ip2sg41e21877c2d0635fa1cdff0000abd271.pdf> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³²⁴ 「USER MANUALS」 IPOS IP²SG WEB サイト内、URL: <https://www.ip2.sg/RPS/WP/UserManual.aspx#> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³²⁵ 「IP²SG IT Requirements」 IPOS IP²SG WEB サイト内、URL: <https://www.ip2.sg/RPS/WP/UserManual.aspx> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

■ 特許・実用新案

A4 サイズの PDF 形式で提出し、クレームを含む明細書又はクレームを含まない明細書と、図面及び要約書は別々のファイルで提出する。図面以外のファイルの解像度は 200dpi が推奨されており、図面のファイルは 300dpi でスキャンしたものが推奨されている。またすべてのイメージファイルは白黒又はグレースケールで保存する必要がある。その他の添付ファイルは PDF 形式で最大 100MB までとなっている。ファイル容量が 100MB を超える場合は、CD-R 又は DVD-R で提出することができる³²⁶。

■ 意匠³²⁷

意匠を表す図面は、線画、写真のいずれでもよく、写真は A4 サイズの紙に貼った状態で提出することができる。電子出願の場合は、ファイル形式が JPG 又は JPEG フォーマットのみであり、各図は A4 サイズの紙に別々に表したものでなければならず、最大 10 図まで含めることができる。10 図以上添付した場合は、審査官は超えた分を無視することができるとしている。各図の大きさは、3×3cm から 13×15cm までであり、一出願のファイル容量が 100MB を超えてはならない。なお、カラーの制限はない。

■ 商標

商標を表すイメージファイルのファイル形式は、jpg、jpeg、bmp、tiff 又は tif のいずれかであり³²⁸、アップロードするイメージファイルのサイズが 2MB を超えないことが求められている。音商標の場合は、MP3 又は WAV ファイル、動きの商標については MPEG、AVI、MP4 又は WMV ファイルでも可能であり、最大 100MB までとなっている³²⁹。

(iii) 電子証明書について

電子証明書は使用していない。

³²⁶ 「FAQ」 IPOS IP²SG WEB サイト内、URL: <https://www.ip2.sg/RPS/FAQ/FAQP.aspx> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³²⁷ 「IP2SG PRACTICE DIRECTION NO. 1 OF 2017 ELECTRONIC ONLINE SYSTEM (EOS)」 IPOS WEB サイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/ip2sg-practice-direction-no-1-of-2017.pdf> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³²⁸ 「IP2SG PRACTICE DIRECTION NO. 1 OF 2017 ELECTRONIC ONLINE SYSTEM (EOS)」 IPOS WEB サイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/ip2sg-practice-direction-no-1-of-2017.pdf> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³²⁹ 「平成 27 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 主要国、機関及び台湾における電子出願環境に関する調査研究報告書」 164 頁から 170 頁、一般社団法人日本国際知的財産保護協会 (2016 年 3 月)

(iv) 手数料等の納付について

手数料等の支払方法は、窓口での現金支払い、小切手又は銀行振替、IP²SG を介したインターネットバンキング、GIRO というオンライン支払サービスを介した支払、デビットカード又はクレジットカードから選択することができる³³⁰。

手数料の支払手続は、IP²SG の「eNETS」というシステム又はログイン後のポータルサイトから行うことができる。

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数は以下のとおりである³³¹。なお、電子出願率は公表されていない。

表 150 2016 年の出願件数

	特許	意匠	商標
出願件数	6,684	3,670	28,186
電子出願率	—	—	—

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

電子出願システムに関する情報は、電子出願用の専用 WEB サイトである IP²SG にまとめられている。また、同 WEB サイトからシステムにログインし、手続を行うことができる。

この WEB サイトでは、それぞれの手続に応じたマニュアルが整備されており、ユーザーは必要に応じて該当する手続のマニュアルを参照できるようになっている。

³³⁰ 「Payment modes」 IPOS WEB サイト内、URL: <https://www.ipos.gov.sg/payment> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³³¹ 「Statistical Country Profiles Singapore」 WIPO WEB サイト内、URL: http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=SG [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

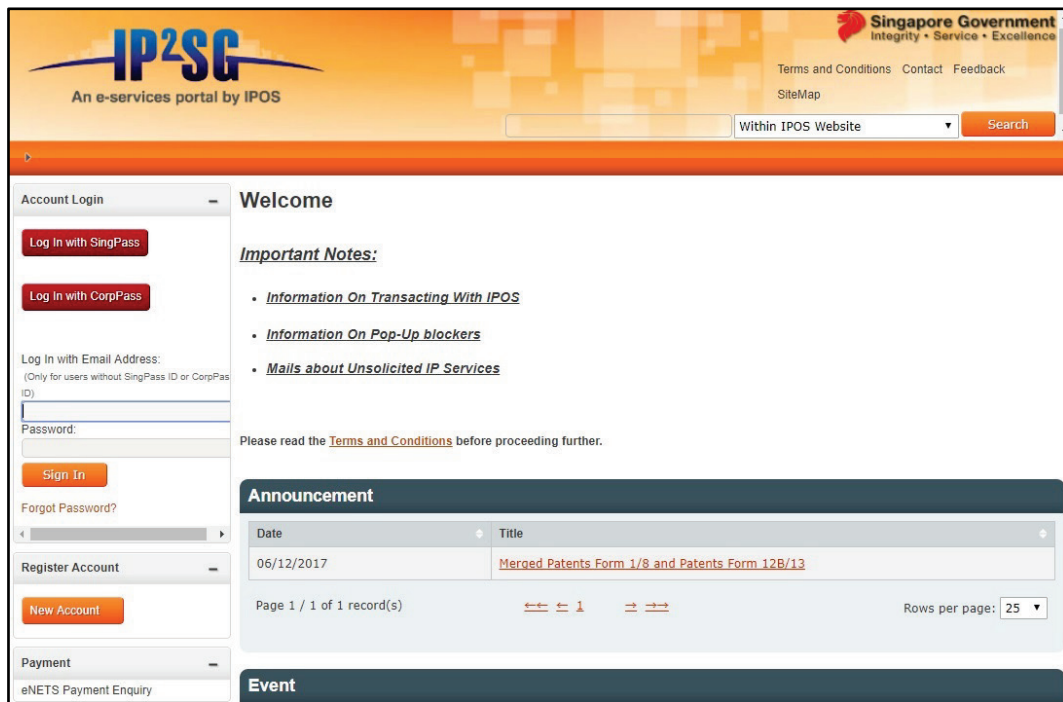


図 157 IP²SG トップページ³³²

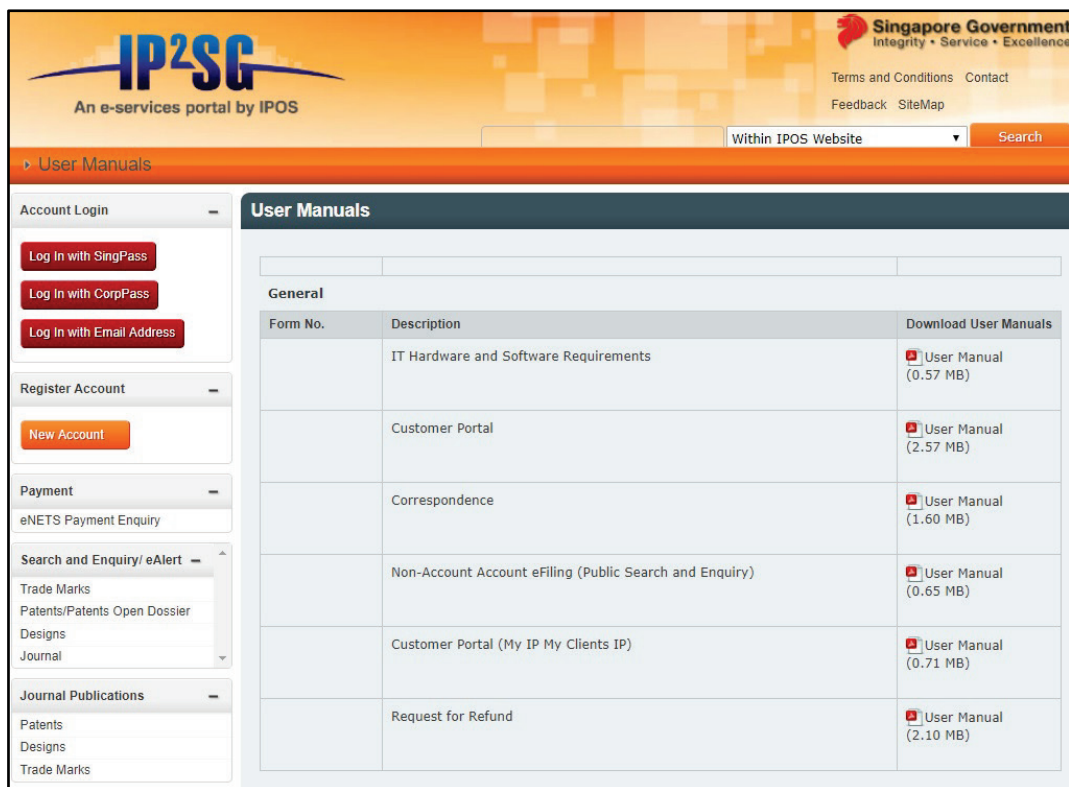


図 158 IP²SG ユーザーマニュアル一覧³³³

³³² 「IP²SG トップページ」 IPOS IP²SG WEB サイト内、URL: <https://www.ip2.sg/RPS/WP/UserManual.aspx> [最終アクセス日: 2018年1月15日]

³³³ 「User Manuals」 IPOS IP²SG WEB サイト内、URL: <https://www.ip2.sg/RPS/WP/UserManual.aspx> [最終アクセス日: 2018年1月15日]

(9) タイ

(i) 概要

タイ知的財産局 (Department of Intellectual Property ;DIP、以下、DIP と表記する。)では、特許、小特許、意匠及び商標について WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。手続を行うには事前の利用登録が必要であるが、手続には電子証明書による認証は求められていない。

表 151 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・小特許	—	○	不要
意匠	—	○	不要
商標	—	○	不要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

DIP では、電子出願システムに WEB ブラウザ方式のシステムを採用している。DIP には、特許・小特許、意匠及び商標のログイン画面が用意されている³³⁴。その他、商標の国際出願、著作権、e-Learning、知的財産権の商取引の WEB ページが用意されている。なおこれらのシステムを利用するには、事前の利用登録が必要である。

³³⁴ 「DIP e-SERVICES」DIP WEB サイト内、URL: <https://www.ipthailand.go.th/en/home-eng.html> [最終アクセス日: 2018年1月15日]

② 電子出願システムで可能な主な手続³³⁵

DIP では、主に出願から登録までの手続を行うことができる。商標の国際出願（マドプロ）は、2018年1月4日にマドリッド議定書の実施に関する法律等が交付され³³⁶、DIP WEB サイトでも商標の国際出願のログイン用ページが設けられている。利用登録を行うには、電子証明書を取得する必要がある³³⁷。

なお、電子出願システムに関するマニュアル類、その他関連情報はDIP WEB サイトには公開されていない。

表 152 DIP のシステムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続
特許、意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 国際出願（特許、ハーグ） ・ 出願審査請求書の提出(特許のみ)
商標	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフィスアクションへの応答 ・ 拒絶査定不服審判の請求

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

ブラウザは、Internet Explore 11以降、Mozilla Firefox 又はGoogle Chrome が推奨されている³³⁸。

³³⁵ 「平成 27 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 主要国、機関及び台湾における電子出願環境に関する調査研究報告書」164 頁から 170 頁、一般社団法人日本国際知的財産保護協会（2016 年 3 月）

³³⁶ 「DIP ニュース 2018 年 1 月 4 日」DIP WEB サイト内、URL: http://www.ipthailand.go.th/th/dip-news/item/%E0%B8%82%E0%B8%AD%E0%B9%80%E0%B8%9C%E0%B8%A2%E0%B9%81%E0%B8%9E%E0%B8%A3%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%99%E0%B8%B8%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%8D%E0%B8%8D%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%B4%E0%B9%80%E0%B8%81%E0%B8%B5%E0%B9%88%E0%B8%A2%E0%B8%A7%E0%B8%81%E0%B8%B1%E0%B8%9A%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%94%E0%B8%B3%E0%B9%80%E0%B8%99%E0%B8%B4%E0%B8%99%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%A0%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B9%83%E0%B8%95%E0%B9%89%E0%B8%9E%E0%B8%B4%E0%B8%98%E0%B8%B5%E0%B8%AA%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%94%E0%B8%A3%E0%B8%B4%E0%B8%94%E0%B9%83%E0%B8%99%E0%B9%80%E0%B8%A7%E0%B9%87%E0%B8%9A%E0%B9%84%E0%B8%8B%E0%B8%95%E0%B9%8C%E0%B8%81%E0%B8%A3%E0%B8%87%E0%B8%97%E0%B8%A3%E0%B8%B1%E0%B8%9E%E0%B8%A2%E0%B9%8C%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%99%E0%B8%97%E0%B8%B2%E0%B8%87%E0%B8%9B%E0%B8%B1%E0%B8%8D%E0%B8%8D%E0%B8%B2.html?category_id=2064 [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³³⁷ 「DIP CA 証明書の登録」DIP WEB サイト内、URL: <https://sso.ipthailand.go.th/register> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³³⁸ 「Trademark e-filing」DIP WEB サイト内、URL: <https://www.ipthailand.go.th/th/e-service/%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%9A%E0%B8%9A%E0%B8%88%E0%B8%94%E0%B8%97%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%9A%E0%B8%B5%E0%B8%A2%E0%B8%99%E0%B9%80%E0%B8%84%E0%B8%A3%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%84%E0%B9%89%E0%B8%B2-e-filing.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

■ 特許・小特許及び意匠

出願書類はテキストデータを含む PDF であり³³⁹、PDF 又は Microsoft Word 形式のフォームを DIP WEB サイトからダウンロードすることができる^{340, 341}。イメージファイルは JPEG 形式であり、カラー又はグレースケールによる提出が可能である。ファイル容量は、一つのファイルが 2MB までとなっている。

■ 商標

出願書類はテキストデータを含む PDF であり³⁴²、PDF 又は Microsoft Word 形式のフォームを DIP WEB サイトからダウンロードすることができる³⁴³。イメージファイルは JPEG、PNG 又は GIF 形式を使うことができ、カラー又はグレースケールによる提出が可能である。ファイル容量は、一つのファイルが 500KB まででサイズが 5×5cm が上限となっている。

(iii) 電子証明書について

特許や商標の出願手続には、電子証明書は求められていない。各電子出願システムにログインする際も同様である^{344, 345}。

知的財産庁システムへの利用登録の際に電子証明書の取得が必要となる。電子証明書は DIP が発行し、発行から 5 年間有効である³⁴⁶。

³³⁹ 「平成 27 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 主要国、機関及び台湾における電子出願環境に関する調査研究報告書」164 頁から 170 頁、一般社団法人日本国際知的財産保護協会（2016 年 3 月）

³⁴⁰ 「特許サンプルフォーム」DIP WEB サイト内、URL: <https://www.ipthailand.go.th/th/patent-007.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³⁴¹ 「意匠サンプルフォーム」DIP WEB サイト内、URL: <https://www.ipthailand.go.th/th/design-patent-007.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³⁴² 「平成 27 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 主要国、機関及び台湾における電子出願環境に関する調査研究報告書」164 頁から 170 頁、一般社団法人日本国際知的財産保護協会（2016 年 3 月）

³⁴³ 「サンプルフォーム」URL: <https://www.ipthailand.go.th/th/patent-007.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³⁴⁴ 「Trade Mark manual register」DIP WEB サイト内、URL: <http://tmonline.ipthailand.go.th/DipInternetWeb/profile/index.jsf> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

³⁴⁵ 「知的財産部通知 インターネット経由での特許又は小特許の出願のための規則、手続及び条件、申請その他の請求」http://patentonline.ipthailand.go.th/ePatent/App_InternetRegis/Agreement.aspx [最終アクセス日: 2018/01/15] なお、本通知のタイトルは仮訳である。

³⁴⁶ 「DIP CA 証明書の登録」DIP WEB サイト内、URL: <https://sso.ipthailand.go.th/register> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 15 日]

(iv) 手数料等の納付について

手数料等の納付には、現金による銀行窓口で銀行振り込みのみである³⁴⁷。

(v) 電子出願率

2016年の出願件数は以下のとおりである³⁴⁸。なお、電子出願率は公表されていない。

表 153 2016年の出願件数

	特許	小特許	意匠	商標
出願件数	7,820	2,621	4,923	51,613
電子出願率	—		—	—

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

電子出願システムに関しては、マニュアルや解説ページ等、電子出願システムに関する情報はほとんど開示されていない。DIPのWEBサイトには、オンラインサービスへのリンクをまとめたオンラインサービス一覧のページがあり、商標と特許のオンライン手続ページへ移動することができる(次ページの図参照)。なお、下記図にあるリンク先には、特許と商標のオンラインサービスのページがあるが、いずれもリンクをクリックするとそのままログインページや検索用のWEBサイトにつながるのみであり、ログインページにも出願等に関する情報は掲載されていない。

³⁴⁷ 「平成27年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 主要国、機関及び台湾における電子出願環境に関する調査研究報告書」164頁から170頁、一般社団法人日本国際知的財産保護協会(2016年3月)

³⁴⁸ 「Annual Report」77頁から80頁、DIP WEBサイト内、URL: <https://www.ipthailand.go.th/en/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%88%E0%B8%B3%E0%B8%9B%E0%B8%B5/item/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%88%E0%B8%B3%E0%B8%B5-2560.html> [最終アクセス日: 2018年1月15日]



図 159 オンラインサービスページ³⁴⁹

³⁴⁹ 「DIP e-SERVICES」 DIP WEB サイト内、URL: <https://www.ipthailand.go.th/en/home-eng.html> [最終アクセス日: 2018年1月15日]



図 160 商標オンラインサービスページ³⁵⁰

³⁵⁰ 「Trademark e-filing」 DIP WEB サイト内、URL: <https://www.ipthailand.go.th/th/e-service/%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%9A%E0%B8%9A%E0%B8%88%E0%B8%94%E0%B8%97%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%9A%E0%B8%B5%E0%B8%A2%E0%B8%99%E0%B9%80%E0%B8%84%E0%B8%A3%E0%B8%B7%E0%B9%88%E0%B8%AD%E0%B8%87%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%84%E0%B9%89%E0%B8%B2-e-filing.html#> [最終アクセス日: 2018年1月15日]

กรมทรัพย์สินทางปัญญา
DEPARTMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY

TH EN เข้าสู่ระบบ สมัครสมาชิก ติดต่อกรม กฎหมาย

ระบบสิทธิบัตร e-filing

09.10.59 67454

ระบบจดทะเบียนสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรออนไลน์
(Patent e-filing)

ระบบจดทะเบียนสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร
(สำหรับประชาชน)

ระบบจดทะเบียนสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร
(สำหรับเจ้าหน้าที่ภาคบังคับจังหวัด)

ระบบสืบค้นข้อมูลสิทธิบัตรทั่วโลก
(Search Patent System)

★ **ขอแนะนำการใช้งาน**
ระบบจดทะเบียนสิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตรออนไลน์ (e-filing) จะใช้งานได้ดีกับ Internet Explorer (IE) เวอร์ชัน 11 หรือสูงกว่าเท่านั้น ถ้าหากใช้งานกับ Mozilla Firefox หรือ Google Chrome จะไม่สามารถใช้งาน ตรวจสอบข้อมูล สิทธิบัตร/อนุสิทธิบัตร และการออกแบบฟอร์มบางอย่างได้

図 161 特許オンラインサービスページ³⁵¹

³⁵¹ 「Patent e-filing」 DIP WEB サイト内、URL: <https://www.ipthailand.go.th/th/e-service/%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B8%9A%E0%B8%9A%E0%B8%88%E0%B8%94%E0%B8%97%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%9A%E0%B8%B5%E0%B8%A2%E0%B8%99%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%97%E0%B8%98%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%A3-%E0%B8%AD%E0%B8%99%E0%B8%B8%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%97%E0%B8%98%E0%B8%B4%E0%B8%9A%E0%B8%B1%E0%B8%95%E0%B8%A3-e-filing.html> [最終アクセス日: 2018年1月15日]

(10) フィリピン

(i) 概要

フィリピン知的財産庁 (The Intellectual Property Office of the Philippines ; IPOPHL、以下、IPOPHL と表記する。) IPOPHL では、出願システムは WEB ブラウザ方式のシステムのみであり、各法域それぞれ専用のサイトが用意されている。可能な手続は新規出願のみであり、手続時に電子証明書は要求されない。出願手続は海外からも直接行うことができるが、特許及び実用新案の場合は出願手続時にフィリピン国内の代理人の指定及び委任状の提出が必要である。なお、意匠と商標の場合は、出願後 60 日以内にフィリピン国内の代理人の指定及び委任状を提出すればよい。手数料等の納付は、フィリピン知的財産庁の窓口で現金で直接支払うか、Dragonpay と呼ばれるオンライン支払システムで支払うことができる。

表 154 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許	—	○	不要
実用新案	—	○	不要
意匠	—	○	不要
商標	—	○	不要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成 ^{352, 353, 354, 355}

① 電子出願システムの概要

IPOPHL では、特許、実用新案、意匠及び商標の出願はすべて WEB ブラウザ方式のシステムで行うことができる。法域ごとの専用ページが設けられており、IPOPHL の WEB サイトからそれぞれ接続することができる。

³⁵² 以下、特に説明のない場合は、特許の内容については、FAQ の記載に基づく。「REQUEST FOR GRANT OF A PHILIPPINE PATENT ONLINE FREQUENTLY ASKED QUESTIONS」フィリピン知的財産庁 WEB サイト内、URL : <http://onlineservices.ipophil.gov.ph/EInventionfile/FAQs.aspx> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 26 日]

³⁵³ 以下、特に説明のない場合は、実用新案の内容については、FAQ の記載に基づく。「APPLY FOR A UTILITY MODEL ONLINE FREQUENTLY ASKED QUESTIONS」フィリピン知的財産庁 WEB サイト内、URL : <http://onlineservices.ipophil.gov.ph/EUMfile/UMeFile.aspx> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 26 日]

³⁵⁴ 以下、特に説明のない場合は、意匠の内容については、FAQ の記載に基づく。「APPLY FOR A DESIGN ONLINE FREQUENTLY ASKED QUESTIONS」フィリピン知的財産庁 WEB サイト内、URL : <http://onlineservices.ipophil.gov.ph/eIDFile/eIDFile.aspx> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 26 日]

³⁵⁵ 以下、特に説明のない場合は、商標の内容については、FAQ の記載に基づく。「REQUEST FOR REGISTRATION OF A PHILIPPINE TRADEMARK ONLINE FREQUENTLY ASKED QUESTIONS」フィリピン知的財産庁 WEB サイト内、URL : <http://onlineservices.ipophil.gov.ph/etmfile/faq.html> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 26 日]

電子証明書の提出は不要であり、海外から直接出願することも可能である。ただし、特許及び実用新案に出願に関しては、出願時にフィリピン国内の代理人を指定し、委任状を添付する必要がある。意匠及び商標の出願では、出願時にフィリピン国内の代理人の指定は不要であるが、出願から 60 日以内に代理人を指定し、委任状等を提出する必要がある。手続は、メンテナンス時を除き、24 時間 365 日可能となっている。

② 電子出願システムで可能な主な手続

当システムで可能な手続は新規の出願のみである。なお、フィリピン国内の出願だけでなく、PCT の国内移行も可能となっている（この場合、国際出願番号等が必要となる）。中間手続等のその他の手続については、従来どおり紙書類が送付される。なお、出願についての紙の書面による提出は不要である。

また、下記の書面に関しては、出願時の添付書類としてオンラインで提出することができる。これらの書面はすべて PDF で提出しなければならない。出願時に提出できない場合は、フィリピン知的財産庁からの通知により紙の書面で提出する必要がある。

- ・ 優先権証明書、英語による翻訳文
- ・ 委任状、譲渡証等の出願に必要なその他の書面
- ・ 出願料の減免をうけるための中小企業の宣誓書

出願が受理された場合、出願人又は代理人に対し、出願書面の電子ファイルと受領書となる「Statement of Account (SOA)」がリアルタイムでメールにより送信される。

(b) 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

Google Chrome、Firefox、Internet Explore の最新版が推奨されている。

■ 特許・実用新案

クレーム、明細書、要約及び必要な図面について、テキストベースの PDF を用意しておく必要がある。また、XML ファイルでもよい。

■ 意匠

意匠の名称や意匠の特徴等を示す説明文及びクレームについては、テキストベースのPDFで提出する必要がある。また、XML ファイルでもよい。また、図面は白黒で提出することが求められるが、理解の助けとするために参考としてカラー図面でも提出することができる。図面のイメージファイルは、ファイル形式が JPEG、解像度が 300dpi、最大 17cmx24cm (800x600pixels)、ファイル容量が最大 1MB である。

■ 商標

商標が図形や立体商標である場合は、8cm×8cm を超えない範囲の JPEG 形式（色彩を主張しなければ白黒）で提出する必要がある。文字商標の場合は図の提出は不要である。また、XML ファイルでもよい。

(iii) 電子証明書について

出願手続時には電子証明書は不要である。

(iv) 手数料等の納付について

出願手続後に送付される SOA に料金の詳細が記載されており、出願日から 1 か月以内に指定された金額を支払わなければならない。

手数料等の納付は、各法域の出願手続で共通であり、IPOPFL へ直接現金で支払う方法と、「Dragonpay」と呼ばれるオンライン支払システムを通して支払う方法の 2 つがある。

Dragonpay は、出願手続等に限らず商品の売買でも使用できるシステムであり、Dragonpay による支払は、指定された銀行の口座からオンラインバンキングによる支払、指定された銀行又は Dragonpay の窓口で現金での支払の 3 つから選択できる³⁵⁶。

手数料の納付をもって出願手続が完了したこととなり、受領書が出願人に送付され、この受領書に出願番号と出願日が記載されている。

³⁵⁶ "Dragonpay ONLINE PAYMENT SOLUTION," Dragonpay WEB サイト内、URL : <https://www.dragonpay.ph/online-payments> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 26 日]

(v) 電子出願率

2016年の出願件数は以下のとおりである。なお、電子出願率は公表されていないが、海外知財庁質問票調査によって得た情報を参考として示す。

表 155 2016年の出願件数及び電子出願率

	特許	実用新案	意匠	商標
出願件数 ³⁵⁷	3,419	1,191	1,569	32,776
電子出願率 ³⁵⁸	0.07%		0.55%	4.78%

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

① 電子出願システムに関する情報の所在

WEBブラウザ方式のシステムには、IPOP HLのWEBサイトから直接アクセスすることができる。図1に示すように、法域別にシステムへのリンクとFAQがそれぞれ用意されており、出願手続等に関する情報はFAQに集約されている。

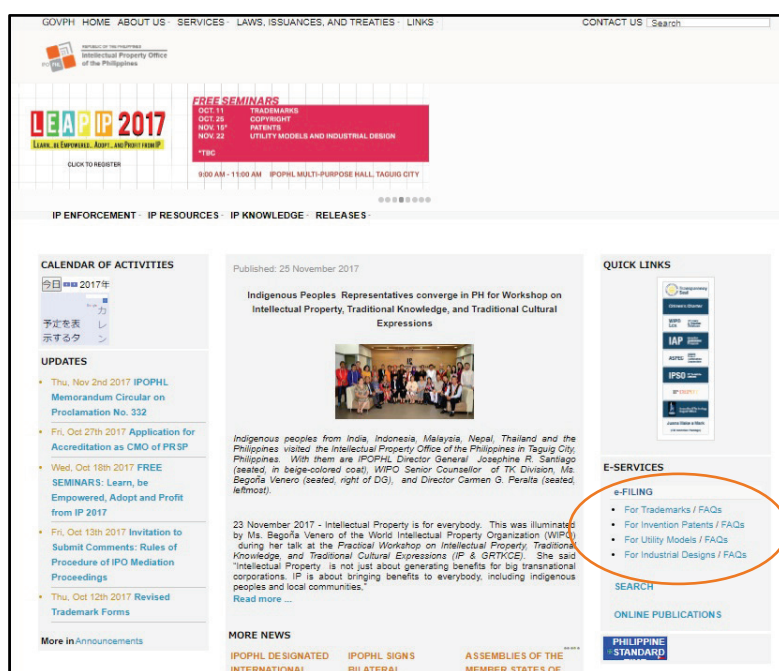


図 162 IPOP HL トップ画面³⁵⁹

³⁵⁷ 「WIPO IP Statistics Data Center」WIPO WEB サイト内、<https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm?tab=patent> [最終アクセス日：2018年2月6日]

³⁵⁸ 海外知財庁質問票調査の結果に基づく。

³⁵⁹ 「IPOP HL WEB サイトトップ画面」、URL：<http://122.49.208.245/ipophlweb112217/#e-filing> [最終アクセス日：2017年11月26日]

例えば、商標の FAQ は以下のようにになっている。



図 163 商標ヘルプ画面³⁶⁰

また、IPOPHL の WEB サイトトップページから出願用サイトのリンクをクリックすると、そのまま必要な情報の入力促され、順を追って出願に必要な情報等を入力することになる。次ページの図は商標の出願用サイトの最初のページである。ここでは、出願する商標のタイプを選択する。なお、XML ファイルを事前に用意して、ファイルをアップロードすることや、これまで入力してきた内容を XML ファイルでアウトプットすることも可能となっている（次ページの図の右上部分）。後に続きを入力したい場合は、アウトプットした XML ファイルを「Import Application XML」ボタンからアップロードすれば、入力したところまでの内容が反映される。

³⁶⁰ 「商標ヘルプ画面」、フィリピン知的財産庁 WEB サイト内、URL : <http://onlineservices.ipophil.gov.ph/etmfile/faq.html> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 26 日]

Apply for a trademark online

Fee 0

1 Trademark

2 Goods and Services

3 Priorities

4 Your Details

5 Confirm and Sign

Import Application XML

Export Application as XML

Reset Application Form

Print

Language

Language of the application: **English**

Language *

English
▼

Type of mark

Which of the following types best describes the mark you want to apply for?

A

Word mark

A word mark is represented using words, letters, numbers or any other characters that can be typed.

B

Figurative mark

A figurative mark is represented using pictures, graphics or images; a figurative mark does not contain words or letters.

C

Figurative with words mark

A figurative mark containing word elements combines the use of pictures, graphics or images with words or letters.

D

3D mark

A three-dimensional mark is represented using a three-dimensional shape, such as the actual product or its packaging.

See more types


Next ▶

図 164 商標出願画面

例えば、図形商標を選択すると、次ページの図のように画面が変わり、図形商標のファイルをアップロード（"Attach Attachments"の部分）し、色彩の主張の有無やディスプレイマーの宣言等について入力する。なお、手続途中でも適宜ヘルプを参照することができるようになっており、例えば、図形商標のファイルをアップロードするメニューの横にある印（次ページの図内の○印内）をクリックすると、画像ファイルの仕様を参照することができる。

Figurative mark

Please attach reproduction of the mark. (The mark must not exceed 8cm x 8cm. If colour/s is/are claimed, the reproduction must show the colour/s claimed.)

Attach attachment(s) 

Description of the mark, if there is a claim of color/s specify the principal parts of the mark that are in the color/s identified.

Fill this field with the description of the mark being applied for.

Disclaimer, if any (any word/s or component of the mark over which no exclusive right is claimed)

Fill in this field with the disclaimer of the mark being applied for.


Check if it is a collective mark.

Check if your trade mark contain any colour.

図 165 商標出願画面-図形商標

Figurative mark

Please attach reproduction of the mark. (The mark must not exceed 8cm x 8cm. If colour/s is/are claimed, the reproduction must show the colour/s claimed.)

Attach attachment(s) 

Description of the mark, if there is a claim of color/s specify the principal parts of the mark that are in the color/s identified.

Fill this field with the description of the mark being applied for.

JPEG

Standard file type used to represent the mark(s) you are applying for. The maximum individual file size cannot exceed 1MB and should conform the following standards:

- Maximum image size: 17cm x 24cm or 2008 x 2835 pixels
- Minimum display resolution: 800 x 600 pixels
- Maximum: 300 DPI
- RGB colour type

図 166 商標出願画面-図形商標ヘルプ

② 手続の際の補助機能等について

電子出願を行うための補助機能を有するツールなどは特にはない。ただし、出願に必要な情報は順を追って提示され、各記入欄に記載された説明文にしたがって入力すればよいようになっている。また、入力欄の近辺に適宜詳細なヘルプを表示することができるようになっており、FAQよりも詳細な説明を参照することができる。

(11) ベトナム

(i) 概要

ベトナム知的財産庁 (National Office of Intellectual Property of Vietnam; NOIP、以下 NOIP と表記する。) では、2016 年 12 月に電子出願システムの試用を開始する旨の通知が出され、マニュアル等が公開されている。NOIP では、電子出願システムとして WEB ブラウザ方式のシステムが採用された。現在は、特許、意匠及び商標について利用することができる。使用する際には事前に利用登録を行い、ログイン後に手続をすることができる。なお、手続には電子証明書が必要である。

表 156 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	—	○	必要
意匠	—	○	必要
商標	—	○	必要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

NOIP では、四法の出願手続についてすべて WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。当該システムでは基本的に出願手続とライセンスや権利関連の変動について手続を行うことができる。各手続には電子証明書が必要である。

なお、現在は当該システムは試用期間中となっており、2016 年末までに計画中の手続についてオンライン化を行うとあるが、その後の通知はなく、正式な運用開始時期は不明である³⁶¹。本章は、公開されているマニュアルを元に作成した。

³⁶¹ 「National Office of Intellectual Property launches online application submission system」 NOIP WEB サイト内、URL: [http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=2EA53CA8885B5BF2472581AF0038C3B8](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=2EA53CA8885B5BF2472581AF0038C3B8) [最終アクセス日: 2018 年 1 月 17 日]

② 電子出願システムで可能な主な手続

NOIP の電子出願システムで可能な主な手続は以下の表のとおりである³⁶²。NOIP からの通知の受信については、システム上又は登録した e-mail に送信される³⁶³。

表 157 NOIP のシステムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続
特許・実用新案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 国際出願 (PCT)、国内段階 ・ 委任状等の提出 ・ 手数料等の支払 ・ 補正手続 ・ 案件の受領確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利の移転 ・ ライセンスの登録 ・ ライセンスの移転 ・ 強制ライセンスの終了 ・ 証明等の請求 ・ NOIP からの通知の受信
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 委任状等の提出 ・ 手数料等の支払 ・ 案件の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正手続 ・ 出願の分割 ・ 証明等の請求 ・ NOIP からの通知の受信
商標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 委任状等の提出 ・ 手数料等の支払 ・ 案件の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補正手続 ・ 出願の分割 ・ 証明等の請求 ・ NOIP からの通知の受信

③ 出願書面等のフォーマット等³⁶⁴

■ ブラウザ等

ブラウザは、Mozilla Firefox バージョン 4.0 以降又は Google Chrome バージョン 4.0 以降をサポートしている。

³⁶² 「INSTRUCTION DOCUMENT, ELECTRONIC RECEIVING SYSTEM FOR PROTECTION OF INDUSTRIAL PROPERTY RIGHTS For applicants」 NOIP WEB サイト内、URL: [http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=2EA53CA8885B5BF2472581AF0038C3B8](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=2EA53CA8885B5BF2472581AF0038C3B8) [最終アクセス日: 2018年1月17日]

³⁶³ 「Intermediate Message Process」 NOIP WEB サイト内、URL: [http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=2EA53CA8885B5BF2472581AF0038C3B8](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=2EA53CA8885B5BF2472581AF0038C3B8) [最終アクセス日: 2018年1月17日]

³⁶⁴ 「INSTRUCTION DOCUMENT, ELECTRONIC RECEIVING SYSTEM FOR PROTECTION OF INDUSTRIAL PROPERTY RIGHTS For applicants」 NOIP WEB サイト内、URL: [http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/\(agntDisplayContent\)?OpenAgent&UNID=2EA53CA8885B5BF2472581AF0038C3B8](http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/vn?proxyUrl=/noip/cms_vn.nsf/(agntDisplayContent)?OpenAgent&UNID=2EA53CA8885B5BF2472581AF0038C3B8) [最終アクセス日: 2018年1月17日]

■ 特許・実用新案

願書等のドキュメントのファイル形式は、pdf、doc 又は docx 形式である。明細書、クレーム及び図面のそれぞれのファイルを別々にアップロードする。クレームがない場合は、システムが自動的にクレームがない旨の宣言を生成する。このとき、委任状などの添付ファイルもアップロードすることができる。なお、既に紙で提出済の場合は、提出済のコピーを提出する必要がある。

出願人等の情報は、一度入力したらその情報がシステムに保存され、出願人名などを選択できるようになっている。

■ 意匠

アップロードするドキュメントのファイル形式は、pdf、doc 又は docx 形式である。図面については、オプションとして写真を提出することができる。写真の場合のファイル形式は不明である。

■ 商標

アップロードするドキュメントのファイル形式は、pdf、doc 又は docx 形式である。商標を表すイメージファイルのファイル形式は、jpg 又は png 形式であり、カラー又は白黒で提出することができる。

(iii) 電子証明書について

手続には電子証明書が必要である。電子証明書は USB で配布される。また、システムの利用登録時においても電子証明書が必要である³⁶⁵。電子証明書の認証局については不明である。

³⁶⁵ 「Guide to account registration」NOIP WEB サイト内、URL: <http://dvctt.noip.gov.vn:8888/GuideRegisterHtmlPage.do?type=4> [最終アクセス日: 2018年1月17日]

(iv) 手数料等の納付について

手数料の納付はWEBブラウザから行うことができる³⁶⁶。手順の最後に自動で手数料が計算される。手数料の納付方法はマニュアルには掲載されていない。

(v) 電子出願率

2016年の出願件数は以下のとおりである³⁶⁷。なお、電子出願率は公表されていない。

表 158 2016年の出願件数

	特許	実用新案	意匠	商標
出願件数	5,228	478	2,868	42,848
電子出願率	—	—	—	—

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

電子出願システムに関するマニュアル類は、すべて電子出願システムのトップページからダウンロード可能になっている。下記図は、電子出願システムのトップページであるが、左下のリンクから各種マニュアル類又は手続方法を示したビデオにアクセスすることができる。

³⁶⁶ 「Payment instructions」NOIP WEB サイト内、URL: <http://dvctt.noip.gov.vn:8888/GuideRegisterHtmlPage.do?type=4> [最終アクセス日: 2018年1月17日]

³⁶⁷ 「Annual report 2016」64頁から84頁、DIP WEB サイト内、URL: [http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/B22785F039C9C29C882581640071A25D/\\$FILE/Annual%20Report%202016.pdf](http://noip.gov.vn/noip/resource.nsf/vwResourceList/B22785F039C9C29C882581640071A25D/$FILE/Annual%20Report%202016.pdf) [最終アクセス日: 2018年1月16日]

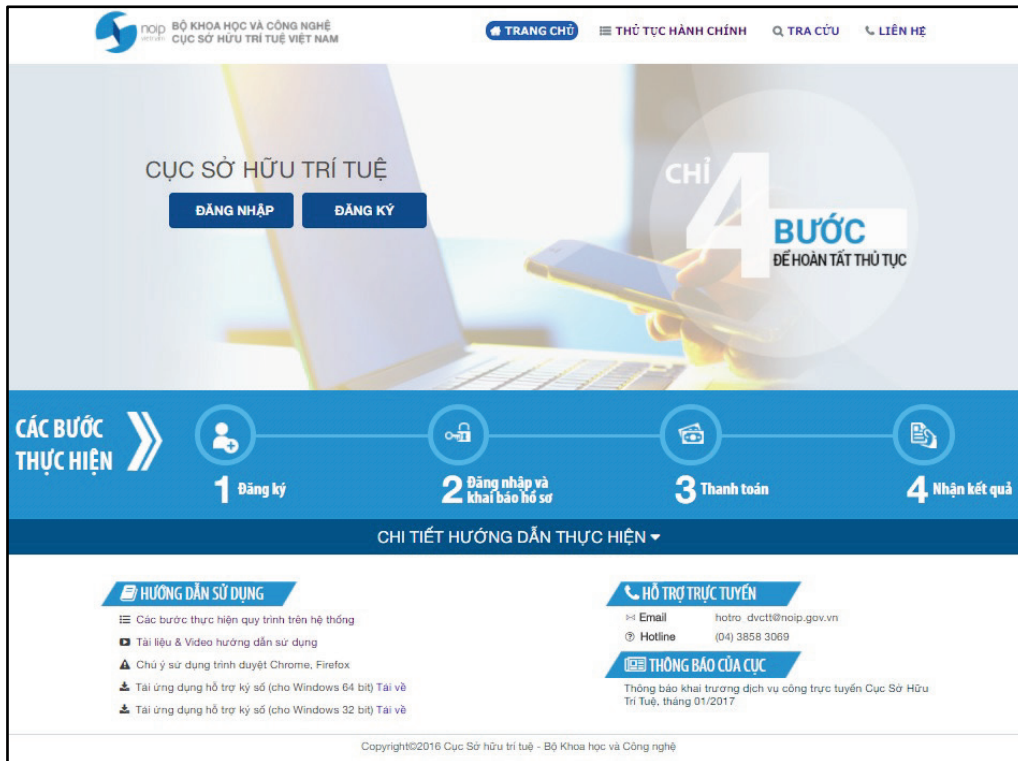


図 167 電子出願システムトップページ³⁶⁸

下記図は、マニュアル類のダウンロードが可能な WEB ページを示した図である。なお、電子出願システム用の WEB ページやマニュアル類はすべてベトナム語で示されており、英語版の WEB ページやマニュアル類は用意されていない。

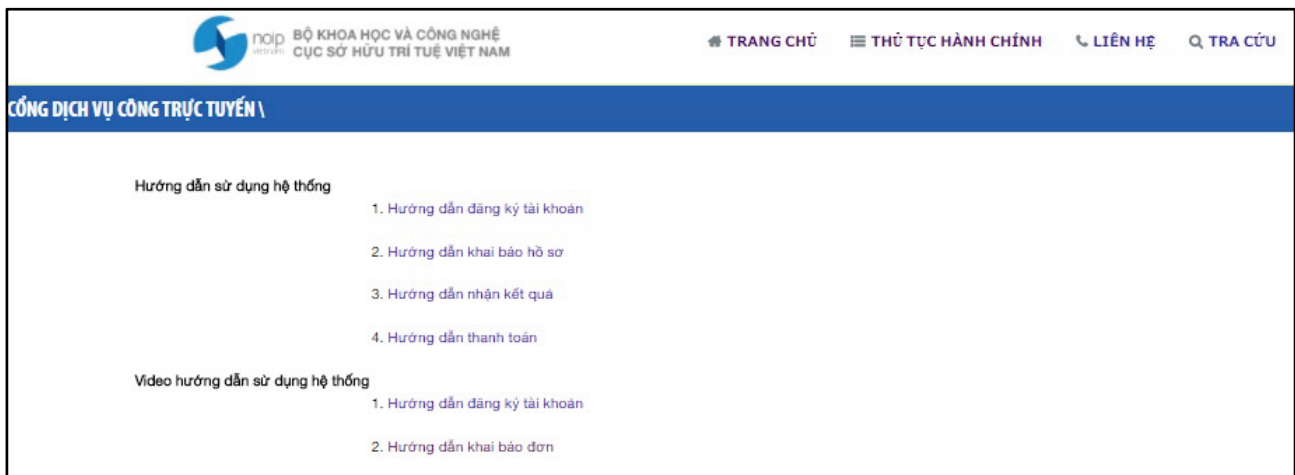


図 168 マニュアル類のダウンロードページ

³⁶⁸ 「電子出願システムトップページ」 NOIP WEB サイト内、URL: <http://dvctt.noip.gov.vn:8888/HomePage.do> [最終アクセス日: 2018年1月17日]

(12) マレーシア

(i) 概要

マレーシア知的財産公社 (Intellectual property corporation of Malaysia ; MyIPO、以下、MyIPO と表記する。) の電子出願システムは、特許、実用新案、意匠及び商標のすべての法域で WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。出願するには、MyIPO のシステムを利用するための利用登録とログオン時に必要な Digital ID の取得が必要となる。Digital ID は電子証明書による電子認証をするためのアカウントであり、システムへのログオン時に電子証明書による認証がなされる。

表 159 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	—	○	必要
意匠	—	○	必要
商標	—	○	必要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの構成

特許、意匠及び商標のいずれも WEB ブラウザ方式のシステムで手続を行うことができる。なお、システムを利用するための利用登録が事前に必要であり、この利用登録の際に電子証明書が必要となる。そして、システムへログオンするたびに、電子証明書による認証が行われる。このための ID を Digital ID と呼んでいる。

② 電子出願システムで可能な主な手続

MyIPO の電子出願システムに関するマニュアル類は公開されていない。現在取得可能な情報において、MyIPO の電子出願システムで可能な主な手続は以下のとおりである。特許・実用新案、意匠及び商標の国内出願手続を主に行うことができる。

表 160 MyIPO で可能な主な手続^{369, 370, 371, 372, 373}

種別/名称	主な手続
特許・実用新案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ PCT 国内移行手続 ・ 委任状等の提出 ・ 審査請求 ・ オフィスアクションへの応答 ・ 名義変更 ・ 名義変更 ・ 訂正 ・ ライセンスの登録申請 ・ 証明書等の請求 ・ 知財庁予納口座の履歴照会 ・ 銀行口座振替の履歴照会
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 登録の延長申請（年金） ・ 証明書等の請求 ・ 知財庁予納口座の履歴照会 ・ 銀行口座振替の履歴照会
商標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 致命的なエラーの補正 ・ 早期審査請求 ・ 審判請求（拒絶査定不服、無効、取消） ・ 異議の応答 ・ 商標権の更新 ・ 商標権の移転 ・ 証明等の請求 ・ 模倣品の輸入制限申請 ・ 知財庁予納口座の履歴照会 ・ 銀行口座振替の履歴照会

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

ブラウザは、Internet Explore バージョン 6、7、又は 8 が推奨されている。これは、ログオン時に必要な Digital ID に対応するのが Internet Explore のみのためである³⁷⁴。

■ 特許・実用新案

クレーム、明細書、要約書及び図面は、それぞれ別々のファイルで準備し、使用できるファイル形式は DOC、PDF 又は TIF 形式である³⁷⁵。

³⁶⁹ 「平成 27 年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 主要国、機関及び台湾における電子出願環境に関する調査研究報告書」115 頁から 135 頁、一般社団法人日本国際知的財産保護協会（2016 年 3 月）

³⁷⁰ 「PATENT form and fees」MyIPO WEB サイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/patent-form-fees/?lang=en> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 18 日]

³⁷¹ 「INDUSTRIAL DESIGN form and fees」MyIPO WEB サイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/industrial-design-form-fees/?lang=en> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 18 日]

³⁷² 「TRADE MARKS form and fees - TRADE MARK REGULATIONS 1997 (AMENDMENT 2011)」MyIPO WEB サイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/trade-mark-regulations-1997-amendment-2011/?lang=en> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 18 日]

³⁷³ 「TRADE MARKS form and fees - TM FORMS AND FEES FOR ALL PROCEEDINGS FOR REGISTERED TRADE MARK」MyIPO WEB サイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/tm-forms-and-fees-for-all-proceedings-for-registered-trade-mark/?lang=en> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 18 日]

³⁷⁴ 「IP Online System's Requirement」MyIPO WEB サイト内、URL: <https://iponline.myipo.gov.my/iponline/en/system-requirements.cfm> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 18 日]

³⁷⁵ 「Patent online filing」MyIPO WEB サイト内、URL: <https://iponline.myipo.gov.my/iponline/index.cfm?92DE6D9C-DEB8-4FFB-3850-9A88CB256D5A> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 18 日]

■ 意匠

意匠を表す図面は、GIF形式で100KBまで、大きさは120×90mm³⁷⁶である。その他の書面は、DOC、PDF、又はTIF形式でファイルを作成する必要がある³⁷⁷。

■ 商標

商標を表す図は、GIF、JPG又はJPEG形式で作成し³⁷⁸、大きさが120×90mm³⁷⁹、容量が100KBを超えない範囲で作成する必要がある。また、指定商品又は指定役務を示したファイルはDOC形式であり、その他のファイルはPDF又はDOC形式で作成する³⁸⁰。

(iii) 電子証明書について

システムへのログオン時にDigital IDという、電子証明書による認証が必要となる。Digital IDはMyIPOのシステムを利用するためのパスポートとして位置づけされており、電子署名、データの暗号化及び読み取り専用であることを保証する³⁸¹。

Digital IDを取得するには、MyIPOのシステムへの利用登録後、所定のWEBサイトから申請する。認証局はMyIPOが指定するMSC Trustgateであり、MyIPOのオンラインサービスポータルサイトにあるリンクから直接手続を開始できる。手数料は無料である。このDigital IDの有効期間は1年間となっている³⁸²。

(iv) 手数料等の納付について

MYIPOの予納口座から引き落としとなる。当該予納口座への入金は、(a) クレジットカード、(b) MyIPOの指定口座へ振り込み、(c) 現金、小切手、銀行手形又は郵便為替による支払い後に申請用紙とともに指定住所へ郵送する、の3つから選択できる³⁸³。

³⁷⁶ 参照したWEBページには「ピクセル」とあったが、mmの誤りであろうと思われる。

³⁷⁷ 「FILING INDUSTRIAL DESIGN VIA ONLINE」MyIPO WEBサイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/apply-for-industrial-design/?lang=en#filing-industrial-design-online> [最終アクセス日: 2018年1月18日]

³⁷⁸ 「FAQs」MyIPO WEBサイト内、URL: https://iponline.myipo.gov.my/iponline/faqs/faqs_home.cfm [最終アクセス日: 2018年1月18日]

³⁷⁹ 参照したWEBページには「ピクセル」とあったが、mmの誤りであろうと思われる。

³⁸⁰ 「FILING TRADE MARK VIA ONLINE」MyIPO WEBサイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/apply-for-trade-mark-s/?lang=en%2F#filing-trade-mark-via-online%20> [最終アクセス日: 2018年1月18日]

³⁸¹ 「FAQs」MyIPO WEBサイト内、URL: https://iponline.myipo.gov.my/iponline/faqs/faqs_home.cfm [最終アクセス日: 2018年1月19日]

³⁸² 「How to get Digital ID for free」MyIPO WEBサイト内、URL: <https://iponline.myipo.gov.my/iponline/> [最終アクセス日: 2018年1月19日]

³⁸³ 「FAQs」MyIPO WEBサイト内、URL: https://iponline.myipo.gov.my/iponline/faqs/faqs_home.cfm [最終アクセス日: 2018年1月19日]

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数は以下のとおりである。なお、電子出願率は公表されていない。

表 161 2016 年の出願件数

	特許・実用新案 ³⁸⁴	意匠 ³⁸⁵	商標 ³⁸⁶
出願件数	7,395	1,630	39,107
電子出願率	—	—	—

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

電子出願システムに関しては、まず、「Online Services」という MyIPO が提供するオンラインサービスに関するポータルサイト³⁸⁷が用意されており、そのポータルサイトから「IP ONLINE FILING」を選択すると電子出願システムに関する WEB ページに移動できる。



図 169 Online Services

³⁸⁴ 「STATISTIC - APPLICATION & REGISTRATION, Patent」 MyIPO WEB サイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/statistic-application-registration/#toggle-id-1> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 17 日]

³⁸⁵ 「STATISTIC - APPLICATION & REGISTRATION, Industrial Design」 MyIPO WEB サイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/statistic-application-registration/#toggle-id-3> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 17 日]

³⁸⁶ 「STATISTIC - APPLICATION & REGISTRATION, Trademark」 MyIPO WEB サイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/statistic-application-registration/#toggle-id-2> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 17 日]

³⁸⁷ 「Online Services」 MyIPO WEB サイト内、URL: <http://www.myipo.gov.my/en/online-services/?lang=en> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 19 日]

「IP ONLINE FILING」のWEB ページでは、Digital ID の取得方法や各種フォームのダウンロードなどが用意されており、ユーザーが必要とする情報が提示されている。また、各手続用のログオンページへのリンク及びよくある質問集へのリンクが用意され、当該 WEB ページから出願手続や電子証明書の取得が可能となっている。

図 170 IP Online Filing³⁸⁸

³⁸⁸ 「IP Online Filing」 MyIPO WEB サイト内、URL: <https://iponline.myipo.gov.my/iponline/>

[最終アクセス日:

2018年1月19日]

(13) アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)

(i) 概要

ARIPO (The African Regional Intellectual Property Organization ; ARIPO、以下、ARIPO と表記する。) では、特許、実用新案、意匠及び商標についてすべて WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。システムの利用には事前の利用登録が必要であり、使用時にシステムへのログインが必要となる。利用登録、ログイン及び手続には電子証明書は不要である。手続には事前に書面を作成しておき、当該書面のファイルをアップロードして行う。

表 162 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	—	○	不要
意匠	—	○	不要
商標	—	○	不要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの構成

ARIPO では、すべての法域において、WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。システムを使用するには、事前の利用登録が必要である。登録には、WEB 上に表示されるフォームに必要事項を入力すればよく、登録後は、ユーザーの e-mail アドレスとユーザーが設定したパスワードで認証を行う。なお、電子証明書は不要である。

システムは、出願等の手続を行う「Online filing」、手数料の支払を行う「E-Payment」、ARIPO からの拒絶理由通知等の通知を受領する「Notification」、過去の手続履歴などを確認する「My Docket」で構成される。My Docket では、各案件の書誌的事項、手数料の支払履歴、1 か月又は 1 週間以内に必要な手続のリマインダを確認することができる。

各ツールを使用するには e-mail アドレスとパスワードを入力してログインしなければならない。なお、ログインや各手続について電子証明書は不要である。

② 電子出願システムで可能な主な手続

予め各手続用の書面を作成しておき、Online filing で手続をする際に、作成しておいた書面をアップロードする。オンラインで手続に使用できる書面は、「Online Form」からダウンロード可能である。このダウンロードしたファイルは、PDF のフォーム形式であり、PDF のフォームに必要な事項を入力すればよい。

電子出願システムで可能な主な手続は、以下のとおりである。

表 163 ARIPO のシステムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続
特許・実用新案 ³⁸⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・出願手続 ・PCT 国内移行手続 ・委任状の提出 ・審査請求 ・オフィスアクションへの応答 ・応答期間の延長請求 ・各加盟国の出願への変更請求 ・拒絶査定不服審判の請求 ・特許権、実用新案権の放棄 <ul style="list-style-type: none"> ・手数料の払戻し又は修正の請求 ・ライセンス等の登録申請 ・ファイル事項の請求 ・名義人及び住所の訂正 ・移転等の登録
意匠 ³⁹⁰	<ul style="list-style-type: none"> ・出願手続 ・委任状の提出 ・オフィスアクションへの応答 ・応答期間の延長請求 <ul style="list-style-type: none"> ・意匠権の放棄 ・移転等の登録 ・ライセンス等の登録申請 ・ファイル事項の請求 ・名義人又は住所の訂正
商標 ³⁹¹	<ul style="list-style-type: none"> ・出願手続 ・委任状の提出 ・応答期間の延長請求 ・各加盟国への出願への変更請求 ・事後指定 (ARIPO) ・オフィスアクションへの応答 ・拒絶査定不服審判の請求 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の加盟国における商標権の放棄 ・商標権の更新 ・ライセンス等の登録申請 ・更新登録料不納による消滅の回復 ・ファイル事項の請求
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ARIPO からの通知の受信 (Notification) ・手数料の支払 (E-Payment) ・過去の手続履歴の確認 (My Docket) ・支払履歴の確認 (My Docket)

³⁸⁹ 「Forms Patent and Utility model」ARIPO WEB サイト内、URL: <http://eservice.aripo.org/pif/pfd/PIFEFormList.do#> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 25 日]

³⁹⁰ 「Forms Industrial Design」ARIPO WEB サイト内、URL: <http://eservice.aripo.org/pif/pfd/PIFEFormList.do#> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 25 日]

³⁹¹ 「Forms Trademark」ARIPO WEB サイト内、URL: <http://eservice.aripo.org/pif/pfd/PIFEFormList.do#> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 25 日]

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

ブラウザの指定は特にはない。

■ 特許・実用新案

使用可能なファイル形式は、PDF、doc 又は docx (Microsoft Word) であり、ファイル容量に関する制限はなく、また、Word ファイル内の画像についてもファイル形式や解像度等の仕様について特に指定はない。また、添付ファイルについても特に容量等の制限はない。

■ 意匠

特許・実用新案と同様であるが、意匠を表す図面は、黒の濃淡で表現された着色されていない図、又は白黒又はカラーで図面の大きさが 10×20cm でタイプされた若しくは手書きのグラフィック複製品である必要がある³⁹²。また、意匠を表す図面のみ zip ファイルでアップロードを行う必要がある³⁹³。

■ 商標

特許、実用新案と同様である。

(iii) 電子証明書について

システムへの利用登録、ログイン及び各手続について、電子証明書は不要である。なお ARIPO は 3 ステップのセキュリティを有しているとしている。すなわち、SSL、ログイン時のパスワード及び手続時に異なるパスワードを入力するという 3 つのステップがある。

³⁹² 「ARIPO Services Industrial Design」ARIPO WEB サイト内、URL: <http://www.aripo.org/services/industrial-design> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 25 日]

³⁹³ 「User Guide e-Service」、ARIPO WEB サイト内、URL: <http://eservice.aripo.org/pif/pue/PIFUserGuideList.do> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 25 日]

(iv) 手数料等の納付について

手数料は、クレジットカード又は銀行口座からの引き落としにより支払うことができる。

(v) 電子出願率

2016年の出願件数は以下のとおりである。なお、電子出願率は公表されていない。

表 164 2016年の出願件数

	特許 ³⁹⁴	実用新案 ³⁹⁵	意匠 ³⁹⁶	商標 ³⁹⁷
出願件数	697	29	83	297
電子出願率	—	—	—	—

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

ARIPO で提供するオンラインサービスに関する情報は、「Online Service」というページからすべて得ることができる。下記図のように、手続を行うための「Online Filing」や使用可能な書面をダウンロードできる「eForms」、オンラインサービスを利用するためのマニュアル類をダウンロードできる「User Guide」へのリンクが用意されている。その他、公報検索やARIPOからの各種通知などの情報もまとめられている。

³⁹⁴ 「ARIPO Annual Report 2016」45頁、ARIPO WEBサイト内、URL: <http://www.aripo.org/publications/annual-reports/item/199-aripo-annual-report-2016> [最終アクセス日: 2018年1月25日]

³⁹⁵ 「ARIPO Annual Report 2016」51頁、ARIPO WEBサイト内、URL: <http://www.aripo.org/publications/annual-reports/item/199-aripo-annual-report-2016> [最終アクセス日: 2018年1月25日]

³⁹⁶ 「ARIPO Annual Report 2016」49頁ARIPO WEBサイト内、URL: <http://www.aripo.org/publications/annual-reports/item/199-aripo-annual-report-2016> [最終アクセス日: 2018年1月25日]

³⁹⁷ 「ARIPO Annual Report 2016」53頁、ARIPO WEBサイト内、URL: <http://www.aripo.org/publications/annual-reports/item/199-aripo-annual-report-2016> [最終アクセス日: 2018年1月25日]

ARIPO ONLINE SERVICE

Sign in Sign Up

E-SERVICE
IP DIGITAL LIBRARY
JOURNAL
INFORMATION

Online Filing
File an application and follow-on documents through e-Service.

Quick Search
Search ARIPO database online with simple keywords, names or numbers

eForms
Download standard forms you need for acquisition of IP rights.

Journal
View and download online Journals published by ARIPO.

Publication Server
Search contents of the ARIPO Journal.

User Guide
Learn how to use e-Service, IP Digital Library, and e-Journal.

Most Popular Form

- Form 28
Request for registration of industrial...
- Form 3
Request for grant of patent
- Form No. M 1
Application for the registration of a ...

[Read more >](#)

Most Popular Journal

- Vol. Vol. XXXII, No. 7
AP_2015
- Vol. Vol. XXXII, No. 8
AP_2015
- Vol. Vol. XXXIII, No. 9
AP_2016

[Read more >](#)

Notice

Form 3 UPDATED!!!
07.04.2017

[Read more >](#)

[Go to homepage](#)

This system has been implemented by the grant of the government of the Republic of Korea.

KOICA
WORLD FRIENDS KOREA

☒ 171 Online service WEB サイト³⁹⁸

³⁹⁸ 「ARIPO Online Service」ARIPO WEB サイト内、URL: <http://eservice.aripo.org/pmi/PMIMain.do> [最終アクセス日: 2018年1月25日]

(14) イギリス

(i) 概要

イギリス知的財産庁 (the United Kingdom Intellectual Property Office; UKIPO、以下 UKIPO と表記する。) では、特許、意匠及び商標の出願について、すべて WEB ブラウザ方式のシステムを採用している。なお、特許出願の場合には EPO の電子出願システムである OLF (Online filing、専用ソフト) を使用して UKIPO に手続をすることもできる。自国のシステムで手続をする場合、電子証明書は不要である。また、使用に際し、事前の利用登録も不要である。なお、OLF を使用する場合は、EPO のスマートカードを使用するため、電子証明書が必要となる。

表 165 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許	—	○	不要 (OLF 使用の場合は必要)
意匠	—	○	不要
商標	—	○	不要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの構成

UKIPO の電子出願システムは、特許、意匠及び商標のいずれも WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。その他、EPO の専用ソフトである OLF (Online Filing) も使用することができる。また、オンラインサービスの使用時に事前の利用登録や電子証明書は不要である。

② 電子出願システムで可能な主な手続

UKIPO のシステムでは、いずれも出願手続が中心であり、その他の手続は書面を e-mail で送信できるものもあるが、郵送又はファクシミリで送付、又は直接 UKIPO に持参して提出する必要がある。UKIPO からの通知も書面で送付される。

オンラインでの提出は、予め作成した書面を PDF 形式のファイルをアップロードして行う。

表 166 UKIPO のシステムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続
特許・実用新案 ^{399, 400}	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ PCT 国内移行 ・ 出願中の特定の書面又は書類の提出 (オフィスアクションの応答など⁴⁰¹) ・ ファイル記録の請求 (認証付き/なし) ・ サーチの請求⁴⁰² ・ 審査請求 ・ 応答期間の延長請求 ・ 出願の放棄 (e-mail) ・ 情報提供 (e-mail) ・ 訂正 (e-mail)
意匠 ⁴⁰³	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続
商標 ⁴⁰⁴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 商標登録の更新 ・ 異議申立て

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

ブラウザ等の指定は特にない。

■ 特許・実用新案

提出可能なファイル形式は、テキストを含む PDF ファイルのみである⁴⁰⁵。図面については、白黒のみであり、カラーでは提出できない。

³⁹⁹ 「Guidance How to file documents with the Intellectual Property Office」 UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

⁴⁰⁰ 「Guidance Patent forms and fees Online patent forms」 UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.gov.uk/government/publications/patent-forms-and-fees/patent-forms-and-fees#online-patent-forms> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

⁴⁰¹ 「Manual of Patent Practice (MoPP) Section 18」 33 頁、UKIPO、2018 年 1 月

⁴⁰² 「Guidance Patent forms and fees Online patent forms」 UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.gov.uk/government/publications/patent-forms-and-fees/patent-forms-and-fees#online-patent-forms> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

⁴⁰³ 「Guidance Design forms and fees Online design forms」 UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.gov.uk/government/publications/design-forms-and-fees/design-forms-and-fees> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

⁴⁰⁴ 「Guidance Trade mark forms and fees」 UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.gov.uk/government/publication/s/trade-mark-forms-and-fees/trade-mark-forms-and-fees> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

⁴⁰⁵ 「File documents for a pending UK patent」 UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.gov.uk/file-documents-pending-patent> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 25 日]

■ 意匠

意匠を表す図面のファイル形式は、JPEG、GIF 又は TIFF 形式であり、7 図面まで提出することができ、各ファイルの容量が 4MB までである⁴⁰⁶。

■ 商標

商標を表す図は、印刷したときの大きさが 17cm×24cm まで、TIFF 又は JPEG 形式で提出できる。TIFF の場合は、白黒、グレースケール及び RGB カラー（8bps）で提出することができ、JPEG の場合は、グレースケール又は RGB カラー（24bps）となる。一出願につき最大 60 ファイル又は合計 5MB まで、各ファイルにつき 4MB までである⁴⁰⁷。

（iii）電子証明書について

電子証明書は不要である。なお、EPO の OLF を使用する場合には、スマートカードが必要となる。この場合には EPO が発行する電子証明書が必要となる⁴⁰⁸。

（iv）手数料等の納付について

手数料等の納付は、クレジットカード、UKIPO の予納口座からの引き落とし、小切手、銀行振り込みによる支払が可能である⁴⁰⁹。

（v）電子出願率

2016 年の出願件数は以下のとおりである。なお、電子出願率は、意匠以外は公表されていない。

⁴⁰⁶ 「Apply to register a design」UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.gov.uk/apply-register-design> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

⁴⁰⁷ 「Acceptable Images」UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.ipo.gov.uk/types/tm/t-os/t-os-forms/tm3-introduction/tm3-imagehelp.htm> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

⁴⁰⁸ 「How to file documents with the Intellectual Property Office」UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

⁴⁰⁹ 「Intellectual Property Office: how to pay us」UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.gov.uk/government/publications/intellectual-property-office-how-to-pay-us> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

表 167 2016 年の出願件数⁴¹⁰

	特許	意匠	商標
出願件数	21,874	13,111	64,818
電子出願率	—	88%	—

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

電子出願システムに関する情報がまとめられた WEB ページは用意されていない。一般的な手続に関する情報の一部として提示されている。

一般的な情報の所在は法域別に用意されており、UKIPO のトップページにある各法域のリンクからアクセスすることができる（下記図参照）。

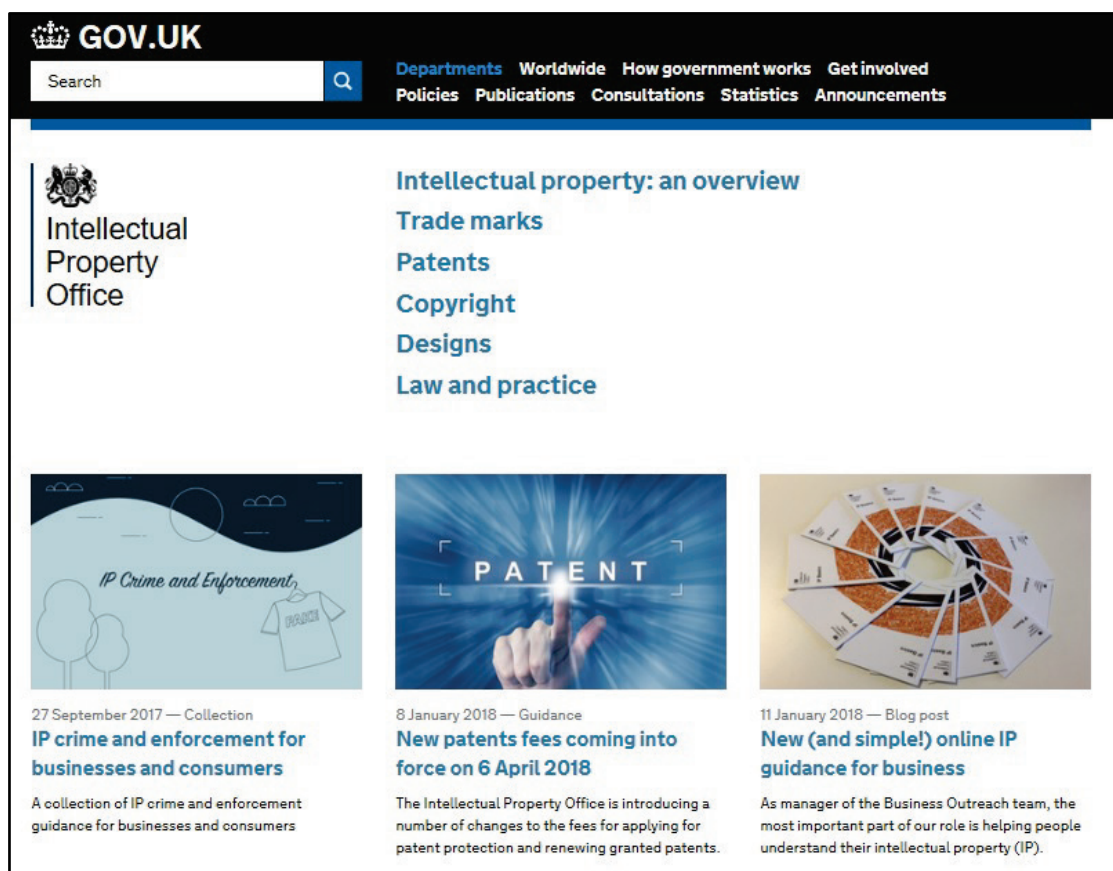


図 172 UKIPO トップページ

次ページの図は、商標の手続その他の情報にアクセスできるリンクが掲載された WEB ページである。商標制度の概要から手続、フォールと料金など、カテゴリごとにタイトルが表示され、タイトルをクリックすると詳細情報のページが表示される。

⁴¹⁰ 「The Patent Office Annual Report and Accounts 2016/17」10 頁から 13 頁、UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.gov.uk/government/publications/ipo-annual-report-and-accounts-2016-to-2017> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

GOV.UK Search

Home > [Intellectual property](#)

Intellectual property [Subscribe to email alerts](#)

Trade marks

[See latest changes to this content](#)

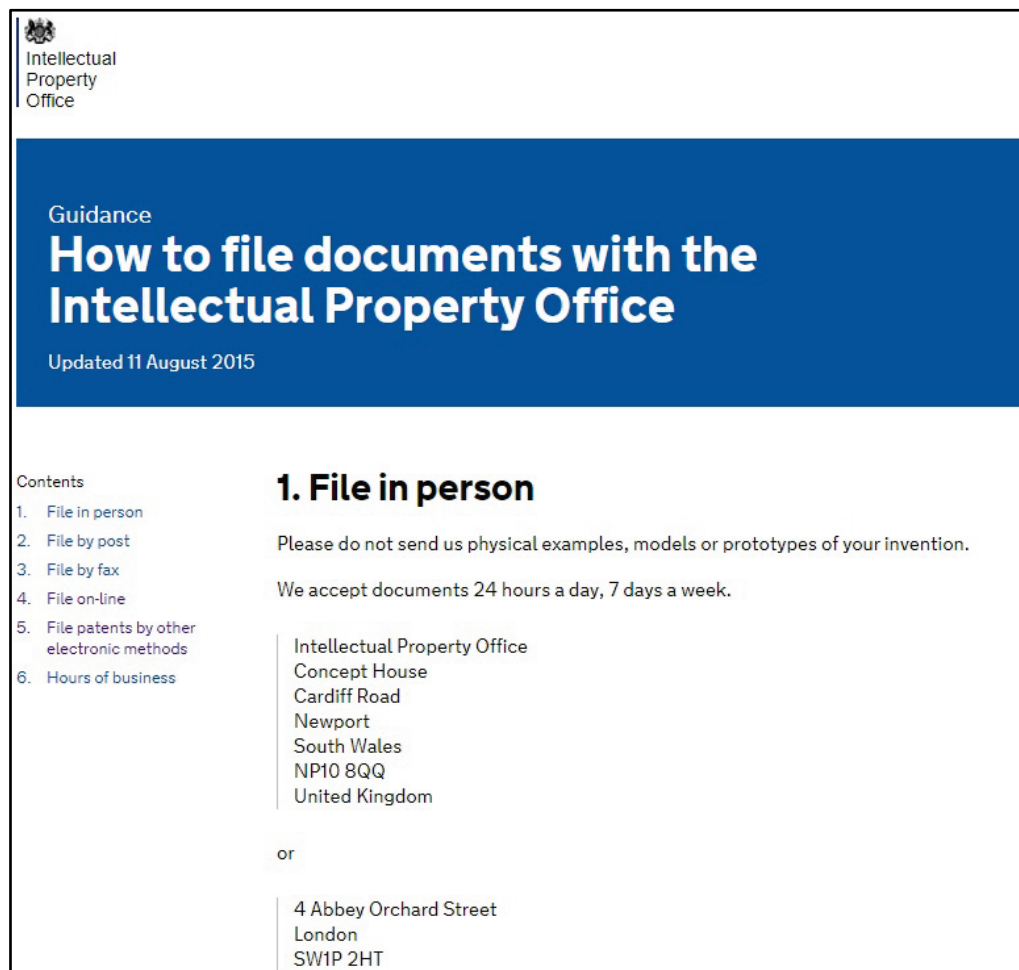
From: [Intellectual Property Office and Company Names Tribunal](#)

Quick links	Trade mark forms and fees Search for a trade mark
Introduction to trade marks	Intellectual property and your work Unacceptable trade marks Using somebody else's intellectual property IP for business: events, guidance, tools and case studies IP in education Seeking intellectual property advice Why you should use an IP attorney
Apply for a trade mark	How to classify trade marks Apply to register a trade mark Searching for similar trade mark goods/services in other classes Trade mark series applications Collective and certification trade marks Process for applying to register for a trade mark
Search services	Search for a trade mark Check the trade marks journal Search trade mark decisions Track a trade mark
Forms and fees	Trade mark forms and fees Intellectual Property Office fee sheets How to file documents with the Intellectual Property Office Intellectual Property Office: how to pay us
Managing trade marks	Update or surrender your registered trade marks Renew your trade mark Get copies of patent, trade mark or design registration documents License, mortgage, transfer, merge and market your trade mark Correct a trade mark application: witness statement Trade marks: earlier rights Trade marks: rectification Trade mark disputes: unpaid costs orders Warning: misleading invoices
Objecting, challenging and resolving trade marks disputes	Defend your intellectual property IP crime and enforcement for businesses and consumers Valuing your intellectual property Objecting to other peoples trade marks and the legal costs Intellectual property mediation Trade mark disputes resolution: hearings Options following an objection to a trade mark examination Trade marks: revocation

図 173 商標の WEB ページ⁴¹¹

⁴¹¹ 「Trade marks」 UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.gov.uk/topic/intellectual-property/trade-marks> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

また、手続に関しては、書面の手続も含め、手続方法としてまとめられた WEB ページもある（下記図参照）。この WEB ページには、「Online Filing」の章があり、オンライン手続に関する情報の概要が掲載されている（次ページの図参照）。



The image shows a webpage from the Intellectual Property Office. At the top left is the IP Office logo. Below it, the text reads 'Intellectual Property Office'. A large blue banner contains the word 'Guidance' in small white text, followed by the main title 'How to file documents with the Intellectual Property Office' in large white text, and 'Updated 11 August 2015' in smaller white text. Below the banner, on the left, is a 'Contents' section with a list of six items: '1. File in person', '2. File by post', '3. File by fax', '4. File on-line', '5. File patents by other electronic methods', and '6. Hours of business'. The main content area is titled '1. File in person' in bold. Below this title, it says 'Please do not send us physical examples, models or prototypes of your invention.' and 'We accept documents 24 hours a day, 7 days a week.' There are two address blocks separated by the word 'or'. The first address block is: 'Intellectual Property Office', 'Concept House', 'Cardiff Road', 'Newport', 'South Wales', 'NP10 8QQ', 'United Kingdom'. The second address block is: '4 Abbey Orchard Street', 'London', 'SW1P 2HT'.

図 174 手続に関するガイダレストップページ⁴¹²

⁴¹² 「How to file documents with the Intellectual Property Office」 UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office> [最終アクセス日: 2018年1月26日]

4. File on-line

4.1 Patent online forms available

Our web filing service asks you a series of questions about your filing and prompts you to upload accompanying documents as PDF files. The system creates the completed patent form, filing receipt and fee sheet for you.

With this system you can:

- apply for a UK patent
- request entry of an International application (UK) into the national phase
- file certain patent forms and/or documents for pending application
- request an electronic uncertified office copy from a published UK patent or patent application

Dos and don'ts

Action or issue	Do	Don't
Subject matter		You should not use our system if your patent application contains information about military technology or could harm national security or public safety - there are special arrangements for filing this type of application
Email address	You must have a valid email address where we can send the filing receipt	
Payment	If payment is required with your submission at the time of filing, you must have a valid credit/debit card or details of a deposit account that you hold with us	You cannot web file if you wish to pay by cash, cheque or bank transfer
Credit/debit card Payments	For card payments, our web form will direct you to a secure payment page to enter your details. You have 1 hour to complete your payment	Do not disclose credit or debit card details in any document you upload as a PDF
Patent forms		Our web filing system creates the completed patent forms for you. We will not accept the web filing of any other patent forms, for example, we will not accept a PDF upload of a completed patent form
Accompanying documents - format and size	Documents can only be uploaded for filing if they are in a PDF format (except sequence listings which must be in a .txt format). PDF conversion software is freely available on the internet for you to download and use. Please note there is a total filing size limit of 20Mb	
Online session	You must complete the web filing in one session (12 hour limit). You cannot save the session and go back to it later so please refer to the guidance provided to ensure that you have everything you need before you start	
Mandatory fields	Fields in bold on a screen must be completed (if data is being added to that screen)	
Screen navigation	To move back and forth through the screens you must use the 'next', 'previous' or (where applicable) 'Go to Summary' buttons within the form.	You must not use your browser navigation buttons or the keyboard backspace to move through the form screens.
Data entry	Data input on a screen will only be saved by clicking the 'Next' or (where applicable) 'Go to Summary' button. The 'Previous' button will not save the input data.	
Submission	After you submit your filing, an acknowledgement screen and follow up email will confirm successful receipt.	

4.2 Trade online mark forms available

4.3 Design online forms available

図 175 手続に関するガイダンストップページ ⁴¹³

⁴¹³ 「How to file documents with the Intellectual Property Office」 UKIPO WEB サイト内、URL: <https://www.gov.uk/government/publications/how-to-file-documents-with-the-intellectual-property-office> [最終アクセス日: 2018年1月26日]

(15) インド

(i) 概要

インド特許意匠商標総局 (the Controller General of Patents, Designs & Trade Marks; CGPDTM、以下、CGPDTM と表記する。) では、特許、意匠及び商標について、すべて WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。システムを利用するには事前の利用登録が必要であり、登録及びログインには電子証明書が必要となる。なお、ログイン時には、電子証明書による認証の他に、ユーザーID とパスワードによる認証も選択することができる。

表 168 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許	—	○	必要
意匠	—	○	必要
商標	—	○	必要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

CGPDTM では、特許、意匠及び商標の法域においてすべて WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。これらのシステムを利用する際には、事前の利用登録が必要であり、ログイン時、利用登録時に電子証明書が必要となる。なお、ログイン時の認証手段としてユーザーID とパスワードも選択できる。

CGPDTM からの通知は、システムからではなく、紙の書面を郵送又は登録された e-mail アドレスに送付される⁴¹⁴⁴¹⁵。

② 電子出願システムで可能な主な手続

CGPDTM の電子出願システムで可能な主な手続は、次ページの表のように、出願手続をはじめとして、審判請求やその応答、権利化後の手続等電子化されている。ただし、意匠の場合は、出願の受付のみに留まっており、マニュアル等も公開されていない。

⁴¹⁴ 「平成 27 年特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 主要国、機関及び台湾における電子出願環境に関する世調査研究報告書」213 頁から 215 頁、一般社団法人日本国際知的財産保護協会 (2016 年 3 月)

⁴¹⁵ 「THE PATENTS RULES, 2003, Rule 6」CGPDTM WEB サイト内、URL: <http://ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/ev/rules-index.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

表 169 CGPDTM のシステムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続
特許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ オフィスアクションの応答 ・ 期間延長 ・ 審判請求（異議、無効、取消） ・ 登録後の訂正 ・ 閲覧請求 ・ 強制ライセンスの請求 ・ 名義人変更 ・ 特許権の放棄 ・ 特許権の回復請求
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続
商標 ⁴¹⁶⁴¹⁷	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 国際出願 ・ オフィスアクションの応答 ・ 審判請求（異議、無効、取消） ・ 商標登録の更新 ・ 商標権の譲渡又は移転申請 ・ 登録使用者の取消、異議 ・ 期間延長又はファイル記録の請求 ・ 異議申立ての答弁書・証拠の提出 ・ 登録簿の変更、取消及びその決定に対する異議、無効 ・ 登録商標の変更（商標、商品/役務）
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料等の支払（Payment Gateway） ・ 支払履歴の確認

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

Internet Explorer 6 以上、OS は Microsoft Windows XP SP3 以降が推奨されている⁴¹⁸。

■ 特許・実用新案

ログイン後の画面で、希望の手続のフォームを選択して表示されるオンラインフォームの所定欄に必要事項を直接入力する方式である⁴¹⁹。また図面などの必要な書面を PDF 形式でアップロードすることができ、白黒、カラー又はグレースケールでの利用が可能である。図の推奨サイズや解像度などの仕様は規定されていない。

⁴¹⁶ 「Form and Fees, First Schedule:- Trade Mark Rules 2017」 CGPDTM WEB サイト内、URL: <http://www.ipindia.nic.in/form-and-fees-tm.htm> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

⁴¹⁷ 「Public Notice No. CG/F/Public Notice/2014/117」 CGPDTM WEB サイト内、URL: http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/174_1_132-public-notice-13march2014.pdf [最終アクセス日: 2018 年 1 月 28 日]

⁴¹⁸ 「Comprehensive e-filing services for Patents User Manual」 CGPDTM WEB サイト内、URL: <https://ipindiaonline.gov.in/epatentfiling/UsefullDownloads/Comprehensive%20efiling%20manual.pdf> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

⁴¹⁹ 「Comprehensive e-filing services for Patents User Manual」 CGPDTM WEB サイト内、URL: <https://ipindiaonline.gov.in/epatentfiling/UsefullDownloads/Comprehensive%20efiling%20manual.pdf> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

■ 意匠

特許と同様である。

■ 商標

商標を表す図は、書面を出す場合における大きさが 8cm×8cm であり解像度は 300dpi 程度である必要がある。白黒、カラー及びグレースケールでの提出が可能である。ファイル形式は JPEG 形式である。音の商標の場合、MP3 形式で 30 秒を超えない長さの音声を提出することができる（商標法規則第 27 条）^{420, 421}。

(iii) 電子証明書について

手続及び事前の利用登録時に電子証明書による認証が必要となる。電子証明書は CGPDTM が指定する認証局から選択することができる。

電子証明書の認証局は下記図のとおりである。電子署名の形式や、利用可能な電子証明書の認証局へのリングが記載されている⁴²²。

Vendor	Signature Class	URL:
(n)Code Solutions	Class III / Class II	https://www.ncodesolutions.com
TCS	Class III / Class II	http://www.tcs-ca.tcs.co.in
Safe Scrypt	Class III / Class II	https://digitalid.safescrypt.com
e mudhra	Class III / Class II	https://www.e-mudhra.com
Capricorn	Class III / Class II	https://www.certificate.digital

図 176 指定された認証局一覧

なお、事前登録の前に、CAPICOM.DLL のファイルを CGPDTM の WEB サイトからダウンロードし、インストールしておく必要がある。このファイルは電子証明書のインストール時に必要となる。インストールには、Windows XP、7、又は 8 (32bit) 又は Windows 7 若しくは 8 (64bit) が推奨されている⁴²³。

⁴²⁰ 「Trade Marks Rules, 2017」 CGPDTM WEB サイト内、URL: http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_69_1_312_1_TRADE_MARKS_RULES_2017_English.pdf [最終アクセス日: 2018 年 1 月 28 日]

⁴²¹ 「平成 27 年特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 主要国、機関及び台湾における電子出願環境に関する世調査研究報告書」 213 頁から 215 頁、一般社団法人日本国際知的財産保護協会 (2016 年 3 月)

⁴²² 「FAQs」 CGPDTM WEB サイト内、URL: <https://ipindiaonline.gov.in/eDesign/faqs/index.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

⁴²³ 「User Manual Digital Signature Certificate(DSC)」 CGPDTM WEB サイト内、URL: <https://ipindiaonline.gov.in/epatentfiling/UsefullDownloads/DSCManual.pdf> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

(iv) 手数料等の納付について

CGPDTM のオンラインサービスの利用者は、オンライン支払サービスも利用することができる。このオンライン支払サービスは、「IPO Payment Gateway」といい、CGPDTM が指定する銀行によって運営されている。支払方法は、インターネットバンキングによる口座引き落とし、デビットカード又はクレジットカードを選択することができる⁴²⁴。

また、Payment Gateway から支払手続を行った場合、受領書の確認や、支払履歴や残金の確認も行うことができ、また、最終領収書もログイン後のポータルサイトか e-mail で受領することができる。

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数は以下のとおりである。なお、電子出願率は公表されていない。

表 170 2016 年の出願件数⁴²⁵

	特許	意匠	商標
出願件数	46,904	11,108	283,060
電子出願率	—	—	—

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

CGPDTM で提供されるオンラインサービスに関する情報が「E-Gateways」というページにまとめられている。電子出願を行うためのログインページも、同様に E-Gateways のページからアクセスすることができる。

⁴²⁴ 「Terms & Condition for IPO Payment Gateway Users」CGPDTM WEB サイト内、URL: <https://ipindiaonline.gov.in/epatentfiling/user/TermsandCondition.aspx> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 28 日]

⁴²⁵ 「Annual Report 2015-2016」5 頁、CGPDTM WEB サイト内、URL: http://ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOAnnualReport/1_71_1_Annual_Report_2015-16_English_2_.pdf [最終アクセス日: 2018 年 1 月 26 日]

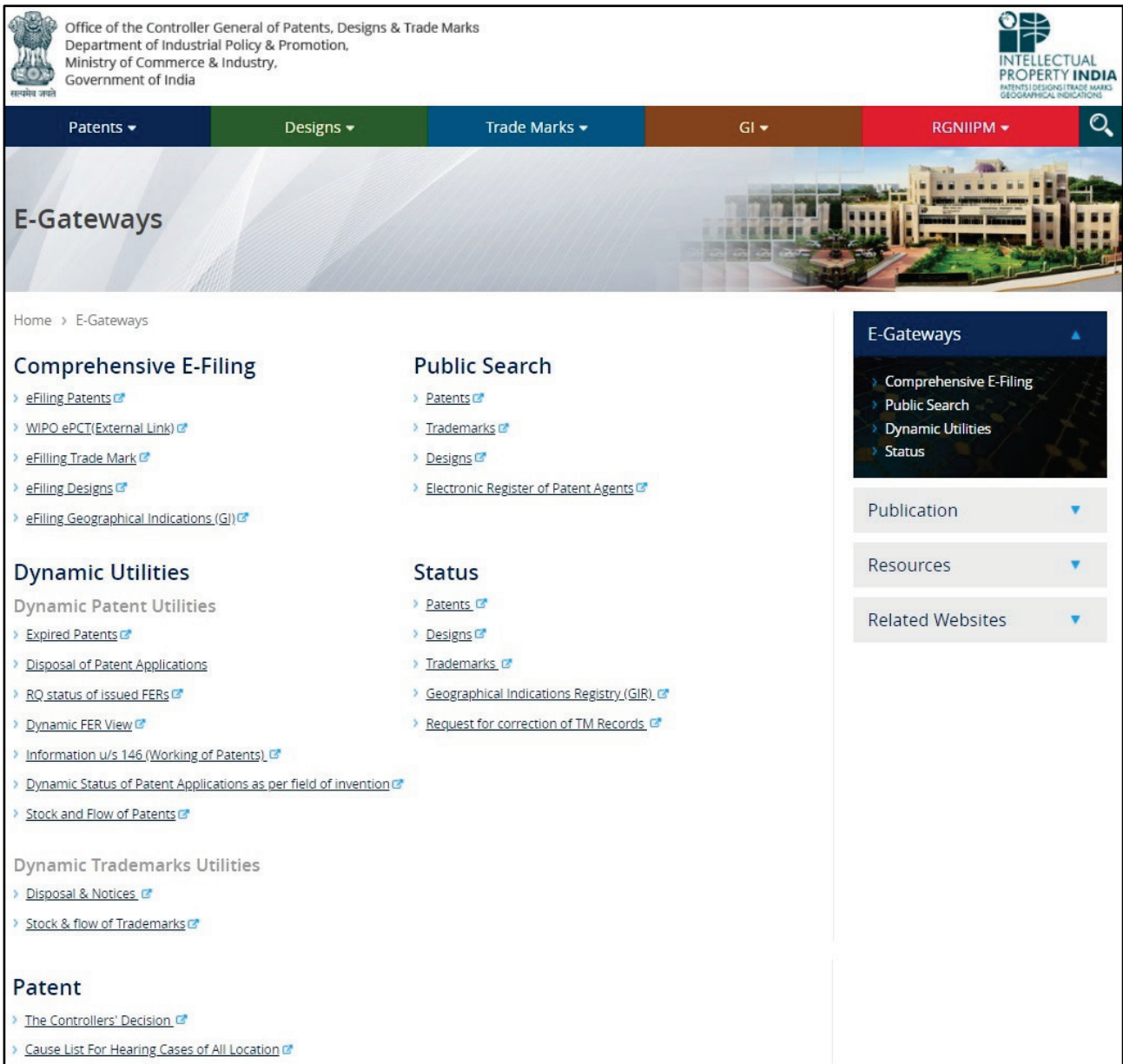


図 177 E-Gateways のページ⁴²⁶

ログインページは特許、意匠及び商標と法域毎に設けられており、各法域のログインページには、CGPDTM の電子出願システムを利用するのに必要な情報のリンクが設けられている（次ページの図参照）。

⁴²⁶ 「E-Gateways」 CGPDTM WEB サイト内、URL: <http://www.ipindia.nic.in/e-gateways.htm#comprehensive-e-filing> [最終アクセス日: 2018年2月13日]

[What's New](#) NEW

Class II Digital Signatures from authorised vendors of IPO are now enabled for registration and e-filing (Please refer to FAQs for vendors details).

Please note that the payment gateway is not available between 2330 HOURS and 0030 HOURS in the e-filing module due to bank reconciliation process.

Important! Users are requested to download and install the Digital Signature component from the under mentioned links prior to Registration/Signup.

[Component](#) | [Digital Signature Manual](#) | [e-filing User Manual](#) | [FAQs](#) | [Help_Desk\(ipo-helpdesk@nic.in\)](#) | [Disclaimer](#) | [Privacy Policy](#) | [Terms & Condition](#)

Login With

Password

Username

Password

Captcha



Login

[New User? Sign Up](#) | [Forgot Password?](#)

図 178 特許のログインページ ⁴²⁷

⁴²⁷ 「Online Filing of Patent」 CGPDTM WEB サイト内、URL: <https://ipindiaonline.gov.in/epatentfiling/goForLogin/doLogin> [最終アクセス日: 2018年2月13日]

(16) オーストラリア

(i) 概要

オーストラリア知的財産庁 (Intellectual Property Australia ; IP AU、以下、IP AU と表記する。) IP AU の電子出願システムは、特許、意匠及び商標のそれぞれについて、いずれもオンラインによる手続が可能である。オンラインによる手続には 2 つの方法が用意されている。一方は、一般用として単件処理を前提とした WEB ブラウザ方式のシステムであり、他方は、B2B (Business to Business) 用として大量案件の一括処理に対応した専用ソフト方式のシステムである。前者は電子証明書が不要であるが、後者は電子証明書が必要となる。

表 171 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許	○ (B2B 用)	○	不要 (WEB) /必要 (専用ソフト)
意匠	○ (B2B 用)	○	不要 (WEB) /必要 (専用ソフト)
商標	○ (B2B 用)	○	不要 (WEB) /必要 (専用ソフト)

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

IP AU の電子出願システムは、WEB ブラウザ方式のシステムと専用ソフト方式のシステムの 2 つが用意されている。ひとつが一般用として、WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。2 つめは、B2B 用として、大量の案件一括処理に対応した専用ソフト方式のシステムが用意されている。両者とも特許、意匠及び商標の手続が可能であり、また、事前の利用登録が必要である。なお登録方法はそれぞれ異なる。

② WEB ブラウザ方式のシステムについて

(a) システムの概要

WEB ブラウザ方式のシステムは、主に一般用として単件処理に対応したシステムである。ユーザーは、所定の WEB ページからログインをし、ユーザーエリアからそれぞれ行いたい手続のフォームに従って必要な情報を入力し、また書面のデータをアップロードする。

当該システムの利用には、事前の利用登録が必要である。利用登録には、ログインページに用意された新規登録用のリンクから、ユーザー名や e-mail アドレス、所属する法人名等を入力する。加えて、ログイン用のパスワードを設定する必要がある。入力後は、設定した e-mail アドレスにアクティベート用のリンクとアクティベーションキーを含むメールが送信され、当該メールのリンクから受信したキーを入力後、利用が可能となる。以降、ログインにはユーザー名とパスワードによる認証でシステムの利用が可能となる⁴²⁸。

IP AU からの通知の受信やその確認、ダウンロードもログイン後のユーザーエリアから行うことができる。また、IP AU から通知が發送された場合、その旨が登録した e-mail アドレスへ送信される。なお、オンライン上での通知の確認は、6 か月間最大 2500 通までとなっている。

(b) WEB ブラウザ方式のシステムで可能な主な手続

WEB ブラウザ方式のシステム (General eServices) で可能な主な手続は以下のとおりである。出願からオフィスアクション、権利化後の手続まで行うことができる。

表 172 IP AU の WEB ブラウザ方式のシステムで可能な主な手続^{429, 430}

種別/名称	主な手続
特許・実用新案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 国際出願 ・ 審査請求 ・ オフィスアクションの応答 ・ 期間延長 ・ 優先権証明書の請求 ・ 審判請求 (異議、再審査) ・ 訂正 (特許権者による補正) ・ 特許権の放棄 ・ 手数料等の支払 ・ 年金支払 ・ IP AU からの通知の受信、確認
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 審査請求 ・ 意匠の公開請求 ・ オフィスアクションの応答 ・ 期間延長 ・ 優先権証明書の請求 ・ 名義人、住所の変更 ・ 年金支払 ・ 意匠権の放棄 ・ 証明等の請求 ・ IP AU からの通知の受信、確認
商標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 国際出願 ・ 期間延長 ・ 審判請求 (異議、取消) ・ 出願の取消 ・ 優先権証明書の請求 ・ 商標登録の更新申請 ・ 証明等の請求 ・ 商標権の譲渡、移転 ・ 名義人、住所の変更 ・ IP AU からの通知の受信、確認

⁴²⁸ 「eServices help - registration overview」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/eservices-help/registration-overview> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

⁴²⁹ 「General eServices transaction structure」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services/online-services-learning-centre/general-eservices-transaction> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

⁴³⁰ 「Forms」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/pdf-forms> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

③ 専用ソフト方式のシステムについて

専用ソフトは、特許事務所などの B2B 用に、大量案件の一括処理を行う場合に使用される。本人認証は、電子証明書により行われる（電子証明書に着いては後述する）。このソフトでは、「請求 (Request)」と「更新 (Renewal)」について手続を行うことができ、それぞれ特許、意匠、及び商標のどの法域にも対応する。なお、専用ソフトを使用して手続を行うには、B2B としてのユーザー登録が必要となる⁴³¹。

B2B としてのユーザー登録は、B2B のオンライン取引システムの同意書、専用ソフトウェアの使用許諾の同意書など、3 つの書面を提出し、また支払用の銀行口座を用意する必要がある。B2B ユーザーの場合の手数料等の支払方法は銀行口座からの引き落とし (Direct Debit) のみとなるためである⁴³²。

手続は、すべて XML ファイルで行われ、個々の案件のフォームをまとめてバッチファイル (zip) とし、複数の案件について一括でバッチ処理を行うことができる。XML スキーマは WIPO Standards をカスタマイズして使用することができる。処理に必要なサンプルやマニュアルは IP AU の WEB サイトからダウンロード可能である⁴³³。

「請求 (Request)」と「更新 (Renewal)」共通の仕様としては、一つのバッチファイルの最大容量は 200MB までであり、バッチファイルに納められる各手続のファイルは 1MB から 100MB までであり、添付ファイルの最大容量は 1 ファイルにつき 20MB までである。

個別の仕様として、更新 (Renewal) では、一つのバッチファイルにつき、最大 600 件又は最大 200MB まで送信することができる。また、請求 (Request) では、複数種類の請求 (サービス) を一つのバッチファイルとすることもできるが、一つの請求 (サービス) につき一つのバッチファイルとすることが推奨されている。件数についての上限は設定されていない。

専用ソフト方式のシステムで可能な主な手続は、以下のとおりである。

⁴³¹ 「eService B2B Operations Guide V1.0 October 2015」 IP AU WEB サイト内、URL: https://www.ipaustralia.gov.au/sites/g/files/net856/f/eservices_b2b_operations_guide.pdf [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

⁴³² 「Register as a B2B customer」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services/business-business-b2b/register-b2b-customer> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

⁴³³ 「Prepare your B2B system」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services/business-business-b2b/prepare-your-b2b-system> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

表 173 IP AU の専用ソフト方式のシステムで可能な主な手続⁴³⁴

種別/名称	主な手続
特許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ PCT 国内移行 ・ 審査請求 ・ 再審査請求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金支払 (Renewal)
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 審査請求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金支払 (Renewal)
商標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 商標の登録料納付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 商標登録の更新申請 (Renewal)
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補正等を含むその他の手続 ・ その他の手数料の納付 <ul style="list-style-type: none"> ・ IP AU からの通知の受信

④ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

ブラウザは、TLS1.0 をサポートしている必要があるが、ブラウザの種類については特に指定がない⁴³⁵。

オンラインサービスを利用する場合のイメージファイルに関する共通事項としては、ファイル容量が最大 40MB、解像度は 200dpi から 600dpi までであり、300dpi が推奨されている⁴³⁶。WEB ブラウザ方式のシステムと専用ソフト方式のシステムについても共通である。

■ 特許⁴³⁷

特許の場合のイメージファイルのファイル形式は、PDF、TIFF、Text(.txt)、Microsoft Word (.doc、.docx)、PNG、XML 及び JPEG (.jpeg、.jpg) で提出できるが、PDF 形式での提出が推奨されている。なお、PNG 又は JPEG ファイルの場合は、イメージがカラーの場合のみ利用することができる。大きさは A4 サイズ (1 ページ) で、特許図面の場合カラー又はグレースケールでは提出できず、白黒のみである。

⁴³⁴ 「eService B2B Operations Guide V1.0 October 2015」 IP AU WEB サイト内、URL: https://www.ipaustralia.gov.au/sites/g/files/net856/f/eservices_b2b_operations_guide.pdf [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

⁴³⁵ 「Tips for registering and applying online」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services/online-services-learning-centre/tips-registering-and-applying-online> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

⁴³⁶ 「File requirements」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services/online-services-learning-centre/file-requirements> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

⁴³⁷ 「File requirements」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services/online-services-learning-centre/file-requirements> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

■ 意匠⁴³⁸

意匠を表す図面のイメージファイルのファイルは、PNG、TIFF、及び JPEG 形式 (.jpg、.jpeg) で提出できるが、グレースケール又はカラーの場合は PNG 形式、白黒の場合は TIFF 形式での提出が推奨されている。大きさは A4 サイズ (1 ページ) が推奨されている。色空間は sRGB が指定されている。

オプションとして、1 意匠につき、3D モデルを 1 つ提出することができる。この場合、3D 画像は PDF 形式でのみ提出することができる。なお、PDF 内の 3D データ形式は、Universal 3D (U3D) 第 3 バージョン、又は PRC (Product Representation Compact) が指定されている。

■ 商標⁴³⁹

商標を表す図のイメージファイルのファイル形式は、PNG、TIFF 又は JPEG (.jpeg、.jpg) で提出できるが、PNG 形式が推奨されている。音の商標の場合は MP3 形式のみであり、動画の場合は、MPEG 形式のみとなる。商標の大きさは、4cm×3cm から 8cm×8cm までである。なお、商標の特徴がはっきりと示されているのであれば、最小で 4cm×2cm でもよく、最大で 29.7cm×21cm でもよいとなっている。また、カラー、グレースケールでの提出が可能であり、色空間は sRGB が指定されている。

その他のドキュメントでは、PDF、TIFF、Text、XML、及び Microsoft Word (.doc、.docx) 形式で提出できるが、PDF 形式での提出が推奨されている。

(iii) 電子証明書について

専用ソフト方式のシステムを使った手続を行う場合に電子証明書が必要となる。認証局として、Global Sign、Symantec SSL、Thawte、Verizon Global、Entrust、CyberTrust (現在は、Verizon)、GeoTrust、Verisign が指定されており、電子証明書はファイル形式である⁴⁴⁰。

⁴³⁸ 「File requirements」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services/online-services-learning-centre/file-requirements> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

⁴³⁹ 「File requirements」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services/online-services-learning-centre/file-requirements> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

⁴⁴⁰ 「Digital Certificate」 IP AU WEB サイト内、URL: http://manuals.ipaustralia.gov.au/b2b/index.htm#Installation_Configuration/Digital_Certificate.htm [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

専用ソフトにおける電子証明書に関する各種設定や XML スキーマの例は、マニュアルに記載されている⁴⁴¹。

(iv) 手数料等の納付について

WEB ブラウザ方式のシステムの場合 (General Payments) は、ログイン後のユーザーエリアから支払手続を行うことができる。支払方法はクレジットカードによる支払のみである⁴⁴²。

専用ソフト方式のシステム (B2B) の場合は、銀行口座からの引き落とし (Direct Debit) のみに対応している⁴⁴³。

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数は以下のとおりである⁴⁴⁴。なお、電子出願率は公表されていない。

表 174 2016 年の出願件数

	特許・実用新案	意匠	商標
出願件数	28,394	7,202	71,344
電子出願率	—	—	—

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

電子出願システムに関する情報には、IP AU のホームページの上方にあるメニューバーからアクセスすることができる。詳細には、メニューバーにある「Tools & resources」をマウスで選択すると、詳細メニューが表示され、詳細メニューの左側に「Online services」の項目がある (次ページの図参照)。

⁴⁴¹ 「eService B2B Installation and Configuration Guide」 IP AU WEB サイト内、URL: https://www.ipaustralia.gov.au/sites/g/files/net856/f/eservices_b2b_installation_and_configuration_guide.pdf [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

⁴⁴² 「General payments」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services/online-services-learning-centre/general-payments> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

⁴⁴³ 「B2B FAQs」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/tools-resources/online-services/business-business-b2b/b2b-faqs> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

⁴⁴⁴ 「IP Report 2017」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://www.ipaustralia.gov.au/ip-report-2017#prod> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 29 日]

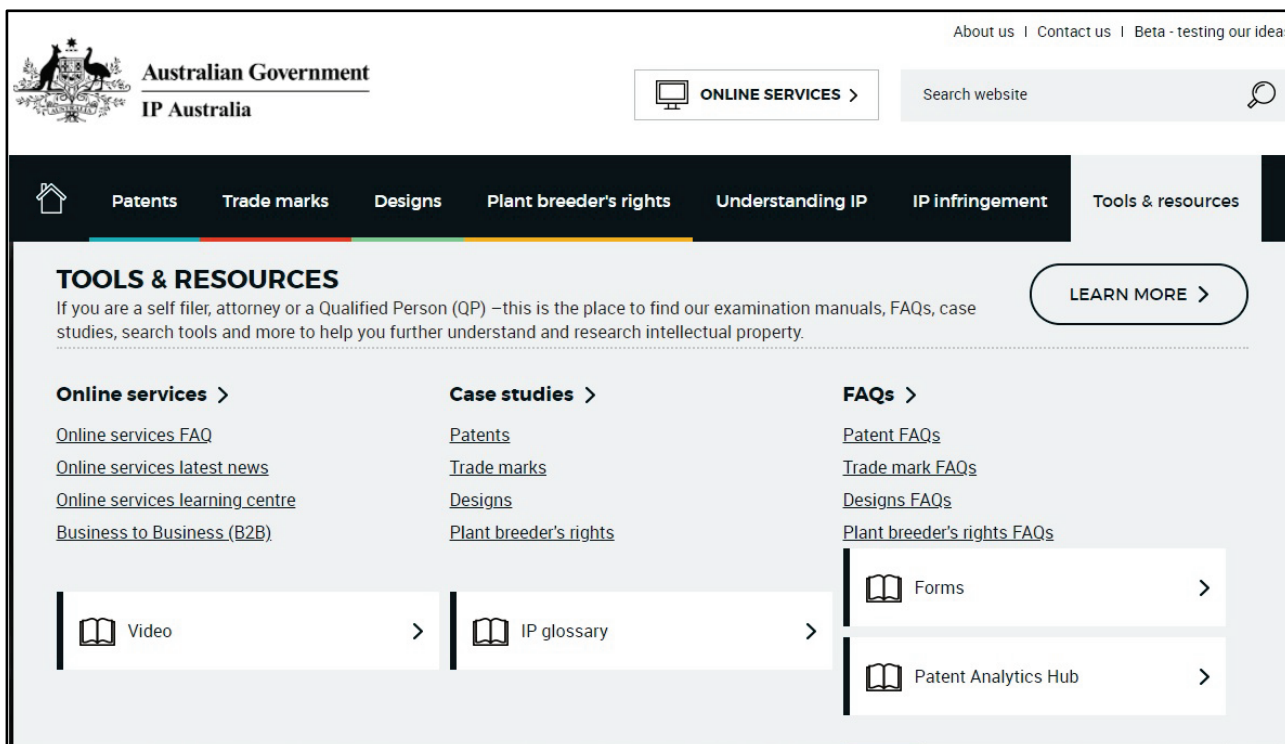


図 179 Tools & resources を開いた画面⁴⁴⁵

Online services には、主な質問とその回答を示した FAQ や、最新ニュース、WEB ブラウザ方式のシステムに関する情報を集めた「Online services learning centre」、専用ソフト方式のシステムに関する情報を集めた「Business to Business (B2B)」のメニューがある。

上記のそれぞれのメニューを選択してもよいが、上記のメニューのいずれかを選択したとしても、リンク先に表示される画面には、常に他のメニューが表示され、必要な項目を順次確認することができる（次ページの図参照）。

⁴⁴⁵ 「IP AU トップページ」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://ipaaustralia.govcms.gov.au/> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

Australian Government
IP Australia

ONLINE SERVICES > Search website

Patents Trade marks Designs Plant breeder's rights Understanding IP IP infringement Tools & resources

Online services FAQ

TOOLS AND RESOURCES

Tools and resources > Online services > Online services FAQ

Listen to this page

Last updated: 16 March 2016

ONLINE SERVICES

- ONLINE SERVICES LATEST NEWS
- ONLINE SERVICES FAQ

BUSINESS TO BUSINESS (B2B)

- B2B NEWS
- B2B FAQs
- B2B RELEASE NOTES
- GET STARTED WITH B2B
- HOW B2B WORKS
- INSTALL YOUR B2B SYSTEM
- OBTAIN OR UPDATE A DIGITAL CERTIFICATE
- PREPARE YOUR B2B SYSTEM
- REGISTER AS A B2B CUSTOMER
- TEST YOUR B2B SYSTEM
- CONTACT US ABOUT B2B

ONLINE SERVICES LEARNING CENTRE

- CORRESPONDENCE USER GUIDE
- ELECTRONIC CORRESPONDENCE FAQ
- FILE REQUIREMENTS
- GENERAL ESERVICE REQUEST
- GENERAL ESERVICES TRANSACTION STRUCTURE
- GENERAL PAYMENTS
- ONLINE SERVICES USER ADMINISTRATION GUIDE
- ONLINE SERVICES USER DOCUMENTATION
- TIPS FOR REGISTERING AND APPLYING ONLINE

What are online services?

In response to the changing needs of our customers, over the last few years we have implemented and further developed an electronic transaction channel.

Our online services cater for both intellectual property (IP) professionals and self-filers. Our online services allow users to register, log in and submit transactions online and offers users a consistent experience across the four IP rights. Our online services use sequential processes with built in 'mandatory' fields and cost-calculation software (if a payment is required, it must be finalised at the time of submission using Visa or MasterCard). The portal also allows users to save requests, access online services transaction history and update selected user details.

Why can't I access the online services login page?

Our online services have been designed to work with a number of different internet providers. Access to our online services may require a slight adjustment to your internet security settings. If you receive a message from your internet browser, similar to 'Internet Explorer cannot display the webpage', please perform the following steps:

1. click on 'Tools' in your browser menu
2. select 'Internet Options'
3. select the 'Advanced' tab
4. under the 'Security' header ensure that the following tick boxes are checked: 'Use SSL 3.0' and 'Use TLS 1.0'.

Why do I have to register to perform transactions?

To use our online services you are required to register and log in for all transactions. Our online services have a vast array of functions and capabilities, including the ability to store the personal details of our customers. This registration process is an additional security measure and is in place so that we can help you manage your IP and protect your details.

We have [tips for registering and applying online](#) through our online services.

How do I enter the online services portal?

Before you can sign in to our online services you must register to become a user. Registration is a simple process that can be completed on a work or personal computer. Customers must complete a number of mandatory fields and then select a username and password. If the user credentials that you select are available and meet our security requirements, you will then be able to access the system and re-enter the portal easily, whenever you require.

Our online services can be accessed through the log on button at the top right hand of each page on our website. Simply click on the link and you will be taken to the online services log in screen.

How much do your online services cost to use?

Our online services are provided free of charge. The only fees you will occur are those associated with the transactions you perform. For example, to renew a trade mark you need to pay the applicable renewal fee (our online services only accept Visa and Mastercard).

Can I save an online services application and resume it at a later date and time?

Yes. You have the option of saving a draft of an application when using our online services. This option saves the draft as a zip file on your computer. Do not attempt to open the zip file directly from the location as it is saved on your computer. If you would like to make changes to a saved application you will need to resume the transaction with our online services using the 'Resume a saved eService' function.

Please note: saved drafts will expire after fourteen days, at which point you will have to begin again. We strongly discourage you from relying on only these drafts to record the information they enter into your application.

Will you send me an official receipt for the transactions I complete using online services?

No. You will be issued with an official onscreen financial receipt and your transaction details will appear in your online services history for a period of six months.

Why can't I see all my IP rights in online services?

Unfortunately, due to back-end system limitations our online services do not currently have the ability to display a complete IP right portfolio view.

We are working hard on improving these legacy systems to ensure that a complete IP right portfolio view will be a feature of our online services in the near future.

Will all of my correspondence be provided in online services?

We are progressing with an initiative to electronically 'return' correspondence back to you through our online services. Initially, this enhancement will only apply to patent service requests that have been received through the online services channel.

We are on track to deliver the first release of return correspondence in mid-2014. Future releases in late 2014 will focus on the return of trade marks, designs and plant breeder's rights correspondence.

You will have the freedom and flexibility to view, print or save the correspondence on your computer. Note that we will not provide paper copies of the correspondence received electronically.

You can read more information regarding this [initiative](#).

図 180 FAQ の画面⁴⁴⁶

⁴⁴⁶ 「Online services FAQ」 IP AU WEB サイト内、URL: <https://ipaaustralia.govcms.gov.au/tools-resources/online-services/online-services-faq> [最終アクセス日: 2018年1月30日]

(17) カナダ

(i) 概要

カナダ知的財産庁（The Canadian Intellectual Property Office ; CIPO、以下、CIPO と表記する。）では、特許、意匠及び商標についてすべて WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。システムの利用には、事前の利用登録が必要である。システムへのログインはユーザーID とパスワードによる認証でよく、ログイン及び手続の際に電子証明書は不要である。

表 175 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許	—	○	不要
意匠	—	○	不要
商標	—	○	不要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

特許、意匠及び商標について、すべて WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。法域毎に個別に用意された入口からログオンする必要がある。ただし、商標の場合は、システムへの入口が 2 つ用意されており、出願や補正等の手続は「Trademark e-filing application」から行い⁴⁴⁷、登録後の更新手続等については「Registration and renewal of trademarks」から行うようになっている⁴⁴⁸。

なお、システムを利用するには事前の利用登録が必要である。登録には、e-mail アドレスとともに、名称などの必要事項を表示されたフォームに入力すればよい。また、パスワードの設定が必要となる。その後、ログインするには、ユーザー名とパスワードの認証のみでよい⁴⁴⁹。

⁴⁴⁷ 「Filing a new or revised trademark application」 CIPO WEB サイト内、URL: http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr01369.html?Open&wt_src=cipo-tm-main&wt_cxt=apply [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

⁴⁴⁸ 「Registration and renewal of trademarks」 CIPO WEB サイト内、URL: http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr01275.html?Open&wt_src=cipo-agent-main [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

⁴⁴⁹ 「Access your account」 CIPO WEB サイト内、URL: <https://www.ic.gc.ca/app/scr/registration-inscription/home.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

② 電子出願システムで可能な主な手続

特許、意匠及び商標の各法域において、オンラインで可能なのは出願手続とオフィスアクションへの応答が主であり、異議申立てを除く審判請求などには対応していない。

登録後は、出願等の手続の他に手数料等の支払履歴を確認できる「Online Statements」を利用することができる。手数料等の支払方法でクレジットカード又は予納口座からの引き落としを選択した場合、その支払履歴の確認や、エクセルファイルでダウンロードすることも可能である⁴⁵⁰。

CIPO からの通知は、特許の場合は e-mail 又は郵送で送付され⁴⁵¹、意匠及び商標については、紙の書面で代理人に送付される⁴⁵²。

表 176 CIPO のシステムで可能な主な手続⁴⁵³

種別/名称	主な手続
特許	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 国際出願 (PCT-SAFE 又は ePCT による) ・ PCT 国内移行 ・ オフィスアクションへの応答 ・ 手数料等の支払 ・ 証明書等の請求 ・ その他書面の提出の旨の手続 (後に e-mail で提出又は紙の書面を郵送)
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ オフィスアクションへの応答 ・ 手数料等の支払 ・ 証明書等の請求 ・ その他書面の提出の旨の手続 (後に e-mail で提出又は紙の書面を郵送)
商標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ オフィスアクションへの応答 ・ 手数料等の支払 ・ 異議申立て (Opposition e-services) ・ 証明書等の請求 ・ 商標の使用の宣言 ・ 商標登録の更新 (Registration and renewal of trademarks) ・ その他書面の提出の旨の手続 (後に e-mail で提出又は紙の書面を郵送)
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料の支払い履歴の確認 (Online Statements)

⁴⁵⁰ 「Online Statements, Online help」 CIPO WEB サイト内、URL: https://www.ic.gc.ca/app/scr/opic-cipo/oiof-fitt/rel-os/assistance-onlineHelp_eng.htm [最終アクセス日: 2018年1月30日]

⁴⁵¹ 「General correspondence-Patents」 CIPO WEB サイト内、URL: http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr01970.html?Open&wt_src=cipo-agent-main [最終アクセス日: 2018年1月30日]

⁴⁵² 「平成 27 年特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業 主要国、機関及び台湾における電子出願環境に関する世調査研究報告書」 287 頁から 301 頁、一般社団法人日本国際知的財産保護協会 (2016 年 3 月)

⁴⁵³ 「Forms」 CIPO WEB サイト内、URL: http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr00021.html?Open&wt_src=cipo-tm-main#trade-marks [最終アクセス日: 2018年1月30日]

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

使用可能なブラウザは、Internet Explorer 7.0 又は 8.0、Firefox 4.0 又は 5.0、Safari 5.1.2 である⁴⁵⁴。

■ 特許・実用新案⁴⁵⁵

提出可能なファイル形式は TIFF 又は PDF であるが、他のファイル形式であっても「Stellent Quick View Plus 8.0.0」というソフトで開くことができれば、当該ファイルの提出日を確保することができる。なお、その後 TIFF 又は PDF 形式で改めて提出する必要がある。

TIFF 形式の場合、TIFF CCITT Group 4 で解像度は 300 又は 400dpi、白黒のみ、大きさが A4 サイズであることが好ましい。シングル又はマルチページでもよい。

PDF 形式の場合、Adobe Portable Document Format Version 1.4 であり、非圧縮でテキストが検索可能であることとなっている。

■ 意匠⁴⁵⁶

提出可能なファイル形式は TIFF、JPEG、WPD、及び Doc 形式であるが、他のファイル形式であっても「Stellent Quick View Plus 8.0.0」というソフトで開くことができれば、当該ファイルの提出日を確保することができる。なお、その後改めて所定のファイル形式で提出する必要がある。

TIFF 形式の場合、TIFF CCITT Group 4 で解像度は 300 dpi、白黒のみ、大きさが 8.5 インチ×11 インチであり、シングル又はマルチページでもよい。

JPEG 形式の場合、写真の場合に使用され、8bit グレースケール（256 階調）のみで、解像度は 300dpi、大きさは 8.5 インチ×11 インチである。

⁴⁵⁴ 「System and Browser Requirements」 CIPO WEB サイト内、URL: <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00047.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

⁴⁵⁵ 「Correspondence Procedures」 CIPO WEB サイト内、URL: <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00633.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

⁴⁵⁶ 「Correspondence Procedures」 CIPO WEB サイト内、URL: <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00633.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

■ 商標

商標を表す図のイメージファイルは、TIFF 形式で容量が最大 1MB までであり⁴⁵⁷、大きさは、2.75 インチ×2.75 インチ又は 7cm×7cm（商法施行規則第 27 条（1）⁴⁵⁸で白黒のみである。なお、商標の色彩を主張する場合には、商標規則 28 条で定めるチャートを用いて表すことができる（下記の図参照）⁴⁵⁹。

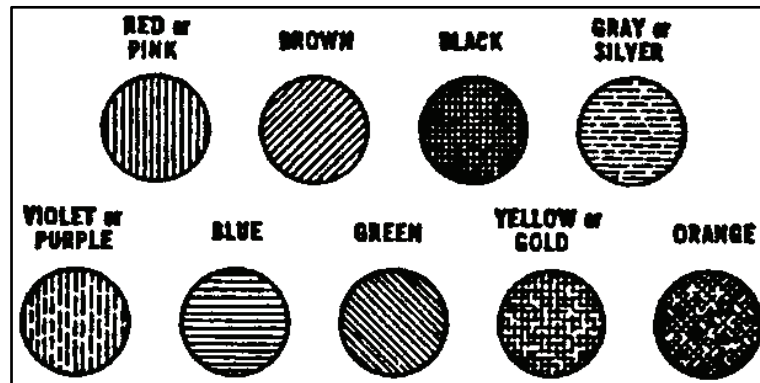


図 181 商標の色彩を表すチャート⁴⁶⁰

(iii) 電子証明書について

電子証明書は不要である。なお、PCT-SAFE 又は ePCT を使用して CIPO を受理官庁とする PCT 出願をする場合は、電子証明書が必要となる⁴⁶¹。

(iv) 手数料等の納付について

手数料等の納付には、デビットカード、クレジットカード、CIPO の予納口座からの引き落とし、小切手、郵便為替、又は、指定銀行口座への電信送金を利用することができる。また、CIPO に予納口座を有している者は、オンラインバンキングにより自身の口座から予

⁴⁵⁷ 「Trademarks Examination Manual - Page 2 of 5, II.6.2.1 Form and Size - Rule 27(1)」 CIPO WEB サイト内、URL: <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr03634.html#ii.1> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

⁴⁵⁸ 「Trade-marks Regulations」 CIPO WEB サイト内、URL: <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00633.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

⁴⁵⁹ 「A guide to trademarks, Preparing a trademark application」 CIPO WEB サイト内、URL: http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr02360.html?Open&wt_src=cipo-tm-main&wt_ext=apply#preparingATMApplication [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

⁴⁶⁰ 「Trade-marks Regulations (SOR/96-195), § 28 (1) (2)」 CIPO WEB サイト内、URL: <http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/regulations/SOR-96-195/section-28.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

⁴⁶¹ I.3. (24) WIPO の章を参照。

納口座へ振り込むことができる。CIPO のオンラインシステムで支払手続可能なのはクレジットカード又は予納口座からの引き落としのみである⁴⁶²。

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数は以下のとおりである。なお、電子出願率は公表されていない。

表 177 2016 年の出願件数

	特許 ⁴⁶³	意匠	商標 ⁴⁶⁴
出願件数	37,052	—	53,232
電子出願率	—	—	—

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

特許、意匠及び商標の法域毎にまとめられた WEB ページ上に、「Online services」という項目があり、当該法域に関するオンライン手続について情報を得ることができるようになっている（次ページ図参照）。

⁴⁶² 「Methods of Payment Accepted」 CIPO WEB サイト内、URL: <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr03055.html> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

⁴⁶³ 「Annual report 2015-2016 Patents Statistics」 CIPO WEB サイト内、URL: <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04118.html#examination> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

⁴⁶⁴ 「Annual report 2015-2016 Trademarks statistics」 CIPO WEB サイト内、URL: <http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04117.html#applications> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

The screenshot shows the CIPO Trademarks website. At the top, there is a navigation bar with the Government of Canada logo and a search bar. Below the navigation bar, there are several menu items: Jobs, Immigration, Travel, Business, Benefits, Health, Taxes, and More services. The main content area is titled "Trademarks" and features a large graphic of a calendar with a pen. Below the graphic, there is a banner that reads "Agent Renewal Period is open. Do not wait! Renew before April 3, 2018". To the right of the graphic, there is a section titled "I want to..." with several links: "Search trademarks", "Consult TM Journal", "Apply for/revise a trademark", "Order documents", "Pay the registration fee", and "Search goods and services". Below this section, there are four columns: "Learn", "Apply", "Online services", and "Resources". Each column contains a list of links related to trademarks.

図 182 CIPO 商標のページ⁴⁶⁵

又は、「Apply」にある「Prepare your application」や「Apply for/revise a trademark」などのリンクをクリックすると、手続に関する情報が適宜表示される。また、「Apply for/revise a trademark」のリンク先には、手続に関する情報とともに、システムへのログインをする WEB ページへのリンクがある（次図参照）。

⁴⁶⁵ 「Trademarks」 CIPO WEB サイト内、URL: http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr00002.html [最終アクセス日: 2018 年 1 月 30 日]

Government of Canada / Gouvernement du Canada

Search Canada.ca

Jobs | Immigration | Travel | Business | Benefits | Health | Taxes | More services

Home → Innovation, Science and Economic Development Canada → Canadian Intellectual Property Office

Canadian Intellectual Property Office

Filing a new or revised trademark application

Follow the step-by-step process to file your new or revised trademark application.

Introduction

Welcome to the Canadian Intellectual Property Office (CIPO) Trademarks e-Filing service.

With this online service, you can file a new and revised trademark application. Once you have paid your filing [fee](#), you will immediately receive your application number.

Important Notice: Enhancements in entering the statement of goods and services

You can now select pre-approved goods and services from the CIPO Goods and Services Manual when filing your trademark application online. For more details, please review the Updates to [Trademarks online tools page](#).

1. Before you apply

If you have not already done so, we suggest that you do the following before you start your application:

- Read [A Guide to Trademarks](#).
- Review the [trademark application process](#).
- Consult our [list of trade-mark agents](#) should you wish to hire a registered trademark agent to handle your file.
- Search trademarks using the [Canadian trademarks database](#).
- Use [The Goods and Services Manual](#) to search for acceptable goods and services terms in Canada for trademark applications.

2. Application requirements

A trademark application that has the following will get a filing date and application number:

- the name and address of the applicant;
- a representation of the trademark (such as a drawing), unless the trademark is just a word or words;
- the goods or services that the trademark will be or has been used for;
- either a statement of your intention to use the trademark or the date of when you first used the trademark in Canada;
- the application [fee](#) (Part I — Filing, Item 1).

3. After you apply — Filing a revised application

You may have to file a revised trademark application after an examination report.

- Use the revised form only if you have already filed a trademark application and have a CIPO filing receipt.
- Do not use the form for revised applications for the [Trademarks Opposition Board](#).
- Certain application changes are not allowed. Check which changes are allowed by reading [sections 31 and 32](#) of the *Trade-marks Regulations*.

4. Find our online forms (you must log in)

[Login to the Trademark e-filing application](#)

- The online service is on a secure server on the Innovation, Science and Economic Development Canada website.
- To create a new username and password or to update your existing registration, go to [My Industry Canada Account](#).

▶ If you are an agent...

- You can pay by [credit card or by deposit account](#).
- [Do you have questions about the new online system?](#)

Technical problems?

Complete our [technical problem report form](#).

図 183 「Apply for/revise a trademark」のリンク先画面⁴⁶⁶

⁴⁶⁶ 「Filing a new or revised trademark application」 CIPO WEB サイト内、URL: http://www.ic.gc.ca/eic/site/ciointernet-internetopic.nsf/eng/wr01369.html?Open&wt_src=cipo-tm-main&wt_cxt=apply [最終アクセス日: 2018年1月30日]

(18) 台湾

(i) 概要

台湾知慧財産局 (Taiwan Intellectual Property Office ; TIPO、以下、TIPO と表記する。) では、2種類の専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムを併用している。専用ソフト方式のシステムは特許、実用新案、意匠及び商標に対応し、WEB ブラウザ方式のシステムは商標の出願のみに対応する。システムを利用するには、双方の方式ともに事前の利用登録が必要であり、登録後電子証明書をアップロードしておく必要がある。加えて、各種手続にも電子証明書が必要となる。

表 178 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	○	—	必要
意匠	○	—	必要
商標	○	○	必要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

TIPO の電子出願システムは eNetcom と呼ばれており、システムの利用には eNetcom への事前の利用登録が必要である。利用登録は、電子証明書がなくてもよいが、手続を行う場合は電子証明書が必要となる。電子証明書がなくても、オンライン上の公報検索やその他の公開情報を見ることができる⁴⁶⁷。

TIPO では、2つの専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとを併用している。専用ソフト方式のシステムは、特許、実用新案、意匠及び商標のすべての法域に対応するが、WEB ブラウザ方式のシステムは商標のみである。WEB ブラウザ方式のシステムは個人用として位置付けられている。専用ソフト方式のシステムは、E-SET と呼ばれ、「HTML2PDF+E-SET」と、「WORD 増益集+E-SET」とがあり、大きな違いは対応するワープロソフトのバージョンの違いである。前者は Microsoft Word 2003 又は Open office にのみ対

⁴⁶⁷ 「電子サービス FAQ 会員一定要上傳「簽章影像檔」或是「電子憑證」嗎？」 TIPO WEB サイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=476125&ctNode=7610&mp=1> [最終アクセス日: 2018年1月31日]

応し⁴⁶⁸、後者はMicrosoft 2007以降に対応する⁴⁶⁹（その他、各システムの違いについては、下記表を参照のこと）。

TIPOからの通知は、専用ソフトから受信することができる。受信するには、eNetcomの会員情報ページへ電子証明書をアップロードすると共に、会員情報ページで通知を受信する旨の設定が必要となる⁴⁷⁰。その他、審査の進捗状況や案件の手續履歴については、eNetcomにログイン後のユーザーエリアで確認することができる。なお、手續履歴については、電子証明書を使用したログインが必要となる^{471, 472}。

表 179 各システムの特徴⁴⁷³

	新電子申請システム (HTML2PDF+E-SET)	新電子申請システム (WORD 増益集+E-SET)	商標オンライン申請
申請の種類	専利 ⁴⁷⁴ 、商標	専利、商標	商標
受付時間	平日休日問わず受付可（ただし平日 21 時～22 時はメンテナンス時間）		営業日 08：00～21：00
使用者	事務所、個人	事務所、個人	個人
電子申請比率	電子申請数の 4.5%	電子申請数の 92%	電子申請数の 3.5%
申請前の準備	1. 電子証明書の準備 2. eNetcom の利用登録及び会員情報のアップロード 3. ダウンロード及びシステムのインストール	1. 電子証明書の準備 2. eNetcom の利用登録及び会員情報のアップロード 3. ダウンロード及びシステムのインストール	1. 電子証明書の準備 署名画像ファイルの準備 2. eNetcom の利用登録及び会員情報のアップロード
適用環境	Windows 7 以上 Office Word 2003 又は OpenOffice	Windows 7 Office 2007 以上	Windows 7 以上又は MAC IE/Edge/Chrome/Firefox/Safari
システムのダウンロード	[e 網通>>直接ダウンロード>>新電子申請システム] からダウンロードしてインストール	[e 網通>>直接ダウンロード>>新電子申請システム] からダウンロードしてインストール	ダウンロードは不要 eNetcom にログインすればよい
文書の形式	Microsoft Word 又は OpenOffice	Microsoft Word	WEB ページの各フィールドに直接記載
利点	優れた柔軟性を有する無制限の書き込みが可能	優れた柔軟性を持つ無制限の書き込みが可能 PDF が元の文書のレイアウトと一貫している	手数料の自動計算機能、ユーザーは、各ページのフィールドに入力するだけでよい。

⁴⁶⁸ 「電子申請[HTML2PDF+E-SET]-インストール説明」 eNetcom WEB サイト内、URL: <https://tiponet.tipo.gov.tw/download/module045/Install.html.pdf> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 31 日]

⁴⁶⁹ 「電子申請[WORD 増益集+E-SET]-インストール説明」 eNetcom WEB サイト内、URL: https://tiponet.tipo.gov.tw/downloads/module045/Install_word.pdf [最終アクセス日: 2018 年 1 月 31 日]

⁴⁷⁰ 「電子申請 FAQ 要如何才能收受電子公文？」 TIPO WEB サイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=594276&ctNode=7610&mp=1> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 31 日]

⁴⁷¹ 「查詢専利/商標申請案件狀態流程」 eNetcom WEB サイト内、URL: https://tiponet.tipo.gov.tw/elearning/_data/_RC_DATA/TIPO_Content/content_html/080_090_260_learning_090_01.html [最終アクセス日: 2018 年 2 月 5 日]

⁴⁷² 「查詢會員專區我的案件流程」 eNetcom WEB サイト内、URL: https://tiponet.tipo.gov.tw/elearning/_data/_RC_DATA/TIPO_Content/content_html/080_090_260_learning_926_01.html [最終アクセス日: 2018 年 2 月 5 日]

⁴⁷³ 「直接ダウンロード」 eNetcom WEB サイト内、URL: <https://tiponet.tipo.gov.tw/TIPONET/Downloads.do?id=0000000000&sessionKey=000> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 31 日] なお、表内の日本語訳は仮訳である。

⁴⁷⁴ 「専利」は、特許、実用新案、意匠の総称を指す。

	新電子申請システム (HTML2PDF+E-SET)	新電子申請システム (WORD 増益集+E-SET)	商標オンライン申請
		単語、数式、化学式をサポート アドレス帳、製品カテゴリの 選択、ファイル変換、手数料、 空白のテンプレート、その他 のガジェットを利用可能	
短所	学習時間が最長 元の文書と矛盾するレイア ウトの PDF に非対応	学習時間が長い Microsoft Office Word2007 移行を使用	フォームに入力するのみで、 フォームのタイプを編集で きない
その他の機能	オンライン決済、案件の照 会、文書のダウンロード、電 子領収書のダウンロードが 可能	オンライン決済、案件の照 会、文書のダウンロード、電 子領収書のダウンロードが 可能	オンライン決済と案件の照 会が eNetcom の WEB サイト で可能

② 電子出願システムで可能な主な手続

特許、実用新案及び意匠（専利）の場合は、専用ソフト（E-SET）で提出できる書式の一覧が TIPO の WEB サイトに掲げられている。出願から登録まで、また、登録後の権利変動に関する手続などが可能である。

表 180 TIPO のオンラインシステムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続	
特許・実用新案・意匠（専利） ⁴⁷⁵	<ul style="list-style-type: none"> 出願手続 オフィスアクションへの応答 期間延長 審査請求 出願の取消 	<ul style="list-style-type: none"> 拒絶査定不服審判の請求 ライセンスの申請 専利権の譲渡、移転 手数料等の納付 優先権書面の請求
商標 ⁴⁷⁶	(WEB ブラウザ方式のシステム) <ul style="list-style-type: none"> 出願手続（通常、色、立体、音） 	(専用ソフト方式のシステム) (左記に加えて) <ul style="list-style-type: none"> 出願手続（動き、ホログラムその他） オフィスアクションへの応答 異議申立て 出願の取下げ 証明書等の請求 商標権の放棄、取下げ 登録事項の変更

⁴⁷⁵ 「専利電子申請表格暨申請須知」 TIPO WEB サイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7497&CtUnit=3640&BaseDSD=7&mp=1&nowPage=1&pagesize=10> [最終アクセス日: 2018年1月31日]

⁴⁷⁶ 「受理電子申請的商標申請案件種類？」 TIPO WEB サイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=481303&ctNode=7610&mp=1> [最終アクセス日: 2018年1月31日]

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

商標のWEBブラウザ方式のシステムに対応するブラウザは、Internet Explore、Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox 及び Safari である⁴⁷⁷。

■ 特許・実用新案、意匠（専利）

特許及び意匠のイメージファイルのファイル形式は JPEG 又は GIF 形式であり、大きさは一辺の長さが 8cm 以上、解像度が 300dpi である⁴⁷⁸。

その他の添付ファイルをアップロードする場合、添付ファイルのファイル形式は PDF 形式のみであり、大きさが A4 サイズである必要がある⁴⁷⁹

■ 商標

商標を表す図のファイル形式は JPEG 又は TIF 形式であり、大きさが一辺が 5cm から 8cm までの正方形、解像度が 300dpi である⁴⁸⁰。

その他の添付ファイルをアップロードする場合、添付ファイルのファイル形式は JPG、TIF、GIF、BMP 又は PDF 形式で、一辺の長さが 8cm 以上、解像度は 300dpi である。なお、PDF 形式の場合は、A4 サイズである必要がある⁴⁸¹。

商標では、署名の画像ファイルが必要となる。当該ファイルは、JPEG 形式で作成し、eNetcom の会員情報に予めアップロードしておく必要がある⁴⁸²。

⁴⁷⁷ 「直接ダウンロード」 eNetcom WEB サイト内、URL: <https://tiponet.tipo.gov.tw/TIPONET/Downloads.do?id=0000000000&sessionKey=000> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 31 日]

⁴⁷⁸ 「専利説明書(圖式)之圖片檔案格式規範?」 TIPO WEB サイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=481312&ctNode=7610&mp=1> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 31 日]

⁴⁷⁹ 「電子服務 FAQ 電子申請所附送之其他附件(如委任書、證明文件等)之電子檔案格式規範」 TIPO WEB サイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=481313&ctNode=7610&mp=1> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 31 日]

⁴⁸⁰ 「電子服務 FAQ 商標圖樣之檔案格式規範?」 TIPO WEB サイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=481311&ctNode=7610&mp=1> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 31 日]

⁴⁸¹ 「電子服務 FAQ 電子申請所附送之其他附件(如委任書、證明文件等)之電子檔案格式規範」 TIPO WEB サイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=481313&ctNode=7610&mp=1> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 31 日]

⁴⁸² 「電子服務 FAQ 商標線上申請可使用之「簽章影像檔」該如何準備?」 TIPO WEB サイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=475810&ctNode=7610&mp=1> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 31 日]

(iii) 電子証明書について

手続には電子証明書が必要となる。電子証明書の認証局は、個人や、法人、組織等によって異なる認証局が TIPO により指定されている^{483, 484}。

- ・個人 : Certificate IC card for natural person issued by Certificate Authority of Ministry of Interior (MOICA)
- ・一般営利法人 : Ministry of Economic Affairs (MOEACA)
- ・政府機関 : Certificate IC card or software certificate for government authority or unit issued by Government Certification Authority (GCA)
- ・特殊法人 : Certificate IC card for school, foundation, organization, etc. issued by XCA

なお上記の他にも、TAIWAN-CA, Inc が発行する Intellectual Property IC card or software certificate も使用することができる。

電子証明書は、IC カード形式又はファイル形式である⁴⁸⁵。

(iv) 手数料等の納付について⁴⁸⁶

オンライン上での支払は、オンラインバンキングによる銀行口座からの引き落とし又は eATM と呼ばれる銀行口座からのオンライン決済を利用することができる。なお、オンライン上で支払う場合、例えば年金などについては、CSV ファイルによる一括処理も可能である⁴⁸⁷。

また、紙出願の場合等、オンライン上で支払処理をしない場合は、電信送金、音声転送、ATM 転送、電信送金（指定銀行の指定口座への振込）、小切手、郵便為替、TIPO 窓口への現金支払をすることもできる。

⁴⁸³ 「専利電子申請相關事項」 TIPO WEBサイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=203069&CtNode=6673&mp=1> [最終アクセス日: 2018年1月31日]

⁴⁸⁴ 「商標電子申請相關事項」 TIPO WEBサイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=155817&CtNode=7045&mp=1> [最終アクセス日: 2018年1月31日]

⁴⁸⁵ 「電子服務FAQ」 12頁から13頁、TIPO WEBサイト内、URL: <https://tiponet.tipo.gov.tw/downloads/module030/eServiceFAQ.pdf> [最終アクセス日: 2018年1月31日]

⁴⁸⁶ 「規費繳納方式」 TIPO WEBサイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=208557&CtNode=6906&mp=1> [最終アクセス日: 2018年1月31日]

⁴⁸⁷ 「電子申請案件如何繳費？」 TIPO WEBサイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=481956&CtNode=7610&mp=1> [最終アクセス日: 2018年1月31日]

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数は以下のとおりである。なお、電子出願率は公表されていない。

表 181 2016 年の出願件数⁴⁸⁸

	特許	実用新案	意匠	商標
出願件数	43,836	20,161	8,445	79,300
電子出願率	—	—	—	—

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

電子出願システムに関する情報は、eNetcom の WEB サイトにまとめられている。トップページには、システムを利用するための準備に関する情報から手続に関する情報がまとめられた「線上教學」(左下) や、専用ソフトのダウンロードができる「直接下載」(左上) などのアイコンがあり、適宜利用することができる。また、eNetcom へのログオンなどもこのトップページから可能となっている。



図 184 eNetcom トップページ⁴⁸⁹

加えて、TIPO の WEB サイトにも電子出願システムに関する情報を参照することができる。専利(特許、実用新案及び意匠)と商標のページにそれぞれ分かれており、手続の準備や手数料等の納付方法、電子申請の FAQ などの説明がある。

⁴⁸⁸ 「Annual Statistics」TIPO WEB サイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=640384&ctNode=6830&mp=2> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 31 日]

⁴⁸⁹ 「eNetcom トップページ」eNetcom WEB サイト内、URL: <https://tiponet.tipogov.tw/TipoMenu/> [最終アクセス日: 2018 年 1 月 31 日]



図 185 TIPO WEB サイト内の專利に関する電子申請関連情報のページ 490



図 186 電子サービスに関する FAQ のページ 491

490 「專利電子申請相關事項」TIPO WEB サイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=203069&CtNode=6673&mp=1> [最終アクセス日: 2018年1月31日]

491 「電子服務FAQ」TIPO WEB サイト内、URL: <https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7610&CtUnit=3708&BaseDSD=7&mp=1> [最終アクセス日: 2018年1月31日]

(19) ドイツ

(i) 概要

ドイツ特許商標庁（Das Deutsche Patent- und Markenamt ; DPMA、以下、DPMA と表記する。）では、電子出願システムとして、専用ソフト方式のシステムと、WEB ブラウザ方式のシステムとの2種のシステムが用意されている。

専用ソフトの名称は、DPMAdirekt といい、主に特許、実用新案、意匠及び商標の出願や中間手続、更に PCT 国内段階の手続が可能である。なお、2017 年 8 月より、専用ソフト DPMAdirekt の新バージョンである DPMAdirektPro が公開された。DPMAdirektPro では、これまで紙の書面で送付されていた DPMA からの発送書類を直接電子データで受信可能となった。なお、専用ソフトの DPMAdirekt 又は DPMAdirektPro を使用して手続を行う場合は、電子証明書が必要となる。

WEB ブラウザ方式のシステムとしては、DPMAdirektWeb があり、意匠及び商標の出願手続を行うことができる。DPMAdirektWeb で手続を行う場合、電子証明書は不要である。

表 182 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	○DPMAdirekt DPMAdirektPro	—	必要
意匠	○同上	○DPMAdirektWeb	必要/WEB は不要
商標	○同上	○DPMAdirektWeb	必要/WEB は不要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

DPMA では、専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとの両方を使用することができる。専用ソフトは DPMAdirekt 又は DPMAdirektPro といい、特許、実用新案、意匠及び商標の手続全般を行うことができる。後者は 2107 年 8 月に公開された新しいソフトであり、これまで紙で送付されていた DPMA からの通知を電子データで受領することができるようになっている。なお、専用ソフトを使用する場合は電子証明書が必要となる。

WEB ブラウザ方式のシステムは、DPMAdirektWeb といい、意匠と商標の出願及び意匠の無効審判請求の手続に限られる。DPMAdirektWeb は DPMA の WEB サイト内からアクセスすることができ、電子証明書は不要である。

② 専用ソフト方式のシステムについて

専用ソフトとしては、DPMAdirekt と DPMAdirektPro の 2 つのソフトウェアが公開されている。後者は前者の新バージョンとして 2017 年 8 月から公開され、それまで紙で送付されていた DPMA からの通知を電子データで受領することができる。今後は後者のソフトウェアを使用する必要がある⁴⁹²。

(a) 専用ソフトを使用して行うことができる主な手続

専用ソフトを使用して行うことができる主な手続は、以下のとおりである（下記表 2 参照）。専用ソフトでは、出願、中間処理その他、優先権書面や委任状等の提出を行うことができる。なお、下記表に示した手続は主な手続を示したものであり、表に掲げた例に限らない。

表 183 専用ソフトを使用して行うことができる主な手続⁴⁹³

特許	実用新案	意匠	商標
<ul style="list-style-type: none"> 出願（ドイツ国内、欧州及び PCT） PCT 国内段階の移行手続 審査請求 明細書、クレーム、図面及び要約書の提出 発明者 異議申立て 審判請求 	<ul style="list-style-type: none"> 出願（ドイツ国内、欧州及び PCT） PCT 国内段階の移行手続 	<ul style="list-style-type: none"> 出願（ドイツ国内） 無効審判の請求 	<ul style="list-style-type: none"> 出願（ドイツ国内） 拒絶査定審判の請求
(共通 (例)) <ul style="list-style-type: none"> オフィスアクションへの対応（補正など） 補正後の書面のフェアコピー 優先権書面の提出 非特許文献の提出 代理人委任状の提出 			
		<ul style="list-style-type: none"> 翻訳文の提出 期限延長願の提出 書面の説明レター (explanatory letter) specification of purpose of use of SEPA mandate⁴⁹⁴の提出 	

⁴⁹² 旧バージョンのソフトウェアは 2017 年 12 月 31 日まで使用可能であった。

⁴⁹³ ” DPMAdirekt E-filing with the DPMA,” DPMA WEB サイト内、URL : <https://www.dpma.de/english/services/efiling/dpmadirekt/index.html> [最終アクセス日：2017 年 11 月 9 日] なお、日本語訳は仮訳である。

⁴⁹⁴ SEPA (Single Euro Payment Area: 単一ユーロ決済圏) マンデート (支払者による口座引き落とし承諾書) を使用して料金支払を行うための書面をいう。

(b) 出願書面等のフォーマット⁴⁹⁵

■ ブラウザ等

ブラウザは特に指定されていない。

■ 特許・実用新案

テキストファイルの場合、A4 相当の大きさの PDF ファイルで提出する必要がある。この PDF ファイルは、テキストベースで作成されなければならない。例えば書面を画像としてスキャンしたものを PDF ファイル化した場合は受け付けられない。また、PDF 独自の署名、暗号化等の機能も使用できない。なお、XML version 1.0 のファイルでもよい。

画像ファイルの場合、下記表のフォーマットで作成する必要がある。

表 184 使用可能な画像ファイル一覧

イメージファイルのフォーマット	圧縮形式	色深度	詳細
TIFF	圧縮なし又は LZW 形式又は FAX グループ 4	1 bpp ⁴⁹⁶ 又は白黒	<ul style="list-style-type: none">最大サイズ：A4解像度：300×300 dpi相当ピクセル数：2480×3508 pixel (幅×高さ)
TIFF	圧縮なし又は LZW 形式又は FAX グループ 4	8 bpp (256 階調グレースケール)	<ul style="list-style-type: none">最大サイズ：A4解像度：150×150 dpi相当ピクセル数：1240×1754 pixel (幅×高さ)
JPEG	規格の圧縮率	24 bpp	<ul style="list-style-type: none">最大サイズ：A4解像度：150×150 dpi (グレーのみ)
PDF	圧縮なし	白黒のみ	<ul style="list-style-type: none">使用可能なフォント：Times (セリフフォント、プロポーショナル)、Helvetica (セリフなし、プロポーショナル)、Courier、Symbol (シンボル)カラー画像は不可PDF 独自の暗号化手段等による制限機能の使用は認められない

⁴⁹⁵ "DPMAdirekt Formal requirements," DPMA WEB サイト内、URL：https://www.dpma.de/english/services/efiling/dpmaDirekt/formal_requirements/index.html [最終アクセス日：2017年11月9日]

⁴⁹⁶ bpp (bits per pixel：ビット毎ピクセル) とは、画面や画素が表示可能な色数(色深度)を表す単位の一つで、一つの画素(ピクセル)を何ビットの色情報で表すかを示したもの。1bpp は色情報を 1 ビットで表すことを意味し、2つの色が利用できる。(「IT用語辞典 e-Words」より、URL：<http://e-words.jp/w/bpp.html> [最終アクセス日：2017年11月9日])

■ 商標

テキストファイルは特許及び実用新案と同様である。

使用可能な画像ファイルは、JPEG 形式のみであり、その仕様は下記表のとおりである。
なお、ファイルサイズは最大 1MB までとなっている。

表 185 商標で使用可能な画像ファイル

イメージファイルのフォーマット		JPEG
解像度	横向き (幅)	最小 945 pixel、最大 1890pixel
	縦向き (高さ)	最小 945 pixel、最大 1890pixel
色空間 (colour space)	—	sRGB
色深度	カラー	24 bpp
	白黒	8 bpp
	グレースケール	8 bpp

■ 意匠

テキストファイルについては、特許及び実用新案と同様である。

画像ファイルは、JPEG 形式のみであり、解像度は最小 300pixel、ファイルサイズは最大 2MB までとなっている。

なお、これらは WEB ブラウザ方式の DPMAdirektWeb も同じである。

(c) Virtual Mail Office について

申請人が DPMA と電子データを送受信する際に、Virtual Mail Office というソフトウェアを使用する⁴⁹⁷。このソフトウェアは、申請人と DPMA 間の通信の安全性を確保するとともに、申請人と DPMA 間でデータの授受を直接行うことができる。

この Virtual Mail Office は、暗号化などの基本的なセキュリティ手段を有しており、復号化、データの保存、マルウェアの監視、電子証明書の検証及び送受信したデータのタイムスタンプ及び受領書の受信が可能となっている。受領書には、DPMA DPMA がデータを受信した日時、及び書面の受領番号 (document reference number, DRN) が含まれる。

⁴⁹⁷ "Virtual Mail Office," DPMA WEB サイト内、URL : https://www.dpma.de/english/services/efiling/dpmdirekt/virtual_mail_office/index.html [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 13 日]

③ WEB ブラウザ方式のシステムについて

ドイツでは、商標と意匠の出願及び意匠の無効審判請求に限り、DPMA の WEB サイト (DPMAdirektWeb) から手続が可能である。この場合、電子証明書は不要であり、誰でも手続をすることができる。WEB ブラウザの指定も特にならない。

DPMAdirektWeb から手続を開始するには、DPMA の WEB サイト内の該当ページ (下記図参照) にアクセスし、目的とする手続のリンクをクリックすればよい。

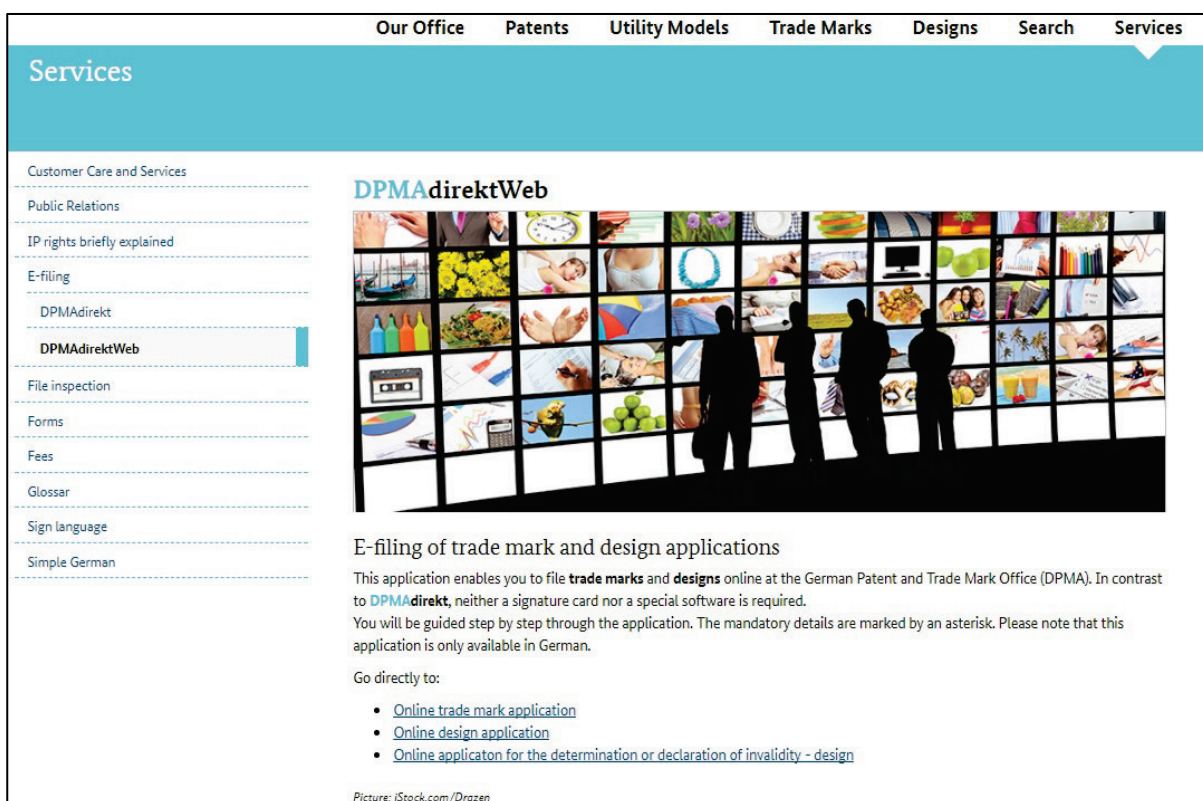


図 187 DPMAdirektWeb スタート画面

上図のページから行いたい手続のリンクを選択すると、最初に料金の説明書きや注意書きが表示される (次ページ図参照)。英語版のページであっても、これ以降はドイツ語版のみとなる。この最初のページでは、出願人が自然人／個人 (natürliche Person / Privatperson) であるか、法人／会社 (juristische Person / Firma) であるかを選択するボタンがある。

Online-Markenmeldung	Online-Designanmeldung	Online-Nichtigkeitsantrag Design
<p>DPMAdirektWeb - Die Online-Anmeldung für Designs</p> <p>Auf den folgenden Seiten können Sie Designs online anmelden.</p> <p>Sie müssen keine Software herunterladen und benötigen keine Signaturkarte. Die Designanmeldung ist zunächst auf bis zu 10 Designs begrenzt und kostet 60 €, im Falle der Aufschiebung der Bekanntmachung der Wiedergabe 30 €.</p> <p>Sie werden in sechs Schritten durch die Anmeldung geführt. Die erforderlichen Angaben sind mit einem Sternchen gekennzeichnet. Nach Eingang Ihrer Anmeldung erhalten Sie per Post eine Empfangsbestätigung mit dem Aktenzeichen und Zahlungsinformationen.</p> <p>Mit den folgenden Angaben zum Anmelder starten Sie Ihre Designanmeldung.</p> <hr/> <p>Anmeldung</p> <p>Sind Sie eine Privatperson (natürliche Person) oder eine Firma (juristische Person)?</p> <p><input checked="" type="radio"/> natürliche Person / Privatperson</p> <p><input type="radio"/> juristische Person / Firma</p> <p><input type="button" value="Anmelden"/></p> <p><small>© 2017 Deutsches Patent- und Markenamt</small></p>		

図 188 DPMAdirektWeb 意匠手続開始画面 (注意書き)

出願人の種別を選択し、「Anmelden」のボタンをクリックすると、必要な情報を入力する画面が表示される(下記図参照)。以降、順を追って必要事項を入力していけばよい。なお、各画面にはヘルプ(Hilfe)のリンクが用意されており、このリンクをクリックすると、該当部分のヘルプ画面がポップアップ表示される(下記図参照)。

Online-Markenmeldung	Online-Designanmeldung	Online-Nichtigkeitsantrag Design
1.	2.	3.
4.	5.	6.
Anmelder	Vertreter	Anschrift
	Designs	Sonstige Anträge
		Absenden
<p>Anmelder</p> <p>Für weitere Informationen nutzen Sie bitte die Hilfe.</p> <p>Anrede: * <input type="button" value="Bitte auswählen: ▼"/></p> <p>Titel/Namenszusatz: <input type="text"/></p> <p>Nachname: * <input type="text"/></p> <p>Vorname: * <input type="text"/></p> <p>Adresszusatz: <input type="text"/></p> <p>Straße, Nr.: * <input type="text"/></p> <p>Postleitzahl: * <input type="text"/></p> <p>Ort: * <input type="text"/></p> <p>Land: * <input type="text" value="Deutschland"/></p> <p>Telefon: <input type="text"/></p> <p>E-Mail: <input type="text"/></p> <p><input type="button" value="Weiterer Anmelder"/></p> <p><input type="button" value="zurück"/> <input type="button" value="weiter"/></p>		

図 189 DPMAdirektWeb 意匠手続画面

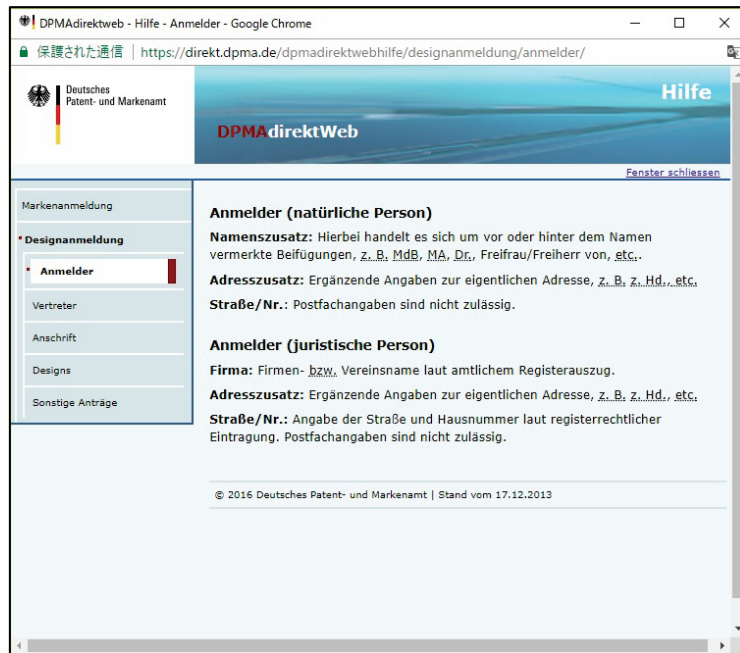


図 190 DPMAdirektWeb ヘルプ画面 (意匠)

(iii) 電子証明書について

専用ソフト (DPMAdirekt 又は DPMAdirektPro) を使用して手続を行う場合、電子証明書が必要となる。

電子証明書は「signature cards」と呼ばれるカード形式であり、指定された認証局により認証されたものが必要となる。この指定された認証局は、The Federal Network AgencyのWEBサイト内で公開されている⁴⁹⁸。また、欧州特許庁が発行する電子証明書及びそのカードリーダーも使用することができる⁴⁹⁹。

(iv) 手数料等の納付について

手数料等の納付について、下記のように複数の方法が用意されている⁵⁰⁰。

⁴⁹⁸ “Zertifizierungsdiensteanbieter (Federal Network Agency for Electricity, Gas, Telecommunications, Post and Railway),” WEBサイト内、URL : https://www.bundesnetzagentur.de/cln_1412/DE/Service-Funktionen/ElektronischeVertrauensdienste/QES/WelcheAufgabenhatdieBundesnetzagentur/AufsichtundAkkreditierungvonAnbietern/ZertifizierungsdiensteAnbieter_node.html [最終アクセス日 : 2017年11月10日]

⁴⁹⁹ “FAQ,” DPMA WEBサイト内、URL : <https://www.dpma.de/english/services/efiling/dpmaDirekt/faq/index.html> [最終アクセス日 : 2017年11月10日]

⁵⁰⁰ “Information on the payment of fees at the DPMA,” DPMA WEBサイト内、URL : https://www.dpma.de/english/services/fees/payment_transactions/index.html [最終アクセス日 : 2017年11月10日]

- ・ DPMA 窓口で直接現金支払い
- ・ 連邦財務省 (Bundeskasse) の指定口座へ振り込み
- ・ 銀行口座振替 (ドイツ国内の銀行)
- ・ 海外口座振替 (Cross-Border Credit Transfers)
- ・ SEPA ダイレクトデビット (単一ユーロ決済圏)

上記のうち、SEPA (Single Euro Payment Area:単一ユーロ決済圏) は、ユーロ決済圏内の国であれば、国内外の区別なくユーロ建ての決済ができるしくみである。銀行口座振り込みやクレジットカードやデビットカードによる決済などを行うことができる^{501, 502}。また、海外口座振替は、SEPA の領域外の国からの支払方法である⁵⁰³。

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数は以下のとおりである。また、電子出願率は公表されていないが、海外知財庁質問票調査から得た情報を参考として示した。

表 186 2016 年の出願件数及び電子出願率

	特許	実用新案	意匠	商標
出願件数 ⁵⁰⁴	69,898	14,045	45,321	69,716
電子出願率 ⁵⁰⁵	78%	50%	60%	64%

(vi) 電子出願システムに関する情報提示の構成について

電子出願システムに関する情報は、次ページの図のように、DPMA WEB サイトの「Services」のページから「E-filing」をクリックするとアクセスすることができる。

⁵⁰¹ 吉村昭彦、白神猛「欧州における決済サービスの新たな法的枠組み：決済サービス指令の概要」金融研究、第 119-1 72 頁 (日本銀行金融研究所、2009 年 3 月) URL : <http://www.imes.boj.or.jp/japanese/kinyu/2009/kk28-1-6.pdf> [最終アクセス日：2017 年 11 月 10 日]

⁵⁰² "Questions around payment transactions," DPMA WEB サイト内、URL : https://www.dpma.de/english/services/fees/payment_transactions/faq/index.html [最終アクセス日：2017 年 11 月 10 日]

⁵⁰³ "Information on Cross-Border Credit Transfers," DPMA WEB サイト内、URL : https://www.dpma.de/english/services/fees/payment_transactions/cross_border_credit_transfers/index.html [最終アクセス日：2017 年 11 月 10 日]

⁵⁰⁴ 「Annual Report 2016」87 頁、93 頁、96 頁、101 頁 DPMA WEB サイト内、URL : <https://www.dpma.de/docs/english/jahresberichte/annualreport2016.pdf> [最終アクセス日：2017 年 11 月 10 日]

⁵⁰⁵ 海外知財庁質問票調査の結果に基づく。

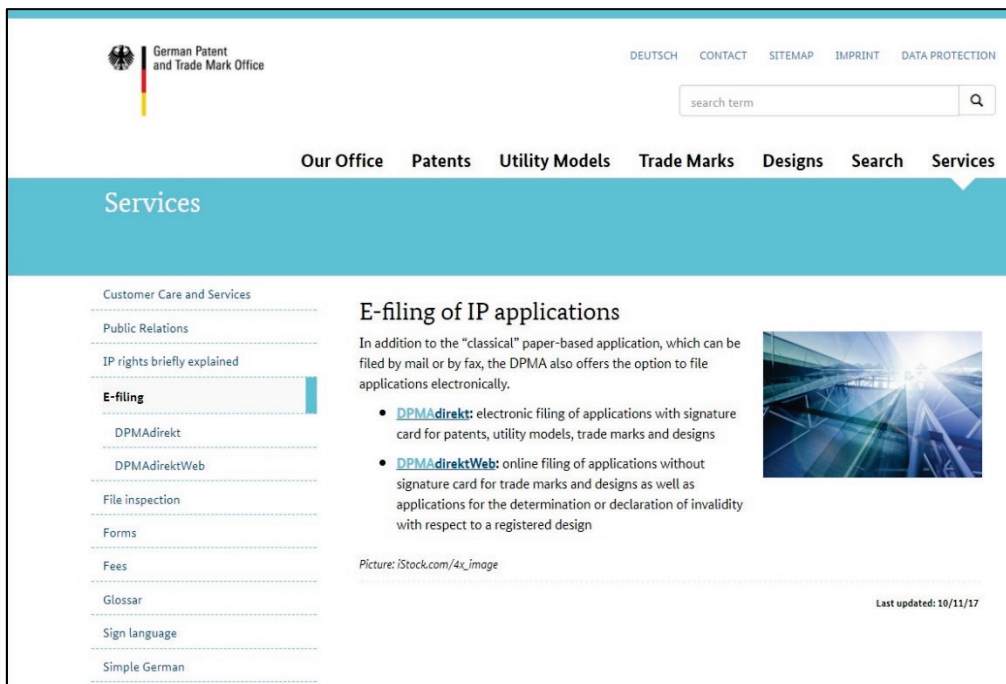


図 191 電子出願システムに関する情報の所在⁵⁰⁶

上記図のページから、専用ソフトに関する情報を得たい場合は、「DPMAdirekt」を選択し、WEB ブラウザから意匠又は商標の出願手続を行いたい場合は、「DPMAdirektWeb」を選択する。

例えば、「DPMAdirekt」をクリックすると、左側のメニューに専用ソフトに関するメニューがさらに表示される（次図参照）。ここで、上から順にメニューをたどっていくことで、専用ソフトや手続に関する情報を得ることができる。例えば、「Technical requirements」の画面は専用ソフトをインストールする際に必要な最低限のハード要件が示されており、「Downloads」の画面では、DPMAdirekt 又は DPMAdirektPro のソフトウェア及びマニュアルのダウンロードをすることができる。

⁵⁰⁶ 「E-filing of IP applications」PMA WEB サイト内、URL: <https://www.dpma.de/english/services/efiling/index.html> [最終アクセス日: 2018年2月14日]

German Patent and Trade Mark Office

DEUTSCH CONTACT SITEMAP IMPRINT DATA PROTECTION


search term

Our Office Patents Utility Models Trade Marks Designs Search Services

Services

- Customer Care and Services
- Public Relations
- IP rights briefly explained
- E-filing
- DPMAdirekt**
- DPMAdirekt newsletter
- Technical requirements
- Downloads
- Formal requirements
- Digital signature
- Virtual Mail Office
- Data Protection
- FAQ
- DPMAdirektWeb
- File inspection

DPMAdirekt



E-filing with the DPMA

DPMAdirekt or rather **DPMAdirektPro** allows you to file a legally effective IP application online and submit electronic documents relating to this application online, at a later date. You will be prompted to fill in clear on-screen forms for submitting the data required for the requests. The data will automatically be converted into the data format required by the DPMA. For e-filing you need a special [software](#), which we provide to you free of charge, as well as a [qualified signature card](#).

Advantages over paper-based filing

図 192 専用ソフト DPMAdirekt に関する情報の所在⁵⁰⁷

⁵⁰⁷ 「DPMAdirect E-filing with the DPMA」 DPMA WEB サイト内、URL: <https://www.dpma.de/english/services/efiling/dpmadirekt/index.html> [最終アクセス日: 2018年2月14日]

(20) ブラジル

(i) 概要

特許・実用新案、意匠及び商標のいずれも WEB ブラウザ方式のシステムが採用されており、出願時の電子証明書は不要である。なお、法別のシステムを使用する前に、ブラジル産業財産庁 (Instituto Nacional da Propriedade Industrial ; INPI、以下 INPI と表記する。) のシステムである「e-INPI」への登録を行う必要がある。この登録時に設定するユーザーID とパスワードで法別のシステムも共通して使用することができる。加えて、法別のシステムを使用する前に、手数料等の支払が必要となる。手数料等の支払は、「GRU モジュール」という、ブラジル政府へ税金や手数料等を納付するシステムを通じて支払手続を行う。そして、その後発行される GRU (Union Collection Guide ; 連邦政府納付票) を取得しておき、法別のシステムで各種手続を行う際に、GRU に記載されている GRU 番号を入力することで手続と支払が紐付けられる。

表 187 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	—	○e-Pantes	不要
意匠	—	○e-Desenho	不要
商標	—	○e-Marcas	不要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

手続の際に必要なシステムは複数ある。「e-INPI」、「GRU モジュール⁵⁰⁸」及び法別の出願システムである「e-Patentes」(特許・実用新案)、「e-Desenho」(意匠)、「e-Marcas」(商標)が用意されている。いずれも WEB ブラウザ方式のシステムである。

e-INPI は、ブラジル産業財産庁が提供するシステム全体を指す名称であり、それぞれの出願システムを利用する前に e-INPI への登録が必要となる。ここで登録したユーザーID とパスワードは、法別の出願システムへログインする際にも使用される。登録には電子証明書等は不要であるが、個人又は法人に付与される納税者番号の入力が必要となる。

GRU モジュールは、INPI のシステムではなく、ブラジル政府へ税金や手数料等を支払うためのシステムである。ブラジルでは、出願等の手続を行う前に、システムを介して手続

⁵⁰⁸ このシステムは、単に「GRU」とも言われることがある。本稿では、手数料等の納付後に発行される GRU (連邦政府納付票) と区別するために、マニュアル等で記載されている「GRU モジュール」と表記している。

に必要な手数料等を納付し、GRU (Union Collection Guide ; 連邦政府納付票) を取得しておく必要がある。法別の出願システムでも、GRU に記載されている GRU 番号の入力が求められる。

法別のシステムは、それぞれ、特許・実用新案が e-Patentes、意匠が e-Desenho、商標が e-Marcas という名称であるが、共通して WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。なお、特許は従来専用ソフト方式のシステムであったが、2017 年 5 月から新たに WEB ブラウザ方式のシステムへと移行した。意匠及び商標も同様に、GRU モジュールによる支払システムの変更に合わせて新しいシステムが稼働している。

また、INPI への各種請求について、手続に使用した書面の確認は、「Pesquisa na base de marcas⁵⁰⁹」というシステムから可能となっている⁵¹⁰。

四法で共通して、出願に必要な情報は、各システムの WEB ブラウザに表示されている入力欄に順に入力する形式となっている。また、図面や、図形商標等を出願する際に必要な画像ファイル (JPEG ファイル)、出願の際に必要な委任状などの書面 (PDF ファイル) 等については、PDF ファイルをアップロードして提出することができる。

② 電子出願システムで可能な主な手続

各システムで可能な主な手続は、以下のとおりである (表 2 参照)。

表 188 電子出願システムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続
特許・実用新案/ e-Patentes ⁵¹¹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 国際出願 ・ オフィスアクションへの応答 ・ 年金支払 ・ 出願審査請求 ・ 情報提供 ・ TRIPs 協定 70.9 に関連する手続 ・ 名義変更 ・ 移転申請 ・ 手続の履歴の確認 ・ 証明等の請求 ・ 放棄、取下げ ・ 期間徒過の回復請求 ・ 遺伝資源又は伝統的知識へのアクセスに係る手続
意匠/ e-Desenho ⁵¹²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ オフィスアクションへの応答 ・ 名義変更 ・ 移転申請

⁵⁰⁹ 「Pesquisa na base de marcas」 INPI WEB サイト内、URL : https://gru.inpi.gov.br/pePI/jsp/marcas/Pesquisa_n_um_processo.jsp [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 11 日]

⁵¹⁰ 「Manual de Marcas 3. Como formular um pedido de registro ou uma petição de marca, 3.12 Visualização online de documentos」 INPI WEB サイト内、URL : http://manualdemarcas.inpi.gov.br/projects/manual/wiki/03_Como_formular_pedido_de_registro_ou_peti%C3%A7%C3%A3o_de_marca [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 11 日]

⁵¹¹ 「Manual do Usuário do Módulo de Patentes do Peticionamento Eletrônico do INPI」 INPI WEB サイト内、URL : <http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente> [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 9 日]

⁵¹² 「Manual do Usuário do Módulo de Desenho Industrial do Peticionamento Eletrônico do INPI」 INPI WEB サイト内、URL : <http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/desenho> [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 9 日]

種別/名称	主な手続
	<ul style="list-style-type: none"> 登録後の新規性及び独創性に関する審査請求 審判請求及び意見書の提出 行政上の無効手続 行政上の無効手続中の意見書等の提出
商標/ e-Marcas ⁵¹³	<ul style="list-style-type: none"> 出願手続 オフィスアクションへの応答 異議申立て 商標の行政上の無効、取消 審判での答弁書の提出 委任状の提出 商標権の移転に関する申請 住所・居所の変更
	<ul style="list-style-type: none"> 意匠権者の確認 期限を徒過した際の回復申請 出願の取下げ 証明書の提出 INPI による過誤に対する訂正請求 抵当権・担保権等の付記申請 公告済のデータの修正・訂正申請 出願の取下げ、商標権の放棄、申請の取下げ 高度著名性に関する申請、主張 期限を徒過した際の回復申請 謄本の請求 不適切・超過した納付の返金請求 申請した出願等の閲覧

なお、INPI からの通知は、毎週火曜日に公開される公報から通知内容を確認する。出願人又は代理人個別への送付はなされていない⁵¹⁴。

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

ブラウザ等の指定は特にない。

■ 特許・実用新案⁵¹⁵

いわゆる書誌情報等は、e-Patentes で画面上に表示される入力欄に入力をする形式であるが、その他の書面は PDF 形式でアップロードする必要がある。なお、ファイルサイズには制限があり、最大 30MB までとなっている（遺伝子配列コードの場合は、最大 500MB）。なお、証明書等の原本を PDF 化する場合には、まず、TIFF 画像で 200 から 300dpi の解像度で白黒でスキャンした後、Word 又は Open Office で保存したのち、PDF ファイルに変換することが推奨されている。

⁵¹³ 「Manual de Marcas do INPI」 INPI WEB サイト内、URL : <http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/marcas> [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 9 日]

⁵¹⁴ 「Resolution 22/2013 dated 18/03/2013, Article 1」 INPI WEB サイト内、URL : http://www.inpi.gov.br/legislacao-1/resolucao_22-2013.pdf [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 9 日]

⁵¹⁵ 「online system manual」 INPI WEB サイト内、URL : <http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente> [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 9 日]

■ 意匠⁵¹⁶

図面や証明書等、出願の際に必要な書面については、PDF 形式でアップロードして提出することができる。この場合のファイル容量は 3MB までとなっており、Word や OpenOffice の PDF 変換機能を使用して変換するか、又はスキャンする場合は、TIFF 画像で 200 から 300dpi の解像度で白黒でスキャンした後、Word 又は Open Office で保存したのち、PDF ファイルに変換することが推奨されている。

■ 商標

図形商標又は立体商標の場合に添付する画像ファイルの仕様は下記のとおりである。また、その他出願の際に必要な書面については、PDF 形式でアップロードして提出することができる（商標審査基準 3.5.2⁵¹⁷「標章のデジタル画像」）。この場合のファイル容量は 2MB までとなっており、Word や OpenOffice の PDF 変換機能を使用して変換するか、又はスキャンする場合は、まず、TIFF 画像で 200 から 300dpi の解像度で白黒でスキャンした後、Word 又は Open Office で保存したのち、PDF ファイルに変換することが推奨されている。

表 189 商標の画像ファイルの仕様

項目	内容
有効なファイル・フォーマット	JPEG
最小サイズ	945×945 pixel (8cm x 8cm)
最小解像度	300 dpi
最大ファイルサイズ	2 MB

(iii) 電子証明書について

特許、意匠及び商標に共通して、手続を開始するには、予め e-INPI システムを使用するためのユーザーID とパスワードを登録しておく必要がある。この登録は所定のフォーマットに必要事項を入力すればよく、電子証明書は不要であるが、CPF (Cadastro de Pessoa Física ; 個人用納税者番号)⁵¹⁸又は CNPJ (Cadastro Nacional da Pessoa Jurídica ; 法人

⁵¹⁶ 「User Guide」 INPI WEB サイト内、URL: <http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/desenho/guia-basico-de-desenh-o-industrial> [最終アクセス日: 2017 年 12 月 9 日]

⁵¹⁷ 「商標審査基準 (2016 年 6 月)」日本特許庁 WEB サイト内、諸外国の法令・条約等、URL: http://www.jpo.go.jp/shiryoku/s_sonota/fips/pdf/brazil/shouhyou_kijun.pdf [最終アクセス日: 2017 年 12 月 6 日] なお、審査基準は 2017 年 7 月に改定されているが、該当部分は改正箇所ではないため、日本語による翻訳文を参照した。

⁵¹⁸ 「CPF - Cadastro de Pessoas Físicas」ブラジル財務省 WEB サイト内、URL: <http://idg.receita.fazenda.gov.br/interface/lista-de-servicos/cadastrros/cpf> [最終アクセス日: 2017 年 12 月 5 日]

用税務登記番号)⁵¹⁹の入力が必要となる。CPF や CNPJ は、納税者管理のための番号であるが、一度設定されると変更することができない⁵²⁰ため、個人又は法人の特定が可能となる。

(iv) 手数料等の納付について

手数料等の納付は、すべて法別のシステムによる手続を行う前に、GRU モジュールを通して料金の支払手続を行い、GRU (Union Collection Guide ; 連邦政府納付票) という連邦政府納付票を取得しておく必要がある⁵²¹。これは、政府への納付をするための手続である。GRU により料金を支払い、GRU 番号を取得後に初めて出願手続が可能となる。このシステムは、特許が 2017 年 6 月から、意匠及び商標が同年 7 月から新しく運用が始まった。この GRU モジュールでの支払は、特定の銀行口座からの引き落とし等による支払などがある。

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数は以下のとおりである。また、電子出願率は公表されていないが、海外知財庁質問票調査から得た情報を参考として示した。

表 190 2016 年の出願件数及び電子出願率

	特許・実用新案	意匠	商標
出願件数 ⁵²²	30,946	6,027	166,368
電子出願率 ⁵²³	91.87%	96.12%	99.45%

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

特許・実用新案、意匠及び商標については、それぞれ e-INPI への登録や GRU の取得などの事前に必要な手続や、各法別のシステムの使用方法について、順を追って説明するサポートページが用意されている。各サポートページには、詳細な手順などを示す各種マニュアルのリンクが用意され、PDF で直接ダウンロードできるようになっている。

⁵¹⁹ 「Cadastro Nacional da Pessoa Jurídica」ブラジル財務省 WEB サイト内、URL: <http://idg.receita.fazenda.gov.br/interface/lista-de-servicos/cadastros/cnpj> [最終アクセス日: 2017 年 12 月 5 日]

⁵²⁰ 「Manual de Marcas 3.1.2 Alteração de dados no cadastro e-INPI」 INPI WEB サイト内、URL: http://manualdemarcas.inpi.gov.br/projects/manual/wiki/3%C2%B701_Cadastro_no_e-INPI#311-Preenchimento-do-formul%C3%A1rio-de-cadastro-no-e-INPI [最終アクセス日: 2017 年 12 月 5 日]

⁵²¹ GRU は、2017 年 7 月から新たに始まった納付システムである。

⁵²² 「Estatísticas Versão em inglês」ブラジル財務省 WEB サイト内、URL: <http://www.inpi.gov.br/sobre/estatisticas> [最終アクセス日: 2018 年 2 月 6 日]

⁵²³ 海外知財庁質問票調査の結果に基づく。



図 193 INPI トップページ⁵²⁴

上図は INPI のトップページであり、左の「SERVIÇOS」のメニューバー又は画面中央の「Guia básico」の部分から法別のサポートページに接続することができる。なお、すべてポルトガル語であり、英語のページは用意されていない。

⁵²⁴ 「INPI トップページ」 INPI WEB サイト内、URL : <http://www.inpi.gov.br/home> [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 9 日]



図 194 商標のサポートページ 525



図 195 特許・実用新案のサポートページ 526

525 「Guia básico de marca (商標のサポートページ)」 INPI WEB サイト内、URL : <http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/marcas/guia-basico-de-marca> [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 9 日]

526 「Guia básico de Patentes (特許・実用新案のサポートページ)」 INPI WEB サイト内、URL : <http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/patente> [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 9 日]

Propriedade Industrial Buscar no portal

MINISTÉRIO DA INDÚSTRIA, COMÉRCIO EXTERIOR E SERVIÇOS Twitter Facebook YouTube

Perguntas frequentes | Endereços e telefones | Todos os serviços | Calendário de eventos | Comunicação | Webmail | Intranet | Prosur

VOCÊ ESTÁ AQUI: PÁGINA INICIAL > SERVIÇOS > DESENHO INDUSTRIAL



Acesso à informação
Fale Conosco
Ouvidoria

PEDIDO EM ETAPAS

1. Entenda
2. Faça a busca
3. Pague a taxa
4. Inicie o pedido
5. Acompanhe

SERVIÇOS

- Marca
- Patente
- Desenho Industrial**
- Busca
- Taxas
- Classificação
- Indicação Geográfica
- Programa de Computador
- Topografia de Circuito
- Transferência de Tecnologia
- Informação Tecnológica

Guia básico de desenho industrial

por admin — última modificação 17/08/2017 11h30 Twitter Curtir 25

Passo 1: Entenda



O registro de desenho industrial (DI) protege aspectos ornamentais de um objeto. Você pode pedir este registro se tiver criado, por exemplo, um novo formato de relógio, brinquedo, veículo, mobiliário ou até uma estampa têxtil. Porém, o registro não se aplica a função de um objeto, nem a uma marca.

Leia mais informações sobre desenho industrial.

Caso não seja isto que procura, veja os demais serviços do INPI.

[Confira estatísticas sobre os serviços oferecidos pelo INPI](#)

Passo 2: Prepare a documentação



Para solicitar o registro de um desenho industrial, você precisa ler a legislação relacionada aos desenhos industriais e apresentar: GRU paga, formulário de depósito (para pedido em papel), figuras e, se for o caso de pedido com variantes, relatório e reivindicações.

Passo 3: Pague a taxa



Confira os valores das taxas. Pessoas físicas e microempresas, entre outros, têm direito a desconto.

Emita e pague a Guia de Recolhimento da União (GRU).

Guarde o número deste documento, pois ele será necessário para o início do processo.

図 196 意匠のサポートページ 527

⁵²⁷ 「Guia básico de desenho industrial (意匠のサポートページ)」 INPI WEB サイト内、URL : <http://www.inpi.gov.br/menu-servicos/desenho> [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 9 日]

(21) フランス

(i) 概要

特許、意匠及び商標のすべての法域で、WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。ユーザーは、予めフランス産業財産庁 (Institut National de la Propriété Industrielle ; 以下、INPI と表記する)。の e-procedures にユーザー登録を行い、パスワードを設定する必要がある。これにより、ユーザーはプライベートエリアに接続し、自己の手続を行うことができる。このログインには電子証明書は不要であるが、弁理士などの代理人など、EPO のスマートカードでもログインすることができ、この場合は電子証明書が必要となる。手続には、特許のみ電子証明書が必要であり、意匠及び商標の手続については、電子証明書は不要である。

表 191 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	—	○	必要
意匠	—	○	不要
商標	—	○	不要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

フランスでは、特許、意匠及び商標の手続は、すべて WEB ブラウザ方式のシステムを採用しており、WEB ブラウザから手続を行うことができる。各法の手続をするには、予め INPI の WEB サイトのプライベートエリアにログインする必要があり、事前に登録が必要である。ユーザーは、事前の利用登録時の情報で一括管理されている。

拒絶理由通知等は、WEB サイトのプライベートエリア (E-PROCEDURES) からダウンロード可能である。また、その旨が電子メールで通知される。加えて、郵送で送付される。

その他のシステムとして、「e-Soleau」と「registres PI en ligne」というサービスが開始された。前者は、データのストレージサービスであり、アップロードしたファイルが変更されていないこと及び保存した日付を保証する。期間は最大 5 年間、及び請求によりさらに 5 年間の利用が可能である⁵²⁸。後者は、2017 年 10 月から商標と意匠の手続で導入

⁵²⁸ 「e-Soleau」 INPI WEB サイト内、URL: <https://www.inpi.fr/fr/services-et-prestations/e-soleau> [最終アクセス日: 2017 年 12 月 18 日]

され⁵²⁹、オンラインでの支払をサポートするサービスである。支払方法は、クレジットカード、INPI で作成した口座からの引き落としを選択することができ、大量の案件の一括納付などにも対応する⁵³⁰。

② 電子出願システムで可能な主な手続

INPI の電子出願システムで可能な主な手続は下記の表のとおりである。

表 192 電子出願システムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続
特許・実用新案 ⁵³¹	<ul style="list-style-type: none"> 出願手続 手数料等の支払 提出書類の閲覧 審査請求書の提出
意匠	<ul style="list-style-type: none"> 出願 提出書類の閲覧 手数料等の支払 オフィスアクションへの応答
商標	<ul style="list-style-type: none"> 出願（音声ファイル） 提出書類の閲覧 手数料等の支払 委任状の提出

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

ブラウザ等については、特に指定はない。

⁵²⁹ 「Dépôt tout électronique : marque, dessin et modèle et inscription aux registres PI」 INPI WEB サイト内、URL: <https://www.inpi.fr/fr/nationales/depot-de-marque-de-dessins-et-modele-et-inscription-aux-registres-pi-tout-electronique> [最終アクセス日: 2017年12月18日]

⁵³⁰ 「Inscription aux registres PI en ligne」 INPI WEB サイト内、URL: <https://www.inpi.fr/fr/services-et-prestations/inscription-aux-registres-pi-en-ligne> [最終アクセス日: 2017年12月18日]

⁵³¹ 「Dépôt de brevet en ligne」 INPI WEB サイト内、URL: <https://www.inpi.fr/fr/services-et-prestations/depot-de-brevet-en-ligne> [最終アクセス日: 2017年12月17日]

⁵³² 「Opposition to an online trademark」 INPI WEB サイト内、URL: <https://www.inpi.fr/fr/services-et-prestations/opposition-une-marque-en-ligne> [最終アクセス日: 2017年12月9日]

■ 特許・実用新案

図面及びその他必要な書面は、電子データとして提出することができる。イメージファイルの大きさは、21cm×27.7cm までである⁵³³。

■ 意匠

図面及びその他必要な書面は、電子データとして提出することができる。イメージファイルの大きさは、21cm×27.7cm までである。

■ 商標

必要な情報ごとに入力スペースが用意され、順を追って入力していけばよい。文字、図、3D、色彩、音、ホログラムを含む商標をオンライン出願することができる。商標図面その他の新しい商標を示すファイルは、10MB を超えない範囲で、カラーでもよい。ファイル形式は、JPEG 形式、PNG 形式又は GIF 形式である⁵³⁴。

指定商品又は指定役務については、表示されたものから選択又は自由に入力することができるのに加え、予め決められた書式でエクセルファイルに入力しておき、これをアップロードすることも可能である。

(iii) 電子証明書について

各法の出願等を行うには、予め INPI のプライベートエリアを使用するための登録が必要となる (e-procedures ページ)。この登録でユーザーID とパスワードが設定され、今後手続をする際は同じ ID とパスワードが必要となる。ユーザーID となるのは、email アドレスである。なお、弁理士等の代理人であって、EPO の手続が可能な場合、EPO で使用するスマートカードでもログインすることができる⁵³⁵。この場合は、電子証明書が必要となり、公

⁵³³ 「DECISION N° 2015-74 Article 5」 INPI WEB サイト内、URL : https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_ets_brevet.pdf [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 17 日]

⁵³⁴ 「Aide en ligne Portail des marques françaises」 INPI WEB サイト内、URL : https://www.inpi.fr/sites/default/files/aide_en_ligne_2_nov_2017.pdf [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 16 日]

⁵³⁵ 「AIDE EN LIGNE - 1 ère CONNEXION」 INPI WEB サイト内、URL : <https://eprocedures.inpi.fr/ael-connexion.pdf> [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 16 日]

開鍵暗号方式の電子署名が求められる⁵³⁶。なお、手続においては、意匠と商標の手続については電子証明書は不要であり^{537, 538}、特許のみ電子証明書が必要となる。

(iv) 手数料等の納付について

各法のサイトで手数料等を納付することができる。支払手段は、クレジットカード又は INPI に作成した口座からの引き落としが可能である。なお、手数料等の額は、自動で計算される。

手続は e-procedures ページで行うことができる。なお、支払には、個別の番号を入力して特定するだけでなく、大量の案件がある場合は、予め XML 形式でファイルを作成しておき、そのファイルをアップロードすることも可能である⁵³⁹。

(v) 電子出願率

2016 年の出願件数は以下のとおりである。なお、電子出願率は公表されていない。

表 193 2016 年の出願件数⁵⁴⁰

	特許	実用新案	意匠	商標
出願件数	16, 218	472	5, 389	91, 781
電子出願率	—	—	—	—

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

INPI の WEB サイトには、法域毎にそれぞれ専用のページが設けられている。ここでは、「特許とは何か」、「商標とは何か」といった解説から、オンライン手続の方法など、具体的な解説ページを表示させるためのリンクが順を追って表示されている。ユーザーは、出願前の準備から出願手続、出願後の手続まで、見たい情報のリンクを選択してそれぞれの情報を取得することができる。

⁵³⁶ 「DECISION N° 2015-74 Article 8」 INPI WEB サイト内、URL : https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_ets_brevet.pdf [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 17 日]

⁵³⁷ 「DECISION N° 2017-144 Article 14」 INPI WEB サイト内、URL : https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_marques_electroniques_obligatoires_6.pdf [最終アクセス日 : 2018 年 2 月 6 日]

⁵³⁸ 「DECISION N° 2017-145 Article 3」 INPI WEB サイト内、URL : https://www.inpi.fr/sites/default/files/decision_dessins_et_modeles_electroniques_obligatoires_2.pdf [最終アクセス日 : 2018 年 2 月 6 日]

⁵³⁹ 「On-line renewal fee payment」 25-29 頁、INPI WEB サイト内、URL : https://www.inpi.fr/sites/default/files/aide_annuites_bilingue_v4_6.pdf [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 17 日]

⁵⁴⁰ 「WIPO IP Statistics Data Center」 WIPO WEB サイト内、URL : <https://www3.wipo.int/ipstats/index.htm?tab=presentation> [最終アクセス日 : 2018 年 2 月 6 日]

例えば、下記図は、特許のリンク一覧のページである。ページ内の白い四角をクリックすると、当該四角枠に記載されている説明のページが表示される。図 198 及び図 199 は、特許の手続を解説するページを選択した例である。図 199 には、出願前などのさらに詳細な手順毎に解説が用意されており、必要に応じて、より詳しいマニュアルなどをダウンロードすることができる。

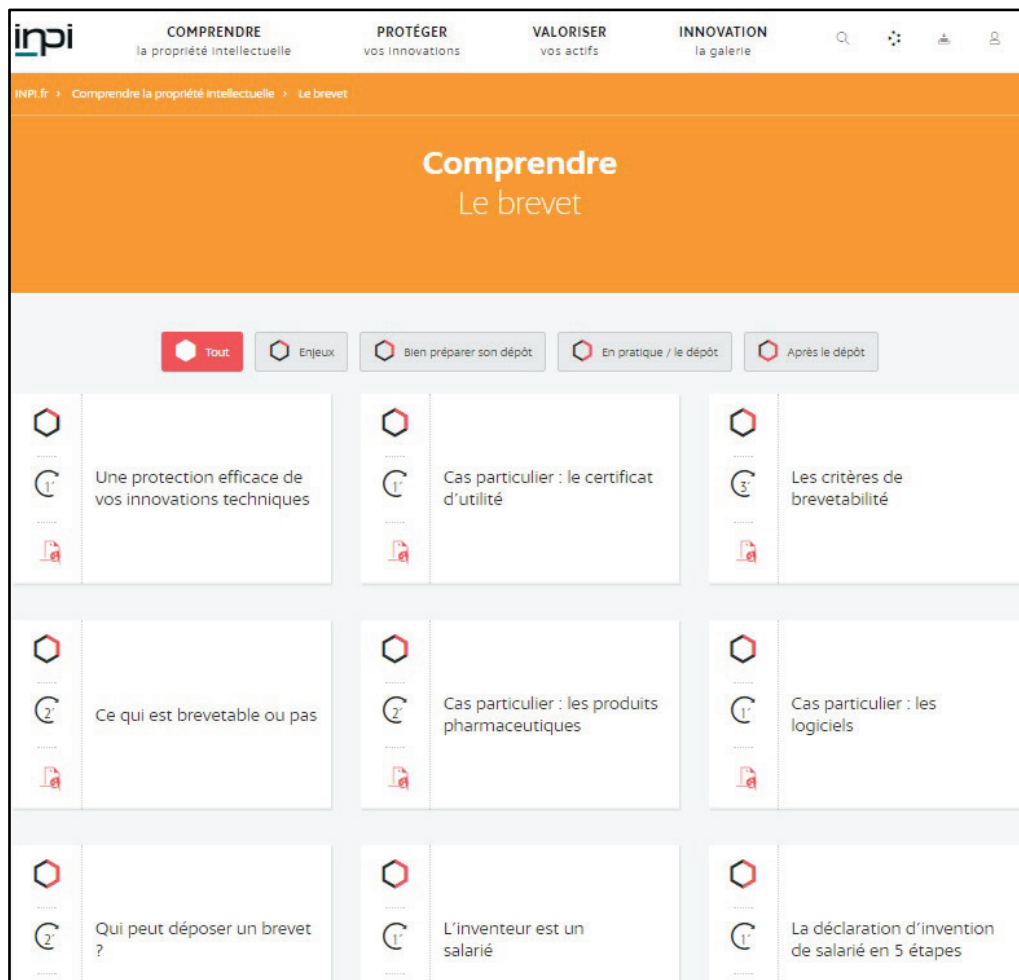


図 197 特許に関する解説ページ（リンク一覧）⁵⁴¹

⁵⁴¹ 「Comprendre Le brevet」 INPI WEB サイト内、URL: <https://www.inpi.fr/fr/comprendre-la-propriete-intellectuelle/le-brevet> [最終アクセス日：2017年12月17日]



図 198 特許のオンライン手続解説ページ⁵⁴²

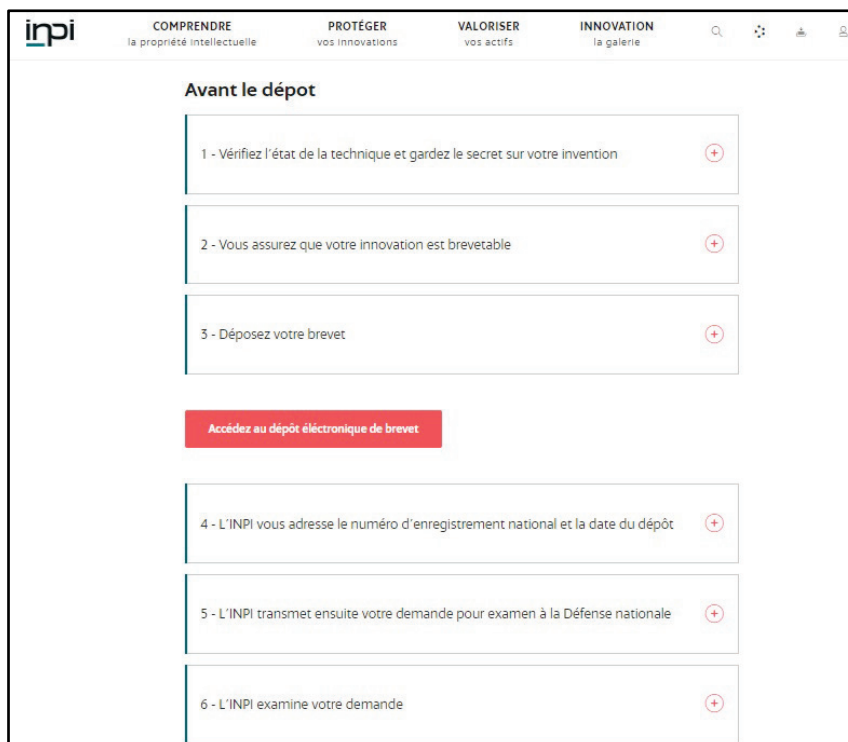


図 199 特許のオンライン手続解説ページ (続き)⁵⁴³

⁵⁴² 「Les étapes clés du dépôt de brevet」 INPI WEB サイト内、URL:<https://www.inpi.fr/fr/protéger-vos-creations/protéger-votre-creation-technique/les-etapes-cles-du-depot-de-brevet> [最終アクセス日：2017年12月17日]

⁵⁴³ 「Les étapes clés du dépôt de brevet」 INPI WEB サイト内、URL:<https://www.inpi.fr/fr/protéger-vos-creations/protéger-votre-creation-technique/les-etapes-cles-du-depot-de-brevet> [最終アクセス日：2017年12月17日]

(22) メキシコ合衆国

(i) 概要

メキシコ産業財産庁 (Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial ; IMPI、以下、IMPI と表記する) では、特許・実用新案、意匠及び商標の出願システムは、すべて WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。出願手続用のシステムは 2 つあり、特許・実用新案及び意匠用のシステムと、商標用のシステムがある。いずれも必要事項を順次入力又は PDF ファイルをアップロードする方式となっており、手数料の支払と電子署名の付加まで、すべて WEB ブラウザ方式のシステムを通じて手続を行うことができる。なお、手数料等の支払については、事前に PASE (Portal de Pagos y Servicios Electrónicos) という、IMPI の電子決済用のシステムのアカウントとパスワードを取得しておく必要があり、出願システムにもこれらのアカウントで共通してログインすることができる。

表 194 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	—	○	必要
意匠	—	○	必要
商標	—	○	必要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

特許、実用新案、意匠及び商標の手続システムは、すべて WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。特許、実用新案及び意匠はひとつのシステムで出願等の手続をすることができ、商標は別のシステムとなっている。加えて、これらシステムとは別に、通知用のシステムが用意されている。

なお、ユーザーは、これらの手続システムを使用する前に、予め PASE という支払システムに登録し、ユーザーID とパスワードを取得しておく必要がある。ここで登録したユーザーID とパスワードは、各システム共通で使用することができる。

出願手続用のシステムとは別に、通知の受信やそれに伴う書面に対し電子署名を行うことができる Online Notification、及び通知に関するメールのオンラインサービスを行う「Buzón en Línea (Online Mailbox)」があり、後者は 2017 年 11 月 30 日に発表され、2018 年からサービス開始予定となっている⁵⁴⁴。

⁵⁴⁴ 「Buzón en Línea」IMPI WEB サイト内、URL: <https://buzonenlinea.impi.gob.mx/> [最終アクセス日: 2017 年 12

② 電子出願システムで可能な主な手続

IMPI の電子出願システムで可能な主な手続は以下のとおりである。

表 195 電子出願システムで可能な主な手続⁵⁴⁵

種別/名称	主な手続
特許・実用新案、意匠/ “Inventiones en Línea (Online Inventions) ⁵⁴⁶ /	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 国際出願 (PCT) ・ 委任状の提出 ・ 優先権書類の提出 ・ 発送書類の受信 ・ オフィスアクションの応答
商標 /Marca en Línea (Online Brand)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願手続 ・ 発送書類の受信 ・ オフィスアクションの応答
通知用システム /Notificación en Línea (Online notifications)	<ul style="list-style-type: none"> ・ IMPI からの通知の受信・確認及びその応答 ・ 侵害に関する行政手続 ・ 無効・取消請求

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

ブラウザは、Internet Explore 及び Mozilla Firefox 52 又はそれ以降であり、Adobe Reader 9.0 以降、Java 8 以降のソフトが必要である。

■ 特許・実用新案、意匠（共通）

図面は画像ファイルをアップロードするか、PDF ファイルをアップロードするかの 2 種類の方法のいずれかを選択することができる。画像ファイルをアップロードする場合は、GIF、JPEG、又は TIFF 形式のファイルで各図最大 2MB までのファイルでなければならない。また、各図を PDF ファイルでアップロードする場合も最大 2MB までと指定されている⁵⁴⁷。

月 22 日]

⁵⁴⁵ 「Notificaciones en Línea-Guía de usuario」 IMPI WEB サイト内、URL: <https://eservicios.impi.gob.mx/seimpi/action/rdunot> [最終アクセス日: 2017 年 12 月 22 日]

⁵⁴⁶ 「Guía de usuario Inventiones en Línea」 IMPI WEB サイト内、URL: https://eservicios.impi.gob.mx/seimpi/ayudaSEIMPI/GUIA_DE_USUARIO_INVENCIONES_EN_LINEA.pdf [最終アクセス日: 2017 年 12 月 22 日]

⁵⁴⁷ 「Guía de usuario Inventiones en Línea」 IMPI WEB サイト内、URL: https://eservicios.impi.gob.mx/seimpi/ayudaSEIMPI/GUIA_DE_USUARIO_INVENCIONES_EN_LINEA.pdf [最終アクセス日: 2017 年 12 月 22 日]

その他、委任状等の出願に必要な付属書類は、PDF ファイルで提出することができ、この場合は、最大 5MB までとなっている。

■ 商標

WEB ブラウザの仕様は、Mozilla Firefox ブラウザのバージョンが 42.0 以上であり、JAVA ソフトウェアのバージョン 1.6 以上をインストール又は更新しておくことが必要である。加えて、PDF ビューアが必要である⁵⁴⁸。

図形商標等の添付画像は、100KB を超えない容量の GIF ファイルでなければならない。また、委任状等の添付ファイルは PDF ファイルで提出する必要がある⁵⁴⁹。

(iii) 電子証明書について

手続を行うには、最新の電子署名 (Firma Electrónica Avanzada、FIEL) が必要である。電子証明書は、PASE に登録した自然人の名称を名義とする必要があり、認証機関は SAT (Servicio de Administración Tributaria ; 税務当局) である。

提出書面等をすべてアップロードした後で、秘密鍵と電子証明書のファイルをアップロードし、SAT から発行されたパスワードを入力する。

(iv) 手数料等の納付について

PASE で行う電子決済と銀行振り込みのいずれかを選択することができる。銀行振り込みの場合は、24~48 時間以内に手続を行うことが必要である。

⁵⁴⁸ 「Instructivo para el trámite de la Solicitud de Registro o Publicación de Signos Distintivos en línea」 IMPI WEB サイト内、URL : https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/196070/Instructivo_presentacion_Solicitud_Registro_Publicacion_Signos_Distintivos_li_nea.pdf [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 20 日]

⁵⁴⁹ 「Triptico Marca en Línea」 IMPI WEB サイト内、URL : https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/131085/Triptico_Marca_en_Li_nea.pdf [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 20 日]

(v) 電子出願率

2016年の電子出願率は以下のとおりである⁵⁵⁰。

表 196 電子出願率 (2016年)

	特許	実用新案	意匠	商標
オンライン出願件数	151	21	64	29,297
全出願件数	17,413	4,296	711	146,504
電子出願率	0.87%	0.49%	9.00%	20.00%

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

IMPI が提供する電子サービスに関するページが用意されており、当該ページから各種電子手続に関する情報を取得することができる⁵⁵¹。



図 200 電子サービス一覧 (冒頭)

⁵⁵⁰ オンライン出願の件数及び全出願数は「Annual report 2016」INPI WEB サイト内、URL: https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/244825/4_Informe_IMPI_8.8MB.pdf [最終アクセス日: 2017年12月22日] なお、電子出願率はこれらの数値を元に計算したものである。

⁵⁵¹ 「Servicios que ofrece el IMPI | Servicios Electrónicos」IMPI WEB サイト内、URL: <https://www.gob.mx/impi/acciones-y-programas/servicios-que-ofrece-el-impi-servicios-electronicos> [最終アクセス日: 2017年12月18日]

- **Marca en Línea**
El Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial (IMPI) pone a disposición del público el nuevo Sistema para presentación de solicitudes de Marca en Línea.
- **Invencciones en Línea**
Se pone a disposición del público el nuevo Sistema para presentación de solicitudes de Invencciones en Línea.
- **Portal de Pagos y Servicios Electrónicos (PASE)**
Pagos en línea. Llenado del Formato Electrónico de Pagos por Servicios (FEPS) para todos los conceptos de la tarifa vigente. No se aceptan transferencias electrónicas.

A partir del 1 de enero de 2011, la obtención del formato de pago de las tarifa por los servicios que presta el Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial será únicamente a través del Portal de Pagos y Servicios Electrónicos (PASE). Por lo que para efectuar su pago deberá seguir las instrucciones contenidas en el Portal.
- **Sistema de Información de la Gaceta de la Propiedad Industrial (SIGA)**
El SIGA es el Portal Oficial de la Gaceta de la Propiedad Industrial para la puesta en circulación, consulta y descarga electrónica de la Gaceta de la Propiedad Industrial en todos sus volúmenes, de conformidad con el artículo 15o. fracción VII del Reglamento del Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial.
- **Visor de Documentos de Propiedad Industrial (VIDOC)**
El motor de búsqueda del VIDoc le permite efectuar la

図 201 電子サービス一覧 (続き)

上記各リンクをクリックすると、オンライン手続のログイン画面に移行する。
例えば、次ページの図は、特許・実用新案及び意匠の出願等の手続を行う「Invencciones en Línea」のログイン画面である。



図 202 Inventiones en Línea (特許・実用新案及び意匠のオンライン手続) ログイン画面

上記図では、オンラインマニュアルのリンクが画面下方に設けられている。

マニュアルについては、これ以外にも、マニュアルのリンク先が一覧表示されているページも用意されている⁵⁵² (下記図参照)。



図 203 マニュアル一覧画面

⁵⁵² 「Colección Guía de Usuarios (Collection of Users Guide)」 IMPI WEB サイト内、URL: <https://www.gob.mx/imp/i/documentos/coleccion-guia-de-usuarios?idiom=es> [最終アクセス日: 2017年12月22日]

(23) ロシア連邦共和国

(i) 概要

ロシア特許庁（露：Роспатент、英：Rospatent、以下、ROSPATENT と表記する）では、特許・実用新案が PatDoc という専用ソフト方式のシステム、意匠及び商標が WEB ブラウザ方式のシステムが採用されている。各システムでは、それぞれ出願と出願に伴い提出する必要がある書面の提出を行うことができる。電子証明書はすべての法域で必須である。それ以降の ROSPATENT と出願人とのやりとりは、Personal cabinet というシステムで行う。このシステムでは、高度な電子証明書付きのメールを介して ROSPATENT からの通知を受け取ることができ、Personal cabinet にログインして該当する書面をダウンロードすることができる。なお、手数料の支払は紙の書面の手続と同様である。

表 197 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許・実用新案	○ (PatDoc)	—	必要
意匠	—	○	必要
商標	—	○	必要

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

特許・実用新案では、PatDoc という専用ソフト方式のシステムが採用されている。当該ソフトウェアと電子証明書に関するソフトをインストールする必要がある。手続のための書面は、Microsoft Word などのワープロソフトで作成しておき、これらのファイルを読み込む形式となっている。委任状などの付属書類も同様に電子ファイルで提出することができる⁵⁵³。

PatDoc には、提出前のチェックを行う機能が用意されている。システムがチェックを行い、エラーが見つかったら、エラーの種類やエラーメッセージが一覧で表示される。また、そのエラーの該当箇所が文書中に赤や黄色で示される⁵⁵⁴。

⁵⁵³ 「СИСТЕМА ЭЛЕКТРОННОЙ ПОДАЧИ ЗАЯВОК НА ИЗОБРЕТЕНИЯ (ПОЛЕЗНЫЕ МОДЕЛИ) Руководство пользователя (заявителя) (SYSTEM OF ELECTRONIC SUBMISSION OF APPLICATIONS FOR INVENTIONS (USEFUL MODELS) User's manual (applicant))」 FIPS WEB サイト内、URL: http://www1.fips.ru/file_site/ruk_polz_zayavit.pdf [最終アクセス日：2017年12月30]

⁵⁵⁴ 「Часто задаваемые вопросы при работе с сервисом «Электронная подача заявки на товарный знак» (Frequently asked questions when working with the service "Electronic filing of an application for a trade mark")」 FIPS WEB サイト内、URL: http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/faq_el [最終アクセス日：2017年12月30]

意匠及び商標は WEB ブラウザ方式のシステムが採用されており、事前に電子証明書とそれに関するソフトのインストール及びブラウザの設定が必要となる。特許と同様に出願手続とこれに伴う添付文書の提出をすることができる⁵⁵⁵。

これらのシステムを使用するには、Personal cabinet というサービスのアカウントを作成しておく必要がある。このアカウントでも同じセキュリティレベルの電子証明書が必要であり、ROSPATENT からの通知を受け取ることができる。ROSPATENT からの通知は、Personal cabinet を通して設定した電子署名付きの e-mail で通知され、Personal cabinet のアカウントからダウンロードすることができる。なお、Personal cabinet のアカウントを作成するには、書面による手続が必要となる⁵⁵⁶。

② 電子出願システムで可能な主な手続

ROSPATENT の電子出願システムで可能な主な手続は以下のとおりである。

表 198 電子出願システムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続	
特許・実用新案/Pat Doc	<ul style="list-style-type: none"> ・出願手続 ・委任状等の提出 ・手数料等の支払 ・手続した案件の検索及び表示 	ROSPATENT からの通知の受信や応答は Personal cabinet のアカウントを通じて行われる。また、過去の手続についても確認できる。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・出願手続 ・委任状等の提出 	
商標	<ul style="list-style-type: none"> ・出願手続 ・委任状等の提出 	

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

Internet Explorer Ver. 8.0 以上、Microsoft Edge、Google Chrome、SSL 及び TLS プロトコルが使用可能であること。暗号化ソフトが必要である⁵⁵⁷。

⁵⁵⁵ 「Ответы на часто задаваемые вопросы по сервису «Личный кабинет» (Answers to frequently asked questions about the "Personal Cabinet" service)」 FIPS WEB サイト内、URL: http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/lk/faq_lk [最終アクセス日：2017年12月30日]

⁵⁵⁶ 「Ответы на часто задаваемые вопросы по сервису «Личный кабинет» (Answers to frequently asked questions about the "Personal Cabinet" service)」 FIPS WEB サイト内、URL: http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/lk/faq_lk [最終アクセス日：2017年12月30日]

⁵⁵⁷ 「СИСТЕМА ЭЛЕКТРОННОЙ ПОДАЧИ ЗАЯВОК НА ИЗОБРЕТЕНИЯ (ПОЛЕЗНЫЕ МОДЕЛИ) Руководство пользователя (заявителя) (SYSTEM OF ELECTRONIC SUBMISSION OF APPLICATIONS FOR INVENTIONS (USEFUL MODELS) User's manual (applicant))」 FIPS WEB サイト内、URL: http://www1.fips.ru/file_site/ruk_polz_zayavit.pdf [最終アクセス日：2017年12月30日]

■ 特許・実用新案

規定されているものは見当たらなかった。

■ 意匠

出願システムにアップロードする際の画像データの形式は、JPEG 形式が指定されている⁵⁵⁸。

■ 商標

商標の画像ファイルは、TIFF 形式、解像度 300dpi、画像のサイズ 8cm×8cm 以下、カラー画像も添付することができ、カラーの場合は RGB24 ビットである。なお、ファイル形式は TIF、BMP、JPG、JPEG、PNG、GIF の形式でもよい。なお、これらの仕様とは異なるパラメータのファイルであっても、アップロード時にシステムが自動的に変換する。

その他、添付書面が必要な場合、TIF、TIFF、BMP、JPG、JPEG、PNG、GIF、DOC、RTF、DOCX のいずれかの形式でファイルを作成しておき、手続き時にシステムにアップロードすることができる。この場合、TIFF 形式が推奨され、解像度 300dpi、画像サイズ 21cm×30cm 以下、画像圧縮なし、カラーモードの場合 RGB24 ビットである。BMP 形式、JPEG 形式、PNG 形式又は GIF 形式のファイル形式でアップロードした場合、そのファイルは TIFF 形式に変換される。その他、音や動きの商標の場合は、mp3、MPEG2、AVI ファイルでもよい。ドキュメントのファイルサイズは 5MB までであり、Microsoft Word 文書 (.doc 又は .docx) である⁵⁵⁹。

(iii) 電子証明書について

ロシアでは、手続きの際に電子証明書が必要となる。電子証明書は、ロシア連邦通信マスメディア省が認定する認証センターで取得することができる。認定認証センターは、<http://e-trust.gosuslugi.ru/CA> のページで検索することができる。

⁵⁵⁸ 「Руководство пользователя программных средств подачи заявлений на выдачу патента Российской Федерации на промышленный образец на Интернет портале ФИПС (User's Guide to Application Software for Issuing a Patent of the Russian Federation to an Industrial Design on the FIPS Internet Portal)」 FIPS WEB サイト内、URL: http://www1.fips.ru/file_site/GuideID20171009.pdf [最終アクセス日: 2017年12月30日]

⁵⁵⁹ 「Часто задаваемые вопросы при работе с сервисом «Электронная подача заявки на товарный знак» (Frequently asked questions when working with the service "Electronic filing of an application for a trademark")」 FIPS WEB サイト内、URL: http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/faq_el [最終アクセス日: 2017年12月30日]

電子証明書は、個人の証明書、クロス認証の証明書及びルート証明書をそれぞれ PC にインストールする必要がある⁵⁶⁰。その他、電子証明書に関するブラウザ等の設定が必要となる。

(iv) 手数料等の納付について

支払方法は、紙出願の際と同様であり、銀行窓口及びインターネット上での銀行振り込み及び ROSPATENT 予納口座からの自動振替によって支払うことができる。なお電子出願で手続を行うと、手数料を 30%割引した金額で手続を行うことができる⁵⁶¹。

(v) 電子出願率

2016 年の電子出願率は以下のとおりである⁵⁶²。

表 199 2016 年の電子出願率

	特許・実用新案	意匠	商標
オンライン出願件数 ⁵⁶³	10,753	—	19,002
全出願件数 ⁵⁶⁴	41,587+11,112	5,464	64,806
電子出願率	20.3%	—	29.3%

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

電子出願システムを含む手続に関するよくある質問とその回答が掲載された WEB ページが用意されている。

⁵⁶⁰ 「СИСТЕМА ЭЛЕКТРОННОЙ ПОДАЧИ ЗАЯВОК НА ИЗОБРЕТЕНИЯ (ПОЛЕЗНЫЕ МОДЕЛИ) (SYSTEM OF ELECTRONIC SUBMISSION OF APPLICATIONS FOR INVENTIONS (USEFUL MODELS))」ROSPATENT WEB サイト内、URL: http://www1.fips.ru/file_site/treb_k_pk.pdf [最終アクセス日: 2017 年 12 月 22 日]

⁵⁶¹ 「Ответы на часто задаваемые вопросы по электронной подаче заявок на выдачу патента на изобретение/полезную модель (Answers to frequently asked questions on electronic filing of applications for the grant of a patent for an invention / utility model)」FIPS WEB サイト内、URL: http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/inv/faq_iz#7 [最終アクセス日: 2017 年 12 月 30 日]

⁵⁶² 「Лидеры электронной подачи заявок (E-filing Leaders)」ROSPATENT WEB サイト内、URL: <http://www.rupto.ru/ru/about/stat/leaders> [最終アクセス日: 2017 年 12 月 22 日]

⁵⁶³ 「Лидеры электронной подачи заявок (E-filing Leaders)」ROSPATENT WEB サイト内、URL: <http://www.rupto.ru/ru/about/stat/leaders> [最終アクセス日: 2017 年 12 月 30 日]

⁵⁶⁴ 「ИТОГИ ДЕЯТЕЛЬНОСТИ РОСПАТЕНТА В 2016 Г. И ЗАДАЧИ НА 2017 Г. (RESULTS OF OPERATION OF THE ROSPATENT IN 2016 AND OBJECTIVES FOR 2017)」ROSPATENT WEB サイト内、http://www.rupto.ru/content/uploa_dfiles/otchet_rp_2016.pdf [最終アクセス日: 2017 年 12 月 30 日]

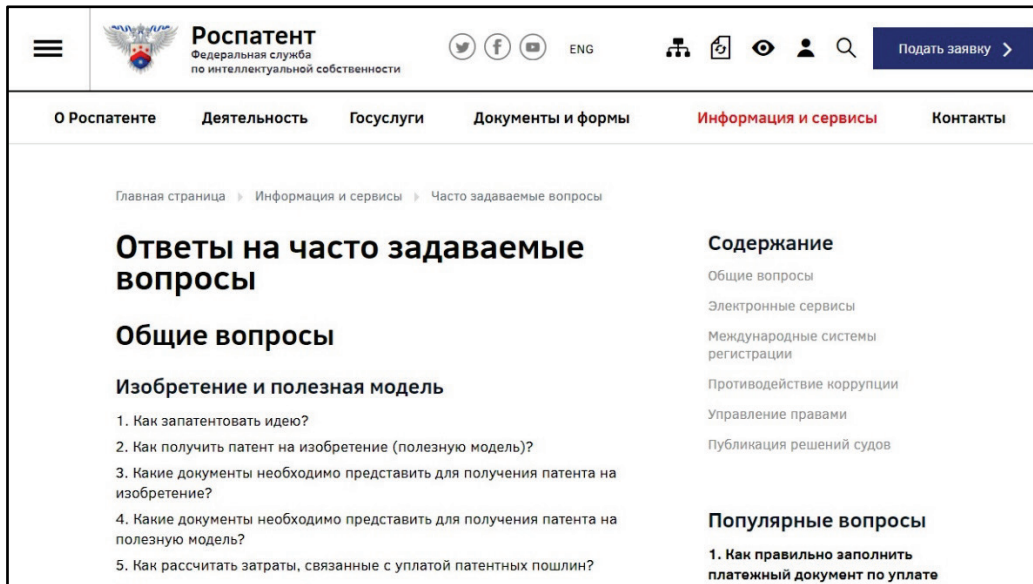


図 204 ROSPATENT よくある質問⁵⁶⁵

また、ROSPATENT の業務の一部を担当している FIPS の WEB サイトでは、特許・実用新案、意匠及び商標のシステムごとに電子手続のためのページが用意されている。それぞれのページには、必要なマニュアル類や、よくある質問などが用意されており、ダウンロードや閲覧することができる。

次ページの図は、特許・実用新案の電子出願のためのページである。画面下方にマニュアルがそれぞれ用意されており、リンクをクリックするとダウンロードすることができる。なお、すべてロシア語の文書である。

⁵⁶⁵ 「Ответы на часто задаваемые вопросы (Answers to frequently asked questions)」ROSPATENT WEB サイト内、<http://www.rupto.ru/ru/faq> [最終アクセス日：2017年12月30日]

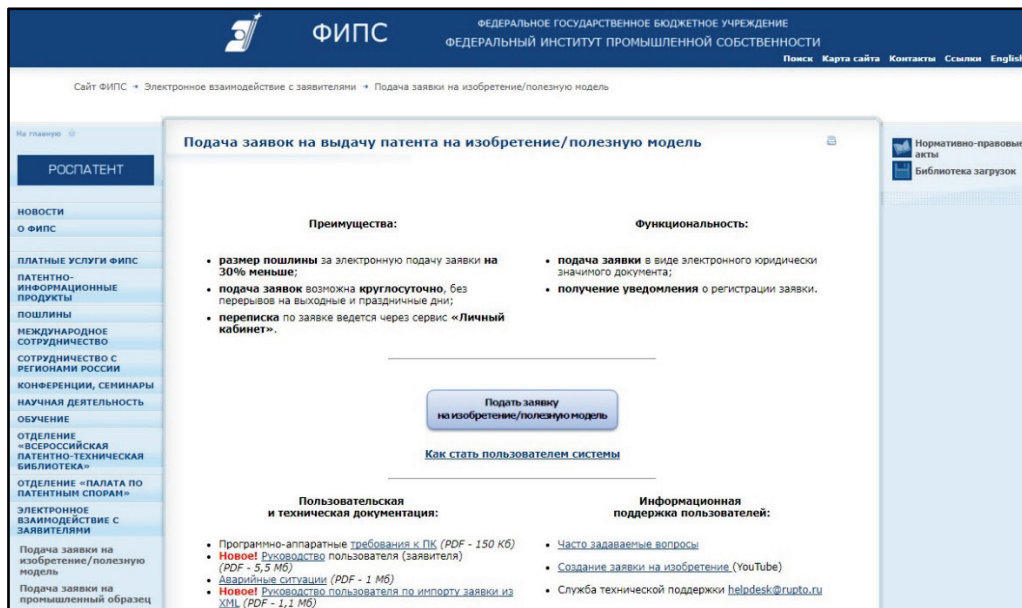


図 205 特許・実用新案の電子手続⁵⁶⁶



図 206 特許・実用新案「よくある質問」⁵⁶⁷

上記図は、特許・実用新案の「よくある質問」のページである。ユーザーマニュアルを補うものであり、画面を下方にスクロールさせると、回答の全文を参照することができる。

⁵⁶⁶ 「Поддача заявок на выдачу патента на изобретение/полезную модель (Submission of applications for the grant of a patent for an invention / utility model)」 FIPS WEB サイト内、
http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/inv/faq_iz [最終アクセス日：2017年12月30日]

⁵⁶⁷ 「Ответы на часто задаваемые вопросы по электронной подаче заявок на выдачу патента на изобретение/полезную модель (Answers to frequently asked questions on electronic filing of applications for the grant of a patent for an invention / utility model)」 FIPS WEB サイト内、
http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/inv/faq_iz [最終アクセス日：2017年12月30日]

(24) WIPO

(i) 概要

電子出願システムは、特許 (PCT)、意匠 (ハーグ) 及び商標 (マドリッド議定書) の領域で個別に運用されており、いずれも WEB ブラウザ方式のシステムである。なお、商標では出願手続自体は各国受理官庁に行うため、WIPO の国際事務局へ直接出願手続を行うことはできない。それぞれの名称は、特許の場合は「ePCT」、意匠は「E-Filing Portfolio Manager」といい、商標の場合は WIPO の国際事務局へ直接出願手続を行うためのシステムはなく、出願後の手続ごとに異なる名称のツールが用意されている。例えば、出願の進捗状況や提出した書面の受理の確認などを行う「ROMARIN」及び「Madrid Monitor」、手数料等の支払を行う「e-Payment」、更新手続を行う「e-Renewal」、事後指定を行う「E-Subsequent Designation」といったツールがある。

電子証明書は、ePCT でプライベートサービスを使用する場合の認証方法として電子証明書による認証を選択した場合に必要となる。

表 200 概要

種別	専用ソフト	WEB ブラウザ方式	電子証明書
特許 ⁵⁶⁸ (PCT)	PCT-SAFE	ePCT	ePCT プライベートサービスを使用する場合及び PCT-SAFE による出願をする際に必要
意匠 (ハーグ)	—	E-Filing Portfolio Manager (更新手続は E-Renewal)	不要
商標 (マドプロ)	—	出願用のものはない。ただし、手続に応じて各種ツールが用意されている。 手続履歴確認用 : ROMARIN / Madrid Monitor 更新手続用 : e-Renewal 料金支払用 : e-Payment 事後指定用 : E-Subsequent Designation	—

⁵⁶⁸ 「ePCT スタートガイド」 WIPO WEB サイト内、URL : http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/pdf/epct_getting_started.pdf [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 1 日]

(ii) 電子出願システムの環境及び構成

① 電子出願システムの概要

WIPO の国際事務局に直接出願手続をすることができるのは、特許と意匠のみであり、いずれも WEB ブラウザ方式のシステムが用意されている。なお、商標の場合は、各加盟国の受理官庁に出願手続を行わなければならないため、出願システムは用意されていないが、更新や料金支払、事後指定の際に使用できるシステムがそれぞれ用意されている。

(a) 特許 (PCT) の電子出願システム

特許の出願システムは ePCT といい、WIPO を受理官庁とする国際出願や手数料等の支払、予備審査請求、中間書類などの提出も行うことができる。システムへのログイン時にユーザー名とパスワードのみで認証した場合 (パブリックサービス) と、これに加え高度な認証方法を使用した場合 (プライベートサービス) とで利用できる機能が異なる。

パブリックサービスの場合は、ePCT のすべての機能を利用できるが、パブリックサービスの場合は、新規の国際出願、WIPO への中間書類の提出、第三者情報提供制度の書面の提出が可能である。

プライベートサービスの場合は、第三者情報提供制度を除いて、パブリックサービスで利用できる機能に加えて、予備審査請求などの国際事務局へ行う各種請求、共同作業員へのアクセス権付与、国際事務局に加えて ePCT 参加官庁への中間書類の提出などが可能となる (詳細は、次ページの表を参照のこと)。

なお、「PCT-SAFE (Secure Applications Filed Electronically)」という、国際出願に関する書面の作成及び電子的な提出が可能で専用ソフトもある⁵⁶⁹。ただし、現在は ePCT への移行が進められており、PCT-SAFE を利用した電子出願を受け付ける加盟国は少なくなっている⁵⁷⁰。このため、詳細な説明は割愛する。なお、日本でも、PCT-SAFE による日本を受理官庁とする電子出願の受付は 2017 年 1 月 1 日から停止されている⁵⁷¹。

⁵⁶⁹ 「PCT-SAFE ユーザマニュアル 電子出願モード」2006 年 10 月、WIPO WEB サイト内、URL : http://www.wipo.int/export/sites/www/pct-safe/ja/support/guides/pdf/manual_fe_200610.pdf [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 1 日]

⁵⁷⁰ どの国がどの方式で受付可能であるかは、「The PCT Applicant's Guide」の国別で用意された Annex C を参照のこと。URL : <http://www.wipo.int/pct/en/appguide/> [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 1 日]

⁵⁷¹ 「日本語ユーザー向け情報 PCT-SAFE 利用者向け文書 リリースのお知らせ (バージョン 3.51.076.252, 2017 年 01 月 01 日)」WIPO WEB サイト内、URL : http://www.wipo.int/export/sites/www/pct-safe/ja/support/notifications/notification_b252_jp.pdf [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 1 日]

(b) 意匠の電子出願システム

意匠のシステムはE-Filing Portfolio Manager といひ、主に新規出願に関する手続を行うことができる。国際出願に加えて過去に出願した出願のステータスの確認や、出願の際に必要な各種証明書の提出も行うことができる。証明書の提出は、PDF をアップロードする形式である。更新手続については、E-Renewal というツールが別途用意されている。

手続を行う際には、WIPO システムへログインするためのユーザー名とパスワードのみで行うことができ、特許のように電子証明書等を使用する高度な認証は求められていない。

(c) 商標の電子出願システム

商標に関しては、出願手続を WIPO に直接行うことはできない。このため、電子出願システムは用意されていない。ただし、手続履歴の確認や、更新手続、事後指定及び手数料の支払のためのシステムが用意されている。

手続を行う際には、WIPO システムへログインするためのユーザー名とパスワードのみで行うことができ、特許のように電子証明書等を使用する高度な認証は求められていない。

② 電子出願システムで可能な主な手続

WIPO の電子出願システムで可能な主な手続は以下のとおりである。

表 201 電子出願システムで可能な主な手続

種別/名称	主な手続	
特許・実用新案 ⁵⁷² /ePCT	<ePCT プライベートサービス> <ul style="list-style-type: none"> 国際出願（高度なチェック機能の利用） 手数料等の納付（WIPO への納付のみ） 国際出願に関する機密データ・書類へのアクセス（2009年1月1日以降の出願のみ、公開前のものを含む） 共同作業者に ePCT 上のアクセス権を付与（eHandshake） 多言語対応のアドレス帳を作成して共有 国際出願への各種請求（例：国際出願の取下げ、国際予備審査請求（第II章））など 中間手続（国際事務局又は ePCT 参加官庁への提出） 手続に関する各種「イベント」に関する自動通知の設定（例：国際公開を回避するための国際出願の取下期限に関する通知など） 	<ePCT パブリックサービス> <ul style="list-style-type: none"> 国際出願（制限されたチェック機能の利用） 中間書類の国際事務局への提出 第三者情報提供制度の利用

⁵⁷² 「ePCT スタートガイド」 WIPO WEB サイト内、URL：http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/pdf/epct_getting_started.pdf [最終アクセス日：2017年12月1日]

種別/名称	主な手続
意匠/ E-Filing Portfolio Manager ⁵⁷³	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際出願 ・ 手続履歴の確認 ・ 委任状の提出 ・ 手数料等の支払 ・ small entity の証明書の提出 (米国) <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連意匠の出願 (韓国、日本) ・ 新規性喪失の例外に関する証明書の提出 ・ WIPO の方式審査時の通知及び補正 ・ 国際登録の更新手続 (E-Renewal)
商標/ 右記かっこ 内参照	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続履歴の確認 (ROMARIN/ Madrid Monitor) ・ 更新手続 (e-Renewal) ・ 手数料等の支払 (e-Payment) ・ 事後指定 (E-Subsequent Designation)

③ 出願書面等のフォーマット等

■ ブラウザ等

電子出願システムは、いずれも WEB ブラウザ方式のシステムで構築されており、使用可能な WEB ブラウザは、Mozilla Firefox 及び Internet Explorer であり、前者の使用が推奨されている。また、Google Chrome や Safari でも使用可能であるが、すべての機能については保証していない⁵⁷⁴。

意匠については、Internet Explore 8 以降、又は一般的なブラウザの最新版が推奨されている⁵⁷⁵。

■ 特許・実用新案 (ePCT)

クレーム、明細書、要約及び必要な図面について、テキストベースの PDF を用意しておく必要がある。ファイル形式は、PDF、XML、DOCX を使用することができ、ファイル容量は、最大 20MB を超えない範囲である必要がある。白黒で A4 サイズ、300dpi の PDF に変換しておくことが推奨されている⁵⁷⁶。出願する際には、クレーム、明細書、要約及び図面を別ファイルとし、それぞれ 20MB までのファイル容量となっているため、1 出願の最大ファイル容量は 80MB となる。

⁵⁷³ 「Hague System E-Filing Tutorial (E-Filing version 2.3)」 WIPO WEB サイト内、URL : http://www.wipo.int/hague/en/how_to/efiling_tutorial/index.html [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 2 日]

⁵⁷⁴ 「ePCT General features Supported internet browsers」 WIPO WEB サイト内、URL : <https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4&N=824> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 28 日]

⁵⁷⁵ 「Troubleshooting and technical details」 WIPO WEB サイト内、URL : http://www.wipo.int/hague/en/how_to/efiling_tutorial/ [最終アクセス日 : 2018 年 2 月 6 日]

⁵⁷⁶ 「ePCT Filing, Document formats」 WIPO WEB サイト内、URL : <https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4&N=824> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 28 日]

■ 意匠（ハーグ）⁵⁷⁷

意匠出願に必要な、いわゆる出願人名等の書誌事項は、E-Filing Portfolio Manager の 手続画面に順次入力するため、予め願書等の書面を準備する必要はない（下記図参照）。過去に E-Filing Portfolio Manager を使用して出願手続を行った場合、過去の入力情報を呼び出して再利用することも可能となっている（次ページの図参照）。再利用したい出願履歴を選択し、「Duplicate」 ボタンをクリックすると、選択された出願手続の際に使用した情報を再利用することができる。

図 207 出願人情報等入力画面

Designs

Add design Duplicate Preview reproductions

No.	Product Indication	Locarno Subclass	No. of repros.	Actions
1	Motor vehicle	8	0	
2	Motor vehicle	8	0	
3	Motor vehicle	8	0	

図 208 出願情報を再利用するための選択画面

⁵⁷⁷ 「Hague System E-Filing Tutorial (E-Filing version 2.3)」 WIPO WEB サイト内、URL : http://www.wipo.int/hague/en/how_to/efiling_tutorial/index.html [最終アクセス日：2017年12月2日]

なお、意匠図面は予め定められた仕様で用意しておく必要がある。意匠図面のイメージファイルの使用は、以下のとおりである⁵⁷⁸。

表 202 意匠（ハーグ）のイメージファイルの仕様

項目	内容
イメージフォーマット	JPEG 又は TIFF
解像度	300 x 300dpi 以上
最小サイズ	3cm x 3cm (300 dpi)
最大サイズ	16cm x 16cm (300 dpi)
最大ファイルサイズ (1 ファイルにつき)	2MB
カラー	RGB 又はグレースケール
余白の大きさ	1～20 ピクセル

(iii) 電子証明書について

WIPO (ePCT) で手続を行う際の認証方法として、ユーザー名とパスワードの入力に加え、さらに 3 種類の認証方法が用意されている。アプリを使用してワンタイムパスワードを取得し、入力する方法、携帯電話の電話番号を入力し、ショートメール (SMS) に送信されたパスワードを入力する方法又は電子証明書で認証する方法である。これらの 3 つの認証方法から 2 つ以上を使用することが推奨されている⁵⁷⁹。

電子証明書は WIPO が発行する電子証明書又は EPO のスマートカードを使用することができる。WIPO が発行する電子証明書は、WIPO のアカウントで ePCT にログイン後、認証方法の選択画面内に表示される「Request WIPO Digital Certificate」をクリックすると、電子証明書の請求手続が開始される⁵⁸⁰。

⁵⁷⁸ 「How to file your application: Prepare reproductions, Summary of technical requirements for image files」 WIPO WEB サイト内、URL : http://www.wipo.int/hague/en/how_to/file/prepare.html [最終アクセス日 : 2017 年 1 月 28 日]

⁵⁷⁹ 「STRONG AUTHENTICATION, Why is strong authentication required?」 WIPO WEB サイト内、URL : <https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 28 日]

⁵⁸⁰ 「How to request a WIPO Digital Certificate in ePCT?」 WIPO WEB サイト内、URL : <https://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&UG=4&timeoffsetcookie=1> [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 2 日]

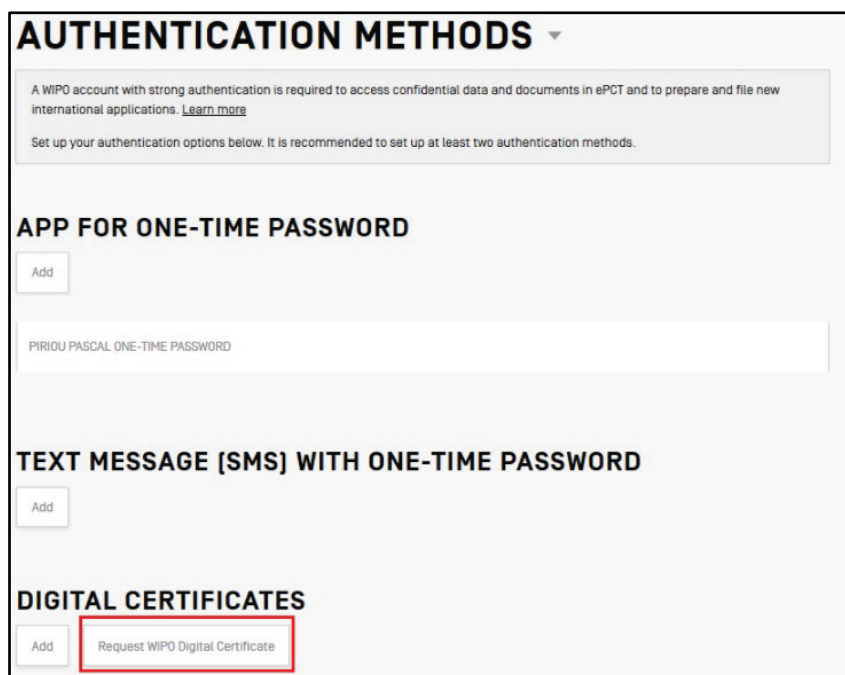


図 209 電子証明書の請求

(iv) 手数料等の納付について

WIPO に対して直接手数料等を支払う場合、以下の 4 つの方法から選択することができる。WIPO に直接支払う場合としては、特許 (PCT) 及び意匠 (ハーグ) については WIPO を受理官庁とする場合⁵⁸¹があげられる。商標の国際出願については、受理官庁へ出願手続後に WIPO へ直接支払うこともできる⁵⁸²。

- WIPO の予納口座からの自動振替
- クレジットカード
- WIPO の銀行口座への外国送金
- WIPO の郵便局口座への外国送金

特許については、スイスフラン、ユーロ又は US ドル建てで支払うことができ⁵⁸³、意匠及び商標はいずれの支払方法であっても、スイスフラン建てで支払う必要がある⁵⁸⁴。なお支

⁵⁸¹ 「Direct filing of PCT applications with the International Bureau as PCT receiving Office (RO/IB)」 WIPO WEB サイト内、URL : <http://www.wipo.int/pct/en/filing/filing.html> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 30 日]

⁵⁸² 「マドリッド協定議定書国際出願関係手数料」 日本国特許庁 WEB サイト内、URL : http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/madopro_syutugan_fee.htm [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 30 日]

⁵⁸³ 「PCT Applicant' s Guide - International Phase - Annex C」 page 4、WIPO WEB サイト内、URL : http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexc/ax_c_ib.pdf [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 30 日]

⁵⁸⁴ 「Fees and Payments - Hague System」 WIPO WEB サイト内、URL : <http://www.wipo.int/about-wipo/en/finance/hague.html> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 28 日]

払う金額については、特許の場合は ePCT の一機能として、意匠と商標については、それぞれ WIPO が提供する「Fee Calculator」という計算ツールが用意されている^{585, 586}。

(v) 電子出願率

2016 年の電子出願率は以下のとおりである。

表 203 2016 年の電子出願率

	特許	意匠
電子出願率	95.5% ⁵⁸⁷	94.7% ⁵⁸⁸

(vi) 電子出願システムに関する情報提示について

WIPO の WEB サイトのトップページから、それぞれ特許(PCT)、意匠(Hague)、商標(Madrid)へのリンクが用意されており、それぞれのリンク先で電子出願システムを利用する場合の利用手順やマニュアルへのリンク一覧が用意されている⁵⁸⁹。また、適宜トピックごとにビデオの配信も行われている。

次ページの図は、特許(PCT)で ePCT のヘルプのリンク一覧であり、WIPO WEB サイトからだけでなく、ePCT へログイン後も適宜参照できるようリンクが用意されている。

⁵⁸⁵ 「Hague System Fee Calculator」 WIPO WEB サイト内、URL : <http://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 28 日]

⁵⁸⁶ 「International Registration of Marks - Fee Calculation」 WIPO WEB サイト内、URL : <http://www.wipo.int/madrid/en/fees/calculator.jsp> [最終アクセス日 : 2017 年 11 月 30 日]

⁵⁸⁷ 「Patent Cooperation Treaty Yearly Review 2017」 66 頁、WIPO WEB サイト内、URL : http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_901_2017.pdf [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 11 日]

⁵⁸⁸ 「Hague Yearly Review 2017」 22 頁 (Figure A12)、WIPO WEB サイト内、URL : http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_930_2017.pdf [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 11 日]

⁵⁸⁹ 「PCT eSERVICES SUPPORT TOPICS」 WIPO WEB サイト内、URL : http://www.wipo.int/hague/en/how_to/efiling_tutorial/index.html#efilinghttps://pct.eservices.wipo.int/direct.aspx?T=EN&NodeID=169&UG=4 [最終アクセス日 : 2017 年 12 月 2 日]

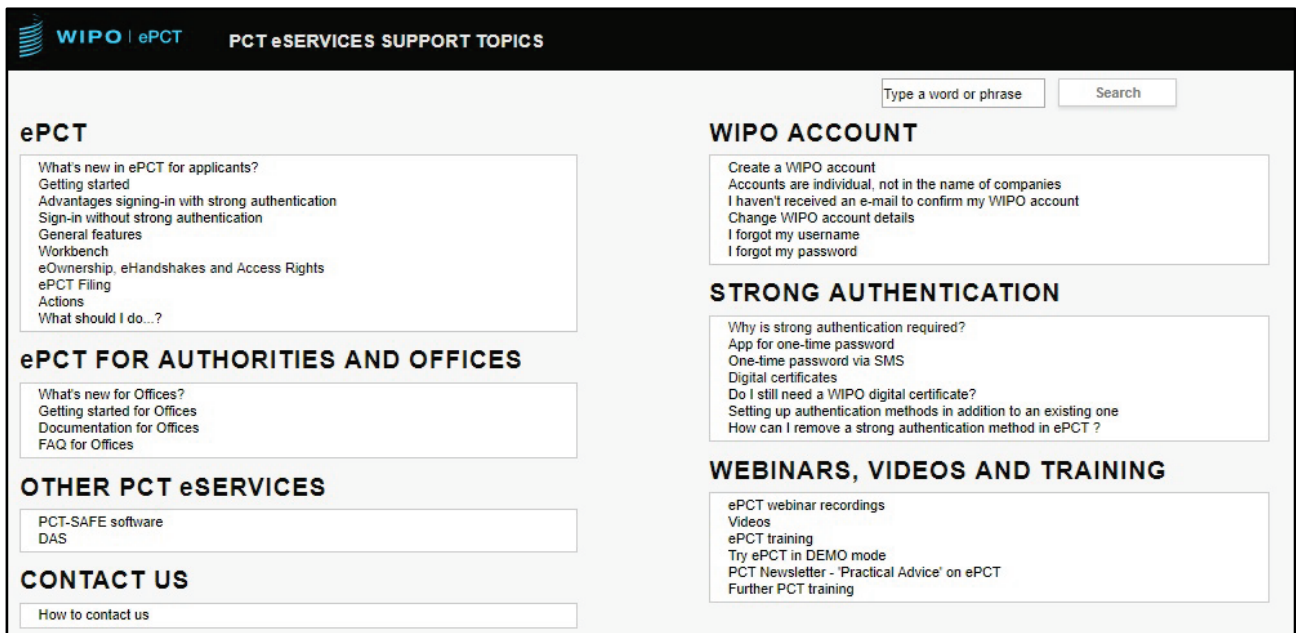


図 210 ePCT サポートページ

下記図は意匠 (Hague) の E-Filing Portfolio Manager のサポートページを示す図である。こちらは下方向へスクロールすると各タイトルの内容を参照することができる。また、ビデオも用意されている⁵⁹⁰。



図 211 E-Filing Portfolio Manager サポートページ

⁵⁹⁰ 「Hague System E-Filing Tutorial (E-Filing version 2.3)」 WIPO WEB サイト内、[URL:http://www.wipo.int/hague/en/how_to/efiling_tutorial/index.html#efiling](http://www.wipo.int/hague/en/how_to/efiling_tutorial/index.html#efiling) [最終アクセス日：2017年12月2日]

下記の2つの図は商標（マドリッド議定書）のサポートページである⁵⁹¹。図6のトップ画面を下方向にスクロールさせると、図7に示す電子申請の各ツールのサポートサイトへのリンク一覧が表示される。

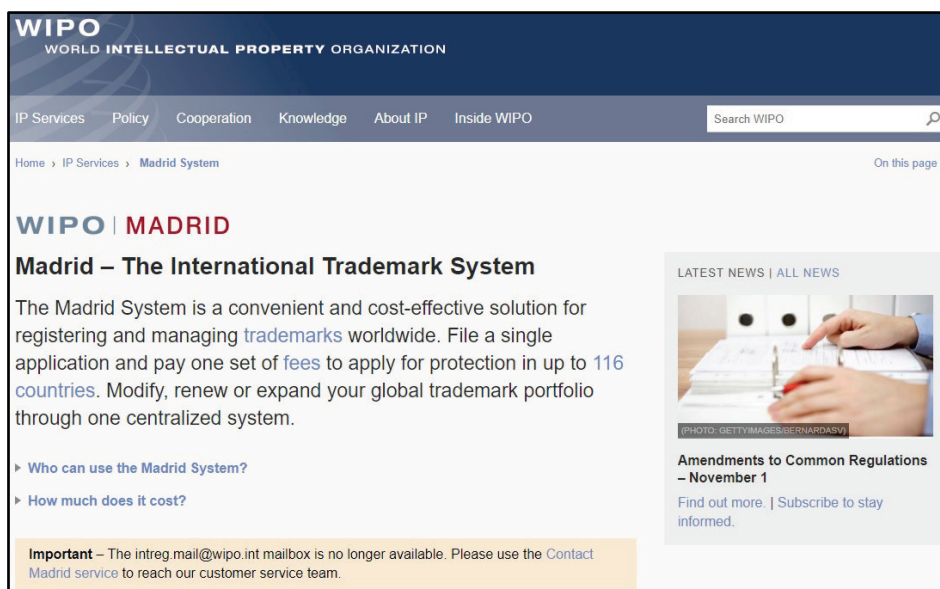


図 212 商標（マドリッド議定書）トップページ1

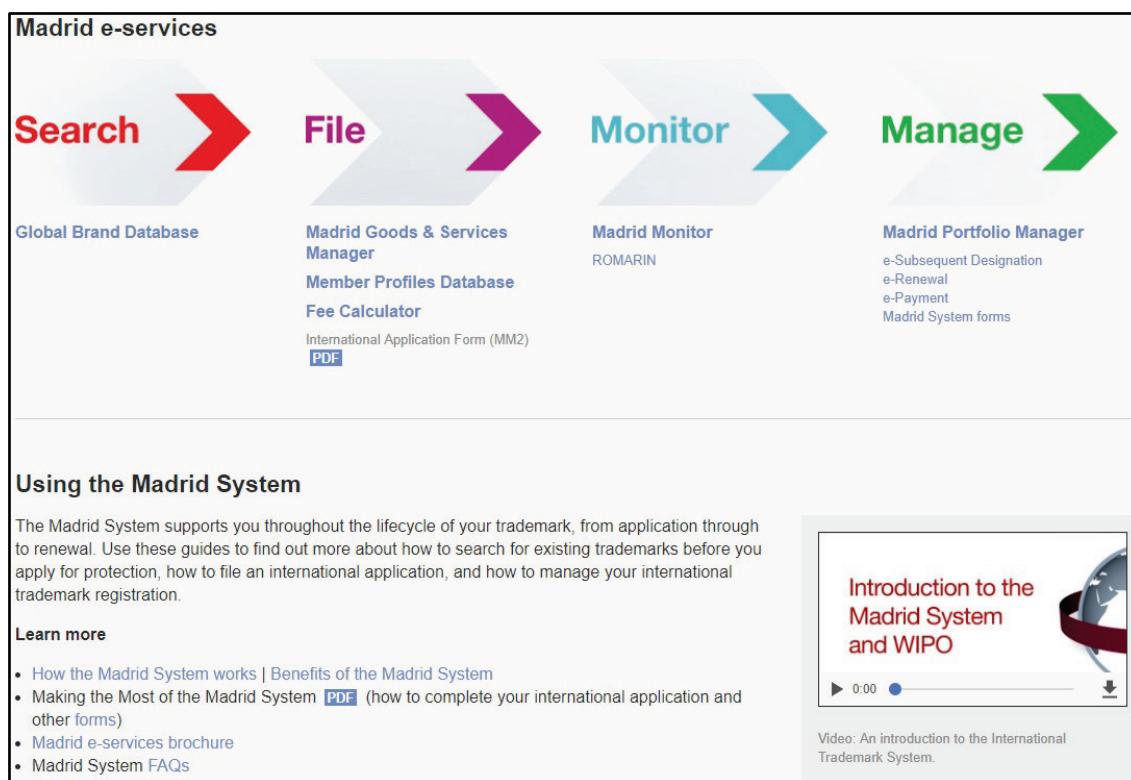


図 213 商標（マドリッド議定書）トップページ2

⁵⁹¹ 「Logo of WIPO Madrid, the international trademark system Madrid - The International Trademark System」
WIPO WEB サイト内、[URL:http://www.wipo.int/madrid/en/](http://www.wipo.int/madrid/en/) [最終アクセス日：2017年12月2日]

(25) 小括：海外の電子出願システム

(i) 最近の動向について

前回の本調査研究と同様の国又は地域を対象として、電子出願環境について行われた調査⁵⁹²から、システムが変更又は新たにサービスが開始された知財庁は、インドネシア、フィリピン、ベトナム、メキシコ、ロシア及びブラジルの知財庁であった。これらの知財庁では、電子出願システムそのものを開始又はこれまで未対応であった法域について電子出願の受付が開始された。これらの知財庁において、新たに導入されたシステムは、すべてWEB ブラウザ方式のシステムであり、ブラジルでは専用ソフト方式のシステムからWEB ブラウザ方式のシステムへ変更されている。

(ii) 電子出願システムの構成について

電子出願システムに関し、専用ソフト方式のシステム又はWEB ブラウザ方式のシステムのいずれかを採用しているかという観点からみた場合、現在はWEB ブラウザ方式のシステムを採用している知財庁が多数を占めたが、専用ソフト方式のシステムを使用している知財庁について幾つかの特徴がみられた。以下、詳細を示す。

本調査研究において、対象とした24の知財庁⁵⁹³及び日本のうち、専用ソフト方式のシステムのみを採用している知財庁は日本のみであった。専用ソフト方式のシステムとWEB ブラウザ方式のシステムとを併用している知財庁は、24の知財庁のうち、EPO（欧州：特許）、SIPO（中国：専利⁵⁹⁴）、ドイツ、オーストラリア、台湾、ロシア、韓国及びWIPO（PCT）の8つの知財庁であった。これら以外の知財庁ではすべてWEB ブラウザ方式のシステムのみを採用している

併用している知財庁のうち、専用ソフトとWEB ブラウザでほぼ同じ機能を実現させているのはEPO、SIPO、WIPO（PCT）であった。その他の知財庁では、法域別又は機能別に異なる役割をそれぞれのシステムに与えている。

⁵⁹² 「平成27年度 特許庁産業財産兼制度各国比較調査研究等事業 主要国、機関及び台湾における電子出願環境に関する調査研究報告書」一般社団法人日本国際知的財産保護協会、2016年3月

⁵⁹³ 本調査研究において、調査対象の国は22の国又は地域であるが、欧州（EPO、EUIPO）と中国（SIPO、SAIC）は電子出願システムを提供する知財庁の管轄が異なるため、知財庁単位で考えると24の国又は地域となる。

⁵⁹⁴ 「専利」は、日本でいう特許、実用新案及び意匠を指す。

専用ソフト方式のシステムをメインとし、WEB ブラウザ方式のシステムを補助的に使用している知財庁は、ドイツ、台湾及び韓国であった。ドイツでは、専用ソフトではすべての法域をカバーしており、ほとんどの手続に対応しているが、WEB ブラウザからは意匠及び商標の出願と意匠の無効審判請求のみとして機能を制限している。

台湾でも、専用ソフトはすべての法域に対応しているが、WEB ブラウザからは商標のみ受付可能となっており、専用ソフトに比べて個人向けとして作られている。

韓国では、出願や中間対応、審判請求などの頻繁に行われる手続は専用ソフトから行うが、その他の手続についてはすべて WEB ブラウザから行う。なお韓国の場合、専用ソフトとは、日本でいう「かんたん願書作成」のような書面作成補助ソフトを指し、作成補助機能を使用して書面を作成した後にそのまま出願手続を行えるようになっている。

一方で、WEB ブラウザ方式のシステムと専用ソフト方式のシステムとに異なる役割を与えているのがオーストラリアであった。オーストラリアでは、専用ソフトと WEB ブラウザとで同様の手続が可能であるが、専用ソフトでは、B2B 用として位置付け、XML ファイルを作成することで大量案件の一括処理ができるようになっている。例えば出願審査請求や商標の更新手続などについては、専用ソフトで手数料の納付も含め、一括処理を行うことができる。

これらの知財庁では、出願等の実際に手続を行うための機能を専用ソフト又は WEB ブラウザに備える他に、手続履歴の確認等の補助的な機能を有する WEB ブラウザ方式のシステムも備える。

(iii) 電子証明書の取扱いについて

電子証明書の取扱いについては、各知財庁においてそれぞれ異なる対応を取っている。

まず、専用ソフト方式のシステムを使用している知財庁では、少なくとも専用ソフトを使用する場合は電子証明書が必要となっており、専用ソフトの使用時に電子証明書を不要とする扱いをしている知財庁はなかった。

WEB ブラウザ方式のシステムを採用している知財庁で、出願時に電子証明書が不要である知財庁は、米国、EPO (Web-form filing)、タイ、フィリピン、ARIPO、イギリス、カナダ、ブラジル、WIPO (ハーグ) であった。米国を除くこれらの知財庁では、システムの利用登録をユーザーに要求し、システムへのログオン時にユーザーID とパスワードを要求することで本人確認を行っている。

なお、米国は、出願時は電子証明書がなくても手続が可能であるが、その後の手続を行うには電子証明書を必要とするなど、ユーザーが行おうとする手続や、取得できる情報に合わせたセキュリティレベルを設定している。電子証明書をを用いずに手続を行う場合、システムへのログインは行わず、手続別の入口を設け、出願人等の入力情報と電子サインにより本人確認を行っている。

WEBブラウザ方式のシステムを採用しており、かつ電子証明書を必要とする知財庁では、多くの知財庁が事前にシステムの利用登録を要求する。これらの知財庁では、ログオン後のユーザーエリアで各法域の手続を行うことができるだけでなく、手続履歴の確認や手数料の納付履歴、登録した予納口座又は銀行口座の残高確認など、よりユーザーの利便性を考慮したサービスを提供している。

(iv) 一覧表：仕様等

区分	国/地域 (知財庁略称)	法域	システムの種類	電子出願 率(2016 年)	電子証 明書利 用	電子証明書 の種類	電子証明書 の指定認証 局	出願フォーマット	Webブラウザ(種類)	画像ファイルの種類	画像ファイル仕様	イメージのカラー
				%	要/不要	(種類)	(機関名)	PDF他	(種類)	jpg他	サイズ等	白黒/カラー他
IP5	米国 (USPTO)	特許	WEB	98% (2017年)	必須では ない	ファイル	USPTO	PDF	Internet Explorer 11 Firefox 44 ~51 Safari 7, 8	PDF	解像度:300dpi 以上	グレイ画像：申請後、 可 カラー画像：申請後、 可
		意匠		98% (2017年)	必須では ない	ファイル	USPTO	PDF		解像度:300dpi 以上	グレイ画像：可 カラー画像：可	
		商標		99% (2017年)	不要	-	-	PDF	Internet Explorer (IE) 9 以 降 FireFox 5 以降 Safari 5 以降 Google Chrome 13.0 以降	JPG	解像度:300dpi、 大きき: 14×14インチ (PDF埋め込みの場合、GIF, BMP ,TIFF, JPG, PNG)	グレイ画像：可 カラー画像：可
IP5	欧州 (EPO)	特許	WEB2種(CMS, Web-form filing) 専用ソフト(OLF)	95%以上	必要/不 要	カード	EPO	XML, PDF	Internet Explorer 11 Google Chrome Mozilla Firefox, Safari 7	PDF(CMS) TIFF, JFIF(OLF)	・TIFF:解像度は300又は400dpi、最大サイズ:A4 又はレターサイズ、255×170mmまでを推奨 ・JFIF:解像度は300又は400dpi、最大サイズは 255×170mm	グレイ画像：可 カラー画像：不可
	欧州 (EUIPO)	意匠	WEB	97%	不要	-	-	PDF	Internet Explorer 9 以降 Firefox 3 以降 Safari 4 以降 Chrome 5 以降	JPEG, 3D dynamic view(OBJ, STL, X3D)	・JPEG: 解像度:72~300dpi、大きき: 最大 5000×5000pixels、各ファイル2MBまで ・OBJ,STL,X3D、各ファイル20MBまで	グレイ画像：可 カラー画像：可 (カラーの場合 CMYKも 可(RGB変換))
		商標		99%	不要	-	-	PDF	Internet Explorer 9 以降 Firefox 3 以降 Safari 4 以降 Chrome 5 以降	JPEG, 3D dynamic view(OBJ, STL, X3D) (MP3, MPEG4)	解像度: 96~300dpi、大きき: 最大 2835×2010pixels、各ファイル2MBまで (MP3: サンプリングレート: 8 KHz(音声のみ), 11.025 KHz(効果音), 22.05 KHz or 44.1 KHz (音楽), Bit depth: 8 or 16 bits, Channels: 1=Mono; 2=Stereo.) (・OBJ,STL,X3D、各ファイル20MBまで)	グレイ画像：可 カラー画像：可 (カラーの場合 CMYKも 可(RGB変換))
IP5	中国 (SIPO)	特許	専用ソフト	86.50%	必要	ファイル又は USB	SIPO	XML, PDF, DOC	不明	JPEG, TIFF	解像度:72~300dpi 大きき:150×220mm (絵、写真) 165×245mm (その他の画像)	グレイ画像：不可 カラー画像：不可
		実案		-				XML, PDF, DOC	不明	JPEG, TIFF		グレイ画像：可 カラー画像：可
		意匠		81.29%				XML, PDF, DOC	不明	JPEG, TIFF	解像度:72~300dpi 大きき:150×220mmまで	グレイ画像：可 カラー画像：可
	中国 (SAIC)	商標	WEB	81%	必要	USB	SAIC	PDF	Internet Explorer 360ブラウザ	JPG	解像度は300dpi、 大きき: 5×5cmから10×10cm、ピクセル数は400× 400pixel~1500×1500pixel、 ファイルサイズ:最大200KB、音の商標を出願する場 合、最大5MB	グレイ画像：可 カラー画像：可

区分	国/地域 (知財庁略称)	法域	システムの種類	電子出願 率(2016 年)	電子証 明書利 用	電子証明書 の種類	電子証明書 の指定認証 局	出願フォーマット	Webブラウザ(種類)	画像ファイルの種類	画像ファイル仕様	イメージのカラー
				%	要/不要	(種類)	(機関名)	PDF他	(種類)	jpg他	サイズ等	白黒/カラー他
IP5	韓国 (KIPO)	特許	専用ソフト /WEB	100% (代理人) 86% (本人)	必要	ファイル又は USB	公認認証セ ンター他	XML, PDF	Internet Explorer 8 以降	JPEG, TIFF	解像度:300dpi から400dpi(300dpi推奨) 図面の大きさ:165×222mmまで TIFFは白黒のみ	グレイ画像: 可 カラー画像: 可
		実案		97%(代) 67%(本)								
		意匠		99%(代) 80%(本)								
		商標		100%(代) 83%(本)								
ASEAN	インドネシア (DGIP)	特許	WEB	-	不明	-	-	PDF, Word	不明	JPEG	不明	グレイ画像: 可 カラー画像: 不可
		意匠		-				不明		不明		グレイ画像: 可 カラー画像: 可
		商標		-				不明		不明		更新については、一つのファイルにつき、5MB を超える ことはできない。
ASEAN	シンガポール (IPOS)	特許	WEB (IP2SG)	-	不要	-	-	PDF, DOC	Internet Explorer 7 以降 Google Chrome 31 以降 Mozilla Firefox 22 以降	PDF	解像度:300dpi 大きさ:A4サイズ	グレイ画像: 可 カラー画像: 不可
		意匠		-				PDF, DOC		JPG, JPEG	解像度:300dpi、 大きさ:原本のサイズが3×3cm～13×15cm 一出願のファイル容量が100MBまで	グレイ画像: 不可 カラー画像: 不可
		商標		-				PDF, DOC		BMP, JPG, JPEG, TIF,	ファイル容量:2MBまで (音の商標や動く商標の場合は100MBまで)	グレイ画像: 可 カラー画像: 可
ASEAN	タイ (DIP)	特許	WEB	-	不要	-	-	XML, PDF, DOC	Internet Explorer 11 以降 Google Chrome Mozilla Firefox	JPEG	ファイル容量:1ファイル2MBまで	グレイ画像: 可 カラー画像: 可
		意匠		-				XML, PDF, DOC		JPEG	ファイル容量:1ファイル2MBまで	グレイ画像: 可 カラー画像: 可
		商標		-				XML		JPEG, PNG, GIF	ファイル容量:1ファイル500KBまで 原本の大きさ:5×5cmまで	グレイ画像: 可 カラー画像: 可
ASEAN	フィリピン (IPOPHL)	特許	WEB	0.07%	不要	-	-	XML, PDF	Internet Explorer Mozilla Firefox Google Chrome	-	-	-
		実案		-				XML, PDF		-	-	
		意匠		0.55%				XML, PDF		JPEG	解像度:300dpi 大きさ:17cm×24cm(800×600pixels) ファイル容量:1MBまで	グレイ画像: 可 カラー画像: 可
		商標		4.78%				XML, PDF		JPEG	大きさ:8cm×8cm以内	グレイ画像: 可 カラー画像: 可

区分	国/地域 (知財庁略称)	法域	システムの種類	電子出願 率(2016 年)	電子証 明書利 用	電子証明書 の種類	電子証明書 の指定認証 局	出願フォーマット	Webブラウザ(種類)	画像ファイルの種類	画像ファイル仕様	イメージのカラー
				%	要/不要	(種類)	(機関名)	PDF他	(種類)	jpg他	サイズ等	白黒/カラー他
ASEAN	ベトナム (NOIP)	特許	WEB (試用運転中)	-	必要	USB	不明	PDF,DOC、 DOCX	Mozilla Firefox 4.0 以降 Google Chrome 4.0 以降	-	-	-
		意匠		-						不明	不明	不明
		商標		-						JPG, PNG	不明	グレイ画像：可 カラー画像：可
ASEAN	マレーシア (MyIPO)	特許	WEB	-	必要	ファイル	MSC Trustgate	PDF, DOC	Internet Explorer 6, 7, 8	TIFF	5MB が最大のファイルサイズ	グレイ画像：不可 カラー画像：不可
		意匠		-				PDF, DOC		GIF	大きさ:120×90 mm ファイル形式: 100KBまで	グレイ画像：不可 カラー画像：不可
		商標		-				PDF, DOC		JPEG, GIF, TIFF	大きさ:120×90mm ファイル容量:100KB	グレイ画像：可 カラー画像：可
その他	アフリカ (ARIPO)	特許	WEB	-	不要	-	-	PDF, DOC, DOCX	特に指定はない	JPEG	特に指定はない。	特に指定なし
		意匠		-		ZIPファイルでアップロード	大きさ:10×20cm			グレイ画像：可 カラー画像：可		
		商標		-		JPEG	特に指定はない。			特に指定なし		
その他	イギリス (UKIPO)	特許	Web/EPOの OLF	-	不要	-	-	PDF	特に指定はない	PDF	特に指定なし	グレイ画像：不可 カラー画像：不可
		意匠	WEB	88%		-	-	PDF		JPEG, GIF, TIFF	ファイル容量:各ファイル最大4MB 7図面まで提出可	グレイ画像：可 カラー画像：可
		商標		-		-	-	PDF		JPEG, TIFF	大きさ:17×24cm ファイル容量:各ファイル最大4MB 一つの出願につき60ファイル、合計5MBまで	グレイ画像：可 カラー画像：可
その他	インド (CGPDTM)	特許	WEB	-	必要	ファイル、 USBメモリ	CGPDTM指 定の認証局 (複数あり)	PDF	Internet Explorer 6 以上	PDF	推奨サイズは規定されていない。	グレイ画像：可 カラー画像：可
		意匠		-				PDF		推奨サイズは規定されていない。	グレイ画像：可 カラー画像：可	
		商標		-				PDF		解像度:300dpi 大きさ:8×8cm のみ	グレイ画像：可 カラー画像：可	

区分	国/地域 (知財庁略称)	法域	システムの種類	電子出願 率(2016 年) %	電子証 明書利 用 要/不要	電子証明書 の種類 (種類)	電子証明書 の指定認証 局 (機関名)	出願フォーマット PDF他	Webブラウザ(種類) (種類)	画像ファイルの種類 jpg他	画像ファイル仕様 サイズ等	イメージのカラー 白黒/カラー他
その他	オーストラリア (IP AU)	特許	WEB/専用ソフト (B2B用)	-	WEB: 不要/ 専用ソフト: 必要	ファイル (専用ソフト のみ)	Global Sign, Symantec SSL, Thawte, Verizon Global, Entrust, Verizon, GeoTrust, Verisign	PDF, TIFF, TXT, DOC, DOCX, XML, (PDF推奨)	特に指定はない。 (TLS1.0をサポートしている必要 あり)	PDF, TIFF, TXT, DOC, DOCX, PNG, XML, JPEG, JPG (PDF推奨)	解像度:200dpi~600dpi (300dpi推奨) 大きさ: 原本のサイズがA4 サイズ(29.7cm×21cm) ファイル容量:最大40MB	グレイ画像: 不可 カラー画像: 不可
		意匠		-						JPEG, JPG, PNG, TIFF	解像度:200dpi~600dpi (300dpi推奨) 大きさ: 原本のサイズがA4 サイズ(29.7cm×21cm) ファイル容量:最大40MB 色空間:sRGB オプションで1出願につき、1つの3D画像提出可(PDF に貼り付け、PDF内イメージはU3D又はPRC)	グレイ画像: 可 カラー画像: 可
		商標		-						JPEG, JPG, PNG, TIFF (PNG推奨)	解像度:200dpi~600dpi (300dpi推奨) 大きさ: 4×3cm~8×8cm 色空間:sRGB	グレイ画像: 可 カラー画像: 可
その他	カナダ (CIPO)	特許	WEB	-	不要 (PCTは 必要)	-	- WIPO	TIFF, PDF	Internet Explorer 7, 8 Mozilla Firefox 4, 5 Safari 5.1.2	TIFF, PDF	(TIFFの場合) 解像度:300又は400dpi 大きさ:A4サイズ	グレイ画像: 不可 カラー画像: 不可
		意匠		-	不要	-	TIFF, JPEG, WPD, Doc	(TIFF, JPRGの場合) 解像度は300dpi 大きさ:A4サイズ		グレイ画像: 可 カラー画像: 不可		
		商標		-	不要	-	TIFF, PDF	大きさ:7×7cm 色彩を表す場合は指定されたチャートを用いる		グレイ画像: 可 カラー画像: 不可		
その他	台湾 (TIPO)	特許	専用ソフト	15%	必要	ファイル又は カード	TIPO指定の 認証局 (出 願人の属性 により異なる)	PDF	-	JPEG, GIF	解像度:300dpi 大きさ:1辺8cm以上	グレイ画像: 可 カラー画像: 可
		意匠	専用ソフト	21%				PDF	-	JPEG, TIFF	解像度:300dpi 大きさ:1辺8cm以上	グレイ画像: 可 カラー画像: 可
		商標	専用ソフト/WEB	48%				JPG, TIF, GIF, BMP, PDF	Internet Explore, Microsoft Edge, Google Chrome Mozilla Firefox, Safari	JPEG, TIFF	解像度:300dpi 大きさ:1辺5~8cmの正方形	グレイ画像: 可 カラー画像: 可
その他	ドイツ (DPMA)	特許	専用ソフト (DPMAdirektP ro)	78%	専用ソフト ログイン に必要	カード	EPO. その他 DPMAが指 定する認証 局	XML, PDF	-	TIFF, JPEG	(JPEG)解像度:150dpi/大きさ:最大A4サイズ相 当、グレースケールのみ (TIFF)解像度:300dpi/大きさ:最大A4サイズ相当 /相当ピクセル数:2480×3508pixel (TIFFグレースケールの場合)解像度:150dpi/大き さ:最大A4相当/相当ピクセル数:12401754pixel /256 階調	グレイ画像: 可 カラー画像: 不可
		実案		50%				XML, PDF	特に指定はない。	JPEG	解像度:300pixel以上 ファイル容量:最大2MB。	グレイ画像: 可 カラー画像: 可
		意匠	専用ソフト/Web (DPMAdirekt Web)	60%				XML, PDF	特に指定はない。	JPEG	解像度:300dpi 945×945pixel~1890×1890pixel ファイル容量:最大1MB/ 色空間:sRGB	グレイ画像: 可 カラー画像: 可
		商標		64%								

区分	国/地域 (知財庁略称)	法域	システムの種類	電子出願 率(2016 年)	電子証 明書利 用	電子証明書 の種類	電子証明書 の指定認証 局	出願フォーマット	Webブラウザ(種類)	画像ファイルの種類	画像ファイル仕様	イメージのカラー
				%	要/不要	(種類)	(機関名)	PDF他	(種類)	jpg他	サイズ等	白黒/カラー他
その他	ブラジル (INPI)	特許	WEB	-	不要	-	-	PDF	特に指定はない。	PDF	ファイル容量:30MBまで	グレイ画像:可 カラー画像:可
		意匠		-		-	PDF	特に指定はない。	PDF	ファイル容量:3MBまで	グレイ画像:可 カラー画像:可	
		商標		-		-	PDF	特に指定はない。	JPEG, TIFF	解像度:300dpi 大きさ:945×945pixel (8×8cm) ファイル容量:最大2MB	グレイ画像:可 カラー画像:可	
その他	フランス (INPI)	特許	WEB	-	必要	カード	EPO	XML, PDF, DOC	特に指定はない。	JPEG, PNG, TIFF, GIF	大きさ:21×27.7cm	グレイ画像:可 カラー画像:可
		意匠		-	不要	-	-	XML, PDF, DOC	特に指定はない。	JPEG, PNG, TIFF, GIF	大きさ:21×27.7cm	グレイ画像:可 カラー画像:可
		商標		-	不要	-	-	XML, PDF, DOC	特に指定はない。	JPEG, PNG, GIF	大きさ:8cm×8cm ファイル容量:10MBまで	グレイ画像:可 カラー画像:可
その他	メキシコ (IMPI)	特許	WEB	0.87%	必要	ファイル、 USBメモリ	SAT(税務当 局)	PDF	Internet Explorer Google Chrome Mozilla Firefox 52.0 以降	PDF,GIF,JPEG,TIFF	ファイル容量:最大2MBまで	-
		意匠		9.00%				PDF		PDF,GIF,JPEG,TIFF	最大2MBまで/付属書類のPDFは最大5MBまで	グレイ画像:可 カラー画像:可
		商標		20.00%				PDF		Mozilla Firefox 42.0以上	GIF	ファイル容量:100KBまで
その他	ロシア (ROSPATENT)	特許	専用ソフト (Pat Doc)	20%	必要	ファイル、 USBメモリ	ロシア連邦通 信マスメディア 省が認定する 認証センター	XML, DOC	-	TIFF, JPEG	不明	白黒推奨
		意匠	WEB (KPS RTZ)	-	必要	ファイル、 USBメモリ		XML, DOC	Internet Explore 8.0以降	JPEG	不明	-
		商標	WEB (KPS RTZ)	29%	必要	ファイル、 USBメモリ		XML, DOC		TIFF, TIF, BMP, JPG, JPEG, PNG, GIF	解像度:300dpi 大きさ:8×8cm以下	グレイ画像:可 カラー画像:可
その他	WIPO (PCT)	特許	専用ソフト (PCT-SAFE)/ WEB(ePCT)	96%	必要	ファイル、カ ード	WIPOなど	PDF, XML	Internet Explorer 7以降と Mozilla Firefox 3.6以降 (推 奨)	PDF	PDFファイルは最大20MBである。	グレイ画像:可 カラー画像:不可
	WIPO (ハーグ)	意匠	WEB (E-Filing Portfolio Manager)	95%	不要	-	-	PDF	Internet Explorer 8 以降 一般的なその他のブラウザの最新 版	JPEG, TIFF	推奨解像度:300dpi/大きさ3×3cm~16× 16cm/ ファイル容量:1つのファイルにつき2MB であ る。	グレイ画像:可 カラー画像:可
	WIPO (マドプロ)	商標	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(v) 一覧表：システム構成（IP5 及び ASEAN 一部）

区分	国/地域 (知財庁略称)	法域	システムの種類	出願		添付書面 PDF提出	発送書類 の受信	オフィスアクション の応答	手続履歴 の確認	電子証明書
				国内	国際					
IP5	日本 (JPO)	特実	専用ソフト	○	○	×	○	○	×※	必要
		意匠		○	○	×	○	○		
		商標		○	○	×	○	○		
IP5	米国 (USPTO)	特許	WEB	EFS-Web (Unregistered e-filer, Registered e-filer)			Private PAIR/e- Office Action	EFS-Web (Registered e- filer)	Public PAIR/Priv ate PAIR	必要※
		意匠		TEAS	TEASi	○	TEAS Mailbox	Response forms	TSDR	
		商標								
IP5	欧州 (EPO)	特許	WEB2種(CMS, Web-form filing) 専用ソフト(OLF)	OLF,CMS,Web-form filing			Mailbox	OLF,CMS,We b-form filing	My files	必要(Web- form filing は不要)
	欧州 (EUIPO)	意匠	WEB	○	×	○	ログイン後の ユーザエリア	-	○	不要
商標	○	○		○	-	○				
IP5	中国 (SIPO)	特許	専用ソフト/WEB	○	○	○	○	○	×	必要
		実案		○	○	○	○	○	×	
		意匠		○	○	○	○	○	×	
	中国 (SAIC)	商標	WEB	○	×	○	×	×	×	必要
IP5	韓国 (KIPO)	特許	専用ソフト /WEB	○(書面作成ソフトウェア)			ログイン後の ユーザエリア	○(書面作成ソ フトウェア)	My特許 (WEB)	必要(システ ムログイン時 も)
		意匠								
		商標								
ASEAN	インドネシア (DGIP)	特許	WEB	○	×	×	×	×	不明	不明
		意匠		○	×	×	×	×	不明	
		商標		○	×	×	×	×	不明	
ASEAN	シンガポール (IPOS)	特実	WEB (IP2SG)	○	○	ログイン後の ユーザ エリア	○	○	ログイン後の ユーザ エリア	必要(ログオ ン時)
		意匠		○	○		○	○		
		商標		○	○		○	○		
ASEAN	タイ (DIP)	特許	WEB	○	○	○	○	○	不明	不要
		意匠		○	○	○	○	○	不明	
		商標		○	○	○	○	○	不明	
ASEAN	フィリピン (IPOPHL)	特許	WEB	○	○	○	×	×	×	不要
		実案		○	○	○	×	×	×	
		意匠		○	○	○	×	×	×	
		商標		○	○	○	×	×	×	

区分	国/地域 (知財庁略称)	法域	審判請求					納付	その他	
			拒絶査定不服	異議	無効	取消	訂正			
IP5	日本 (JPO)	特実	○	×	×	-	○	<ul style="list-style-type: none"> ・電子現金納付(ペイジー支払い) ・口座振替(指定口座から引き落とし) ・予納(特許印紙を特許庁へ郵送) ・現金納付(特許庁専用納付書による支払い) 	※特許のみJ-PlatPatで手続履歴が公開されている。自己の手続履歴を確認するための専用のツール等はない。	
		意匠	○	×	×	-	-			
		商標	○	×	×	○	-			
IP5	米国 (USPTO)	特許	PTAB E2E (IPR, CBM, PGR, DER AIA Review)				-	○	<ul style="list-style-type: none"> ・Financial Manager又はEFS-Webから手続(クレジットカード/銀行口座引き落とし/EFTサービス) ・Financial Manager ・TEAS (特許・意匠と同じ) 	※特許と意匠の場合、Unregistered e-filerを使用する場合は電子証明書不要、その後に書面を提出する場合や、Private Pairを使用する場合は必要となる。
		意匠					-	-		
		商標	ESTTA				○	-		
IP5	欧州 (EPO)	特許	OLF,CMS,Web-form filing	OLF,CMS	OLF,CMS,Web-form filing	-	OLF,CMS	Paying fees online	OFLでEPO加盟国への直接手続が可能な国もある。	
	欧州 (EUIPO)	意匠	○	○	○	-	-			<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード ・銀行振り込み ・EUIPOの予納口座からの引き落とし
		商標	○	○	○	○	-			
IP5	中国 (SIPO)	特許	○	-	○	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行窓口での現金振り込み ・オンラインバンキングによる銀行口座からの引き落とし(SIPOのシステムから電子決済用アカウントへログオン化) ・クレジットカード 		
		実案	○	-	○	-	-			
		意匠	○	○	○	-	-			
	中国 (SAIC)	商標	×	×	×	×	-	・SIPOと同じ		
IP5	韓国 (KIPO)	特許	○(書面作成ソフトウェア)				-	○(ソフト)	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行窓口からの銀行振り込み ・銀行口座からの自動振替 ・金融決済院の電子決済サービスの口座振替 ・事前登録した口座からの自動振替 ・クレジットカード(専用ソフトから又はWEBブラウザからも可) 	権利範囲確認審判(特許)も専用ソフトから手続可 出願、審判系の手続以外はすべてWEBブラウザから手続 My特許では1か月以内に必要の手続のリマインダなどを確認できる。
		意匠					-	-		
		商標					○(ソフト)	-		
ASEAN	インドネシア (DGIP)	特許	不明	不明	-	-	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行窓口での現金による銀行振り込み ・インターネット上の銀行振り込み ・銀行のATMからの支払(商標権の更新のみ、その他は不明) 	・操作マニュアルなどの情報は一般に公開されていない。	
		意匠	不明	不明	-	-	-			
		商標	不明	不明	-	不明	-			
ASEAN	シンガポール (IPOS)	特実	-	-	○	-	○	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での現金支払い ・小切手又は銀行振替 ・IP2SGを介したインターネットバンキング ・オンライン支払サービス(GIRO) ・デビットカード又はクレジットカード 	事前の利用登録時に電子証明書が必要 eAlert(登録した案件のステータス変動時に通知)のサービス開始(2016.11)	
		意匠	-	-	○	-	-			
		商標	-	○	○	○	-			
ASEAN	タイ (DIP)	特許	○	×	-	-	-	銀行窓口での銀行振り込み	知財庁への利用登録時/ログオン時に電子証明書が必要	
		意匠	○	×	-	-	-			
		商標	○	×	×	×	×			
ASEAN	フィリピン (IPOPPL)	特許	×	-	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・IPOPPLへ直接現金支払 ・オンライン支払システム(Dragonpay)で支払 		
		実案	×	-	×	×	×			
		意匠	×	-	×	-	-			
		商標	×	×	×	×	-			

(vi) 一覧表：システム構成（ASEAN 一部、その他の国・地域）

区分	国/地域 (知財庁略称)	法域	システムの種類	出願		添付書面 PDF提出	発送書類 の受信	オフィスアクション の応答	手続履歴 の確認	電子証明書
				国内	国際					
ASEAN	ベトナム (NOIP)	特許	WEB (試用運転中)	○	○	○	○	○	ログイン後 のユーザー エリア	必要
		意匠		○	×	○	○	○		
		商標		○	×	○	○	○		
ASEAN	マレーシア (MyIPO)	特許	WEB	○	-	○	×	○	×	必要(ログイン 時)
		意匠		○	-	○	×	○	×	
		商標		○	-	○	×	○	×	
その他	アフリカ (ARIPO)	特許	WEB	○	○	○	Notificatio n	○	My Docket	不要
		意匠		○	×	○		○		
		商標		○	×	○		○		
その他	イギリス (UKIPO)	特許	WEB/EPOのOLF	○	×	○	×	○	×	必要(OLFの み)
		意匠	WEB	○	×	○	×	×	×	不要
				商標	○	×	○	×	×	
その他	インド (CGPDTM)	特許	WEB	○	×	○	○	○	×	必要
		意匠		○	×	×	×	×	×	
		商標		○	○	○	○	○	×	
その他	オーストラリア (IP AU)	特許	WEB/専用ソフト (B2B用)	○	○	○	○	WEB○	×	必要(専用 ソフトのみ)
		意匠		○	×	○	○	WEB○	×	
		商標		○	○	○	○	WEB○	×	
その他	カナダ (CIPO)	特許	WEB	○	PCT- SAFE/ ePCT	○	×	○	×	不要(PCT- SAFE/ePC Tを使用する 場合必要)
		意匠		○	×	○	×	○	×	
		商標		○	×	○	×	○	×	
その他	台湾 (TIPO)	特許	専用ソフト(E-SET)	○	×	○	○	○	WEB○ (eNetco mログイン 後)	必要(手続 時、システム 利用登録 時)
		実案		○	×	○	○	○		
		意匠		○	×	○	○	○		
		商標	専用ソフト(E-SET)/ WEB	専○ WEB○	×	専○ WEB○	専○	専○		
その他	ドイツ (DPMA)	特許	専用ソフト (DPMAdirektPro)	○	○	○	○	○	専○ WEB○ (DPMA Kurier)	必要(専用ソ フトのみ)
		意匠	専用ソフト/WEB (DPMAdirektWeb)	専○ WEB○	×	専○	専○	専○		
				専○ WEB○	×	専○	専○	専○		
その他	ブラジル (INPI)	特許	WEB	○	○	○	×	○	Pesquisa na base de marcas	不要
		意匠		○	○	○	×	○		
		商標		○	○	○	×	○		

区分	国/地域 (知財庁略称)	法域	審判請求					納付	その他
			拒絶査定不服	異議	無効	取消	訂正		
ASEAN	ベトナム (NOIP)	特許	×	-	×	-	×	・ブラウザ上で支払手続可能	事前の利用登録時に電子証明が必要
		意匠	×	×	×	-	-		
		商標	×	×	×	×	-		
ASEAN	マレーシア (MyIPO)	特許	×	×	×	-	-	・予納口座から引き落とし	事前の利用登録とDigital IDの取得が必要 模倣品の輸入制限申請も可
		意匠	×	×	×	-	-		
		商標	○	○	○	○	-		
その他	アフリカ (ARIPO)	特許	○	-	-	-	-	E-Paymentから手続 ・銀行口座からの引き落とし ・クレジットカード	
		意匠	○	-	-	-	-		
		商標	○	-	-	×	-		
その他	イギリス (UKIPO)	特許	×	-	×	-	-	・クレジットカード ・UKIPOの予納口座からの引き落とし ・小切手 ・銀行振り込み	
		意匠	-	-	×	-	-		
		商標	×	×	×	×	-		
その他	インド (CGPDTM)	特許	-	-	○	-	○	IPO Payment Gatewayから手続 ・インターネットバンキングによる口座引き落とし ・デビットカード又はクレジットカード	
		意匠	-	×	×	×	-		
		商標	-	○	○	○	-		
その他	オーストラリア (IP AU)	特許	-	WEB ○	-	-	WEB ○	・クレジットカード (WEBのみ) ・銀行口座からの引き落とし (専用ソフトのみ)	特に限定の無い場合はWEB・専共通 専用ソフトは大量案件一括処理対応可 特許の再審査請求はオンライン手続可
		意匠	-	×	-	-	-		
		商標	-	WEB ○	-	WEB ○	-		
その他	カナダ (CIPO)	特許	×	-	-	-	×	・オンラインシステム上ではクレジットカード又は 予納口座からの引き落としのみ	※商標の異議申立ては、「Opposition e-services」から手続
		意匠	×	-	-	-	-		
		商標	×	○※	-	×	-		
その他	台湾 (TIPO)	特許	○	-	×	-	○	・オンラインバンキングによる銀行口座からの引 き落とし ・eATMと呼ばれる銀行口座からのオンライン 決済 (紙出願等の場合は、電信送金、音声転 送、ATM転送、電信送金 (指定銀行の指定 口座への振込)、小切手、郵便為替、TIPO 窓口への現金支払も可)	オンライン支払の場合、CSVファイルの読 み込みによる複数案件一括処理が可能
		実案	○	-	×	-	-		
		意匠	○	-	×	-	-		
その他	ドイツ (DPMA)	特許	○	○	○	-	○	□ドイツ特許商標庁窓口で直接現金支払い □連邦財務省(Bundeskasse)の指定口座 へ振り込み □銀行口座振替(ドイツ国内の銀行) □海外口座振替(Cross-Border Credit Transfers) □SEPAダイレクトデビット(単一ユーロ決済圏)	
		意匠	専○	-	専○ WEB○	-	-		
		商標	専○	専○	専○	専○	-		
その他	ブラジル (INPI)	特許	×	×	×	-	×	・手続前に支払手続をし、GRU(連邦政府納 付票)の取得が必要。	事前の利用登録が必要(納税者番号の 入力が必要) 通知は公報から内容を確認
		意匠	○	○	○	-	○		
		商標	○	○	○	○	-		

区分	国/地域 (知財庁略称)	法域	システムの種類	出願		添付書面 PDF提出	発送書類 の受信	オフィスアクション の応答	手続履歴 の確認	電子証明書	
				国内	国際						
その他	フランス (INPI)	特許	WEB	○	×	○	ログイン後の ユーザエリア	○	ログイン後 のユーザ エリア	必要(特許の み)	
		意匠		○	×	○		○			
		商標		○	○	○		○			
その他	メキシコ (IMPI)	特許	WEB	○	○	○	○	○	ログイン後 のユーザ エリア	必要	
		意匠		○	×	○					○
		商標	WEB	○	×	○					○
その他	ロシア (ROSPATENT)	特許	専用ソフト (Pat Doc)	○	×	○	電子署名付 きe-mailで 送付/ログイン 後のユー ザエリア	ログイン後のユー ザエリア	ログイン後 のユーザ エリア	必要	
		意匠	WEB (KPS RTZ)	○	×	○					
		商標	WEB (KPS RTZ)	○	×	○					
その他	WIPO (PCT)	特許	専用ソフト (PCT-SAFE)/ WEB(ePCT)	-	○	○	○(国際段階)	○(国際段階)	ログイン後 のユーザ エリア	必要(プライ ベートサービ ス)	
	WIPO (ハーグ)	意匠	WEB (E-Filing Portfolio)	-	○	○			○(国際段階)		不要
	WIPO (マドプロ)	商標	-	-	-	-			-	E-Filing Portfolio Manager	-

区分	国/地域 (知財庁略称)	法域	審判請求					納付	その他
			拒絶査定不服	異議	無効	取消	訂正		
その他	フランス (INPI)	特許	-	-	-	-	×	・クレジットカード ・INPIに作成した口座からの引き落とし ・e-proceduresで大量案件納付が可能	事前の利用登録が必要 EPOのスマートカードでログイン可
		意匠	-	-	-	-	-		
		商標	×	○ 登録前	×	×	-		
その他	メキシコ (IMPI)	特許	○	○	○	○	不明	・PASE(IMPIの電子決済システム)による電子決済 ・銀行振込	事前の利用登録(PASE)が必要 商標は別システム
		意匠	○	○	○	○	-		
		商標	○	○	○	○	-		
その他	ロシア (ROSPATENT)	特許	×	-	-	-	-	・銀行窓口又はインターネット上での銀行振込 ・ROSPATENT予納口座からの自動振替	事前の利用登録(Personal cabinet) が必要
		意匠	×	-	-	-	-		
		商標	×	-	-	-	-		
その他	WIPO (PCT)	特許	-	-	-	-	-	□WIPOの予納口座からの自動振替 □クレジットカード □WIPOの銀行口座への外国送金 □WIPOの郵便局口座への外国送金	・パブリックサービスなら電子証明書及び 利用登録不要 ・PCT-SAFEは日本を受理官庁とする場 合使用不可、ePCTへ移行予定
	WIPO (ハーグ)	意匠	-	-	-	-	-		
	WIPO (マドプロ)	商標	-	-	-	-	-		
									下記の手続が可能 ・更新手続 (e-Renewal) ・事後指定 (E-Subsequent Designation)

Ⅲ．国内質問票調査

1．国内質問票調査の方法

(1) 調査対象の選定

(i) 概要

本国内質問票調査は、2014年4月1日から2017年3月31日までに出願公開公報又は登録公報が発行された特許出願（実用新案登録出願を含む）、意匠登録出願、商標登録出願の出願人及び代理人（以下、申請人という）を対象（母集団）として、電子出願システムのユーザーである申請人のニーズについて多様な意見を集めるため、以下の（A）から（D）の観点に基づき調査対象を設定して実施した。

具体的には、調査対象は、（A）紙出願を行っている申請人、（B）出願を多く行っている出願人、（C）出願を多く行っている申請人、（D）その他、出願数に関わらず幅広い申請人、のそれぞれの観点に基づき抽出し、これらを国内質問票の送付対象者（1027者）とした。

なお、各観点について、出願の種別による傾向の違いについても情報を得るため、標本抽出の際は、電子出願システムにて手続可能な、特許出願（実用新案登録出願を含む）、意匠登録出願、商標登録出願の3つの種別により層化を行った。さらに、より実情に即した情報を得るため、各出願の標本数の割当は、最新のデータである2016年度の我が国出願件数に基づく比率⁵⁹⁵を用い、比例割当により行った。

⁵⁹⁵ 特許出願（62パーセント）、実用新案登録出願（1パーセント）、意匠登録出願（6パーセント）、商標登録出願（31パーセント）

(ii) 調査方法

後述 (iii) の基準に基づき設定した国内質問票の送付対象者 (1027 者) に対して、国内質問票を送付することで、調査を行った。国内質問票は、郵送にて紙媒体により送付した。なお、国内質問票を受領した回答者への利便性の観点から、送付した紙媒体に直接記載し回答する方法の他に、電子媒体での回答も可能とした。

(iii) 調査対象

2014 年 4 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までに出願公開公報又は登録公報が発行された特許出願、意匠登録出願、商標登録出願の申請人の総数を母集団とした。国内質問票の送付先は、母集団から以下の (A) から (D) までの観点に基づき、標本を抽出することで設定した。

・(A) 紙出願を行っている申請人

電子出願を行わない理由についての情報を得るため、調査対象とした。母集団のうち、紙媒体にて出願を行っている出願件数が多い順に、出願種別ごとに、国内質問票の送付先として選定し、送付する全対象者 (1027 者) のうちの約 12 パーセントに当たる 128 者に対して国内質問票を送付した。

・(B) 出願を多く行っている出願人

電子出願ソフトの使用感について、特に、電子出願ソフトを自ら使用して出願する企業の観点から情報を得るため、調査対象とした。母集団のうち、出願件数が多い順に、出願種別ごとに、国内質問票の送付先として選定し、送付する全対象者のうちの約 18 パーセントに当たる 183 者に対して国内質問票を送付した。

・(C) 出願を多く行っている申請人

電子出願ソフトの使用感について、代理人も含めた申請人の観点から情報を得るため、調査対象とした。母集団のうち、出願件数が多い順に、出願種別ごとに、国内質問票の送付先として選定した。送付する全対象者のうちの約 38 パーセントに当たる 393 者に対して国内質問票を送付した。

- ・(D) その他、出願数に関わらず幅広い申請人

多様な申請人の意見を収集することを目的とし、調査対象とした。母集団から、出願種別ごとに、ランダムサンプリングを行い、国内質問票の送付先として選定した。送付する全対象者のうちの約 31 パーセントに当たる 323 者に対して国内質問票を送付した。

- ・その他

上記(A)から(D)の各観点について、出願の種別による傾向の違いについても情報を得るため、標本抽出の際は、電子出願システムで手続可能な特許出願(実用新案登録出願を含む)、意匠登録出願及び商標登録出願の3つの種別により層化を行った。さらに、より実情に即した情報を得るため、各出願の標本数の割当は、最新のデータである2016年度の我が国出願件数に基づく比率を用い、比例割当により行った。

また、(A)から(D)の観点に基づく抽出は、観点(A)から(D)の順に行い、層化した出願種別ごとの抽出は、特許出願、意匠登録出願、商標登録出願の順に行った。その際、重複を省くため、一度既に抽出された申請人は除外した。

【図表－1 A】国内質問票の送付数

n = 1027 ⁵⁹⁶

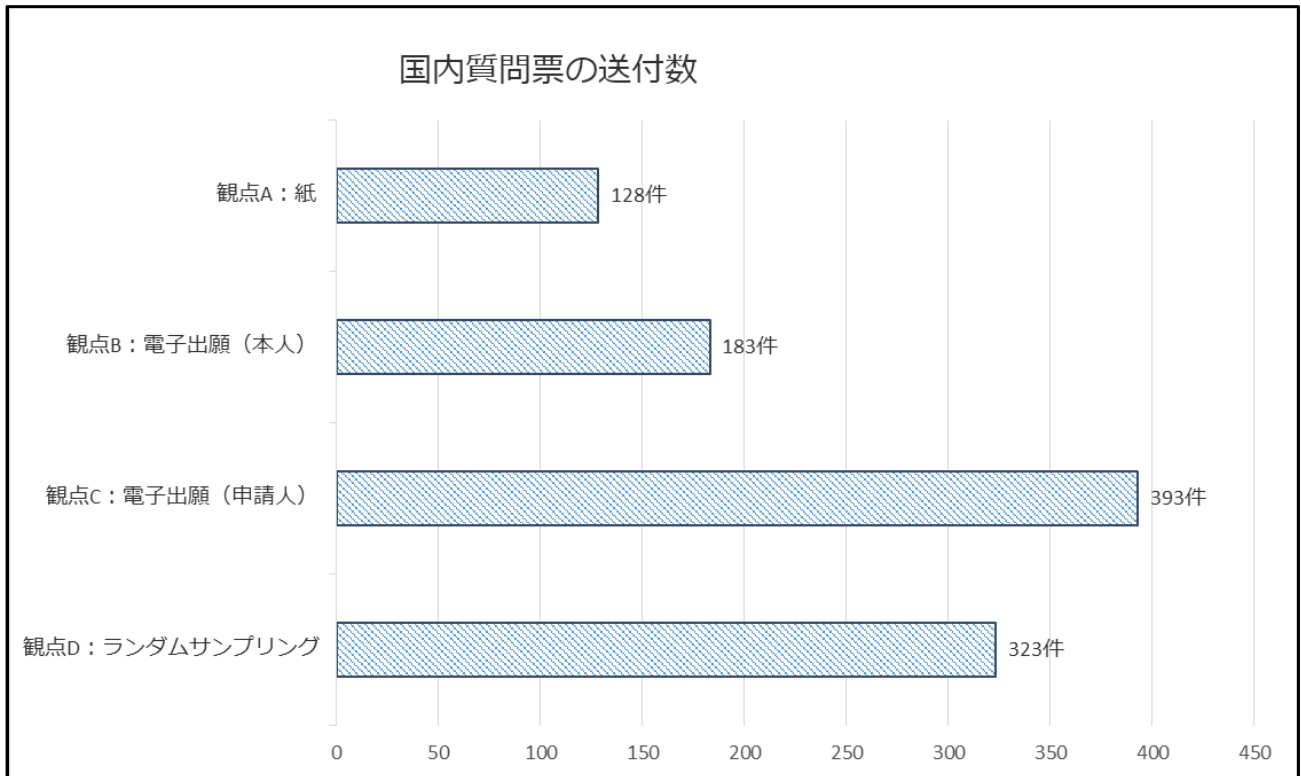
観点	送付数 ⁵⁹⁷	割合
観点A：紙	128件	12.5%
観点B：電子出願（本人）	183件	17.8%
観点C：電子出願（申請人）	393件	38.3%
観点D：ランダムサンプリング	323件	31.5%
（合計）	1027件	100%

⁵⁹⁶ nは標本（サンプル）のサイズを表す（以降において、同じ）。

⁵⁹⁷ 表中では、対象者数を件にて表記する（以降において、同じ）。

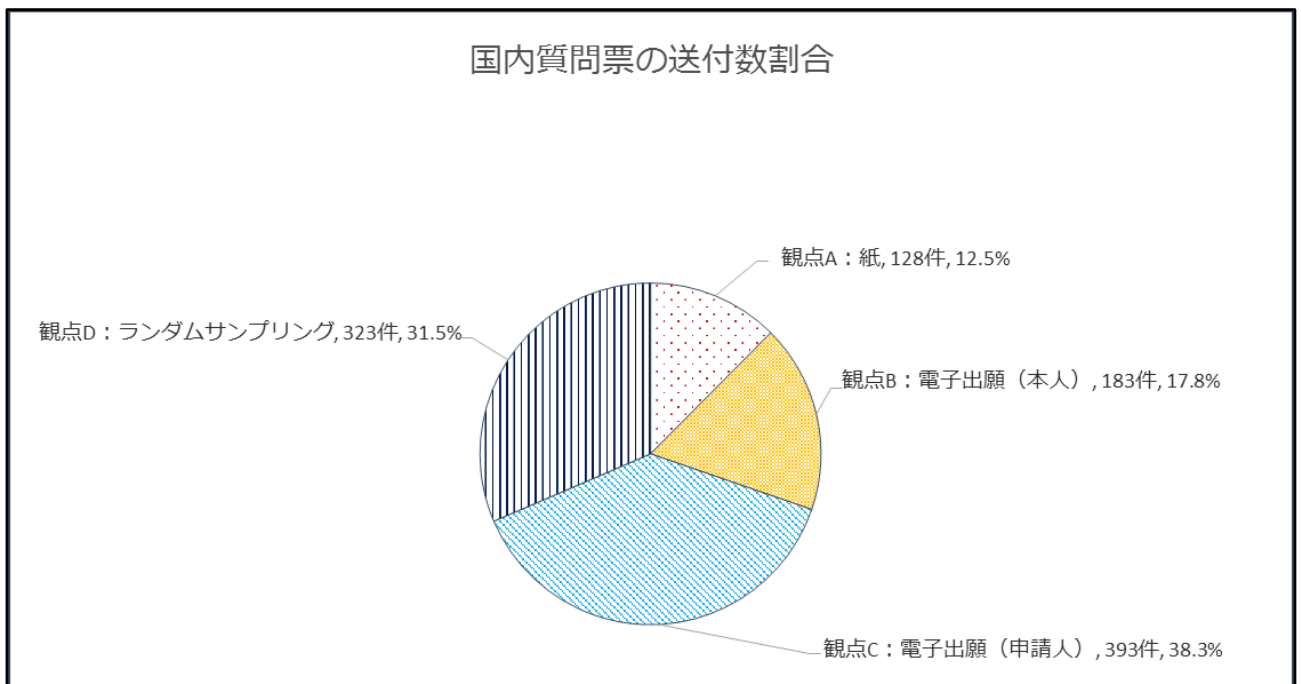
【図表－1 B】国内質問票の送付数

n = 1027



【図表－1 C】国内質問票の送付数割合

n = 1027



(2) 調査内容

(i) 調査項目

本国内質問票調査では、①電子出願システムに関する課題及び改善ニーズ、②WEBブラウザをベースとした電子出願システムの導入ニーズ、③電子出願システムにおける電子証明書の利用に関する意見、④その他（申請人特定情報の検討）を調査項目として検討した。

また、本調査では、以下の視点からもあわせて検討した。

- 特許庁の電子出願システムにおいてWEBブラウザを利用した手続を導入する際に採用し得る導入態様
- 特許庁においてそれらを採用する際に想定される利点と課題
- 特許庁の電子出願システムにおいてWEBブラウザを利用した手続を導入する際に、備えるべき機能、ユーザー利便性が向上する機能
- 特許庁の電子出願システムにおける手続で各種電子証明書の利用しない電子出願を導入する場合の課題（技術的課題、セキュリティ上の課題など）と導入態様
- 既存の特許庁の電子出願ソフトが有する課題、備えるべき機能、ユーザー利便性が向上する機能

(ii) 具体的な質問事項

本国内質問票調査にて、対象者に質問した具体的な質問事項を以下に示す。

< I . 基本情報に関する質問 >

Q1：貴社／貴学・貴機構／貴事務所の業種を次の中から該当するものを選択してください。

Q2：企業の方に質問いたします。貴社の資本金（平成28年度決算時）を次の中から該当するものを選択してください。

Q3：企業の方に質問いたします。貴社の売上高（平成28年度決算時）を次の中から該当するものを選択してください。

Q4：貴社／貴学・貴機構／貴事務所の従業員数を次の中から該当するものを選択してください。

Q5：貴社／貴学・貴機構／貴事務所の日本特許庁への出願件数（特許等事務所の場合は代理出願件数）について、集計単位（年又は年度）を選択の上、次の

中から該当するものを選択してください。

<Ⅱ. 現在の特許庁のインターネット出願ソフトの利用状況についてお伺いします。>

Q6：貴社／貴事務所ではインターネット出願ソフト（以下、「出願ソフト」と表記します。）を使用して、手続をしたことはありますか？

Q7：Q6でYes（出願ソフトで手続をしたことがある）と回答された方にお伺いします。どのような手続について、インターネット出願（出願ソフトを使用した特許庁への手続）をしていますか？ 該当するものすべてについて選択してください（複数選択可）。「その他」の場合は、該当する手続をご記入ください。

Q8：Q6でYes（出願ソフトで手続をしたことがある）と回答された方にお伺いします。主に、出願ソフトを使用して手続を行う人はどのような人ですか？ 下記回答欄の左欄で該当するものすべてについて選択し（複数選択可）、その人が担当する手続をQ7の手続から番号で選択し、右欄に記載してください。「その他」の場合は、該当する人をご記入ください。

Q9：Q6でYes（出願ソフトで手続をしたことがある）と回答された方にお伺いします。出願ソフトのインストールやアップデート等の出願ソフトの管理を行う人はどのような人ですか？ 該当するものすべてについて選択してください（複数選択可）。「その他」の場合は、該当する人をご記入ください。

Q10：Q6でYes（出願ソフトで手続をしたことがある）と回答された方にお伺いします。貴社／貴事務所で行うすべての手続のうち、出願ソフトを使用して手続を行う割合はどのくらいですか？ 大まかな数字で構いませんので、該当するものを選択してください（ひとつだけ）。

Q11：Q10で「すべての手続で出願ソフトを使用している」以外を選択された方にお伺いします。なお、Q10で「すべての手続で出願ソフトを使用している」を選択された方はQ12へお進みください。貴社／貴事務所において、電子手続可能な手続のうち、あえて紙の書面で行っている手続は何ですか？ また、なぜ紙の書面で手続を行っていますか？ 該当する手続とその理由をお答えください（複数選択可）。「その他」の場合は、その内容をご記入ください。

<Ⅲ. 現在の電子出願システムについてお伺いします。>

Q12：Q6でYes（出願ソフトで手続をしたことがある）と回答された方にお伺いします。現在の出願ソフトの使い勝手についてどのようにお感じですか？ 該当するもの又は近いものを選択してください（ひとつだけ）。「その他」の場合は、その内容をご記入ください。

Q13：Q12で「(1) 使い勝手に満足している。特に変更する必要性は感じない」以外を選択された方にお伺いします。どのような点を改善して欲しいと思いませんか？ 該当するものすべてについて選択してください（複数選択可）。「その他」の場合は、その内容をご記入ください。

Q13-2：Q13で選択された中で、最も改善して欲しいと思われるものは何ですか？ また、どのように変更して欲しいですか？ 該当するものについて、選択肢の番号をご記入いただき、その内容をご記入ください。

Q13-3：その他、出願ソフトの使い勝手について、ご意見等がございましたら、ご自由にご記入ください。

Q14: Q6 で Yes (出願ソフトで手続をしたことがある) と回答された方にお伺いします。今後、出願ソフトがバージョンアップされた場合に、変えて欲しくない機能や方法等がありますか? 変えて欲しくない機能や方法等があると回答された場合、どのような機能や方法等を変えて欲しくないか、該当するものすべてについて選択してください(複数選択可)。「その他」の場合は、その内容をご記入ください。

Q15: Q6 で Yes (出願ソフトで手続をしたことがある) と回答された方にお伺いします。電子証明書についてお伺いします。現在、出願ソフトで手続を行う場合、電子証明書で本人の認証を行う必要があります。この、電子証明書の管理や使用は誰が行っていますか? 該当するものすべてについて選択してください(複数選択可)。「その他」の場合は、誰が取得や管理をしているかを具体的に記入してください。

Q15-2: すべての方にお伺いします。海外庁では、出願等の手続で電子証明書が不要の庁や、一部の手続だけ電子証明書を必要とする庁があります。一方日本では、出願ソフトを使用して手続をする際には、必ず電子証明書による本人認証が必要です。手続をする際に電子証明書が必要だということについてどのように思いますか? 該当するもの又はお考えに近いものを選択してください(ひとつだけ)。「その他」の場合は、その内容をご記入ください。

Q15-3: すべての方にお伺いします。Q15-2 でなぜそのように思われますか? 該当するもの又はお考えに近いものすべてについて選択してください(複数選択可)。「その他」の場合は、その内容をご記入ください。

Q15-4: Q15-3 で (6)「電子証明書で本人確認しなくともよい手続があると思う。」を選択された方にお伺いします。どのような手続について、電子証明書が不要だと思いますか? 該当するものすべてについて選択してください(複数選択可)。その他の場合は、その内容をご記入ください。

Q15-5: Q15-3 で (7)「電子証明書以外にも本人確認できる方法があると思う。」又は (8)「手続時に本人確認をする必要はないと思う。」を選択された方にお伺いします。なぜ電子証明書に関してそのようにお考えですか? また、電子証明書がない場合、どのように本人確認をすればいいと思いますか? あなたのお考えを下記の記入欄にご記入ください。

<IV. 今後の要望について>

Q16: すべての方にお伺いします。今後、電子出願を行う場合、どのような機能の追加又は変更があればいいと思われますか? 該当するものすべてについて選択してください(複数選択可)。「その他」の場合は、その内容をご記入ください。

Q16-2: Q16 でご回答いただいた中で、特に変えて欲しい機能はどれですか? 欲しい順に 3 つ、選択肢の番号をご記入ください。

Q17: すべての方にお伺いします。海外庁の中には、一般的な Web ブラウザ (Internet Explore や Google Chrome 等) を使って電子出願専用の Web サイトにアクセスし、入力や操作を行う方式(以下、「Web ブラウザ方式」と表記します)の出願システムを導入している庁があります。日本においても、このような Web ブラウザ方式を導入して欲しいと思いませんか? 該当するもの又は最も近いと思われるものを選択してください(ひとつだけ)。「その他」の場合は、

その内容をご記入ください。

Q17-2: Q17 でなぜそのように回答されましたか? 理由に該当するものすべてについて選択してください(複数選択可)。「その他」の場合は、その内容をご記入ください。

Q18: Q17 で(1)又は(2)「すべて/一部の機能で Web ブラウザ方式を導入して欲しい。」を選択された方にお伺いします。もし、Web ブラウザ方式で出願等の手続きができる場合、どのような方式又は機能があればよいと思いますか? 該当するものすべてについて選択してください(複数選択可)。「その他」の場合は、その内容をご記入ください。

Q19: すべての方にお伺いします。現在、申請人登録等を行うと、特許庁から識別番号が付与され、その後は識別番号を使って手続きを行うことができます。この識別番号の代わりに本人を特定するものとして、例えば、マイナンバー又は法人番号を使用することが考えられますが、この点についてどのように思われますか? 該当するものを選択してください(ひとつだけ)。「その他」の場合は、その内容をご記入ください。なお、マイナンバーについては、現在その利用範囲は限定されておりますが、今後利用が拡大された場合として、お考えください。

Q19-2: Q19 でなぜそのように思われますか? 該当するものすべてについて選択してください(複数選択可)。「その他」の場合は、その内容をご記入ください。

(iii) 調査項目と各質問事項との関係

調査項目	対象とする課題・ニーズ等	質問番号
電子出願システムに関する課題及び改善ニーズ	既存の特許庁の電子出願ソフトが有する課題	Q6、Q7、Q8、Q9、Q10、Q11、Q12、Q13、Q13-2、Q13-3、Q15
	特許庁の電子出願ソフトが備えるべき機能、ユーザー利便性が向上する機能	Q14、Q16、Q16-2
WEB ブラウザをベースとした電子出願システムの導入ニーズ	電子出願システムにおいて WEB ブラウザを利用した手続きを導入する際に採用し得る導入態様	Q17
	電子出願システムにおいて WEB ブラウザを利用した手続きを採用する際に想定される利点と課題	Q17-2
	WEB ブラウザを利用した手続きを導入する際に、備えるべき機能、ユーザー利便性が向上する機能	Q18
電子出願システムにおける電子証明書の利用に関する意見	電子出願システムにおける手続きで各種電子証明書の利用しない電子出願を導入する場合の課題(技術的課題、セキュリティ上の課題など)	Q15-2、Q15-3
	電子出願システムにおける手続きで各種電子証	Q15-4、Q15-5

	明書の利用しない電子出願の導入態様	
その他（申請人特定情報の検討）	電子出願システム手続において既存の識別番号に代えて利用可能な申請人特定情報の検討（例えば、マイナンバー又は法人番号）	Q19、Q19-2

なお、複数の観点から整理・分析を行うため、Q1 から Q5 の質問事項にて、回答者の基本情報についても質問した。

2. 国内質問票調査結果の整理・分析

(1) 回答受領結果及び回答者基本情報

(i) 回答受領結果

国内質問票の送付先として選定した 1027 者のうち、約 56 パーセントに当たる 577 者からの回答を得た。

内訳として、観点 (A) については、送付した 128 者のうち、約 42 パーセントに当たる 54 者から、観点 (B) については、送付した 183 者のうち、約 58 パーセントに当たる 107 者から、観点 (C) については、送付した 393 者のうち、約 47 パーセントに当たる 186 者から、観点 (D) については、送付した 323 者のうち、約 44 パーセントに当たる 141 者から、回答を得た。

なお、全体の約 9 パーセントに当たる 89 者からは、無記名での回答を得た。

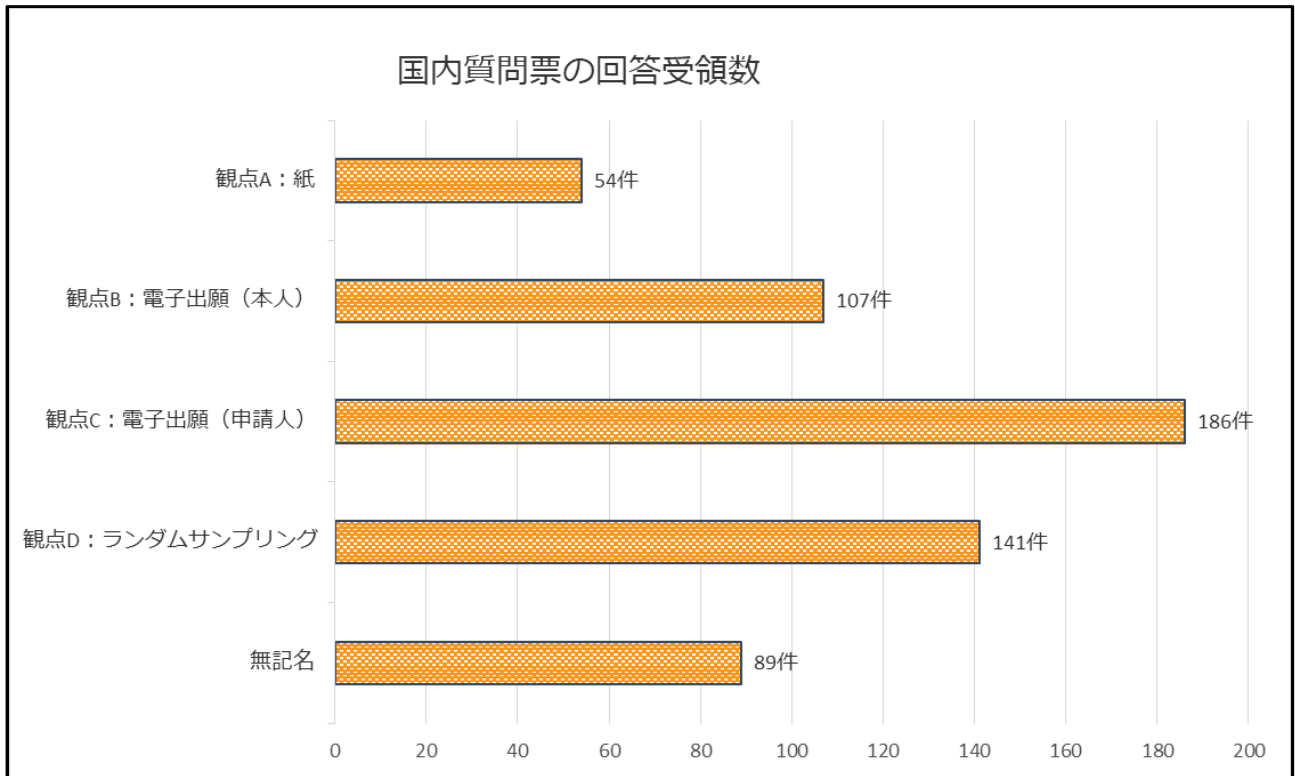
【図表－2 A】国内質問票の回答受領数

n = 577

観点	受領数	割合
観点 A : 紙	54 件	9.4%
観点 B : 電子出願 (本人)	107 件	18.5%
観点 C : 電子出願 (申請人)	186 件	32.2%
観点 D : ランダムサンプリング	141 件	24.4%
無記名	89 件	15.4%
(合計)	577 件	100%

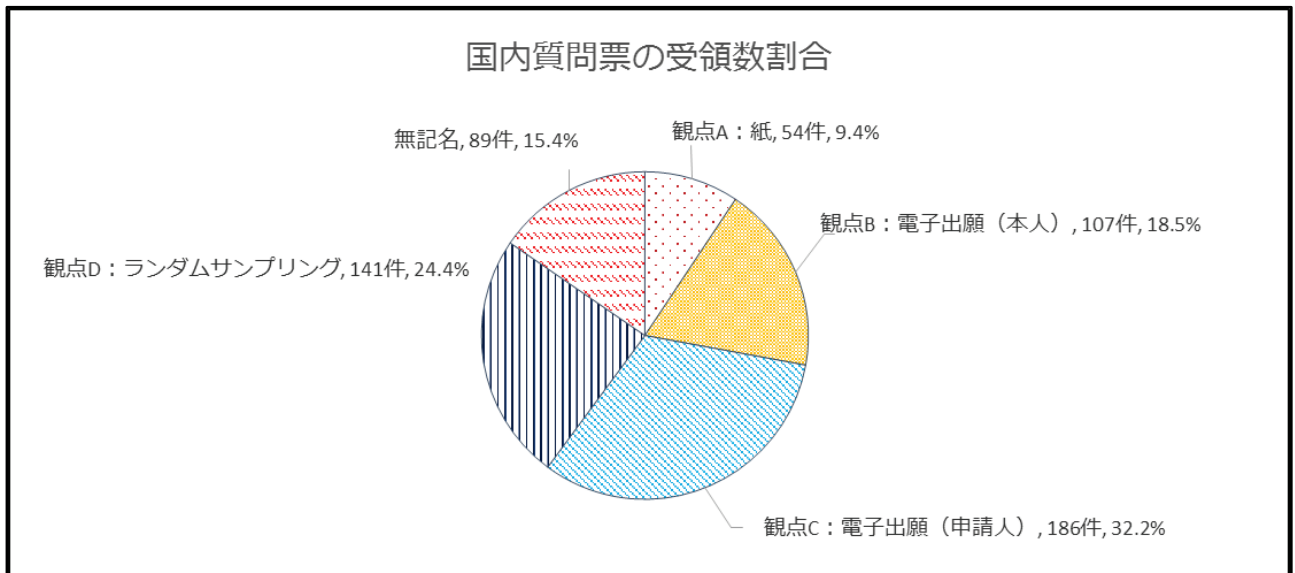
【図表－２Ｂ】国内質問票の回答受領数

n = 577



【図表－２Ｃ】国内質問票の回答受領数割合

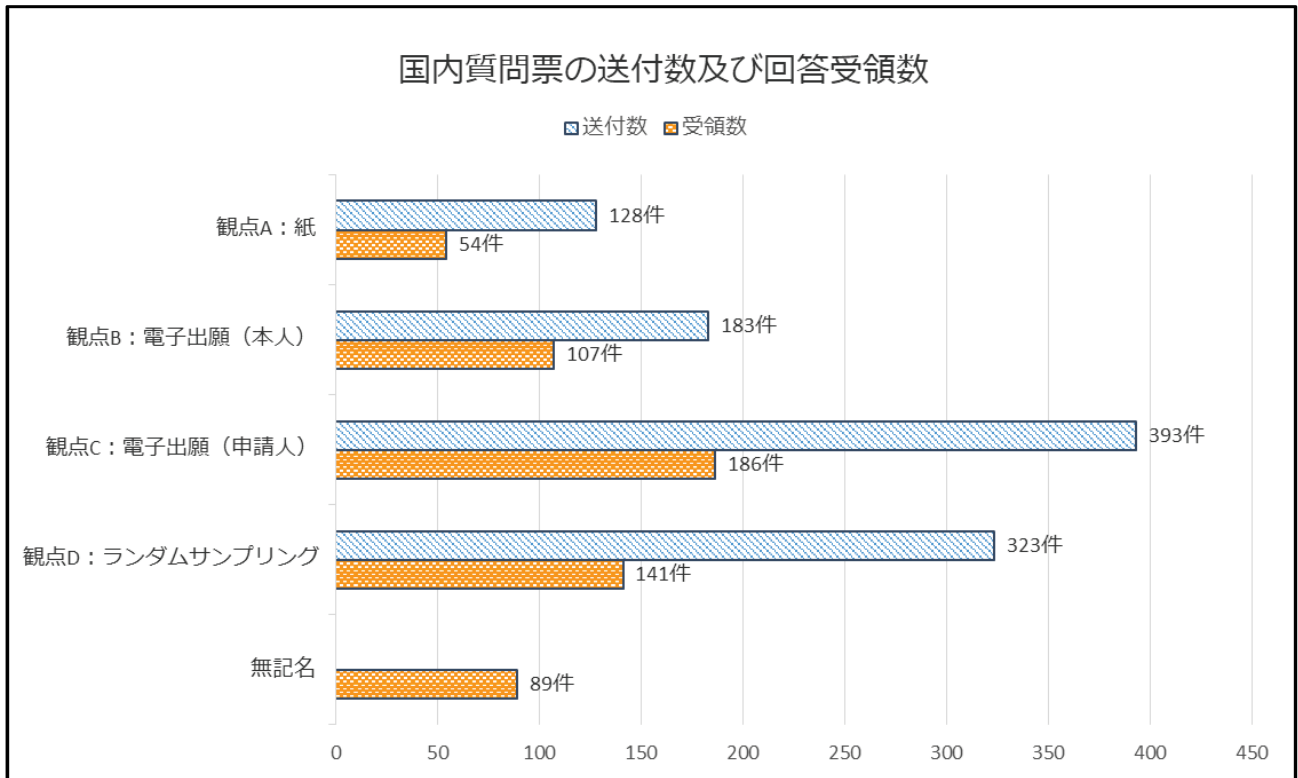
n = 577



【図表－2D】国内質問票の送付数及び回答受領数

N = 1027, n = 577

598



⁵⁹⁸ N は母集団のサイズを表す。

(ii) 回答者基本情報

回答者の基本情報を以下に示す。なお、回答数の多い項目については、マーカーにより強調した（以降において、同じ）⁵⁹⁹。

① 業種・規模

(a) 業種

【図表－3A】回答者の業種

n = 577

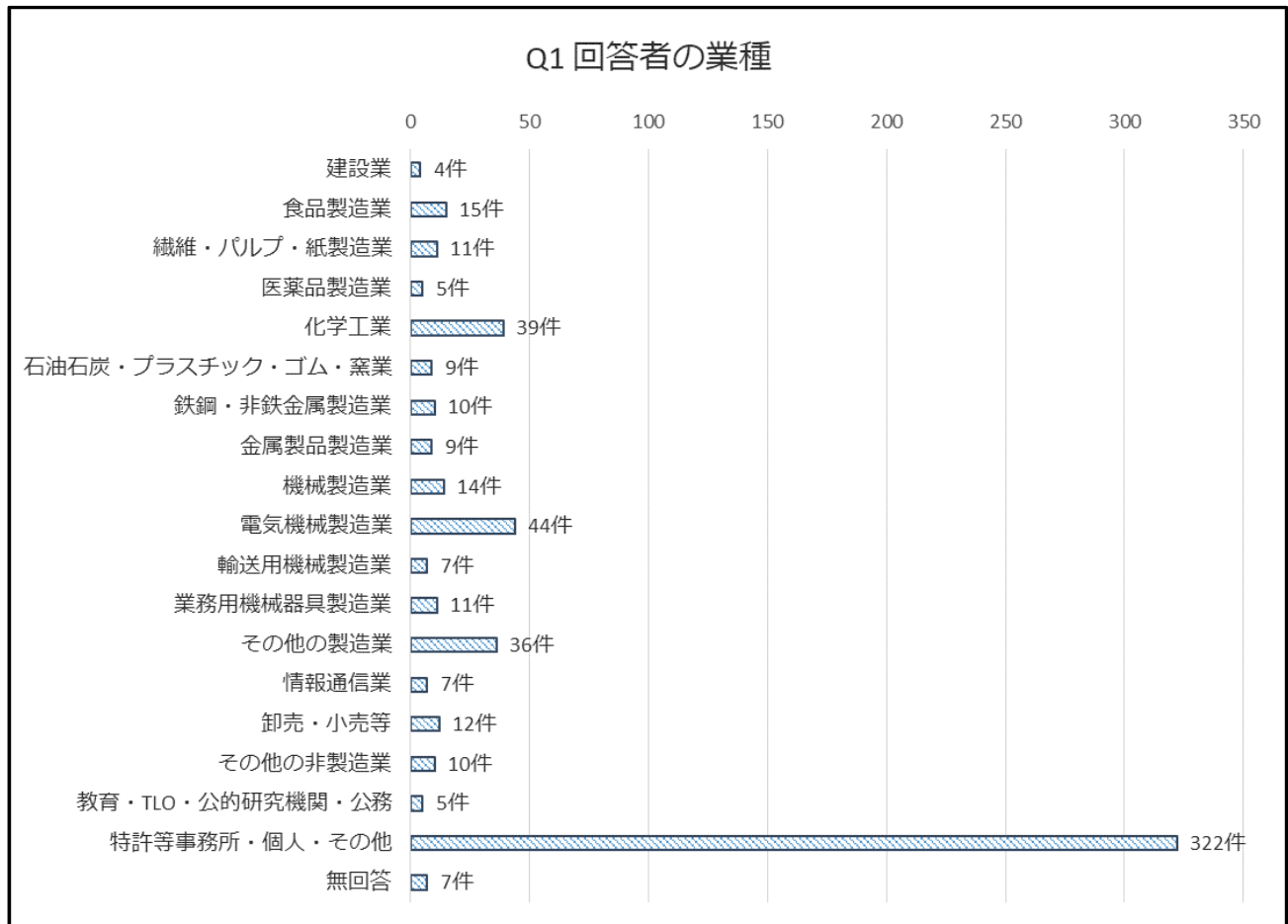
業種	回答数	割合
建設業	4件	0.7%
食品製造業	15件	2.6%
繊維・パルプ・紙製造業	11件	1.9%
医薬品製造業	5件	0.9%
化学工業	39件	6.8%
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	9件	1.6%
鉄鋼・非鉄金属製造業	10件	1.7%
金属製品製造業	9件	1.6%
機械製造業	14件	2.4%
電気機械製造業	44件	7.6%
輸送用機械製造業	7件	1.2%
業務用機械器具製造業	11件	1.9%
その他の製造業	36件	6.2%
情報通信業	7件	1.2%
卸売・小売等	12件	2.1%
その他の非製造業	10件	1.7%
教育・TLO・公的研究機関・公務	5件	0.9%

⁵⁹⁹ 各設問の項目数に応じて回答数の多い項目にマーカーを付与した。項目数が4以下の場合には1か所、5～7の場合には2か所、8～14の場合には3か所、15以上の場合は4か所にマーカーを付した。なお、無回答は、マーカー付与の対象から除いた。

特許等事務所・個人・その他	322 件	55.8%
無回答	7 件	1.2%
(合計)	577 件	100%

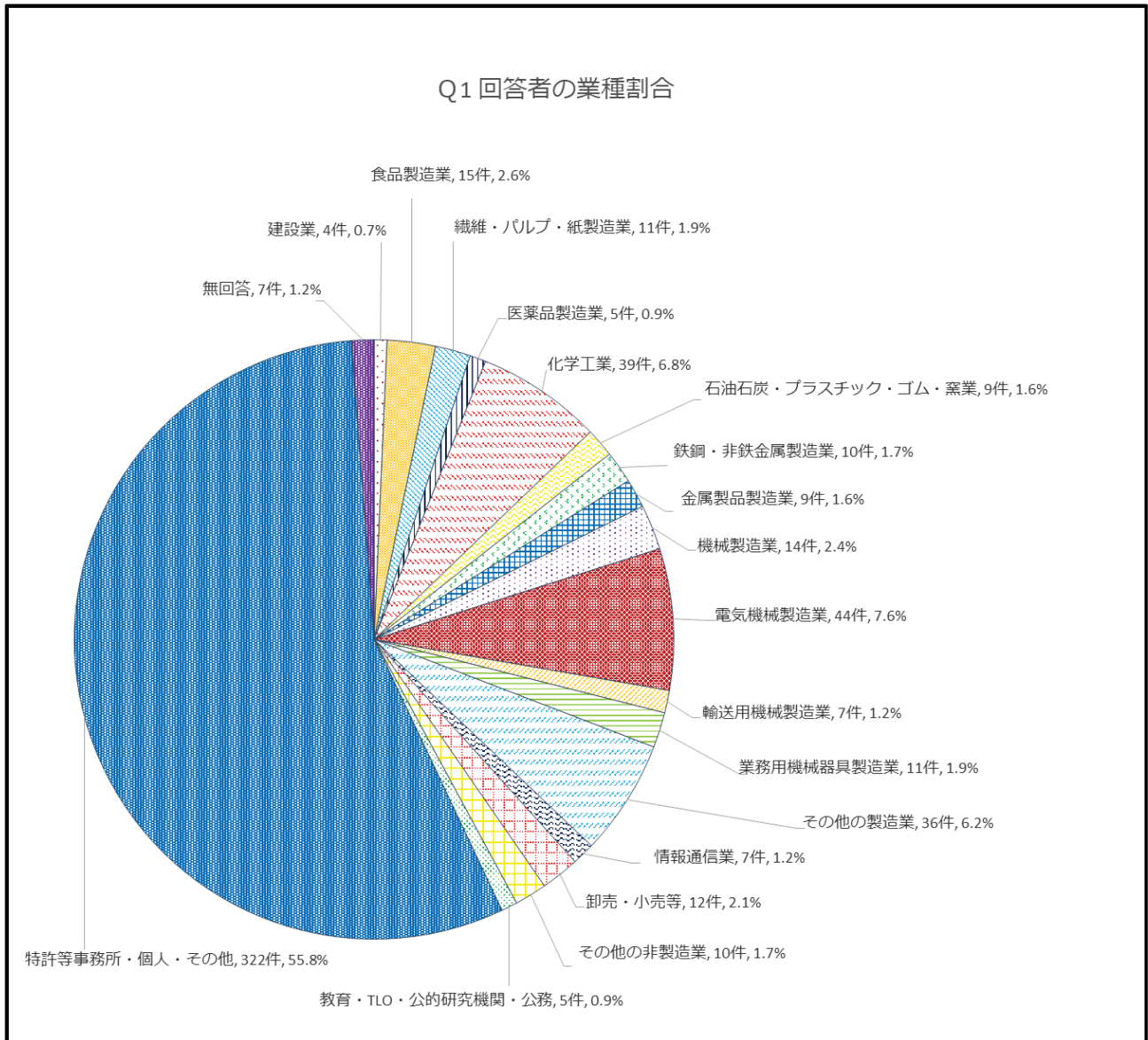
【図表－ 3 B】 回答者の業種

n = 577



【図表－3C】回答者の業種割合

n = 577



(b) 従業員数

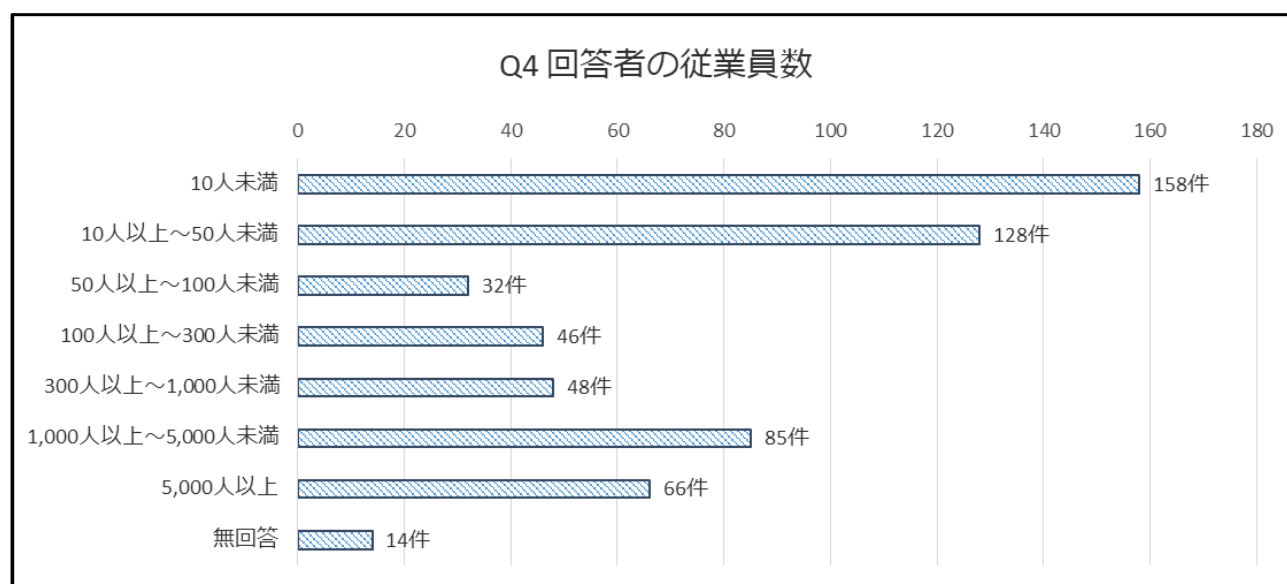
【図表－4 A】回答者の従業員数

n = 577

従業員数	回答数	割合
10人未満	158件	27.4%
10人以上～50人未満	128件	22.2%
50人以上～100人未満	32件	5.5%
100人以上～300人未満	46件	8.0%
300人以上～1,000人未満	48件	8.3%
1,000人以上～5,000人未満	85件	14.7%
5,000人以上	66件	11.4%
無回答	14件	2.4%
(合計)	577件	100%

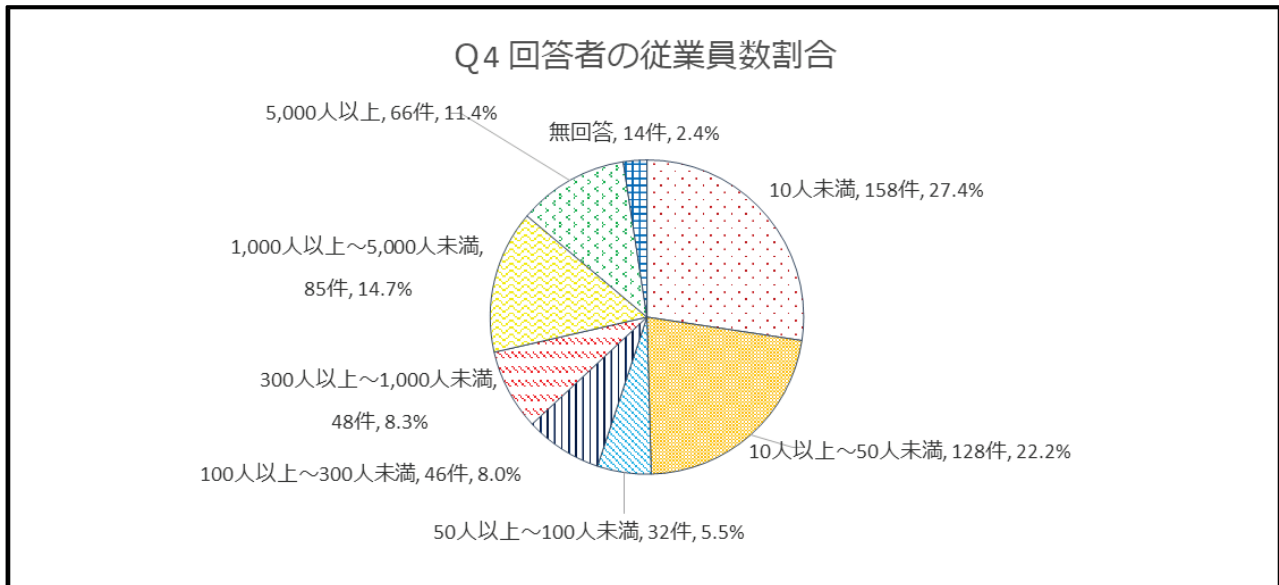
【図表－4 B】回答者の従業員数

n = 577



【図表－４Ｃ】回答者の従業員数割合

n = 577



(c) 業種・規模別の区分

本調査により回答を得た企業及び特許等事務所の規模についての情報を、以下の条件により区分した。当該区分を業種・規模別の特性を分析するため、クロス集計の集計軸の一つとした。

【図表－5】業種・規模別の区分条件

n=559（本区分の対象となる回答の総数）

分類項目	サンプル数	分類条件
大規模の企業	148 者	Q1：業種の項目において①～⑰を、Q4：従業員数の項目において⑥～⑦を選択
中規模の企業	73 者	Q1：業種の項目において①～⑰を、Q4：従業員数の項目において④～⑤を選択
小規模の企業	24 者	Q1：業種の項目において①～⑰を、Q4：従業員数の項目において①～③を選択
大規模の事務所	48 者	Q1：業種の項目において⑱を、Q4：従業員数の項目において③～⑦を選択
中規模の事務所	118 者	Q1：業種の項目において⑱を、Q4：従業員数の項目において②を選択
小規模の事務所	148 者	Q1：業種の項目において⑱を、Q4：従業員数の項目において①を選択

② 法域別の出願件数

(a) 特許（実用新案含む）

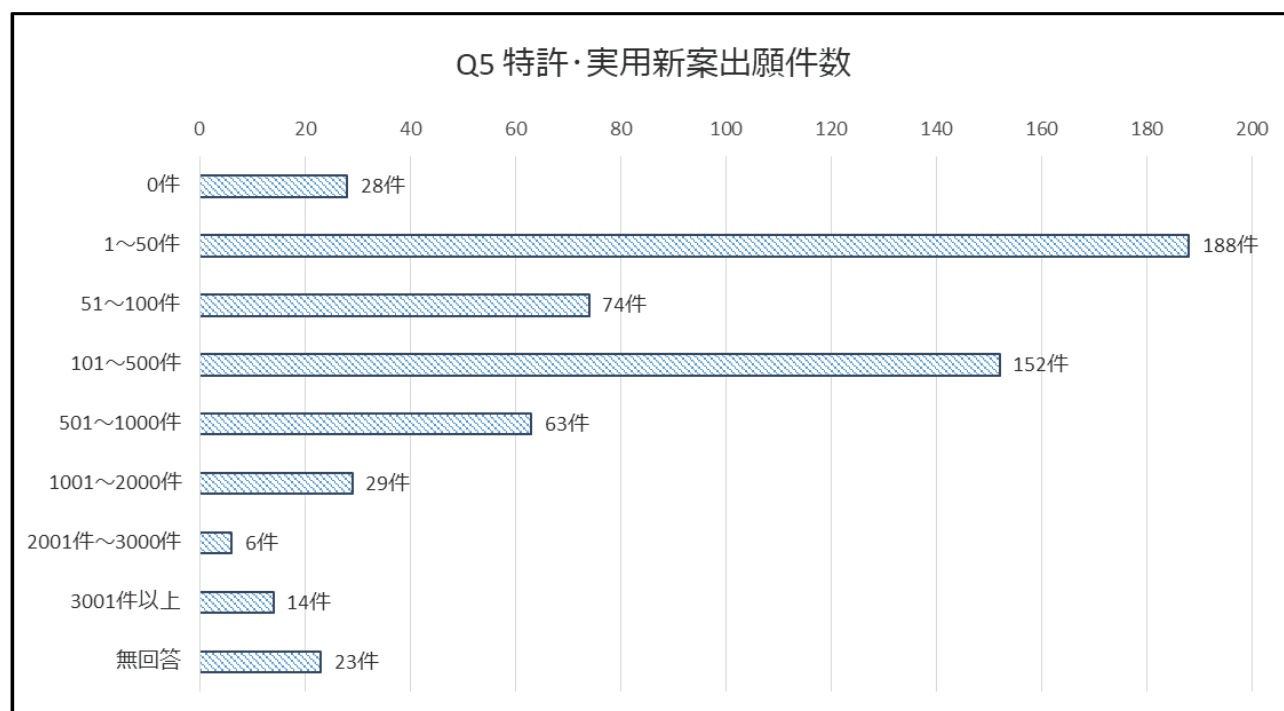
【図表－6 A】法域別の出願件数（特許（実用新案含む））

n = 577

特許（実用新案含む）の出願件数	回答数	割合
0件	28件	4.9%
1～50件	188件	32.6%
51～100件	74件	12.8%
101～500件	152件	26.3%
501～1000件	63件	10.9%
1001～2000件	29件	5.0%
2001件～3000件	6件	1.0%
3001件以上	14件	2.4%
無回答	23件	4.0%
（合計）	577件	100%

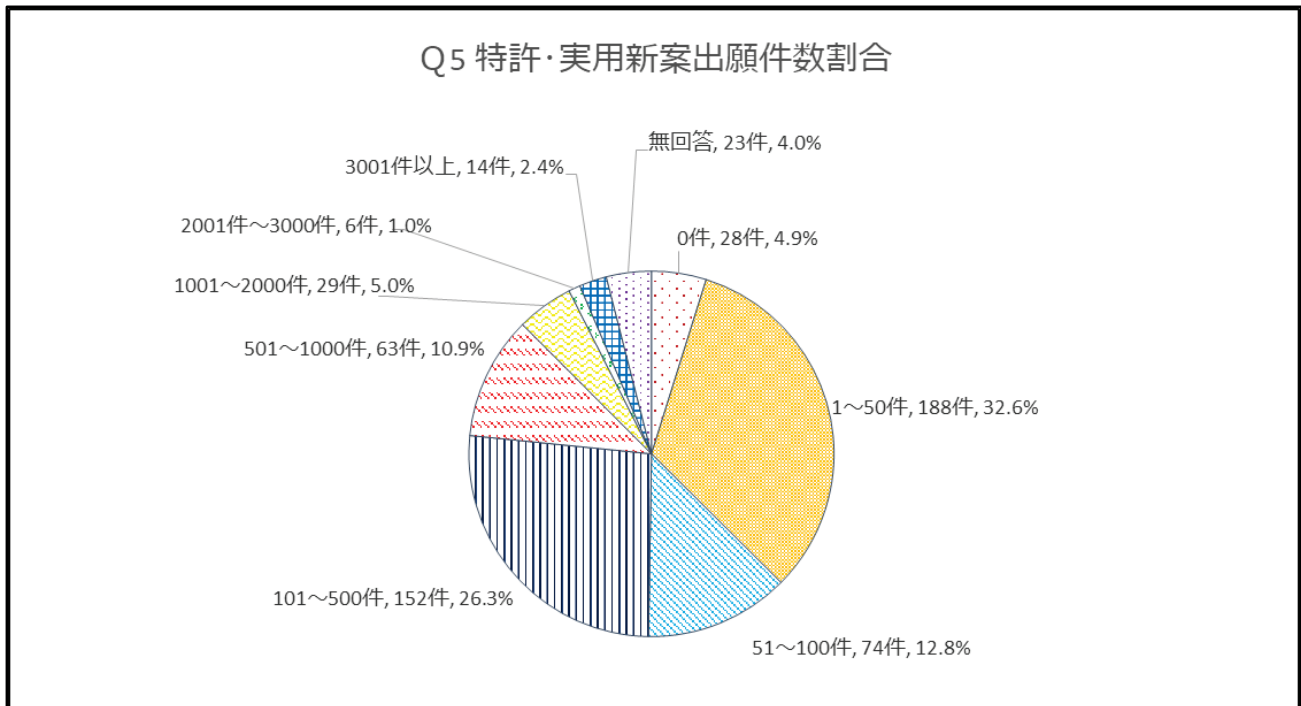
【図表－6 B】法域別の出願件数（特許（実用新案含む））

n = 577



【図表－6 C】法域別の出願件数割合（特許（実用新案含む））

n = 577



(b) 意匠

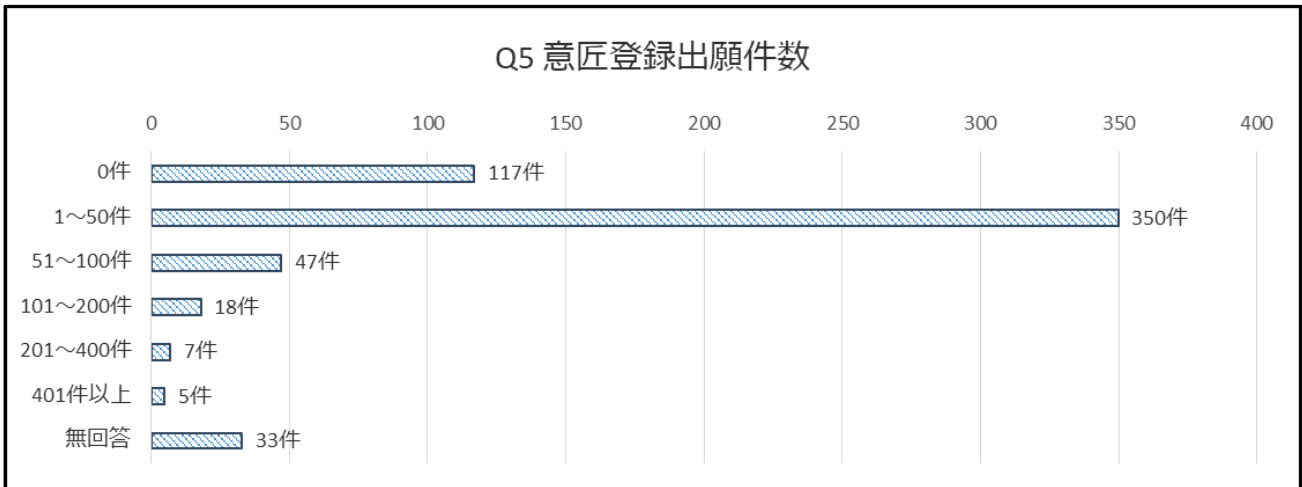
【図表－7 A】法域別の出願件数（意匠）

n = 577

出願件数	回答数	割合
0件	117件	20.3%
1~50件	350件	60.7%
51~100件	47件	8.1%
101~200件	18件	3.1%
201~400件	7件	1.2%
401件以上	5件	0.9%
無回答	33件	5.7%
(合計)	577件	100%

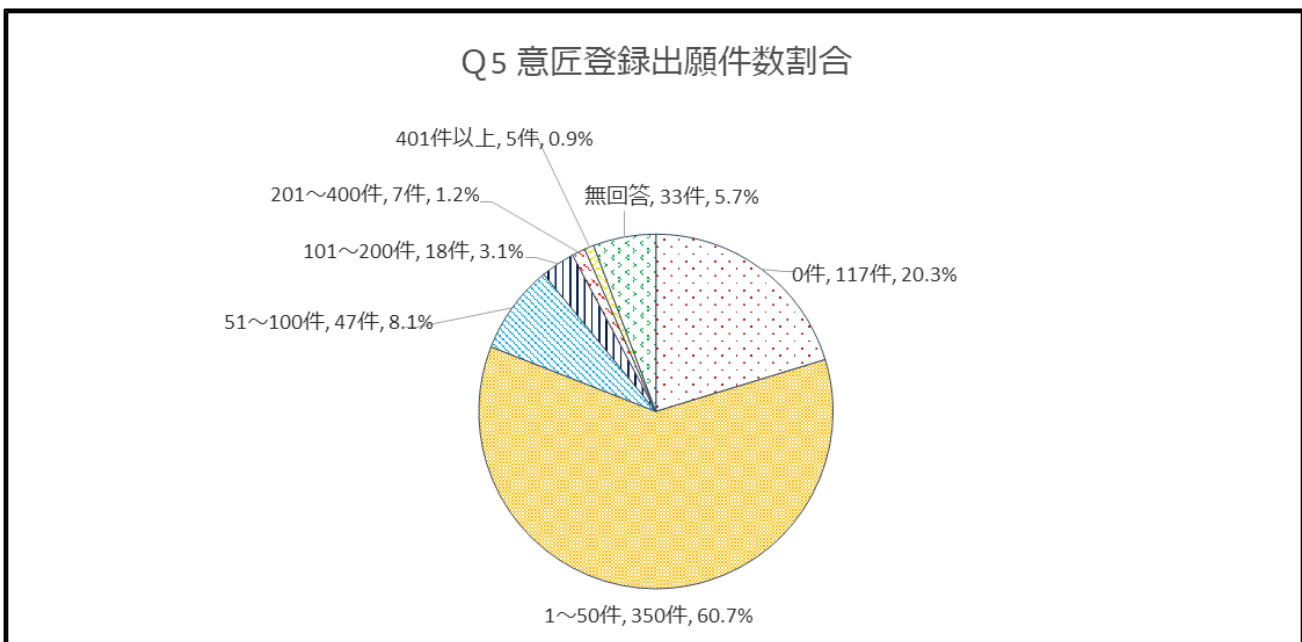
【図表－ 7 B】 法域別の出願件数（意匠）

n = 577



【図表－ 7 C】 法域別の出願件数割合（意匠）

n = 577



(c) 商標

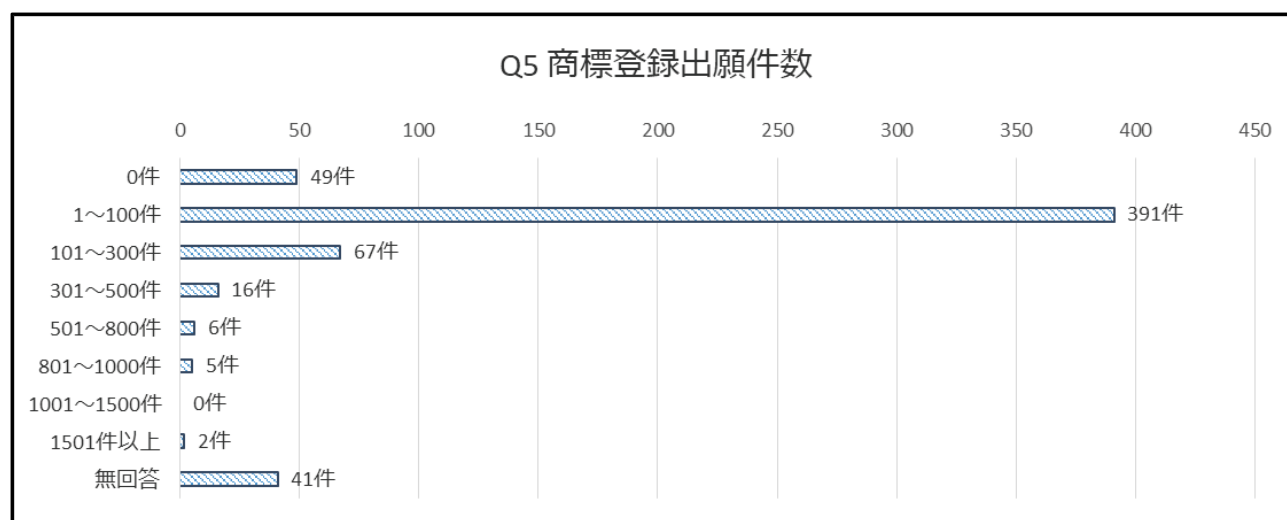
【図表－8 A】法域別の出願件数（商標）

n = 577

出願件数	回答数	割合
0件	49件	8.5%
1～100件	391件	67.8%
101～300件	67件	11.6%
301～500件	16件	2.8%
501～800件	6件	1.0%
801～1000件	5件	0.9%
1001～1500件	0件	0.0%
1501件以上	2件	0.3%
無回答	41件	7.1%
(合計)	577件	100%

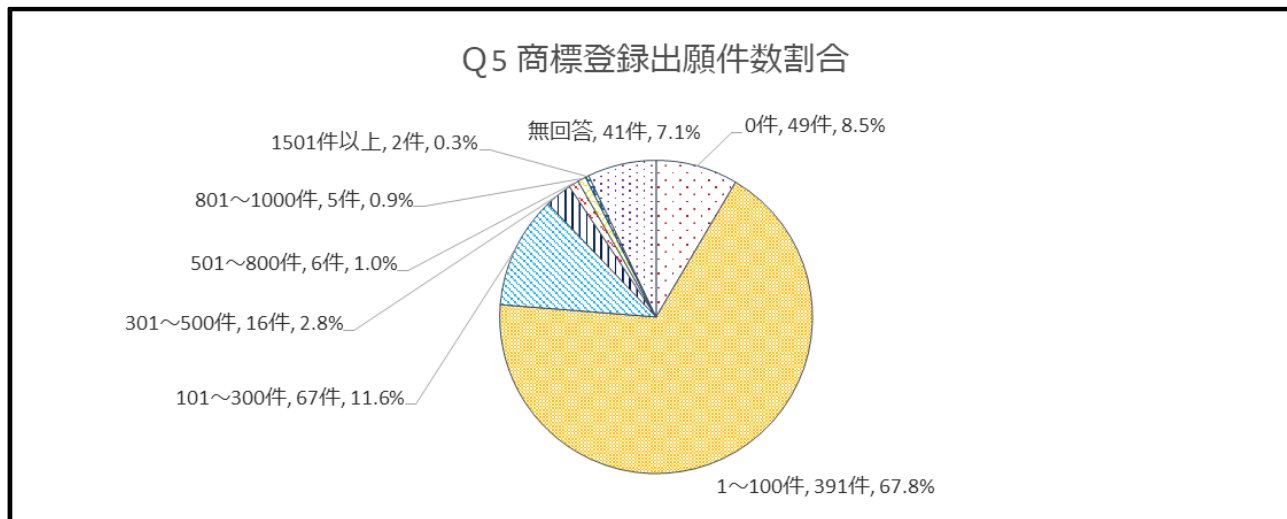
【図表－8 B】法域別の出願件数（商標）

n = 577



【図表－ 8 C】 法域別の出願件数割合（商標）

n = 577



(d) 対象法域別の区分

本調査により回答を得た法域別出願件数についての情報を、以下の条件により区分した。当該区分を対象法域別の特性を分析するため、クロス集計の集計軸の一つとした。

【図表－ 9】 対象法域別の区分条件

n = 437（本区分の対象となる回答の総数）

分類項目	サンプル数	分類条件
特許・実用新案登録出願件数が多い利用者	264 者	Q5：出願件数の特許・実用新案の項目において④以上を選択
意匠登録出願件数が多い利用者	77 者	Q5：出願件数の意匠の項目において③以上を選択
商標登録出願件数が多い利用者	96 者	Q5：出願件数の商標の項目において③以上を選択

③ インターネット出願ソフトの使用経験者数

(a) インターネット出願ソフトの使用経験の有無

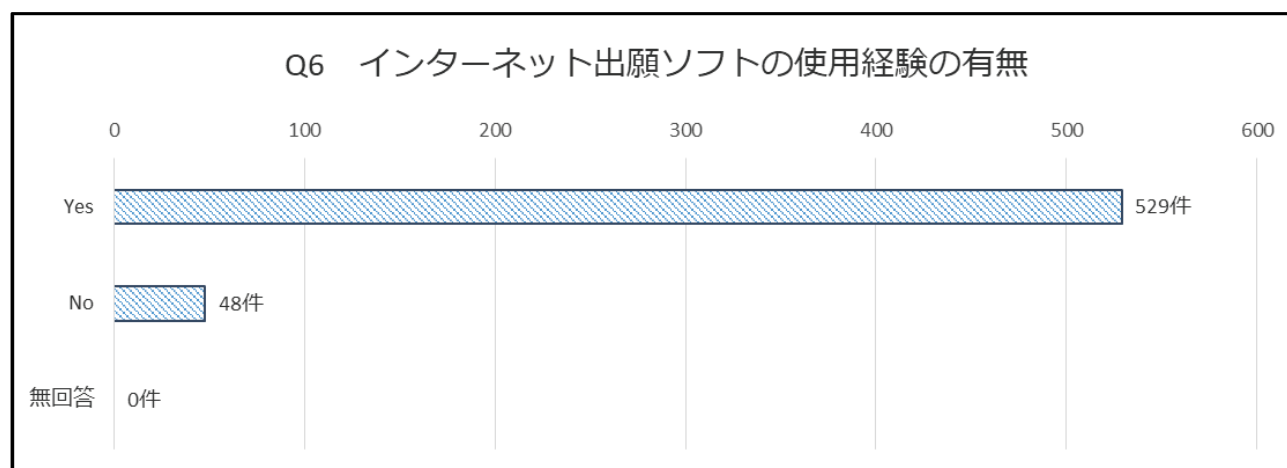
【図表－10A】インターネット出願ソフトの使用経験の有無

n = 577

使用経験	回答数	割合
Yes	529 件	91.7%
No	48 件	8.3%
無回答	0 件	0.0%
(合計)	577 件	100%

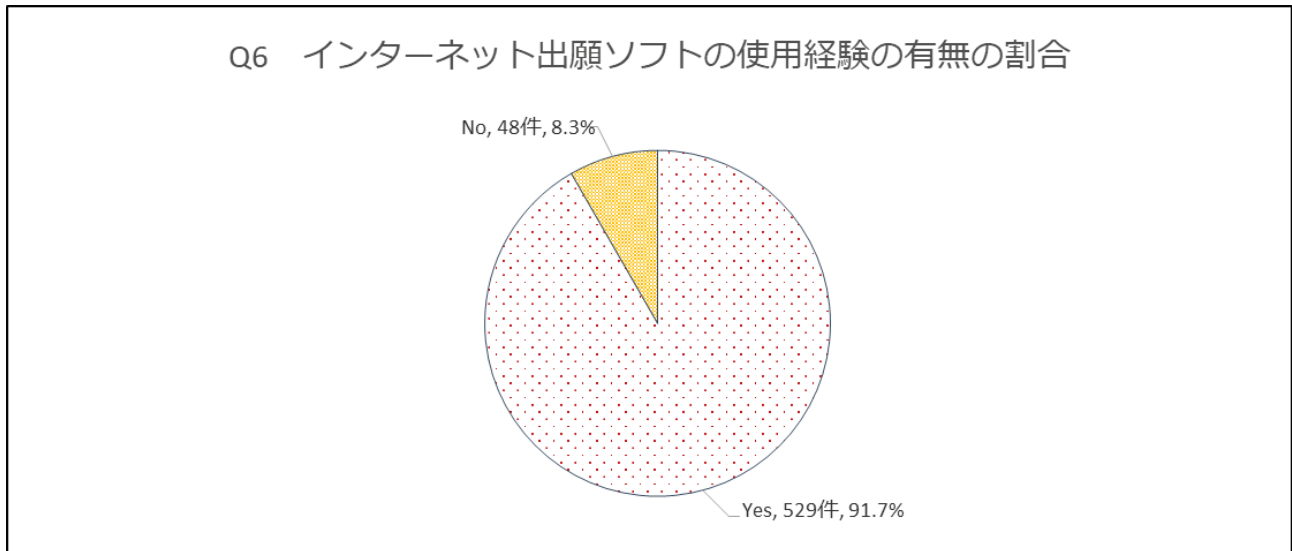
【図表－10B】インターネット出願ソフトの使用経験の有無

n = 577



【図表－10C】 インターネット出願ソフトの使用経験の有無の割合

n = 577



(b) 利用システム別の区分

本調査により回答を得たインターネット出願ソフトの使用経験の有無についての情報を、以下の条件により区分した。当該区分を利用システム別の特性を分析するため、クロス集計の集計軸の一つとした。

【図表－11】 利用システム別の区分条件

n = 577 (本区分の対象となる回答の総数)

分類項目	サンプル数	分類条件
電子出願の利用者	529 者	Q6：出願ソフトの利用経験の項目において YES を選択
紙出願のみの利用者	48 者	Q6：出願ソフトの利用経験の項目において NO を選択

(2) 調査項目別の回答結果

(i) 電子出願システムに関する課題及び改善ニーズ

① 既存の特許庁の電子出願ソフトが有する課題

(a) 現在の出願ソフトの使い勝手

現在の出願ソフトの使い勝手について、「満足：変更の必要なし」が 157 件 (29.7 パーセント)、「満足：変更／追加したい機能がある」が 197 件 (37.2 パーセント) と、全体の 66.9 パーセントが現行の出願ソフトに満足していることが分かった。

一方で、「やや不満」は 120 件 (22.7 パーセント)、「不満」は 32 件 (6 パーセント) であった。

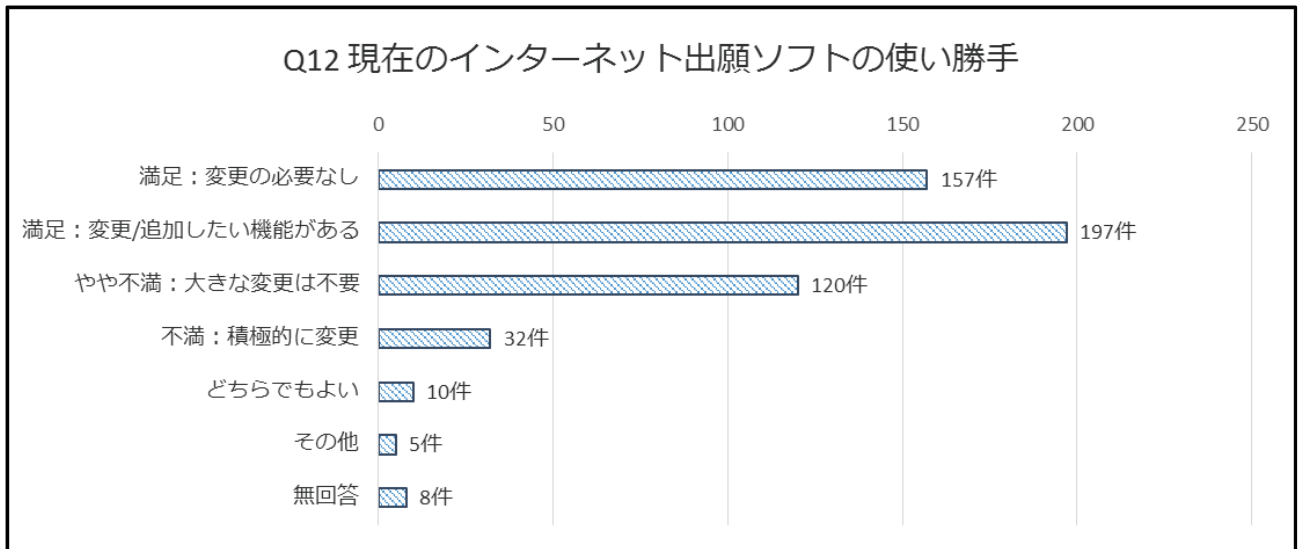
【図表－12A】現在の出願ソフトの使い勝手

n=529 (Q6にて Yes と回答した者)

満足度	回答数	割合
満足：変更の必要なし	157 件	29.7%
満足：変更／追加したい機能がある	197 件	37.2%
やや不満：大きな変更は不要	120 件	22.7%
不満：積極的に変更	32 件	6.0%
どちらでもよい	10 件	1.9%
その他	5 件	0.9%
無回答	8 件	1.5%
(合計)	529 件	100%

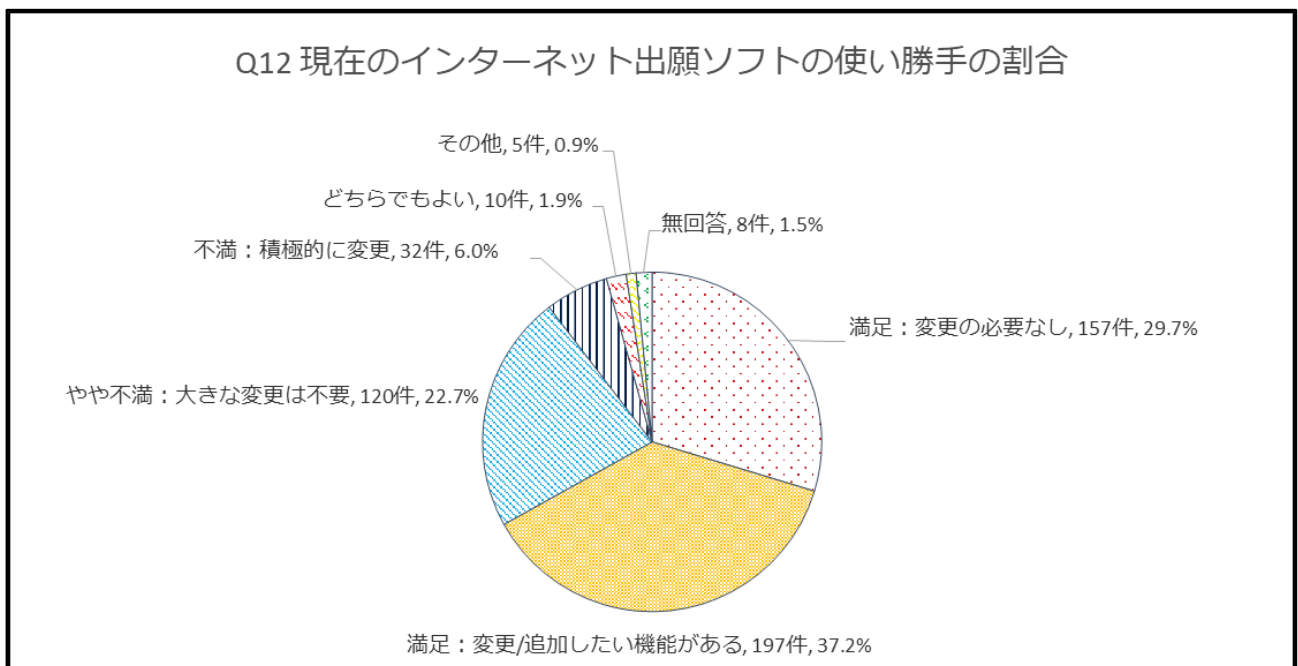
【図表－12B】現在の出願ソフトの使い勝手

n = 529 (Q6にてYesと回答した者)



【図表－12C】現在の出願ソフトの使い勝手の割合

n = 529 (Q6にてYesと回答した者)



1) クロス集計結果（業種・規模別）

業種・規模別によるクロス集計の結果、中規模の企業及び大規模の事務所では、「やや不満」と回答した割合（中規模の企業：28.1パーセント、大規模の事務所：33.3パーセント）が、本問における全ての回答者の割合の平均（22.7パーセント）よりも、高いことが分かった。⁶⁰⁰

【図表－12D】現在の出願ソフトの使い勝手（業種・規模別）

- ・ N=529（Q6にてYesと回答した者）
- ・ n1=144（大規模の企業かつQ6にてYesと回答した者），n2=57（中規模の企業かつQ6にてYesと回答した者），n3=7（小規模の企業かつQ6にてYesと回答した者），n4=48（大規模の事務所かつQ6にてYesと回答した者），n5=117（中規模の事務所かつQ6にてYesと回答した者），n6=147（小規模の事務所かつQ6にてYesと回答した者）

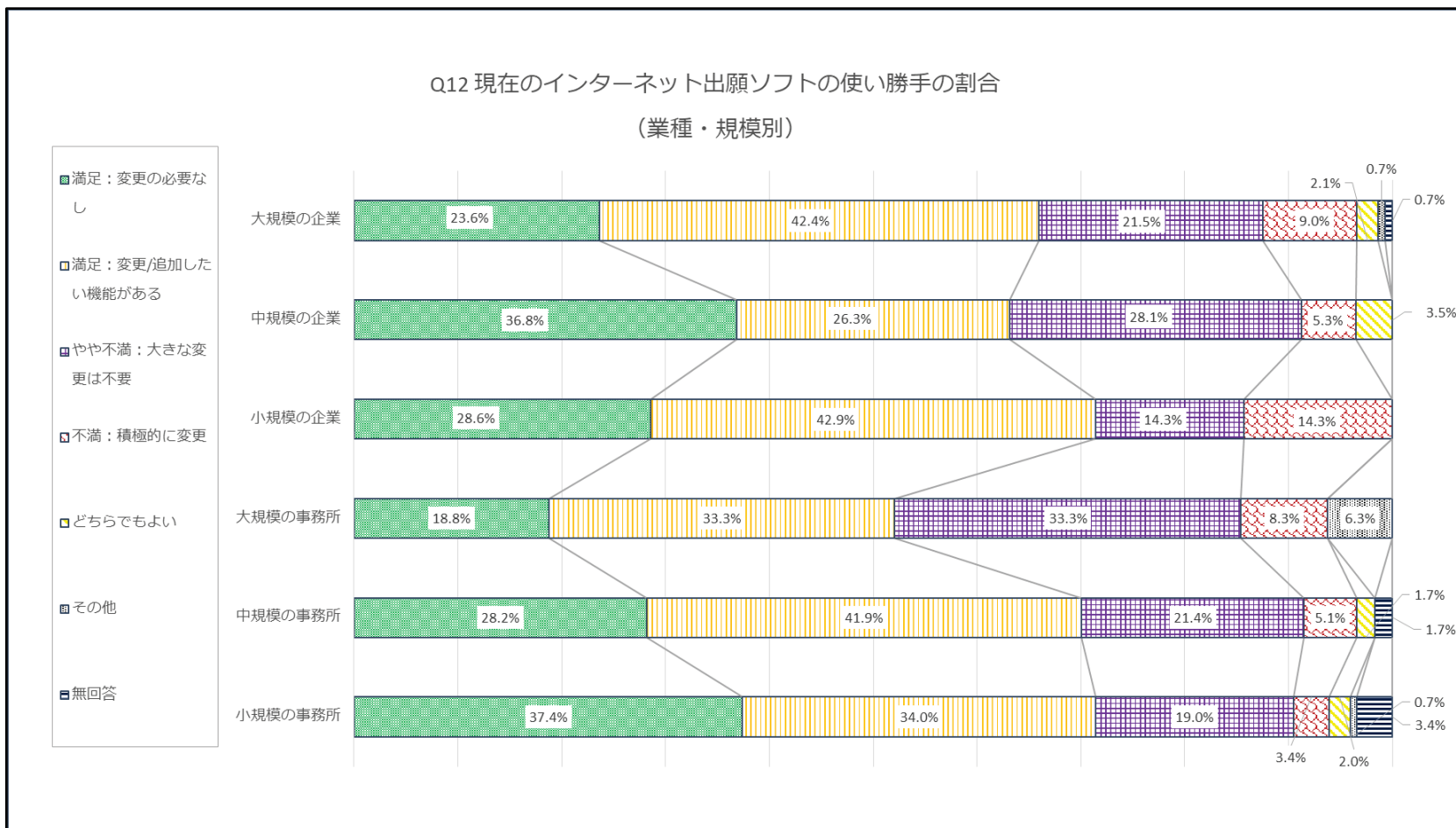
満足度	業種・規模別												本問における全ての回答者	
	企業						事務所							
	大規模		中規模		小規模		大規模		中規模		小規模			
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合		
満足：変更の必要なし	34件	23.6%	21件	36.8%	2件	28.6%	9件	18.8%	33件	28.2%	55件	37.4%	157件	29.7%
満足：変更／追加したい機能がある	61件	42.4%	15件	26.3%	3件	42.9%	16件	33.3%	49件	41.9%	50件	34.0%	197件	37.2%
やや不満：大きな変更は不要	31件	21.5%	16件	28.1%	1件	14.3%	16件	33.3%	25件	21.4%	28件	19.0%	120件	22.7%
不満：積極的に変更	13件	9.0%	3件	5.3%	1件	14.3%	4件	8.3%	6件	5.1%	5件	3.4%	32件	6.0%
どちらでもよい	3件	2.1%	2件	3.5%	0件	0.0%	0件	0.0%	2件	1.7%	3件	2.0%	10件	1.9%
その他	1件	0.7%	0件	0.0%	0件	0.0%	3件	6.3%	0件	0.0%	1件	0.7%	5件	0.9%

⁶⁰⁰ 上位項目について、全体の傾向とクロス集計結果の傾向が異なる場合には、濃いマーカーを付した。

無回答	1 件	0.7%	0 件	0.0%	0 件	0.0%	0 件	0.0%	2 件	1.7%	5 件	3.4%	8 件	1.5%
(合計)	144 件	100%	57 件	100%	7 件	100%	48 件	100%	117 件	100%	147 件	100%	529 件	100%

【図表－12E】現在の出願ソフトの使い勝手の割合（業種・規模別）

・ n1=144（大規模の企業かつ Q6 にて Yes と回答した者）， n2=57（中規模の企業かつ Q6 にて Yes と回答した者），
 n3=7（小規模の企業かつ Q6 にて Yes と回答した者）， n4=48（大規模の事務所かつ Q6 にて Yes と回答した者），
 n5=117（中規模の事務所かつ Q6 にて Yes と回答した者）， n6=147（小規模の事務所かつ Q6 にて Yes と回答した者）



(b) 現在の出願ソフトへの改善要望

現在の出願ソフトへの改善要望としては、「エラーメッセージが分かりにくい」(194件, 53.3パーセント)が最も多く寄せられた。次いで、「紙の書面でのみ手続可能」な手続が存在することへの改善要望(193件, 53.0パーセント)、「電子証明書」について(178件, 48.9パーセント)、特に、「有効期限の管理・更新」(129件, 35.4パーセント)についての要望が多く挙げられた。また、「特許でカラー図面に非対応」(132件, 36.3パーセント)、「PC変更時のセットアップに手間」(124件, 34.1パーセント)についても改善要望として挙げられた。

さらに、コメントでは、エラーメッセージについてエラーの原因が分かりにくいとの意見が一定数存在した。

【図表－13A】現在の出願ソフトへの改善要望

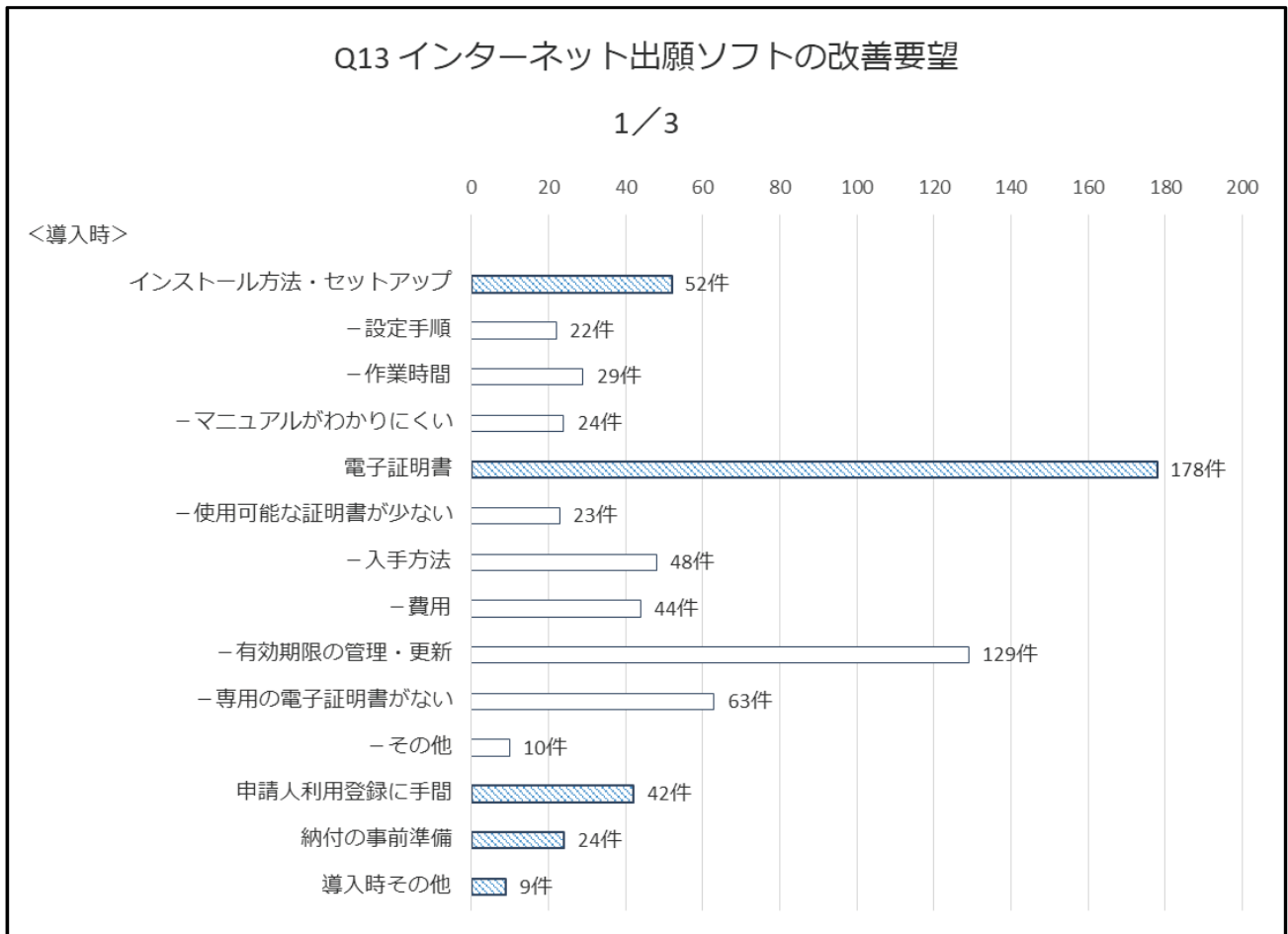
n=364 (Q12にて(1)以外を選択した回答者) *複数回答可

改善要望	回答数	割合
＜導入時＞		
インストール方法・セットアップ	52件	14.3%
－設定手順	22件	6.0%
－作業時間	29件	8.0%
－マニュアルが分かりにくい	24件	6.6%
電子証明書	178件	48.9%
－使用可能な証明書が少ない	23件	6.3%
－入手方法	48件	13.2%
－費用	44件	12.1%
－有効期限の管理・更新	129件	35.4%
－専用の電子証明書がない	63件	17.3%
－その他	10件	2.7%
申請人利用登録に手間	42件	11.5%
納付の事前準備	24件	6.6%
導入時その他	9件	2.5%
＜通常使用时＞		
書面の作成方法	70件	19.2%
－ひな形が少ない	36件	9.9%
－マニュアルが分かりにくい	31件	8.5%
－その他	18件	4.9%

出願ソフトに読み込ませる準備に手間	57件	15.7%
書面等のデータの読み込みに時間	42件	11.5%
異なる書式で表示	89件	24.5%
特許でカラー図面に非対応	132件	36.3%
出願ソフトのチェック項目が不十分	77件	21.2%
－ 予納台帳番号	31件	8.5%
－ 口座振替番号	11件	3.0%
－ 手数料の金額	53件	14.6%
－ その他	19件	5.2%
エラーメッセージがわかりにくい	194件	53.3%
－ エラー箇所	117件	32.1%
－ エラー理由	160件	44.0%
－ その他	8件	2.2%
送信時の操作方法がわかりにくい	5件	1.4%
対応するファイル形式の種類が少ない	57件	15.7%
オンライン発送に時間・期間制限	66件	18.1%
受信時に書類を手動設定	10件	2.7%
オンライン請求・閲覧の操作に手間	35件	9.6%
受信時の保存先が固定	26件	7.1%
紙の書面でのみ手続可能	193件	53.0%
権利変動をリアルタイムで確認できない	108件	29.7%
クレジットカード支払不可	25件	6.9%
表示画面のカスタマイズ不可	29件	8.0%
通常使用時その他	88件	24.2%
<メンテナンス、その他>		
PC変更時のセットアップに手間	124件	34.1%
アップデート方法が複雑	16件	4.4%
アップデートの頻度が多すぎる	61件	16.8%
アップデートの頻度が少なすぎる	0件	0.0%
サポートサイトがわかりにくい	42件	11.5%
マニュアルがわかりにくい	45件	12.4%
メンテナンスその他	23件	6.3%
<全体、その他>		
全体その他	55件	15.1%
無回答	8件	2.2%
(合計)	1982件	544.5%

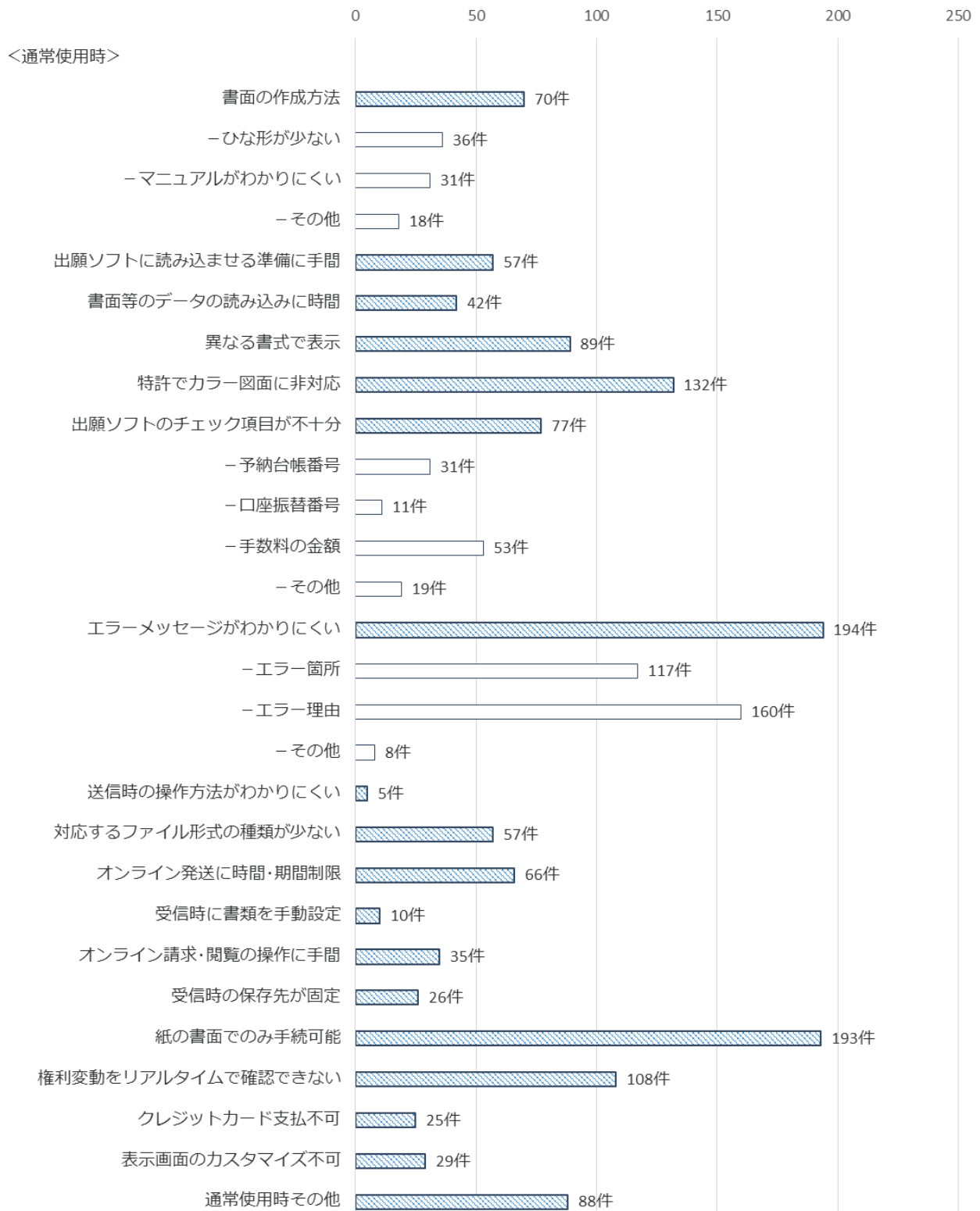
【図表－13B】 現在の出願ソフトへの改善要望

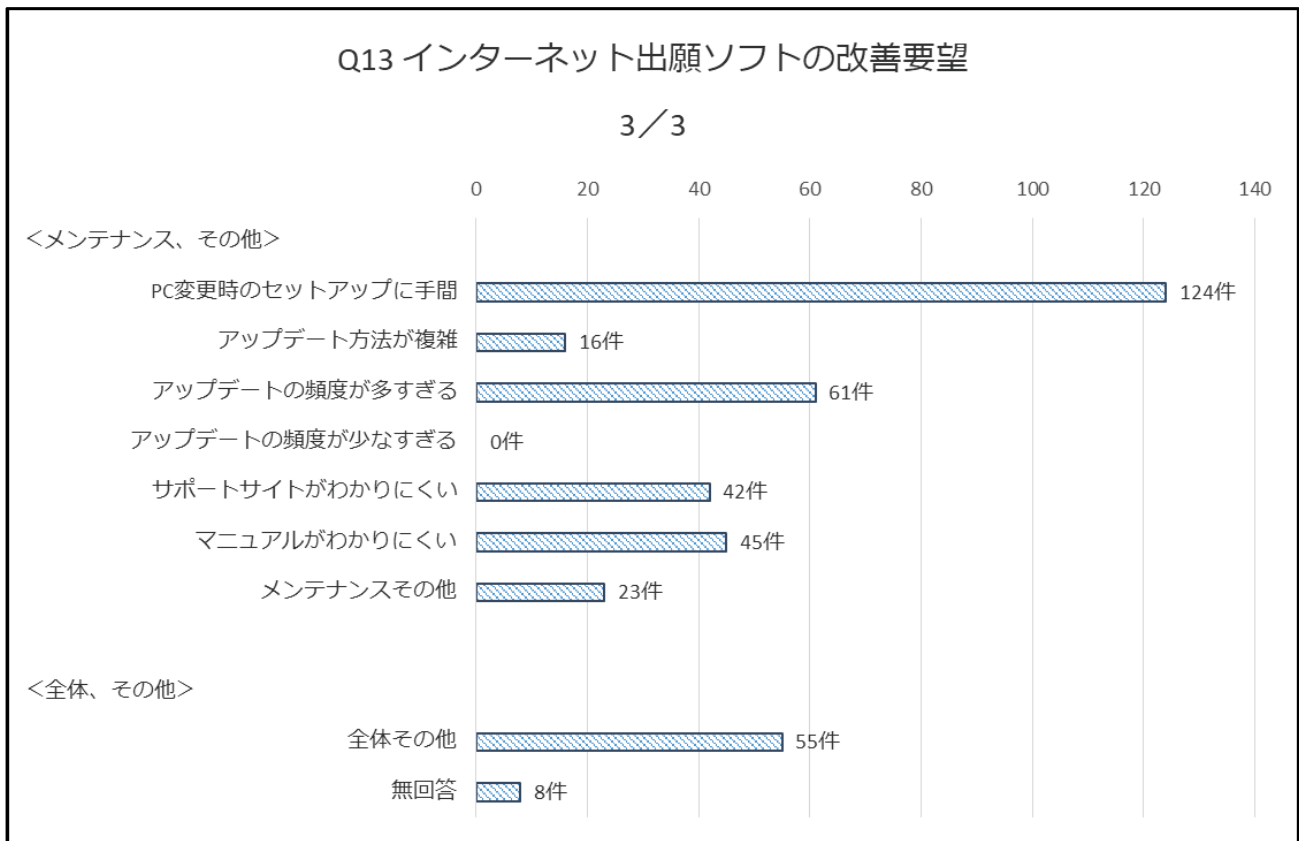
n=364 (Q12にて(1)以外を選択した回答者) *複数回答可



Q13 インターネット出願ソフトの改善要望

2/3





(c) 現在の出願ソフトで最も改善して欲しいもの及び変更要望

現在の出願ソフトの最も改善して欲しい内容について、「紙の書面でのみ手続可能」な手続が存在すること（49件，13.5パーセント）が最も多く挙げられ、次いで、「エラーメッセージが分かりにくい」こと（47件，12.9パーセント）等が挙げられた。

【図表－14A】現在の出願ソフトの最も改善して欲しい機能等

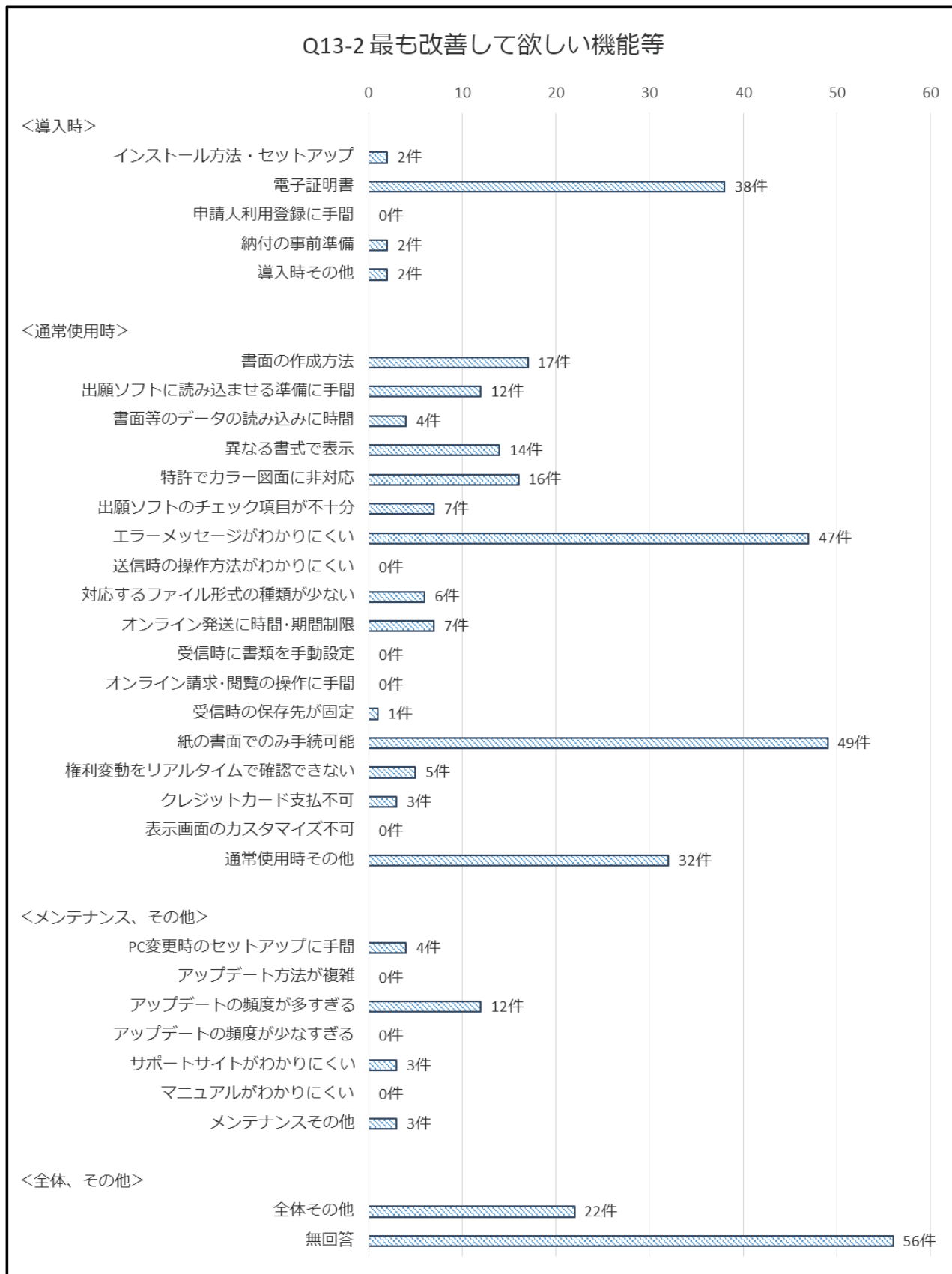
n=364（Q12にて（1）以外を選択した回答者）*複数回答可

改善要望	回答数	割合
＜導入時＞		
インストール方法・セットアップ	2件	0.5%
電子証明書	38件	10.4%
申請人利用登録に手間	0件	0.0%
納付の事前準備	2件	0.5%
導入時その他	2件	0.5%
＜通常使用时＞		
書面の作成方法	17件	4.7%
出願ソフトに読み込ませる準備に手間	12件	3.3%

書面等のデータの読み込みに時間	4件	1.1%
異なる書式で表示	14件	3.8%
特許でカラー図面に非対応	16件	4.4%
出願ソフトのチェック項目が不十分	7件	1.9%
エラーメッセージがわかりにくい	47件	12.9%
送信時の操作方法がわかりにくい	0件	0.0%
対応するファイル形式の種類が少ない	6件	1.6%
オンライン発送に時間・期間制限	7件	1.9%
受信時に書類を手動設定	0件	0.0%
オンライン請求・閲覧の操作に手間	0件	0.0%
受信時の保存先が固定	1件	0.3%
紙の書面でのみ手続可能	49件	13.5%
権利変動をリアルタイムで確認できない	5件	1.4%
クレジットカード支払不可	3件	0.8%
表示画面のカスタマイズ不可	0件	0.0%
通常使用時その他	32件	8.8%
<メンテナンス、その他>		
PC変更時のセットアップに手間	4件	1.1%
アップデート方法が複雑	0件	0.0%
アップデートの頻度が多すぎる	12件	3.3%
アップデートの頻度が少なすぎる	0件	0.0%
サポートサイトがわかりにくい	3件	0.8%
マニュアルがわかりにくい	0件	0.0%
メンテナンスその他	3件	0.8%
<全体、その他>		
全体その他	22件	6.0%
無回答	56件	15.4%
(合計)	364件	100%

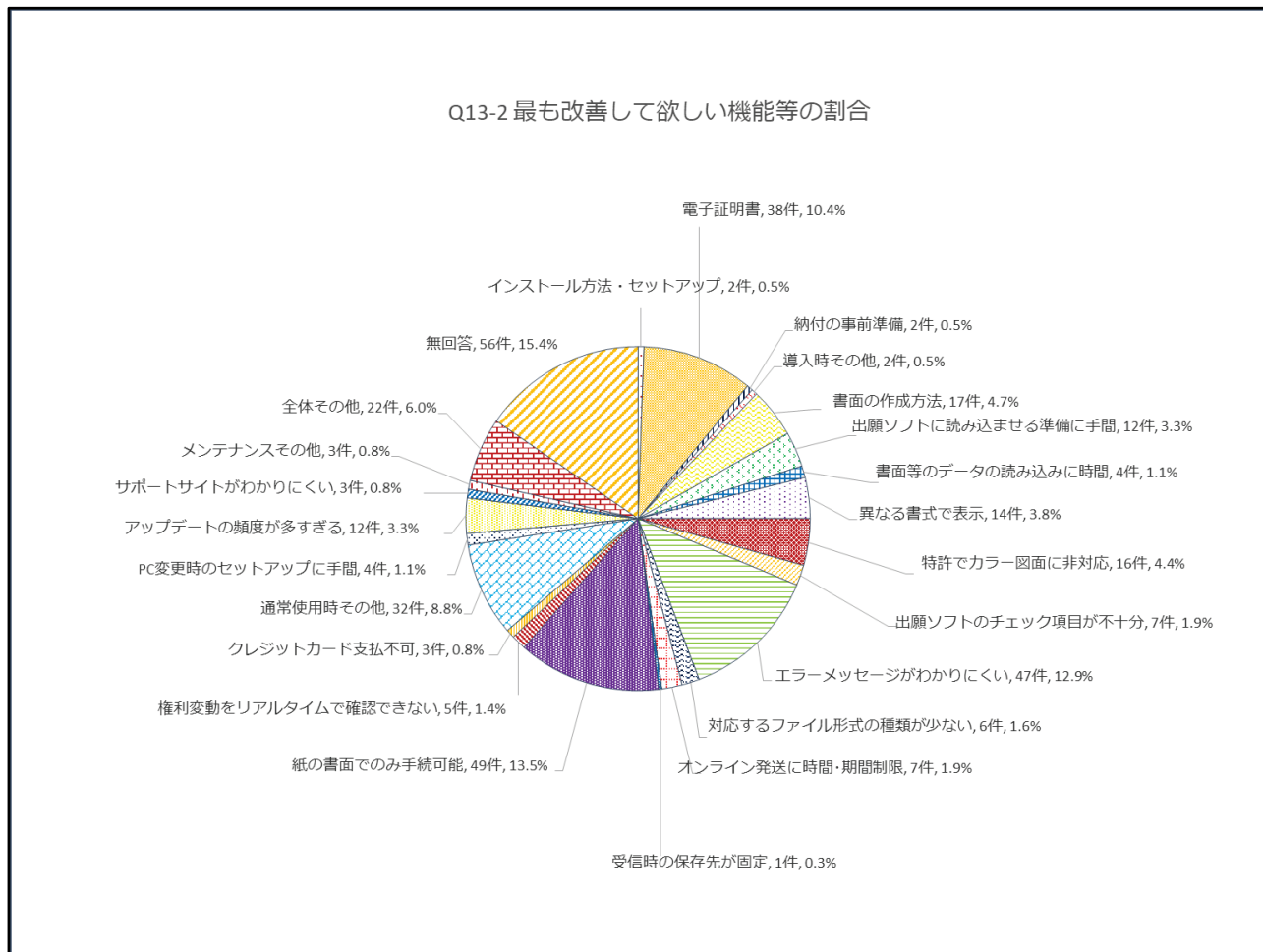
【図表－14B】現在の出願ソフトの最も改善して欲しい機能等

n=364 (Q12にて(1)以外を選択した回答者) *複数回答可



【図表－14C】現在の出願ソフトの最も改善して欲しい機能等の割合

n=364 (Q12にて(1)以外を選択した回答者)



(d) その他、出願ソフトの使い勝手についてのご意見

その他の意見として、例えば、Excel から import・export できるようにして欲しい、xml からテキスト変換するファイル形式の追加、スキャンした PDF を添付資料として使いたい等、ファイル形式についての要望がコメントとして寄せられた。

② 特許庁の電子出願ソフトが備えるべき機能、ユーザー利便性が向上する機能

(a) 現在の電子出願ソフトに追加したい機能等

現在の電子出願ソフトに追加したい機能等として、「対応可能な手続の追加」(362件, 62.7パーセント)が最も多く挙げられ、そのうち、「移転登録申請」(274件, 47.5パーセント)、「委任状の提出」(254件, 44.0パーセント)の要望が多く存在した。また、「エラーメッセージを分かりやすく」する(280件, 48.5パーセント)、「手数料の自動入力機能」(271件, 47.0パーセント)の追加についても多くの要望が寄せられた。

【図表－15A】現在の電子出願ソフトに追加したい機能等

n=577 *複数回答可

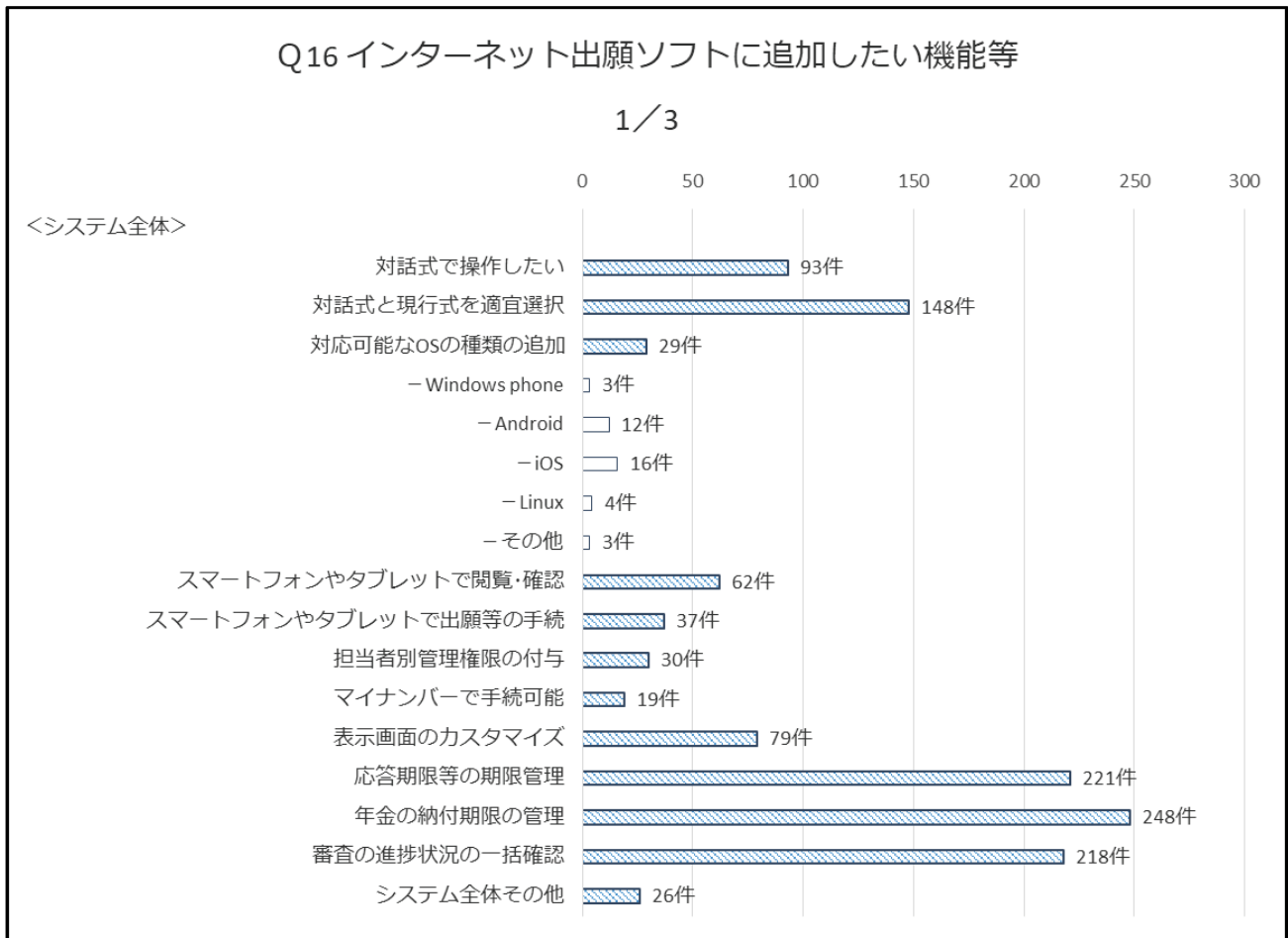
追加したい機能等	回答数	割合
<システム全体>		
対話式で操作したい	93件	16.1%
対話式と現行式を適宜選択	148件	25.6%
対応可能なOSの種類を追加	29件	5.0%
－Windows phone	3件	0.5%
－Android	12件	2.1%
－iOS	16件	2.8%
－Linux	4件	0.7%
－その他	3件	0.5%
スマートフォンやタブレットで閲覧・確認	62件	10.7%
スマートフォンやタブレットで出願等の手続	37件	6.4%
担当者別管理権限の付与	30件	5.2%
マイナンバーで手続可能	19件	3.3%
表示画面のカスタマイズ	79件	13.7%
応答期限等の期限管理	221件	38.3%
年金の納付期限の管理	248件	43.0%
審査の進捗状況の一括確認	218件	37.8%
システム全体その他	26件	4.5%
<出願ソフトの操作、機能>		
・書面の作成時に		
入力フォームに直接入力	146件	25.3%
過去に入力した情報の自動入力	170件	29.5%
特許庁DBと連動した自動入力	220件	38.1%

書面の作戦支援機能のさらなる充実	153 件	26.5%
－書面作成支援機能:音声案内	9 件	1.6%
－書面作成支援機能:解説動画	14 件	2.4%
－書面作成支援機能:願書作成ソフトと連動	50 件	8.7%
－書面作成支援機能:誤り指摘	111 件	19.2%
－書面作成支援機能:その他	12 件	2.1%
・手数料の納付、その他		
エラーメッセージを分かりやすく	280 件	48.5%
－エラー箇所	146 件	25.3%
－エラー理由	178 件	30.8%
－一括で表示	54 件	9.4%
－その他	17 件	2.9%
・書式チェック時に		
手数料の自動入力	271 件	47.0%
クレジット払い	55 件	9.5%
－クレジット払い希望:出願手数料	43 件	7.5%
－クレジット払い希望:出願審査請求料	39 件	6.8%
－クレジット払い希望:特許料/登録料	42 件	7.3%
－クレジット払い希望:年金	35 件	6.1%
－クレジット払い希望:商標権存続期間更新登録料	39 件	6.8%
－クレジット払い希望:オンライン請求	34 件	5.9%
－クレジット払い希望:その他	7 件	1.2%
受信可能となった通知	173 件	30.0%
手数料の納付その他	19 件	3.3%
< 手続等 >		
対応可能な手続の追加	362 件	62.7%
－意匠の国際出願 (ハーグ)	84 件	14.6%
－商標の国際出願 (マドプロ)	135 件	23.4%
－PCT の英語による中間書類の提出	69 件	12.0%
－異議申立て	216 件	37.4%
－無効審判	193 件	33.4%
－委任状の提出	254 件	44.0%
－移転登録申請	274 件	47.5%
－その他	45 件	7.8%
登録番号・登録日をオンライン通知	201 件	34.8%

権利変動のリアルタイム確認	225 件	39.0%
音商標の音声ファイル	103 件	17.9%
手続等その他	20 件	3.5%
無回答	35 件	6.1%
(合計)	3643 件	631.4%

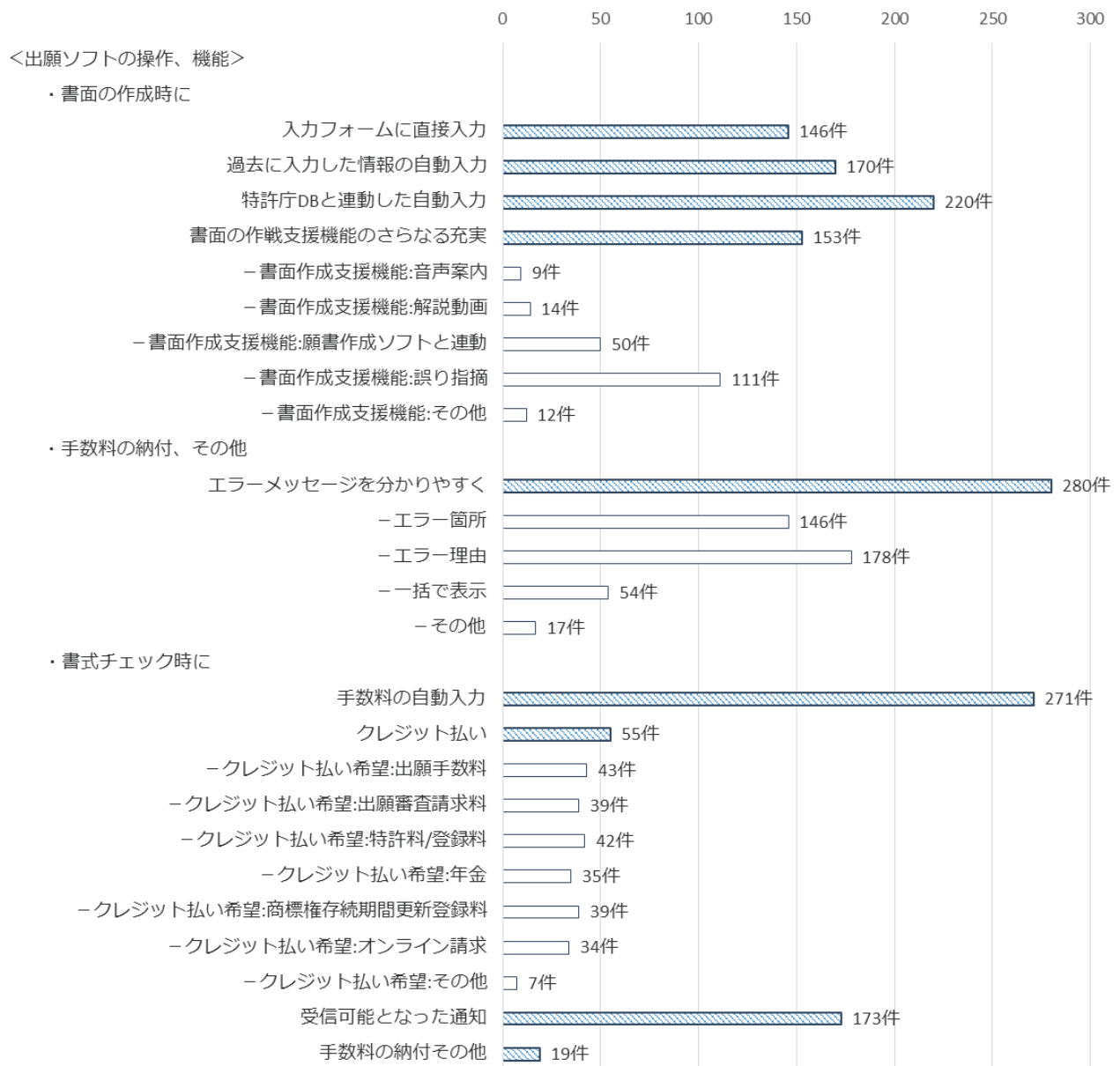
【図表－15B】現在の電子出願ソフトに追加したい機能等

n = 577 *複数回答可



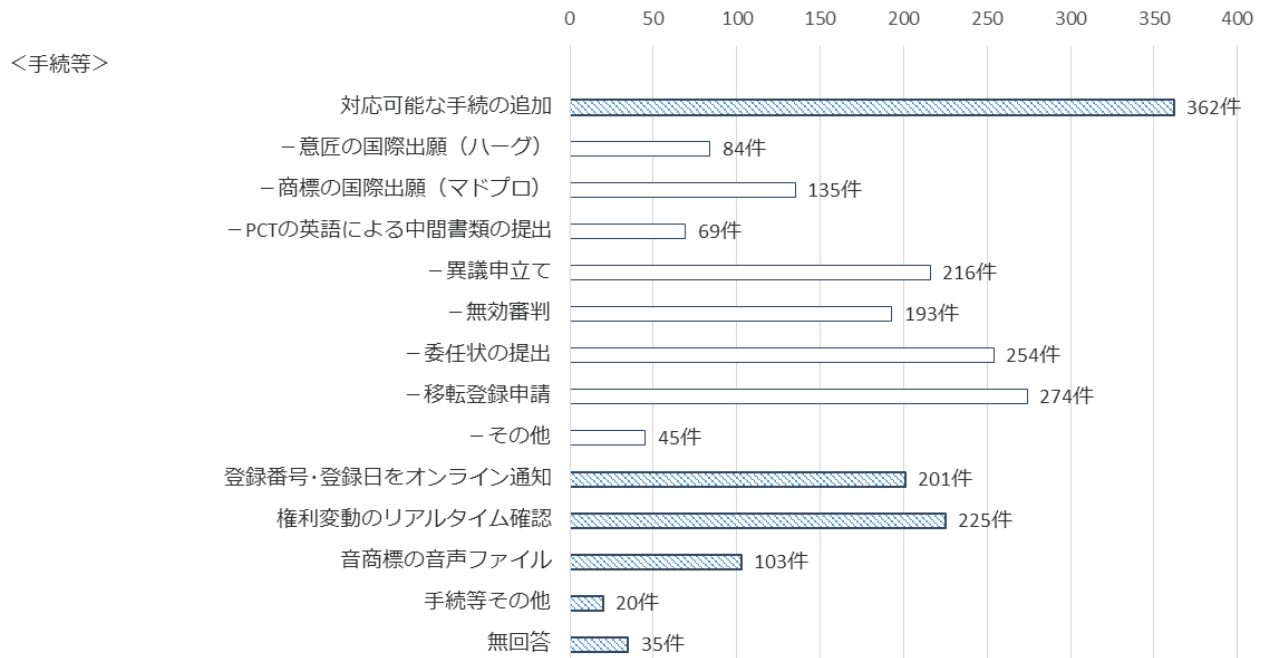
Q16 インターネット出願ソフトに追加したい機能等

2/3



Q16 インターネット出願ソフトに追加したい機能等

3/3



1) クロス集計結果（業種・規模別）

業種・規模別によるクロス集計の結果、中規模の企業及び小規模の事務所では、「応答期限等の期限管理」と回答した割合（中規模の企業：42.5パーセント、小規模の事務所：45.9パーセント）が、本問における全ての回答者の割合の平均（38.3パーセント）よりも、高いことが分かった。

また、大規模の事務所及び中規模の事務所では、「特許庁DBと連動した自動入力」と回答した割合（大規模の企業：50.0パーセント、中規模の事務所：47.5パーセント）は、本問における全ての回答者の割合の平均（38.1パーセント）よりも、高い結果となった。

【図表－15C】現在の電子出願ソフトに追加したい機能等（業種・規模別）

- ・ N=577（本問における全ての回答者）*複数回答可
- ・ n1=148（大規模の企業）， n2=73（中規模の企業）， n3=24（小規模の企業）， n4=48（大規模の事務所）， n5=118（中規模の事務所）， n6=148（小規模の事務所）

追加したい機能等	業種・規模別												本問における全ての回答者	
	企業						事務所							
	大規模		中規模		小規模		大規模		中規模		小規模		回答数	割合
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合		
<システム全体>														
対話式で操作したい	24件	16.2%	20件	27.4%	5件	20.8%	4件	8.3%	11件	9.3%	23件	15.5%	93件	16.1%
対話式と現行式を適宜選択	44件	29.7%	24件	32.9%	4件	16.7%	10件	20.8%	30件	25.4%	32件	21.6%	148件	25.6%
対応可能なOSの種類を追加	7件	4.7%	4件	5.5%	1件	4.2%	2件	4.2%	8件	6.8%	5件	3.4%	29件	5.0%

－Windows phone	1 件	0.7%	0 件	0.0%	0 件	0.0%	0 件	0.0%	0 件	0.0%	0 件	0.0%	3 件	0.5%
－Android	4 件	2.7%	1 件	1.4%	1 件	4.2%	0 件	0.0%	2 件	1.7%	3 件	2.0%	12 件	2.1%
－iOS	5 件	3.4%	1 件	1.4%	1 件	4.2%	2 件	4.2%	4 件	3.4%	3 件	2.0%	16 件	2.8%
－Linux	1 件	0.7%	0 件	0.0%	0 件	0.0%	0 件	0.0%	2 件	1.7%	1 件	0.7%	4 件	0.7%
－その他	1 件	0.7%	0 件	0.0%	0 件	0.0%	1 件	2.1%	0 件	0.0%	1 件	0.7%	3 件	0.5%
スマートフォンやタブレットで閲覧・確認	17 件	11.5%	10 件	13.7%	1 件	4.2%	5 件	10.4%	14 件	11.9%	13 件	8.8%	62 件	10.7%
スマートフォンやタブレットで出願等の手続	10 件	6.8%	4 件	5.5%	3 件	12.5%	3 件	6.3%	5 件	4.2%	11 件	7.4%	37 件	6.4%
担当者別管理権限の付与	10 件	6.8%	1 件	1.4%	1 件	4.2%	3 件	6.3%	7 件	5.9%	7 件	4.7%	30 件	5.2%
マイナンバーで手続可能	5 件	3.4%	5 件	6.8%	3 件	12.5%	2 件	4.2%	2 件	1.7%	1 件	0.7%	19 件	3.3%
表示画面のカスタマイズ	25 件	16.9%	12 件	16.4%	1 件	4.2%	10 件	20.8%	19 件	16.1%	12 件	8.1%	79 件	13.7%
応答期限等の期限管理	43 件	29.1%	31 件	42.5%	5 件	20.8%	17 件	35.4%	52 件	44.1%	68 件	45.9%	221 件	38.3%
年金の納付期限の管理	53 件	35.8%	41 件	56.2%	6 件	25.0%	16 件	33.3%	53 件	44.9%	74 件	50.0%	248 件	43.0%
審査の進捗状況の一括確認	71 件	48.0%	33 件	45.2%	6 件	25.0%	19 件	39.6%	43 件	36.4%	42 件	28.4%	218 件	37.8%
システム全体その他	9 件	6.1%	1 件	1.4%	1 件	4.2%	4 件	8.3%	6 件	5.1%	4 件	2.7%	26 件	4.5%
＜出願ソフトの操作、機能＞														
・書面の作成時に														
入力フォームに直接入力	44 件	29.7%	29 件	39.7%	6 件	25.0%	9 件	18.8%	27 件	22.9%	28 件	18.9%	146 件	25.3%
過去に入力した情報の自動入力	50 件	33.8%	26 件	35.6%	5 件	20.8%	12 件	25.0%	39 件	33.1%	33 件	22.3%	170 件	29.5%
特許庁 DB と連動した自動入力	58 件	39.2%	26 件	35.6%	3 件	12.5%	24 件	50.0%	56 件	47.5%	48 件	32.4%	220 件	38.1%

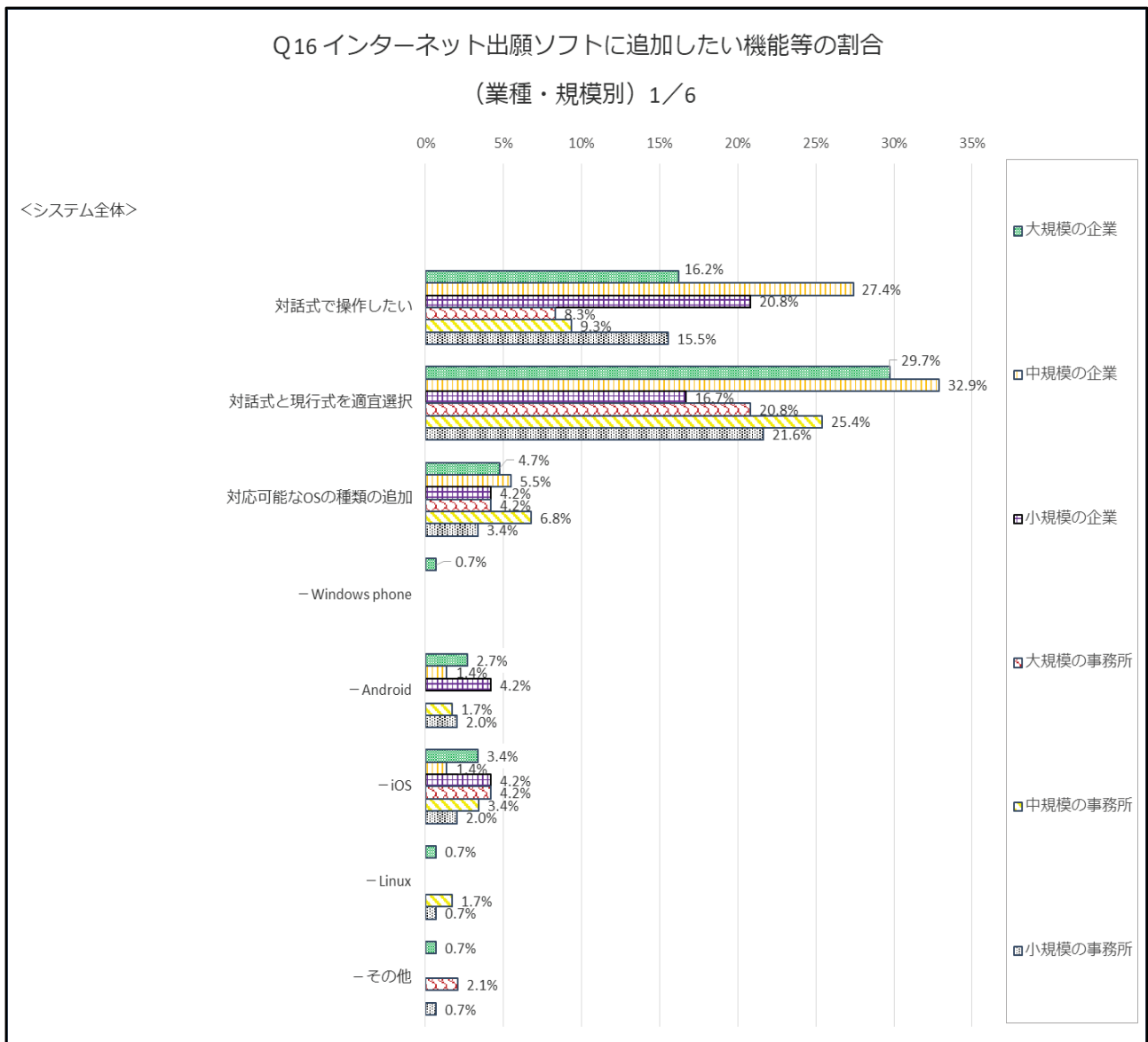
書面の作戦支援機能のさらなる充実	36件	24.3%	29件	39.7%	6件	25.0%	11件	22.9%	37件	31.4%	29件	19.6%	153件	26.5%
－書面作成支援機能:音声案内	1件	0.7%	1件	1.4%	0件	0.0%	0件	0.0%	4件	3.4%	2件	1.4%	9件	1.6%
－書面作成支援機能:解説動画	4件	2.7%	3件	4.1%	0件	0.0%	2件	4.2%	2件	1.7%	2件	1.4%	14件	2.4%
－書面作成支援機能:願書作成ソフトと連動	8件	5.4%	13件	17.8%	1件	4.2%	4件	8.3%	9件	7.6%	12件	8.1%	50件	8.7%
－書面作成支援機能:誤り指摘	23件	15.5%	24件	32.9%	4件	16.7%	8件	16.7%	29件	24.6%	20件	13.5%	111件	19.2%
－書面作成支援機能:その他	3件	2.0%	1件	1.4%	1件	4.2%	0件	0.0%	5件	4.2%	2件	1.4%	12件	2.1%
・手数料の納付、その他														
エラーメッセージを分かりやすく	81件	54.7%	27件	37.0%	6件	25.0%	28件	58.3%	68件	57.6%	65件	43.9%	280件	48.5%
－エラー箇所	38件	25.7%	14件	19.2%	2件	8.3%	19件	39.6%	39件	33.1%	33件	22.3%	146件	25.3%
－エラー理由	48件	32.4%	20件	27.4%	2件	8.3%	26件	54.2%	46件	39.0%	34件	23.0%	178件	30.8%
－一括で表示	12件	8.1%	9件	12.3%	0件	0.0%	3件	6.3%	18件	15.3%	10件	6.8%	54件	9.4%
－その他	5件	3.4%	0件	0.0%	2件	8.3%	1件	2.1%	3件	2.5%	6件	4.1%	17件	2.9%
・書式チェック時に														
手数料の自動入力	76件	51.4%	39件	53.4%	5件	20.8%	18件	37.5%	62件	52.5%	64件	43.2%	271件	47.0%

クレジット払い	3件	2.0%	7件	9.6%	5件	20.8%	4件	8.3%	12件	10.2%	23件	15.5%	55件	9.5%
ークレジット払い希望:出願手数料	2件	1.4%	6件	8.2%	2件	8.3%	4件	8.3%	10件	8.5%	18件	12.2%	43件	7.5%
ークレジット払い希望:出願審査請求料	2件	1.4%	4件	5.5%	2件	8.3%	3件	6.3%	9件	7.6%	18件	12.2%	39件	6.8%
ークレジット払い希望:特許料/登録料	2件	1.4%	6件	8.2%	2件	8.3%	4件	8.3%	9件	7.6%	19件	12.8%	42件	7.3%
ークレジット払い希望:年金	2件	1.4%	4件	5.5%	1件	4.2%	2件	4.2%	6件	5.1%	19件	12.8%	35件	6.1%
ークレジット払い希望:商標権存続期間更新登録料	1件	0.7%	5件	6.8%	2件	8.3%	3件	6.3%	10件	8.5%	17件	11.5%	39件	6.8%
ークレジット払い希望:オンライン請求	2件	1.4%	2件	2.7%	0件	0.0%	4件	8.3%	9件	7.6%	17件	11.5%	34件	5.9%
ークレジット払い希望:その他	1件	0.7%	0件	0.0%	1件	4.2%	2件	4.2%	1件	0.8%	2件	1.4%	7件	1.2%
受信可能となった通知	47件	31.8%	20件	27.4%	4件	16.7%	13件	27.1%	37件	31.4%	47件	31.8%	173件	30.0%
手数料の納付その他	8件	5.4%	1件	1.4%	1件	4.2%	4件	8.3%	2件	1.7%	3件	2.0%	19件	3.3%
< 手続等 >														

対応可能な手続の追加	93 件	62.8%	29 件	39.7%	4 件	16.7%	40 件	83.3%	90 件	76.3%	98 件	66.2%	362 件	62.7%
－意匠の国際出願（ハーグ）	10 件	6.8%	2 件	2.7%	1 件	4.2%	18 件	37.5%	26 件	22.0%	26 件	17.6%	84 件	14.6%
－商標の国際出願（マドプロ）	17 件	11.5%	6 件	8.2%	1 件	4.2%	21 件	43.8%	41 件	34.7%	44 件	29.7%	135 件	23.4%
－PCT の英語による中間書類の提出	6 件	4.1%	2 件	2.7%	1 件	4.2%	14 件	29.2%	24 件	20.3%	19 件	12.8%	69 件	12.0%
－異議申立て	53 件	35.8%	15 件	20.5%	2 件	8.3%	32 件	66.7%	60 件	50.8%	49 件	33.1%	216 件	37.4%
－無効審判	44 件	29.7%	9 件	12.3%	1 件	4.2%	29 件	60.4%	56 件	47.5%	49 件	33.1%	193 件	33.4%
－委任状の提出	49 件	33.1%	13 件	17.8%	1 件	4.2%	30 件	62.5%	74 件	62.7%	81 件	54.7%	254 件	44.0%
－移転登録申請	62 件	41.9%	18 件	24.7%	1 件	4.2%	36 件	75.0%	75 件	63.6%	76 件	51.4%	274 件	47.5%
－その他	18 件	12.2%	3 件	4.1%	1 件	4.2%	6 件	12.5%	6 件	5.1%	11 件	7.4%	45 件	7.8%
登録番号・登録日をオンライン通知	66 件	44.6%	20 件	27.4%	5 件	20.8%	18 件	37.5%	48 件	40.7%	39 件	26.4%	201 件	34.8%
権利変動のリアルタイム確認	51 件	34.5%	21 件	28.8%	4 件	16.7%	20 件	41.7%	61 件	51.7%	61 件	41.2%	225 件	39.0%
音商標の音声ファイル	26 件	17.6%	4 件	5.5%	1 件	4.2%	14 件	29.2%	26 件	22.0%	29 件	19.6%	103 件	17.9%
手続等その他	8 件	5.4%	1 件	1.4%	3 件	12.5%	3 件	6.3%	2 件	1.7%	3 件	2.0%	20 件	3.5%
無回答	7 件	4.7%	6 件	8.2%	6 件	25.0%	2 件	4.2%	1 件	0.8%	10 件	6.8%	35 件	6.1%
（合計）	972 件	656.8%	471 件	645.2%	101 件	420.8%	315 件	656.3%	818 件	693.2%	872 件	589.2%	3643 件	631.4%

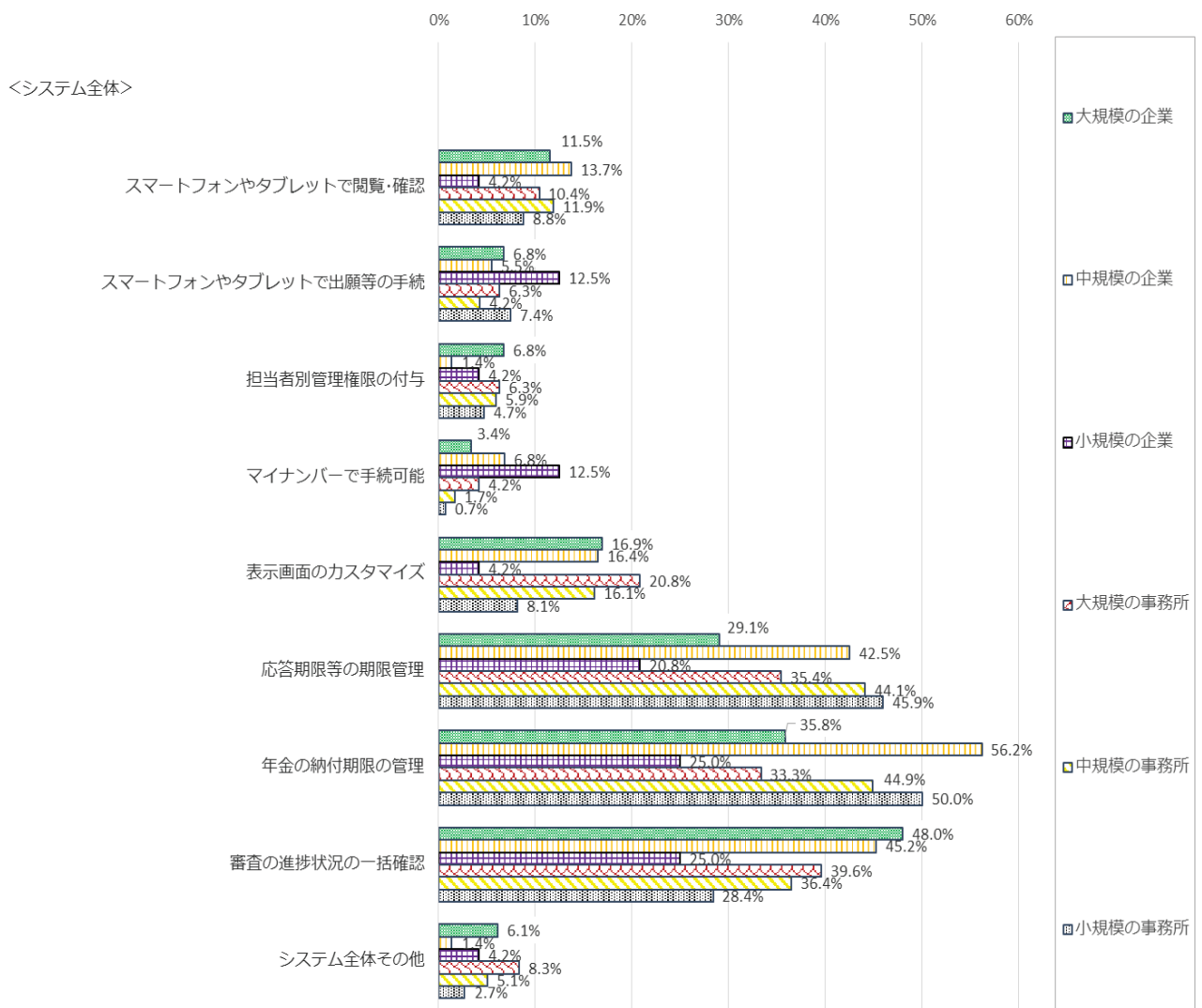
【図表－15D】現在の電子出願ソフトに追加したい機能等の割合（業種・規模別）

- ・n1=148（大規模の企業），n2=73（中規模の企業），n3=24（小規模の企業），n4=48（大規模の事務所），n5=118（中規模の事務所），n6=148（小規模の事務所）*複数回答可



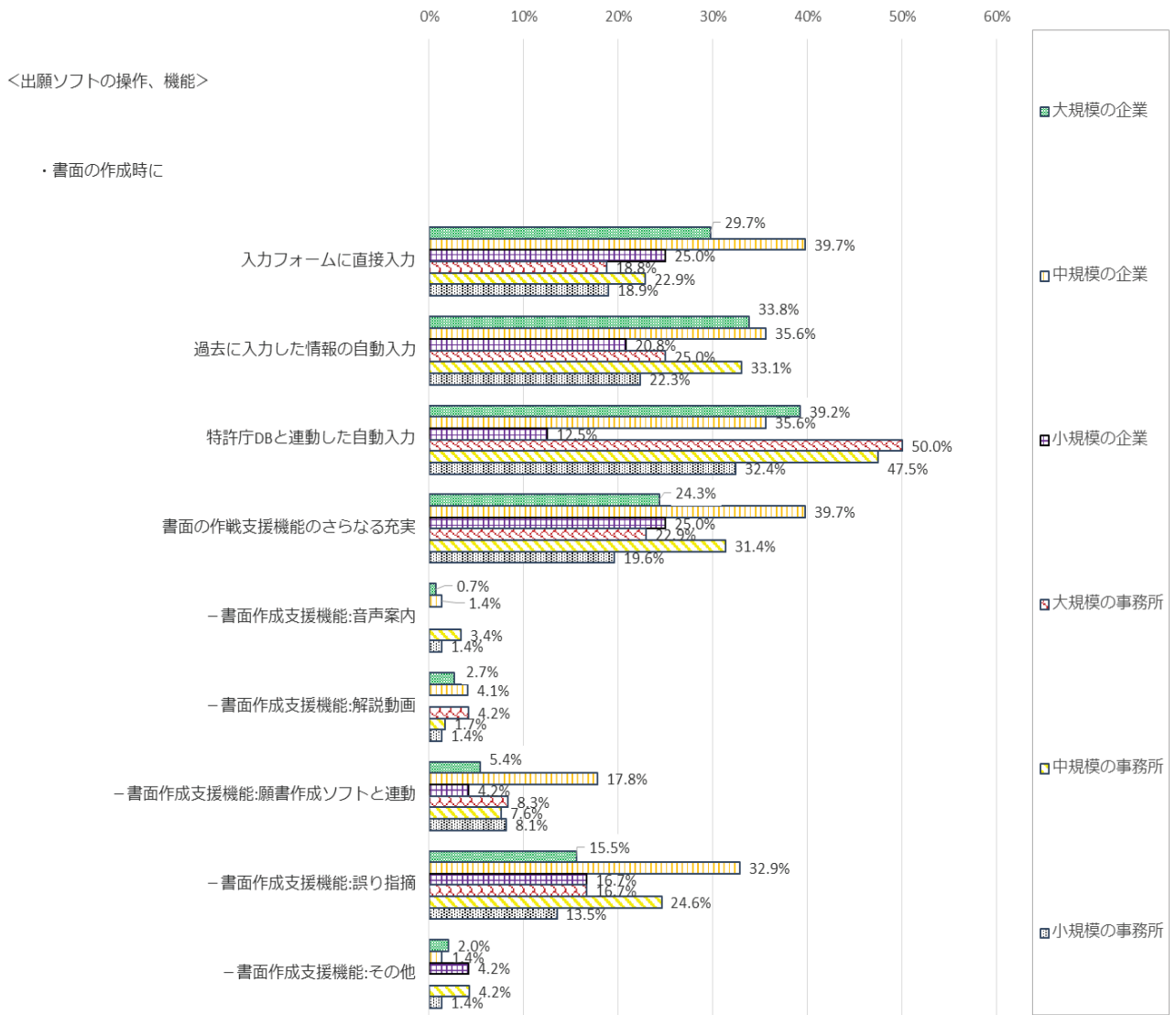
Q16 インターネット出願ソフトに追加したい機能等の割合

(業種・規模別) 2/6



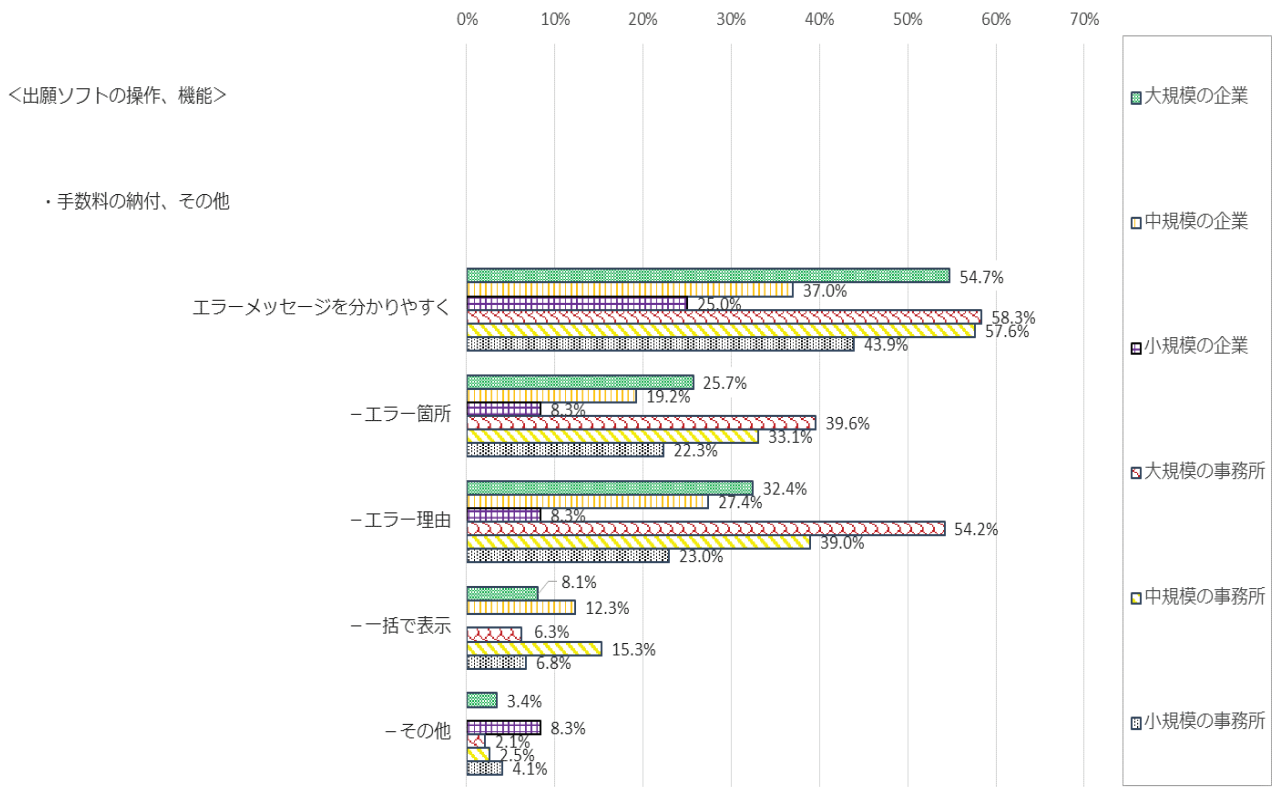
Q16 インターネット出願ソフトに追加したい機能等の割合

(業種・規模別) 3/6



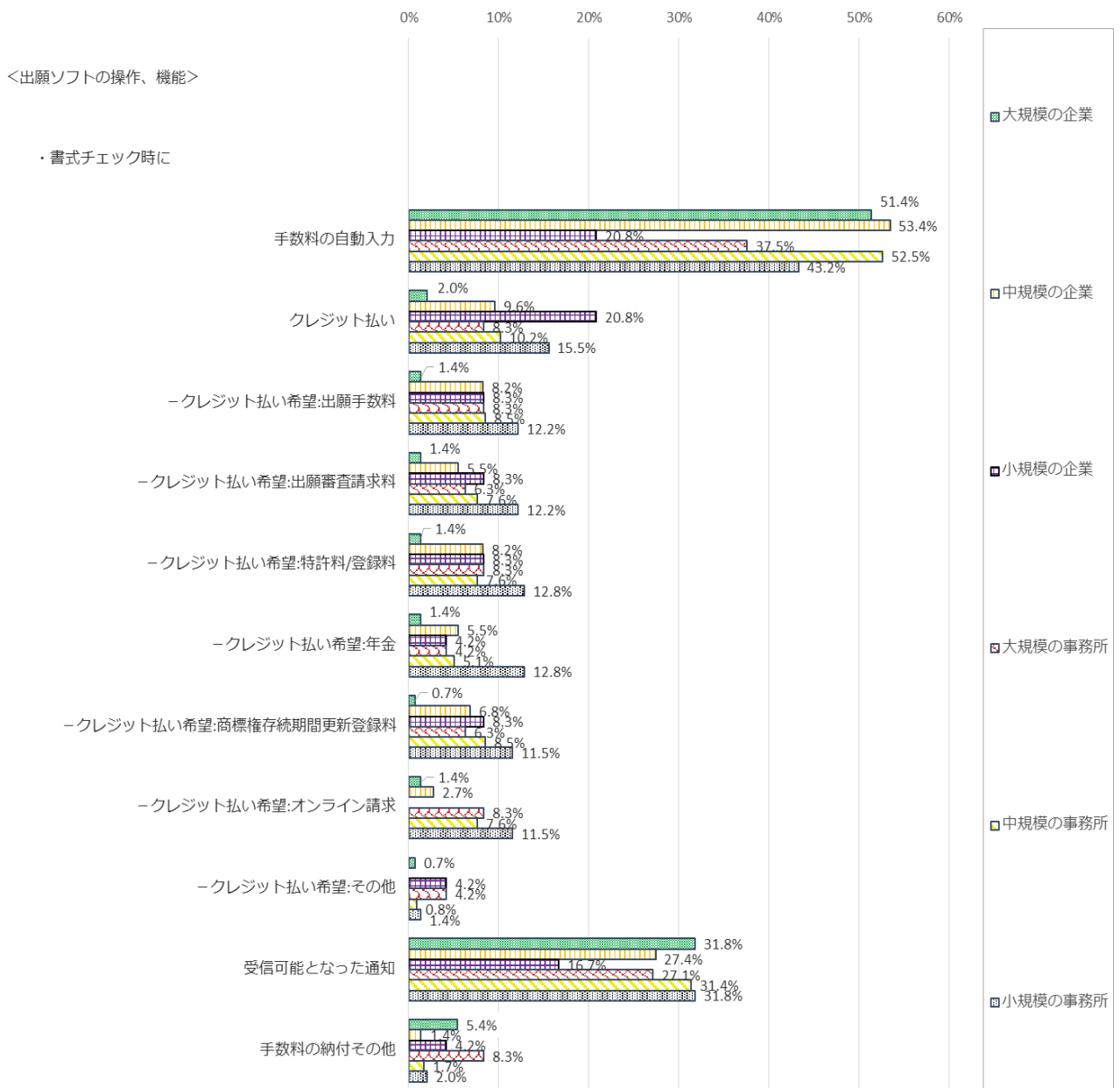
Q16 インターネット出願ソフトに追加したい機能等の割合

(業種・規模別) 4/6



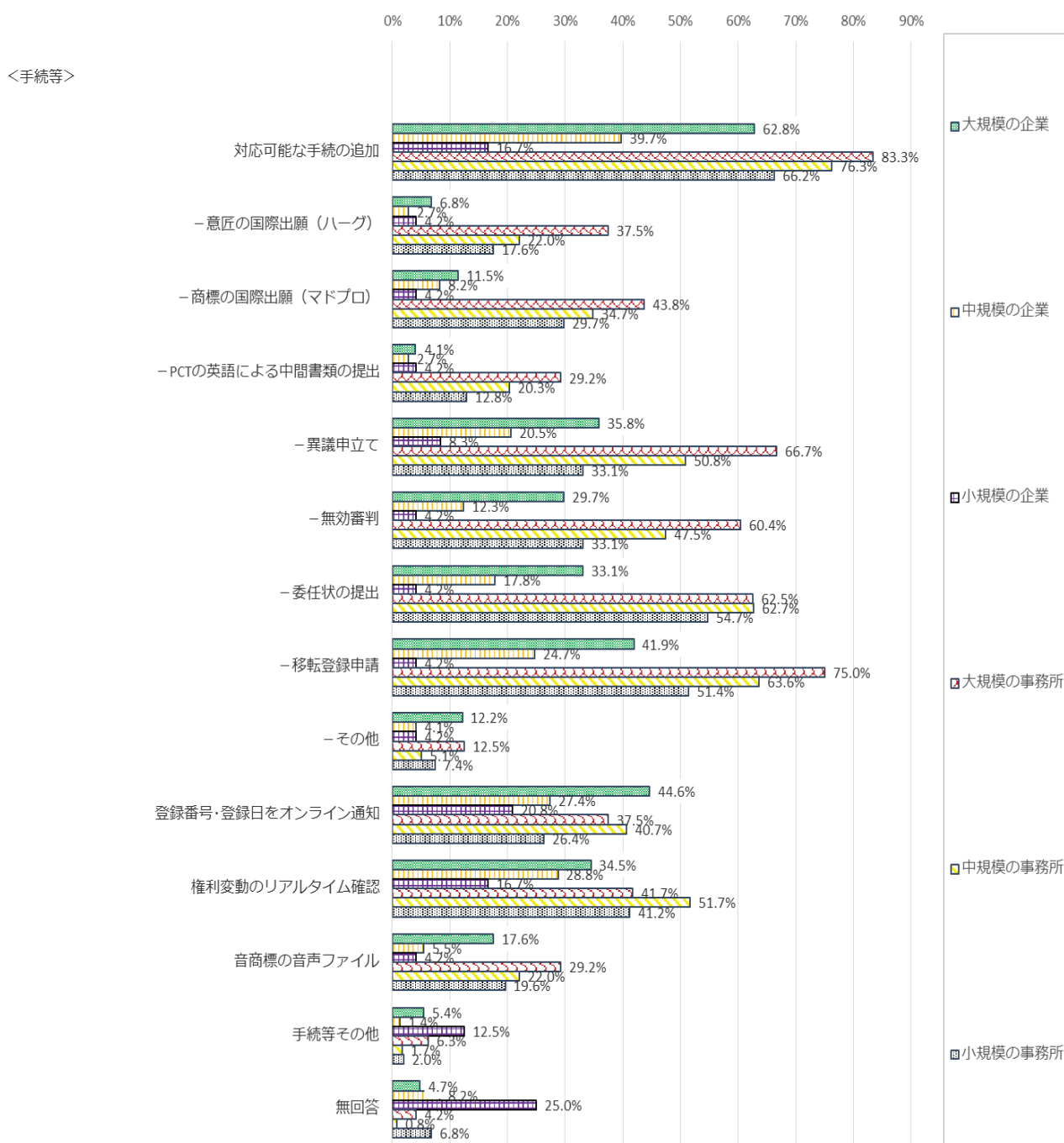
Q16 インターネット出願ソフトに追加したい機能等の割合

(業種・規模別) 5/6



Q16 インターネット出願ソフトに追加したい機能等の割合

(業種・規模別) 6/6



2) クロス集計結果（利用システム別）

利用システム別によるクロス集計の結果、紙出願のみの利用者が「対話式で操作したい」と回答した割合（35.4パーセント）は、本問における全ての回答者の割合の平均（16.1パーセント）よりも、高いことが分かった。

また、紙出願のみの利用者が「入力フォームに直接入力」と回答した割合（35.4パーセント）は、本問における全ての回答者の割合の平均（25.3パーセント）よりも、高い結果となった。

【図表－15E】現在の電子出願ソフトに追加したい機能等（利用システム別）

- ・ N=577（本問における全ての回答者）*複数回答可
- ・ n7=529（電子出願の利用者：Q6にてYesと回答した者）， n8=48（紙出願のみの利用者：Q6にてNoと回答した者）

追加したい機能等	利用システム別				本問における全ての回答者	
	電子出願		紙出願のみ		回答数	割合
	回答数	割合	回答数	割合		
<システム全体>						
対話式で操作したい	76件	14.4%	17件	35.4%	93件	16.1%
対話式と現行式を適宜選択	141件	26.7%	7件	14.6%	148件	25.6%

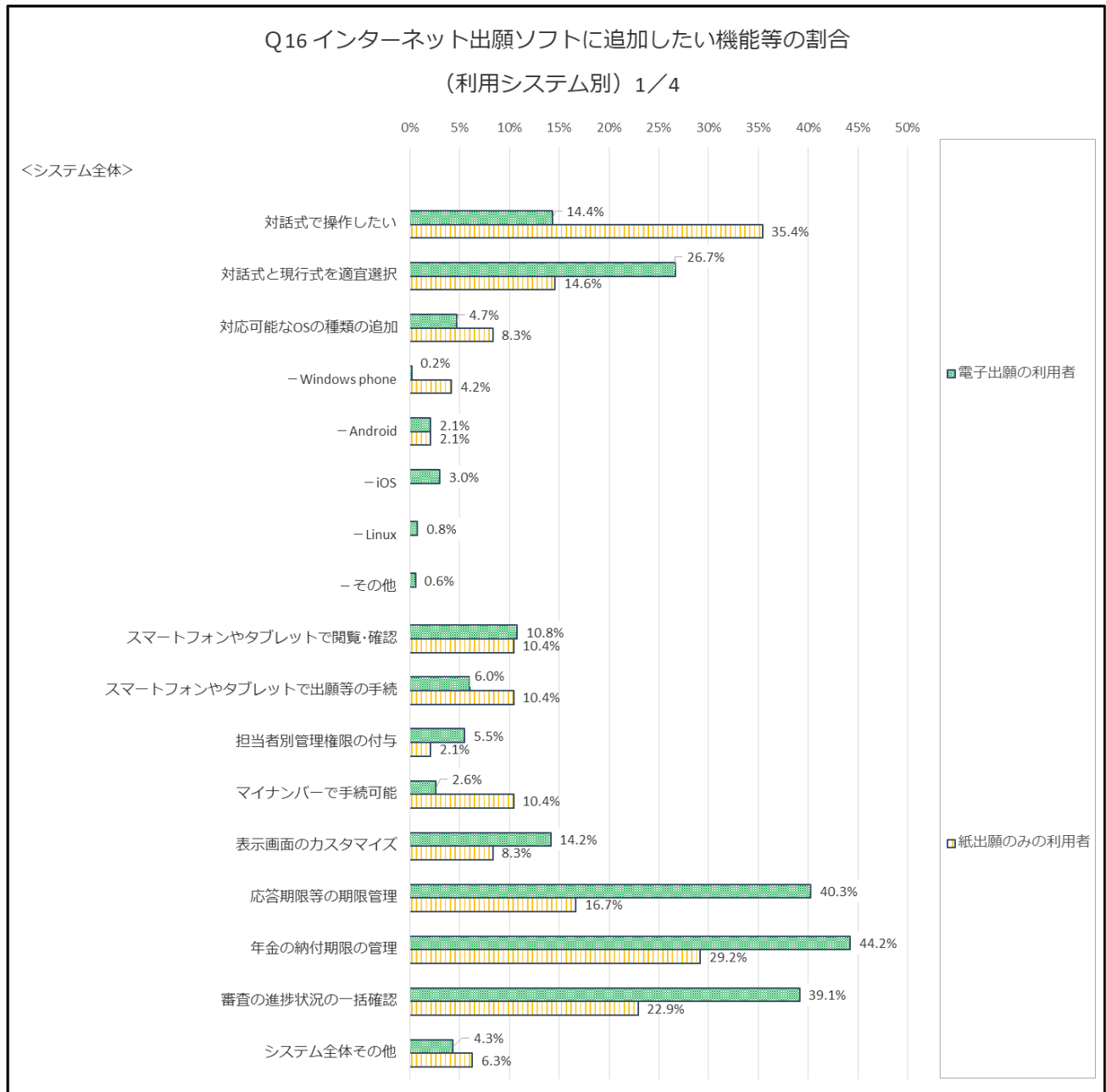
対応可能な OS の種類の追加	25 件	4.7%	4 件	8.3%	29 件	5.0%
－Windows phone	1 件	0.2%	2 件	4.2%	3 件	0.5%
－Android	11 件	2.1%	1 件	2.1%	12 件	2.1%
－iOS	16 件	3.0%	0 件	0.0%	16 件	2.8%
－Linux	4 件	0.8%	0 件	0.0%	4 件	0.7%
－その他	3 件	0.6%	0 件	0.0%	3 件	0.5%
スマートフォンやタブレットで閲覧・確認	57 件	10.8%	5 件	10.4%	62 件	10.7%
スマートフォンやタブレットで出願等の手続	32 件	6.0%	5 件	10.4%	37 件	6.4%
担当者別管理権限の付与	29 件	5.5%	1 件	2.1%	30 件	5.2%
マイナンバーで手続可能	14 件	2.6%	5 件	10.4%	19 件	3.3%
表示画面のカスタマイズ	75 件	14.2%	4 件	8.3%	79 件	13.7%
応答期限等の期限管理	213 件	40.3%	8 件	16.7%	221 件	38.3%
年金の納付期限の管理	234 件	44.2%	14 件	29.2%	248 件	43.0%
審査の進捗状況の一括確認	207 件	39.1%	11 件	22.9%	218 件	37.8%
システム全体その他	23 件	4.3%	3 件	6.3%	26 件	4.5%
<出願ソフトの操作、機能>						
・書面の作成時に						
入力フォームに直接入力	129 件	24.4%	17 件	35.4%	146 件	25.3%
過去に入力した情報の自動入力	159 件	30.1%	11 件	22.9%	170 件	29.5%
特許庁 DB と連動した自動入力	211 件	39.9%	9 件	18.8%	220 件	38.1%

書面の作戦支援機能のさらなる充実	141 件	26.7%	12 件	25.0%	153 件	26.5%
－書面作成支援機能:音声案内	8 件	1.5%	1 件	2.1%	9 件	1.6%
－書面作成支援機能:解説動画	13 件	2.5%	1 件	2.1%	14 件	2.4%
－書面作成支援機能:願書作成ソフトと連動	45 件	8.5%	5 件	10.4%	50 件	8.7%
－書面作成支援機能:誤り指摘	103 件	19.5%	8 件	16.7%	111 件	19.2%
－書面作成支援機能:その他	11 件	2.1%	1 件	2.1%	12 件	2.1%
・手数料の納付、その他						
エラーメッセージを分かりやすく	274 件	51.8%	6 件	12.5%	280 件	48.5%
－エラー箇所	146 件	27.6%	0 件	0.0%	146 件	25.3%
－エラー理由	177 件	33.5%	1 件	2.1%	178 件	30.8%
－一括で表示	53 件	10.0%	1 件	2.1%	54 件	9.4%
－その他	14 件	2.6%	3 件	6.3%	17 件	2.9%
・書式チェック時に						
手数料の自動入力	254 件	48.0%	17 件	35.4%	271 件	47.0%
クレジット払い	45 件	8.5%	10 件	20.8%	55 件	9.5%
－クレジット払い希望:出願手数料	36 件	6.8%	7 件	14.6%	43 件	7.5%
－クレジット払い希望:出願審査請求料	34 件	6.4%	5 件	10.4%	39 件	6.8%
－クレジット払い希望:特許料/登録料	36 件	6.8%	6 件	12.5%	42 件	7.3%
－クレジット払い希望:年金	31 件	5.9%	4 件	8.3%	35 件	6.1%
－クレジット払い希望:商標権存続期間更新登録料	32 件	6.0%	7 件	14.6%	39 件	6.8%
－クレジット払い希望:オンライン請求	33 件	6.2%	1 件	2.1%	34 件	5.9%
－クレジット払い希望:その他	6 件	1.1%	1 件	2.1%	7 件	1.2%
受信可能となった通知	167 件	31.6%	6 件	12.5%	173 件	30.0%

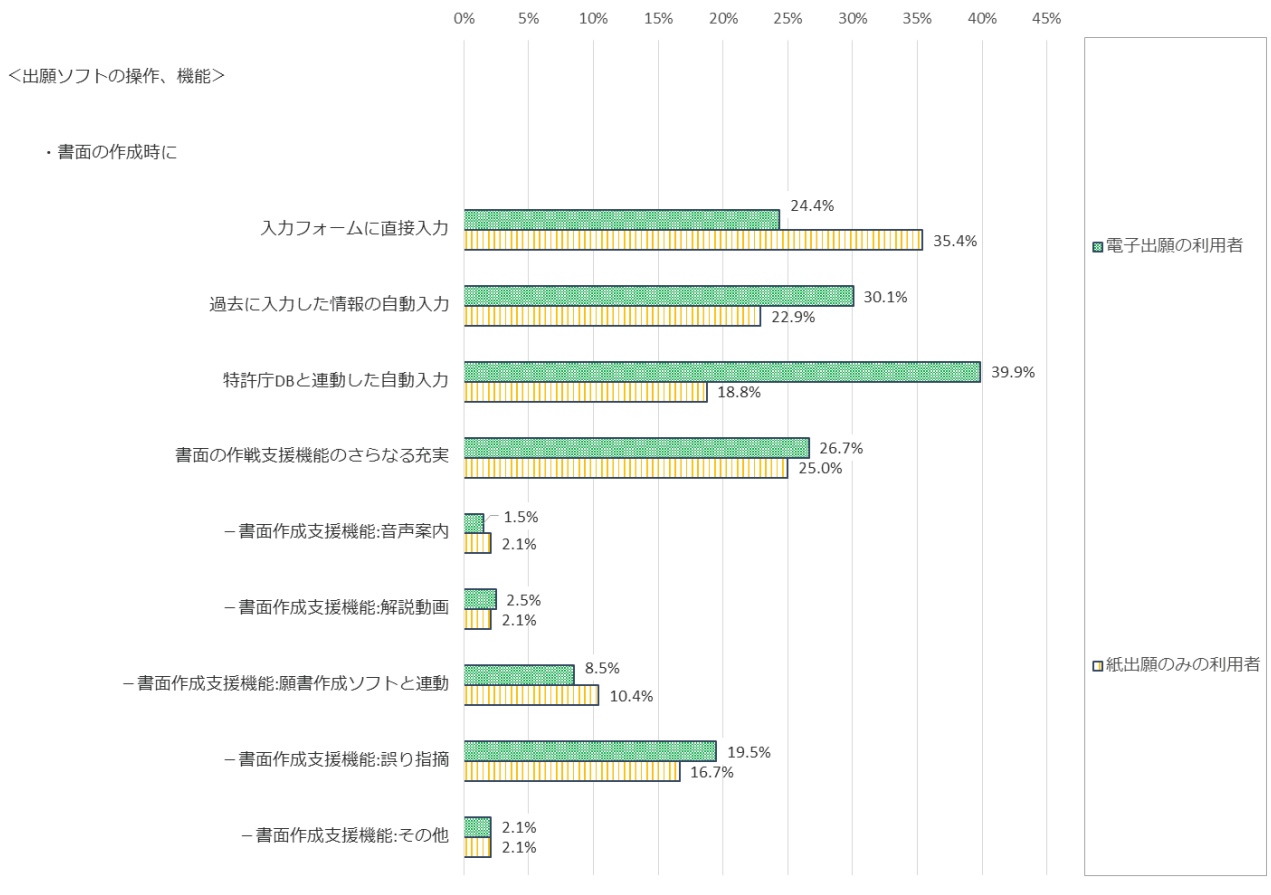
手数料の納付その他	18 件	3.4%	1 件	2.1%	19 件	3.3%
< 手続等 >						
対応可能な手続の追加	356 件	67.3%	6 件	12.5%	362 件	62.7%
－意匠の国際出願（ハーグ）	84 件	15.9%	0 件	0.0%	84 件	14.6%
－商標の国際出願（マドプロ）	135 件	25.5%	0 件	0.0%	135 件	23.4%
－PCTの英語による中間書類の提出	69 件	13.0%	0 件	0.0%	69 件	12.0%
－異議申立て	214 件	40.5%	2 件	4.2%	216 件	37.4%
－無効審判	192 件	36.3%	1 件	2.1%	193 件	33.4%
－委任状の提出	253 件	47.8%	1 件	2.1%	254 件	44.0%
－移転登録申請	272 件	51.4%	2 件	4.2%	274 件	47.5%
－その他	43 件	8.1%	2 件	4.2%	45 件	7.8%
登録番号・登録日をオンライン通知	188 件	35.5%	13 件	27.1%	201 件	34.8%
権利変動のリアルタイム確認	217 件	41.0%	8 件	16.7%	225 件	39.0%
音商標の音声ファイル	103 件	19.5%	0 件	0.0%	103 件	17.9%
手続等その他	18 件	3.4%	2 件	4.2%	20 件	3.5%
無回答	21 件	4.0%	14 件	29.2%	35 件	6.1%
（合計）	3427 件	647.8%	216 件	450.0%	3643 件	631.4%

【図表－15F】現在の電子出願ソフトに追加したい機能等の割合（利用システム別）

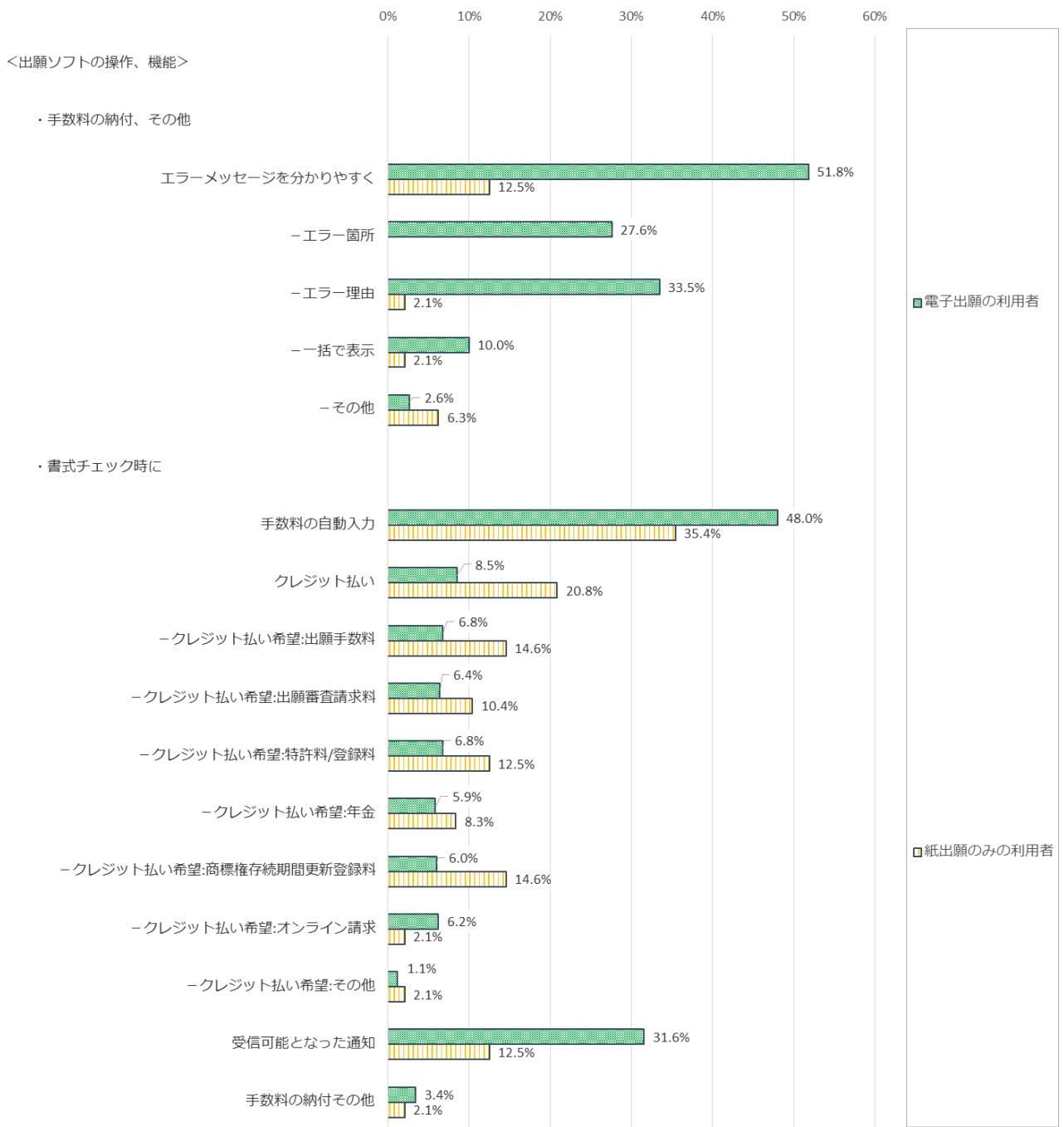
・n7=529（電子出願の利用者：Q6にてYesと回答した者），n8=48（紙出願のみの利用者：Q6にてNoと回答した者）*複数回答可



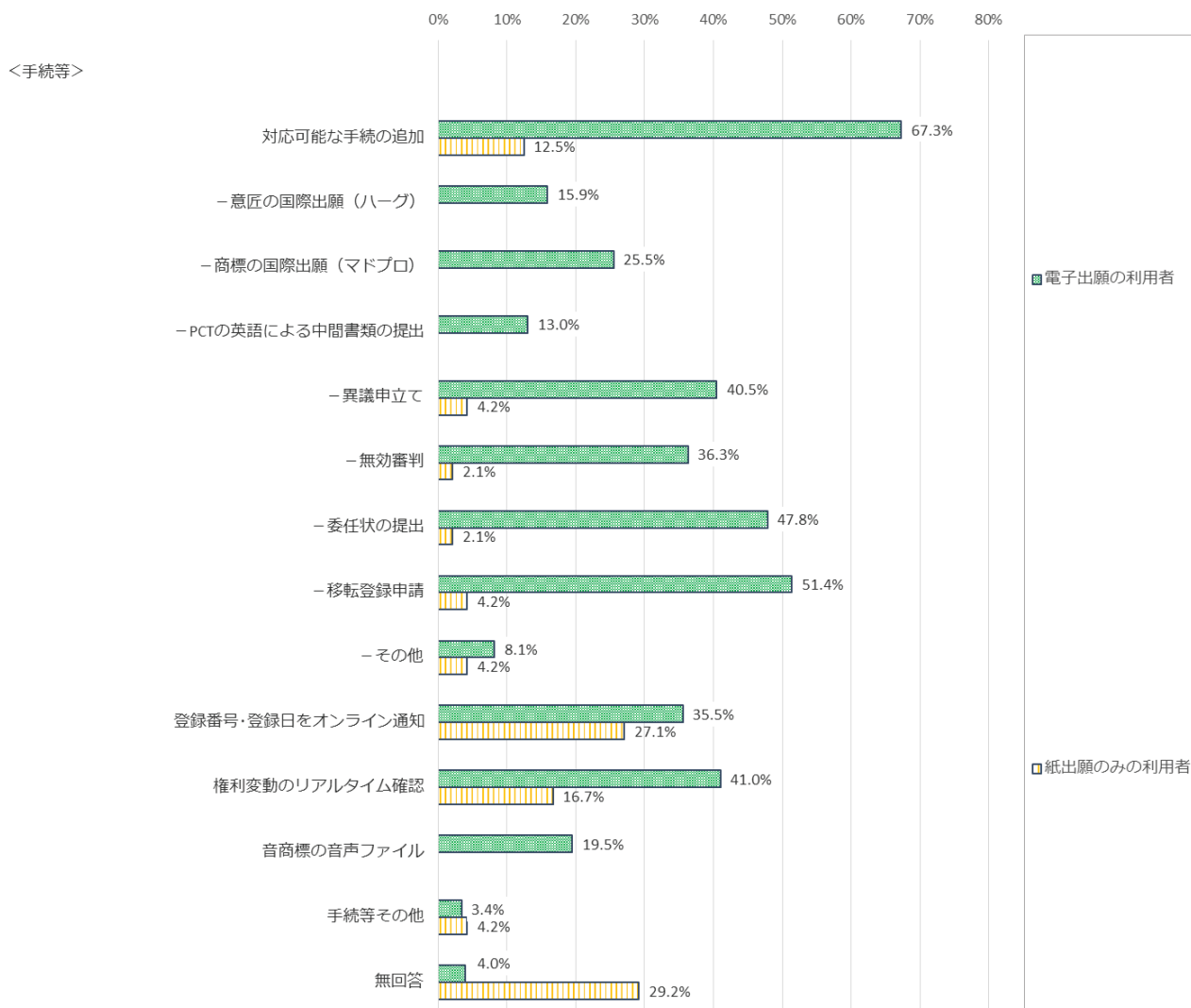
Q16 インターネット出願ソフトに追加したい機能等の割合
(利用システム別) 2/4



Q16 インターネット出願ソフトに追加したい機能等の割合
(利用システム別) 3/4



Q16 インターネット出願ソフトに追加したい機能等の割合
(利用システム別) 4/4



(b) 現在の電子出願ソフトに対して特に追加したい機能等

現在の電子出願ソフトに対して特に追加したい機能等として、「対応可能な手続の追加」(117件, 21.6パーセント)が最も多く、次いで、「エラーメッセージを分かりやすく」(68件, 12.5パーセント)、「応答期限等の期限管理」(41件, 7.6パーセント)、「年金の納付期限の管理」(30件, 5.5パーセント)が一番目に欲しい機能等として挙げられた。

【図表－16A】現在の出願ソフトに追加したい機能等

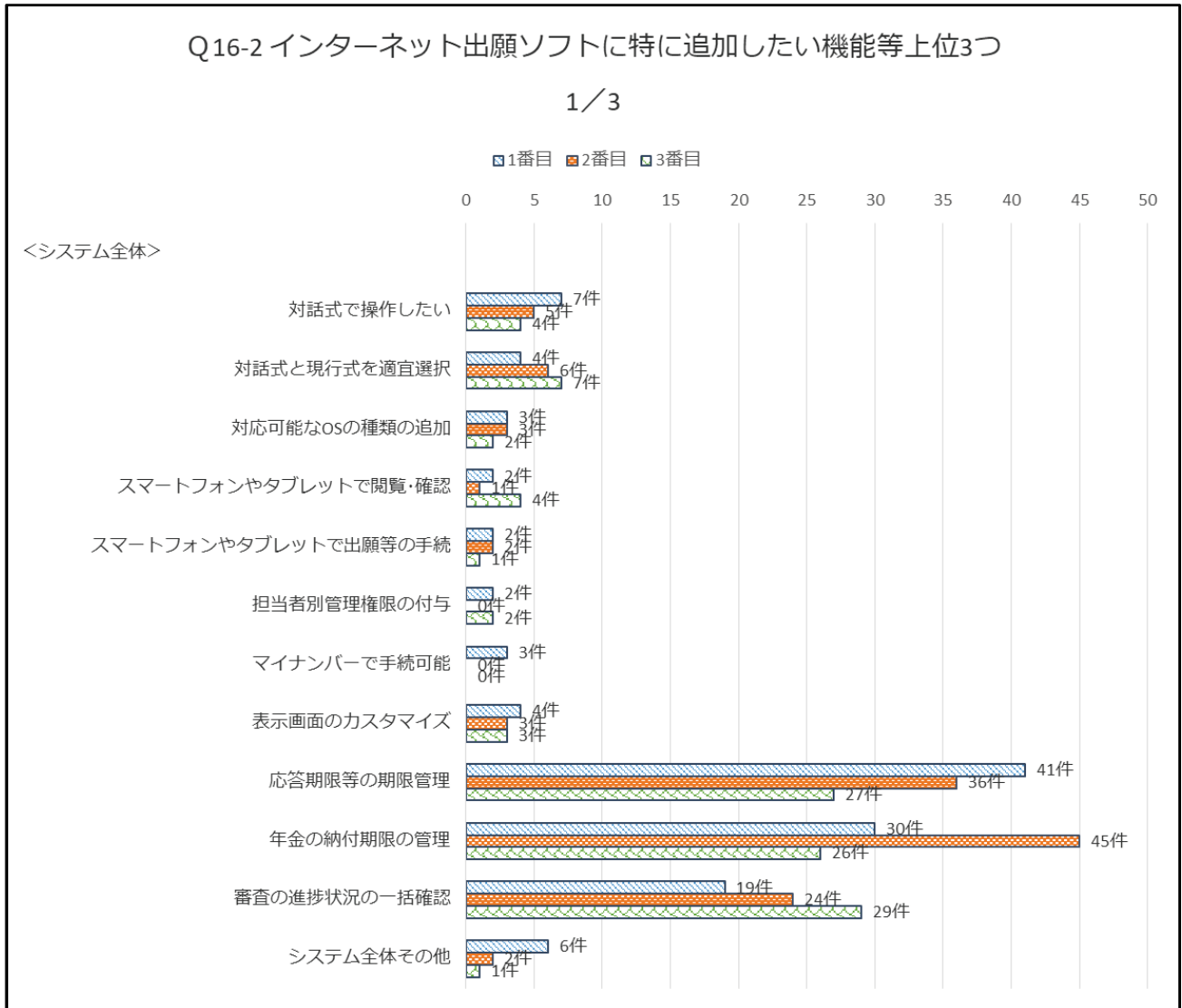
- ・1番目：n=542 (Q16にて回答をした者)
- ・2番目：n=499 (Q16にて回答をし、1番目に欲しいものを回答した者)
- ・3番目：n=448 (Q16にて回答をし、1番又は2番目に欲しいものを回答した者)

特に追加したい機能等 上位3つ	n=542		n=499		n=448	
	1番目	1番目 割合	2番目	2番目 割合	3番目	3番目 割合
＜システム全体＞						
対話式で操作したい	7件	1.3%	5件	1.0%	4件	0.9%
対話式と現行式を適宜選択	4件	0.7%	6件	1.2%	7件	1.6%
対応可能なOSの種類を追加	3件	0.6%	3件	0.6%	2件	0.4%
スマートフォンやタブレットで閲覧・確認	2件	0.4%	1件	0.2%	4件	0.9%
スマートフォンやタブレットで出願等の手続	2件	0.4%	2件	0.4%	1件	0.2%
担当者別管理権限の付与	2件	0.4%	0件	0.0%	2件	0.4%
マイナンバーで手続可能	3件	0.6%	0件	0.0%	0件	0.0%
表示画面のカスタマイズ	4件	0.7%	3件	0.6%	3件	0.7%
応答期限等の期限管理	41件	7.6%	36件	7.2%	27件	6.0%
年金の納付期限の管理	30件	5.5%	45件	9.0%	26件	5.8%
審査の進捗状況の一括確認	19件	3.5%	24件	4.8%	29件	6.5%
システム全体その他	6件	1.1%	2件	0.4%	1件	0.2%
＜出願ソフトの操作、機能＞						
・書面の作成時に						
入力フォームに直接入力	18件	3.3%	16件	3.2%	15件	3.3%
過去に入力した情報の自動入力	5件	0.9%	16件	3.2%	11件	2.5%
特許庁DBと連動した自動入力	13件	2.4%	15件	3.0%	25件	5.6%
書面の作戦支援機能のさら	8件	1.5%	5件	1.0%	12件	2.7%

なる充実						
・手数料の納付、その他						
エラーメッセージを分かりやすく	68件	12.5%	36件	7.2%	23件	5.1%
・書式チェック時に						
手数料の自動入力	31件	5.7%	46件	9.2%	39件	8.7%
クレジット払い	11件	2.0%	4件	0.8%	11件	2.5%
受信可能となった通知	11件	2.0%	18件	3.6%	16件	3.6%
手数料の納付その他	0件	0.0%	3件	0.6%	4件	0.9%
< 手続等 >						
対応可能な手続の追加	117件	21.6%	46件	9.2%	29件	6.5%
登録番号・登録日をオンライン通知	20件	3.7%	32件	6.4%	20件	4.5%
権利変動のリアルタイム確認	10件	1.8%	27件	5.4%	27件	6.0%
音商標の音声ファイル	0件	0.0%	5件	1.0%	5件	1.1%
手続等その他	4件	0.7%	0件	0.0%	2件	0.4%
無回答	103件	19.0%	103件	20.6%	103件	23.0%
(合計)	542件	100%	499件	100%	448件	100%

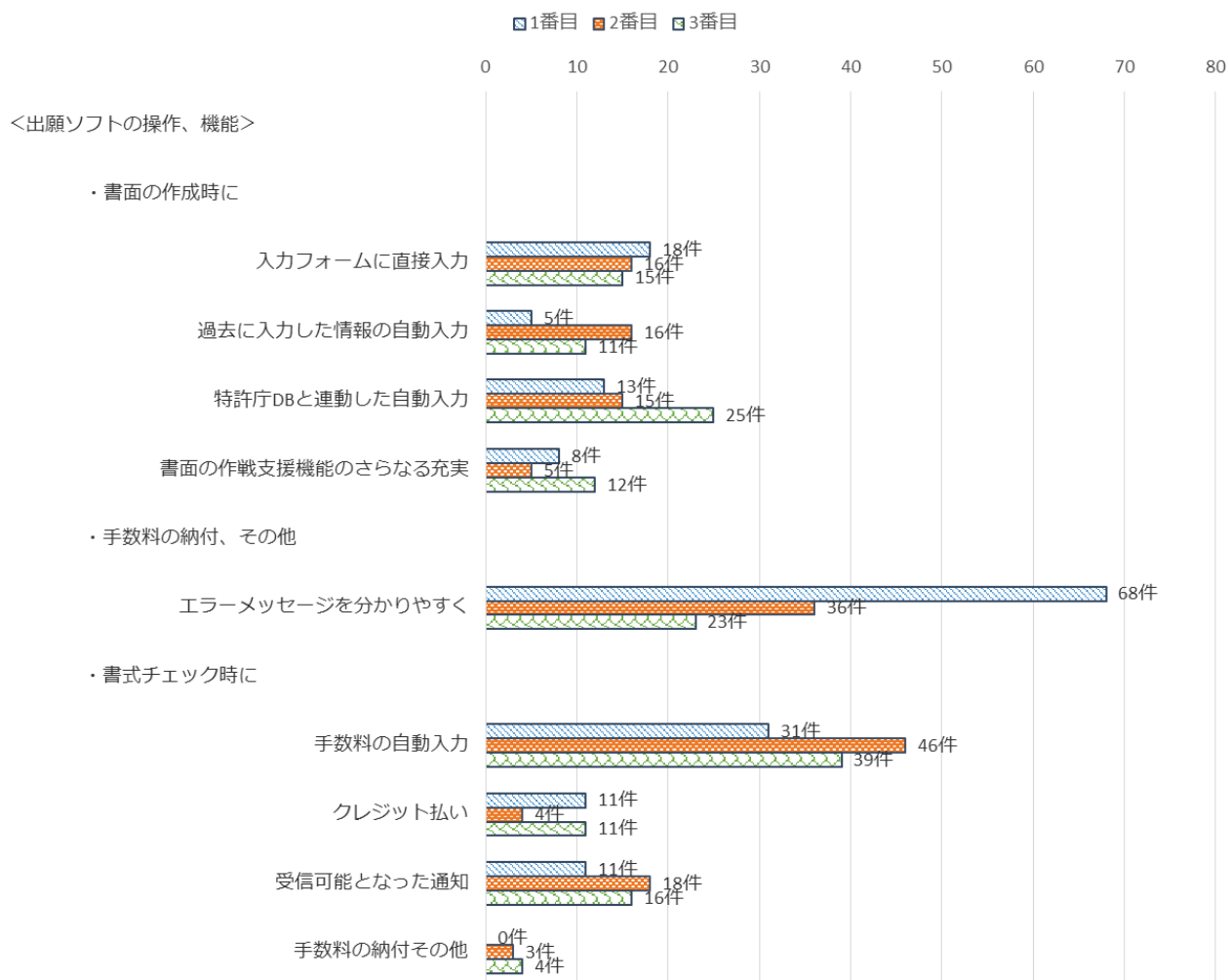
【図表－16B】現在の出願ソフトに追加したい機能等

- ・ 1 番目：n=542（Q16にて回答をした者）
- ・ 2 番目：n=499（Q16にて回答をし、1番目に欲しいものを回答した者）
- ・ 3 番目：n=448（Q16にて回答をし、1番又は2番目に欲しいものを回答した者）



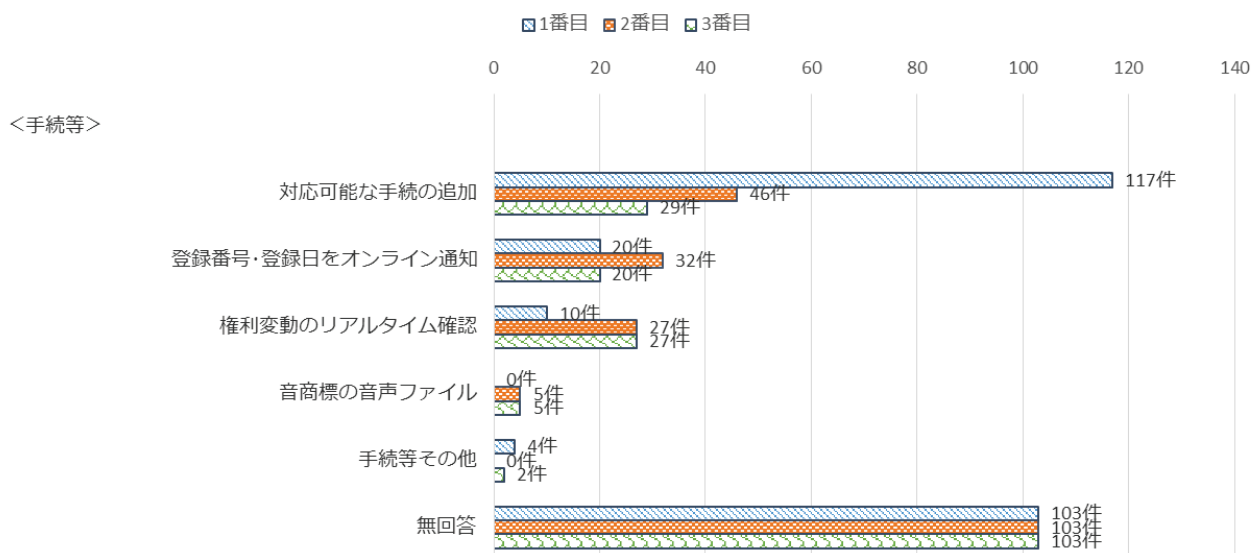
Q16-2 インターネット出願ソフトに特に追加したい機能等上位3つ

2/3



Q16-2 インターネット出願ソフトに特に追加したい機能等上位3つ

3/3



(ii) WEB ブラウザをベースとした電子出願システムの導入ニーズ

① 電子出願システムにおいて WEB ブラウザを利用した手続を導入する際に採用し得る導入態様

WEB ブラウザ方式の導入については、「どちらでもよい」とする回答が最も多く（209 件， 36.2 パーセント）、次いで、「あまり導入して欲しくない」（106 件， 18.4 パーセント）とする回答が多く寄せられた。

また、自由記載のコメントとしては、WEB ブラウザをベースとした出願システムを使ったことがないのでよく分からない、とするコメントが数件寄せられた。

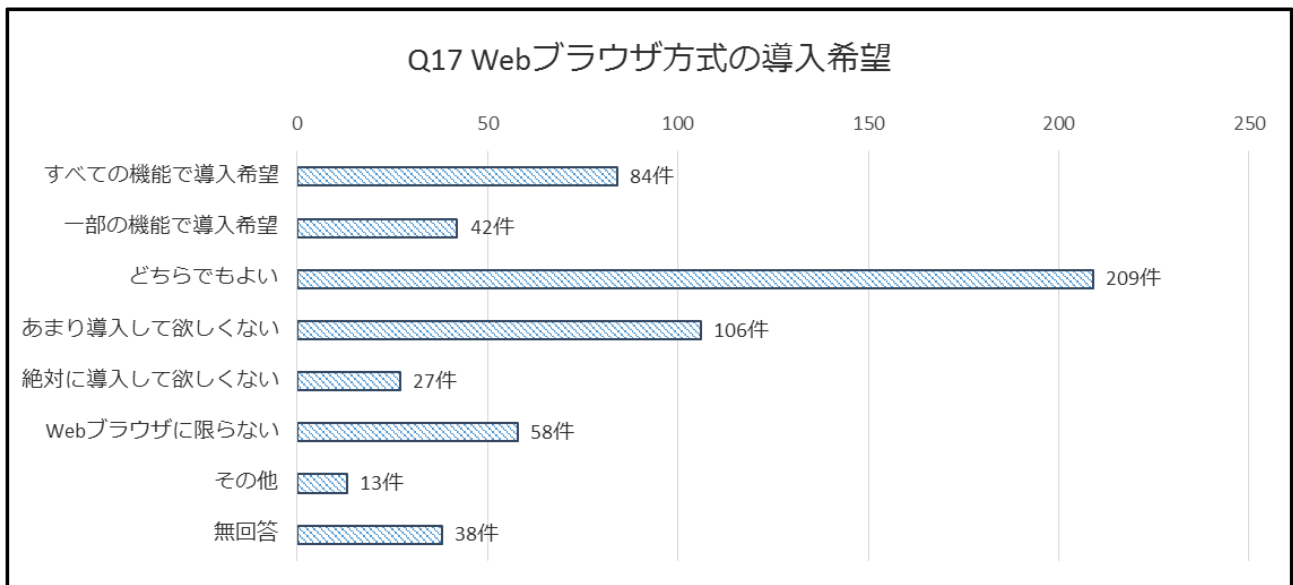
【図表－17A】 WEB ブラウザ方式の導入希望

n = 577

WEB ブラウザ方式の導入希望	回答数	割合
すべての機能で導入希望	84 件	14.6%
一部の機能で導入希望	42 件	7.3%
どちらでもよい	209 件	36.2%
あまり導入して欲しくない	106 件	18.4%
絶対に導入して欲しくない	27 件	4.7%
WEB ブラウザに限らない	58 件	10.1%
その他	13 件	2.3%
無回答	38 件	6.6%
(合計)	577 件	100%

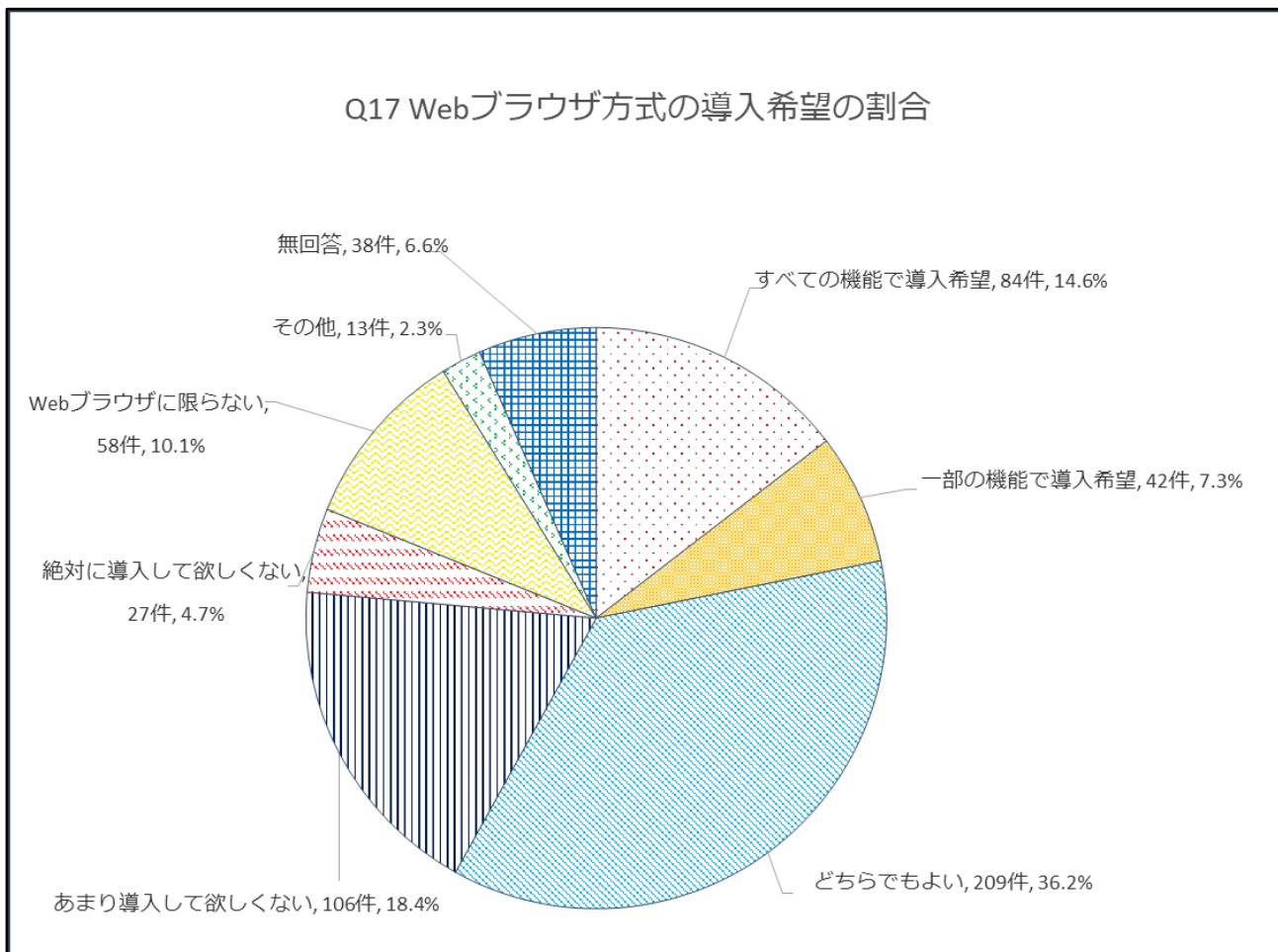
【図表－17B】WEBブラウザ方式の導入希望

n = 577



【図表－17C】WEBブラウザ方式の導入希望の割合

n = 577



1) クロス集計結果（業種・規模別）

業種・規模別によるクロス集計の結果、企業では、「すべての機能で導入希望」と回答した割合（大規模の企業：17.6パーセント、中規模の企業：20.5パーセント、小規模の企業：20.8パーセント）が、本問における全ての回答者の割合の平均（14.6パーセント）よりも、高いことが分かった。

【図表－17D】WEBブラウザ方式の導入希望（業種・規模別）

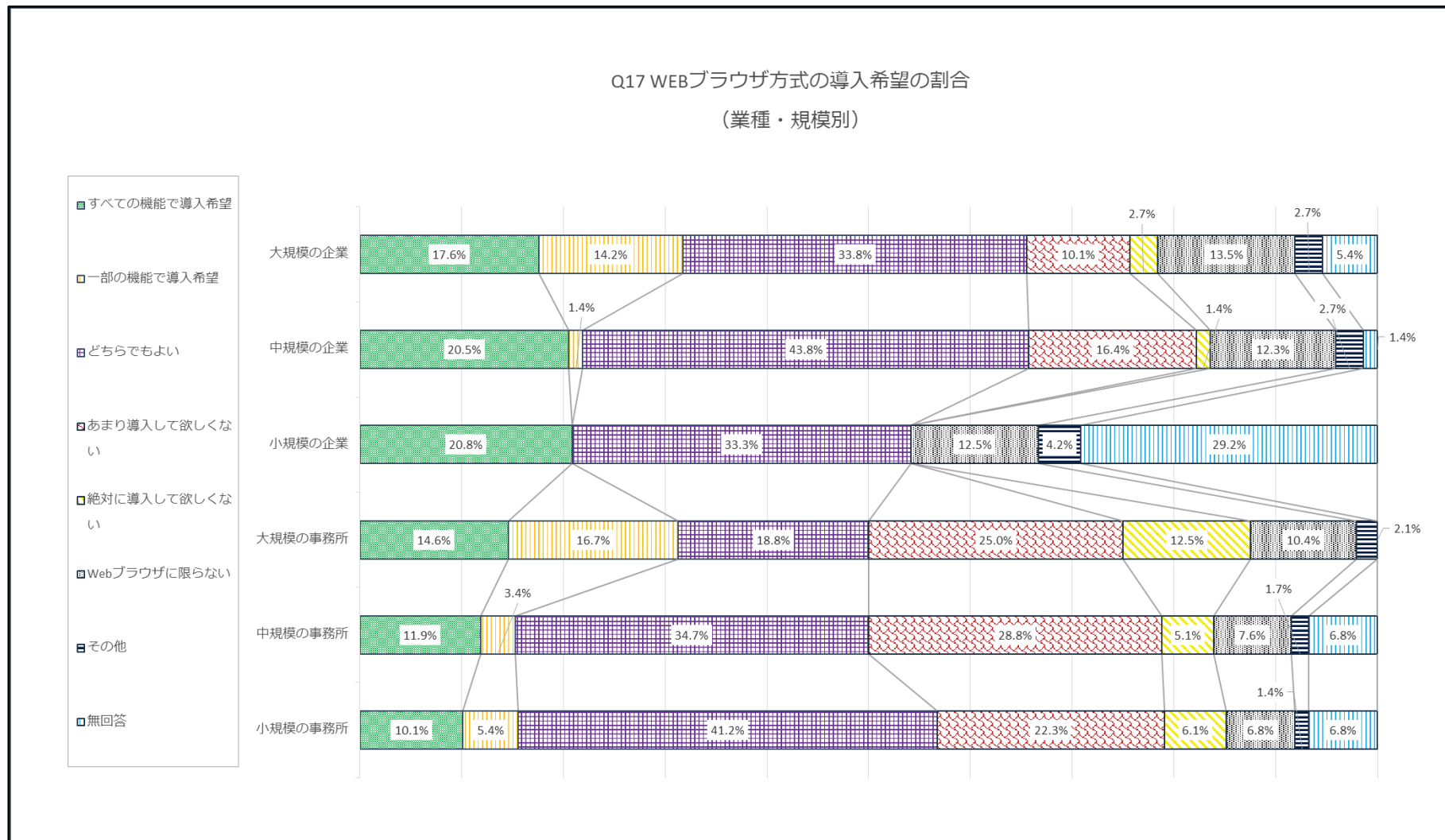
- ・ N=577（本問における全ての回答者）
- ・ n1=148（大規模の企業）， n2=73（中規模の企業）， n3=24（小規模の企業）， n4=48（大規模の事務所）， n5=118（中規模の事務所）， n6=148（小規模の事務所）

n1=148 n2=73 n3=24 n4=48 n5=118 n6=148 N=577

WEBブラウザ方式の導入希望	業種・規模別												本問における全ての回答者	
	企業						事務所							
	大規模		中規模		小規模		大規模		中規模		小規模			
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合		
すべての機能で導入希望	26件	17.6%	15件	20.5%	5件	20.8%	7件	14.6%	14件	11.9%	15件	10.1%	84件	14.6%
一部の機能で導入希望	21件	14.2%	1件	1.4%	0件	0.0%	8件	16.7%	4件	3.4%	8件	5.4%	42件	7.3%
どちらでもよい	50件	33.8%	32件	43.8%	8件	33.3%	9件	18.8%	41件	34.7%	61件	41.2%	209件	36.2%
あまり導入して欲しくない	15件	10.1%	12件	16.4%	0件	0.0%	12件	25.0%	34件	28.8%	33件	22.3%	106件	18.4%
絶対に導入して欲しくない	4件	2.7%	1件	1.4%	0件	0.0%	6件	12.5%	6件	5.1%	9件	6.1%	27件	4.7%
Webブラウザに限らない	20件	13.5%	9件	12.3%	3件	12.5%	5件	10.4%	9件	7.6%	10件	6.8%	58件	10.1%
その他	4件	2.7%	2件	2.7%	1件	4.2%	1件	2.1%	2件	1.7%	2件	1.4%	13件	2.3%
無回答	8件	5.4%	1件	1.4%	7件	29.2%	0件	0.0%	8件	6.8%	10件	6.8%	38件	6.6%
（合計）	148件	100%	73件	100%	24件	100%	48件	100%	118件	100%	148件	100%	577件	100%

【図表－17E】WEBブラウザ方式の導入希望の割合（業種・規模別）

・ n1=148（大規模の企業）， n2=73（中規模の企業）， n3=24（小規模の企業）， n4=48（大規模の事務所）， n5=118（中規模の事務所）， n6=148（小規模の事務所）



2) クロス集計結果（対象法域別）

対象法域別によるクロス集計の結果、WEB ブラウザ方式の導入希望については、特許・実用新案登録出願件数が多い利用者、意匠登録出願件数が多い利用者及び商標登録出願件数が多い利用者間において、本問における全ての回答者の傾向と比較した場合、大きな差異は見られなかった。

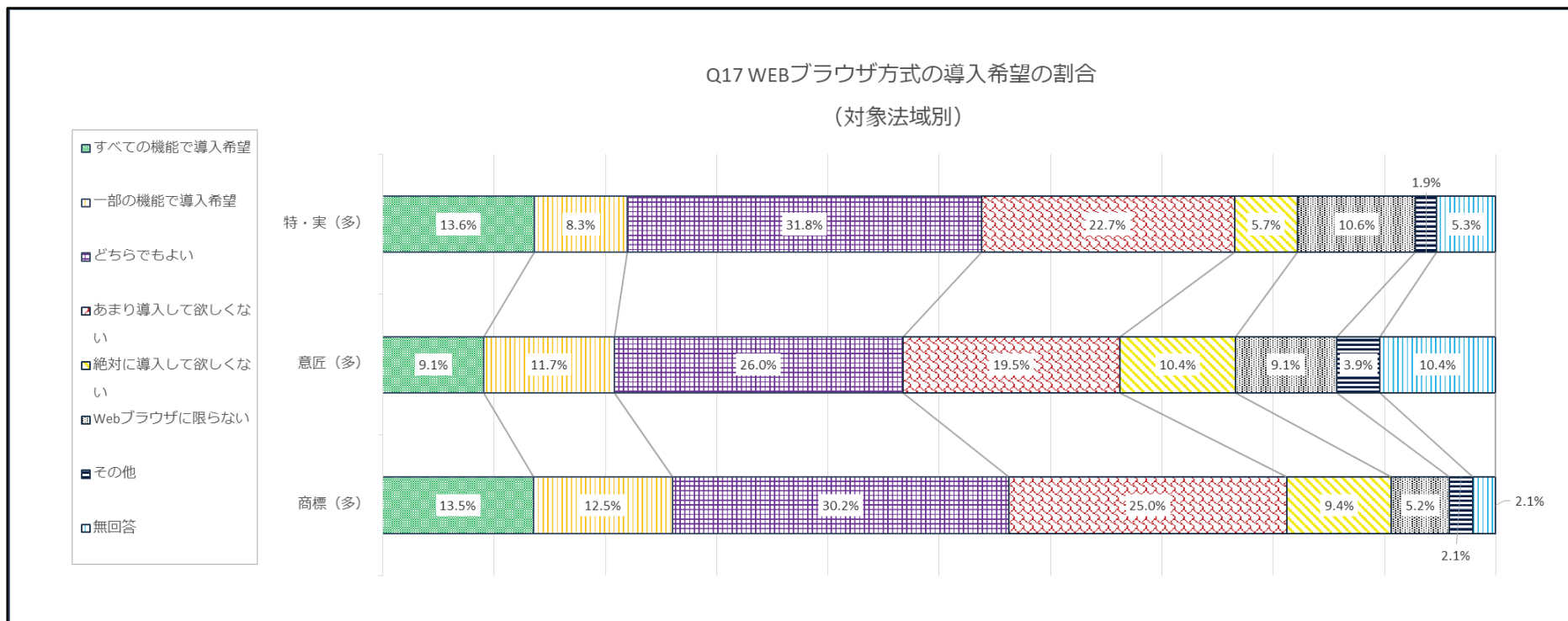
【図表－17F】WEB ブラウザ方式の導入希望（対象法域別）

- ・ N=577（本問における全ての回答者）
- ・ n7=264（特許・実用新案登録出願件数が多い利用者：Q5にて特許の項目が④以上）， n8=77（意匠登録出願件数が多い利用者：Q5にて意匠の項目が③以上）， n9=96（商標登録出願件数が多い利用者：Q5にて商標の項目が③以上）

WEB ブラウザ方式の導入希望	対象法域別						本問における全ての回答者	
	特・実（多）		意匠（多）		商標（多）			
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
すべての機能で導入希望	36件	13.6%	7件	9.1%	13件	13.5%	84件	14.6%
一部の機能で導入希望	22件	8.3%	9件	11.7%	12件	12.5%	42件	7.3%
どちらでもよい	84件	31.8%	20件	26.0%	29件	30.2%	209件	36.2%
あまり導入して欲しくない	60件	22.7%	15件	19.5%	24件	25.0%	106件	18.4%
絶対に導入して欲しくない	15件	5.7%	8件	10.4%	9件	9.4%	27件	4.7%
Webブラウザに限らない	28件	10.6%	7件	9.1%	5件	5.2%	58件	10.1%
その他	5件	1.9%	3件	3.9%	2件	2.1%	13件	2.3%
無回答	14件	5.3%	8件	10.4%	2件	2.1%	38件	6.6%
（合計）	264件	100%	77件	100%	96件	100%	577件	100%

【図表－17G】WEBブラウザ方式の導入希望の割合（対象法域別）

- ・ n7=264（特許・実用新案登録出願件数が多い利用者：Q5にて特許の項目が④以上）， n8=77（意匠登録出願件数が多い利用者：Q5にて意匠の項目が③以上）， n9=96（商標登録出願件数が多い利用者：Q5にて商標の項目が③以上）



3) クロス集計結果（利用システム別）

利用システム別によるクロス集計の結果、紙出願のみの利用者が「すべての機能で導入希望」と回答した割合（22.9パーセント）は、本間における全ての回答者の割合の平均（14.6パーセント）よりも、高いことが分かった。

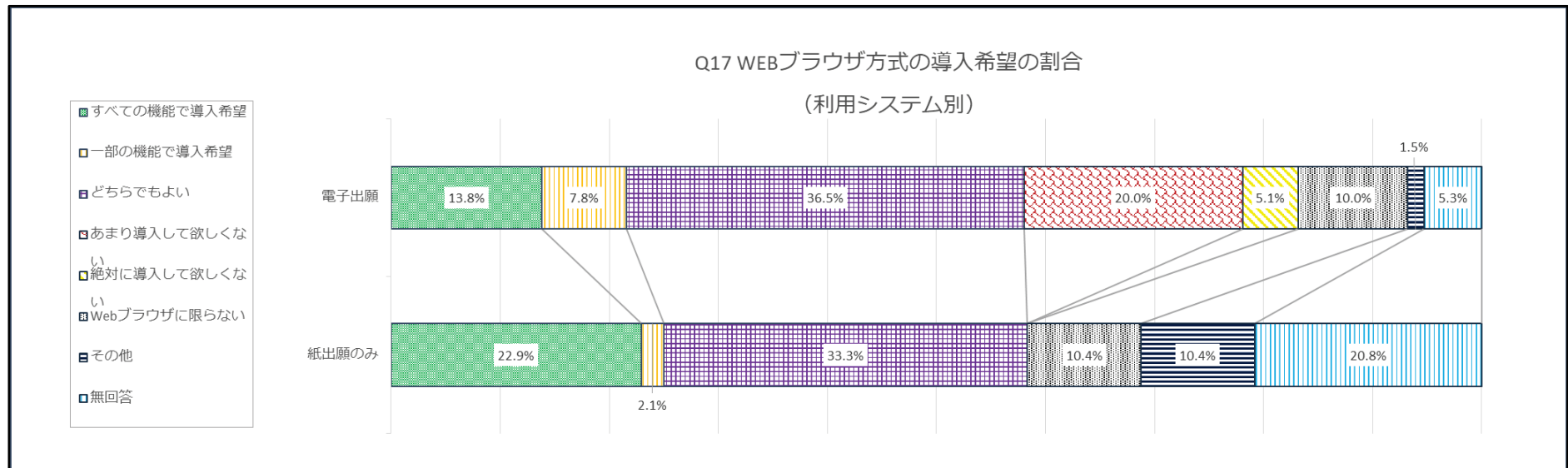
【図表－17H】WEBブラウザ方式の導入希望（利用システム別）

- ・ N=577（本間における全ての回答者）
- ・ n10=529（電子出願の利用者：Q6にてYesと回答した者）， n11=48（紙出願のみの利用者：Q6にてNoと回答した者）

WEBブラウザ方式の導入希望	利用システム別				本間における全ての回答者	
	電子出願		紙出願のみ		回答数	割合
	回答数	割合	回答数	割合		
すべての機能で導入希望	73件	13.8%	11件	22.9%	84件	14.6%
一部の機能で導入希望	41件	7.8%	1件	2.1%	42件	7.3%
どちらでもよい	193件	36.5%	16件	33.3%	209件	36.2%
あまり導入して欲しくない	106件	20.0%	0件	0.0%	106件	18.4%
絶対に導入して欲しくない	27件	5.1%	0件	0.0%	27件	4.7%
Webブラウザに限らない	53件	10.0%	5件	10.4%	58件	10.1%
その他	8件	1.5%	5件	10.4%	13件	2.3%
無回答	28件	5.3%	10件	20.8%	38件	6.6%
（合計）	529件	100%	48件	100%	577件	100%

【図表－17I】WEBブラウザ方式の導入希望の割合（利用システム別）

・ n10=529（電子出願の利用者：Q6にてYesと回答した者）， n11=48（紙出願のみの利用者：Q6にてNoと回答した者）



② 電子出願システムにおいて WEB ブラウザを利用した手続を採用する際に想定される利点と課題

WEB ブラウザ方式の導入に伴い想定される利点と課題について、利点としては、「準備が楽になる」(146 件, 25.3 パーセント) が最も多く挙げられ、次いで、「専用の PC が不要」となる (138 件, 23.9 パーセント) とする意見が多く寄せられた。

一方、課題としては、「ハッキングの懸念」(154 件, 26.7 パーセント) が最も多く、次いで、「なりすましが容易」(131 件, 22.7 パーセント)、マルウェアの感染 (131 件, 22.7 パーセント) が挙げられた。

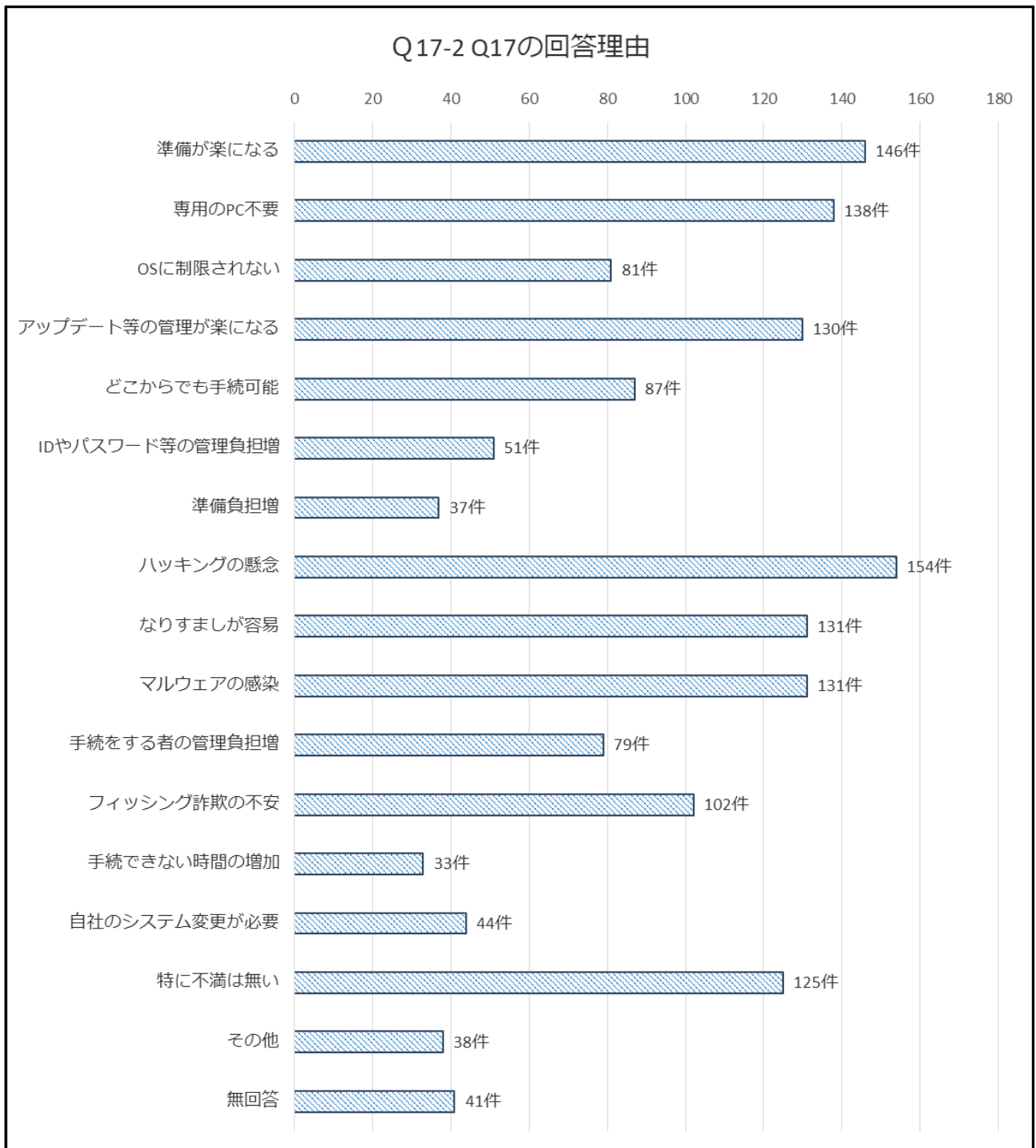
【図表－18A】 WEB ブラウザ方式の導入に伴い想定される利点と課題

n=577 *複数回答可

回答理由	回答数	割合
準備が楽になる	146 件	25.3%
専用の PC 不要	138 件	23.9%
OS に制限されない	81 件	14.0%
アップデート等の管理が楽になる	130 件	22.5%
どこからでも手続可能	87 件	15.1%
ID やパスワード等の管理負担増	51 件	8.8%
準備負担増	37 件	6.4%
ハッキングの懸念	154 件	26.7%
なりすましが容易	131 件	22.7%
マルウェアの感染	131 件	22.7%
手続をする者の管理負担増	79 件	13.7%
フィッシング詐欺の不安	102 件	17.7%
手続できない時間の増加	33 件	5.7%
自社のシステム変更が必要	44 件	7.6%
特に不満は無い	125 件	21.7%
その他	38 件	6.6%
無回答	41 件	7.1%
(合計)	1548 件	268.3%

【図表－18B】WEB ブラウザ方式の導入に伴い想定される利点と課題

n = 577 *複数回答可



③ WEB ブラウザを利用した手続を導入する際に、備えるべき機能、ユーザー利便性が向上する機能

WEB ブラウザ方式の導入に際し、希望する方式又は機能について、WEB ブラウザの要望としては、「Internet Explorer」(103 件, 81.7 パーセント) が最も多く寄せられ、次いで「Google Chrome」(69 件, 54.8 パーセント) が挙げられた。また、その他として、Firefox を希望するユーザーも一定数存在した。

法域については、「特許」(105 件, 83.3 パーセント) が最も多く、次いで、「商標」(98 件, 77.8 パーセント) への希望が多く寄せられた。

手続の種類については、「出願手続」(103 件, 81.7 パーセント) が最も多く、次いで、「中間手続」(102 件, 81.0 パーセント) への希望が存在した。

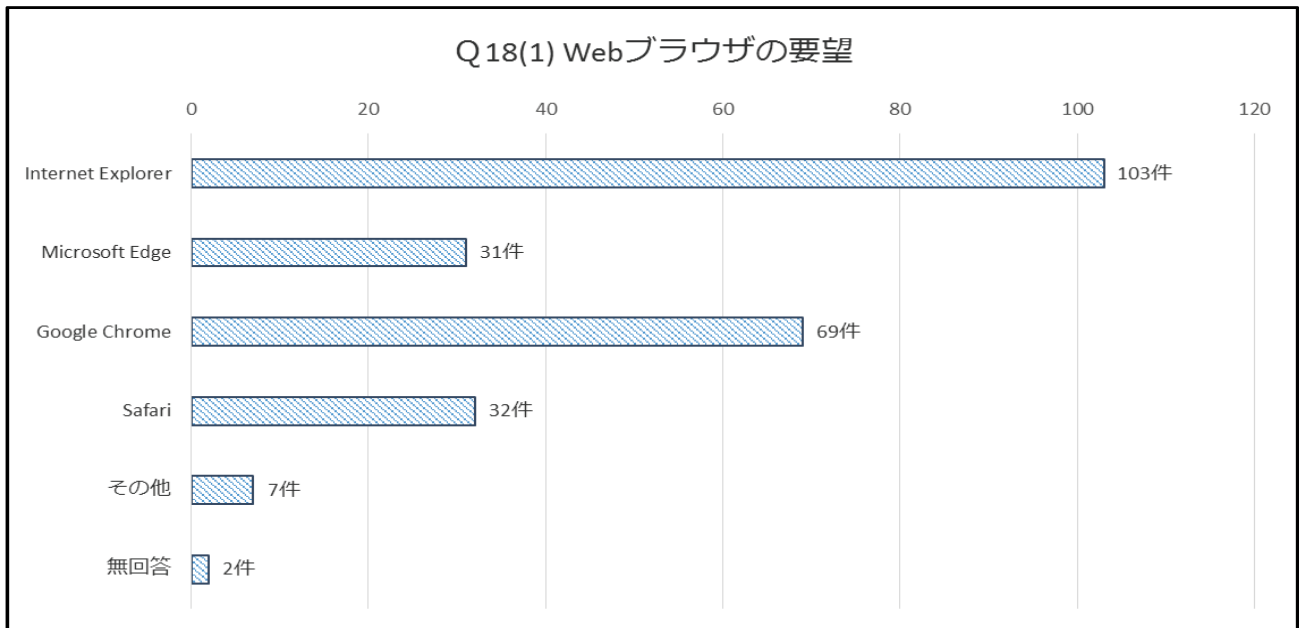
さらに、その他の要望として、「ファイルをアップロード」(58 件, 46.0) が挙げられた。

【図表－19A】 WEB ブラウザ方式の導入に際し、希望する方式又は機能等

n=126 (Q17 にて (1) 又は (2) と回答した者) *複数回答可

(1) WEB ブラウザの要望希望	回答数	割合
Internet Explorer	103 件	81.7%
Microsoft Edge	31 件	24.6%
Google Chrome	69 件	54.8%
Safari	32 件	25.4%
その他	7 件	5.6%
無回答	2 件	1.6%
(合計)	244 件	193.7%

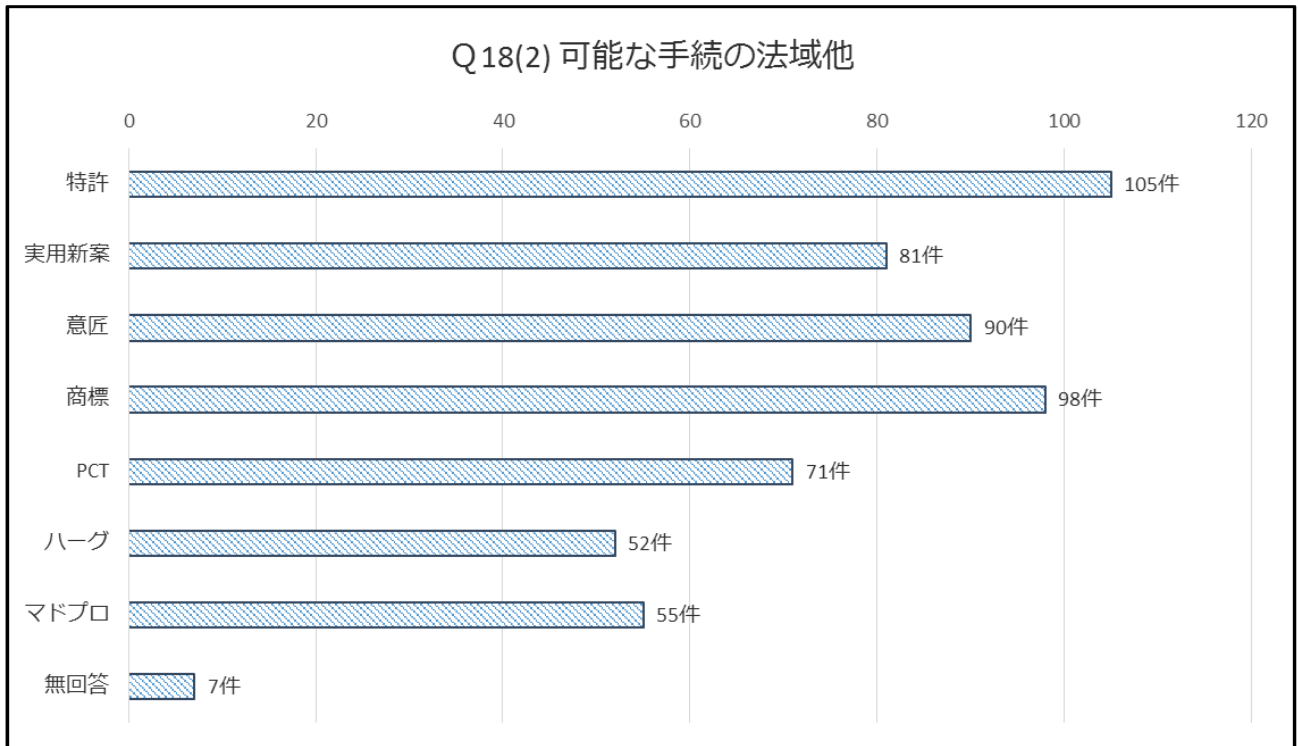
【図表－19B】WEBブラウザ方式の導入に際し、希望する方式又は機能等
 n=126 (Q17にて(1)又は(2)と回答した者) *複数回答可



【図表－19C】WEBブラウザ方式の導入に際し、希望する方式又は機能等
 n=126 (Q17にて(1)又は(2)と回答した者) *複数回答可

(2) 可能な手続の法域他	回答数	割合
特許	105件	83.3%
実用新案	81件	64.3%
意匠	90件	71.4%
商標	98件	77.8%
PCT	71件	56.3%
ハーグ	52件	41.3%
マドプロ	55件	43.7%
無回答	7件	5.6%
(合計)	559件	443.7%

【図表－19D】WEBブラウザ方式の導入に際し、希望する方式又は機能等
n=126 (Q17にて(1)又は(2)と回答した者) *複数回答可



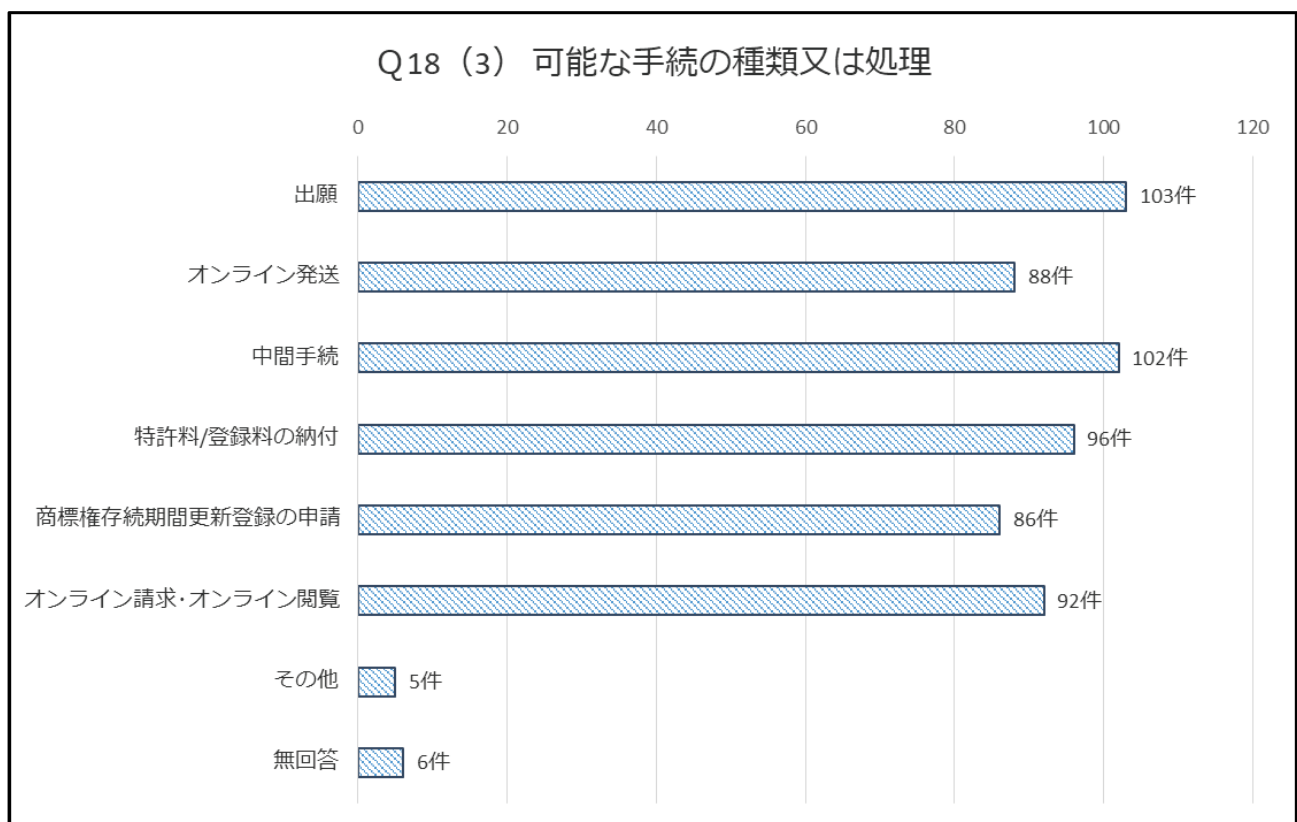
【図表－19E】WEBブラウザ方式の導入に際し、希望する方式又は機能等

n=126 (Q17にて(1)又は(2)と回答した者) *複数回答可

(3) 可能な手続の種類又は処理	回答数	割合
出願	103件	81.7%
オンライン発送	88件	69.8%
中間手続	102件	81.0%
特許料/登録料の納付	96件	76.2%
商標権存続期間更新登録の申請	86件	68.3%
オンライン請求・オンライン閲覧	92件	73.0%
その他	5件	4.0%
無回答	6件	4.8%
(合計)	578件	458.7%

【図表－19F】WEBブラウザ方式の導入に際し、希望する方式又は機能等

n=126 (Q17にて(1)又は(2)と回答した者) *複数回答可



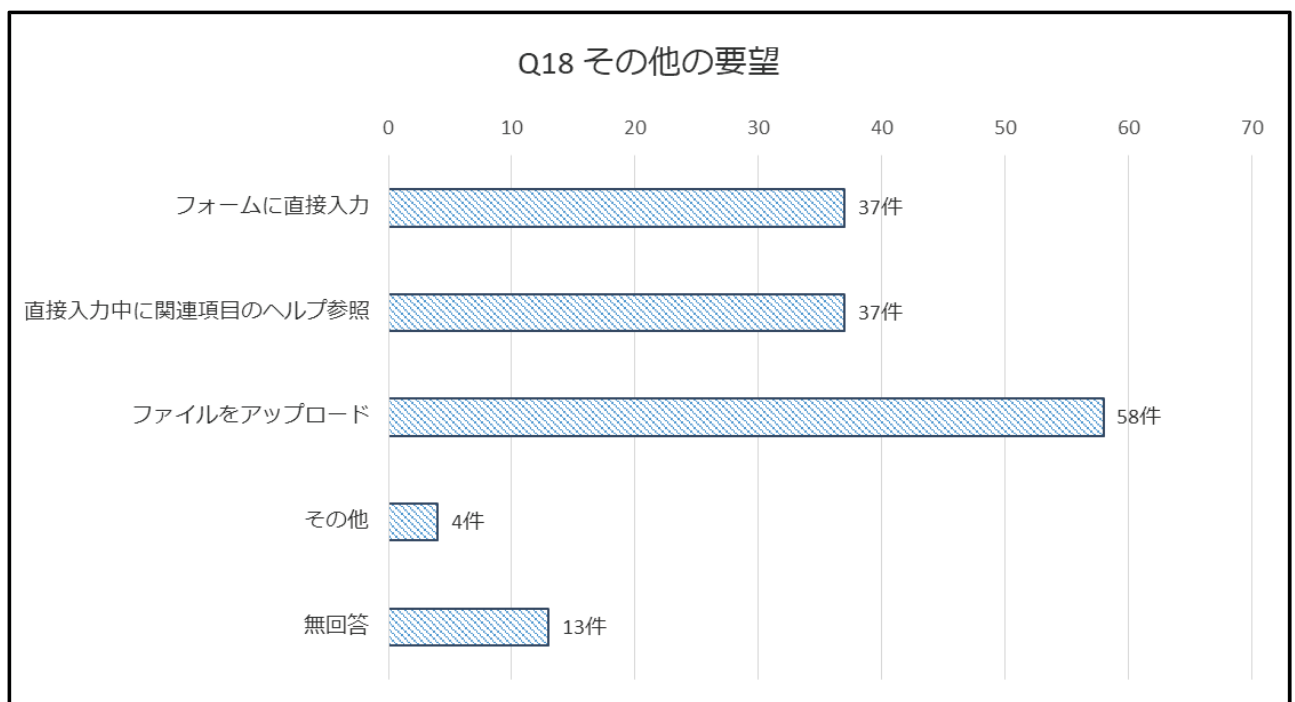
【図表－19G】WEBブラウザ方式の導入に際し、希望する方式又は機能等

n=126 (Q17にて(1)又は(2)と回答した者) *複数回答可

その他の要望	回答数	割合
フォームに直接入力	37件	29.4%
直接入力中に関連項目のヘルプ参照	37件	29.4%
ファイルをアップロード	58件	46.0%
その他	4件	3.2%
無回答	13件	10.3%
(合計)	149件	118.3%

【図表－19H】WEBブラウザ方式の導入に際し、希望する方式又は機能等

n=126 (Q17にて(1)又は(2)と回答した者) *複数回答可



(iii) 電子出願システムにおける電子証明書の利用に関する意見

- ① 電子出願システムにおける手続で各種電子証明書の利用しない電子出願を導入する場合の課題（技術的課題、セキュリティ上の課題など）

(a) 電子証明書の必要性

電子証明書の必要性について、「必須だと思う」（302件，52.3パーセント）が最も多く、次いで、「できれば使いたくない」（101件，17.5パーセント）とする回答が多く寄せられた。

また、コメントとして、電子証明書の必要性を認識した上で、特許庁専用の証明書があるとよいのではないかと、といった意見も一定数寄せられた。

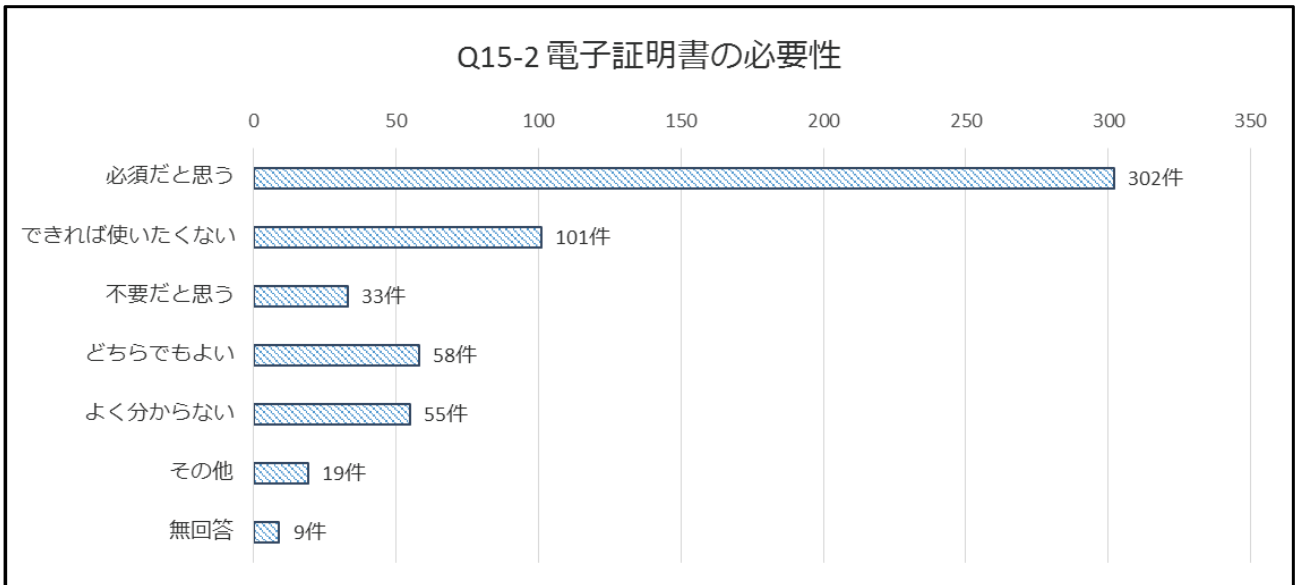
【図表－20A】電子証明書の必要性

n = 577

電子証明書の必要性	回答数	割合
必須だと思う	302件	52.3%
できれば使いたくない	101件	17.5%
不要だと思う	33件	5.7%
どちらでもよい	58件	10.1%
よく分からない	55件	9.5%
その他	19件	3.3%
無回答	9件	1.6%
(合計)	577件	100%

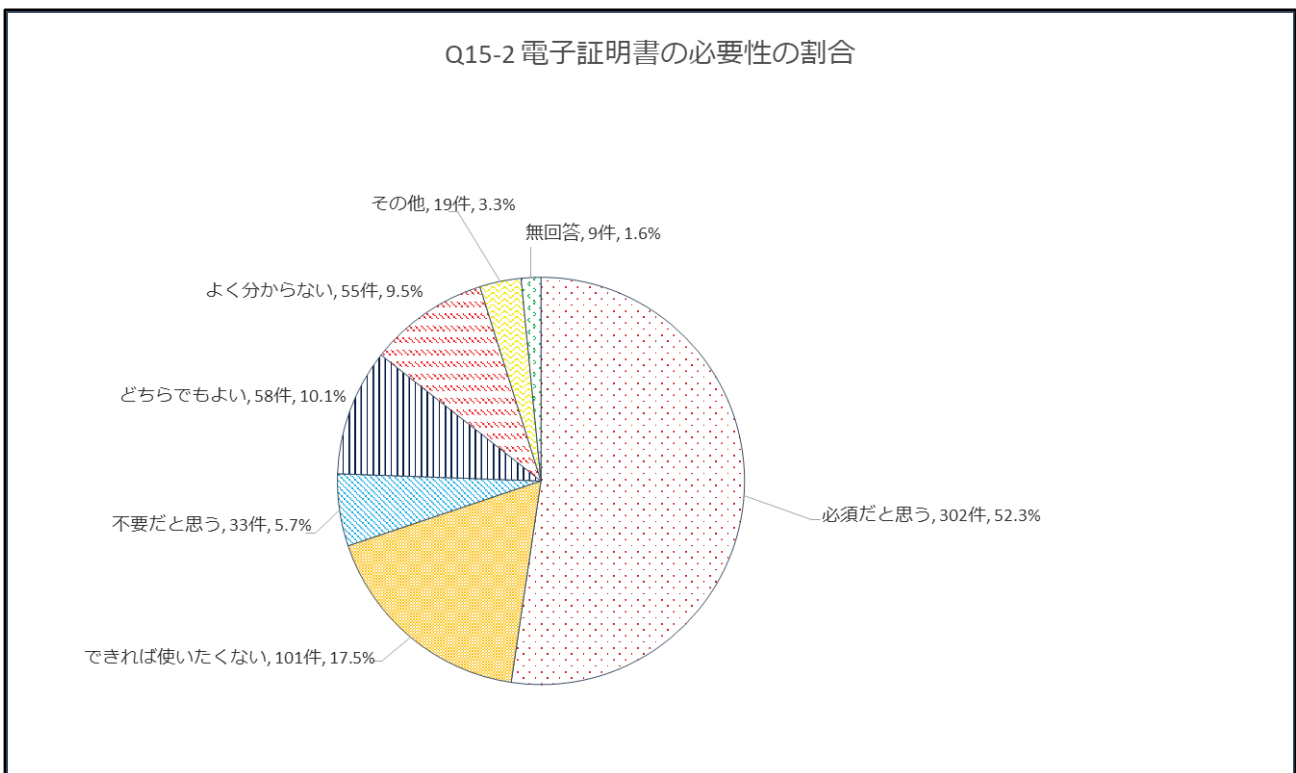
【図表－20B】電子証明書の必要性

n = 577



【図表－20C】電子証明書の必要性についての回答者の割合

n = 577



1) クロス集計結果（業種・規模別）

業種・規模別によるクロス集計の結果、小規模の企業及び小規模の事務所では、「よく分からない」と回答した割合（小規模の企業：29.2パーセント、小規模の事務所：13.5パーセント）が、本問における全ての回答者の割合の平均（9.5パーセント）よりも、高いことが分かった。

【図表－20D】電子証明書の必要性についての回答者（業種・規模別）

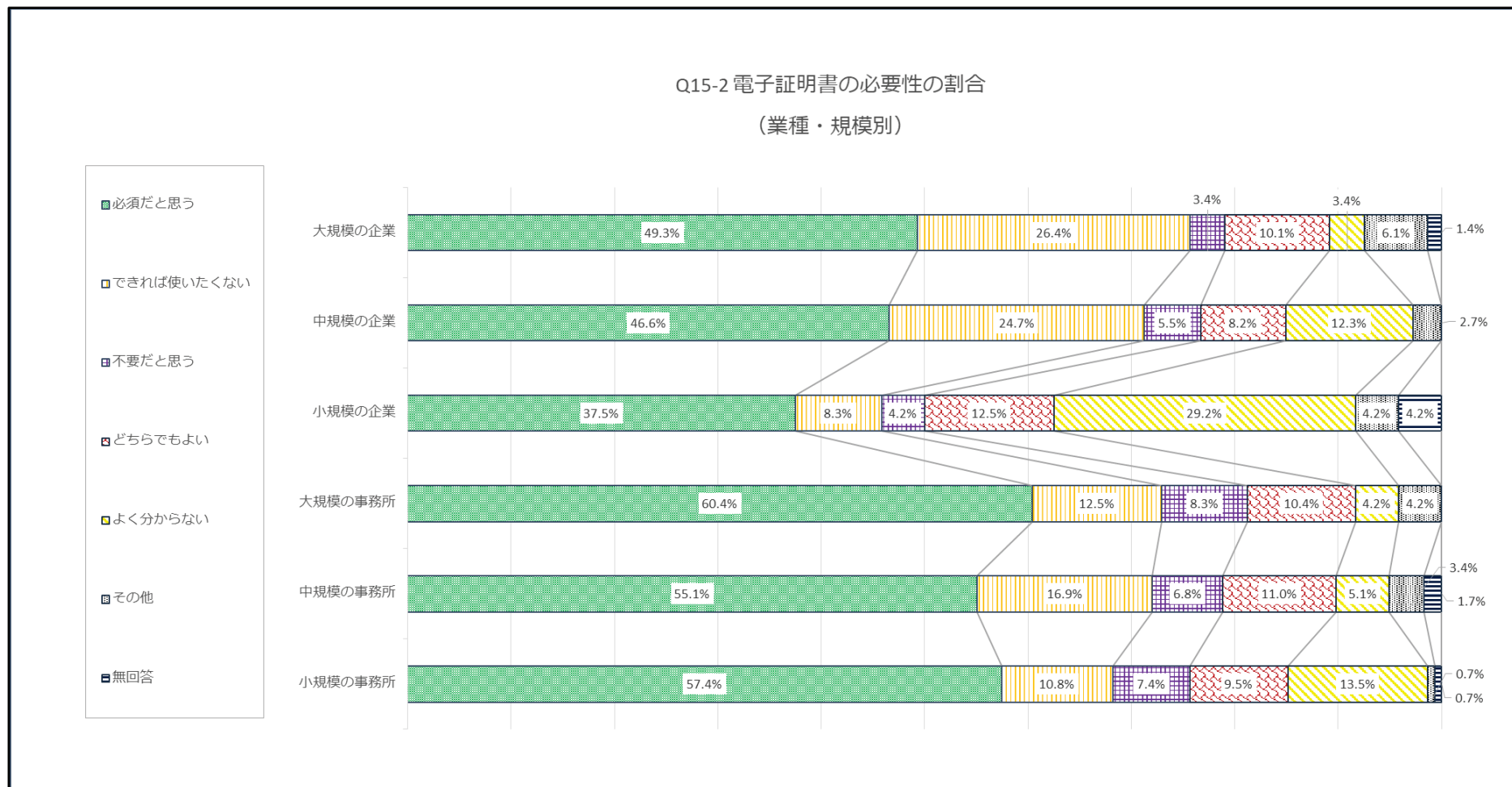
- ・ N=577（本問における全ての回答者）
- ・ n1=148（大規模の企業）， n2=73（中規模の企業）， n3=24（小規模の企業）， n4=48（大規模の事務所）， n5=118（中規模の事務所）， n6=148（小規模の事務所）

n1=148 n2=73 n3=24 n4=48 n5=118 n6=148 N=577

電子証明書の必要性	業種・規模別												本問における 全ての回答者	
	企業						事務所							
	大規模		中規模		小規模		大規模		中規模		小規模			
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合		
必須だと思う	73件	49.3%	34件	46.6%	9件	37.5%	29件	60.4%	65件	55.1%	85件	57.4%	302件	52.3%
できれば使いたくない	39件	26.4%	18件	24.7%	2件	8.3%	6件	12.5%	20件	16.9%	16件	10.8%	101件	17.5%
不要だと思う	5件	3.4%	4件	5.5%	1件	4.2%	4件	8.3%	8件	6.8%	11件	7.4%	33件	5.7%
どちらでもよい	15件	10.1%	6件	8.2%	3件	12.5%	5件	10.4%	13件	11.0%	14件	9.5%	58件	10.1%
よく分からない	5件	3.4%	9件	12.3%	7件	29.2%	2件	4.2%	6件	5.1%	20件	13.5%	55件	9.5%
その他	9件	6.1%	2件	2.7%	1件	4.2%	2件	4.2%	4件	3.4%	1件	0.7%	19件	3.3%
無回答	2件	1.4%	0件	0.0%	1件	4.2%	0件	0.0%	2件	1.7%	1件	0.7%	9件	1.6%
（合計）	148件	100%	73件	100%	24件	100%	48件	100%	118件	100%	148件	100%	577件	100%

【図表－20E】電子証明書の必要性についての回答者の割合（業種・規模別）

・ n1=148（大規模の企業）， n2=73（中規模の企業）， n3=24（小規模の企業）， n4=48（大規模の事務所），
n5=118（中規模の事務所）， n6=148（小規模の事務所）



2) クロス集計結果（対象法域別）

対象法域別によるクロス集計の結果、意匠登録出願件数が多い利用者及び商標登録出願件数が多い利用者が「どちらでもよい」と回答した割合（意匠（多）：15.6パーセント、商標（多）：17.7パーセント）は、本間における全ての回答者の割合の平均（10.1パーセント）よりも、高いことが分かった。

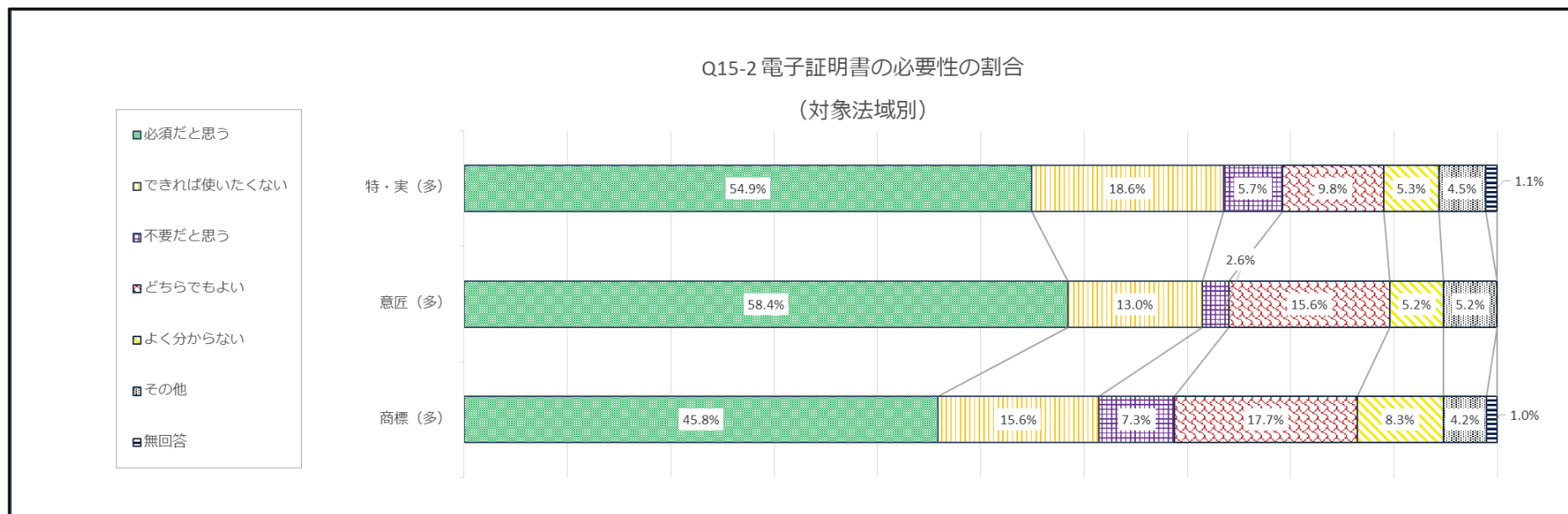
【図表－20F】電子証明書の必要性についての回答者（対象法域別）

- ・ N=577（本間における全ての回答者）
- ・ n7=264（特許・実用新案登録出願件数が多い利用者：Q5にて特許の項目が④以上）， n8=77（意匠登録出願件数が多い利用者：Q5にて意匠の項目が③以上）， n9=96（商標登録出願件数が多い利用者：Q5にて商標の項目が③以上）

電子証明書の必要性	対象法域別						本間における全ての回答者	
	特・実（多）		意匠（多）		商標（多）		回答数	割合
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合		
必須だと思う	145件	54.9%	45件	58.4%	44件	45.8%	302件	52.3%
できれば使いたくない	49件	18.6%	10件	13.0%	15件	15.6%	101件	17.5%
不要だと思う	15件	5.7%	2件	2.6%	7件	7.3%	33件	5.7%
どちらでもよい	26件	9.8%	12件	15.6%	17件	17.7%	58件	10.1%
よく分からない	14件	5.3%	4件	5.2%	8件	8.3%	55件	9.5%
その他	12件	4.5%	4件	5.2%	4件	4.2%	19件	3.3%
無回答	3件	1.1%	0件	0.0%	1件	1.0%	9件	1.6%
（合計）	264件	100%	77件	100%	96件	100%	577件	100%

【図表－20G】電子証明書の必要性についての回答者の割合（対象法域別）

・ n7=264（特許・実用新案登録出願件数が多い利用者：Q5にて特許の項目が④以上）， n8=77（意匠登録出願件数が多い利用者：Q5にて意匠の項目が③以上）， n9=96（商標登録出願件数が多い利用者：Q5にて商標の項目が③以上）



3) クロス集計結果（利用システム別）

利用システム別によるクロス集計の結果、紙出願のみの利用者が「よく分からない」と回答した割合（37.5パーセント）は、本間における全ての回答者の割合の平均（9.5パーセント）よりも、高いことが分かった。

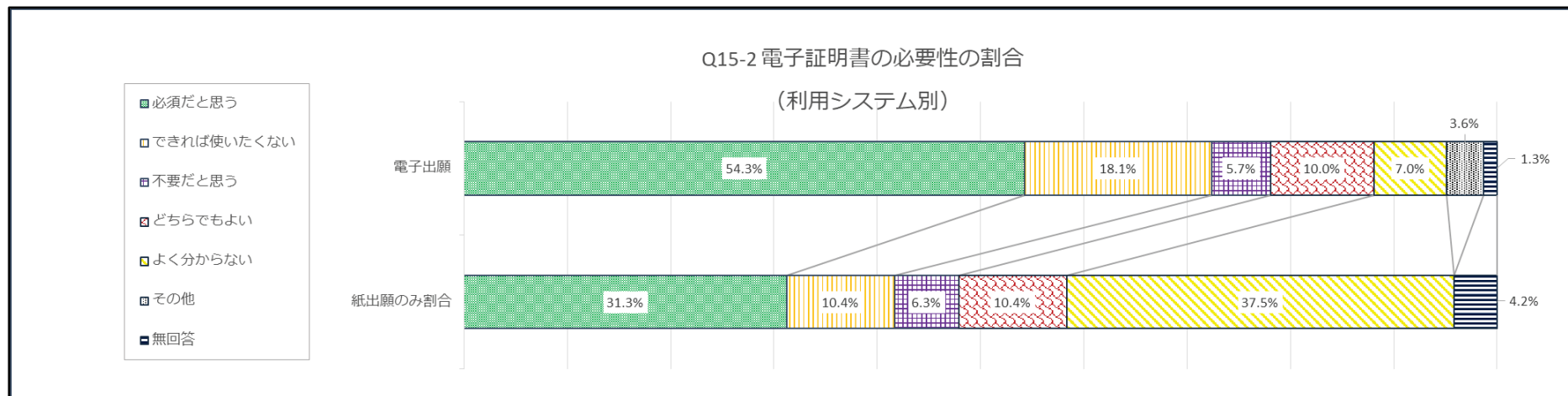
【図表－20H】電子証明書の必要性についての回答者（利用システム別）

- ・ N=577（本間における全ての回答者）
- ・ n10=529（電子出願の利用者：Q6にてYesと回答した者）， n11=48（紙出願のみの利用者：Q6にてNoと回答した者）

電子証明書の必要性	利用システム別				本間における全ての回答者	
	電子出願		紙出願のみ		回答数	割合
	回答数	割合	回答数	割合		
必須だと思う	287件	54.3%	15件	31.3%	302件	52.3%
できれば使いたくない	96件	18.1%	5件	10.4%	101件	17.5%
不要だと思う	30件	5.7%	3件	6.3%	33件	5.7%
どちらでもよい	53件	10.0%	5件	10.4%	58件	10.1%
よく分からない	37件	7.0%	18件	37.5%	55件	9.5%
その他	19件	3.6%	0件	0.0%	19件	3.3%
無回答	7件	1.3%	2件	4.2%	9件	1.6%
（合計）	529件	100%	48件	100%	577件	100%

【図表－20I】電子証明書の必要性についての回答者の割合（利用システム別）

・ n10=529（電子出願の利用者：Q6にてYesと回答した者）， n11=48（紙出願のみの利用者：Q6にてNoと回答した者）



(b) 電子証明書を必要と考える理由

電子証明書を必要又は不要と考える理由について、必要と考える理由としては、「**「**手続をする者を特定してなりすましを防ぐため」(336件, 59.2パーセント)が最も多く挙げられた。

一方、不要と考える理由としては、「**「**電子証明書の管理が面倒」(130件, 22.9パーセント)、「**「**電子証明書の取得や更新に費用がかかる」(116件, 20.4パーセント)点が挙げられた。

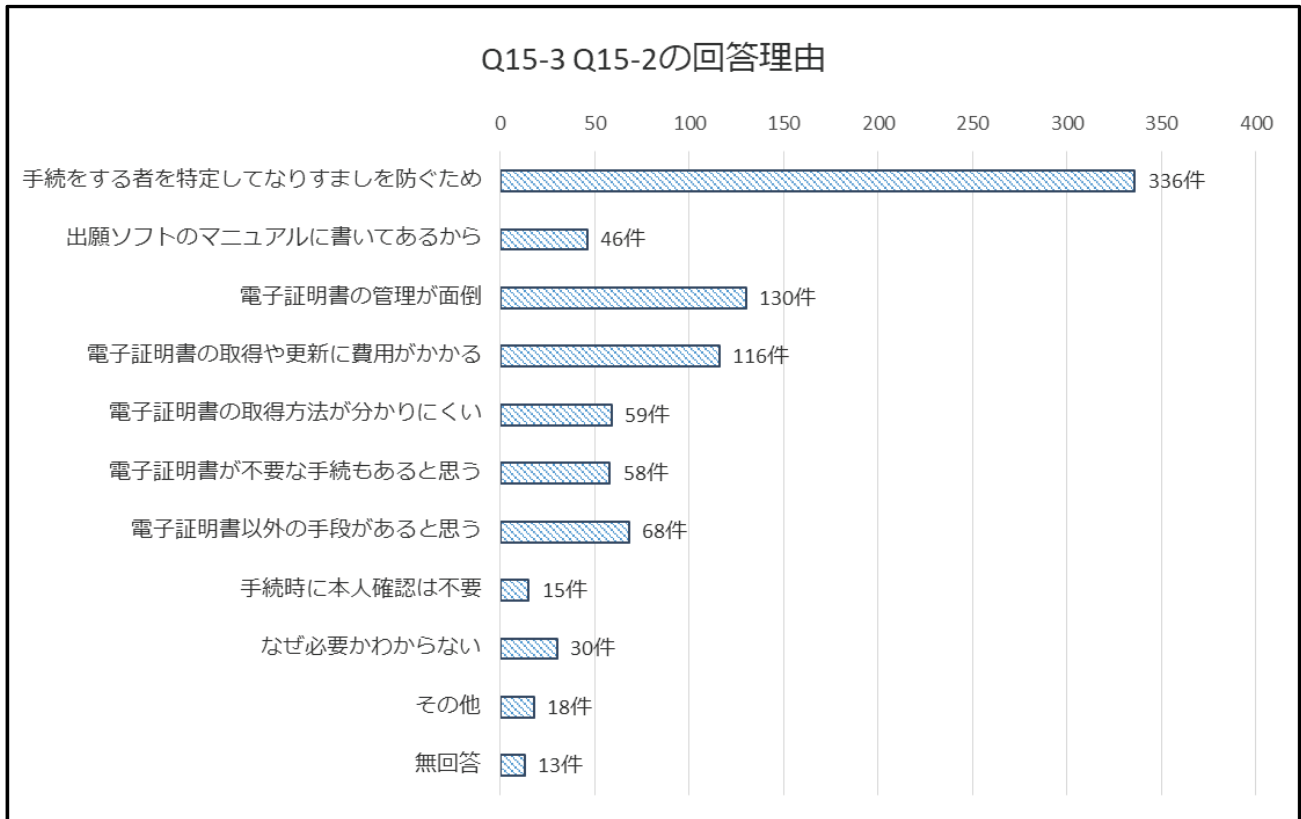
【図表－21A】電子証明書を必要又は不要と考える理由

n=568 (Q15にて回答した者) *複数回答可

理由	回答数	割合
手続をする者を特定してなりすましを防ぐため	336件	59.2%
出願ソフトのマニュアルに書いてあるから	46件	8.1%
電子証明書の管理が面倒	130件	22.9%
電子証明書の取得や更新に費用がかかる	116件	20.4%
電子証明書の取得方法が分かりにくい	59件	10.4%
電子証明書が不要な手続もあると思う	58件	10.2%
電子証明書以外の手段があると思う	68件	12.0%
手続時に本人確認は不要	15件	2.6%
なぜ必要かわからない	30件	5.3%
その他	18件	3.2%
無回答	13件	2.3%
(合計)	889件	156.5%

【図表－ 2 1 B】 電子証明書を必要又は不要と考える理由

n = 568 (Q15にて回答した者) *複数回答可



② 電子出願システムにおける手続で各種電子証明書の利用しない電子出願の導入態様

(a) 電子証明書が必要でないと思われる手続

電子証明書が必要でないと思われる手続について、「特許料／登録料の納付」(38件, 64.4パーセント)が最も多く、次いで、「ファイル記録の閲覧申請／受信」(34件, 57.6パーセント)、「出願審査請求」(24件, 40.7パーセント)が多く挙げられた。

また、その他として、刊行物の提出についても一定数意見が寄せられた。

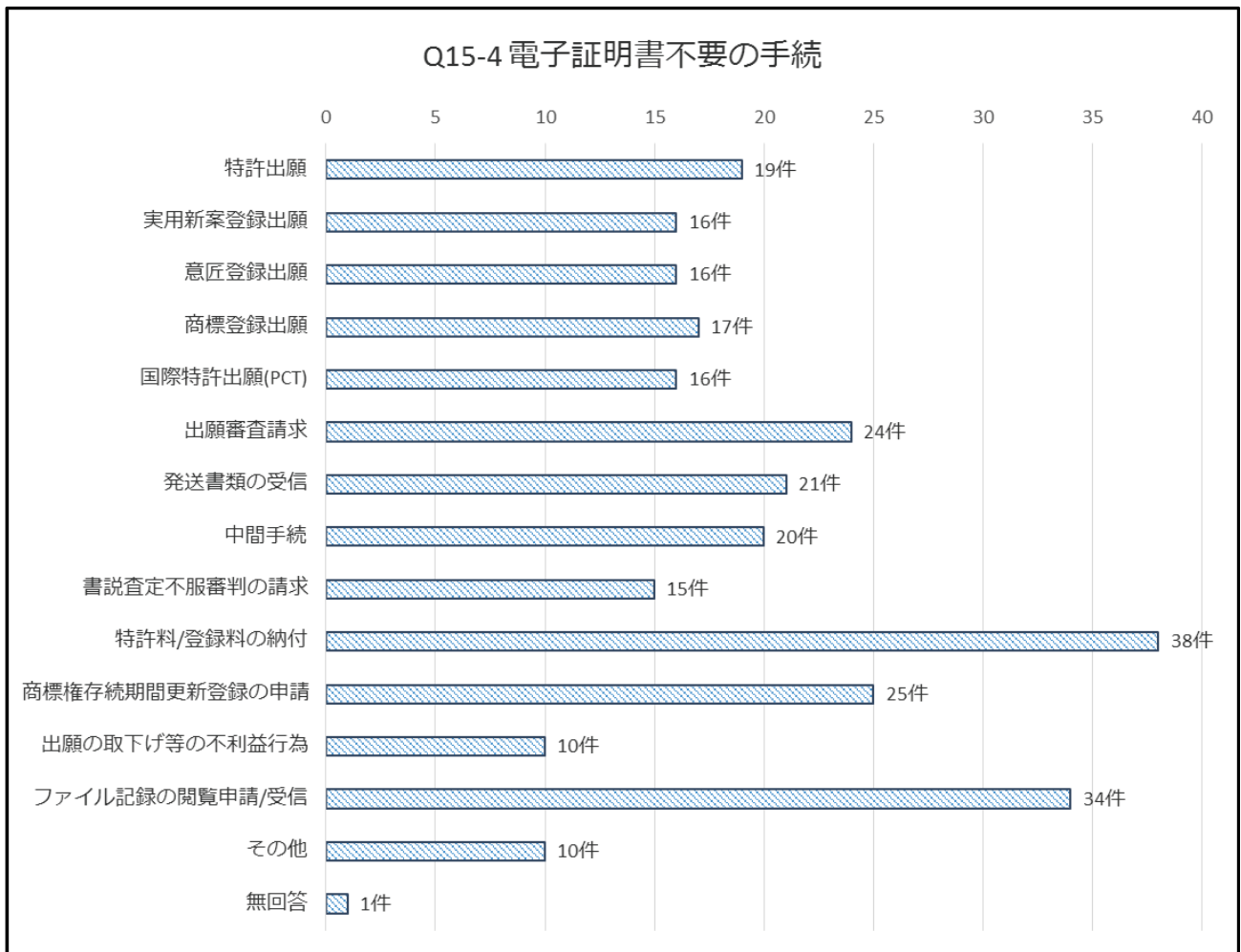
【図表－22A】電子証明書が必要でないと思われる手続

n=59 (Q15-3にて(6)と回答した者) *複数回答可

電子証明書不要の手続	回答数	割合
特許出願	19件	32.2%
実用新案登録出願	16件	27.1%
意匠登録出願	16件	27.1%
商標登録出願	17件	28.8%
国際特許出願 (PCT)	16件	27.1%
出願審査請求	24件	40.7%
発送書類の受信	21件	35.6%
中間手続	20件	33.9%
書説査定不服審判の請求	15件	25.4%
特許料／登録料の納付	38件	64.4%
商標権存続期間更新登録の申請	25件	42.4%
出願の取下げ等の不利益行為	10件	16.9%
ファイル記録の閲覧申請／受信	34件	57.6%
その他	10件	16.9%
無回答	1件	1.7%
(合計)	282件	478.0%

【図表－２２Ｂ】電子証明書が必要でないと思われる手続

n=59 (Q15-3にて(6)と回答した者) *複数回答可



(iv) その他（申請人特定情報の検討）

- ① 電子出願システム手続において既存の識別番号に代えて利用可能な申請人特定情報の検討（例えば、マイナンバー又は法人番号）

(a) 申請人特定情報の検討

申請人特定情報の検討については、「識別番号のままでよい」（344件、59.6パーセント）とする回答が最も多く、次いで、「どちらでもよい」（106件、18.4パーセント）とする回答が多く寄せられた。

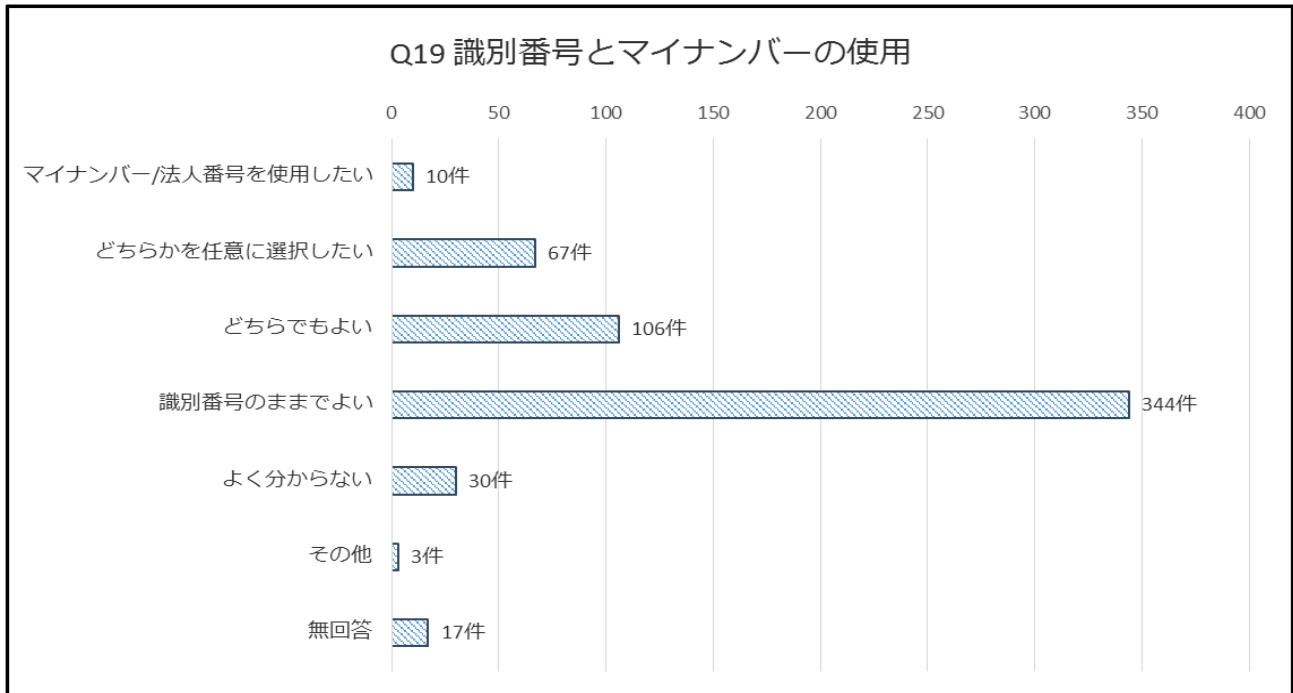
【図表－23A】申請人特定情報の検討

n=577

識別番号とマイナンバーの使用	回答数	割合
マイナンバー／法人番号を使用したい	10件	1.7%
どちらかを任意に選択したい	67件	11.6%
どちらでもよい	106件	18.4%
識別番号のままでよい	344件	59.6%
よく分からない	30件	5.2%
その他	3件	0.5%
無回答	17件	2.9%
(合計)	577件	100%

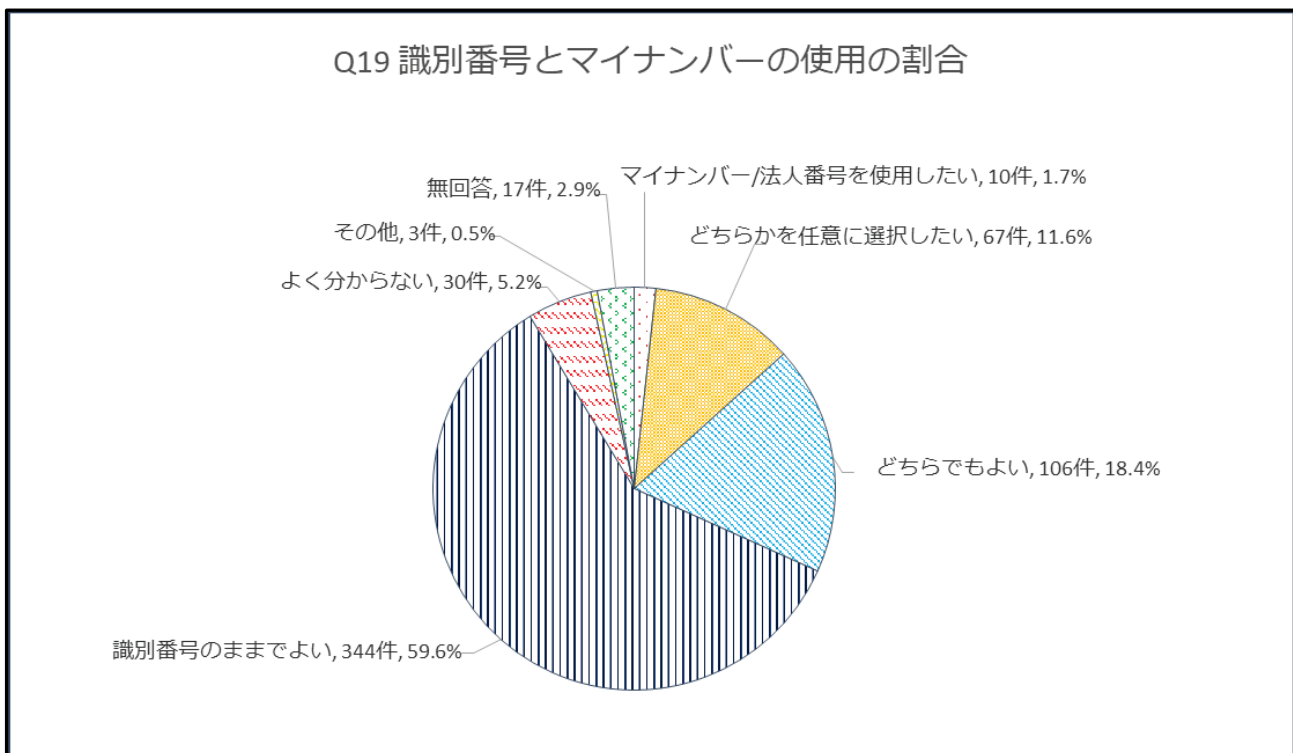
【図表－２３Ｂ】申請人特定情報の検討

n = 577



【図表－２３Ｃ】申請人特定情報の検討

n = 577



(b) 申請人特定情報の検討の回答理由

申請人特定情報の検討の回答理由としては、「従来識別番号を使用していたので変えたくない」(243件, 43.4パーセント)が最も多く、次いで、「マイナンバーが漏洩する危険性がある」(225件, 40.2パーセント)、「どちらでも特に変わらない」(112件, 20.0パーセント)とする回答が多く寄せられた。

また、コメントとして、マイナンバーの管理に不安を覚える旨の回答が多く存在した。

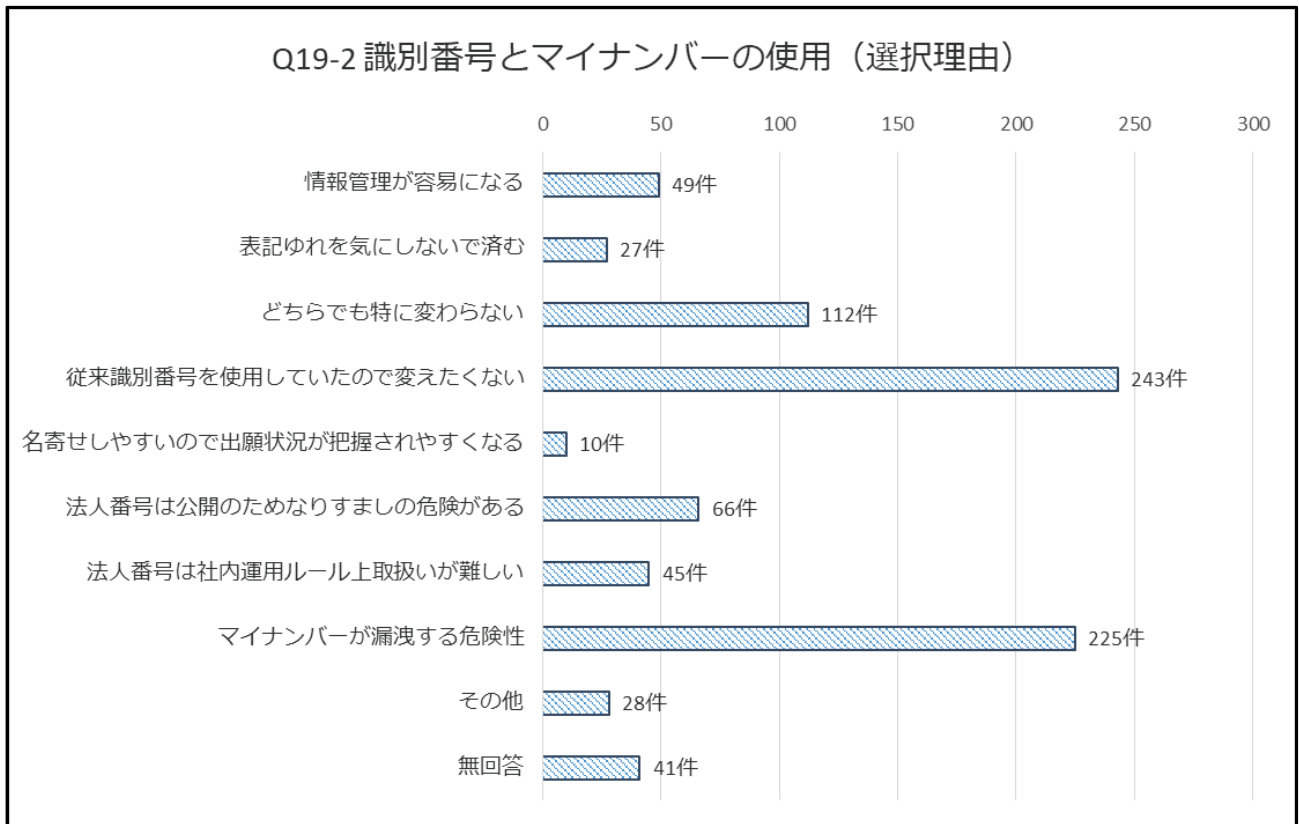
【図表－24A】申請人特定情報の検討の回答理由

n=560 (Q19に回答した者) *複数回答可

回答理由	回答数	割合
情報管理が容易になる	49件	8.8%
表記ゆれを気にしないで済む	27件	4.8%
どちらでも特に変わらない	112件	20.0%
従来識別番号を使用していたので変えたくない	243件	43.4%
名寄せしやすいので出願状況が把握されやすくなる	10件	1.8%
法人番号は公開のためなりすましの危険がある	66件	11.8%
法人番号は社内運用ルール上取扱いが難しい	45件	8.0%
マイナンバーが漏洩する危険性	225件	40.2%
その他	28件	5.0%
無回答	41件	7.3%
(合計)	846件	151.1%

【図表－24B】申請人特定情報の検討の回答理由

n=560（Q19に回答した者）*複数回答可



以上

IV. 国内ヒアリング調査

1. 国内ヒアリング調査の調査方法

(1) ヒアリング対象者について

(i) 国内ユーザーヒアリング調査

国内質問票調査の回答者から、国内企業・弁理士事務所等のユーザー10者をヒアリング対象者とした。選定の際には、自社で電子出願を行っている企業・弁理士事務所の中から選定し、年間出願件数が大規模な者から小規模な者まで、網羅的に選定するように配慮した。加えて、対象者の選択に際しては、現行のシステムに対し満足している者及び不満を有している者、WEB ブラウザ方式のシステムへの要望について賛成の者及び反対の者、電子証明書の取扱いに関して肯定的な意見を有する者、否定的な意見を有する者等、どちらかの意見を有する者に偏りのないよう配慮した。

(ii) 国内専門家ヒアリング調査

様々な側面からの意見を広く収集するため、電子申請システムに関する専門家として、政策的、法的、技術的側面からの専門家として4名をそれぞれ対象者として選定した。

(2) 質問内容について

(i) 国内ユーザーヒアリング調査

国内質問票調査の結果を踏まえ、現行システムの課題、電子出願システムに求めること、電子証明書に関する取扱いを中心にヒアリングを行った。その他、国内の他の電子申請システム及び海外知財庁のシステムの利用経験の有無及び日本の電子出願システムを考える上で参考となるこれらの機能についても補充的に質問を行った。

(ii) 国内専門家ヒアリング調査

電子申請においてWEB ブラウザをベースとした電子申請システムの導入態様、各種電子証明書の利用をせず電子申請を受け付ける場合の課題（技術的課題、セキュリティ上の課題など）について質問項目を設定し、ヒアリングを行った。

2. 国内ヒアリング調査の調査結果

(1) 調査結果の概要

(i) 国内ユーザーヒアリング調査について

現行のインターネット出願ソフトを中心とした電子出願システムの評価は、効率性、安全性及び安定性の点で評価が高く、今後も維持すべきであるという意見であった。

ただし、機能面や操作性の点での改善要望や、電子証明書の取得及び有効期限経過による再取得の手続に関する改善要望が多く挙げられた。

WEB ブラウザ方式のシステムの導入に関しては、肯定的及び否定的な意見の双方があったが、否定的な立場を取るユーザーの中には、一部導入又は現行のインターネット出願ソフトの機能をすべて実現するなどの条件付きで肯定する者もあった。否定的な立場をとるユーザーの中には、一括処理の維持に関しての要望が強く、WEB ブラウザ方式のシステムにおいて単件処理となることへの懸念や、手続の操作担当者の管理負担の増加に関する懸念があることが見受けられた。

(ii) 国内専門家ヒアリング調査について

政府が促進する手続の電子化の流れは今後も続くため、電子出願システムに関しても同様にその方向性は維持すべきである。手続に関しては、電子化されていない手続の電子化が必要となるだろうとの意見を得た。

WEB ブラウザ方式のシステムへの移行を考える場合、これを否定する意見はみられなかったが考慮すべき点は多く、電子証明書によるセキュリティとともに考える必要がある。

電子証明書とセキュリティという観点から考えると、電子申請を受け付ける場合、電子証明書で何を保証するのかまた保証する必要があるのかを考える必要がある。それにより必要なセキュリティレベルやこれを確保するための手続が見えてくるのではないか。単純に電子証明書の必要性という観点からではなく、制度やシステム全体からみたセキュリティの必要性やセキュリティレベルからの検討が必要であり、その後で電子証明書の必要性が低い一部手続やその他の代替手段の検討が可能となるのではないかと意見があった。

(2) 国内ユーザーヒアリング調査結果の詳細

(i) 質問1について

質問1では、現在の電子出願システムで最も困っている又は修正して欲しい点について質問を行った。

現在のインターネット出願ソフトについて、使い勝手がよく特に不満はないといった意見がある一方で、紙の書面による手続が必要なものの電子化、エラーチェック時のエラーメッセージが明りょうでない、電子証明書の管理負担に関する指摘が多く挙げられた。インターネット出願ソフトの機能面としては、データ取込時及び合成時の処理、手数料やファイル管理などの発送処理後の管理等に関する指摘があった。また、制度面にかかわるものとしては、オンライン発送のダウンロード時間の拡張やソフトのバージョンアップ対応の簡易化などについて指摘があった。

以下、四角枠内にヒアリングで得た具体的な意見を示す。

(一部の手続に紙の書面での手続が必要)

- ・紙の書面での手続（例：審判や登録後の手続など）があること。
- ・電子で提出できない書面がある。例えば、登録名義人名義変更、異議や無効審判請求、などがある。
- ・書面でしかできない手続が残っているので、できるだけそれらも電子で対応できるようにして欲しい。
- ・紙手続の書類をPDFで送信できるようになると便利（移転時の譲渡証書など）。印紙を貼るなどの手間もかかる。また、閲覧などで公開されてしまうことも分からなかったため、後で記載内容を吟味すべきであったと思うところはある。
- ・紙の書面でのみ可能な手続が多い。特に新規性喪失の例外の手続で証明書のみ紙で提出する必要があるなど、一つの手続でも書面によって提出方法が異なるものがある。またマドプロ出願も依然として紙書面のままである。紙書面は郵送で特許庁へ送っている。特に不便は感じてはいないものの、電子で提出できるとよい。紙の書面を電子で提出することができるとしたら、PDF化したファイルをJPEG形式などで書面にはりつける方法でもよく、できればPDFファイルをそのまま添付書面として提出できると便利である。マドプロ出願の場合は、ハークのようにWEBブラウザ上に対話式で入力

できるとよい。手続の頻度が低い慣れおらず形式的な指摘を受けることが多いため、WEB上で形式面をチェックしながら行えるとよい。具体的には、「かんたん願書作成」ソフトで書面を作成後そのまま送信できるようなイメージである。対話方式のシステムがあるとしたら、四法の出願手続があるとよい。特にあったらいいと思われるのはマドプロであるが、これは、現時点で電子出願に対応していないことによる。四法では、手続に慣れてしまえば、Wordファイルなどから書面を作成するのは苦ではないが、対話形式のシステムがあれば使いたい。対話式の入力は、特許の明細書のように長文の場合、使いにくいように思われるが、作成途中でその状態を保存できるのであればよいと思う。例えば、USPTOのWEBシステムでは、途中で中断しても次回再度接続した際に作業途中の状態から入力をするのができた。EUIPOの意匠でも同様であった。

(エラーチェック時のメッセージが分かりにくい)

- エラーメッセージが分かりにくい。海外から送付されてきた日本語の翻訳文を読み込むとフォントの関係で文字化けすることがある(クライアントからそのまま提出する旨指示を受けている)。現状では、入力チェック結果ファイルに文字化けに関する警告は表示されず、別途エラー文書印刷で確認するしかない。
- 書式チェック時のエラーが分かりにくい。出願ソフトに習熟している者を前提としているように感じる。出願ソフトを操作し始めて2-3年目位まではエラーメッセージの内容理解につまずくことが多い。
- エラーチェックで検出できるエラーとできないエラーがある。そのため、エラーがない状態で特許庁様へ提出しても、「方式要件を満たさない」との指摘を受ける場合がある。もしそうしたエラーについても、エラーチェックがかかるようなれば、補正手続等の手直しも減る。これは、出願人及び特許庁の双方にとって良いことである。ソフトのチェックで検出できないエラーの具体例としては、正確には思い出せないが、テンプレートに載っていない特殊な手続(住所変更や名義変更)だったと記憶している。事前に特許庁様に電話をかけて確認し、対応できたつもりだったが、方式不備として扱われたことがある。ソフトのエラーチェック機能及び書類作成の手順書の双方の充実化を希望する。エラーチェックに関しては、エラーは確かに表示されるが、その後どうすればよいのか、というような指示は表示されない。「ここは、こういうように変えてください。」というような指示があるだけでもかなり違うと考える。ただし、昔の電子出願システムに比べるとよくなったと感じる。

(オンライン発送)

- ・オンライン発送で、受信前にそのような通知が来ているか分かるとうい。出願番号だけでもよい。また、現在は一括受信しかできないが、一部又は選択して受信できるとよい。
- ・オンライン発送の時間が固定されている。24時間化が無理であれば、できればもっと早い時間から接続可能として欲しい。朝型勤務などの勤務形態の多様化や、クライアントの希望によりオンライン発送で取得した書面の処理の迅速化が求められている。現状の9時から接続開始では、これらに対応することが難しい。

(包袋閲覧がしにくい)

- ・包袋閲覧に関して、最近の特許で拒絶理由通知の応答を J-PlatPat で確認できるが、商標では依然として手続に電子証明書と料金が必要となる。商標でも J-PlatPat で確認できるようになるとよい。
- ・理想的には、今は、手続をしてから閲覧できるまで、数時間くらいかかっているの、すぐに見られるようにして欲しい。
- ・閲覧については、できれば無料でもよいのではないか、とも思う。
- ・包袋閲覧も請求から15分ほど待ち時間が必要であるため、その間に同じ請求をしてしまう場合がある。そのような場合、同じ請求があることの警告や料金について配慮があるとよい。
- ・他社の案件を包袋閲覧した際にその履歴が残るのかが分からず不安である。J-PlatPat でも何件閲覧請求があったかが分かる程度ならよいが、特定の番号など、請求人が特定されるような記録が残り、出願人側に把握されるかもしれないという不安がある。
- ・ファイル記録の閲覧申請では、ダウンロードしたファイル名が案件とは関係のない数字の羅列になっており、ファイル名変更等、管理上の手間がかかる。せめて出願番号などのように案件に関連のあるものであるとよい。

(電子証明書の管理、運用が負担)

- ・電子証明書は、法人と個人の両方を取得している。法人の電子証明書については個人に比べれば取得が楽であるが、実印のとり扱いなど、個人の電子証明書の手続負担が非常に大きく、また取得期間も法人用の即日に対して個人用は1~2週間ほどかかる。制度的な問題ではあるが、他の方法があるのではないか。例えば、ePCTのように、WIPOが発行する電子証明書を使用してWEB上で手続が完結し、とてもシンプルに電子証明

書の取得から一連の手続を終えることができた。これと似たような形式でもいいのではないか。

- 電子証明書は個人・法人の実印相当であるから、保管場所など慎重に配慮している。このため、電子証明書のファイルをUSB（使用時以外は鍵付き棚に保管）に保存して使用していたところ、出願書類の送信途中でソフトが強制終了する現象が複数回起こった。各所に問い合わせても原因も対処方法も不明であった。電子証明書をPC保存にすると現象はなくなったが管理上問題がある。原因究明に限界のある予想外の事態に、依然確立的な対策を施せていない箇所もある。
- 電子証明書は、実印相当と位置付けられているため、弊社では、電子証明書を利用するためには、社内の様々な手続が必要となる。いわゆる通常の実印を利用する場合、社内の具体的な手続としては、まず押印請求書を、総務部、法務部、秘書室に回覧する。押印者は、社印のうち銀行印、契約印は秘書室で押印されるが、実印は社長が押印するとされている。このような管理形態となっていることから、電子証明書が実印相当のものであるとなると、総務部、法務部、秘書室等の関係部門より厳格な管理方法を求められる。電子証明書の取得手続の際に、実印の印鑑カードを法務局の窓口へ提示する必要がある。当初、その印鑑カードを手続担当者である知財部員が会社から持ち出すことを許可してもらえず、役員帯同で持ち出しを許可された経緯がある。取得・更新手続も同様で、更新毎に社内調整に苦労した。その後、電子証明書の更新手続の回を重ねる毎に経験を積み、ある程度、社内での必要な手続については、簡素化されてきている。当初は、まだ、社内の押印の規定がないままでの対応だった。2年ほど前に、電子証明書の管理に関する社内規定が策定され、管理を総務部が担うようになり、知財部における更新手続の手間は軽減された。上記社内規定は、電子証明書の運用ルールが通常の実印と同じ扱いとして規定し、押印申請書を出して、総務部、法務部、秘書室を経由して申請するもの。上記規定が策定されるまでは、電子証明書は知財部が管理していたので、利用に際しての細かな手続は設けていなかった。そのため、その規定ができたことにより、管理を総務部が担うが、実務的な運用面では知財部は不便になった。その後、社内調整をへて、電子出願の手続をするたびに、毎回その基本ルールの手続を行うことは煩雑に過ぎるため、便宜上、知財部内で利用記録を残す台帳管理を行い、知財部内で対応できる体制を整えている。まとめると、弊社では、電子証明書について、電子証明書の更新のときの手続と、日常的に電子証明書を使うときの手続がネックになっている（これは弊社の社内の事情であって、他社がそのように行っているのかは分からないが）。

- ・電子証明書の利用を開始した当初は、電子証明書のデータ（特許庁様用の証明書ストアデータ）を USB に入れ、管理職の席に置いて保管していた（特許庁様のマニュアルでは、金庫に入れてくださいと書いてあったが、金庫はなかった）。経験を積む中で、この点については簡素化し、PC のローカルに保存するようにした。電子証明書自体（オリジナルの電子証明書）は、社内の規定により、特許庁様用の証明書ストアに変換した後、総務部の立ち合いのもと、削除している。電子証明書自体が悪用される危険性を考慮したものである。なお、電子証明書を特許庁様用に変換（証明書ストアを作成すること）したら元には戻せないし、自社の出願にしか使えないということについて、弊社の知財部では理解しているが、社内での理解がなかなか得られないという問題がある。また、万が一、特許庁様用の証明書ストアのデータがなくなった場合に、バックアップ用にオリジナルの電子証明書がなくてよいのか、という問題もある。つまり、電子証明書については、いろいろなところで手間がかかっているという実情を理解していただきたい。もちろん、セキュリティ面、なりすましなど、そういったことを防止するためには、電子証明書が必要だということは理解できるが、ユーザー側の目線から考えると、非常に使いづらい。もし代替の方法があるのであれば、そちらにして欲しい。ただし、総合的に判断して、電子証明書が最適解だということであれば、致し方ないという思いはある。要は、電子証明書の性質が正しく認識されていないため、どこにリスクがあるとか、どうすれば安全に使えるということが十分に認知されていないため、結果的に安全策として、本来必要ないところにまで過剰な管理になってしまっているように思う。

（電子証明書の更新手続きが負担）

- ・電子証明書の更新時がいつも負担である。どの法務局でも更新手続きを可能とするなど、法務局の管轄などの見直しをして欲しい。
- ・電子証明書の更新手続きは、更新が切れる期限よりも早めに行うと、その行った日から次の有効期限が起算されてしまう、という特徴がある。そのため、ある程度の余裕を持った上で、期限が切れる直前に更新している。
- ・特許庁様が電子出願システムを導入された当時の説明会では、「電子証明書の更新に伴う空白期間は生じない」と説明されていたが、実務上は生じている。

（現行ソフトのエラー）

- ・標準文字で出願後、受領済のファイルを PDF 化した際に、標準文字の部分の表示が崩れてしまう。2017 年に特許庁のシステム変更で標準文字の表示に関する変更が行われてからこの現象が生じている。システム変更前は正常に表示されていた。

- ・特許などで拒絶理由通知の際に非特許文献の画像が添付されてくる場合に、該当ファイルを PDF 化すると画像が崩れ、判別できなくなってしまう。

(手数料の支払い)

- ・口座振替の履歴表示で、申請したユーザーや法域でソートした状態で確認したり、ダウンロードしたりできるようにしてほしい。どのような手続の引き落としなのかをもう少し分かりやすく表示されると便利である。また、全体の合計金額なども計算して表示してほしい。
- ・手続の種類により異なるが、予納の残高の表示について、タイムラグがあると感じる。ある程度リアルタイムに分かるようになればよいと考える。

(ファイルの操作、管理について)

- ・整理番号の桁数について、現行の 10 桁をもう少し多くしていただけると、社内の管理上、助かる。なお、弊社では 12 桁で運用しているため、庁書類における整理番号の欄は、10 桁に省略して運用している（当初、桁数の制限があることを知らなかった）。
- ・電子出願ソフトにて、自ら手続した手続の履歴を検索できる検索機能があると便利ではないか。
- ・現在、特許庁様からは XML 形式でデータを受け取っているが、形式を他国の知財庁（例えば、US や中国など）と揃えることができるとよい。国内ベンダー製の管理システムでは、日本の特許庁様の出願書類又は発送書類の電子データ（XML 形式）を自動で取り込むことができるようになっているので、他国の出願データも同じように自動取り込みを行いたいためである。
- ・ネットワークドライブに対応していない。現在は出願ソフトがインストールされている PC に物理的に接続されているドライブからしか書面を読み込めない。複数人で担当する場合、バックアップの点からネットワークドライブから読み込めると便利である。可能であればクラウドにも対応してほしい。
- ・電子出願ソフトで手続（送信）をすると、「接受」というファイルと、「受領書」のファイルを受信し、各フォルダに保存されていく。これらのファイルはフォルダにいれたままで問題ないのか。削除すると何か障害が生じるのかわからない。

(一括処理の要望)

- ・現行のシステムでは、手続が異なる場合に、複数の手続を別々に行わなければならない。「その他」の項目などを設けることで、関連する手続を一括して対応することはできないか。

- 登録後の多件一通となる手続について（例えば、住所変更など）、現行システムでは、各権利、1 つ 1 つに電子で手続を出さなければならないというのは不便である。改善して欲しい。
- PCT で WIPO IB にダイレクトに提出できるような機能があるとよいのではないか（インターフェイスの一本化）。

(データの取込、合成時の要望)

- 作成した書面をソフトに読み込んだ後、レイアウトが大幅に変わってしまう。このため、読み込み後のチェックや照合に手間がかかる。例えば、読み込み前の書面で改行やインデントなどレイアウトをしていますが、読み込み後は改行等がなくなってしまい、非常に読みにくくなる。
- 出願前の確認ファイル？の図が実寸でないので印刷して確認するのが煩わしい。PDF で出力すると通常の手紙のようになるのでそれで確認しているが、チェック後の確認をしやすい態様で表示してくれるとよい。
- 作成した書面ファイルのファイル形式を変換して電子出願ソフトに読み込むときに、本当に正しく変換されているかが不安である。電子出願ソフトでは多くの現象は見られないが、PCT-SAFE（英語出願）を使用した際に原因不明の現象に苦慮した経験がある。詳細には、Word 上では問題ないがその後、html、xml へと PCT-SAFE のコンバータソフトで変換した際に、半角のスペースが一つ削除されてしまうという現象があった。このため、html ファイルでイレギュラーな修正をしなければならず、非常に手間がかかった。
- 出願ソフトに書面を読み込んだ状態で修正できるとよい。現状では、読み込んでからエラー対応で修正を行う場合、元のファイルを修正後、同じ操作をしてソフトにファイルを読み込む作業が発生する。ソフト内で修正できれば作業効率の向上につながる。
- 数式を画像で貼るのが大変。MS-Word の数式をそのまま使えれば便利。明細書で数式を記載する時、隅付きかっこで指定すると画像で貼り付ける必要がある。Word の数式機能を使用すると、出願ソフトに取り込んだときに数式が削除されるが警告は出ない。せめて、隅付きかっこと画像との組合せがあるかをチェックして無い場合警告が出るとよい。
- 特許で図面のカラー対応には対応して欲しい。例えば、写真による状態図や、グラデーションで表したチャートなど白黒では表現しにくいものがある。

- ・現在は、ひな形のパターンが、代表的な例しか掲載されていないため、パターンに当てはまらない場合がある。その場合は、特許庁様へ問い合わせして対応しているが、手間が生じる。できるだけいろいろなパターン（省令の様式のすべてに対応したひな形のパターン）があればうれしい。
- ・規定外文字をもっと緩和して欲しい。シグマなどのギリシャ文字や温度の度数℃など、使用頻度が高いものであって他の文字で置き換えが難しいものについては使用を認めて欲しい。

(PCTに関する手続)

- ・PCT-R0の手続については、積極的に改善して欲しい。特にソフト上の操作によりレイアウト変更がなされるとチェック負担が大きくなる。例えば、WordからPDFへ変換すると字数と行数が変更される。また、図面などのイメージデータを読み込むと、元のサイズより小さくなる。このため、予めイメージデータをWordのページからはみ出すほど大きなサイズにしておく処理が必要となる。
- ・PCT-R0の願書作成では、国内出願のように事前作成した書面のファイルを読み込むのではなく、ページ毎に必要な情報を入力する必要がある。このとき、管理システムから必要な情報を参照して入力しなければならず、入力時のミスが生じる可能性が高くなる。例えば、優先権番号などの情報はエクセルやcsvファイルからインポートできるとよい。

(スマートフォンやタブレット端末への対応)

- ・スマートフォンやタブレット端末でも閲覧や手続ができると便利である。可能になれば時間や場所に制約がなくなり、いつでもどこでも手続や閲覧が可能になる。閲覧については、J-PlatPatでもある程度は見ることはできるが、自社の案件を確認するなら閲覧が便利である。

(ソフトのバージョンアップの簡易化)

- ・電子出願ソフトを新規で導入するとき及びバージョンアップするときに、手間がかかるので改善して欲しい。一般的なソフトは、実行ファイルを作動させ、指示にしたがって行うだけで完了できるが、バージョンアップ前のバージョンによって方法が異なったり、途中でJAVAの何とかというファイルの更新も求められたりすることがあるため、簡単ではないイメージがある。ユーザー側の状態に関係なく、所定のファイルを実行するだけでバージョンアップが完了するとか、さらに理想的には、ネットにつながってさえいれば自動更新されるようにならないものか。

- ・商標の手続を中心に使用しているが、業務で関係ない部分のアップデートを強制されるのは疑問である。例えば、追加機能のためのバージョンアップのみであるなら、法域毎に必要なもののみをできるようにしてほしい。
- ・PCT の料金表を手入力しなければならない場合があるので、バージョンアップしたら一括で対応してほしい。
- ・電子出願ソフトのバージョンアップの作業自体は、現行のシステムを使う限り、やむを得ないのではないかと、という印象は持っている。しかし、JAVA の競合の問題は解決していただきたい。弊社では、特許庁の証明書ストア以外に、他の省庁（防衛省、財務省等）の証明書ストアを利用しているが、システムによって使用する JAVA が異なるので、干渉し合って、バージョンアップがスムーズにいかない場合がある。できれば、インターネット出願ソフトは、JAVA を使わないものにしていただきたい。

(出願支援ソフトの提供の継続性が不安)

- ・業務には単独で出願ソフトを使用しているのではなく、出願支援ソフトとともに使用している。支援ソフトは、出願ソフトにない機能を補完する。例えば、段落番号やワープロとイメージの合成などである。支援ソフトのメーカーが減ってきており、支援ソフトの提供がいつまで続くのかは不安でもある。

(出願支援ソフトの併用で両方の管理が必要)

- ・非常に困っている点はない。特許庁の電子出願ソフトと出願支援ソフトとを併用しており、強いて言えば2つのソフトのインストールとその管理が必要だという点である。支援ソフトの方が機能も充実し、チェックの精度も高いため、使い勝手の点で勝る。ある程度電子出願ソフト本体で完結できないか。

(特に不便を感じていない、その他)

- ・電子出願ソフトを使用していて、特に大きなところでの不便は感じていない。毎日使用しているが、動作も安定しており、使用中に強制終了するようなこともない。
- ・閲覧請求は、申請後、遠隔地で閲覧することができるようになり、便利だと考える。
- ・慣れという面もあるが、現行の出願ソフトを使用している上で大きな問題はない。あえて言えば、保存しているファイルが多くなると起動時間がかかる点が挙げられる。
- ・出願ソフトのアップデートなど、管理自体はシステム専門の知識がなくとも可能であり、管理に特に不便を感じていない。

(ii) 質問2について

質問2では、電子出願システムで最もメリットがあると考えている点について質問をした。

多く挙げられたのは、効率性がよいという点であった。詳細には、時間の制約からの開放、手続書面の管理負担の軽減、経費削減などにつながり、メリットを大きく感じているという意見であった。その他、インターネット出願ソフトの安定性やセキュリティレベルが高く、信頼性が高いといった点にメリットを感じるといった意見も得られた。

(効率面：時間の制約がない)

- ・手続が24時間対応となったこともうれしい。過去は手続可能な時間が夜10時までの頃もあったが、その頃に比べるとクライアントの要望に柔軟に対応できるようになった。
- ・いつでもどこでも手続ができる。
- ・効率性、セキュリティ、即時性などにメリットを感じる。
- ・手続可能な時間の制約がなくなったため、都合のよいタイミングで手続を行えるようになり、在宅勤務への対応も可能となった。
- ・効率性である。紙も郵送も不要であり、いつでも手続ができ、料金も割安となる。出願後の管理でも特に不都合は感じていないが、出願ソフト内で期限管理ができると便利だと思う。

(効率面：手続書面の管理負担の軽減)

- ・XML形式で構成されており、その仕様が公開されているため、各種案件管理システムによって正確かつ高速な処理が可能である点。
- ・手続後のデータをクライアントに納入する際も、XML形式でよいというところもあり、出願ソフトからそのまま持ってくればよいので、ヒューマンエラーの入り込む余地がない。このため、現行の形式は、業務の効率性かつ正確さの面でも非常に助かっており、今後も変更しないでいただきたい。
- ・所定の形式で情報を準備しておけば、電子出願システム上で1項目ずつ情報を入れていかななくても、提出可能な書類を作成できる点。情報の準備を内部システムで自動的に行っているため、電子出願システム上でしか行えない作業は少なければ少ないほどありがたい。
- ・紙媒体と比較すると、電子の場合、出願のプルーフデータを社内の管理システムに直接取り込むことができるため、管理上のメリットは大きい。以前の紙ベースであれば、

電子化しなければならなかった（PDF など）。その作業は膨大で、1 枚 1 枚、スキャナーで電子化したり、キーワードをつけながら管理していた。

- ・紙媒体と比較した場合の電子出願システムの最大のメリットとしては、特許庁様への提出データ及び受領データが、電子（XML データ）になる点が挙げられる。過去、紙媒体のみであったときは、書類の内容を手を介して入力していたため、入力ミスや入力工程の手間の問題があった。現在は、XML データを社内のシステムにそのまま取り込むことができるので、大変便利だ。
- ・紙媒体で受領すると、保管のため、紙媒体自体を残す必要性が生じ（紙を残すスペースも必要になる）、ペーパーレスで対応できない。

（効率面：経費削減につながる）

- ・電子出願の場合は、郵便代、書留代もかからず、経費削減にもつながっている。
- ・電子出願の場合、簡易方式（周知商標などの確認も含め）のチェックもソフトの方でやってくれるので、方式違反が来る可能性が減る。これは、ユーザーにとっても、特許庁様側にとってもよいことではないか。
- ・印刷、郵送が不要。
- ・全体として出願行方の際の敷居が下がり、特許事務所に依頼しなくても自分で手続を行えるようになったのはよいと思う。費用面でも助かっている。

（効率面：その他）

- ・アップデートについても、他のソフトウェアと同じようなオーソドックスな操作で済むので、難しいとは感じない。
- ・効率性については、以前の紙書面での手続に比べると、それ以前の業務を一変させる程よくなっている。セキュリティに関して不安があるという声は聞くが、紙書面による手続でも別のリスクがある。
- ・電子化により、業務全体の効率性は上がると思う。ただ、電子化によりかえって手間が増えることもあるので、その点の課題は残るだろう。例えば、チェックや照合作業などは依然紙で出力した方が効率よく、作業もしやすいとするスタッフもいまだ多い。

（安定性や信頼性に関するメリット）

- ・安定性である。現行のソフトは導入時のハードルが高いとは思いますが、いったん運用を開始してしまえば、迅速かつ確実に手続をすることができる。また、操作のしきいも低いと感じる。エラーもごくまれに生じるが、通信途中で問題があったということも聞かない。非常に安定していると思う。

- ・ 現行のシステムは、ISDN での送信方式と比べると、スピードが早く、安定しているように感じる。
- ・ 信頼性と安定性がある点である。使用中にシャットダウンすることがなく、アップデート時でもアップデートによる障害も生じない。実際にはどのような問題や現象が生じているかという情報提供がないので分からないが、問題なく使用できている。料金についても、急な要請に対応するための余剰分を予納しておく必要はあるものの、引き落とし等で問題が生じたことはない。クレジットカードで支払えるようになったとしても、どのような仕様になるかわからないので何ともいえない。例えば、大使館での支払のように、異なる通貨で支払うとした場合の引き落とし金額や手数料がいつ確定するのかといった問題がある。セキュリティ上の問題もあるのではないか。
- ・ 日本の電子出願用ソフトは、他国の WEB ブラウザ方式のシステムより安定していると感じる。また、途中で接続が切れてやり直しということもなく、ひとつの PC の中で完結できる点が良い。また、手続に使用した書面をそのまま保存することができるのもメリットである。

(セキュリティ面でのメリット)

- ・ 効率性、セキュリティ、即時性などにメリットを感じる。
- ・ 電子証明書を使用していることから、セキュリティのレベルが高い。

(即時性に関するメリット)

- ・ 効率性、セキュリティ、即時性などにメリットを感じる。
- ・ 紙媒体を郵便で出す場合は、本当に特許庁に届いたのか不安が残る。電子手続後、即座に、出願番号やアクセスコードがつくので、ユーザーとしては安心する。このように、即効性と、届いたのかどうかの余計な心配がいらぬ点においても、電子出願はよい。
- ・ 郵便局や特許庁に行かなくても手続を行えるため、緊急時の対応がやりやすい。
- ・ 即時性。

(その他、今後の要望)

- ・ 是非インターネット出願に関して、広報活動をもっと行って欲しい。2000 年頃からインターネット出願が始まり、一時期政府全体で電子政府化を推進する機運が高まったが、ある時期から急にその推進力が低下したように感じる。インターネット出願はその最先端に行く印象があったが、現在では担当部門以外の者への認知も低く、システム変更や導入などを説得するのに苦労する。

- ・現在の出願システムは、他省庁への様々な手続を考えると優れた点が多くあると考える。インターネット出願が始まってもうすぐ 20 周年となるので、これを記念に是非イベントなどをして出願システムの優位性について周知して欲しい。
- ・現在は、電子出願ソフトの支援ソフトと併用して機能を補完しているが、最近ベンダーが少なくなってきたこともあり、このような状態がいつまで続くのか不安である。ベンダーが支援ソフトの提供から撤退すると、手作業での対応が増える。

(iii) 質問 3 について

質問 3 では、現在又は今後の電子出願システムに求めることについて質問をした。

多く挙げられたのは、現在のインターネット出願ソフトで実現できている効率性を維持すべきという意見であった。関連して、外部システムとの連携や電子化できていない手続の対応なども挙げられた。また、現在のシステムで有している安定性や信頼性の維持、その他機能の追加などの意見があった。

(効率性)

- ・効率性を最も重視する。具体的には 1 作業あたりのユーザーの操作数（クリック数、画面遷移など）の最小化、システムのレスポンススピードの向上、システムの操作安定性の向上（通信の中断や、操作中のフリーズ、シャットダウンなどの回避による）を図っていただきたい。
- ・効率性である。いつでもどこでも手続が可能であり、郵送の頃のように時間を気にする必要がない。
- ・電子出願システム内でしかできない作業は、極力なくしていただきたい。特に WEB アプリケーションに見られがちな 1 項目ずつ情報を入れていくようなシステムは、作業効率を著しく低下させる。
- ・システムのバージョンアップにかかる手間はできるだけ少なくしていただきたい。
- ・使いやすさと効率性が挙げられる。
- ・効率的に処理できるようにして欲しい。例えば、大量に一括で出願できるなど現在の方法は維持して欲しい。PCT-RO で一度入力した情報の再利用や、CSV ファイルでのインポートなど、より効率的な処理ができるような改善もあるとよい。
- ・紙の無駄遣いを避け、環境面にも配慮できること。

(整合性)

- ・ 手続書類における記載内容の整合性の高さ。紙だと 100%のところ、ファイル形式の変換については、100%整合性がとれているとは言えないと思われるため、不安が残る。

(利便性)

- ・ 24 時間いつでもどこでも、どの端末からでも手続ができるようにすること。
- ・ 検索性があること。現行のソフトでは、整理番号や出願時期でソートできるので重宝している。

(安定性や信頼性)

- ・ 安定して軽快に動作することである。今後出願ソフトやシステムを変更するとしても、使いやすさより安定性を重視して欲しい。
- ・ 信頼性、安定性及び継続性である。
- ・ 安全性も挙げられる。電子証明書によるセキュリティは安心できる。
- ・ 確実性を重視してもらいたい。通信速度など作業時間を短縮することよりは、確実にかつ安定に手続ができることの方が重要である。

(外部システムとの連携)

- ・ API (アプリケーションプログラミングインターフェース) を提供して、手続書類の作成、庁通知の取込の両面において、外部システムと連携できるようにしていただきたい。
- ・ 国内質問票で回答した以外の点としては、弊社の管理システムとシームレスにつながって欲しいという要望がある (いろいろなベンダーがいるので、統一フォーマットは難しい面もあるかもしれないが)。現状でも、特許庁様からのデータを XML 形式にて取り込めてはいるが、それでもファイルを選択する等の細かい手間は残る。理想的には、「管理システム取り込み」というようなボタンを押せばすべて社内のシステムに取り込めるような、さらには、事前に受領設定モードにしておく、勝手に管理システムに取り込まれる、といったところまで行くとよいと思う。
- ・ さらに、海外知財庁を加え、言い換えるならば、各国特許庁や WIPO の出している電子出願ソフトの API の仕様を共通化し、これにベンダーがあわせる、というようなイメージである。

(電子化できていない手続の電子化)

- すべての手続を電子化してもらいたい。特にマドプロなど。
- 現在電子出願ソフトで行えない手続の拡充を行って欲しい。
- 無効審判や異議申立てでの審判請求書や答弁書、弁駁書の提出など、本人名義で行う手続については、電子による提出でもいいのではないかと。拒絶査定不服審判でも、審判請求書は電子で行い、意見書での主張の証拠などは追って補足書で提出が可能である。これと同様にしてもいいのではないかと。
- 出願ソフトで対応できる手続の種類を増やして欲しい。電子データ (XML 形式) によるメリットが得られないためである。特に、異議申立制度の復活以降、当該手続が増えつつあるので、対応していただきたい (社内システムへの入力、手入力になってしまうため)。
- イメージの取込にも現在事前処理が必要など、手間がかかっている。例えば、外国語書面出願で添付書類を PDF 形式で添付できるように、参考書類や証拠などの提出も同様に対応して欲しい。
- 予納制度の対象ではない手続は、紙媒体で代理人に送られてくる。一方で、予納制度で引き落としの場合は、番号リストが紙媒体で特許庁様から送られてくるのみである。すると、手入力のため、ミスが生じる可能性がある。もちろん、社内にて十分なチェック体制を取り、ミスがないように努めているが、それでも件数が多いため、可能性として生じ得る。

(機能の追加や改良を希望)

- エラーが生じたときの処理などについて、対話式で処理できるとよい。又は、ファイルの取込などで作業者のスキルに応じた方法を選択できるとよい。
- 扱う件数が少ないのであれば、期限などの通知があると便利だと思う。
- 電子出願ソフトは、ある程度 PC などの操作に慣れた人を想定して設計されているように感じる。
- 使用頻度の少ない機能については、インターフェースを見るだけで操作方法がわかるような工夫があるとよい。
- インターフェース上、各タブがあるが、タブごとに見え方が違うので改善して欲しい。例えば、特許庁様への提出書類は時系列に全件見ることができると、特許庁様からの

発送書類は識別番号ごとにファイル分けされ、ファイル内で時系列に並んでいるため、全件を発送された時系列で見ることができない。そのため、発送書類を見るために識別番号を指定してから日にちを指定し、確認する必要がある、使いづらい面がある。

- 質問票にあった願書等の作成支援機能などは、出願ソフトに取り込むと逆に動作が遅く、不安定になるかもしれないといった不安がある。このため、そのような機能を付加するのであれば、別ソフトにして欲しい。「かんたん願書作成」ソフトは使ったことがない。ただ、いったんソフトに取り込んだ書面をソフト上で一部修正できる機能があると便利である。
- 閲覧に関する手続は、電子証明書を不要にするなど、もう少し気軽にできるようにしてもいいのではないかと考える。又は、J-PlatPat で見ることができる情報を増やすといった形でもよい。匿名性を確保したい手続についても、端末で可能になるとよい。
- 自社内で管理しているデータは、もちろん企業側でも気をつけて管理をしているが、手入力の場合など、間違っただデータである場合もあり、その場合は、方式審査ではねられることになる。また、現状、特許庁様と、企業と、特許事務所と、3者でやり取りをしているので、データの食い違いが生じる場合がある、その場合、どのデータが正しいのか、と混乱が生じる場合がある。
- 特許庁様で管理されているデータを自動で使うことができれば、そのデータが正しいという前提に立つことができるので、このような混乱が生じることもない。少なくとも、日付関係、番号等の書誌情報、中間経過の情報は、特許庁様のデータを各ベンダー（企業及び特許事務所）が自動で利用することができるようにして欲しい。
- なお、特許庁様のデータに誤りがある場合も可能性としては存在するため、例えば、はじめに庁内のデータベースの情報が表示され、その情報をユーザーがチェックし、もし間違いがある場合は修正し、その上で申請する、という形式がよいのではないかと

(その他)

- 減免申請について、現在は手続の都度行う必要がある、期間もかかるので多少負担を感じる。今後は制度も変わるので減免申請の手続負担も減ると期待している。
- システムが変更となった場合に問題が生じやすくなるので、操作性をはじめとして大きな変更はしないで欲しい。特に操作性の変更に関しては、一度に案件を大量に処理する際に効率性の点で影響が大きいいため、その点は考慮してほしい。また、送信後の

データ形式変更も避けて欲しい。これは、納品との関連による。データ形式変更により、システム全体の変更が必要な場合もあり、費用と効率の面で負担が大きい。例えば、専用端末からパソコン出願に変わった際に同様のことがあった。クライアントによって納品時に指定されたデータ形式が異なったため、変更前と変更後の両方のシステムを用意しなければならなかった。特に専用端末はコスト的にも負担が大きく、対応に苦慮した経験がある。そのようなことはないようにしてもらいたい。

(iv) 質問 4 について

質問 4 では、電子出願システムについて、WEB ブラウザ方式のシステムを導入することの是非について質問をした。

WEB ブラウザ方式のシステム導入について、賛成意見や反対意見、及び条件付きで賛成又は反対と意見が分かれた。導入賛成の意見としては、利便性やメンテナンス負担の軽減がメリットとして挙げられた。反対意見としては、手続担当者の管理上の問題や一括処理ができなくなるなど意見があった。

(実現すべき)

- ・セキュリティが確保できれば、手続に対する敷居が下がるので、実現して欲しい。出願システムが変更となる場合、現在の出願ソフトで可能な機能を確保した上で、一度にすべて変更して欲しい。一部変更となると、WEB ブラウザ方式のシステムと専用ソフト形式のシステムとが並存するのは管理上負担であるので、変更するなら一度に行って欲しい。
- ・はい。専用ソフトが不要なのでバージョンアップ等をしなくて済む。専用パソコンでなくとも特許庁からの通知の確認ができる。一度にシステムが変更になるのではなく、部分的に導入するような態様でもよい。又は一部の機能だけでも導入するようにしてもよいと思う。例えば閲覧関連が挙げられる。発送書類の場合は、既読の有無が分かるようになるとうよい。
- ・是非 WEB 化して欲しい。その際には、操作性でこれまでのソフトの操作から大きく異なってもよい。WEB ブラウザ方式のシステムのイメージとしては、願書等のフォームに直接必要事項を入力するイメージである。電子出願ソフトだと、フォームの作成から行わなければならない、WEB 化されればその段階を省略できると思う（「かんたん願書」作成で書面作成後そのまま送信するイメージ）。WEB 化は、四法のすべての手続で行って欲

しい。特許の手續などでWEB化されるとありがたい。また、マドプロに関しても現在電子化されていないので、お願いしたい。期限についてはアラート機能が欲しい。拒絶理由通知の応答期限や審査請求などがあるとよい。ソフトのアップデートに関しては現状では機能の追加等で必要だと思われる。特に手間にも感じていない。ただ、PCTの料金表が変更された場合に手入力が必要なのは修正してもらいたい。

(WEBブラウザ化にメリットを感じるが、考慮は必要)

- WEBブラウザ方式とすることは、有効性はあると考える。現在、専用ソフトをインストールする必要があるため、インストールしたPCを手續専用PCとしている。加えて、緊急時に備えて2台で運用している。これらが不要になることは管理上もメリットがある。ただし、一度にすべての機能をWEB方式に変更するのはリスクがあるのではないか。
- 一部導入するとしたら、出願系は後でよいと思う。閲覧関連から先に対応して欲しい。その後ある程度安定してきたら順次出願系に移るなどして欲しい。
- 一部導入するとしたら、書面の種類によると思われる。チェックしやすい書面の手續であればWEBブラウザ方式のシステムでもいいのではないかと考える。
- WEBブラウザ方式のシステムとなると、入力などは単件単位になることが予想されるが、複数案件を一度に出願するなどといった態様にも対応して欲しい。
- WEB方式であっても、バッチ処理ができるのであれば、むしろ、WEB方式の方がよい。昔、特許庁様でインタラクティブ申請をご検討されていたときに、一件一葉の方式であったと記憶している。先日のアンケートで答えたQ17：(2)の回答は、専用ソフトを残して欲しいという意味合いではなく、複数件数が対応できるようならばWEB方式の方が良い。
- ブラウザ方式となった際に気になるのは、手續後のデータがどこに保存されるのかという点である。現状のように、ローカルにあるのなら管理もしやすいが、クラウド利用になると、特に出願は未公開情報であるので、その取扱いがどうなるのか気になる。
- WEB方式の方がよい理由としては、メンテの手間が省ける(特許庁様の電子出願ソフトだけでなく、現状、社内では専用のPCを用意しているのでそのPCのメンテも含む)点が挙げられる。ただし、なりすましや、ハッキングの懸念は残る。そこが解消し、複数件数処理ができるのであれば、WEB方式がよいのではないか。
- あまり導入して欲しくないが、現行の方式と選択できるのであればあってもよい。

- ・現在の出願ソフトと同じような操作性及び手続方法が実現できれば WEB ブラウザ方式のシステムでもよいと思う。例えば、段階を追った入力をするのではなく、ファイルをアップロードする方式がよい。また、チェックのことを考慮すると、各作業段階の状態がそのまま保持できることが必要である。

(WEB ブラウザ化には疑問である、懸念を感じる)

- ・WEB ブラウザ方式にすることが、利用促進や利便性向上につながるか疑問である。専用ソフトは OS に依存するが、WEB ブラウザ方式であっても、WEB ブラウザに依存することは変わらない。WEB ブラウザもアップデートが頻繁にあり、これに追従するには開発に相当のリソースを割かなければならないのではないか。WEB ブラウザのアップデートに対応する開発に終始し、機能の拡充や改良等にリソースが向けられなくなるのは逆に悪影響が生じるのではないかと考える。ブラウザ特有の不安定さも無視できない。WEB ブラウザを通じて誰でも手続可能となると、統制がとれないなど、管理上の問題が生じることが予想される。
- ・ブラウザ方式とすると、WEB にログインした状態での入力作業が必要となる。このため、処理が固まるなどの障害が生じて手続に悪影響がでることが懸念される。
- ・ブラウザによっては OS も含めて頻繁にアップデートが行われるものもある。アップデート後に突然障害が生じることもあるので、アップデート対応で悪影響がでることが懸念される。推奨以外のアップデートやバージョンアップは当てずに対応することが予想される。
- ・出願支援ソフトも使用しているので、その連携などもどうなるか興味がある。

(WEB ブラウザ化の実現は妥当ではない)

- ・誰でも操作可能というのはミスの可能性を考えると望ましくない。入力できても送信できないなど、PC やユーザーの権限管理ができると好ましい。
- ・インターネット出願ソフトその改善（登録後を含むすべての手続の電子化等）に対して優先的に予算を配分すべきであり、基本的には妥当ではないと考えている。仮に WEB ブラウザ方式を導入するにしても、現行の出願ソフトで実現している機能は、データ構造等も含めて、すべて WEB ブラウザ方式にも取り込んでいただきたい。また、接続が集中するなどして、画面遷移が遅くなったり、接続が切断されたりといったことが起こらないようにしていただきたい。WEB ブラウザ方式のシステムでも、画面上に設定された入力スペースに順に入力するといった形式は、作業効率が落ちるため好ましくない。現行ではドキュメントをソフトに読み込んでしまえば一度に多数の出願ができるが、この

方式は維持して欲しい。WEB ブラウザ方式のシステムとして誰でも気軽に手続を行えるというのは、管理上好ましくない。個人の PC で個別に手続ができるとすると、ミスも生じやすく、組織としての対応が取りにくい。利用促進という点において、ソフトをインストールすることのハードルは高いと考える。この点スマートフォンや WEB ブラウザから手続できるようになれば、商標や出願件数が多くない企業や個人にとっては敷居が下がり、ニーズがあるとは思う。WEB ブラウザ方式のシステムとするのであれば、システムのメンテナンス負担の軽減や、リアルタイム性に期待がもてる。例えば、ブラウザにアップした情報を JP0 が持つ情報と照合できたり、出願人名などの変更手続があった場合、出願番号や識別番号と対応して即座に情報を得られたりできるとよい（しかし本来的にはインターネット出願ソフト上で実現して欲しい事項である。）。

- ・移行には否定的である。WEB ブラウザ方式のシステムの場合、単発での手続であると予想されるため、大量案件の処理に向いていないと思われる。送信前のチェックにおいて各作業段階において複数の者が関与するため、現行のように、各作業段階の状態を保持したまま紙で出力してチェックできるほうがよい。電子出願ソフトと WEB ブラウザ方式が選択できるのであればよいのではないか。特殊な手続のみ WEB ブラウザ方式のシステムとしてもいいと思うが、件数による。件数が多い場合は作業効率が落ちると考えられるので避けて欲しい。WEB ブラウザ方式のシステムは、特許事務所や処理件数の多い企業には向いていないと思われる。WEB ブラウザ方式のシステムとなると、インターネットへの常時接続が必要になるとと思われる。途中で通信障害が生じた場合や、ある地域が停電となってインターネットへ接続できなくなった場合の緊急時対応がどのようになるか気になる。無停電電源装置で対応するとしても限界があるだろう。

（どちらでも良い）

- ・WEB ブラウザ方式というものが具体的ではなく、現時点ではあまりよく分からないが、現状の方式でも WEB ブラウザ方式でも、ユーザーが使いやすいのであれば、どちらでもよいと思う。通常は、使い慣れている方式から変更するよりは、現状の、すでに慣れている方式がよい。もし大きく変えるのであれば、それに見合うような顕著なメリット（安くできる、簡便になる等）があるならば、よいのではないかと思う。

(v) 質問5について

質問5では、電子証明書の利便性向上について考慮すべき点について質問をした。

電子証明書の取得時又は更新時の手続の負担軽減、有効期限の長さについての指摘があった。また、一部の手続については、電子証明書を不要とする、又は他の代替手段による認証方法を使用してもいいのではないかとといった指摘があった。

(電子証明書の取得手続の負担軽減)

- ・電子証明書をもっと簡単に取りやすくなるとよい。また期間もパスポートのように長くすることはできないか。電子証明書を必須とするならば、取得方法などもっと分かりやすくして欲しい。期限なども、期限切れが近くなったら警告が出るなどしてもいいと思う。代理人であれば、弁理士会などで本人証明や確認をすればよいのではないかと考える。
- ・特に個人の電子証明書について取得方法などを見直して欲しい。例えば、代理人とすると、弁理士会で管理する弁理士の登録番号と、特許庁で管理する識別番号と、個人であればマイナンバーとを組み合わせてもっと簡便な本人認証ができないか。
- ・本人確認など、ある程度簡素化できるとよいと思う。
- ・電子証明書の取得のため法務局まで出向かなくても取得できれば便利。
- ・JP0で電子証明書を発行するようになれば、自由度も上がるのではないか。
- ・法人格がない事務所については、みなし法人として事務所単位で発行できないか。

(有効期限の管理の負担軽減)

- ・有効期限の管理が負担である。使用できない期間がないようにするために、数か月前から準備を行う必要があり、料金もかかる。現在は、いったん設定してしまえば特に不便は感じない。ただし、更新はもっと簡便に行えるようになって欲しい。電子証明書をもっと簡単に取りやすくなるとよい。また期間もパスポートのように長くすることはできないか。
- ・電子証明書の有効期限が短いので結構頻繁に更新が必要なのが不便。一度取得してしまえばいいが、2年程度の中途半端な期間なので、その都度手続方法を思い出して取得するのは負担である。逆に短時間で手続が必要になれば、いわばルーチン化するのでそちらの方が楽のようにも思う。

(更新時の手続の負担軽減)

- 更新時の手続が負担である。電子証明書は有効期間で手数料が異なるが、代表者が交代するなど、有効期間の途中で電子証明書を取得し直した場合、支払済みの手数料は返還されない。これを考慮して比較的短い有効期間の電子証明書としても、更新が頻繁に必要となるので、非常に負担である。証明書の存続期間も、取得し直した日からではなく、前の証明書の満了日から起算してもらいたい。更新手続などの負担を軽減した特許庁への手続専用の電子証明書などがあるとよい。
- 現在は代表者の ID を使用しているため、書換えなどに代表者本人が受取などを行うのは負担が大きい。
- 電子証明書の有効期間があまりに長いと、手続方法を思い出すことから始まり、かつ手続も複雑であるので、ミスも生じやすくなる。電子証明書の再取得の手続がもう少しやりやすく、簡便であるなら、電子証明書の再取得の頻度が多少高くても構わない。一度取得して変更がないなら更新という形で簡易な手続があってもいいのではないかと思う。

(電子証明書以外の手段があってもよい)

- 出願などの未公開情報や予納と連動もすることから何らかのセキュリティは必要だと考える。ただし、それが電子証明書によるものとは限らない。
- もし、ID とパスワードによる手続が可能になっても特に抵抗はない。併用でも同じである。電子証明書が不要となれば、いつでもどこでも手続可能という状況が実現しやすいと思われる。ただし、不利益行為については、ある程度の制限があったほうがよい。
- 電子証明書でなくとも、例えば B to B の電子商取引などで採用されている認証手続などを一部導入してもいいのではないかと思う。また、ID やパスワードなどの簡易な認証であっても、出願人又は登録人に不利益が生じないようなものであれば、手続に適用しても構わないと思う。例えば、登録料納付など。
- 出願などの未公開情報や予納と連動もすることから何らかのセキュリティは必要だと考える。ただし、それが電子証明書によるものとは限らない。

(電子証明書が不要な手続があってもよい)

- 電子証明書が必要な手続と不要な手続とを仕分けて、不要な手続については ID とパスワードなどで対応できるようにしてもよいと思う。例えば、出願審査請求など。

- 原則は、本人でないといけない手続は、電子証明書が必要だと考える。ただし、刊行物の提出については、提出者の省略が許されているので、匿名とすることが可能であり、電子証明書は不要と考える。
- 審査請求手続については、電子証明書の提出は不要だと考える。特許法上、何人も請求可能なためであり、ユーザーとしても、特許庁様側で確かに審査請求を受け付けたという事実が分かれば、十分なためである。ただし、もし審査請求手続のみが電子証明書の提出が不要な手続として取り扱われた場合、ユーザーは、どの手続に電子証明書が必要なのか混乱する可能性がある。不慣れな担当者が手続した場合に、電子証明書が不要だと考えて手続をしたが、実は必要であったというケースもあり得る。もし電子証明書の不要な手続を設ける場合は、特許庁様側で、どの手続は必要なのかどの手続は不要なのかについて、事前に分かりやすく説明しておいてもらいたい。
- セキュリティの確保は必要であるが、取下や放棄のような不利益とならない手続であれば、緊急用として他の手段で手続できるようにしてもよい。例えば、上申書の提出や審査前の自発補正、方式関連の補正、刊行物提出、閲覧申請、出願審査請求など。
- 閲覧申請など、電子証明書が不要な手続もあると考える。
- 閲覧申請なども料金がかかるものについては、誰でも自由に手続可能とするのは管理上困る。料金などは組織として管理したいため、料金が必要な手続を自宅で勝手に行えるようになるといったことは好ましくない。
- 閲覧関係だと、特許の場合は拒絶理由通知やその応答などは J-PlatPat で即日見ることができるが、商標についても同様な対応をして欲しい。

(電子証明書の使用はやむを得ない)

- 電子証明書は、なりすましなどを考えると必要だと考える。使用中は特に不便を感じないが、期限が切れた際の手続は面倒に感じる。
- 電子証明書は、管理は大変だがセキュリティ上やむを得ないと考える。手続をする以上、何らかのセキュリティは必要である。ID とパスワードで手続可能とするのは不安である。パスワードを管理する手間が生じる。パスワードを頻繁に変更する必要がでてくるが、その分パスワードが単純になる傾向があり、パスワードの強度が低くなる傾向が懸念される。一部だけ電子証明書を不要とするのもメリットがないと考える。手続ごとに対応を整備する必要があり、作業上の留意点が増えるだけである。電子証明書を使用するなら、すべて一律に使用するとした方がよい。

(電子証明書のセキュリティに関する説明の充実化)

- ・「電子証明書自体（オリジナルの電子証明書）は、取扱いについて注意を払わなければならないものだが、電子証明書から特許庁様用の証明書ストアに変換した後は、オリジナルの電子証明書のデータに戻すことができないため、そこまで取扱いにナーバスになる必要はない」という内容が分かりやすく書かれたオフィシャルな資料が欲しい。電子証明書自体がまだまだ世の中に認知されていないという実情（特許などの特殊な分野でしか使われていない）がある中で、電子証明書を用いた電子出願システムを利用するためには、社内の他部門（例えば、総務部）を説得し、理解を得る必要があるためである。電子出願システムが特許庁様にて導入された際の説明マニュアルに、上記のようなナーバスになる必要はない旨の説明が書かれていたが、電子証明書を知らない者にとっては分かりにくく、実印相当である点だけが印象に残り、社内での説得時に苦勞した。もし、電子証明書の仕組みを変えないのであれば、そのような社内での説得に利用できるオフィシャルな補足資料を充実させていただきたい。

(紙媒体における届出印と電子手続における電子証明書の取扱いの差異)

- ・書面（紙媒体）で提出しなければならないものは、現状、特許庁届出印で対応出来ているのに、それが電子に代わると、電子証明書に引っ張られてしまうのがとてもやりづらい。その面では、紙の方がやりやすい。

(vi) 質問6について

他省庁のシステムについて、使用の有無及び便利な機能について質問をした。

特に使用したことがないといった意見が多かったが、郵便局の e 内容証明や地方税のポータルシステムなどの使用経験が挙げられた。便利な機能としては、過去に入力した情報が自動で再利用できるようになっている点が挙げられた。

(市役所のペットの死亡届)

- ・市役所でペットの死亡届の提出をオンラインで行った。市役所で事務用の書面がないと言われたためである。誰でも使用できるようになっていた。

(郵便局の e 内容証明)

- ・郵便局の e 内容証明を使用したことがある。ブラウザから行えたが、ブラウザのバージョンなど制限が多く、それがクリアできるのであれば便利だと感じた。

(地方税ポータルシステム)

- ・eLTax (地方税ポータルシステム) というシステムをここ数年使用している。これはデータを csv 形式で読み込ませることができた。データ容量も小さいし、操作もシンプルで扱いやすいと感じた。送信後はきちんと各市区町村から受領通知も届くので安心できる。

(確定申告)

- ・確定申告で、前年度に入力した情報を利用することができた。

(その他の省庁のシステム)

- ・特許庁様のシステムの場合は、電子手続をするたびに証明書の有効性を確認している。そのため、証明書が無効になった瞬間に使えなくなる。一方で、他省庁の場合は、いったん電子証明書のマスタを使って手続を行ってしまえば、証明書の確認が特許手続ほど頻繁には発生していないように思える。常に手続ごとに発生しているところが、特許庁様の電子出願システムのネックになっているという印象はある。
- ・システムのマニュアルを見た限りでは、特許庁様のマニュアルの方がユーザーフレンドリーな印象はあった。

(特になし)

- ・他省庁のシステムで便利だと思った機能等は特になし。来年から始まる種苗法に関する手続は行う予定である。
- ・特になし。なお、来年から種苗法に関する申請がオンライン化されるので使用予定である。
- ・他省庁の電子申請システムを使用した経験はない。

(vii) 質問 7 について

海外知財庁のシステムの使用経験及び便利な点について質問をした。特に使用経験はないといった意見が多かったが、USPTO 及び ePCT の使用経験についての回答を得た。特に USPTO の出願システムについては、出願人が自ら WEB ブラウザ上で手続ができる点や、分かりやすいインターフェースであるなど、使いやすいといった意見が挙がった。

(閲覧機能)

- ・USPTO の Private Pair のような包袋機能は、代理人であれば未公開の出願であっても常に状況が確認でき、提出した書類の状況も分かるので便利だと思う。
- ・USPTO の Private PAIR では、出願経過情報を XML 形式でいつもダウンロードできるので、社内情報とのチェックや中途受任の際の情報入力に活用することができる。

(電子証明書が不要な手続)

- ・USPTO では、仮出願に限って電子証明書なしでも手続を行うことができるという話を聞いているが、実際に弊社として当該手続を行った経験はない。クレジットカードか口座を事前に登録しておかなければならず、また、口座の場合は 1,000 ドルをミニマムで入れておかなければならないため、第二の予納口座のような取扱いとなり、管理上、工数が増えるからである。
- ・WIPO、EPO、SIPO は、独自の電子証明書を発行している。もし特許庁様で電子証明書を独自発行していただくことができるならば、空白期間の問題も、もう少し柔軟に対応していただける可能性があるのではないかと考える。

(その他 USPTO での手続)

- ・US でマドプロの暫定拒絶の対応を行ったことがある。拒絶理由通知に記載された URL から拒絶理由通知記載の ID を入力するだけで特にシステムの利用登録を要求されることなく手続をすることができた。また、電子証明書も不要であり、電子上の署名(所

定欄に//の間に名前などを記載する) だけで手続を終了できた。入力も、行う手続などをラジオボタンで選択し、補正内容を所定欄に記載するだけで、その他出願人情報などの情報の入力には不要であった。この方式はとても使いやすいと感じた。EUIPO の共同体意匠の手続の準備を行ったことがある。実際に手続はしなかったが、使用感としては便利で使いやすかった。もし、その他の国でも同様に直接手続できるようなシステムがあれば、積極的に使ってみたいと思う。費用面からも都合がいい。

- US の特許弁護士が所属していたため、USPTO の EFS-Web を使用したことがある。利用のための準備も特に苦勞した点はなく、操作もシンプルで使いやすかった。データ入力も必要事項の入力は必要だが、ファイル自体を PDF でアップロードすればよく、html や xml への変換も不要であった。証明書の提出などは、日本でも同じような方法があってもいいと思う。
- ePCT を使用したことがある。証明書を PDF で提出できるが、PDF であっても文字化けなどの可能性があるため、本当にそのまま送信できているのか不安がある。ただし、日本において PDF で証明書等を提出できるとなったら利用すると考える。恐らく導入時に特許庁内できちんと検証していると思われるので、特に抵抗はない。その他の国のシステムは、その国での代理権がないので利用したことはない。また、利用したいとも思わない。現地の代理人に依頼した方が確実だからである。
- ePCT を使用する準備はしたが、実際には使っていない。システムに入力してから実際に送信するまでに、複数人によるチェックを行い、分業化している。ePCT は WEB ブラウザ方式のシステムであって、入力した者が手続をする者であることが想定されている。このため、複数人がかかわる場合変更箇所が分かりにくいなど、チェックが不十分になる可能性がある。チェックする各段階の者が当該案件についてすべてを理解しているとは限らず、ePCT の方式は使いにくい。加えて、頻度は低いため、わざわざ操作を覚えるのも負担が大きい。WIPO に直接手続を行う場合は FAX を利用している。

(特になし)

- 海外の特許庁へ直接電子出願などの手続をしたことはない。EPO へは FAX で送ったことはある。
- ない。海外へ出願を考えた場合、ePCT を使用してみたいと考えている。

(3) 国内専門家ヒアリング調査結果の詳細

(i) 質問1について

質問1では、WEBブラウザを導入する場合の好ましい態様及び留意点について質問をした。WEBブラウザ方式のシステムへの移行については概ね好意的な意見であったが、考慮すべき点は多いとの指摘であった。また、今後の技術的・社会的動向を鑑みると、専用ソフトという概念がなくなりつつあることから、WEBブラウザ方式か専用ソフト方式かというように考えるのは難しくなるだろうとの意見、WEBブラウザ方式のシステムを導入した場合に考慮すべき論点について意見を得た。

<WEBブラウザを導入する場合の好ましい態様>

(WEBブラウザへの移行が好ましい)

- ・特許庁が電子手続において、WEBブラウザを使いたいという気持ちはよく分かる。現在の潮流を考えると、ブラウザ専用の端末ができるのではないかと、というぐらいであり、柔軟性を考えても楽だからである。
- ・WEBブラウザを使ったシステムに移行した方がよいのではないかと考える。現行のシステムのように専用ソフトによる場合は、メンテナンスの費用がかかるからである。
- ・専用ソフト方式よりもWEBブラウザ方式のシステムの方が好ましいと考える。理由としては、世の中の流れがWEBブラウザを通したサービス提供へと移ってきている点や、専用ソフトの場合はフォローの点で問題が多いといった点が挙げられる。例えば、専用ソフトはインストールなどでトラブルの原因となることやアップデートの仕組みを必要とするなどがある。
- ・WEBブラウザ方式に移行するにあたり、対応ブラウザをどうするのか、JAVAの更新の手間等の問題はある。しかし、ユーザーにとってはブラウザの方が使いやすく、手続のセキュリティレベルを落とさない範囲でWEBブラウザに移行すべきである。また、現行の専用ソフトはすでにかなり普及しているため、一定期間は現行のシステムを併存させなければならない。その間はWEBブラウザ方式と専用ソフトで、メンテナンスが重複することになる。なお、WEBブラウザ方式と専用ソフトとの比較はユーザーインターフェースの問題であり、どちらがよいというような答えは持ち合わせていない。

<WEB ブラウザを導入する場合の留意点>

(セキュリティ面)

- WEB ブラウザは、インターネット系だけではなく、イントラネット系も存在し、どちらを使うかによりセキュリティレベルは変わってくる。インターネット系にせよイントラネット系にせよ、WEB ブラウザの場合、通常は、ブラウザの中に鍵を入れる (SSL 等を使いサーバー証明書を確認する等)。この場合、端末側はどのようなものでもよいが、イントラネット系の場合は、通常は、この端末が管理されているものか否かを確認するため、識別子を入れる。ここで、先ほどあったように、個人を対象とするのであれば、業務端末でない端末も対象とすることになる。端末の事前登録が必要になる可能性もある。これは、特許庁が人を確認したいのか、端末を確認したいのか、若しくは双方を確認したいのかによって変わってくる。ID やパスワードは、人を確認しているのであって、端末を確認しているわけではない。銀行の ATM 等は、閉域網 (インターネットとつながっていない) のため、すべての端末に識別子がついている (端末の確認)。これに加え、利用者の認証 (人の確認) を行っているため、セキュリティレベルが非常に高い。この辺りは、費用面とのバランスもある。すなわち、論点は2つある。①特許庁が端末と利用者の両方を識別するつもりがあるのか否か、②業務ごとに要求するセキュリティレベルに合っているのか否かである。
- その他、セキュアなブラウザも検討すべき点である。例えば、表示する価格や番号のみを改ざんするマインドブラウザというものも存在するためである。ただし、改ざんに関しては、ブラウザを介して問題が生じた場合の責任の分界点を、特許庁が先に宣言しておくという視点もある。例えば、現時点でも、特許庁は出願を受け付ける際に、特許庁のサーバーに到達し、書き込まれたデータを出願のデータとして、取り扱っている。到達した時点で、その到達したデータが「原本」である。よって、ユーザーの端末から特許庁サーバーまでの間に改ざんが行われたとしても、特許庁側は責任を負うことはない。e-Gov であれ、自治体であれ、責任の範囲を明確にするこういった議論は行政の中でこれまで活発に行われてきている。
- WEB ブラウザ方式に移行する場合、認証のため、やはり電子証明書は欠かせないのではないかと考える。認証のプロセスをなくすわけにはいかず、ID、パスワード方式で行う場合は、特許庁側で保管する必要性が出てくるためである。海外の行政庁では WEB ブラウザベースのものが増えてきている。本人認証の考え方については、日本と海外で大きな差はない。ただし、電子証明書をどのように使うかという点で、日本の行政庁はまだ明確な像が描けていないと思われる。

(専用ソフトの今後の動向を踏まえた変更とその留意点)

- ・専用ソフトは今後アプリに移って行くのではと考えている。ただ、一般にまだなじみがないのと、Windows Phone のようにベンダーがアプリのサポートを終了しないとも限らない。ただし、これは WEB ブラウザ方式のシステムでも同様のことが言える。ブラウザも絶えずバージョンアップしているため、どこまでフォローし、どこまでサポートするかの見極めが必要となる。
- ・例えば、RESAS はリリース当初グーグルクロームでしか閲覧できない状況で、リリースしたが、そのように、特定のブラウザでしか利用できないシステムであったとしても、利便性が向上するのであれば許容される場合もある。
- ・WEB ブラウザ方式のシステムへと移行した場合のサポートとしては、チャットボットで質問に答えることも可能だと考えている。

(利便性)

- ・手続の場合は、いかにユーザーが使いやすい（ユーザーオリエンテッドな）システムを作るかが、課題である。
- ・特許庁の電子出願システムでは、一度に大量の件数を出願できる機能があるが、WEB ブラウザ方式のシステムでも可能だと考える。例えば、復旧・復興支援制度データベースでは、1 件ごとの入力と複数件一括入力という、2 種類の入力方法を用意している。前者では、入力済の項目を修正する際によく使用されており、入力済の項目が画面に表示されるため、WEB ブラウザ方式のシステムの方が便利である。

<WEB サーバーで主に処理する方式とした場合の論点>

①全面的に移行するのと②一部移行とで大きな違いがある。

① 全面移行の場合

・大きく 2 つの論点があると思われる。ひとつはデータの所在が変わることによる影響と、二つ目は印刷や大量案件の処理への対応である。

1つ目の論点

- ・全面的に WEB ブラウザ方式のシステムとした場合、データをすべてサーバー側で管理することになる（ローカルにはデータはない）。このような場合、申請だけの側面だけでなく、納品など手続後のデータの扱いなどにも配慮して設計する必要がある。例えば、USPTO の Private Pair のように、特定の者のみが接続できるエリアを設け、手続

後は企業と事務所とが相互に確認できるようにするなどが考えられる。ただし、設定ミスにより想定者以外の者が接続した場合などのデメリットも考慮する必要がある。

加えて現状、企業と事務所との関係で納品を考えると、事務所は手続後のデータ（プルーフデータ及び受領書のデータ）を納品することが多いと聞いている。受領した企業は、インターネット出願ソフトをインストールして事務所と同じ環境を設けていれば、そのまま当該データを読み込んで処理することができる。このような利用方法にも配慮が必要だろう。

出願ソフトでは上記納品形態でも対応できるように、「Guest」のアカウントを設け、証明書を使用しなくても操作できるように配慮している。

- ・ 特許庁業務は早くから電子化が進んでいたため、出願ソフトのデータを起点として、事務所から企業への納品などのワークフロー、書類作成、管理、期限管理なども含めた巨大なシステムが既にできあがっている。出願ソフト自体も、それらのソフトでの利用しやすさを考慮して作成されている。WEB ブラウザ方式に全面移行すると、これら関連システムの改造に伴う投資や業務の見直しが必要となるため、現行利用者にはデメリットもある。
- ・ サーバーで運用するということは、ディスクやメモリ、CPU などのハードのパワーを特許庁側で負担するということになる。アクセス数やデータ量を考えるとこれは現実的ではないのではないか。加えて、接続不良などのエラーにより受付ができなかった場合の責任も特許庁が負うことになる。WEB システムに接続すると想定される者は送信を行う者とは限らず、入力のみをする者などともいえると考えられる。そうすると同時に接続する数は手続を行う者の数倍に及ぶだろう。

2つ目の論点

- ・ WEB ブラウザ方式は、印刷方法に制限があることや、大量案件の一括処理といった点に向いていないという問題がある。現行ソフトは、大量案件や一括処理を考慮して設計されており、大事務所や大企業向けの設計ともいえる。

印刷の制限は、チェック効率の低下にもつながる。通常事務所では、ソフトへの読み込み前に複数人がそれぞれ書面を作成し、これを一つの PC に集約して処理し、読み込み後印刷して並行してチェックするというフローになっていることが多い。印刷に制限があることは、効率の低下につながる。

加えて、WEB ブラウザ方式のシステムの場合、単件入力前提となっているため、現行ソフトのように一括処理には向かない。これは、個別に入力する方式ではなく、書面データのアップロード方式であっても同じである。

まとめ

- ・結局、出願ソフトの機能をすべてそのまま WEB ブラウザ方式でも実現するというのは、ナンセンスではないか。それよりも現在できていないことを補完するものとして WEB ブラウザ方式のシステムを考えた方がよいのではないか。例えば、現行システムでは、出願後の経緯や進捗状況を(リアルタイムで)追うことができない。このような点の機能拡張手段として WEB ブラウザ方式のシステムを導入することを考えたほうがいいのではないか。

② 一部導入を考える場合

- ・初心者向けの出願手続手段を提供するというのなら、適する法域として商標が考えられる。ただ、法人用電子証明書の取得問題は残るだろう。出願数が少ない者にとっては、手続のためだけに法人の電子証明書を取得するというのは、時間的にも金銭的にも負担が大きく、費用対効果が低いと考える経営者が多い。このため、紙で出願した方が早くて安いという状況は変わらない。
- ・適した手続としては、年金支払が考えられる。例えば、期限の近いものをブラウザ上で一覧で示し、必要な案件にチェックを入れればそのまま支払手続が可能になるなど、書面の作成要否という問題はあるが、ブラウザであることを生かした処理も可能ではないか。

また、大事務所や大企業では、受信した発送書類や閲覧書類を、各担当者に配布する作業に手間が掛かっている。受取後の発送書類や閲覧後の書類が、WEB ブラウザから照会可能になれば、業務効率が上がると思われる。

③ スマートフォンやタブレットでの実現

- ・スマートフォンやタブレットでの実現のため、WEB ブラウザネイティブやネイティブアプリで実装する方法もあるが、電子証明書、特に IC カードのアクセスができないブラウザも存在するという問題がある。WEB ブラウザを特定のもののみに限定すれば可能であるが、多種多様なブラウザが使用されているという現状にあってはこれも現実的ではない。ブラウザが今後標準化されていけば解決されるかもしれない。
- ・一方で、パソコンゲームでもヘビーユーザー向けのアプリ版とライトユーザー向けのブラウザ版があるように、特許庁の出願システムもヘビーユーザー向けの専用ソフト方式と、ライトユーザー向けの WEB ブラウザ方式との両方を準備するのはありだと考える(運用コスト等の問題もあるが)。

<他省庁の電子申請システム及び政府の動向について>

- ・政府で稼働しているシステムとしては、WEB ブラウザ方式のシステムが多いが、現状では送信するだけのいわゆる封筒機能しかないものが多い。最近では、e-Gov の Web 申請で RPA (Robotic Process Automation) 的なものを採用している。RPA を入れると、入力項目毎のチェック機能や、日付や住所の自動入力、必須項目の未入力チェックなどの機能を実現することができる。
- ・最近の政府の傾向としては、電子申請システムについて、最低限の WEB ブラウザ環境を整備しておき、API を開放するような形式にしようとしている。これにより、民間事業者が独自に拡張ソフトを開発することができ、例えば、手続後にダイレクトに社内インフラにデータを取り込ませるようなシステムも実現可能となる。現在は、データ提供の側面では盛んに利用が進んでいるが、政府への電子申請での利用が進んでいない。今後は電子申請でも活用が進んでいくことが望ましい。ただし、政府の提供システムのサービスや提供データが行き過ぎると民業圧迫と指摘を受けるため、バランスが必要である。
- ・API を開放する際の留意点としては、仕様変更時の周知が挙げられる。ユーザーは、利用手続が終わってしまえばほとんど利用申請用の WEB ページを訪問することがなく、仕様変更を知らないことが多い。変更適用前 3 か月程度の告知期間でも不十分な場合がある。この点をカバーするために、API を開放する場合は、ユーザーに ID とパスワードを事前登録してもらうことが挙げられる。登録時に e-mail アドレス等の連絡先を含めれば、仕様変更時の連絡に使用できるとともに、誰が（ある ID を有している者が）いつ使用したかの情報も取得できる。

(ii) 質問 2 について

質問 2 では、電子証明書の取扱い、特に電子証明書を利用せずに電子申請を受け付ける手法や課題について質問をした。

電子出願システムによる申請を受け付ける場合に、電子証明書で原本の完全性や本人性など、何を保証する必要があるのかといった観点からの検討が必要ではないかという意見を得た。また、一部の手続で電子証明書を不要とする、他国における代替手段の事例などについての意見があった。

<電子証明書の取扱いに関して考慮すべき前提事項について>

(電子署名、電子証明書の必要性の判断主体について)

- 電子署名、電子証明書の必要性は、出願人（ユーザー）が決めることではなく、サービスの提供者である特許庁側で行った議論に基づいて決めるべき話である。まずは特許庁側が、電子証明書等を使うべきなのか（自分達の立場はどちらなのか）を宣言する必要がある。
- 例えば、国税局は、e-Tax のサービスを提供する上で電子証明書が必要だと考え、電子証明書を利用するという結論に至った。そういった議論なしに、電子証明書の要否についてあるべき姿を議論することはできないのではないか。

(他の認証と比較した場合の、電子署名、電子証明書の必要性の観点について)

- また、電子署名、電子証明書の必要性は、特許庁側の視点だけではなく、ユーザーも含めた双方が安心して使うことができるかといった視点、また、ユーザーに不利益が生じるか否かの視点からも判断することができる。
- WEB ブラウザ方式を考えると、そのデータが PC から送信され外に出たときに、そのデータの発信元が確実に特定でき、データが改ざんされておらず、真正なものであるかが重要となる。
- 医療過誤の問題で考えると、医療機関が作成したデータについて、厚生労働省や、患者に示す場合、そのデータの真正性が問題となる。例えば、当事者間の紛争で終わるならばそのデータのトレースさえできればよいが、裁判まで行くと証拠として提出する必要があるため、第三者からみてもデータの真正性が証明できる必要がある。
- データを受け入れる側は、署名付きでデータが送られてきたときに、その署名が正しいか否かを確認できなければならない。
- 例えば、医師等、独占業務を持つ者の業界では、電子署名を使おうとする動きがある。その業務がだれの責任かを明確にしなければならないからである。この場合は、ID やパスワードでは十分ではない。
- 電子商取引における通常の認証では、例えば、ID やパスワードが利用されている。それ以外の手段としては、銀行の例を考えると分かりやすいが、例えば、生体認証、静脈認証、ワンタイムパスワードが存在する。また、通常は、これらを組み合わせた 2 要素による認証を行い、セキュリティレベルを上げている。
- 参考となる観点として、通常のクレジットカードと銀行のカードを比較すると、クレジットカードの場合は、利用が確保されていれば一定の不正利用等によるリスクを許容できるという業界の背景があるが、一方で、銀行ではそのリスクは許容できない。

銀行はその業務の特性として、ミスを許容することはできない。そのため、銀行のカードを利用するためには、本人確認レベルとして一番高いものが求められる。これは、銀行の利用者（ユーザー）が何と言おうと関係がない。双方（サービス提供者及びユーザー）が納得しなければならないからである。

- 観点として、社会的な背景が関係する場合もある。アメリカでは、何か問題が生じた場合、訴訟において解決する社会の構造となっているため、ある程度のリスクを許容することができる。一方で、日本ではそのような考え方を背景とはしておらず、むしろ社会的なリスクをなくそうとする考え方がベースとなっている。
- 特許庁の現行のシステムでは、政府の電子化推進の流れにおいて、閉域網の特殊な環境でシステムを実現できており、セキュリティのレベルは相当高いものになっている。これに WEB ブラウザ方式を導入するとなると、不特定多数のユーザーからの接続を許容することになり、セキュリティのレベルは下がると考えられる。この点が許容できるか否かも踏まえて、検討すべきである。
- 特許庁において電子証明書等の必要性を考えるに当たり、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）や、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提示するセキュリティレベルを参照し、該当主体及び手続が、どのレベルに当たるかを把握することも有用である。
- 例えば、ユーザーとして、個人と法人（特許事務所）は、まったく別のものである。同じ PC を利用するとしても、個人の場合は自由にいろいろなソフトをインストールできてしまうため、法人の場合と比べ、利用する前提（環境）が異なる。

（原本性と本人性について）

- 原本性と本人性のどちらを保証するかという 2 つの論点がある。前者では改ざんされていないことを保証する必要があるため、電子証明書が必要となるだろう。これに対し、後者の本人性に関しては、手続をした者を確認すればよいので、ID とパスワードでも対応できる。なりすましなどへの対応としては、ID とパスワードに加え、他の認証手段を併用するよい。例えば、初回のみ受付場所に出向き、登録手続をした者本人が自らその場で設定した ID とパスワードを使用する、銀行のようにワンタイムパスワードや指紋認証、ログインした PC 自体の IP 情報を利用して識別するなどの手段がとれるだろう。
- 例えば、厚生労働省では、代表印と部門印とをセットで登録すれば、2 回目以降は部門印でも手続可能である。また、確定申告でも、最初の 1 回は対面手続が必要だが、以降は ID とパスワードで提出手続が可能となっている。

- これまでは、紙書面の内容を保証すればよいという考えであったが、今は、手続ではなく、その結果の DB 情報の保持の方が重要となっている。このため、ログ管理や申請情報の照会時などの対応に視点が移っている。
- ただし、特許の場合は例外と考える必要がある。単純に提出すればよいというわけではない。確実にデータが変更なく特許庁サーバーに保存されたということが重要となるからである。このため、上記の例に当てはめるのは難しい。

(手続の一部であれば電子証明書を使用しないのはあり得る)

- 電子証明書を使用しないというのは、一部の手続単位でならあり得ると思われる。この場合の認証方法としては、今ではスマートフォンを使った二段階認証が一般的に使用されている。ただし、古くから出願システムを使用してきた者から見れば、セキュリティ面で逆行しているように取られると思われる。また、既に出願ソフトを利用している者にとっては、一部の手続のみ認証方法が変わると、逆に煩雑になる可能性がある。両方の方式を併存させるというのも費用面から疑問がある。

(電子証明書の扱いはセキュリティに対する考え方に基づく)

- 電子証明書を使用するか否かは、JP0 の考え方による。一般の買い物サイトではセキュリティ上の課題を抱えつつも電子証明書無しで実現している。同じように二段階認証の利用や法人の電子証明書の取扱いの変更などを実現すれば、システム利用へのハードルが下がり、使いやすくなるだろう。一部導入としても、商標出願や年金支払が考えられるが、他人に手続された場合の不利益を考慮すると、例えば、出願のみは WEB ブラウザから電子証明書なしで手続可能とし、その後の中間対応等は電子証明書を必要とするなど、いろいろ考えられる。

(特定機関認証について)

- 認証については、その他に、特定機関認証というものも存在する。ユーザーは認証のためにカードを利用するが、ログインするときに PIN コードを入力する必要はない。この認証の場合、ユーザーのカードが、手続をした際に、「そこにあった」という証明になる。

(属性認証について)

- 現行の電子署名法では、特定認証業務として電子署名を利用して認証を行う場合、求める認証のハードルが高すぎるという問題点がある。日本の電子署名法では、特定認証業務として属性認証（例えば、A 社自体ではなく、A 社の特許部としての認証）を認

めていない。この点に関してあまり主張している人はいないが、この特定認証業務の範囲を日常業務の範囲にまで広げ、属性認証を生かすことで、すなわち電子証明書を属性ごとに作成することで、電子証明書の使い勝手がよくなる可能性がある。なお、ドイツではすでにこのような属性認証の考え方があり、属性認証によって法人の認証をすることができる。日本における属性認証については、特許庁の課題というよりも、インフラの問題として日本の電子署名が抱える問題である。日本で属性認証ができていない理由は、法制度がまだ整っていないからである。

(仮名での認証について)

- ・(一財)日本情報経済社会推進協会(JIPDEC⁶⁰¹)では、JCANという、使いやすさを打ち出した認証を行っている。現在、我々が利用している法務省が認定する電子証明書は実名で発行されているが、JCANでは、仮名(Pseudonym)で認証を受けることができる。仮名であったとしても、「どこのだれか」という結びつけをしっかりと行えば、認証としての機能は果たすことができる。このような仮名による認証は、実名を公表したくない、例えば、企業の契約担当者等にニーズがある。

(他国での事例：認証付き電子書留(De-Mail)について)

- ・日本ではあまり議論されていないが、認証付き電子書留を電子署名の代わりに使う、という可能性も一考の価値があるのではないだろうか。例えば、ドイツでは、電子署名、認証付き電子書留及びeIDの3つの方式を同等の信頼性のある認証として認めている。例えば、電子書留の一種であるDe-Mailであれば、送信者の本人確認と送信日時を確認することができる。De-Mailは、ハッシュ関数等を用いて通信過程において改ざんがされていないことを保証することができるものであり、そのため、フィッシングにひっかかりにくいというメリットがある。これを応用すれば、e-mailによる出願受付も可能となるのではないか。ドイツでは、De-Mailについては、De-Mail法に基づきドイツの連邦情報セキュリティ庁より認定を受けた民間企業(De-Mailサービス事業者)がサービスを提供している。例えば、特許出願の場合であっても、ドイツの場合は、電子証明書を利用する場合と同様に、De-Mailにて出願手続を行うことができる。ドイツではeガバメントのための法制度の整備が進んでおり、先ほどの3つの方式(電子署名、認証付き電子書留、eID)を同等に扱うことができる。
- ・現状、特許の電子出願システムにおいて、電子証明書を用いた認証が、例えば企業内では電子証明書を実印と同等のセキュリティレベルで管理しているため、ユーザーにとって使いづらいというのであれば、個人を証明する方法はもっと簡便な方法を用意

⁶⁰¹ JIPDECは特定認証業務の調査機関。特定認証業務が主務大臣の認定を受けるためには、電子署名法の多岐にわたる要件への適合性に関する調査を受ける必要がある

した方がよいのではないか。ドイツの De-Mail であれば、プロバイダに申し込むだけででき、メールはツールとしても日常化しているため、ユーザーの心的ハードルを下げるができると思う。

(スキャンしたデータの取扱いについて)

- 原本の概念について、紙の世界から脱して、紙に代替するスキャニングを認めてはどうかと、私は考えている。e-文書法の考え方で行けばよい。例えば、スキャニングしたデータに電子署名を打ち、タイムスタンプを付与し、原本に代わるとする措置を取っておけばよい。署名自体を電子化することは認められているのだから、文書自体を電子化することも認めてもよいのではないかと考える。現状、電子にて対応できる手続は、例えば、特定手続として、行政庁側の裁量権で行われている。その点から考えると、各行政庁の主務省令での対応にて可能ではないか。e-Tax では、税理士の委任状の提出は電子で可能（原本等は別送とはされていない）であったと記憶している。

(押印について)

- 現在政府方針として書面の押印を見直し、手続をすべて電子化していくことが打ち出されている。現在ほどのレベルの手続について押印を不要とするかという目安を示したガイドラインを出すことを検討している。傾向としては、これまで要押印としていた手続について、必要とするレベルを全体として下げていくことを検討している。
- そして、これまで、書面の押印が必要であった手続について、電子化した際には、人の財産にかかわるものについては電子証明書を必要とし、単なる届出であって印鑑証明が不要なものについては ID とパスワードでよいとするなどが考えられる。
- これらのガイドラインはここ 1 年以内に示される予定である。
- 12 月 22 日（2017 年）に安倍首相が打ち出した方針がある。これは、電子申請で必要とされる紙の添付書面を 100%なくし、オールデジタルへの移行をめざすという方針である。これに伴い、押印や旧字体等の取扱いについて検討がされている。経済産業省もフルデジタル化を進めている。
- 電子申請は、対法人との関係で言えば、いわば契約のようなものと考えることができ、「確からしさ」があればよいと考える。問題となるのは個人や個人事業主の場合である。例えば、外字の取扱いひとつにとってもどの文字までシステムでフォローするか決めなければならない。内閣官房では、JIS 第 4 水準までとする方針を打ち出そうとしている。
- これまで、WEB ブラウザ方式の電子申請システムに大きなトラブルがあったという報告はない。たとえ使用中に何か支障が生じた場合でも、突然ブラウザがシャットダウン

ンするなど、何らかの現象が目に見える形で生じるため対応が可能であり、大きな問題にはなっていない。また、ほとんどのシステムでは、送信前又は後の確認画面が用意され、手続内容を確認できるため、もし文字化けが生じても何らかの対処が可能である。WEB ブラウザ方式の電子申請システムでインターフェースが大きく変わった例としては、国税庁で電子証明書を必須としていたのが ID とパスワードで運用するようになることや、日本ベンチャー大賞の応募で、法人番号を入力すれば、自動で住所や企業名が入力欄に入るようになったというものがある。

(iii) 質問 3 について

質問 3 では、識別番号の代わりに法人番号やマイナンバーを使用する場合の問題点に関して質問をした。

マイナンバーの使用については否定的な意見であり、法人番号の使用については使用可能であるとしながらも、現在の電子出願システムは識別番号に基づいたシステム構築をしていることから、費用対効果に対する指摘があった。

(マイナンバーを使用する場合の課題)

- ・マイナンバーは、現状では使うことはできない。仮に利用範囲が広がった場合と仮定するならば、まずは特許庁がマイナンバーの使用に向けて努力しなければならない。なお、例えば、これまでにマイナンバーの利用範囲を病院での業務にまで広げようとしたところ、大きな反対が起こったという経緯もある。このため、マイナンバーの使用は非常に困難であるという印象はある。
- ・マイナンバーの取扱いは非常にセンシティブである。現状、納税手続きくらいでしか使っていないのではないか。
- ・マイナンバーの使用については難しいと考える。特別な管理プロセスが必要など、管理の負担が非常に大きい。もし、マイナンバーの利用促進を考えるのなら、単純に用途を拡大するのではなく、要求される管理プロセスを変える必要があるのではないか。制度設計時におけるユーザーからの要望を考慮したことにより、厳しい管理が必要となったという経緯もある。加えて、現在もマイナンバーカードの普及率が 13%程度であり、ユーザーの認知度も低い傾向にある。
- ・ただし、マイナンバーカードに入っている情報には着目している。現在、マイナンバーカードには無料で電子証明書が付加されており、マイナンバーカードの所有者はこれを自由に使用することができる。これをアピールすることで、マイナンバーの認知

度を上げつつ、オンライン申請の利便性を上げ、利用促進を図れるのではないかと考えている。電子証明書の有効期間は5年間であり、最初にマイナンバーカードを発行してから既に1年半ほど経過している。あと3年あまりが勝負だと考えている。

(法人番号を使用する場合の課題)

- 法人番号は、国税庁が管理する番号であり、税金を支払っている法人にしか付与されない。休眠している会社等も考慮するならば、法務省が管理する会社法人等番号（法人登記の番号）がある。しかし、いずれにしても、異なるユーザーが同一の番号で申請してきた場合に、どのように対応するのかという問題は残る。もちろん、ある特定の番号が存在するか否かについては、インターネット上で確認することはできるが、申請してきた法人が該当する法人か否かを確認する手段はない。また、個人として利用するユーザーの場合は、当然ながら法人番号を利用することはできない。電子システムの対象者である法人及び個人に等しく利用を可能にさせるのであれば問題ないが、全員を対象としないのであれば、受益者負担とし、法人の利用者に追加の料金を求めることも一考である。なお、法人番号など他で管理する番号を利用するというのは、それほど簡単にはいかない。システム上、番号の桁数が異なる場合や、仮に番号を変換する場合は、ミスが生じた場合の責任の所在についても問題となる。
- 法人番号を用いることは可能であろう。e-Taxと同様にユーザーが事前登録することによって、対応できる。

(識別番号などのこれまでの経緯を考慮すべき)

- 単純に識別番号の代わりにマイナンバー又は法人番号を使用するというのは、対応は可能である。ただし、既存システムが識別番号をベースに設計され、積み上がってきたという経緯があるため、変更すると全体のシステム変更が必要となる。また、法人番号は使用可能であるが、マイナンバーは個人情報保護の観点から使用自体が難しい。法人番号を利用するとしても、改修コストを考慮するとそのメリットが分からない。名寄せのみが問題であり、それを解消したいということで見合うのか。名寄せを目的とするなら、識別番号と法人番号とを関連付けて利用すればよいのではないか。例えば、識別番号取得時又は電子証明書の更新時に法人番号の入力を必須とすれば、関連付けも行いやすい。ただ、国内企業に限定され、外国企業の名寄せには利用できないという問題が残る。

(その他)

- ・ 識別番号を使わずに認証用証明書のみで管理すべきではないか。

(iv) 質問 4 について

質問 4 では、電子出願システムの普及の障害や望ましいあり方について質問をした。

今後も政府全体として手続の電子化推進の動きは変わらず、電子出願システムについてもその方向性は変わらない。まずは現在電子化されていない手続の電子化や、ユーザーの実際の使用態様等を考慮しつつ新たなシステムを考えていくことが必要ではないかとの意見を得た。

(今後も電子化を推進すべきである)

- ・ 今後、現在の動きをどんどん進めて行って欲しい。
- ・ 行政機関の一般論で言うならば、手続の電子化は、絶対に必要である。言うまでもなく、日本の人口は減少しており、行政機関の給料も決して高いわけではなく、サービスの提供者側も減っていくからである。また、例えば、紙媒体であれば、申請書に記載したユーザーの文字や数字が判読できず、情報が一義的に定まらないといった場合もあり得るが、電子化することでこれらが生じる可能性を排除し、情報の正確性を確保できるといったメリットもある。ただし、別の問題として、電子化のために専用の装置が必要となるため、コストの問題は存在する。特許出願に関しては、電子化により、だれでも簡単に申請できるようなインフラを整えるというよりは、申請してきたユーザーに対し、確実なケアを提供すべきではないか。例えば、スマホで簡単に申請できるようにするとして、本当にそこまでやる必要があるのかということは考えなければならない。
- ・ 法人番号を使用するというアイデアも、特許情報の新たな使用方法を見いだせる可能性がある。例えば、法人番号ではないが、新聞記事の共同開発などの記事情報を集約して解析することで、企業間の連携や距離感などを示した企業関係マップ作った事例があった。このようなことを法人番号を使って特許情報で行うと、様々なアイデアが出てくることが期待される。
- ・ 今後は、サービスデザイン思考のシステム設計、データの標準化というのが、今後の政府情報システムの構築においては重要になってくると考えている。

(電子化できていない手続の電子化)

- ・ 特許庁の電子政府化について、まずは、今、紙で行わなければならない手続が残っているので、それをなくすべきだと考える。現状、手続のプロセスが二重になっている。100 パーセント電子での手続とし、例えば紙で提出された場合は、紙をスキャンして代用できるような、運用あるいは法制度としてよいのではないか。
- ・ 知財協や弁理士会との意見交換会等の意見では、現在電子化されていない手続への対応が求められている。

(多様な使用方法への配慮)

- ・ 想定外の使用についてもできるだけ考える必要がある。例えば、代理人に社内の者を指定して法人の電子証明書を使用しなくてよいように願書を記載する場合がある。「かんたん願書作成」では代理人欄が記載できないため、このような記載をしたい利用者から改造要望が上がっている。
- ・ 電子証明書による認証もいつまで使われるのか確定的なことは言えない。現在の世の中の流れの速さや認識について、政府の動きは鈍いようにも思われる。本人確認の必要性が低いものについては他の代替手段を考えるなど、柔軟に考えてもよいのではないか。

(新たな電子証明システムの確立)

- ・ 私は、日本においても De-Mail のような認証済みの電子送達制度がインフラとして必要だと考える。De-Mail の日本版が制度化されれば、ユーザーは行政に対しメールを送ることで必要な手続を進めてもらうことができる。この場合、受領した行政側における証拠保全システムの導入が必要である。長期的な証拠性の確保を行うための手法は、例えばデータをパッケージにして、タイムスタンプを重ねていく等の方法があり、現状でも建設業界での設計図や電子カルテ等で用いられている。また、特許の世界でも先使用权の立証のためにタイムスタンプが使われている例もあると認識している。

(その他)

- ・ ドイツの場合は、電子証明書等の発行は民間で行っているが、発行する事業者は、行政に対して、所定の届出（設備面、人材面、業務遂行面等の観点に関する事項）を行っている。
- ・ 用途に特化した電子証明書は、会員カードとの違いがなくなってくる。そして、カードが増えると管理が煩雑になるという問題が生じる。
- ・ 司法書士会は、自前の CA を立てている。

- ・エストニアにおいて電子政府化が成功した要因としては、国の規模が比較的小さく、一度にシステムを導入することができたという点が挙げられる。

(インターネット出願ソフトで実現している一括処理への対応も考慮すべき)

- ・出願ソフトは大量案件・一括処理への対応を前提としているため、手続の頻度の低い出願人にとっては敷居が高いのは認識している。これらの者への対応として、より敷居の低い方法を用意し、WEB ブラウザ方式のシステムとして提供するの方向性としてはよいのではないかと考える。電子証明書を使用したもっと使いやすい方法はあると思う。

例えば、「かんたん願書作成」の延長で、書面を作成したらそのまま利用者登録を行い、認証して手続まで行えるようにするとか、これまで実現していないような態様のシステムを考える方がよい。

また、出願ソフトはクライアントソフトであるがゆえに制約がかかっているようなものもあるのではないかと考えている。そのような手続や機能については WEB ブラウザ方式のシステムとする、認証のレベルを下げるなど考えてもいいのではないかと考える。例えば、閲覧に関しても、特許については J-PlatPat で通知内容なども確認できるようになっている。もし閲覧申請を無料とするのであれば、考え方も変わるのではないかと考える。公開前の情報に関しては電子証明書を必要とし、公開後については不要として、J-PlatPat で情報提供も可能だと思ふ。

V. 海外質問票調査

1. 海外質問票調査の調査方法

(1) 海外質問票調査の対象者について

海外質問票調査では、海外知財庁が8つの国又は地域、海外申請人が2か国各3者を対象にそれぞれ質問票を送付した。

海外知財庁については、特許・実用新案・意匠・商標の電子出願システムとして、WEBブラウザ方式のシステムと専用ソフト方式のシステムの両者を採用している国を中心とし、加えて近年システム変更のあった国及びWEBブラウザ方式のシステムを採用している代表的な国を対象とした。具体的には、中国（SIPO 及び SAIC）、ドイツ、ブラジル、ロシア、欧州（EPO 及び EUIPO）、米国、フィリピン及びカナダの知財庁に対し質問票を送付し、ドイツ、ブラジル、ロシア、欧州、米国、及びフィリピンの知財庁から回答を得た。なお、米国からは特許版と商標版の2つの回答を個別に得ることができた。

海外申請人については、WEBブラウザ方式のシステムと専用ソフト方式のシステムの両者を採用している2か国の申請人として、中国及びドイツの特許事務所それぞれ3者に対し、質問票を送付し、回答を得た。

(2) 質問の内容

海外知財庁に対しては、電子出願システムの環境としてWEBブラウザ方式のシステム及び専用ソフト方式のシステムの両方を採用している理由及びそのメリットとデメリット、今後の電子出願システムの環境整備に関する方向性について質問を行った。また、最近システム変更のあった国については、システム変更にあたって考慮した点、新システムを選択した背景に関し、質問を行った。WEBブラウザ方式のシステムを採用している代表的な国については、電子証明書の取扱いや現行システムが選択された背景に関する質問をした。

海外申請人については、2つのシステムに関する使用感及び利点と欠点などについて質問をした。

2. 海外質問票調査の調査結果

(1) 調査結果の概要

(i) 海外知財庁への質問票調査結果について

専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとを併用しているメリット及び理由としては、多様なユーザーの需要に対応するため、歴史的な事情によるものといった回答を得た。一方で併用によるデメリットとしては、両システムの運用コストやユーザー側のアップデート対応等が一律ではないといった点が挙げられた。過去に併用していた知財庁も含め、多くの知財庁で WEB ブラウザ方式のシステムに移行している又は移行する予定であるとの回答であった。なお統合する予定はないと回答した知財庁はドイツのみであった。

電子証明書の使用については、必須とした 3 つの知財庁では、使用目的として、本人確認又は事後否認対策として使用しているとの回答であった。一方で、電子証明書を不要とする知財庁では、代替手段としてユーザー ID とパスワードによる認証を使用し、不要とする理由として、ユーザー側の管理負担や対応の困難さが主な理由として挙げられた。なお、一部不要としている知財庁においては、不要とする手続を限定し、結果的にユーザー側の手続需要に応じて電子証明書の有無を選択できるようにしている。

電子証明書を使用しない場合になりすまし等が生じた場合の対応としては、法的な救済手段を設けている知財庁が多く、特に対応していないと回答した知財庁もあった。

(ii) 海外申請人質問票調査結果について

専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとを併用しているドイツと中国のユーザー各 3 者に対し、使用感及びメリットとデメリットについて質問をした。

WEB ブラウザ方式のシステムとしてもその習熟等に時間やコストがかかるため、使用者としては併用によるメリットは特になく、専用ソフト方式のシステムの方が効率性といった点や様々なニーズに対応できるという点で専用ソフト方式のシステムを主に使用しているとの回答が多くを占めた。ただし、WEB ブラウザ方式のシステムはアップデート等の管理から解放され、出願人によっては使いやすいという点でメリットを認めている。

中国でも、近年 WEB ブラウザ方式のシステムが専利（特許、実用新案及び意匠）でも使用可能となったが、上記の点で専用ソフト方式のシステムを使用しているとの回答であった。

(2) 海外知財庁質問票調査結果の詳細

海外知財庁質問票調査では、以下のような内容の質問をそれぞれ行った。

- ・専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとを併用するメリットとデメリット
- ・併用している国において、今後の電子出願システム運営の動向
- ・電子証明書の使用の有無及び使用しない場合の理由及び本人確認方法等
- ・その他、近年新たに WEB ブラウザ方式のシステムの運用を開始した国について、システムの選択理由とその背景
- ・WEB ブラウザ方式のシステムを複数種類運営している国におけるその理由と背景

なお、各国で採用しているシステムが異なるため、その国に応じて質問構成を変えている。このため、質問によって回答数が異なる。

(i) 電子出願システムについて

① 専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとの 2 つのシステムを併用していることのメリットについて

専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとの 2 つのシステムを併用していることのメリットについて質問をした。

併用している国において、そのメリットは、利用者の好みに合わせて出願方法を選択できる (DPMA⁶⁰² (ドイツ)) という点が挙げられた。EPO⁶⁰³は、歴史的な背景から現在併用しているが、今後は WEB ブラウザ方式のシステムに統一する予定であるとの回答であった。その他の国は、現在 WEB ブラウザ方式のシステムを中心に運用しているとの回答であった。

以下、四角枠内は、質問票調査において得られた回答を示す。

<DPMA (ドイツ) >

- ・さまざまな利用者グループがあり、さまざまな出願方法を好んでいる。
ブラウザ版システム：常に最新版である (例えば有効性)
専用ソフトウェア：オフライン環境でも作業可能。

⁶⁰² DPMA : Das Deutsche Patent- und Markenamt (ドイツ特許商標庁)

⁶⁰³ EPO : European Patent Office (欧州特許庁)

<EPO (欧州) >

- EPO は歴史的な理由のために現在両方のシステムを利用できるようになっている。
- 最初の電子出願システムは専用ソフトウェア版システムであった (2000 年 12 月、EP1001 の最初の電子出願)。その後、WEB 版システムとして「新オンライン出願 (CMS)」及び「WEB フォーム出願」が登場し、2014 年 10 月 2 日から一般供用されるようになった。2 年の経過期間後、専用ソフトウェア版システムは廃止方針となっている。この経過期間は、EPO が主導する出願システムとして EPC 各締約国にも供給予定の WEB 版システムが運用可能となる時点から開始する。現在、この時期は 2019 年の第 2 四半期末を予定しているため、専用ソフトウェア版システム (EPO オンライン出願) は、2021 年の第 3 四半期には完全に廃止されるであろう。

<ROSPATENT⁶⁰⁴ (ロシア) >

- Rospatent は知的財産の対象にかかわらず、出願人との通信用に単一のソフトウェア (WEB サービス) を使用している。
- WEB ブラウザ経由の出願手続は、各種 WEB サイト (Rospatent の WEB サイト、ロシア連邦の公衆サービスポータルなど) から行うことができる。

<EUIPO^{605, 606} (欧州) >

- 開発コストの削減、どこからでもアクセス可能、カスタマイズが容易、各種デバイスで利用可能、インストール・保守・セキュリティ管理が容易である。

<INPI⁶⁰⁷ (ブラジル) >

- INPI-BR は、互いに交換可能な、又は分離したシステムを使用していない。現在のすべてのソリューションはブラウザベースである。

⁶⁰⁴ ROSPATENT : Р о с п а т е н т (露)、Rospatent (英)、ロシア特許庁

⁶⁰⁵ EUIPO : the European Union Intellectual Property Office、欧州連合知的財産庁

⁶⁰⁶ EPO は専用ソフト方式のシステム及び WEB ブラウザ方式のシステムを併用しており、EUIPO は WEB ブラウザ方式のシステムのみである。欧州としては両方のシステムを使用している。

⁶⁰⁷ INPI : Instituto Nacional da Propriedade Industrial、ブラジル産業財産庁

② 専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとの 2 つのシステムを併用していることのデメリットについて

専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとの 2 つのシステムを併用していることのデメリットについて質問をした。

回答では、2 つのシステムを運営しているため、両方のシステムを最新の状態に維持するための金銭的及び人的コストがかかる、ユーザー側でシステムのアップデートをしているとは限らないことが挙げられた。

なお、回答時点で単一のシステムの国については、主にその国で採用しているシステムの問題点について回答を得た。WEB ブラウザ方式のシステムを採用している国では、入力の効率性が悪くなることや、手続の種類によってアクセス先を用意する必要があることなどが挙げられた。

<EPO (欧州) >

- ・欠点は、両方のシステムを運用し、サポートし、維持する必要があること（最新の状態に維持する）。

WEB 版システムだけを利用可能とすることが、維持コスト及び運用コストの削減となることから理想的である。WEB 版システムは完全に集中管理されており、アップデートがいったん適用されると、すべての利用者が即時に利用可能となることから、アップデート管理の効率性も高まる。専用ソフトウェア版システムはアップデートの適用を利用者に委ねており、すべての利用者がアップデート済であることが保証されない。さらに、利用者側のインストール環境が一定しないことから、維持、試用、サポートなどのコストも上昇する。

<DPMA (ドイツ) >

- ・専用ソフトウェア：利用者すべてが自身のソフトウェアを常時アップデートしているとは限らない。
- ・ブラウザ版システム：利用者はオンライン環境で作業しなければならない。

<EUIPO (欧州) >

- ・データ入力が遅い、重要データにアクセスできない、時間経過に伴い高額になる、内蔵型のデスクトップアプリと比べて出願手続が遅くなる。

<ROSPATENT（ロシア）>

- ・出願手続、及び出願人との通信に、さまざまな入口を使用すること。

<INPI（ブラジル）>

- ・INPIは、互いに交換可能な、又は分離したシステムを使用していない。現在のすべてのソリューションはブラウザベースである。

③ 電子出願システムに関する今後の方向性について

電子出願システムに関し、今後、システムを統合する予定があるかについて質問をした。

「ある」と回答した知財庁が3（EPO（欧州）、ROSPATENT（ロシア）、INPI（ブラジル））、「ない」と回答した知財庁が2（EUIPO（欧州）、DPMA（ドイツ））であった。そこで、システムを統合する予定であると回答した知財庁に対し、さらに、どのように統合するかについて質問をした。「WEBブラウザ方式のシステムに統合予定である。」と回答したのはEPO（欧州）とROSPATEN（ロシア）の2つの知財庁、「その他」と回答したのがINPI（ブラジル）の1つの知財庁であった。

「WEBブラウザ方式のシステムに統合予定である」と回答した理由としては、維持及び運用コスト削減、様々なルールの統一の必要性、またユーザー側の環境を一定の状態とすることの困難性によるものといった回答を得た。

<EPO（欧州）>

- ・WEB版システムだけを利用可能とすることが、維持コスト及び運用コストの削減となることから理想的である。WEB版システムは完全に集中管理されており、アップデートがいったん適用されると、すべての利用者が即時に利用可能となることから、アップデート管理の効率性も高まる。専用ソフトウェア版システムはアップデートの適用を利用者に委ねており、すべての利用者がアップデート済であることが保証されない。さらに、利用者側のインストール環境が一定しないことから、維持、試用、サポートなどのコストも上昇する。

<ROSPATENT（ロシア）>

- ・利用可能な機能、インターフェース、ユーザーのすべてのカテゴリのためのルールの統一の必要性、及び内部処理システムへ来た通信を処理するためのルールの統一の必要性。

< INPI (ブラジル) >

- ・メンテナンスコストとメンテナンス時間を減らすことができる。
- ・ユーザーエクスペリエンスを向上させることができる。
- ・バックエンドシステムへの接続を簡素化することができる。

(ii) 本人確認 (電子証明書の取扱い) について

① 電子証明書の使用の有無について

電子証明書の提出要否及び電子証明書の提出が必要である場合の使用の有無について質問をした。

「電子証明書の提出は必須である」とした知財庁が 3 (EPO (欧州)、ROSPATENT (ロシア)、DPMA (ドイツ))、「電子証明書の提出は不要である」と回答した知財庁が 6 (EPO (欧州)、EUIPO (欧州)、INPI (ブラジル)、IPOP HL (フィリピン)、USPTO (米国、特許)、USTPO (米国、商標))であった。「電子証明書は後で提出すればよい」と回答した知財庁はなかった。このうち、EPO (欧州) はシステムによって電子証明書の提出要否が異なるため、両方に回答している。

USPTO (米国、特許) からは、さらに以下のコメントを得た。

< USPTO (米国、特許) >

- ・USPTO に対する認証用の PKI 証明書を持っていない又は PKI 証明書の使用を希望しない利用者は、引き続き認証を伴わない作業フローのみを経由して新規出願を行うことが可能である。この場合、利用者は EFS-Web ページに進み、未登録の利用者として PKI 証明書なしでの提出を選択すると、セッション用にトランスポート層セキュリティ (TLS) 接続が生成され、USPTO に安全なデータ送信が可能になる。したがって、EFS-Web サイトにアクセスする者であれば、誰でも新規特許出願及び書類提出が可能になる。
- ・利用者が事後提出物 (既存の特許出願についての書類/手数料など) の電子手続を希望する場合には、認証に PKI 電子証明書が要求される。

② 電子証明書の使用目的について

電子証明書の提出が「必須である」と回答した知財庁に対し、さらに、電子証明書の使用目的について質問をした。

使用目的として、「本人確認」と回答したのは ROSPATENT（ロシア）、DPMA（ドイツ）、「事後否認対策」と回答したのが EPO（欧州）、「その他」と回答した知財庁は EPO（欧州）であった。「その他」として以下の回答を得た。

<EPO（欧州）>

- ・WEB ベースのシステムにアクセスするための認証を提供するユーザーID/パスワード

② 電子証明書を不要とするとした背景について

「電子証明書の提出が不要」と回答した知財庁 (EUIPO (欧州)、INPI (ブラジル)、IPOPHL⁶⁰⁸ (フィリピン)、USPTO (米国、特許)) に対し、さらに、電子証明書を不要とした背景について質問をした。

電子証明書不要で可能な手続を制限しつつ代替手段でセキュリティを確保している、ユーザー側の利便性を考慮した、システム設計時のインフラ事情によるものといった回答を得た。

<EPO（欧州）>

- ・EPO は証明書が不要の簡易型 WEB 版出願システム (WEB フォーム出願) を提供している。認証はユーザーID 及びパスワードに基づき行われ、登録はオンラインで即座に行われる。ただし、このシステムは書類提出のみが可能であり、提出済の書類の追跡は不可能である。EPO はシステムの濫用 (ユーザーとして登録した後に、虚偽出願又はスパムを提出すること) を防止するための検証メカニズムを導入している。通信自体は https (匿名 SSL) を使用することでセキュリティが確保される。

<EUIPO（欧州）>

- ・異なる多数の国の利用者にとって電子証明書は管理が難しいことから、EUIPO ではログイン及びパスワードのシステムを使用している。

⁶⁰⁸ IPOPHL : The Intellectual Property Office of the Philippines、フィリピン知的財産庁

< INPI (ブラジル) >

- ・我々の以前のオンライン出願システムは、EPO の技術を使用しており、電子証明書が必要であった。このことは、多くのユーザーにとっては障害であったことが分かった。これは、電子証明書を使用することはブラジルでは広まらなかったためである。電子証明書を持たない多くの出願人により、かなりの数の紙ベースの出願が根強くなされていた。新しい WEB オンライン出願システムでは電子証明書を廃止した。これは、システムの使用を広く促し、より高いレベルでユーザーに合わせるためである。

< IPOPHL (フィリピン) >

- ・商標のオンライン出願が 2005 年に稼働開始した時点で、政府システムのデジタル証明書を発行するためのインフラは整備されていなかった。

< USPTO (米国、特許) >

- ・EFS-Web による出願では、紙形式と同じ法的保護が与えられる。利用者は電子受領書及び確認書を受信し、更に記録用に受領書を印刷して受領日を確認することができる。
- ・EFS-Web は、利用者が登録済であるのか否かを問わない、安全なホストによるアプリである。利用者が未登録提出者として手続する場合、書類はトランスポート層セキュリティ (TLS) 又はセキュアソケット層 (SSL) プロトコルを使用して送信される。利用者が登録済提出者を選択する場合、提出手続は公開鍵基盤システムによって実行され、ここで認証及び暗号化のセキュリティ管理が行われる。
- ・出願人が提出済の特許出願書類にアクセスし、事後提出物（既存の特許出願の追加書類／手数料など）を提出するためには、PKI 証明書を使用して特許電子取引システム (Patent eCommerce systems) の認証を受けなければならない。最初の特許出願段階において、98%は EFS-Web を使用して電子的に提出されている。最初に電子的に提出された特許出願書類のうち、PKI 証明書を利用していないものは、わずか 1.2%に過ぎない。
- ・電子取引利用者が自身の身元の安全性を確認するために電子証明書を使用している場合、USPTO は公開鍵基盤 (PKI) を使用して、そのような電子取引利用者の手続を許可する。USPTO は PKI 証明書を発行し、これによって利用者は特許出願が可能になり、さらに、例えば補正、申立て、バイオ配列リスト、情報開示陳述書などの応答書面の提出、そして訂正済付与前公開の請求などが可能になる。提出済の特許出願書類に出願人が安全なアクセスを可能とする Private PAIR についても PKI 認証が要求される。

<USPTO（米国、商標）>

- ・現在、出願に電子証明書は不要である。しかし USPTO は、いずれかの様式又は書類の提出前に、出願人又は提出者を登録する必要がある場合、ログインを義務づけることを検討中である。

③ 電子証明書が不要である場合の本人確認の代替手段について

「電子証明書の提出が不要」と回答した知財庁（EUIPO（欧州）、INPI（ブラジル）、IPOP HL（フィリピン））に対し、さらに、本人確認をどのようにしているかについて質問をした。

電子証明書の代替手段として、多くの知財庁がユーザー名とパスワードによる認証を採用しているという回答であった。また、システムへのログオンが不要である場合は、願書における本人に関する記載や、本人によるサインによるという回答を得た。

<EUIPO（欧州）>

- ・ユーザー名とパスワード

<INPI（ブラジル）>

- ・ユーザーログイン名とパスワードによる認証である。弁理士又は弁護士の認証は、必須の電子書面提出時に手作業でチェックしている。

<IPOP HL（フィリピン）>

- ・出願人は自身の氏名／名称、国籍／居住地、住所、連絡用番号、Eメールアドレスのみによって特定される。出願人は出願時に商標の所有者と推定される。出願後は、状況に応じてオフィスアクションに対する応答、各種請求、委任状などにおける出願人の署名などによって出願人を特定することができる。所有者の特定は証拠に基づくものであり、出願時と比べて審査中の特定はさらに困難になるので、所有者は推定に基づくものとなる。審査手続は査定系手続であり、したがって出願人と審査官だけの関係となる。第三者は審査段階で所有者について反対意見を述べる機会を持たない。このような機会を与えると審査が長期化してしまう。

ただし知的財産法の規定によると、真正の所有者以外の者によって商標が出願又は登録された場合には、異議及び取消手続（フィリピン知的財産庁（IPOP HL）法務部に請求可能）を通じて、その出願又は登録に反対することができる。

<USPTO（米国、特許）>

- ・未登録の提出者は、自身の氏名／名称、Eメールアドレス、通信用あて名の提示が要求される。

<USPTO（米国、商標）>

- ・出願人の氏名／名称は出願書類に示したものによって特定される。出願人は出願書類に署名しており、これには出願書類の情報が真実である旨を認める宣言書が含まれている。不正出願が行われている場合、真正所有者は商標審査政策担当副長官室 (Office of the Deputy Commissioner for Trademark Examination Policy) の室長に申立てを行うことができる。所有者は、出願人が無許可の第三者である旨の宣言に基づく陳述書を提出し、不正出願の無効を請求しなければならない。

④ 電子証明書が不要である場合になりすまし等があった場合の救済手段について

「電子証明書の提出が不要」と回答した知財庁 (EUIPO (欧州)、INPI (ブラジル)、IPOPHL (フィリピン)) に対し、さらに、いわゆるなりすましや盗聴、改ざん又は事後否認が発覚した場合の救済措置について質問をした。

救済措置としては、法律上の禁止規定に基づく司法上又は行政上の措置を請求する、秘密保持義務をユーザーに課し、ユーザエリア内の行為はすべて本人によるものとみなし、なりすまし等が発生した場合には裁判所で争うこととするといった回答を得た。

<EUIPO（欧州）>

- ・EUTMR⁶⁰⁹はこの問題に対応していない。EUIPO は出願人（代理人、異議申立人など）に身元を特定するよう要求している。しかし身分証明書（パスポート、国民 ID カードなど）は要求していない。

利用者がオンラインプラットフォーム（WEB サイト内の利用者自身の「User Area」ツール）にアクセスする場合には、「電子通信手段に関する決定 (Decision on Electronic Means of Communication)」及び「User Area」の利用条件に従わなければならない。同決定及び同利用条件、特に Point 4 を参照されたい。

利用者は自身のアカウント、パスワード、そして該当すれば対応するサブアカウントに関して、そのアカウント又はサブアカウントをいずれの者が使用する場合であっても、適切な使用及び秘密保持の責任を負う。利用者は User Area にアクセスするためのセキュリティ情報を、いかなる者に対しても伝えてはならない。その利用者のセ

⁶⁰⁹ EUTMR: European Union Trade Mark Regulation (欧州連合商標規則)

セキュリティ情報を使用して User Area 内で実行された手続は、すべて登録アカウント保持者が行ったものとみなされる。技術的に可能な限り、すみやかに無効化が行われるが、ユーザーアカウントの無効化が確定するまで、User Area に関する規定はすべて有効であり、完全に適用される。

「なりすまし、通信傍受、改竄、否認」などの場合に関する具体的な規定は存在していない。

「なりすまし」及び「改竄」に関して、(例えば氏名/住所/クレジットカードなどの) 虚偽データを使用した者が商標/意匠出願を行った場合、又は EUIPO に対する何らかの手続を開始した場合、これは個人情報の盗難と推定され、それ自体は影響を受けた第三者が詐欺事件として関係する国内裁判所が対応すべき事案と考えられる。EUIPO は、判決の結果として裁判所命令があれば、それを執行するために必要なすべてのステップを講じるであろう。

「通信傍受」及び「否認攻撃」に関して、利用者は自身のユーザーアカウントによる行為を、実際に自身が行っていないことを証明する必要がある。この評価はケースバイケースとなるであろう。EUTMR⁶¹⁰にはこれを想定した法律規定が存在しておらず、上述したように、何らかの詐欺的な問題があれば、関係する国内裁判所が対応すべき事案と考えられる。

< INPI (ブラジル) >

- この情報はセンシティブであり、IT セキュリティポリシーにより開示できない。

< IPOPHL (フィリピン) >

- なりすまし、通信傍受、改竄に基づく出願人に対しては、改正刑法 (法律 No. 3815) 第 172 条、第 173 条、第 178 条違反、電子商取引法 (共和国法 No. 8792) 第 33 条違反、盗聴防止法 (共和国法 No. 4200) 第 1 条違反、又は知的財産法 (共和国法 No. 8293) 第 162 条違反によって告訴することができる。

< USPTO (米国、特許) >

- EFS-Web を手引又はガイドラインに従わずに使用した場合には、所定の提出物を USPTO が受領できず、結果的に提出物が加入されない、又は提出日が認められないおそれがある。さらに、EFS-Web 経由で電子的に提出する書類には、実行ファイル、ワーム、ウイルス、その他の潜在的に悪影響を与える内容物などが含まれていてはならない。18

⁶¹⁰ EUTMR: European Union Trade Mark Regulation (欧州連合商標規則)

U. S. C. 第 1030 条に基づき、利用者は連邦政府のシステムに意図的に被害を与えてはならないことが義務づけられている。

<USPTO (米国、商標) >

- ・ 第三者が自身のものでない記録中の書類を悪意で提出した場合には、悪意による提出を否定する申立てを長官に行わなければならない。

⑤ 電子証明書が不要である場合における問題点の考慮及び対策の検討について

「電子証明書の提出が不要」と回答した知財庁 (EUIPO (欧州)、INPI (ブラジル)、IPOP HL (フィリピン)) に対し、さらに、電子証明書を使用せずに手続を受け付ける場合の問題点とその対応について質問をし、下記の回答を得た。

いわゆる冒認出願などの問題があることについて、電子証明書不要の手続の制限や、利用者への注意喚起及び監視手段の提供といった対応を取っているとの回答を得た。

<EUIPO (欧州) >

- ・ EUIPO は電子証明書を伴う書類を要求していない。通常であれば電子証明書なしで書類を受領する。

<INPI (ブラジル) >

- ・ この情報はセンシティブであり、IT セキュリティポリシーにより開示できない。

<IPOP HL (フィリピン) >

- ・ 商標の冒認出願-個人が自分の者ではない商標を申請する問題がある。
- ・ 上記の問題に対し、今後 2 年から 3 年で IPOP HL は、政府全体でのデジタル証明書システムを確立する公開鍵基盤 (Public Key Infrastructure、PKI) を整備する予定である。IPOP HL は登録当局の認可を申請し、正規に指定された政府証明当局として、IPOP HL 利用者・弁護士に専用デジタル証明書を発行する予定である。

<USPTO (米国、特許) >

- ・ 未登録の利用者は登録済の利用者と同レベルで保護されるが、提出物は一定のものに限定される。未登録の利用者にすべての書類の提出を許可すると、少数ながら虚偽又は無効の提出物が含まれるおそれがあり、その処理のために庁の資源を浪費することになってしまう。

- ・未登録の利用者は事後提出物の提出が許可されていないが、不適切とはいえ、そのような書類を新規出願として提出することは可能である。事後提出物（既存の出願についての書類／手数料）は、登録済の利用者が EFS-Web の PKI 認証を受けた後に限り、提出可能となる。

[講じるべき手段] 不正確に提出された書類を、1 つの出願から他の正確な出願に移送するためには、申立てを行い、申立手数料を支払わなければならない。

<USPTO（米国、商標）>

- ・潜在的な問題点として、例えば不正出願、連絡情報の不正アップデート、出願の悪意による放棄、悪意による出願などが挙げられる。
- ・当庁では出願内容を監視する必要性について関係者の注意を喚起している。
- ・当庁は MyUSPTO に商標用整理箱（trademark docket）を設定しており、利用者が追跡チェックしているリスト内の商標又は出願の状況に変更があった場合、E メールを利用者に送信する。この機能によって、利用者は自身の出願及び登録を監視し、不正出願を容易に発見することができる。

- ⑥ 電子証明書の提出が不要である場合の手数料等の支払時において、クレジットカード等で支払をした場合における本人確認及びなりすまし等が起こった場合の救済措置について

「電子証明書の提出が不要」であった手数料等の支払手段としてクレジットカードによる支払を受け付けている知財庁（USPTO（米国、特許）、同（米国、商標））に対し、さらに、電子証明書を使用せずに手続を受け付ける場合の問題点とその対応について質問をした。

システムへの登録の有無などによって支払方法の制限や与えられる操作権限の差異を設けている。そして、すべての支払方法から選択できるのはシステムへの登録後であって、システムへの登録には、ある程度厳格な本人確認の要件を課しているといった回答を得た。

<USPTO（米国、特許）>

- ・支払者は、ゲストとして、又は Financial Manager アカウントからログオンすることができる。ゲスト利用者はクレジットカードによる支払だけが認められる。Financial Manager の利用者は、クレジットカード、預金口座、電子送金による支払が可能である。

• USPTO が使用している Financial Manager は、電子支払方法を保存して各ユーザーの権限を割り当てるオンライン手数料支払管理ツールである。保存された支払方法すべてについて、次の3種類の標準的権限が与えられる。

i. 管理者 (Administrator) に与えられる権限 :

- a. 保存済の支払方法の管理内容の閲覧及び変更
- b. 保存済の支払方法の削除又は閉鎖
- c. 他のユーザの保存済の支払方法に関する権限・アクセスの付与及び抹消

ii. 手数料支払者 (Fee Payer) に与えられる権限 :

- a. 保存済の支払方法の基本的な管理内容の閲覧
- b. 保存済の支払方法を使用した、USPTO に対する支払

iii. 報告者 (Reporter) に与えられる権限 :

- a. 保存済の支払方法の基本的な管理内容の閲覧
- b. 保存済の支払方法による取引に関する報告書の作成、閲覧、共有

預金口座及び EFT (電子送金) については4番目の権限が与えられる。

iv. 資金管理者 (Funds Manager) に与えられる権限 :

- a. 保存済の支払方法の基本的な管理内容の閲覧
- b. EFT を使用した預金口座の資金追加 (資金管理者は EFT の権限も必要)
- c. 2つの預金口座間の資金移動 (資金管理者は両方の預金口座の権限が必要)
- d. 郵送小切手又は EFT 経由での預金口座からの資金引出 (預金管理者は EFT の権限も必要)

• Financial Manager にアクセスするためには USPTO.gov アカウントを作成しなければならず、これにはEメールアドレス、氏名、パスワード、そしてセキュリティ用の3つの質問が要求される。

• 手数料支払者がサインインして「保存済の支払方法 (Stored Payment Method)」のオプションを支払方法として使用した場合に限り、使用報告書に利用者名を表示することができる。取引を完了させた資金管理者の氏名は、手数料支払者がサインインして「保存済の支払方法」のオプションを使用して支払った場合に表示される。

<USPTO（米国、商標）>

- ・ 支払手続の一部として出願（又は登録）整理番号を要求することによって、支払とファイルとを一致させている。オンライン支払はすべて USPTO のオンライン支払ページから実行される。利用者は自身の USPTO.gov アカウントにサインインすること（更に Financial Manager（支払管理ツール）に保存したクレジット／デビットカード、預金口座、EFT アカウントの選択）によって、又はゲストとしての支払を選択すること（この場合にはクレジット／デビットカード支払のみ）によって、支払を行うことができる。USPTO のオンライン手数料支払管理ツールである Financial Manager に保存済の支払方法を使用して支払う場合、利用者は事前に手数料支払者の権限設定を行い、そのシステムによって支払者の身元確認を受けなければならない。
- ・ 利用者はクレジット／デビットカードによる支払の場合、カード上の 3 桁又は 4 桁のセキュリティコードを入力しなければならず、不正処理の削減に有用である。不正支払の場合、カード所有者はその取引否定をカード会社に報告し、USPTO は庁内のカード処理装置から返金通報を受け、必要であれば支払を無効とする。

(iii) その他の項目

① 知財庁における電子出願システムに関する意見収集

知財庁における電子出願システムに関する意見収集について、その有無とどのようなコメントを得ているかについて質問した。回答を得たすべての知財庁が「している」と回答した。

また、主なコメントについては、すべての手続をカバーすること、支払方法、WEB ブラウザ方式のシステムの場合は複数案件の一括処理の要望といったコメントがあるとの回答を得た。USPTO（米国）、では、ユーザーからの要望を受けてシステムの仕様の変更を予定しているという回答を得た。

<EPO（欧州）>

- ・ EPO の WEB 版システムに関する利用者からのコメントでは、このシステムがすべての特許手続、すなわち EP、PCT、国内の各特許をカバーすること、またシステムを「特許マネジメントシステム（PMS）」に統合する可能性を提供することが要望されている。従来のシステムで利用可能なすべての機能も提供するよう要望されている。

<EUIPO (欧州) >

- EUIPO は、さまざまなイベント、組織会議、協力プロジェクト、WEB セミナーでの質問など、さまざまなルートから、さまざまなタイプの利用者のコメントを受け付けている。また、EUIPO インフォメーションセンター、Key User Management Programme、そして主要電子手続の直後に導入されているフィードバックなどから、意見及び提案を集めている。EUIPO の電子出願を改善するための提案は、定期的に行われる庁内会議で分析されている。

<ROSPATENT (ロシア) >

- FAQ:

http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/inv/faq_iz

http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/faq_el

http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/el_zayav/lk/faq_lk

- 弁理士から最も多くの質問がくる。

<INPI (ブラジル) >

- ユーザーからのリクエストは以下の点に集中している。

①支払方法、②パーソナライズされたデータベース

<DPMA (ドイツ) >

回答なし

<IPOPHL (フィリピン) >

- 1) オンライン出願システムは特にマニラ首都圏外の出願人にとって非常に有用、便利かつ低額なものといえる（主に極小及び小企業（MSMEs）からの意見）。
- 2) システムの故障又は一時停止があり、またオンライン出願のアップロードが遅い（一部の商標代理人からの意見）。
- 3) 書誌データ加入時間が短縮され、誤記も最小限となる（商標局職員からの意見）。

<USPTO (米国、特許) >

- **EFS-Web** : EFS-Web は特許オンライン出願メカニズムの確立を目的として 2006 年 3 月 16 日に立ち上げられた。EFS-Web は最初に試行プログラムとして開始され、企業、法律事務所、独立発明家など 200 名が研修を受けて試行プログラムに参加し、フィードバックを提供した。フィードバックが肯定的であったことからプログラムが本施行さ

れた。試行プログラム参加者は、このサービスによって利用者は実質的にいつでも、どこからでも出願が可能になることから、利用者の要望に応えるものであると述べている。試行プログラム参加者からのフィードバックに基づき、EFS-Web は、弁理士が作成及びチェックした書類を職員が提出すること、手数料をオンラインで支払うことなどを認めることによって、さらに柔軟性を高めている。

- **Patent Center** : 電子取引近代化プロジェクト (eMod Project) は、現行の電子出願オンライン手続の改良を目的としている。この改良には、認証処理の近代化、構造化テキストの機能性充実などが含まれる。構造化テキストの機能性については2016年8月から2017年9月までの試行フェーズで検証された。試行フェーズは満足するものであり、フィードバックに基づく更なる充実が図られた。現在のところ、EFS-Web 登録者及びPrivate PAIR (私の特許情報提供サービス) 利用者に構造化テキストが提供されている。特許センター (Patent Center) は現状でベータ版であるが、2019年にはEFS-Web 及びPAIR システムから置き換えられる予定である。

<USPTO (米国、商標) >

- USPTO は商標オンライン出願システムに関する E メール経由のフィードバックを要請及び受領している。このようなフィードバックは、様式に関する技術的問題点の特定から、機能を向上させるための提案まで多岐に渡る。弁護士及び手続利用者からのフィードバックのいくつかの例を挙げる。
 - 各ページの様式データを保存するオプションの実施
 - 複数件の出願用として、通信担当者/会社情報を含むプロファイルを利用者が作成する方法の提供
 - 最初の出願段階で商品/サービスの選択を容易にする。

② WEB ブラウザ方式のシステムを採用した背景及び経緯について（フィリピン）

(a) WEB ブラウザ方式のシステムを採用した理由、背景等について

フィリピンでは、2016年から新たにWEBブラウザ方式の電子出願システムを導入し、運用を開始した。この点に関し、なぜWEBブラウザ方式のシステムを採用したのか、またその採用の背景や経緯について質問をした。

WEBブラウザ方式のシステムを採用した理由としては、他国からシステム開発の援助を受けており、支援を受けた国のシステムに習って開発が行われたためといったものであった。しかし、利用者の準備負担やアクセス容易性、そしてシステムの保守などが比較的容易に行えるといったことを考慮すると、自国で開発するとしてもWEBブラウザ方式のシステムを採用したであろうとの回答であった。

(WEBブラウザ方式のシステムを採用した理由)

ブラウザ版の出願は庁利用者のコンピュータにソフトウェアをインストールする必要がなく、アクセスが容易なシステムとなる。利用者は良好なインターネット接続環境さえ有していればよい。

他方、ソフトウェア版システムはソフトウェアのインストールが必要であり、コンピュータの保存領域を大幅に使うだけでなく、オペレーティングシステムとの互換性によって制限を受ける可能性もある。

(WEBブラウザ方式のシステムを採用した背景及び経緯)

当庁で使用している電子出願システムの現行バージョンは他の知的財産官庁から寄贈されたものであり、選択プロセスを介したものではなかった。しかしシステムの導入時に当庁が独自のシステムを開発していたとしても、ブラウザ版システムを決定するのが現実的であり、本質的に実施及び保守が容易であることから、やはりブラウザ版システムを使用していたであろう。

(b) WEB ブラウザ方式のシステムの運用開始後における影響、変化について

WEB ブラウザ方式のシステムの運用開始後、特許庁側の作業等についてどのような変化、影響があったかについて質問をした。

システム導入前と比較して、手打ち等のマニュアルによる作業が減り、事務手続きにかかる時間の短縮、及び正確性の向上により、審査や、公開後の訂正等も減り、全体として処理時間の短縮にもつながったとの回答を得た。

- ・具体的には長大な商品及びサービスのリストなど、特に書誌データの入力時に、当庁の職員が手作業でタイプ打ち又はコード化する必要がないことから、時間の節約となっている。オンライン提出された商標の画像は、(紙形式出願での)印刷又はスキャン画像と比較して、概して明瞭であり判読性が高いことから、審査官が商標を評価するための支援となり、審査処理時間が短縮されている。
- ・公開・証明書の記載事項の訂正請求件数も減少している。
- ・オンライン出願システムによる出願は約 5%に過ぎないので、この件数の減少はそれほど大きなものとはいえないであろう。したがって近い将来、オンライン出願が義務化されることを希望している。

(c) WEB ブラウザ方式のシステムの運用開始後における問題点について

WEB ブラウザ方式のシステムの運用開始後、何か問題が生じたことがあるかについて質問をした。

操作上の問題点などの指摘はあるが、大きなトラブルは生じていないといった回答を得た。

- ・一部のオンライン出願における、小規模の故障、アップロードが遅いなどの問題を除き、当庁のオンライン出願システムが重大なトラブルに直面したことはない。もっとも、当庁のオンライン支払システムには(クレジットカード支払など)拡張の必要性がある。

③ WEB ブラウザ方式のシステムにおいて複数の方式を採用した背景について（米国）

USPTO（米国）では、WEB ブラウザ方式のシステムを採用しているが、その中でもシステムへの登録や電子証明書の有無などにより、出願や手数料の支払等の各システムにおいてきめ細やかな違いを設け、加えて特許（及び意匠特許）と商標によっても異なるシステムを採用している。この点について、なぜこのような複数の方式を採用しているのかについて、質問をした。

法的、技術的要件の違いによるもの、公衆に利用可能な情報とする要件の違いといった回答を得た。

<USPTO（米国、特許）>

- ・EFS-Web は、登録済及び未登録の異なるアクセスレベルを均一的に提供するシステムである。未登録の利用者は登録済の利用者と同レベルで保護されるが、最初に提出するものに限定されている。この実務は、第三者による不適切な提出物及びその他の書類のリスクを最小限にするためである。未登録の利用者は、郵送（37 CFR 1.8 に基づく郵送証明書を添付）、37 CFR 1.10 に基づく USPS からの Express Mail、又は手交によって事後提出物を提出することができる。
- ・特許の電子出願システムと商標の電子出願システムとは、USPTO 内での法的及び技術的要件が大きく異なることから、別個のシステムとして実施されており、意匠特許出願は EFS-Web システムに含まれる。

<USPTO（米国、商標）>

- ・商標は特許と異なる別個のシステムで開発されたが、これは各システムが異なる時期に異なるビジネス需要に基づき開発されたことが理由となっている。例えば、すべての商標データは公衆記録の一部を構成するが、特許データはすべてが公衆の利用可能な状態に置かれているわけではない。

<USPTO（米国、特許）>

- ・経験上、ブラウザ版の出願システムは安全性が高く、維持管理が容易であり、費用対効果が高い。従来の特許出願システム（ABX 及び ePave）には利用者用ソフトウェアが含まれており、末端利用者のコンピュータにインストールする必要があった。出願処理が複雑であり、ソフトウェアの互換性の問題もあったことから、採用率は低かった。

<USPTO（米国、商標）>

- ・専用のオンライン出願システムを有している。

(3) 海外申請人質問票調査について

海外申請人質問票調査では、下記のような内容の質問をした。

- ・専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとを併用するメリットとデメリット、使用感及びシステムの統合の要望の有無
- ・欧州における独自のシステムについての使用感
- ・手数料の納付方法について
- ・電子証明書の管理について
- ・他国への直接手続について

(i) 電子出願システムについて

- ① 専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとの 2 つのシステムを併用していることのメリットについて

専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとの 2 つのシステムを併用していることのメリットについて質問をし、下記の回答を得た。

メリットとしては、WEB ブラウザ方式のシステムはどの PC からでも手続が可能となる点、法域により求められる方式が異なるため、それ専用のシステムがあることでより目的に合致した入力方法等が用意されている点が挙げられた。

<ドイツ>

- ・専用ソフトウェア版システムは概して使用が簡単であり、事前設定又は特別のクライアント設定によって、特定のニーズに対応する設定が可能となる。WEB ブラウザ版システムは、専用ソフトウェアがインストールされていない場合であっても、さまざまなコンピュータで簡単に利用できるという利点がある。

<中国>

- ・中国專利局は、発明、実用新案及び意匠の電子出願のために、専用ソフト方式のシステムだけでなく、WEB ブラウザ方式のシステムをも提供する。ただし、現在、中・大型事務所が主に利用しているのは、専用ソフト方式のシステムである。
- ・中国商標の電子出願に利用されているのは、WEB ブラウザ方式のシステムである。

- ・異なる IP 種類に応じて異なるシステムを利用することのメリットは、業務対象性が強い、という点にある。
- ・具体的に言えば、発明、実用新案及び意匠の電子出願に専用ソフト方式のシステムを利用することのメリットは下記の点にある。
 - (1) 複数のユーザーが同時に利用できる。
 - (2) 効率が高い。商標の電子出願に専用ソフト方式のシステムを利用することのメリットは下記の点にある。
 - (1) 使用が便利である。
- ・異なる IP 種類に応じて異なるシステムを利用することのメリットの理由は以下のとおりである。

様々な異なる IP 出願は、主管行政機構が異なり、出願の特徴が異なるので、異なるシステムを利用すると、より業務対象性に優れる。具体的に言うと、商標出願の主管行政機構が中国商標局である一方、発明、実用新案、意匠の主管行政機構が専利局であるためである。
- ・発明、実用新案及び意匠の電子出願に専用ソフト方式のシステムを利用することのメリットの理由は下記の点にある。
 - (1) 専用ソフト方式のシステムは、複数の端末にダウンロードしてインストールすることが許容され、より大型機構に適用される。
 - (2) 専用ソフト方式のシステムは、事務所の内部システムにおけるデータと伝送・リンクすることができ、大半のデータはこのシステムで繰り返し入力される必要がなく、効率がより高くなる。
- ・商標の電子出願に WEB ブラウザ方式のシステムを利用することのメリットの理由は下記の点にある。
 - (1) ユーザーは、ネットワークに接続可能な如何なるコンピュータにおいてもこのシステムを利用することができ、使用がより便利になる。
- ・特許、実用新案、意匠又は商標の手続は、かなり異なるため、それぞれのシステムがあれば、使用しやすいと思われる。
- ・中国では、特許、実用新案、意匠と商標の出願については、それぞれ異なる行政機関より審査されることになる。そのうち、特許、実用新案、意匠は、専利局で、商標は商標

局で審理される。そのため、両方の手続に使用するシステムが異なる。異なる行政機関より審査されるので、それぞれの特徴によりシステムを設定することができる。同じシステムになると、使用上の不便があると思われる。

- ・中国専利（特許、実用新案及び意匠を含む）出願は、WEB ブラウザ方式でオンライン出願でき、また専用ソフト方式でオフライン出願できる（ただし、送信する際はオンラインが必要となる）。

商標出願は、WEB ブラウザ方式によるオンライン出願しかできない。

2種類の方式は、出願人と事務所のそれぞれにとって、便利かつ効率よく出願書類を提出することができる。

- ・WEB ブラウザ方式は、書式事項などを入力するステップ毎にガイダンスがあるため、出願人が自ら出願書類を提出する場合に向いていると考える。

専用ソフト方式は、一括で多数の出願書類を提出できるため、事務所にとって効率がよい。

- ・商標の電子出願は、始まったばかりで、WEB ブラウザ方式のオンライン出願しかできない。一括で多数の出願書類を提出することができないため、改善の必要がある。

② 専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとの 2 つのシステムを併用していることのデメリットについて

専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとの 2 つのシステムを併用していることのデメリットについて質問をし、下記の回答を得た。

複数のシステムの操作や管理について習熟するための教育コストやシステムの管理コストの負担が大きいこと、WEB ブラウザ方式のシステムは単件処理が前提となっており、入力上の効率性が悪いといった点が挙げられた。

<ドイツ>

- ・複数の異なるシステムを使用する場合の問題点として、当然ながら利用者は両方のシステムについて学習及び理解しなければならず、各システム間で切り替えるときにミスが生じるリスクが高くなる。
- ・例えば、さまざまな専用ソフトウェア版システムのインストール及びアップデート、データ保存、知財管理システム用インターフェースなど、多くの技術的設備及び高額のコストを要する。

- ・自前のソフトウェアサポート及び知識が数多く要求される。それぞれのシステムはすべて異なるものとなる。
- ・研修期間が長くなり、各利用者の習熟期間も長くなる。さまざまなユーザーインターフェース及び機能について学習しなければならない。
- ・作業手順が更に複雑化する。それぞれの知財タイプで異なる対応が必要となる。
- ・持続的な作業進行の実施に対する障害となる。各作業進行の間、そして作業進行内でギャップがあっても、例えばインターフェースが存在していないために近接化させることができない。
- ・さまざまな種類のシステムを使用する場合には、ソフトウェアの運用が互いに異なる、さまざまなソフトウェアの使用及びアップデートが必要となる。不便であり、時間の浪費であり、また操作上のミスを引き起こす可能性があるためである。

<中国>

- ・異なる IP 種類に応じて異なるシステムを利用することのデメリットは、システムが多くて、管理とメンテナンスが複雑である、という点にある。
- ・発明、実用新案及び意匠の電子出願に dedicated software-based system を利用することのデメリットは下記の点にある。
 - (1) アップグレードとメンテナンスが難しい。
- ・商標の電子出願に dedicated software-based システムを利用することのデメリットは下記の点にある。
 - (1) 一人のユーザーにしか利用できない。
 - (2) 効率が低い。
- ・異なる IP 種類に応じて異なるシステムを利用することのデメリットの理由は以下のとおりである。
 - 1 社の事務所で複数の電子出願システムをメンテナンスしなければならず、メンテナンスコストが高く、難度が高い。
- ・発明、実用新案及び意匠の電子出願に専用ソフト方式のシステムを利用することのデメリットの理由は下記の点にある。
 - (1) 専用ソフト方式のシステムは、公式アップグレードが必要な場合に、タイムリーに公式サイトからアップグレード・パッケージをダウンロードしなければならず、すぐにアップグレードしなかった場合は、正常な出願に影響してしまう。

(2) 専用ソフト方式のシステムは、単一端末にしか用いられず、直接事務所の内部 LAN に入ることができない。

・商標の電子出願に WEB ブラウザ方式のシステムを利用することのデメリットの理由は下記の点にある。

(1) 1 社の事務所に 1 つのハードウェア証明書しか有さないため、1 台のコンピュータで操作するしかなく、出願が多いときには、仕事の効率に影響してしまう。

(2) 事務所の内部システムのデータを直接電子出願システムに導入することができないので、電子出願を行うとき、別々にデータを入力しなければならず、仕事の効率が低い。

・管理コストが高いと思われる。

・特許、実用新案、意匠と商標とは、出願流れがかなり異なっているため、手続上での管理便利のため、システムの担当者は異なっているが、それぞれのシステムがいつも順調に進めるために、技術サポートとしての IT 部門のエンジニアはそれぞれのシステムについて詳しく了解する必要がある。

・WEB ブラウザ方式と専用ソフト方式との間で、方式の転換ができない。

・2 種類の方式が相互互換性を持っていれば、出願人及び事務所にとって、より便利になる。

・専利出願と商標出願は、それぞれ専利局と商標局に管理され、互いに無関係である。

③ 専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとの 2 つのシステムを併用していることに関する使用感について

専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムの使い勝手について質問した。「WEB ブラウザ方式のシステムの方が使い勝手がいい」と回答した回答者はドイツのユーザーが 1 者、中国ではいなかった。また、「専用ソフト方式のシステムの方が使い勝手がいい」と回答した回答者は、中国のユーザーが 3 者、ドイツではいなかった。さらに、「どちらも同じくらい使い勝手がよい」と回答した者は、ドイツのユーザーが 2 者、中国ではいなかった。なお、「どちらも使い勝手がよくない」と回答した回答者は、どちらの国にもいなかった。

それぞれの回答別の回答理由及びコメントとしては以下のとおりである。

<ドイツ>

(WEB ブラウザ方式のシステムの方が使い勝手がいい)

- ・ソフトウェアをインストールする必要がない。
- ・アップデートの必要がない。
- ・いかなる場所からも、そしていかなるタイプの装備によっても、それがインターネットに接続している限り利用可能である。

(どちらも同じくらい使い勝手がいい)

- ・どちらが好ましいかはユーザーによる。しかし、専用ソフト方式のシステムは、所内のソフトウェアやデータベースとインターフェースで接続することができるため、より大きな優位性があり、特許事務所としてはより好ましい。
- ・ブラウザ版の方式は、アップデート不要であるという点で利用しやすい。
- ・専用ソフトウェア版の方式は、様式記入時にインターネットにアクセス不要であるという点で利用しやすい。

<中国>

(専用ソフト方式のシステムの方が使い勝手がいい。)

- ・専用ソフト方式のシステムは、事務所の内部システムにおけるデータと伝送・リンクすることができるので、より友好的なものである。
- ・特許の場合、WEB ブラウザ方式のシステムのほうは、操作などに様々な制限があるようである。それに対して、専用ソフト方式のシステムが操作しやすいし、特許庁よりも随時に改善されているため、汎用されている。
なお、商標の場合、WEB ブラウザ方式のシステムしかない。

- ・WEB ブラウザ方式は、ガイダンスがあるため、出願の手續に慣れていない出願人にとって便利だが、外部向けのデータ用インターフェースがないため、事務所にとっては不便である。

専用ソフト方式は、外部向けのデータ用インターフェースがあるため、事務所の自作したミドルウェアを介して、事務所内のシステムとスムーズに繋がることことができる。出願書類を効率よく提出できるとともに、特許庁から発行された通知などもバッチ処理できる。

④ 電子出願システムの今後の方向性について

電子出願システムの今後の方向性に関する要望について質問した。ドイツのユーザーでは「WEB ブラウザ方式のシステムに統合して欲しい。」が2者、「統合して欲しくない。」及び「WEB ブラウザ機能をより充実させて欲しい。」と回答したものが1者ずつであった。

中国のユーザーでは、「統合して欲しくない。」、「専用ソフトの機能をより充実させて欲しい。」と回答した者が1者ずつ、「将来的にはWEB ブラウザ機能と専用ソフト機能を同等機能として欲しい。」が2者であった。うち1者は複数回答である。

それぞれの回答別の回答理由及びコメントは以下のとおりである。

<ドイツ>

(WEB ブラウザ方式のシステムに統合して欲しい。)

- ・ソフトウェアをインストールする必要がある。
- ・アップデートの必要がある。
- ・いかなる場所からも、そしていかなるタイプの装備によっても、それがインターネットに接続している限り利用可能である。
- ・ブラウザベースのシステムはアップデートの必要がある。さらに、インターネットに接続できれば、世界中のどこからでもブラウザベースのシステムへアクセスできる。

(統合して欲しくない)

- ・我々の場合、専用ソフト方式のシステムが望ましいとは思いますが、特定の状況ではWEB ブラウザ方式のシステムを有するのもよいと考える。(統合は望まない)

<中国>

(統合して欲しくない。)

- ・特許の場合、専用ソフト方式は代理事務所や出願件数の多いユーザーに適応する。それに対して、WEB ブラウザ方式はすべての手続をWEB で扱う必要があるため、個人など出願件数が少ないユーザーに適応する。
なお、商標の場合、WEB ブラウザ方式のシステムしかない。

(専用ソフト機能をより充実させて欲しい)

- ・専用ソフト方式のシステムを介して利用可能な拡張機能の下、事務所の内部 LAN に用いることができるとともに、より便利に事務所の内部データと伝送・リンクすることができる機能を追加して欲しいため。

(将来的には WEB ブラウザ機能と専用ソフト機能を同等機能として欲しい)

- ・2種類の方式は、異なるユーザーに向いており、それぞれのメリットがある。相互互換性があれば、統一する必要はないと考える。

⑤ 今後追加して欲しい機能について

電子出願システムに今後追加して欲しい機能があるか質問した。「ある」と回答した者は、ドイツのユーザーでは1者、中国のユーザーでは3者であった。「ない」と回答した者はドイツのユーザーでは2者、中国のユーザーではいなかった。

さらに、追加希望の機能について質問した。回答としては、記入時に知財庁のデータベースにアクセスして必要項目が自動入力できる、事務所内部のシステムとの親和性の向上、審査のステータス確認などが挙げられた。

<ドイツ>

(追加して欲しい機能がある)

- ・出願様式の記入時にブラウザ検索機能を取り入れることによって、ドイツ登録簿からの既存の名義人 ID 検索、又は自動的な商品／サービス分類／製品表示などが可能になるものと考えられる。

<中国>

(追加して欲しい機能がある)

- ・専用ソフト方式のシステムを介して利用可能な拡張機能の下、事務所の内部 LAN に用いることができるとともに、より便利に事務所の内部データと伝送・リンクすることができる機能を追加して欲しい。
- ・現時点では、同じ変更について、専用ソフト方式のシステムでは、数件を一括して変更手続を行うことはできず、案件ごとに手続することが必要となる。変更手続を行う際に、様々な情報記入が必要なため、複数件であると同じ情報を何回も入力する必要があり、かなり手間がかかる。

- ・ 1) WEB ブラウザ方式と専用ソフト方式との間で、相互互換性があるとよい。そうすれば、2 種類の方式それぞれのメリットを享受できる。
- 2) WEB ブラウザ方式は、審査のステータスや審査官の情報を簡単に確認することができるため、審査官への連絡に便利である。

(ii) 欧州独自の運用について

① 専用ソフト方式のシステム、WEB ブラウザ方式のシステム及び EPO の専用ソフトの使用について

ドイツでは、出願について、自国の専用ソフト又は WEB ブラウザ方式のシステム、EPO の専用ソフト又は EUIPO の WEB サイトを利用することができる。そこで、ドイツのユーザーに対し、普段出願にどのシステムを使用しているかについて法域別に質問した。

特許では、自国の専用ソフトを使用しているユーザーが 2 者、EPO の専用ソフトを使用している者が 1 者であった。紙出願をしている者はいなかった。

実用新案では、自国の専用ソフトを使用しているユーザーが 2 者、紙出願を使用している者が 1 者であった。EPO の専用ソフトを使用している者はいなかった。これは、EPO の専用ソフト (OLF) は、実用新案の出願に対応していないためである。

意匠では、自国の専用ソフトを使用しているユーザーが 2 者、EUIPO の WEB ブラウザ方式のシステムを使用している者が 1 者であった。紙出願をしている者はいなかった。

商標では、自国の専用ソフトを使用しているユーザーが 2 者、1 者は無回答であった。

なお、意匠と商標については、いずれも、自国の WEB ブラウザ方式のシステムを使用しているユーザーはいなかった。

また、そのシステムを使用している理由について、法域別に質問をした。

特許に関して自国の専用ソフトを使用しているものの、EPO に出願する場合も多く、EPO の専用ソフト (OLF) も使用しているという回答であった。実用新案に関しては、OLF では対応していないため自国の専用ソフト又は件数も少ないため紙出願をしているとの回答もあった。意匠及び商標に関しては、自国の WEB ブラウザ方式のシステムではなく、処理の効率性から自国の専用ソフトを使用しているという回答であった。

(a) 特許に関する意見の詳細

(特許：自国の専用ソフトを使用)

- ・より簡単、より早く、より安く、すべての文書が電子化されている。
- ・EPOnline は、利用しやすくレイアウトが優れている点で、実務関係者から好まれている。しかし、PCT 出願からドイツ国内段階に移行する場合、EPOnline を利用することができない。

(特許：EPO の専用ソフト (OLF) を使用)

- ・より簡単、より早く、より安く、すべての文書が電子化されている。
- ・OLF はドイツ、EP、PCT 特許出願を電子的に行うための、時間的効率及び信頼性が高いツールである。電子出願の場合には公式手数料も低額となる (€ 90.00)。出願後、すみやかに出願受領通知及び出願番号が生成される。また出願書類の下書きは、利用者自身のアカウントに保存しておき、後の段階で (例えばクライアントの許可後) 引き出すことができる。
- ・私たちが扱う特許出願の大半は EP 特許出願及び PCT 広域段階出願である。DPMAdirekt 及び DPMAdirektPro は PCT 広域段階出願に対応していない。これが主な理由となって、特許のオンライン出願には OLF を使用している。

(b) 実用新案に関する意見の詳細

(実用新案：自国の専用ソフトを使用)

- ・より簡単、より早く、より安く、すべての文書が電子化されている。
- ・EPOnline を利用して実用新案出願を行うことはできない。

(実用新案：紙出願)

- ・私たちの特許部では、オンライン出願に OLF だけを利用している。これは、併存する別個のシステムの利用を避けたいからである。

OLF による実用新案出願は不可能である。実用新案出願は件数自体が少なく、オンラインと紙形式との間の出願手数料の価格差も少ない (€ 10.00)。これらの事実から、私たちは依然として、実用新案出願は紙形式で行っている。

(c) 意匠に関する意見の詳細

(意匠：自国の専用ソフトを使用)

- ・ドイツ意匠出願に関して、DPMAdirekt は時間的効率及び信頼性が高いツールである。紙形式の出願と異なり、図面は jpg ファイルで提出できることから、スキャン又はコピー作業によって品質が劣化しない。
- ・電子形式の出願では公式手数料が若干であるが低額になる (€ 10.00)。出願後、すみやかに出願受領通知及び出願番号が生成される。
- ・出願書類の下書きは、利用者自身のアカウントに保存しておき、後の段階で (例えばクライアントの許可後) 引き出すことができる。

(意匠：EUIPO の WEB ブラウザ方式のシステムを使用)

- ・より簡単、より早く、より安く、すべての文書が電子化されている。
- ・EPOnline を利用して意匠出願を行うことはできない。

(d) 商標に関する意見の詳細

- ・ドイツ商標出願に関して、DPMAdirekt は時間的効率及び信頼性が高いツールである。紙形式の出願と異なり、図形商標又は文字／図形結合商標の画像については jpg ファイルで提出可能であることから、スキャン又はコピー作業によって色彩が変化しない。
- ・電子形式の出願では公式手数料が若干であるが低額になる (€ 10.00)。出願後、すみやかに出願受領通知及び出願番号が生成される。
- ・出願書類の下書きは、利用者自身のアカウントに保存しておき、後の段階で (例えばクライアントの許可後) 引き出すことができる。
- ・EPOnline を利用して商標出願を行うことはできない。

② 自国のシステムと EPO 又は EUIPO のシステムとの使用感について

自国のシステムと EPO 又は EUIPO のシステムの使用感について不満な点又はよいと思う点について質問をした。

EPO にシステムについては概ね満足しているとの回答であり、大きな不満があるという回答はなかった。EUIPO のシステムについては、ほとんどの手続に対応していること、案件の受付処理などが迅速であることがよい点としてあげられた。一方で、複数案件の処理や

インターフェースに課題があるとの回答であった。自国のシステムについては、複雑であること、インターフェースが分かりにくいといったことが挙げられた。

(a) EPO のシステムについての回答詳細

不満な点	よいと思う点
<ul style="list-style-type: none"> ・ OLF : 少しのバグがあること以外は、特に不満な点はない。 ・ CMS : 使用した経験がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EPO システムに満足している。迅速であり、構造が明確に配置されているためである。 ・ OLF : インターフェースが利用しやすく、直感的に操作できることから、ソフトウェアでの作業が簡単である。有効 (validation) メッセージが表示されるので、利用者は様式記入時のミスを防ぐことができる。ネットワーク化によって作業シェアが可能となる。「user management」によって、一定の利用者に一定の権限を与えることができる。各種テンプレートによって入力ミスの防止及び書類作成時間の短縮が図られる。 ・ CMS : 未体験であるが、ソフトウェアのインストールが不要であり、利用者側でアップデートの必要がないことから、きわめて良いものであることは事実といえる。 ・ EPO のシステムは理解しやすい。ソフトウェアのレイアウトが明確である。

(b) EUIPO のシステムについての回答詳細

不満な点	よいと思う点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数意匠出願の場合、分類を変更することができない。 ・ 商標出願の下書きを保存するごとに、下書き一覧に新バージョンが生成される。したがって何回か保存すると、時系列で整理されていない複数の下書きバージョンが存在することになり、どれが正しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人、名義人などの変更が容易である。 ・ 書類提出の受領確認が極めて早い。変更事項が EUIPO 登録簿に即座に記入される。 ・ EUIPO にはメール受信トレイが用意されているが、ドイツ特許商標庁には存在していない。

不満な点	よいと思う点
<p>最新バージョンなのか特定できなくなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先権書類（一般的にほとんど必須）は 2MB 以下が要求されるが、これに適合させるのは困難なことが多く、書類の品質が犠牲になる。 ・出願様式中の EuroLocarno ブラウザは、EUIPO が提供する総合的な EuroLocarno データベースと一致していないことが多い。 ・願書提出用の保存期間が短すぎる。 ・システムのレイアウトが悪く、理解しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・EUIPO に対する、ほとんどすべての手続（異議、期間延長請求、オフィスアクションの応答など）はオンラインで行うことができる。 ・DPMAdirekt システムと比較して、電子署名は簡素化されている。 ・インターフェースが利用しやすく、直感的に操作できることから、ソフトウェアでの作業が簡単である。出願様式にブラウザ検索が統合されており、商品分類、製品表示、そして既存の名義人 ID などの検索が容易になる。 ・アップデートが必要ない。

(c) 自国のシステムについての回答詳細

不満な点	よいと思う点
<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツにおける商標及び意匠用のシステムは、かなり複雑なものといえる。ドイツ商標又は意匠出願を行う前段階として、様式はいくつかの異なる登録簿によって区別され、実際に出願するまでいくつかの段階を変更しなければならない（「下書き」「署名準備完了」「提出準備完了」「提出済」「終了」）。有効化のためには、電子署名に代えてカードが要求される。 ・システムのレイアウトが悪く、理解しにくい。 ・専用ソフトである DPMAdirekt、EUIPO のシステム及び EPO の OLF for online filing のみを使用している。 ・EPOline と比較すると、ドイツのシステムのほうが優れている点は存在しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商標出願の様式を何回か保存する場合であっても、余分な下書きバージョンは生成されない。 ・専用ソフトである DPMAdirekt、EUIPO のシステム及び EPO の OLF for online filing のみを使用している。

(iii) 手数料の納付について

日本の手数料の納付方法と比較した自国の納付方法について質問をし、下記のような回答を得た。

<ドイツ>

- ・電子決済の可能性はもちろん好ましいが、様々な支払方法が利用可能であることが特に好ましい。例えば、EPO ではクレジットカードでも支払が可能である。
- ・クライアントの事情、そして、そのクライアントが現在利用中の手続タイプ（従来の企業であれば口座振替、新興企業であればオンライン支払）に合わせて提案するものと考えられる。
- ・EPO から手数料が返還される時点での手続が容易かつ単純になることから、私たちの場合には(2)の口座振替を推奨するものと考えられる。

<中国>

- ・中国での特許出願は、以下の方法で支払うことができる。
 - (1) 専利局にて現金で支払うこと（日本での方法（現金納付）と類似するものと考えられる）。
 - (2) 専利局にて小切手又は為替手形で支払うこと。
 - (3) 専利局にて銀行カードで支払うこと。
 - (4) 郵便局で為替送金することにより支払うこと。
 - (5) 銀行で為替送金することにより支払うこと（日本での方法（1）と類似するものと考えられる）。
 - (6) 第三者支払会社の中金支払有限公司を通して支払うこと。
- ・中国での商標出願は、以下の方法で支払うことができる。
 - (1) 第三者支払会社の上海ユニオンペイ電子支払サービス有限公司を通して支払うこと。
 - (2) 前払いから直接引き出すこと（日本での方法（3）と類似するものと考えられる）。

大型事務所は、第三者支払会社を通して支払うことが多く、料金が無事にその第三者支払会社に転送することさえ確保できれば、その料金は既に専利局に届いたものと考えられる。

- ・中国特許庁では、上記(1)～(4)の料金納付方法がいずれでも可能である。また、特許庁で直接クレジットでの支払も認められる。納付方法が数種類あることで、状況に応じて適宜な方法を選択することが可能なので便宜である。

商標の場合、(1)(3)と(4)の料金納付方法が可能である。

なお、クレジットでの支払については、特にアドバイスはない。

- ・中国の料金納付方法

(1) 電子現金納付（事務所又は個人の金融口座からシステムを通じて直接支払い）

(2) 現金納付

現在、クレジット払いは認められていない。

- ・事務所の金融口座による納付は、予納ができれば、事務所の煩雑な納付作業を減らすことができる。
- ・個人の金融口座による納付は、例えばAliPay、WeChatなど、より簡易な支払方法があればよりよい。

(iv) 本人確認（電子証明書の取扱い）について

① 電子証明書の管理について

各ユーザーの電子証明書の管理担当者について質問をした。ドイツのユーザーでは、電子証明書の管理者は「事務所の所長又は代表者」、「パートナーの弁護士／弁理士」、「その他の弁護士／弁理士」、「特許事務所の事務所員」がそれぞれ1者、「システム担当者」と回答した者が2者であった。なお、複数回答を含む。

中国では、「特許事務所の事務所員」と回答した者が1者、「システム担当者」と回答した者が3者であった。なお、複数回答を含む。

加えて、電子証明書の使用者について質問をした。ドイツのユーザーでは、「専用ソフトの使用者又はWEBブラウザで手続作業をする者と同じ」と回答した者が2者、「電子証明書の管理者と同じ」と回答した者が1者であった。中国のユーザーでは、すべての回答者が「専用ソフトの使用者又はWEBブラウザで手続作業をする者と同じ」と回答した。

② 電子証明書を使用する上で困っている点

電子証明書を使用する上で困っている点について質問をした。ドイツのユーザーでは、「電子証明書の準備にかかる負担(時間・費用がかかる)」と回答した者が2者、「電子証明

書の更新や保管場所の管理が面倒」と回答した者が1者であった。中国のユーザーでは、「電子証明書の更新や保管場所の管理が面倒」と「電子証明書の取得方法が分かりにくい」と回答した者が1者ずつ、「その他」と回答した者が2者であった。

「その他」と回答した者及びコメント欄では、以下のような回答を得た。

<ドイツ>

(電子証明書の準備にかかる負担(時間・費用がかかる)／更新や保管場所の管理が面倒)

- ・私たちはEPOのスマートカードを使用してデジタル証明書を作成している。(1)と(2)の問題は、スマートカードの取得と更新だけでなく、証明書の認証とスマートカードリーダーの不安定さによってももたらされる。

<中国>

(その他)

- ・1社の事務所が1つのハードウェア証明書しか有さないので、1台のコンピュータで操作するしかなく、出願が多いときには、仕事の効率に影響してしまう。そこで、事務所の出願数に応じて複数のハードウェア証明書を適宜申請できるようにして欲しい。
- ・現状に対し、困った点も改善点もない。

(v) その他

① 自国以外への手続について

自国以外の知財庁へ直接手続をしたことがあるかについて質問をした。ドイツのユーザーでは、「ある」と回答した者が2者、「ない」と回答した者が1者であった。中国のユーザーでは、すべての者が「ない」と回答した。

加えて、手続をしたことが「ある」と回答した者に対し、どのような手続を行っているか質問をし、下記のような回答を得た。

<ドイツ>

- ・英国(UKIPO)へ直接出願その他の手続
- ・欧州特許の代理権に基づきBE、DK、DE、FI、IE、IS、LI、LU、NLの国へ手続を行っている。

- ・私たちは、バーゼルとスイスに支所があり、そこからドイツの出願を行っている。

② 自国以外の国への直接手続の意思について

自国以外の国へ直接出願をする意思があるかについて質問をした。ドイツのユーザーでは、「したいと思う」、「したいとは思わない」、「未回答」がそれぞれ1者ずつであった。中国のユーザーでは、「したいと思う」と回答した者が1者、「したいとは思わない」と回答した者が2者であった。

また、その回答理由について質問し、下記のような回答を得た。

<ドイツ>

(したいと思う)

- ・私たちのオフィスから各官庁に直接出願手続が可能になれば、外国出願のための代理人手数料が全体として削減され、クライアントの利益になるものと考えられる。

(したいとは思わない)

- ・一般論としてこの可能性があれば有益であろうが、私たちは、それぞれの国で最良の知識を有する専門家を利用するプラクティスが望ましいと常に考えており、それは通常であれば、各国の国内代理人となる。
- ・十分に経験を積んだその国の代理人に依頼する方が好ましい。

<中国>

(したいと思う)

- ・ファミリーの出願に対し一括管理ができるので、顧客のコストを削減することができる。

(したいとは思わない)

- ・一部の国においてかなり多くの出願を提出しているものの、法律及び具体的操作等の新たな要求を迅速に把握するのは難しいので、現在は、必ず、国外事務所を通して該当国外出願を提出するようにしている。
- ・各国の出願手続用のシステムの使用ルールに相違があり、また各国の出願手続の注意点も様々ある。よって、スムーズに手続を進めるため、短期間内ではやはり現地代理事務所に手続を協力してほしい。

VI. まとめ

1. 公開情報調査結果

(1) 特許庁の電子出願システム

これまでにパブリックコメント、文献等において表明されている意見・提言において、ユーザーインターフェースの改善を求める意見のなかで、WEB ブラウザ方式のシステムの採用が求める意見があった。また、電子証明書の利用に関する意見に関しては、現行の電子証明書に代わる日本国特許庁専用の電子証明書の発行や、日本国特許庁独自の認証システムによる本人確認に関する意見があった。

(2) 特許庁の電子出願システム以外の政府機関の国内電子申請システム

(i) 電子申請システムの環境

調査対象とした 10 の電子申請システムは、WEB ブラウザ方式のシステムを備えるが、専用ソフトの環境も併用しているシステムは、4 つのシステムであった。併用しているシステムにおいては、WEB ブラウザ方式のシステムを軽微な手続用に使用しているもの、専用ソフトと WEB ブラウザとが同じ機能を有するもの、専用ソフトで一部の手続のみ対応し、WEB ブラウザ方式のシステムでほとんどの手続を行うものと様々な態様があった。

(ii) 各種電子証明書の利用の有無

電子証明書を必要とするシステムが 5、不要とするシステムが 5 であった。前者は、納税や社会保険等、個人情報や秘匿すべき情報を取り扱うシステムであり、後者については、輸出入の申告や漁獲高の報告など、比較的秘匿の必要性の低い情報について取り扱うシステムであった。後者の場合の認証方法は、ユーザーID とパスワードを利用する方法が多数を占めた。

(iii) 電子申請率

電子申請率に関しては、電子申請率が 100%又は 100%に近いシステムは 3、80%以上であるものが 2、50%～60%台であるものが 3、それ以下であるものが 2 であった。権利の登

録等に関するものや、特定の業界や利用者を対象としているものなどについては電子申請率が高い傾向にあった。

(iv) システムの仕組み・特徴

利用者登録の有無、手数料等の支払方法及び利用環境の特徴について調査したところ、利用登録を不要としているシステムは1のみで、これ以外はすべて利用登録を必要としていた。また、手数料等の支払には、電子納付を採用しているシステムが多く、7つのシステムで採用されている。その他、口座振替や現金納付も選択可能としているシステムもあった。クレジットカードやデビットカードを利用するシステムは1のみであった。

(v) 利用方法

マイナンバーや法人番号について調査したところ、マイナンバーで申請可能とするシステムは、納税等を扱う e-Tax や社会保険等の総合窓口である e-Gov のみであった。法人番号を使用できるシステムは6つあり、様々な目的で利用されている。

(3) 海外知財庁の電子出願システム

(i) 電子出願システムの環境

電子出願システムの環境では、専用ソフト方式のシステムのみを採用しているのは日本のみであった。専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとを併用している知財庁は、EPO (欧州：特許)、SIPO (中国：専利⁶¹¹)、ドイツ、オーストラリア、台湾、ロシア、韓国及び WIPO (PCT) の 8 つの知財庁であった。これら以外の知財庁ではすべて WEB ブラウザ方式のシステムのみを採用している。

併用の態様は、専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムとで同様の機能を利用可能としているもの、専用ソフトでほとんどの手続に対応しつつも WEB ブラウザ方式のシステムについては一部の手続又は法域に限定して提供しているもの、専用ソフトで出願や中間対応、審判請求などの主要な手続を行い、その他の手続を WEB ブラウザから行うもの、WEB ブラウザを一般、個人用として位置付け、主に単件処理に対応させ、その一方で専用ソフトは業務用として位置付けて大量案件一括処理に対応する機能を提供しているものなどがあった。

⁶¹¹ 「専利」は、日本でいう特許、実用新案及び意匠を指す。

使い分けの傾向としては、WEB ブラウザ方式のシステムを個人一般向けとしてユーザーフレンドリーなインターフェースによる手続を可能とし、専用ソフトは業務用として、大量案件の処理等の弁理士らの使用態様に沿った機能を提供している。WEB ブラウザからでも、CSV ファイルを読み込むことで一部の手続については大量案件の一括処理に対応する知財庁もあった。

加えて、WEB ブラウザ方式のシステムを採用又は併用する多くの知財庁では、WEB ブラウザを通して補助的なサービスを提供する。例えば、ログオン後のユーザーエリアにおいて、手続履歴や支払履歴の確認、予納口座等の残高照会、知財庁からの通知の受信、期限や登録した案件に関する権利変動の通知などのサービスを提供している。

WEB ブラウザ方式のシステムのみを採用している知財庁では、その多くが事前にシステムへの利用登録が必要であり、ログオン後のユーザーエリアで手続を行う態様であった。

(ii) 出願時の電子証明書の要否について

専用ソフト方式のシステムの場合、すべての知財庁で電子証明書が必要であるが、WEB ブラウザ方式のシステムの場合は、電子証明書が不要な知財庁もあった。

まず、WEB ブラウザ方式のシステムであって出願時に電子証明書が不要である知財庁は、米国、EPO (Web-form filing)、タイ、フィリピン、ARIPO、イギリス、カナダ、ブラジル、WIPO (ハーグ) の 9 の知財庁であった。米国を除くこれらの知財庁では、システムの利用登録をユーザーに要求し、システムへのログオン時にユーザーID とパスワードを要求することで本人確認を行っている。

米国では、出願時にシステムへのログオンが不要であり、また電子証明書も必須ではないが、その後の手続を行う場合などにシステムへの利用登録とともに電子証明書が必要となる。出願時の本人確認は、出願人の入力情報とともに要求される電子サインにより行っている。

WEB ブラウザ方式のシステムを採用している知財庁で電子証明書が必要な場合、電子証明書を使用するタイミングに幾つかの態様がみられた。具体的には、システムへのログオン時に電子証明書が必要となる場合や、ログオン時はユーザーID とパスワードでよいが手続を行う際（送信時など）に電子証明書が必要となる場合があった。

2. 国内質問票調査結果

質問票を送付した対象者は、2014年4月1日から2017年3月31日までに出願公開公報又は登録公報が発行された特許、実用新案、意匠及び商標の出願人又は代理人であって、一定数以上の出願を行っている者から1027者を抽出した。

上記1027者のうち、577者から回答を得た。回収率は56.2%であった。

(1) 電子出願システムに関する課題及び改善ニーズ

現在のインターネット電子出願ソフトの使い勝手に関し、「満足している、変更の必要はない」との回答をした者が29.7%、「満足しているが、変更/追加したい機能がある」と回答した者が37.2%であった。全体の66.9%の者が現在の使い勝手について満足しているとの回答であった。

一方で、使い勝手に不満又は何らかの変更若しくは追加したい機能があると回答した者は、上記の「満足しているが、変更/追加したい機能がある」の37.2%に加え、「やや不満だが大きな変更はして欲しくない」が22.7%、「不満であり、積極的に変更して欲しい」が6.0%であった。合計で65.9%の者が現在のインターネット電子出願ソフトに対し、何らかの形で改善して欲しいというニーズがあることが分かった。

「満足している、変更の必要はない」と回答した者以外の者に対し、具体的な改善要望項目について複数回答可能として質問したところ、電子証明書の手続きに関する要望が48.9%、書式チェック時のエラーメッセージに関する要望が53.3%、紙の書面のみでしかできない手続があるとしたのが53.0%であった。電子証明書、エラーメッセージ、対応可能な手続の拡大といった項目に改善要望が集中した。

(2) WEBブラウザをベースとした電子出願システムの導入ニーズ

WEBブラウザ方式のシステムの導入に関しては、すべて又は一部の機能で導入を希望すると回答した者は21.9%であった。一方で、「あまり導入して欲しくない」が18.4%、「絶対に導入して欲しくない」が4.7%であり、否定的な回答をした者は、23.1%であった。WEBブラウザ方式のシステムの導入については、肯定的意見と否定的意見とを比較すると、若干否定的意見が高いものの、肯定的意見と否定的意見とがほぼ拮抗している。なお、「どちらでもよい」とした者は最も多く、36.2%であった。

この結果をユーザーの企業又は事務所の観点からみると、「すべての機能で導入して欲しい」と回答した者は、事務所全体で11.5%、企業全体で18.8%であり、事務所よりも企業

の方が WEB ブラウザ方式のシステムの導入ニーズが高い傾向を示した。これは、企業と事務所の規模別（大規模、中規模及び小規模）でみても同様の傾向を示している。逆に、「あまり導入して欲しくない」と回答した者は、事務所全体で 25.2%、企業全体で 11.2%であった。事務所では WEB ブラウザ方式のシステムの導入には比較的積極的ではないという傾向をみせた。

法域別の一部導入という観点でみると、「すべて又は一部の機能で導入して欲しい」と回答した者は、全体で、特許が 21.9%、意匠が 20.8%、商標が 26.0%であり、商標が若干高い傾向を示した。逆に「あまり導入して欲しくない」及び「絶対に導入して欲しくない」と回答した者は、特許が 28.4%、意匠が 29.9%、商標が 34.4%であり、否定的意見が若干高い傾向を示した。

（3）電子出願システムにおける電子証明書の利用に関する意見

電子出願システムにおける電子証明書の必要性については、「必要だと思う」という回答が 52.3%であり、「できれば使いたくない」の 17.5%、「不要だと思う」の 5.7%と比較しても、多くの者が電子証明書は必要であるとの認識であることが分かった。

「よく分からない」と回答した者は全体で 9.5%であったが、規模別で見ると、小規模の企業で 29.2%、小規模の事務所で 13.5%の者が「よく分からない」を選択していた。

電子証明書が必要又は不要である理由については、「手続をする者を特定し、なりすましを防ぐ」とした回答が 59.2%を占めた。ただし、電子証明書の扱いに関する「電子証明書の管理が面倒」、「電子証明書の取得や更新に費用がかかる」、「電子証明書の取得方法が分かりにくい」の回答がそれぞれ 22.9%、20.4%、10.4%であり、電子証明書の目的は理解するが電子証明書の扱いに一定程度の困難を感じているユーザーが存在するという傾向を示した。

また、各種手続における電子証明書の必要性に関する質問に関して、「出願審査請求」が 40.7%、「特許料/登録料の納付」が 64.4%、「ファイル記録の閲覧申請」で 57.6%の者が電子証明書は必要ではないと思われると回答した。

3. 国内ヒアリング調査結果

(1) 国内ユーザーヒアリング調査

(i) 現行システムの課題

現在のインターネット電子出願ソフトの機能面や操作性の点に関する改善要望としては、書式チェック後のエラーメッセージ、一括処理対応、データのとり込みや合成時の要望があった。また、システム全体に関する改善要望としては、紙の書面のみによる手続の電子化、電子証明書の取扱い等への要望があった。

(ii) 電子出願システムに求めること

回答では、効率性、安定性及び信頼性を挙げるユーザーが多かった。特に効率性については、時間的制約がなくなり、いつでも手続が可能という時間的側面、手続後の処理の側面、経費削減等の費用的側面など、様々な点で効率化が果たされているという評価を得た。

現在又は今後の電子出願システムに関しても、効率性を求める声が比較的多く、安全性、外部システムとの連携のしやすさなどを求める声もあった。

WEB ブラウザ方式のシステムの導入に関しては、否定的意見と肯定的意見の両方があった。もし導入されるのであれば、現在のインターネット電子出願ソフトとの継続性を維持し、操作面等について大きな変化を望まないという意見も複数挙げられた。商標のみにおける導入、一部機能についてのみ導入、現在のインターネット出願ソフトの操作環境や機能のすべてを実現した形での WEB ブラウザ方式の導入、など、条件付きの肯定意見もみられた。

(iii) 電子証明書の取扱い

電子証明書の取扱いに関しては、その必要性は認めるものの、電子証明書の取得又は期限切れによる再取得の手続に負担を感じるという声が多く得られた。その他、電子証明書を使用しないで行える手続があるのではないかと、電子証明書に代わるより使い勝手のよい代替手段があるのではないかと、という意見があった。

(2) 国内専門家ヒアリング調査

(i) 電子申請においてWEBブラウザをベースとした電子申請システムの導入態様

政府が促進する手続の電子化の流れは今後も続くため、電子出願システムに関しても同様にその方向性は維持すべきである。手続に関しては、電子化されていない手続の電子化が必要となるだろうとの意見を得た。

WEBブラウザ方式のシステムへの移行を考える場合、考慮すべき点は多く、セキュリティの観点やシステムの観点からの検討が必要となる。システムの観点からは、全面移行と一部移行とで異なる検討が必要であり、全面移行の場合は、データの保存場所、ハードの負担、印刷や大量案件の一括処理などの機能面での補充等を考慮する必要がある。また一部移行では、ユーザーがシステムの移行により効率面などのメリットを享受できる法域又は手続を検討する必要がある。その他、WEBブラウザ方式のシステムを導入できれば、スマートフォンやタブレットでの操作の可能性も出てくるため、ユーザーに応じたシステムの提供も視野に入るとの意見があった。

(ii) 各種電子証明書の利用をせずに電子申請を受け付ける場合の課題等

単純に電子証明書を利用するか否かといった検討ではなく、電子出願システムに必要なセキュリティレベルはどのようなものかを設定し、そのセキュリティレベルを達成する為に必要な手段として電子証明書が適しているかを考えるべきではないかという意見が挙げられた。加えて、電子証明書で何を保証するのも考慮すべきであるという意見もあった。すなわち、本人性と原本性のどちら又は両方を保証するのか、それにふさわしい手段は何かを検討する必要があるのではないかという意見であった。また、電子証明書は、企業の社印や個人の実印相当であるという扱いであることから、日本の行政手続における押印の取扱いについても言及があった。

電子証明書以外を利用した認証方法を採用する申請様式としてはドイツの認証付き電子書留での申請などの例が挙げられた。ただし、電子証明書以外の認証方法を採用することは、これまでの電子出願システムの経緯を考えると、逆行するのではないかという意見があった。

4. 海外調査票調査結果

(1) 海外知財庁質問票調査結果

(i) 両方のシステムを採用している理由及びその利点

併用している理由としては、多様なユーザーの需要に対応するため、歴史的な事情によるものといった回答を得た。利点としては、WEB ブラウザ方式では常に最新版の状態を維持することができる。専用ソフト方式では、オフライン環境でも作業が可能であるといった点が挙げられた。一方で併用によるデメリットとしては、両システムの運用コストやユーザー側のアップデート対応等が一律ではないといった点が挙げられた。

(ii) 今後の電子出願システムの環境整備に関する方向性

過去に併用していた知財庁も含め、多くの知財庁で WEB ブラウザ方式のシステムに移行している又は移行する予定であるとの回答であった。なお統合する予定はないと回答した知財庁はドイツのみであった。

(2) 海外申請人質問票調査結果

(i) 専用ソフト方式のシステムと WEB ブラウザ方式のシステムの使用感について

WEB ブラウザ方式では、専用ソフトに比べて入力などに時間がかかること、また、WEB ブラウザ方式のシステムであってもその習熟等に時間やコストがかかる。このため、使用者としては併用によるメリットは特になく、専用ソフト方式のシステムの方が効率性といった点や様々なニーズに対応できるという点で専用ソフト方式のシステムを主に使用しているとの回答が多くを占めた。

(ii) WEB ブラウザ方式のシステムの利点や欠点

WEB ブラウザ方式のシステムはアップデート等の管理や場所による制限から解放され、出願人によっては使いやすいと考えるという回答を得た。ただし、多くの案件を処理するには向かず、対象者の多くが専用ソフトを使用しているとの回答であった。

5. 総括

本調査から、現在の日本における電子出願システムは、一定以上の評価を得ている一方で、操作や機能面において更なる改善要望があり、今後の利用促進や利便性向上について検討の余地があることが分かった。ユーザーの意見としても、企業や事務所の規模や個人といった立場の違いにより、多様な意見や要望が存在する。そのような中で、より多くのユーザーの利便性を向上すべく、検討を重ねていくことが必要となるであろう。

加えて、WEB ブラウザ方式のシステムに関しても、専用ソフト方式のシステムに向いている機能を生かしつつ、様々な態様で併用している国内電子申請システムや海外知財庁があることが分かった。セキュリティを始めとして今後の技術開発により実現可能となる機能も含め、どのような態様で運用することがユーザーの利用促進や利便性向上に役立つのかについて、専用ソフト方式か WEB ブラウザ方式か、又は電子証明書を使用するか否かといった二者択一というものではなく、ユーザーの利用促進や利便性向上を実現できる今後の電子出願システムの在り方といった観点から適した方式やセキュリティ、機能の選択などの検討が求められる。

禁 無 断 転 載

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

電子出願制度に関する
調査研究報告書

平成 30 年 2 月

請負先 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1

郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 03-3591-5301

FAX 03-3591-1510

URL <http://www.aippi.or.jp/index.html>

E-mail japan@aippi.or.jp

